配布先: 制限あり

2014 年 2 月 7 日

言語：英語のみ

人権理事会

第 25 回会期

議題 4

本理事会が注意を要する人権状況

朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する国連調査委員会の報告書（詳細版）（仮訳）

概要

本報告書には、朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する国連調査委員会の詳細な調査結果が含まれる。本委員会の主な調査結果及び勧告については、文書 A/HRC/25/63 を参照のこと。

This is not an official translation of the United Nations.
Refer to A/ARC/25/CRP.1 for the official English version of this document.

れは国連による公式な翻訳ではありません。
報告書の公式英語版はA/ARC/25/CRP.1をご参照下さい。

パラグラフ　　頁

目次

I. 序 1-5 4
II. 調査委員会のマンデート及び方法 6-84 4
A. マンデート及び方法 6-12 5
B. マンデートの解釈 13-20 6
C. 北朝鮮の非協力 21-27 9
D. 作業の方法 28-62 10
E. 法的枠組み及び報告された人権侵害の立証基準 63-78 19
F. 証言のアーカイビング及び記録管理 79-84 23

III. 北朝鮮における人権侵害の歴史的・政治的背景 85-162 24
A. 植民地時代以前の歴史 87-89 25
B. 日本による植民地支配の時代（１９１０年～１９４５年） 90-94 26
C. 朝鮮半島の分断、朝鮮戦争とその後遺症 95-109 27
D. 「首領」体制の導入 110-128 32
E. 金王朝のもとでの権力基盤固め 129-157 39
F. 国外の動向と人権状況 158-162 47

IV. 調査委委員会の調査結果 163-1021 49
A. 思想、表現及び宗教の自由に対する侵害 163-264 49
B. 国家指定による社会階級（「成分」）、ジェンダー及び障害の有無による差別 265-354 84
C. 自国出国の権利や送還禁止も含め、移動及び居住の自由への侵害 355-492 113
D. 食料の権利及び生存権に関する侵害 ..... 493-692 ... 167
E. 恣意的拘禁，拷問、処刑、強制失踪、政治犯収容所 ..... 693-845 ... 240
F. 拉致を含む外国からの強制失踪 ..... 846-1021 ... 309

V. 人道に対する犯罪 ..... 1022-1165 ... 367
A. 国際法における人道に対する犯罪の定義 ..... 1026-1032 ... 368
B. 政治犯収容所における人道に対する犯罪 ..... 1033-1067 ... 370
C. 通常の刑務所システムにおける人道に対する犯罪 ..... 1068-1086 ... 379
D. 宗教の信仰者と国家転覆の影響を及ぼすと見做された者たちに対する人道に対する犯罪 ..... 1087-1097 ... 383

E. 北朝鮮国外に逃げようとした者に対する非人道的犯罪 ..... 1098-1114 ... 385
F. 飢餓 ..... 1115-1137 ... 390
G. 外国人、特に国際拉致被害者に対して犯された人道に対する犯罪 ..... 1138-1154 ... 397
H. 政治的な集団殺害（ジェノサイド）か ..... 1155-1159 ... 401
I. 委員会の主な調査結果 ..... 1160-1165 ... 403

VI. とりわけ人道に対する犯罪における、説明責任の確保 ..... 1166-1210 ... 404
A. 組織的な説明責任 ..... 1167-1194 ... 404
B. 個人の犯罪責任 ..... 1195-1203 ... 412
C. 国際社会の責任 ..... 1204-1210 ... 415

VII. 結論と勧告 ..... 1211-1225 ... 417

頭字語

ACF	アクション・アゲンスト・ハンガー
CEDAW	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
CESCR	社会権規約委員会
CRC	児童の権利に関する条約
DPRK	朝鮮民主主義人民共和国
FAO	国際連合食料農業機関
HRNK	北朝鮮人権委員会
HRW	ヒューマン・ライツ・ウォッチ
ICCPR	市民的及び政治的権利に関する国際規約
ICNK	北朝鮮における「人道に対する罪」を止める国際的な連合
ICESCR	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
ICRC	赤十字国際委員会
KBA	大韓弁護士協会
KCNA	朝鮮中央通信社
KINU	韓国統一研究院
KPA	朝鮮人民軍
KWAFU	朝鮮戦争拉北者人士家族協議会
KWARI	家族会付設韓国戦争拉北事件資料院
LFNKR	北朝鮮難民救援基金
MPS	人民保安省
MSF	国境なき医師団
NGO	非政府組織
NHRCK	大韓民国国家人権委員会
NKDB	北朝鮮人権データベース・センター
NKHR	北韓人権市民連合
PDS	公的分配制度
POW	捕虜
ROK	大韓民国
SSD	国家安全保衛部
UNHCR	国際連合難民高等弁務官事務所
USA	アメリカ合衆国
WFP	国際連合世界食糧計画
WHO	世界保健機関
WGEID	強制的・非自発的失踪に関する作業部会

Ⅰ．序

➢ １

２０１３年３月２１日、国連人権理事会は第２２回会合において、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）における人権に関する国連調査委員会を設置した。人権理事会決議２２／１３は、同調査委員会に対し、特に人道に対する犯罪に相当しうる人権侵害についての全面的な説明責任の確保という観点から、同国における組織的、広範かつ重大な人権侵害について調査する任務を与えた。

➢ ２

調査すべき侵害としては、食料の権利に対する侵害、強制収容所、拷問及び非人道的な取扱い、恣意的な拘束及び拘禁、差別、表現の自由、 生存権、移動の自由、外国人の拉致を含む強制失踪に関する侵害がある。

➢ ３

２０１３年５月７日、人権理事会議長は、北朝鮮人権状況特別報告者であるマルズキ・ダルスマン（インドネシア）に加え、調査委員会メンバーとしてマイケル・カービー（オーストラリア）及びソーニャ・ビセルコ（セルビア）を任命したことを発表した。カービー氏は委員長を務めた。調査委員は無報酬で独立の専門家としての資格において、翌月、任務に取りかかった。人権高等弁務官より提供された９名の経験豊富な人権担当職員による事務局が調査委員会を補佐した。ただし事務局は、任命された後は人権高等弁務官からは独立して業務にあたった。

➢ ４

本報告書は、人権理事会決議２２／１３に基づき、調査委員会が２０１３年９月に人権理事会に対し、また同年１０月に国連総会に対して行った口頭報告に立脚している。

➢ ５

調査委員会は、調査報告書を国連のすべての関連機関及び事務総長に提出し適切な行動に付すとの人権理事会決定を念頭に、人権理事会加盟国により与えられたマンデートを実施した。

Ⅱ．調査委員会のマンデート及び方法

Ａ．マンデート及び方法

➢ ６

決議２２／１３の採択は、人権理事会が無投票で調査委員会を設置した最初の例となった。これは２０１２年に国連総会及び人権理事会において無投票で採択された、北朝鮮における人権状況の持続的な悪化に対する深刻な懸念を表明した決議に続くものである。

➢ ７

決議２２／１３の採択に先立ち、国連における人権に関連する機関（北朝鮮人権状況特別報告者を含む)、多くの加盟国、複数の市民団体（脱北者により設立された人権団体を含む）より、調査機関の設置を求める要望があった。特に北朝鮮人権状況特別報告者が人権理事会第２２回会合で行った報告では、北朝鮮における重大、組織的かつ広範な人権侵害を調査し、より完全に記録するために、適切なリソースを備えた国際的かつ独立不偏の調査体制の必要性が指摘されていた。

➢ ８

２０１３年１月、人権高等弁務官ナヴィ・ピレイは、北朝鮮では数十年にわたり深刻な犯罪が行われているとして、本格的な国際的調査を要求し、北朝鮮の核兵器保有に対する関心が、北朝鮮の悲惨な人権状況を見劣りさせるべきではないと強調した。

➢ ９

調査委員会の設立については、人権に関する既存の体制に対する北朝鮮の非協力的な姿勢という点から考えられなければならない。北朝鮮は「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（ＩＣＣＰＲ)、「経済的、社会的（及び文化的）権利に関する国際規約」（ＩＣＥＳＣＲ)、「児童の権利に関する条約」（ＣＲＣ)、「女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約」（ＣＥＤＡＷ）の締約国である。２００９年以降、北朝鮮は以上の条約に関する国家報告を何ら提出していない。ただし２００４年には児童の権利に関する委員会の代表団による訪問を招請するという前向きな行動を取った。

➢ １０

北朝鮮は２００９年に第１回普遍的・定期的レビュー（ＵＰＲ）を受けており、２０１４年に第２回の対象となる。北朝鮮は人権に関する義務についていくつか一般的な受け入れを表明しているものの、２００９年にＵＰＲ作業部会が行った１６７件の勧告のいずれをも受け入れていない。

➢ １１

北朝鮮人権状況特別報告者は、２００４年にその任務が開始されて以来、北朝鮮への入国を果たせないでいる。北朝鮮は特別報告者の任務を敵対的行為であると見なして拒絶しており、協力を拒んでいる。１９９５年、「女性に対する暴力と、その原因及び結果に関する特別報告者」の任務に伴う派遣が行われて以来、人権理事会の委託を受けた者は一人として北朝鮮への訪問を招請されず、また訪問を許可されていない。

➢ １２

国連総会及び人権理事会による決議に基づき、事務総長及び人権高等弁務官は、北朝鮮における人権侵害及びそれに関連する不処罰を詳細に論じた定期報告を発表している。北朝鮮は、これらの報告の根拠となっている国連総会及び人権理事会の決議を拒絶しているため、これらの報告に対して実質的な情報を提供していない。また２００３年以来、北朝鮮政府は人権高等弁務官事務所（ＯＨＣＨＲ）からの技術支援の提供をすべて断っている。

Ｂ．マンデートの解釈

➢ １３

調査委員会のマンデートは、本質的に決議２２／１３のパラグラフ５に記載されているが、この項は北朝鮮人権状況特別報告者による２０１３年報告書のパラグラフ３１に特に言及している。この二つのパラグラフを読み合わせ、調査委員会は、以下９つの特定かつ実質的な分野を含む北朝鮮における組織的、広範かつ重大な人権侵害について調査する任務が与えられていることを判断した。

－　食料の権利に対する侵害

－　強制収容所に関連した侵害全般

－　拷問及び非人道的な取扱い

－　恣意的な拘束及び拘禁

－　差別、特に基本的人権及び基本的自由の組織的な否定及び侵害

－　表現の自由に対する侵害

－　生存権の侵害

－　移動の自由に対する侵害

－　外国人の拉致を含む強制失踪

➢　１４

これら９つの分野は相互に関連・重複しており、調査委員会の調査における焦点を規定するものである。だが、ここに一覧した９分野がすべてを網羅しているわけではなく、調査委員会は必要に応じ、これら９分野のいずれかに本質的に関連した侵害についても調査を行った。

➢　１５

さらにマンデートは、調査が相互に関連した次の３つの目的を追求すべきであることを示している。（１）人権侵害についてのさらなる調査及び記録、（２）被害者及び加害者の証言収集及び記録、（３）説明責任の確保。

（ａ）人権侵害のさらなる調査及び記録：決議２２／１３は調査委員会に対して、北朝鮮における組織的、広範かつ重大な人権侵害について調査するよう求めている。同様に、上述の特別報告者による報告書のパラグラフ３１は、そうした侵害についてのより詳細な記録に繰り返し言及している。説明責任の確保という観点からさらに詳細な調査が要請されていることは、侵害がどのように、誰によって計画・命令・準備されたのかという点にさらに強くフォーカスすることを示している。

（ｂ）被害者及び加害者の証言記録：特別報告者による報告のパラグラフ３１に詳述されているように、この任務において調査委員会は、「被害者の証言及び生存者、目撃者並びに加害者の証言を収集・記録すること」を求められている。調査委員会は被害者及びその他の証人を対象とした公聴会を開催し、彼らの証言をウェブサイトで公開することにより、任務におけるこの側面を実施した。これに加えて、保護の観点から公開の場で発言することができなかった被害者及び証人から提供された証言が、安全で秘密が保持されたデータベースに保管されている。

（ｃ）制度・個人両面での全面的な説明責任の確保：この任務では、調査を「特に人道に対する犯罪に相当しうる人権侵害についての全面的な説明責任の確保とい

う観点から」実施されるべきであることを明確にしている。特別報告者による報告のパラグラフ３１はさらに、「調査は、特に人道に対する犯罪に相当する場合は、［重大で組織的かつ広範な侵害］に関して制度的・個人的な説明責任の問題を検証すべきである」としている。

➢ １６

また調査委員会は、報告された侵害の範囲、組織的性質、重大性に鑑みて、国際社会の責任についても考察した。調査委員会は、決議２２／１３のパラグラフ５を特別報告者による報告のパラグラフ３１と読み合わせて、ここで要請されているように、国際社会に向けて勧告を行っている。

➢ １７

人権理事会決議２３／２５のパラグラフ１７に沿って、また任務の遂行におけるジェンダーの統合に関するベストプラクティスに準じて、調査委員会は調査の過程を通じてジェンダーに基づく問題及び侵害の影響に個別に注意を払い、女性及び子どもに対する暴力に特に注意を払った。したがって調査委員会は、人権理事会決議２３／２５を考慮し、女性及び少女に対する暴力に特別な注意を払い、報告においてその他の侵害におけるジェンダーの側面を盛り込んだ。女性に対する暴力、特に性的暴力は、被害者に今もつきまとう不名誉・恥辱ゆえに、記録が困難であることが分かった。調査委員会は、この調査では当該の侵害の範囲を部分的にしか把握できていない可能性があるという見解をとっている。

➢ １８

他の調査委員会に与えられた任務と比較すると、決議２２／１３のパラグラフ５は、調査委員会の調査について時間的な範囲を限定していない。調査委員会は、現在も継続中の、北朝鮮の人権状況を反映するような侵害を記録することに重点を置いた。また調査委員会は、時間及び資金、自由に利用できる情報に関する制約の範囲内で、より遠い過去に開始された可能性があるものの今日まで継続している、及び／又は深刻な影響を残しているような人権侵害の様式についても調査した。北朝鮮における人権侵害及びその根底にある政治的・文化的・経済的原因を理解するうえで必要となる場合は、北朝鮮の成立以前に遡る歴史的事件についても記述している。

➢ １９

地理的範囲については、調査委員会は自らのマンデートとして、北朝鮮がその領土の内外双方において自国民に対して犯した侵害の疑い、また他国民の拉致など、北朝鮮に由来する国外での行動を伴う侵害が含まれるものと解釈した。

➢ ２０

調査委員会は、北朝鮮国外で犯された侵害であって、その後の北朝鮮国内における人権侵害を可能とする又は容易にする原因となるもの、又は北朝鮮国内で生じた人権侵害の直接的な結果であるものについても、自らのマンデートに含まれると考えている。この点に関して調査委員会は、他国が果たす関連する責任の範囲についても明らかにした。

Ｃ．北朝鮮の非協力

➢ ２１

決議２２／１３は北朝鮮政府に対し、調査委員会の調査に全面協力し、調査委員会メンバーが制限無く同国を訪問できるよう認め、マンデートの履行を可能とするために必要な情報をすべて提供するよう促した。決議採択の直後、北朝鮮は同決議を「政治的対決と謀略の産物」と見なし、「完全に拒否し、無視する」と公然と述べた。同国は、２０１３年５月１０日付書簡において人権理事会議長に対して、「調査委員会を全面的かつ断固として拒否する」と直接伝えている。調査委員会は同国の関与を何度も求めたが、残念なことに同国の立場は一貫して変わらなかった。

➢ ２２

在ジュネーブ北朝鮮代表部に宛てた２０１３年６月１８日付書簡のなかで、調査委員会は面会を要請した。その後２０１３年７月５日にも書簡を送り、このなかで調査委員会は北朝鮮に対し、同国への入国を容易にすることで協力と支援の幅を広げるよう求めた。在ジュネーブ北朝鮮代表部は、この２通の書簡を受領したことを調査委員会事務局に認めたが、調査委員会の任務を拒絶することを明確に繰り返した。

➢ ２３

調査委員会は、北朝鮮の最高指導者であり北朝鮮の労働党第一書記である金正恩氏に宛てた２０１３年７月１６日付書簡のなかで、北朝鮮領内への入国を認めるよう要請を繰り返した。この書簡に対する回答は得られなかった。

➢ ２４

また調査委員会は北朝鮮の複数の当局に対し、証拠を精査するため、また調査委員会がソウル、ロンドン、ワシントン D.C.で開催する公聴会に一人ないし複数の代表者を派遣し提案を行うよう招請した。これらの招請に対する回答は得られなかった。調査委員会は、北朝鮮が公聴会に代表を出席させる手配を行ったか否かを認識していない。

➢ ２５

２０１３年９月１７日、人権理事会における意見交換のなかで、調査委員長は、調査委員会が北朝鮮に対して友好的な働きかけを行っていること、北朝鮮当局が適切と考える条件において北朝鮮を訪問し対話を行う用意があることを確認した。２０１３年１０月２９日の国連総会第三委員会において、在ニューヨーク北朝鮮国連代表部の代表者が出席する意見交換のなかで、委員長は再び、いかなる前提条件も設けない対話と交流の機会を提示した。これらの提案に対する北朝鮮側の動きはなかった。

➢ ２６

２０１４年１月７日になって、調査委員会は北朝鮮当局に対し、独立不偏で透明性のある方法で任務を果たすことにより、北朝鮮の全国民の人権の享受が前進することを追求したいとする決意を確認する文書を送った。調査委員会は、北朝鮮政府の視点を得ることで調査に完全な情報が与えられるよう確保することに対する継続的な熱意を繰り返した。また調査委員会は、調査の対象である北朝鮮に入国し、北朝鮮当局の立場を聴取すれば、同国内の人権状況をよりよく理解することにつながると強調した。調査委員会はこの機会に、在ジュネーブ北朝鮮代表部に対しても、報告書作成の進捗について協議することを提案した。北朝鮮に対する以上のアプローチはすべて無視された。

➢ ２７

報告書の公表に先立ち、調査委員会は本報告書の調査結果のすべてを北朝鮮政府に提供し、コメントと事実関係の訂正を求めた。北朝鮮の最高指導者である金正恩氏に対する書簡にも、人道に対する犯罪が行われていることを示唆する最も重大な懸念事項についての概要が盛り込まれた。本報告書の執筆時点では何の回答も得られていない。

D．作業の方法

➢ ２８

２０１３年７月第１週に行われた初回会合のあいだ、調査委員会は作業の方法とプログラムについて決定した。調査委員会は、北朝鮮に対して最大限の透明性と適正な手続の遵守を保証すると同時に、被害者及び証人の保護を確保しつつ調査を進めることを決定した。

➢ ２９

調査委員会は作業を進めるにあたり、また提示された証言を評価するにあたり、独立、

不偏、客観性、透明性、誠実さという原則、また被害者及び証人の秘密の保証及び保護に関連する場合を含め「無危害（do no harm）」原則を遵守した。証人の保護、救済、手続き上のルール、報告書の執筆、国際調査の基準、アーカイブ化に関してはベストプラクティスが適用された。

１．公聴会

➢ ３０

北朝鮮国内の証人及び現場へのアクセスができないことから、調査委員会は、透明性、適正な手続の遵守、被害者及び証人の保護を遵守した公聴会を通じて、直接の証言を得た。専門家だけでなく、北朝鮮を離れた被害者及び証人が、メディア、その他のオブザーバー、一般公衆に明らかにされた透明性のある手続きを経て証言を行った。８０名以上の証人及び専門家が公開の場で証言し具体的、詳細かつ有意な情報を提供した。これにはしばしば大きな勇気が必要であった。

➢ ３１

公聴会は、ソウル（２０１３年８月２０日～２４日）、東京（２０１３年８月２９日～３０日）、ロンドン（２０１３年１０月２３日）、ワシントン D.C.（２０１３年１０月３０日～３１日）で開催された。大韓民国［以下、「韓国」］、日本国［以下、「日本」］、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国［以下、「イギリス」］、アメリカ合衆国［以下、「米国」］の当局が、公聴会の実施に向けて運営面・物質面での支援を提供した。支援の内容としては、会場の決定・借用の支援、通訳専門家によるサービス提供の支援、公聴会の動画撮影及び文字起こしなどがある。また各国当局は、公聴会の安全を確保し、国内外の報道機関や関連する市民団体・個人との接触を容易にした。

➢ ３２

公聴会は調査委員会のマンデートの全分野を対象とした。証人は、真実を証言するとの宣誓を求められた。委員は、証人が証言内容を北朝鮮における人権状況に関連する問題に限定し、無関係な政治的発言や誹謗中傷を避けるように配慮した。また証人は、他国において体験又は目撃した虐待（abuse）についても、それらの虐待と北朝鮮における人権侵害のあいだに直接的な因果関係が存在する限りにおいて、証言を行った。

➢ ３３

調査委員会は北朝鮮当局に対し、ソウル、ロンドン、ワシントン D.C.における公聴会に出席し、許可を得て質問及び意見表明を行うよう招請したが、回答は得られなかった。その代わり、北朝鮮の国営通信社（朝鮮中央通信社）は調査委員会が中傷を行っ

ているとして公式に批判し、証人による証言は捏造であると主張した。調査委員会は北朝鮮に対し、北朝鮮側の主張の証拠を提示するよう再三にわたり求めたが、回答は得られなかった。また調査委員会は、証人自身が自らの言葉で反論できるよう、北朝鮮側の主張を証人に提示した。すべての公聴会の動画記録と文字起こしデータは調査委員会のウェブサイトで入手可能となっている。調査委員会は、一般の公衆が動画記録及び文字起こしデータを研究し、証人による証言の信頼性及び一貫性について自らの意見を形成することを推奨している。

２．非公開のインタビュー

➢ ３４

北朝鮮を脱出した多くの被害者・証人は有意義な情報を提供する意志を有していたが、今なお北朝鮮に残る家族に対する報復を恐れて、公開の場での情報提供は拒んでいた。過去に北朝鮮で公職に就いていた人々は特に、公然と調査委員会に協力していると見られることを躊躇していた。また北朝鮮の状況に詳しい専門家のなかには、北朝鮮と直接的に接触する可能性を残しておくために、非公開でのインタビューを望む者もいた。

➢ ３５

調査委員会及び事務局は、個々の証人に対して２４０回を超える非公開のインタビューを行った。これらのインタビューはソウル、東京、バンコク、ロンドン、ワシントン D.C.への訪問時及びテレビ会議・電話により行われた。

➢ ３６

これらのインタビューの抜粋を本報告書に収録している。多くの例では、侵害が行われた厳密な場所と日時及びその他の詳細は証人の特定につながる恐れがあり、証人保護の観点から伏せられている。

３．その他の文書資料の提出要請及び検証

➢ ３７

２０１３年７月、調査委員会はすべての国連加盟国及び関係者に対し、書面による提出を呼びかけた。関心のあるすべての国家、人又は組織に対し、調査委員会による任務遂行の助けとなる可能性のある適切な情報及び文書を共有することが要請された。情報・資料の提出期限である２０１３年１１月３日の時点で、８０件の文書が提出されている。例外として、少数ではあるが期限後に受領した資料も承認された。さらに

調査委員会及び委員会メンバーは膨大な量の通信を受信している。

➢ ３８

調査委員会は、国連、非政府組織、各国政府、研究所、学会関係者が作成したその他の報告書及び文書資料を取得し、検証した。本報告書の知見は主として被害者・証人による直接の証言に依拠しているが、文書による記録からは、貴重な背景情報が得られ、また証拠の源泉となった。公聴会の際に証人より提出された報告書・文書も多い。これらはすべて公聴会の資料として記録され、公聴会の記録の一部を構成している。

４．その他の国の関与

➢ ３９

調査委員会は２０１３年８月１９日～２７日のあいだ、韓国を訪問した。ソウルで開催された公聴会の他、調査委員会は韓国国務総理、さまざまな省庁の関係者、国内及び国際的な非政府組織及び市民団体、韓国人権委員会、韓国統一研究院との会合を行った。

➢ ４０

調査委員会は２０１３年８月２７日～９月１日のあいだ、日本を訪問した。東京で開催された公聴会の他、調査委員会は日本国総理大臣、さまざまな省庁の関係者、国内及び国際的な非政府組織及び市民団体との会合を行った。

➢ ４１

調査委員会は２０１３年９月１８日～２０日のあいだ、タイを訪問した。この訪問のあいだ、調査委員会はタイ王国政府（外務省を含む）の関係者、タイ人権委員会、複数の国際機関の代表、国内及び国際的な非政府組織及び市民団体との会合を行った。委員は北朝鮮による国際的な拉致疑惑事例の被害者家族に対し、相当量のインタビューを実施した。

➢ ４２

調査委員会は２０１３年１０月２３日～２５日のあいだ、イギリスを訪問した。ロンドンで開催された公聴会の他、調査委員会は外務・英連邦省の極東・東南アジア担当大臣、さまざまな政府関係者、非政府組織及び市民団体との会合を行った。

➢ ４３

調査委員会は２０１３年１０月２８日～１１月１日のあいだ、米国を訪問した。ワシ

ントン D.C.で開催された公聴会の他、調査委員会は国務省関係者、下院外交委員会の委員長及び委員、さまざまな政府関係者、専門家、非政府期間及び市民団体との会合を行った。

➢ ４４

調査委員会による各国訪問に先立って、調査委員会事務局のメンバーが派遣され、調査委員会の業務の一環として、公聴会の準備を行い、関係する協力者と会合を行い、国内のさまざまな場所で非公開のインタビューを実施した。事務局のスタッフはさらに２０１３年１０月、３週間にわたってソウルを訪問し、追加の非公開インタビューを実施し、その他２０１３年８月に開催された公聴会のフォローアップ活動を行った。

➢ ４５

２０１３年７月の最初の作業会合以来、調査委員会は中華人民共和国［以下、「中国」］への訪問を模索してきた。関連する調査を行い、任務の実施に関して中国当局と協議するためである。調査委員会は特に、脱北者の状況について直接的な情報を得るため、中国の北朝鮮と国境を接する地域への訪問許可を要請した。調査委員会はさらに、調査のための情報を得るため、中国側の北朝鮮専門家との会合を求めた。在ジュネーブ中国代表部の外交官と一連の非公式協議を持った後、調査委員会は２０１３年１１月７日、中国の国連代表部に対し、中国訪問のための招請を求める公式の要請を送った。書簡のなかで、政府関係者及び専門家との会合のために北京を訪問すること、また未決拘禁所及びその他の留置場において北朝鮮国籍者にインタビューを行うため、さらには中国における北朝鮮国籍者の保護に関与している教会及びその他の組織の代表者にインタビューを行うため、延辺朝鮮族自治州を訪問することへの同意を求めた。この書簡では、北朝鮮から中国へ女性の人身取引が行われているとする疑惑、北朝鮮籍の母親と中国籍の父親のあいだの子どもの地位が、中国に関する調査委員会の主要な懸念事項になっていることを強調した。２０１３年１１月２０日、中国代表部は事務局に対し、特定の国を対象とする、なかでも朝鮮半島を対象とするマンデートに関する中国の立場から、調査委員会を招待することはできないと伝えた。さらに追加の書簡において、調査委員会は在ジュネーブ中国代表部に対し、中国における北朝鮮国籍者及びその子供達の現状、北朝鮮への強制送還及び関連する同国への協力、人身取引、その他調査委員会のマンデートに関連する問題についての情報を提供するよう要請した。２０１３年１２月３０日、調査委員会はこの書簡に対する回答を受領した。さらに２０１４年１月２６日には追加の書簡を受領した。このやり取りについては調査委員会報告書に資料として添付している。

➢ ４６

本報告書のうち、北朝鮮以外の国の責任、それぞれの国民及び／又は他国に直接関係する事項に関する責任について触れた部分については、事実関係を修正できるよう、当該国の政府と共有した。これに対して期限以内に受領した情報は、調査委員会による慎重な検証を経て、事実が不正確に表現されている場合を中心に、適切な範囲で報告書に統合された。

５．国連機関及びその他の組織による協力

➢ ４７

決議２２／１３は、国連（その専門機関を含む）、地域政府間組織、マンデート保持者、関連団体、独立の専門家及び非政府組織に対し、調査委員会の任務遂行にあたって、調査委員会とのあいだで定期的な対話及び協力関係を築いていくことを奨励している。

➢ ４８

調査委員会は、有意義な情報を取得するため、いくつもの国連機関及び国連のシステム外の人道関係者と関わり合ってきた。北朝鮮における業務に悪影響が出ることを恐れて、調査委員会との公然たる協力に慎重な姿勢を示す国連機関も少数あった。有意義な情報を提供してくれた機関もあったが、それ以外からは情報は得られなかった。本報告書で、情報の出所として具体的な組織名を挙げているのは、その情報がそれらの組織による公式な報告書に反映されている場合のみである。公式の報告書が引用されている場合でも、必ずしもその組織が調査委員会と協力したことを意味するものではない。

➢ ４９

調査委員会は、人権高等弁務官事務所（ＯＨＣＨＲ）に謝意を表する。事務局の専門要員を派遣していただいただけでなく、各種の調査委員会、事実確認ミッション、その他の人権関連調査ミッションを支援するというＯＨＣＨＲの恒常的な機能により、調査委員会はアドバイスと支援を受けた。かかる支援及び援助は、調査委員会、そのメンバー及び事務局の独立性と完全性を十分尊重しつつ与えられたものである。また調査委員会は、人権理事会特別手続き及び人権関連条約機関に基づく多くのマンデート保持者と関係し、有意義な情報を得た。

➢ ５０

調査委員会は、北朝鮮における人権侵害を徹底的に記録しているいくつもの非政府組織から非常に有益な支援をいただいた。これらの組織は時として不十分な財金という問題を抱えている。それにもかかわらず、彼らは、調査委員会が北朝鮮を脱出した被

害者及び証人の信頼を得られるよう、大変な努力を払ってくれた。

６．証人の保護その他調査に伴う課題

➢ ５１

調査委員会は、被害者及び証人の保護に特別な注意を払った。調査委員会が実施した当初の保護に関するアセスメントでは、北朝鮮当局が日常的に、北朝鮮における人権状況について口外した人物を、正式な裁判を経ない刑の執行、強制失踪その他の暴力的行為の対象としていることが窺われた。またこのような人物の家族には過酷な報復が行われていた。調査委員会は、中国が脱北者を強制送還する政策をとっていること、また脱北者が北朝鮮当局に拉致されて強制的に帰国させられている既知の事例を考慮した。

➢ ５２

調査委員会は被害者及び証人とのあらゆるやり取りに関して、こうした背景を念頭に置きつつ判断を下し、注意と配慮を心がけた。接触した結果としてリスクを負うことになるような人物については、接触の必要があるかどうか、たえず評価が行われた。協力する人物の安全を確保できないと調査委員会が判断した場合、危害のリスクが高すぎると評価された場合、又はリスクのレベルについて確かな判断を下すための十分な情報を調査委員会が入手していない場合には、接触は試みられなかった。特に、今なお北朝鮮に居住している証人に対して携帯電話で直接接触しようという提案があっても、調査委員会はこれを追求しなかった。

➢ ５３

公聴会に関しては、関連するあらゆる状況を考慮して、ケースバイケースで保護の問題を注意深く評価した。調査委員会は原則として、近親者が一人も北朝鮮に残されていないか、あるいは中国在住でリスクに晒されていないと判断された被害者及び証人からのみ、公開での証言を得た。証言を行うことに対する証人のインフォームドコンセントは、公聴会での証言を可能とするための必要条件ではあったが、十分条件ではなかった。証人自身から公開の場で証言するという勇気ある申し出があっても、家族に対する報復が行われる現実的な可能性があると判断されたために調査委員会が却下した場合もあった。被害者及び証人の名前やその体験がすでに広くメディアで報道されていても、新たに公開の場で証言することがさらなる報復につながる可能性があると考える合理的な根拠が存在しない場合にのみ、証言することが認められる場合もあった。また調査委員会は、公開の場で特定されることへの同意を表明しておらず、保護の問題に直面する可能性がある人については、証人による証言及び質問がそのよう

な人の詳細に触れることがないように配慮した。

➢ ５４

すべての証人の身許は公聴会に先立って調査委員会が確認した。また、大半の証人は公聴会のなかで身許を明らかにしようとする意志を示していた。とはいえ、保護上の理由から、一部の証人については、仮名（X氏、ティモシー氏など）で特定することのみが認められ、顔を隠す、又は他の識別を使うなどの措置がとられた。少数の証人は帽子、サングラス又はその他の顔の一部を隠すものを着用し、身許が明らかになることを防ぐ措置がとられた。

➢ ５５

こうした幅広い保護措置によっても、報復を予防できない可能性がある。調査委員会は、協力者やその家族が報復に遭ったことを示す情報があれば、ただちに人権高等弁務官を通じて、事務総長が早急に対応することを要請する。調査委員会は、被害者、証人及びその他調査委員会への協力者を保護する第一次的な責任は、居住国及び国籍国にあることを想起し、加盟国に対し、必要に応じて追加的な保護措置を講じるよう促す。

➢ ５６

北朝鮮国内の証人及び現場への物理的なアクセスが不可能だったことは、上述のような保護の問題とも相まって、効果的な調査を行う上で特別な困難を多数生み出した。

➢ ５７

直接の証人となる可能性のある母集団は、多く見ても脱北者３万人に限られており、その大多数は今日、韓国に在住している。これらの証人の大半は、中国と国境を接する州の出身である。つまり、北朝鮮の他州に比べて、これらの州における状況が比較的よく記録されているという意味である。ほとんどの場合、脱北者が安全な場所にたどり着き、自らの体験について語るために必要な勇気を培うには、相当の時間を要する。したがって、調査委員会は直接の証言を根拠とするという厳格な立証基準を適用したこともあり、非政府組織及びメディアの報道が主張するような最新の人権侵害事例の多くについては確認できなかった。

➢ ５８

調査委員会が直面した最大の課題は、報復への恐れに由来するものだった。証人となる可能性のある者の大半は、秘密裡に証言することさえ恐れた。家族の安全について危惧しており、自分達の行動が未だに北朝鮮当局から監視され続けているものと考え

ていたからである。したがって調査委員会は、沈黙の壁を破って、公開又は非公開の場で調査委員会に証言する勇気を奮い起こしてくれた人々に特に感謝を捧げる。

➢ ５９

援助関係者、ジャーナリスト、外交官及びその他の外国人で北朝鮮を訪問した人々の多くも、業務や運営に対する報復を恐れて、調査委員会への知識・情報提供に消極的だった。もっとも、人権状況について外国人が得られる直接的な知識は限られているのが普通である。北朝鮮国内での移動の自由は否定されており、北朝鮮市民との接触は厳重に管理・監視されている。

➢ ６０

調査委員会は、テクノロジーが進歩し広く利用できるようになったことで北朝鮮から漏れ出てくる情報が増えていることに勇気づけられた。調査委員会では、この報告書に記載されている政治犯収容所４カ所の存在を、商用利用可能な衛星画像により確認することができた。さらに進んだテクノロジーを有する国によって生成された、より解像度の高い衛星画像があれば、ほぼ確実にもっと多くの情報が得られるだろう。残念ながら、複数回にわたる要請にもかかわらず、そうした画像は調査委員会には提供されなかった。

➢ ６１

また調査委員会は、北朝鮮で行われているとされる人権侵害を明らかにする現場・文書・通信を示すような、秘密裡に撮影された動画・写真を入手した。調査委員会は、その信憑性を確認できる場合に限り、これらの資料に依拠した。

➢ ６２

調査委員会は、委員会に協力した被害者・証人の多くが北朝鮮当局に対し全般的に否定的な見解を抱いている（ただし通常は、北朝鮮という国自体、またその国民については否定的ではない）ことを意識している。北朝鮮は調査委員会への協力を拒否することにより、人権状況に関する同国自身の見解を提示する機会、また国民の人権に関する進捗についての情報を提供する機会を自ら逸してしまった。調査委員会では、公開されている文書により北朝鮮が提供している情報を精査することで、こうした課題に応えるよう努めてきた。調査委員会が検証したのは、特に、普遍的・定期的レビュー（Universal Periodic Review、UPR）及び人権条約体（Treaty Bodies）に対する北朝鮮の国別報告書、人権理事会特別手続により送付された告発に対する北朝鮮の回答要旨のうち公開されているものである。これらの文書に記載された数値及びその他関連する事実の主張は、調査委員会でその根拠や正当性を確認できない場合でも本報告

書に反映されている。

Ｅ．法的枠組み及び報告された人権侵害の立証基準

➢ ６３

北朝鮮における人権状況を評価するうえで、調査委員会は主として、上述の人権関連諸条約に対する締約国として北朝鮮が自発的に負う拘束力を伴う法的義務に依拠している。また、国際慣習法において表明されているその他の義務も北朝鮮を拘束する。

➢ ６４

調査委員会のマンデートのうち朝鮮戦争の時期（１９５０年～１９５３年）を想起させる問題に関しては、調査委員会は、北朝鮮と他の紛争当事国の間の関係で引き続き適用可能な国際人道法上の未解決の義務（residual obligations）を考慮した。

➢ ６５

人道に対する犯罪が行われた可能性については、国際刑事慣習法に示された定義に基づき評価されており、この基準は大部分において、後に国際刑事裁判所に関するローマ規程（仮訳注：本仮訳では以下、ＩＣＣローマ規程という。）において明示されたものと重複する。

➢ ６６

調査委員会は、適切な場合には、国際難民法及び国際人権法における追放・送還禁止（the prohibition of *refoulement*）、自国民及び永住者に対して外交的保護を適用する国家の権利及び義務を含む、北朝鮮以外の国の関連する義務についても考慮している。

➢ ６７

国連の他の事実調査機関の慣行に倣って、調査委員会は個々の事件、出来事、国家の行動様式について事実認定を行うに当たり、「合理的な理由」立証基準として採用した。こうした事実認定により、出来事及び行動様式を人権侵害として、場合によっては人道に対する犯罪として法的に認定する根拠が得られた。

➢ ６８

ある出来事又は行動様式が発生したことを証明する「合理的な理由」が存在するとされるのは、調査委員会が、他の検討材料と整合するものであって、理性的かつ一般程度に常識のある人物が、かかる出来事や行動様式が発生したと信ずるに足りる理由を得る根拠となるような信頼性の高い一連の情報を入手したと納得する場合である。こ

の立証基準は、刑事手続において起訴を認めるために必要とされる基準より低いとはいえ、かかる出来事又は行動様式に関する更なる捜査を求め、有効な場合には訴追の可能性の検討を始めるには十分に高い基準である。本報告書の文言の全体にわたって、必ずしも完全な表現（「～を証明する合理的な理由」）が用いられていない場合であっても、本報告書に現れる調査委員会の所見は、「合理的な理由」立証基準に基づいているものとして理解されなければならない。

➢ ６９

一般市民及び専門家が、証人の信頼性及び信憑性並びに提供された情報の有効性に関する調査委員会の評価を直接精査できることから、調査委員会の方法論に沿って、公聴会を通じて集められた情報が格別に重視された。

➢ ７０

本報告書に反映された個々の事件及び出来事は、一般的に、少なくとも一つの信頼性の高い直接入手した情報源に基づくものであり、当該情報源につき、少なくとも一つの信頼性の高い他の情報源により独立性のある裏付けをとった。保護上の配慮が許す範囲において、情報源を明らかにしている。報告書が行動様式について記述している場合は、それらは複数の信頼性の高い直接入手した情報源に基づくものであり、収集された信頼性の高い情報全体と整合し、それらによって裏付けられているものである。この厳格な立証基準が満たされないものの、それでもなお、ある出来事又は行動様式を本報告書に反映させることが適当であると調査委員会が考える若干の例においては、その根拠となる情報源を明らかにしている。

➢ ７１

調査委員会では、以下の各々を直接入手した情報源と見なしている：

（ａ）公聴会及び非公開のインタビューにおいて、被害者、目撃者、被害者の近親者、加害者又は調査委員会に提示された問題・出来事・傾向に関する直接的な知識を有する元北朝鮮公職者によって提供された証言であって、かかる情報源が信頼性及び信憑性を備えており情報が有効であると評価されたもの。

（ｂ）信頼性の高い情報源から得られた衛星画像、真正であると認められた動画・写真素材、自叙伝及び信頼性の高い情報源から直接入手した情報を含むその他の文書。このカテゴリーには、公聴会を通じて受領した多くの証拠物件も含まれる。

（ｃ）北朝鮮による関連事実の承認として公表されているもの。

（ｄ）北朝鮮の法律、政策、指令及び北朝鮮の内部文書。ただし、それらが信憑性・信頼性の高い情報源から受領されたものであり、その真正性を確認できる場合。

（ｅ）北朝鮮又は国連が作成した統計、調査及びその他の量的情報。ただし、かかるデータが外見上信用できる方法に基づくものであり、データの基礎となる情報が有効であって、信憑性・信頼性の高い情報源に由来している範囲に限る。

➢ ７２

調査委員会は、直接入手した情報源に基づく情報を裏付け、人権侵害の全般的な背景をつかむ目的で、以下のタイプの情報に依拠した：

（ａ）公聴会又は非公開のインタビューにおいて、(噂ではなく（and not as a rumour)）知人から情報を直接受け取った証人が提供した情報。ただし、調査委員会が、その情報源の信憑性・信頼性が高く、情報が有効であると評価した場合に限る。

（ｂ）国連、研究機関、人権擁護組織による刊行物又は提出物に含まれる証人陳述書の要旨であって、調査委員会が情報源の信頼性・信憑性が高く情報が有効であると評価したもの。

（ｃ）専門家の証言、公表されている報告書、提出物、書籍、ドキュメンタリー及び類似の資料に含まれる行動様式の概説であって、調査委員会が情報源の信頼性・信憑性が高く情報が有効であると調査委員会が評価したもの。

➢ ７３

各々の情報源の信頼性・信憑性は調査委員会により注意深く評価された。調査委員会は、情報源が信用できるかどうか、また、かかる人物は自分が真実だと信じることを語っているかどうかを考慮した。この評価においては、さまざまな検討事項のうち、以下の点を考慮した。

（ａ）証人の政治的・個人的関心、潜在的な偏向、信頼性に関する過去の記録（分かっている場合)。

（ｂ）証人の年齢、心的外傷、どれほど過去に遡る出来事か等を考慮し、証人が出来事を正確に想起する外見上の能力。

（ｃ）情報の対象との関連における、証人の立ち位置。

（ｄ）証人がその情報を取得した場所及び方法。

（ｅ）証人がその情報を提供する理由。

➢ ７４

さらに、調査委員会は、いかなる情報も、さまざまな要因のなかでも特にこの調査における当該情報の関連性、内部的な整合性・一貫性、論理性及び他の情報との整合性及び他の情報による裏付けを検討することにより、その有効性を評価しなければならないと考えた。

➢ ７５

情報源の信頼性・信憑性の評価と情報の有効性の評価は区別された。調査委員会は、信頼性・信憑性の高い情報源であると判断された証人であっても、必ずしも正確かつ有効な情報を提供するものではないと推定していた。

➢ ７６

情報が「合理的な理由」の基準を満たすと評価された場合には、調査委員会はより満足して結論に達し、推断を導くことができた。というのも、調査委員会は北朝鮮当局に対し、公聴会に出席し、許可を得て関連性のある証人に質問し、かかる情報に関して調査委員会に申し入れを行うための機会を繰り返し提供してきたからである。さらに調査委員会は、調査結果を北朝鮮と共有し、コメントや事実関係の訂正を求めていた。北朝鮮当局は、自らの判断により、そうした便宜を利用しなかった。

➢ ７７

調査委員会が本報告書において証人による証言に言及する場合は、そこで評価され記述されている証言は、（明示的にその限度を示している場合を除き）調査委員会により事実に即しており関連性があると認められたものである。

➢ ７８

本報告書において特定の証言に直接言及するとしても、その証言が、分析の対象となっている問題との関係で調査委員会が下した判断の唯一の根拠であるということを示すものではない。本報告書において、かかる直接的な言及及び引用が見られる場合、調査委員会が、より幅広い人権問題及び／又は行動様式の実例又は説明を提示する目

的でそれらの証言を紹介しようと決めたものと理解されるべきである。

Ｆ．証言のアーカイビング及び記録管理

➢ ７９

調査委員会が、その任務に関連する情報を安全に記録し保管できるよう、関連するＯＨＣＨＲ部局の支援を得て、ＯＨＣＨＲの標準モデルを元に秘密の電子データベースが特別に作成された。調査委員会がこのデータベースを利用することで、特に以下のことが可能となった。

（ａ）情報の安全な管理、フォローアップ及びアーカイビング。

（ｂ）暗号化を含めた情報のセキュリティ維持。

（ｃ）情報の検索及び分析。

（ｄ）健全な人権監視・報告手法の遵守

➢ ８０

データベースには、証人に対して行われたすべてのインタビューの摘録の他、調査の過程で収集した関連資料の電子コピーが含まれている。データベースは完全に検索可能なツールであり、分析、傾向・様式の確認に向けた情報の論理的な組織化及び検索を容易にし、本報告書執筆の助けとなった。

➢ ８１

データベースには、収集された情報の利用及び／又は共有に対する、インタビュー対象者の自由意志による個別のインフォームドコンセントが記録されている。インタビュー対象者が自由意志により情報の利用に同意した場合でも、受領した情報の利用及び／又は共有に伴って保護上のリスクが生じる可能性については調査委員会が改めて評価を行い、同様に記録されている。

➢ ８２

調査委員会は人権高等弁務官に対し、秘密のデータベースの保護を要請した。また調査委員会は高等弁務官に対し、データベースが今後も更新・拡張を続ける「生きた道具」であり続けてほしいとの希望を伝えた。したがってこのデータベースは、ＯＨＣＨＲ、北朝鮮人権状況特別報告者、また北朝鮮の人権保護のための任務を負う将来的

な国連によるメカニズムにとって、完全にアクセスできるものとすべきである。

➢ ８３

さらに調査委員会は、後継の事務局機能を果たしている OHCHR に対し、発生した犯罪や他の侵害についての説明責任の確保、侵害に関する真実の立証や特定の個人や機関に対象を絞った国連制裁の実施を目的として信頼に足る調査を実施する権限のある当局が、上記データベースに含まれる既存資料にアクセスできるよう取りはからう権限を与えている。右アクセスは、証人や他の情報提供者によるインフォームドコンセントが得られている範囲に限られ、また、保護及び運用上の懸念がある場合には、適正に対処されなければならない。また調査委員会のマンデート完了後も調査委員会が収集した情報がその完全性を確実に保つよう、調査委員会による実物の記録は、国連のアーカイビング慣例に従ってアーカイブされる。

➢ ８４

朝鮮の人々の歴史において、この段階で、北朝鮮での人権侵害に関する個人の証人による証言及び専門家による文章のアーカイブが創設・維持されることは、人権意識と最終的な説明責任という点で重要な貢献である。知らぬうちに、秘密裡に深刻な侵害が行われ、記録・分析されることもなく、そのせいで、将来の世代が国際法で認められた普遍的価値からの驚くべき逸脱から学び、それを避けようと決意することが妨げられるのであれば、それはすべての人にとっての普遍的人権を実現・維持することに対する最大の侮辱の一つである。そして本報告書には、そのような驚くべき逸脱が数多く記載されている。

Ⅲ．北朝鮮における人権侵害の歴史的・政治的背景

➢ ８５

今日の北朝鮮における人権状況は、朝鮮の人々の歴史的体験によって形成されてきたものである。儒教に基づく社会構造と日本による植民地支配時代に被った抑圧は、今日の北朝鮮に見られる政治構造・政治姿勢を理解するうえで参考になる。朝鮮半島に押しつけられた分断、朝鮮戦争において生じた大規模な破壊、そして冷戦の影響は、孤立主義的な施行と外部勢力に対する根深い嫌悪を生じさせた。北朝鮮の統治システムの発展を見ていくと、同国における人権侵害の特有の性質と全体としての規模をよりよく理解できる。北朝鮮は一党独裁国家であり、党・国家・軍を牛耳る同族王朝により支配されている。緩やかにではあるが社会主義／マルクス・レーニン理論に基礎を置く厳格なイデオロギー教義と、広範囲に及ぶ治安維持組織により、この体制は保

たれている。

➢ ８６

歴史・政治構造についての記述は、必然的に、それを記録する者の出自と視点を反映する。調査委員会はさまざまな段階で、歴史的事件に関するものも含め北朝鮮の視点を受け入れるべく、同国の関与を得ようと努力してきた。そのような関与は得られなかったものの、調査委員会は、北朝鮮における人権侵害の歴史的・政治的背景の理解に資するよう、バランスの良いアプローチを生み出し、入手しうる限りで最も信頼性の高い情報源を利用しようと試みた。

Ａ．植民地時代以前の歴史

➢ ８７

北朝鮮はよく、建国以来の特徴となっている孤立主義を指して、「隠者の王国」と呼ばれることがある。だが、今日の北朝鮮の相対的な孤立はもっぱら自ら選んだものであって、近代以前の朝鮮における過去の経験の延長ではない。朝鮮半島には新石器時代から人が住んでいたと考えられており、やがて農業生産を基礎とする定住社会が誕生し、馬、武器、軍隊を備えるに十分な余剰を生み出し、何世紀にもわたる伝説の時代に土着の様々な王国のあいだでの、そして今日の中国、日本、モンゴルに相当する外部勢力との叙事詩的な戦いが何世紀にもわたって続いた。

➢ ８８

近代以前の歴史を通じて、朝鮮では階級に基づくシステムが確立され、少数のエリート貴族が地主階級及び学識のある官僚の一部と結びついた、その後「両班」と呼ばれるようになる階級が、農民及び商人・労働者を含む下層階級を支配した。また奴隷制度及び強制的な年季奉公も行われていた。この階級に基づくシステムは封建制として位置づけられることもあるが、恐らく、大土地所有と結びついた官僚制と見る方が正確である。理論的には、このシステムでは厳しい官吏登用試験に合格し官僚制度における高い地位を与えられた男性にエリートとしての地位を与えるものであり、中国における高級官僚制とやや似ている。実際には、時代とともに「両班」は世襲制となり、戸籍制度を通じて、地方議会への参加権を含む永続的な特権を伴うエリートとしての地位を後の世代に継承していくようになった。

➢ ８９

「両班」階級制度は、朝鮮社会に深く根付いている儒教的な基礎を物語っている。儒教は実質的に、厳格なヒエラルキーを遵守することが社会の調和と個人の満足にとっ

て重要であると考える倫理・哲学の体系である。こうしたヒエラルキーを定めるのは、君臣、夫婦、親子、兄弟、朋友という５つの重要な関係である。このなかで最も重要なのは親子の関係である。実際、年長者に対する尊敬と長幼の序を重んじる社会的なヒエラルキーは、今日でも南北を問わず朝鮮文化の重要な特徴として残っている。同様に、女性の地位は、伝統的な男女差別主義による悪影響をいまだに受けている。

Ｂ．日本による植民地支配の時代（１９１０年～１９４５年）

➢ ９０

日本による朝鮮の植民地支配の前には、数世紀にわたって中国、日本、モンゴル、満州、後にロシア、フランス、アメリカによる侵略やこれらの国との交流を通じた朝鮮と、世界との接触があった。１８７６年、朝鮮は日本との不平等条約に署名するが、朝鮮国内に影響を及ぼしていた外国勢力は日本には限られなかった。高宗王の宮廷では、親清派、親露派、親米派、さらには朝鮮人自身による改革派が覇を争った。朝鮮は、アジアでの勢力圏拡大を模索する各々の大国から干渉を受けた。日清戦争（１８９４年～１８９５年）の結果、日本は朝鮮と中国との冊封関係を終わらせ、朝鮮を正式に独立国とした。これによって日本は朝鮮半島での影響力を増大させることが可能になった。日露戦争（１９０４年～１９０５年）では日本が旅順港（中国、大連）でロシア艦隊を壊滅させた。これを機に、セオドア・ルーズベルト米大統領の仲介によりニューハンプシャー州ポーツマスで講和条約が結ばれ、朝鮮を日本の保護国とすることが認められた。１９１０年、日本は朝鮮を植民地とすることを公式に宣言し、君主制を廃し、日本の天皇に忠誠を捧げることを朝鮮の人々に求めた。

➢ ９１

日本は、社会・行政・経済の仕組みを含めて、さまざまな近代化改革を課した。それにもかかわらず、朝鮮人は植民地時代の体験を圧倒的にネガティブで残虐なものとして捉えている。朝鮮人は自国のなかでも民族差別的な法律の対象となった。朝鮮語を話すことを禁じられ、日本風の氏名を名乗らされた。行政の上級職はすべて日本人で占められ、日本は行政サービスにおける役割を満たすため、７０万人前後の日本人を送り込んだ。朝鮮人のためというよりも、宗主国のために、輸送、通信、工業、さらには農業までもが拡大された。朝鮮半島における日本による近代化は、開発の進展／遅延が混在するという様式を特徴としている。日本が結局のところ朝鮮の発展を助けたのか否かという問題は、政治的にも、また学会においても依然として大きく見解が分かれている。

➢ ９２

１９１９年の三・一独立運動は、ソウル、ピョンヤンなど朝鮮の複数の都市で、学生をはじめとする朝鮮人による日本の支配に対する抗議行動を引き起こした。これらの非暴力デモはその後数日のうちに多くの都市・町に広がった。日本の当局は数千名の朝鮮人を逮捕し、その多くは、拷問や非人道的な拘置環境の結果として死亡した。

➢ ９３

日本は大規模な戦争努力の一環として、朝鮮半島の本格的な工業化を推進した。主として半島北部に、製鉄所、工場、水力発電所が建設された。朝鮮住民の多くは自らの農業基盤から引き離された。女性・児童を含む朝鮮人が、半島北部及び満州の工場や日本の炭鉱その他の企業での労働に派遣された。こうした労働者の多くは過酷な条件下で働かされ、多数の男女が強制労働に徴用された。１９４５年までに、日本の労働人口全体のなかで朝鮮人が大きな割合を占めるようになったと推定されている。

➢ ９４

推定では、朝鮮人全体のうち２０％が郷里を追われ、１１％が朝鮮の地を離れた。第二次世界大戦終戦時には朝鮮人約２４０万人が日本に、２００万人が中国に、約２０万人がソ連に居住していた。日本が第二次世界大戦に敗れ、朝鮮総督府は崩壊した。数百万人の朝鮮人は母国に戻ろうとしたが、それ以外は日本、中国、ソ連に留まった。こうした強制的な移住の遺産の一部として、特に日本と中国北部には相当数の朝鮮人が少数民族として存在している。

Ｃ．朝鮮半島の分断、朝鮮戦争とその後遺症

➢ ９５

第二次世界大戦の終結が近づくなかで、やがて戦勝国となる諸大国のあいだで、世界各地の植民地の処理が交渉の主題になっていった。米国は全般的に漸進的な独立プロセスの確立を好んでおり、朝鮮について多国間での信託統治を示唆した。１９４３年、連合国はカイロ会談において、日本の敗北を予期しつつ、朝鮮を「しかるべき手続きを踏んで」独立させることで合意した。１９４５年、米国は朝鮮半島を北緯３８度線で２つの管理区域に分割し、一方を米国の影響下に、他方をソ連の影響下に置くことを決意した。米国はこれらの合意を実現するため、２万５０００名の兵力を朝鮮南部に派遣した。彼らは反感と抵抗に迎えられることが多かった。１９４５年８月、ソ連は陸軍第２５軍を朝鮮北部に派遣し、ソ連軍民生部を開設した。

➢ ９６

朝鮮半島からの日本の撤退は唐突だった。この空白を埋めるべく、半島全土に自治組

織、あるいは人民委員会が出現した。米国はこれらの組織を積極的に弾圧したが、ソ連はこれらを中核的な統治機構へと育てていった。ソ連が平壌に到達したときには、朝鮮独立主義者のリーダーとして朝鮮北部で最も声望のあった政治家・曺晩植がすでに平安南道建国準備委員会を設立していた。朝鮮北部に派遣されたソ連軍部隊のなかには「朝鮮系ソ連兵」がいた。１８６０年代末に極東ロシアに移住したかなりの規模の朝鮮系少数民族の一部であるか、又はもっと新しく、抗日ゲリラに対する日本の圧迫が厳しくなったことから満州を逃れてソ連に移った朝鮮民族だった。この「朝鮮系ソ連兵」の一人が、抗日ゲリラの英雄である３３歳の金日成であり、ソ連陸軍大尉の肩書きを持つ士官だった。

➢ ９７

ソ連が曺晩植を現地指導者として支えないことを決定したとき、代わりの候補となったのが金日成だった。１９４５年１０月１４日、金日成はある集会で初めて公に演説を行い、ソ連陸軍への感謝を表明した。彼はソ連のレベジェフ大将により「国民の英雄」「傑出したゲリラ指導者」と紹介された。とはいえ、金日成はこのイベントで演説を行った３人の北朝鮮人の１人にすぎなかった。最年長というわけでもなく、ソ連が設立した最初の予備政府である五道人民委員会の長は引き続き曺晩植だった。だが１９４５年１２月、ソ連、米国、イギリスの外相がモスクワで会談し、５年間にわたり朝鮮を共同信託統治とすることに合意した。ソウルのナショナリストらはこの決定に抗議する集会を何度も開いた。同様に曺晩植も１９４６年１月には信託統治を支持する声明に署名することを拒んでいる。その後彼は投獄され、１９５０年１０月に死亡した。

➢ ９８

１９４６年にはソ連軍民生部は現地政権に権限を委譲した。金日成は北朝鮮臨時人民委員会の委員長とされた。朝鮮北部におけるソ連の影響力への抵抗は、南部における米国への抵抗に比べれば弱かった。１９４６年３月、臨時人民委員会は、金日成の署名のもとで土地改革に関する法令を公布した。日本の団体や個人、それに大地主が保有していた土地は接収され、それまで小作農だった住民に配分された。朝鮮北部における土地改革は全般的に成功を収め、体制の強化に貢献した。１９４６年８月、臨時人民委員会は工業部門を国有化した。形のうえでは日本人及び対日協力者のみが接収の対象者となったが、実質的に、大規模工業資産すべてと中規模工業資産の大半が含まれていた。国内の文化・教育を振興する取り組みも人々には好評だった。１９４７年、北朝鮮は初の経済計画を開始した。

➢ ９９

こうした初期の段階で、上層部では派閥間の激しい権力闘争が１０年にわたって続いたのが特徴である。金日成は満州で彼と共に日本と戦った若いゲリラ出身者を要職に据え、自らの権力掌握にとって脅威となる者を追放することで権力基盤を固めはじめた。１９４６年、元ソ連警察官の方学世が社会安全部の国家政治保衛局長に任命された。これが公安警察・防諜の最初の組織である。方学世は北朝鮮公安警察の創始者とされている。彼はソ連派であり、金日成自身のパルチザン派ではなかったものの、生涯にわたって金日成への忠誠を維持した。

➢ １００

大方の意見では金日成は実績あるゲリラ戦闘員にすぎなかったが、彼はすぐさま、自分の経歴を美化し、個人崇拝を生み出すことによって自分の立場を高めることに着手した。これが北朝鮮の統治と、情報・意見・表現の自由に対する同国のアプローチを特徴付けるようになった。最高人民会議常任委員会の元委員長・黄長燁は次のように説明している。

第８８歩兵旅団に所属していた多数の朝鮮人のなかで金が選ばれた理由は彼の若さと容姿だったのではないか。だが彼の経験は、当時の中国人［朝鮮人］指導者にはとうてい太刀打ちできなかった。ロシア陸軍大尉から北朝鮮の伝説的英雄へと成り上がるためには過剰なプロパガンダが必要だった。だが当時の朝鮮は、日本の支配下における苦しい抑圧を経験したばかりだった。この状況が、過剰なプロパガンダの機会を与えたのだ。

➢ １０１

１９４６年、すべての政治グループが北朝鮮労働党に統合された。また北朝鮮軍が組織され、強化された。当初は警察・鉄道守備隊であるかのように偽装されていたが、ソ連軍による訓練・装備供給を受けていた。１９４８年９月に北朝鮮が建国される時点では、金日成は内閣の長（すなわち首相）としての地位を固めていた。その後、ソ連の兵力の多くが北朝鮮から撤退した。１９４９年に北朝鮮は徴兵制を導入し、総兵力を１５万名～２０万名とした。編成は、歩兵１０個師団、戦車１個師団、空軍１個師団となっていた。この大規模な兵力は、Ｔ－３４戦車やＹａｋ戦闘機を含むソ連製兵器を装備していた。中国内戦の終結に伴い、実戦で鍛えられた朝鮮人兵士４万５０００名が帰国することにより、兵力はさらに増強された。

➢ １０２

１９４５年から１９４８年までのあいだに、北緯３８度線は厳重に警備された国境へと変貌し、分断された半島の南北双方が再統一に向けた軍事力の行使を考慮していた。

１９４８年にソ連・米国の軍隊がそれぞれ撤退した後は、緊張と軍事的挑発が増加した。１９５０年6月２５日、ようやくのことでヨシフ・スターリンと毛沢東の支持を取り付けた金日成は朝鮮戦争を開始、韓国当局と米軍の軍事顧問の不意を突いて、３８度線を越えて複数の方面から最大９万名の朝鮮人民軍部隊を送り込んだ。金日成は、韓国の指導部に正統性がないと思われていた点と、南部での反乱の発生を期待して、朝鮮半島全体の指導権を主張する賭けに出たのである。開戦当初、朝鮮人民軍は１０万名に満たない韓国軍を簡単に蹴散らし、首都ソウルは３日で陥落した。

➢ １０３

ハリー・Ｓ・トルーマン米大統領は、北朝鮮による韓国への攻撃を、冷戦における最初の大きな試練であると解釈した。彼はただちに米軍部隊の展開を命令し、その行動に対する国連安全保障理事会の支持を求めた。安保理は当初、敵対行為の即時停止と北朝鮮軍の３８度線以北への撤退を求める米国主導の決議を賛成９、反対０、棄権３で可決した。ソ連は出席せず、安保理常任理事国としての拒否権を行使しなかった。ソ連は中国承認問題をめぐって、１９５０年１月以来安保理への出席を拒否していたのである。国連における中国の議席は、中国本土で国民党軍が敗北したにもかかわらず、台湾を拠点とする中華民国の代表が引き続き保持していた。１９５０年6月２７日、トルーマン大統領は米国空軍・海軍に韓国支援を命じた。同日採択された安保理決議第８３号は、「北朝鮮軍による韓国への武力攻撃は平和の破壊」に相当すると認定した。この決議は国連加盟国に対し、「武力攻撃を撃退し、国際平和と地域の安全を回復するために必要となる支援を韓国に提供する」ことを勧告した。１９５０年7月７日、安保理はさらに、軍事力その他の支援を提供するすべての加盟国は、米国による統一された指揮のもとにかかる支援を行い、「北朝鮮軍に対する作戦の過程で、その裁量により、さまざまな参加国の国旗と共に国連旗を用いる」権限を与えた。１９５０年８月、ソ連が安保理に復帰し、朝鮮戦争に関するその後の決議すべてに対して拒否権を行使した。朝鮮情勢に関する議論は、国連総会に舞台を移した。

➢ １０４

その後の数ヶ月、北朝鮮軍は立て続けに成功を収めた。１９５０年８月までに北朝鮮軍は朝鮮半島の９０％を掌握した。だが１９５０年９月、ダグラス・マッカーサー将軍率いる米軍部隊が仁川に強襲上陸を果たすと戦況は一変した。今や国連の支援を得た韓国軍は北に進撃し、ソウルを奪回した。マッカーサー将軍は、中国側からの警告があったにもかかわらず、国連が支援する部隊を中国国境まで進撃させた。１９５０年１１月には、国連軍に支援された韓国が半島の９０％を掌握した。すると中華人民共和国が数十万名の部隊を派遣して朝鮮人民軍を支援した。彼らは国連軍・韓国軍部隊を３８度線まで押し戻すことに成功した。北朝鮮は後にこの戦争について説明する

際に、中国の「志願軍」が果たした決定的な役割を最小限に抑えている。とはいえ、戦争のその後の期間に軍事的な負担が重荷になったのは中国軍だった。北朝鮮は一貫して、戦時中に限らず、戦後の復興、戦後経済の維持においても外部から受けていた支援の程度を過小評価してきた。国連軍による反撃により北朝鮮軍が獲得した地域は縮小し、北部の荒廃を招いた。その後、２年に及ぶ苦しい膠着状態が続いた。この時期、北朝鮮への爆弾投下量は、第二次世界大戦中に太平洋戦域全体で用いられた量を上回った。朝鮮半島全域に及ぶ荒廃は甚大なものだった。

➢ １０５

朝鮮戦争は１９５３年、休戦により終結した。１９５３年7月２７日、国連軍を代表してクラーク国連軍司令官、北朝鮮を代表して金日成・朝鮮人民軍最高司令官が休戦協定に署名し、翌日、彭徳懐・中国人民志願軍指令員（司令官）が署名した。朝鮮人は２００万名以上、中国及び米国の兵員がそれぞれ約６０万名、３万６０００名以上が死亡した。他の国籍の死亡者は、イギリスが１０００名以上、オーストラリア、ベルギー、カナダ、コロンビア、エチオピア、フランス、ギリシャ、オランダ、フィリピン、タイ、トルコが数百名である。国際人道法に対する重大な違反が双方によって行われたとされている。米国の戦史家Ｓ・Ｌ・Ａ・マーシャルは朝鮮戦争を「小規模だが今世紀最悪の戦争」と呼んだ。また米国では「忘れられた戦争」とも呼ばれている。だがこの紛争は、北朝鮮においては決して忘れられてはいない。戦争の犠牲者が金日成による「国の鍛造」物語を喧伝するために利用されているからだ。北朝鮮の公式の歴史では、依然として、この「祖国解放戦争」は米国が始めたものであり、金日成は国を護っただけでなく、米軍を破滅に追い込んだとされている。こうしたレトリックは数十年にわたり続いた。たとえば１９９０年代の大飢饉の際に米国から提供された食糧援助は、国民に対しては朝鮮戦争に関する賠償であると説明されたという。

➢ １０６

朝鮮戦争の後遺症は未解決のまま残されている。休戦協定では、戦闘停止から３ヶ月以内に政治的な会談を行うことを勧告している。１９５４年に開かれたジュネーブ会談には、韓国、北朝鮮、中国、ソ連、そして国連軍に兵力を提供した１７ヶ国のうち１６ヶ国が出席した。２ヶ月後、これらの交渉は失敗に終わり、その後再開されていない。包括的な平和条約は存在しない。国境を挟んで双方が依然として相手による侵略・潜入を懸念している。北朝鮮においては、厳しい統治ルールとそれに伴う人権侵害を正当化するために発動される非常事態を維持するために、こうした懸念が利用されている。こうした背景のもとで、政治的な反体制派と見なされた者は、外国勢力に奉仕するスパイであるとの烙印を押される。食糧その他生存のための必須手段の不足は、敵対的な外の世界の責任であるとされる。同様に韓国も未解決の戦争に由来する

不安を感じており、国民全体を対象とする徴兵制その他の安全保障措置によりそうした不安に対処している。こうした安全保障措置のなかには、特に表現の自由などの点で市民の人権に対する侵害と思えるような制約も含まれている。

➢ １０７

米国は１９５４年には国連軍から自国部隊を引き上げ、米韓相互防衛条約を通じて引き続き韓国への関与を続けている。同じように、国連軍に部隊を提供した他の国も、その兵力の大半又はすべてを撤収している。韓国に駐留する米軍の兵力は約２万８５００名である。

➢ １０８

１９６０年代・１９７０年代を通じて、非武装地帯近辺では毎日のように銃撃が交わされ、約９００名の兵士・民間人が死亡した。１９６７年には北朝鮮が特殊部隊を使って韓国の不安定化をめざした。１９６８年、北朝鮮特殊部隊の第１２４部隊３１名がソウルの青瓦台に侵入して朴正熙大統領の暗殺を図ったものの失敗に終わった。だが１９７２年には、金日成の弟である金英柱と韓国中央情報部長の李厚洛による複数回の秘密交渉ののち、韓国と北朝鮮は武力や外部勢力によらず平和的に南北統一を達成するとの共同声明を発表した。こうした展開にもかかわらず、北朝鮮は韓国の民間目標を狙った多くのテロ行為を支援した。そのなかには、１９８３年にヤンゴン（ミャンマー）で発生した全斗煥大統領暗殺未遂事件（爆弾によりミャンマー市民４名を含む２１名死亡)、１９８６年の金浦空港爆弾テロ事件（５名死亡)、１９８７年の大韓航空機爆破事件（１１５名死亡）などがある。こうした活動により、北朝鮮の国際的な孤立が深まる結果となった。

➢ １０９

朝鮮戦争が残した傷は深く、依然として感じられる。調査委員会は国境の双方の側に生じた苦痛を認識するものである。

Ｄ.「首領」体制の導入

➢ １１０

儒教的な原理は依然として朝鮮文化に織り込まれてはいるものの、北朝鮮では、金日成が自分とその支配下にある朝鮮労働党の権威を固めるためにそれらの原理をさまざまな形で利用していた。伝統的な儒教の規律のもとで相互に拘束力のあるものとして打ち立てられていた君臣関係は、金日成が確立し金正日、金正恩へと引き継がれる「首領」（最高指導者）体制として、指導者への絶対服従の関係へと拡張された。儒教的な

原理である「天命」とは、神々によって古代の朝鮮支配者に与えられた支配権である。この委任は、支配者に対して、公正かつ公平に、すべての人民の利益になるように統治する義務を課している。「首領」体制では、金日成（及びその後継候補）の英知と寛容さを賛美し、それゆえに彼を疑う余地のない支配者として位置付け、全人民はその英知と寛容のもとで豊かで公正な社会に暮らすものとされた。こうして、「首領」体制は、北朝鮮における歯止めのない人権侵害を助長するものとなった。

➢ １１１

１９４９年、金日成は自らを「首領」（最高指導者）に指名させることに成功した。自らの支配に対するあらゆる抵抗を抹殺するため、金日成は入念な指導イデオロギーに立脚した統治システム、１人の人間に指導される唯一の大衆政党、中央計画経済、通信手段の独占、暴力と秘密警察を活用する治安体制を築き上げた。優先課題として、北朝鮮は国内治安維持の手段を構築した。ソ連の治安維持体制をモデルとした内務省は本省職員４０００～５０００名の他、１万２０００名の正規警察、３０００名の秘密警察、保安部隊・国境警備隊・鉄道旅団の職員４万５０００名で構成されていた。内務省内の政治保安局は、当局に対する反抗及び破壊活動を摘発・防止することにより体制への忠誠を確保することを任務としていた。また政治保安局は、軍の内部で同様の機能を担当する国防省政治保衛部に実務上の指導を行っていた。治安維持体制のなかでは、当時の人口の推定５％に相当する４０万人から成る情報網を駆使していた。

➢ １１２

すでに金日成体制の初期から始まっていたものの、朝鮮戦争の期間を通じて、政治的・イデオロギー的な反体制派に対する訴追は激しさを増した。戦争中、多数の朝鮮人（６８万５０００人～数百万人の範囲と推定される）が南に移動した。１９４５年には、プロテスタント系キリスト教徒が政治的な活動を行っており、相当の人口があったが、多くは北朝鮮を離れた。北朝鮮に残ったプロテスタント系キリスト教徒は、しばしば疑惑の目で見られた。逮捕され、投獄され、処刑される人も多かった。１９５１年、金日成は内務省を再編し、政治的な対抗勢力をより効果的に抑圧するため、政治保安局を新設の社会安全省へと改組した。

➢ １１３

朝鮮戦争の後、金日成は、対立する派閥を続けさまに追放することで権力基盤をさらに固めることに力を注いだ。指導部内の派閥抗争に関与していたのは４つのグループである。国内派は約５００名で、植民地時代を通じて地下の共産主義活動に携わっていた朝鮮人である。その多くは南から北へと移住していた。延安派は１９２０年代・３０年代に中国に逃れた朝鮮人で、当初は上海に拠点を置き、後に共産党とともに内

戦期の本拠である延安に移った。ソ連派は、生まれ又は育ちがソ連国内である朝鮮人で、約１５０～２００名だった。金日成は他の派閥相互の対立を促しつつ、自らの抗日派、つまり自分とともに満州国内で日本軍と戦った朝鮮人を支えていた。１９５２年１２月、金日成は党中央委員会の総会で行った長い演説で、派閥を非難した。１９５３年、国内派によるクーデター計画が未遂に終わったとの噂が流れ、その指導者たちの逮捕につながった。南でのゲリラ活動の組織を担当していた南朝鮮労働党の指導者である国内派メンバー１２名が、クーデターを企図し、合衆国のスパイを行っていたとして告発された。巧みに計画され、大々的に宣伝された裁判に基づいて、１０名が死刑宣告を受け、２名が長期の懲役刑を受けた。

➢ １１４

ますます独裁色を強める支配、個人崇拝の高まり、経済政策の方向性をめぐって、金日成は引き続き指導部内でのプレッシャーに直面していた。１９５３年以降、ソ連では「脱スターリン化」の動きが進んでいたが、これは自身の支配を強化しようとする金日成の努力とは相容れないものだった。ソ連はむしろ、集団指導体制と平和的共存を進め、スターリン時代の行き過ぎに終止符を打とうとしていたのである。

➢ １１５

１９５６年８月、延安派のメンバーが党中央委員会総会のなかで金日成を公然と批判した。ソ連筋によれば、ある党官僚が「国家と党の権力を自らの手に集中させたとして金日成を批判した」という。金日成は、この「８月宗派事件」を画策しようとした延安派の指導者らの裏をかき、彼らを孤立させた末に、同派のメンバーを粛清した。

➢ １１６

自らの支配に対する党内の批判に対して、金日成は内務省を拡張し、北朝鮮における初期の大規模な粛清の一つを実行した。１９５７年５月３０日、朝鮮労働党中央委員会常任委員会は「反革命分子との戦いの全人民・全党的運動への転換について」と題する決議（５．３０決議）を採択し、北朝鮮におけるすべての成人の政治的背景を評価することを決めた。こうした展開は、北朝鮮にとって一つの転機となった。これ以前の粛清は、地主、キリスト教徒、金日成にとって潜在的なライバルであった党の高官など特定のグループの人々を標的にしていたという点が異なっていた。１９６０年まで続く今回の粛清では、結果的に数千名もの人々が、多くは公開の場で処刑された。社会安全相の方学世がソ連外交官に語ったところによれば、１９５８～１９５９年に「敵対的・反動的分子」として摘発された人々は１０万人に達したという。１９５９年、ドイツ民主共和国の駐北朝鮮大使からも母国政府に対する次のような報告があった。「最近、異なる意見を表明した同志が迫害されることが増えている。彼らは辺境や

鉱山、水力発電所、又は収容所に送られている。」１９５０年代末の大規模な粛清を続けるためには、政治犯秘密収容所のシステムを整える必要があり、このシステムはその後拡張された。

➢ １１７

５．３０決議によって、実質的に「成分（Songbun）」制度が開始された。Songbun は文字通り「成分（ingredient）」と翻訳されるが、実質的には背景（background）の意味である。この制度を通じて、国家は北朝鮮の市民を、家庭環境及び家族による特定の行動を参照することにより確認される体制に対する政治的な忠誠とされるものに基づいて分類する。この評価に基づいて、市民は大きく分けて三つの階層、すなわち核心階層、動揺階層、敵対階層に分類される。住居、職業、食糧・医療・教育その他のサービスに対するアクセスは、この「成分」次第で決まってくる。公式の「成分」構造は非常に細かく長年のあいだに変化しているが、主な特徴は、その判定について異議申立ができないという性質であり、主として父系によって継承されていく。５．３０決議に続いて内閣は政令第１４９号を発し、敵対階層に属する者が非武装地帯又は沿岸地域の近傍、平壌及び開城から５０km 以内、他の大都市から２０km 以内の地域に居住することを禁じた。これによって事実上、多くの人々が国内北部の荒涼とした山岳地帯に強制的に移住させられ、そこにはこれらの流刑者のための居留地が作られた。

➢ １１８

１９５３年に朝鮮戦争が終わると、北朝鮮政府は農業を集団化し、もっぱら重工業を基盤とする中央計画経済を確立した。農地に残った人々には作物のわずかな部分を手もとに残すことが許されたが、残りは国家に徴収された。国家は人々を強制就職に割り当てた。１９５７年、北朝鮮は食糧の供給及びその他の財の配給のために配給制度を導入した。北朝鮮の都市化が進むにつれて、全人口のうち推定６０～７０％が国家による食糧配給に依存することとなった。人民流通制度は民間による生産を圧迫し、食糧・家庭用必需品の流通を独占した。この国の経済的枠組み全体、そして特に人民流通制度が、社会的・経済的・政治的支配の重要な手段となった。

➢ １１９

１９６０年初頭には、金日成は公然たる反対を抑え込むことに成功した。政治的又は経済的な状況に関する批判的な発言は、投獄ないしさらにひどい措置につながる可能性があり、実際にそれも珍しくなかった。当時北朝鮮に滞在していたロシア人の観察によれば、ソ連に対する好意的な態度でさえ、それが過剰であると見られれば逮捕や処刑の対象となった。他国の科学的、技術的、文化的な業績に関する肯定的な発言に

ついても同様であった。

➢ １２０

こうした極端な人権侵害が一般国民に対する一種のテロとして行われる一方で、金日成は引き続き、党・軍内部での粛清を定期的に行った。たとえば１９６４年には党中央委員会第８回総会において決議「人民のさまざまな集団及び層との協力のさらなる強化について（On Further Strengthening the Work with Various Groups and Strata of the Population）」が採択され、「成分」制度をさらに精密なものにするための新たなキャンペーンが始まった。この作業は１９６４年から１９６９年にかけて特別に創設された集団によって進められた。これによってさらに多くの人々が体制の敵として追放・逮捕・処刑の対象となった。

➢ １２１

北朝鮮の初期の頃から、金日成・朝鮮労働党は、党の優越を維持し政治的な反対者を抑圧するために法と司法制度を利用してきた。１９５８年３月の演説「我が党の司法政策の策定に向けて（For the Elaboration of the Judicial Policy of our Party）」のなかで、金日成は、司法・代理人・治安組織の独裁的な機能を向上させるべきであると説明した。彼は「北朝鮮の法律は、社会主義を推進するための武器として役に立つべきである。」と述べ、「司法組織のすべての労働者は党指導部に忠実であり、党の司法政策にしっかりと依拠することによって反革命に対する闘いを強化すべきである。」と強調した。北朝鮮の公式筋によれば、金正日は、司法制度特に裁判官を朝鮮労働党の指導に服従させるというアプローチを続けたという。北朝鮮の公式筋によれば、金正日は「治安維持業務、司法・代理人の業務に対する（中略）党の指導を強化するために、あらゆるレベルの党委員会を強化し、その機能と役割を改善する。」ことに気を配っていたという。

➢ １２２

法律と司法の政治的な機能は、北朝鮮の刑事法制にも深く根づいている。北朝鮮の刑事法制は１９５０年に制定された刑法を端緒とするが、これはヨシフ・スターリンのもとで施行されたソ連刑法の文言を借用したものだった。その後の改正を通じて、政治的支配の手段としての刑法の機能に対するあからさまな言及の多くは削除された。だが、北朝鮮の現行の刑法でも、依然として、「国家・人民に対する反逆罪」に対する闘いにおいて国家がその敵味方を注意深く見極め、ごく一部の少数派である敵を制圧することを求めている。さらに、刑事事件の処理においては、法律を公正に適用するのではなく、大衆の力と英知に依拠することが国家に課せられている。さらに、現行の刑法では、「国家又は人民に対する反逆罪（過去には反革命的犯罪とされていた）」

が非常に幅広く曖昧な言葉で定義されており、人権を行使することがいくらでも犯罪として告発できるようになっている。

➢ １２３

法律と司法制度が侵害を正当化するために利用されている限りにおいて、北朝鮮に存在するのは、独立性のある公正な司法によって支えられた「法の支配（rule of law)」ではなく、「法を利用した支配（rule by law)」である。成文法のなかに適切な抑制が盛り込まれている場合でも、あっさりと無視されてしまう。朝鮮労働党及び最高指導者の決定が、一般には正式な法律に優越すると考えられている。この原則は憲法第１１条に反映されており、これによれば北朝鮮は党の指導のもとですべての活動を行うとされている。また憲法では、最高指導者の命令は、法律又はその他の指令に優越すると定められている。司法制度の政治的機能は憲法第１６２条に規定されており、同条は裁判所に対し、その他の任務以外に、司法手続を通じて国家権力及び社会主義体制を守り、階級の敵と断固として戦うことを求めている。行政府の命令の優越性と、裁判所に与えられた政治的機能により、裁判官の独立性・公平性は著しく損なわれている。

➢ １２４

公式には、北朝鮮における裁判官は最高人民会議及び各道の人民会議に任命され、これに対して説明責任を負う。だがこのプロセスを直接知る北朝鮮元官僚は、裁判官は実際には最高指導者及び朝鮮労働党によって選ばれ、その命令に従うという。法律上、裁判所は検察局の細かな監督にも従っているといわれており、検察局は法律上、裁判が法律の定める適切な時期に正しい方法で行われているかを各事件について判断することを求められている。

➢ １２５

１９６０年代、主として中国・ソ連寄りの派閥に所属していた潜在的なライバルを排除した後、金日成は積極的に中国・ソ連との距離を取るようになった。１９６６年には中国は文化大革命による混乱に陥った。文化大革命は大きな人的被害と混乱を引き起こし、これが北朝鮮にも波及する恐れがあった。また、金日成がソ連及び東欧の社会主義諸国との接触も減らすなかで、相当の規模であったこれら諸国からの経済支援も細り始めた。一方で金日成は自らに対する個人崇拝を拡張し、自力更生政策と、いわゆる「主体思想」といわれる極端なナショナリズムを確立した。金日成は四大軍事路線に基づく軍備重視の政策と合わせて、「主体思想」を推進した。

➢ １２６

「主体」は、哲学、理念、イデオロギーなどさまざまに呼ばれている。最初に用いられたのは１９５５年１２月の「思想活動において教条主義と形式主義を退治して、主体を確立するために」で、このなかで金日成は、他国や国際的な友愛運動の利益になるようなものではなく、朝鮮中心の革命を呼びかけた。「主体思想」によれば、市民は最高指導者の導きのもと、自らの資源と人間的な創造性を通じて国の潜在能力を高めるべきである。最高指導者が指示を通じてその英知を伝える場合は、必ずそこから学ぶことが人々の義務である。儒教が、古典を習得しその教訓を応用することによって達成される啓蒙を重視したように、北朝鮮では、「主体」を扱ったものを中心とした金日成の著作に関する、厳格で継続的な学習を行うことが老若問わずすべての市民に義務づけられた。

➢ １２７

「主体」原理は、指導部が確立した経済システムの基礎となっている。「主体」は自己犠牲と勤勉を要求する。したがって、「主体」は支配のためのもう一つの要素となった。というのも、自力更生とは、人民の労働、国土の天然資源、人民の努力の巧みさを通じて、国家が人民のあらゆる必要を満たす一方で、人民が国家の指導に従うことを要求するという意味だからである。こうして、国家の何らかの需要が満たされない状況に対する解決策は、より熱心な労働と労働時間の延長を通じて生産を増大させるという運動を強化することに見出される。北朝鮮は国民のために十分な食糧を生産するという構造的な難問に対処するために貿易という手段を使わず、これを克服するために独自の戦略を見出している。作物にとって厳しい育成条件に対する北朝鮮の解決策は、世界でも最も投入集約性の高い部類に入る、完全に肥料・農薬に依存する農業システムを開発することだった。

➢ １２８

だが「主体」は、実効的な経済にとって適切な基盤とならないことが判明した。日本人から引き継いだ工業部門と投入集約性の高い農業は、数十年にわたり、ソ連及び中国からの寛大な支援によって維持された。１９７０年代半ばの韓国と北朝鮮の国民１人あたりＧＤＰはほぼ同じである。外部からの支援が途絶えると、北朝鮮には、根深い経済問題に対応するスキルも政治的意志も備わっていなかった。１９７０年代の短い期間、北朝鮮は国際社会から資金を借りようと試みた。だがこの国には、債務をどうやって返済するのか、調達した資金をどのように国内開発に投資するかといった計画がなかった。北朝鮮は数十億ドルの債務不履行に陥り、それ以上の借入は不可能となった。１９９０年代の飢饉以前にも、多年にわたり指導部が行ってきた選択のせいで深刻な食糧不足が生じたことはあった。繰り返される食糧不足の様式は、すでに１９４５～４６年、１９５４～５５年、１９７０～７３年には報告されている。北朝鮮

指導部にとっては、体系的な経済開発や住民の食糧確保に対する配慮よりも政治体制と指導部の生き残りのほうが優先課題であったように思われる。

E． 金王朝のもとでの権力基盤固め

➢ １２９

金正日は２０年間を費やして権力継承の準備を進めた。報道によれば、本来、金日成の後継者と目されていたのは、実は金日成の弟である金英柱だったという。金正日はようやくのことで叔父である金英柱の地位に並び、特に金日成に対する個人崇拝を拡大する取り組みを通じて、父の信任を獲得することができた。金日成に対する個人崇拝が、毛沢東やヨシフ・スターリンに対する崇拝の度合いを超えたのは、実際には１９７２年のことだった。北朝鮮の市民は壁に金日成の肖像写真を掲げるだけでなく、彼の写真の入ったバッジを身につけ始めた。金正日は党のプロパガンダ／組織構築を担当する有力な部局で働いており、１９７０年には第５回党大会を主催する。この党大会では「主体」が北朝鮮における唯一のイデオロギーとして宣言され、金日成に対する個人崇拝をさらに強化することで、金正日が父の後継者となるプロセスが始まった。この頃、金正日は「主体」と関連する概念として金日成主義を導入した。金正日がこの国を支配する正統性の主な根拠は父の存在であったから、金日成に対する個人崇拝は、金正日自身が権力を継承するうえで重要な手段となったのである。

➢ １３０

朝鮮労働党中央委員会は、金正日を党の組織指導担当書記に任命した。これによって彼は人事プロセスと監視システムを掌握した。彼はこの地位を利用して権力基盤を構築し、党・政府のあらゆる組織から地方レベルに及ぶまで監視要員を送り込んだ。こうして彼は、あらゆる情報を監視し要職にある官僚を自分の庇護ネットワークに結びつける専用の通報システムを確立した。１９７２年の憲法改正により金正日は国家行政を再編し、治安維持手段をさらに拡張した。この時、国家保衛部が新設され、金正日の直属機関として権力継承プロセスを支えた。

➢ １３１

１９７４年、中央委員会が金正日を党政治局員に選出し、後継者として金正日を選択することを支持すると、彼は「首領」制度の思想的基盤をさらに深めていった。金正日は「党の唯一思想体系の確立に向けた十大原則」を発表したが、これは金日成に対する「無条件の服従」と「我々のすべての忠誠」を求めるものだった。さらに十大原則の第１０条１項では、「党・社会全体は唯一思想体系を厳格に遵守し、偉大な首領の輝かしい栄光の革命的業績を完成させるため、党中央による唯一無二の指導を確立す

る」と宣言していた。「党中央」とは金正日を意味するものと理解されていた。

➢ １３２

１９７５年、金正日は総政治局、総参謀部、軍秘密警察という三つの指揮系統を通じた「唯一領導体制」を軍に導入した。１９８０年、金正日は政治局常務委員、中央軍事委員会委員に任命された。この段階で、金正日は公式には朝鮮指導部のなかで第５位のランクだった。とはいえ、党の三つの指導機関（政治局、書記局、中央軍事委員会）のすべての役職を占めているのは金日成と金正日のみだった。その後金正日は政策全般及び人事に関する意志決定を政治局から自らの権力基盤である党書記局に移した。１９９１年、彼は軍最高司令官に任命された。

➢ １３３

金日成の北朝鮮統治は非常に人治的なアプローチだったとはいえ、公式には意志決定・統治プロセスに党を関与させていた。対照的に金正日は、非常に中央集権的でトップダウン型のリーダーシップを採用し、非公式な指揮系統に頼ることも多かった。また彼は自らの組織基盤を朝鮮労働党から国防委員会へと移動させ、１９９２年の憲法改正を経て（１９７２年以来、初の憲法改正)、国防委員会が国家を主導する機関となった。１９９３年、金正日は国防委員会委員長に就任した。

➢ １３４

金日成は１９９４年、８２歳で死去した。１９９７年、金正日は社会安全部を人民保安省に再編して国家治安組織に対する支配をさらに強化し、組織全体を拡大した。こうした変更に基づき、国家治安組織は五つの柱に立脚した体制へと拡大した。これらは現在の最高指導者である金正恩のもとでも続いている。

１．国家安全保衛部（単に保衛部と呼ばれることが多い）が秘密警察の中心である。法律上「国又は国家に対する犯罪」を調査する義務を負い、政治体制及び最高指導者に対する脅威を摘発し暴力的に弾圧することを任務としている。

２．人民保安省は、通常の警察機能の他に、ある種の秘密警察的な戒能も持っている。

３．人民軍保衛司令部は、朝鮮人民軍の秘密警察として機能している。

４．検察局は、通常の検察機能の他に、法的・政治的な監視の役割を担っている。

５．朝鮮労働党内の中央委員会レベルにおける特別機関が、高級官僚及び治安機関の

監視を行っている。

➢ １３５

現実には、各々の治安機関のあいだでの役割分担は時代とともに変化し、また道によって違っており、政治的な優先順位、利用可能な能力、高級官僚の相対的な権力、ある特定の機関が最高指導者の信任を得ているかどうかが影響している。多くの場合、三つの主要治安機関（国家安全保衛部、人民保安省、人民軍保衛司令部）が、金正日の歓心を買うべく、思想的な反体制派の摘発における効率を競い合った。大きな政治的脅威と見られた事件又は問題に関しては、最高指導者又は中央レベルの意志決定機関が、治安機関に対し連携して捜査を行うよう要求した。金正日の秘密命令により準恒久的な構造が構築され、金正恩のもとでも維持されているとの報告もある。

➢ １３６

三年の喪に服した後、金正日は１９９８年の最高人民会議で正式に指導者として選出された。１９９８年には再び憲法改正が行われ、金日成は永遠の主席とされた。改正後の憲法では国防委員会が国家の最高機関に昇格し、したがってその委員長である金正日が政府の最高位を占めることになった。金正日には父のように戦争の英雄としての資格がなかったため、彼は軍の支持を得るために国家の基本的な方向を修正し、「先軍政治」という基本方針を通じて、軍に政策への影響力と名声、そして大きな予算配分を与えたのである。この「先軍政治」は金正日が死去し、彼の息子である金正恩が後継者として権力の座に上った後も続いている。２０１３年８月２５日、金正恩は先軍の日の式典のなかで、「先軍政治」について詳細に論じている。

「先軍は将軍［金正日］の革命的な理念、革命における彼の実践、彼の政治的な理想、政治的なあり方である。（中略）朝鮮人民軍の強化を先軍革命における最も重要な事項と認識しつつ、彼は人民軍を我々の革命の擁壁・主力とし、人民軍を鍛え上げて朝鮮労働党の大義に対してひたすら忠実な指導者の軍隊、無敵の革命軍とすることによって、我が国の安全と社会主義を守る対帝国主義者・対米国の断固たる決戦において歴史的な大勝利を収めたのである。彼は、命の尽きるまで指導者を防衛するという精神、すべてを犠牲にして指導者の指示を実践する精神、軍人が示す自己犠牲の精神こそ、先軍時代を象徴し代表する革命的精神、革命的兵士の精神であると定義し、すべての軍人と人民がその精神のもとで生活し戦うよう指導し、それによって、革命と建設において偉大な転換と変化がもたらされるようにしたのである。先軍を基礎とするリーダーシップの成功を強化し、先軍政策をさらに包括的に運営していくために、彼は、北朝鮮第１０回最高人民会議の初回会合が、先軍革命の理念と原理を体現した社会主義憲法を採択するよう、また国防委員会を柱とする新たな国家運営構造を確立するよ

うに配慮し、国家のあらゆる事項が軍事を優先して行われるように指導したのである。」

➢ １３７

「先軍」志向に合わせて、北朝鮮は核兵器及び弾道ミサイルを開発する試みを開始した。北朝鮮は現在、現役兵１２０万名を擁する世界第４位の規模の常備軍と、７１０万～８３０万人の正規軍に準じる予備役兵を備えている。北朝鮮の軍事能力は、装備の旧式化、訓練不足、住民の栄養状態の全般的な悪化に伴う兵士の質の低下、また栄養状態の悪化が今後の新兵の身長に与える影響により、着実に低下していると考えられている。北朝鮮は、こうした軍事能力の低下を経験し、核兵器及びその他特殊部隊、化学・生物兵器、小型潜水艇などの「非対称戦力」（開発に力を注ぐことによってこれに対応しようとしている。報道によれば、北朝鮮の化学兵器備蓄量は世界有数のレベルであるという。核保有国への志向は、地域の安全保障を動揺させ、北朝鮮のいっそうの孤立を招いただけでない。特に住民の一部がすでにある程度の期間にわたり食糧不足に陥っているなかで、北朝鮮国内での資源配分にも大きな影響を及ぼしているのである。

➢ １３８

「先軍」政策に加えて、北朝鮮指導部が核開発計画の推進を決めたことは、経済的・政治的に深刻な結果をもたらした。１９９０年代には北朝鮮と合衆国の関係改善が見られたにもかかわらず、１９９４年、北朝鮮による寧辺の原子炉からの燃料棒取り出し、国際原子力機関からの脱退、同機関の査察官の追放によって、最初の北朝鮮核危機が発生した。この危機によって、合衆国との関係改善の進展が頓挫するリスクが生じた。ジミー・カーター元合衆国大統領が仲介した交渉を通じた１９９４年の米朝枠組み合意により、ビル・クリントン大統領から金正日に対し、不可侵の保障その他の妥協が与えられた。

➢ １３９

北朝鮮は常に、農業資材を含めてソ連・中国からの支援に大きく依存してきた。１９７０年代・１９８０年代を通じて、北朝鮮はソ連・中国に対し、返済の意志も能力もないままに相当の額の債務を重ねてきた。１９９０年代半ば、ソ連の崩壊と時機を同じくして、隣国に対する中国の忍耐も切れてしまった。

➢ １４０

１９７６年に毛沢東が死去した後、鄧小平は中国において前例のない改革を推進し、数億人を貧困から救い出した。またこの過程で中国は日本との関係を構築した。１９８９年には中ソ対立が解消された。中国が１９９２年に韓国との関係を正常化したこ

とは北朝鮮を動揺させた。１９９４年に金日成が死去したことも、北朝鮮と中国の関係に緊張をもたらした。実のところ、１９９０年代の飢饉の直接の原因の一つは、中国との貿易水準の変化だった。北朝鮮とソ連との二国間貿易が１９９０年の２５億６０００万ドルから１９９４年には１４０[1億4000]万ドルと１０分の１以下に減少した後、北朝鮮は中国に支援を頼るようになった。だが、北朝鮮と中国の二国間貿易は、１９９３年の９億米ドルから１９９５年には5億５０００万ドルへと減少し、食料輸出は１９９３年から１９９４年にかけて半減した。１９９５年7月・8月に季節的な豪雨が訪れ、土壌侵食と河川の閉塞が重なったことによる洪水で農作物が壊滅し、飢餓の時期がもたらされた。この時期は大飢饉と見なされており、北朝鮮では「苦難の行軍」と呼ばれる。１９９６年から１９９９年にかけて、４５万人から２００万人の人々が餓死したと推測されている。

➢ １４１

この人災とも言える飢饉が招いた予期せぬ結果の一つが、非公式市場が広い範囲で出現したことである。飢饉から１０年後には、北朝鮮世帯の総収入のうち非公式経済が占める比率は７８％に達したと推定されている。配給制度がもはや最小限の量の食糧さえ提供できなくなった以上、当局はかつてのような水準での統制を行うことができなくなった。社会統制が崩れたことにより、国外からの情報の遮断にも綻びが生じた。同時に、多くの人々が北朝鮮からの逃亡を試みたことで移動の自由に対する統制も緩み、また中国からの交易品の獲得をめざす人々も現れた。中国とのあいだを行き来する人々が増えるなかで、彼らは中国の相対的な豊かさを目の当たりにし、韓国についても、政府の公式のプロパガンダとは大幅に違う情報を入手した。指導部は市場を統制し移動の自由を制限しようと多くの対策を講じたが、こうした措置はさまざまなレベルでの抵抗を招いた。

➢ １４２

韓国では、二人の政治的にリベラルな大統領、すなわち１９８７年に選出された金大中と２００２年に選出された盧武鉉が、人権問題に関するしっかりした資質をもとに、関係改善に向けて無条件関与の政策を推進した。こうした政策が目標としていたのは、北朝鮮の急激な体制崩壊や暴力的な対決を引き起こすよりも、再統一に向けて段階的に前進していくことだった。金大中大統領の「太陽政策」は２０００年、金正日との歴史的な南北首脳会談として結実した。盧武鉉大統領は「平和繁栄政策」の名のもとに実質的に太陽政策を継承した。太陽政策によって、韓国から北朝鮮に向けて３０億米ドルの支援が提供されたと推定されている。また韓国は、北朝鮮に外貨獲得と国際市場参加の機会を与えるための共同事業を行った。協力事業の要となったのが開城工業団地である。

➢ １４３

２００２年、金正日は経済改革の実施を試みた。「７．１措置」（発表された２００２年７月１日の日付にちなむ）には、市場価格をより正確に反映させるための消費者価格引き上げ、公定賃金引き上げ、独立性の向上に向けた国営企業の経営方針変更、一般市場の正式な設立などが含まれていた。こうした施策を国内レベルで進める一方で、金正日は国内経済の欠陥を補うために国際的な支援を求め続けたが、その条件は人道機関としてはなかなか容認しがたいものだった。日本と北朝鮮との関係正常化協議は１９９０年代に始まり、２００２年９月にはついに小泉純一郎日本国総理大臣と金正日国防委員会委員長とのあいだで日朝首脳会談が行われた。

➢ １４４

第二の核危機が生じたのは２００２年末である。平壌を訪れた合衆国のジェームス・ケリー国務次官補は、１９９４年の枠組み合意に違反して秘密のウラン濃縮計画が行われている証拠があると発表し、北朝鮮当局もこれを認めていると述べた。その後北朝鮮は寧辺の原子炉から封印と査察器材を撤去し、１０００本の燃料棒を原子炉に搬入し、国際原子力機関の核査察官２名を国外退去とし、数ヶ月以内に核兵器級のプルトニウムの生産を開始できる再処理プラントを再開する意志を表明した。２００３年、ジョージ・W・ブッシュ合衆国大統領は北朝鮮との二国間協議を打ち切った。代わりに今後の交渉にふさわしい場として六者会合が指定された。

➢ １４５

一方、金正日による２００２年の経済改革の取り組みは軍からの抵抗を受け、最終的に金正日は譲歩した。２００５年、北朝鮮は配給制度の再生を試み、農家から穀物を徴発した。一方で政府は、国境を越えて中国に移動することをこれまでよりも困難にした。それにもかかわらず、２００６年までにはコメ、トウモロコシの禁輸措置は実質的に終了している。

➢ １４６

２００６年７月、北朝鮮は長距離ミサイル数発を発射した。これはさまざまな国による制裁発動を招き、国際連合安全保障理事会は複数のミサイル発射を非難し、北朝鮮に対しすべての弾道ミサイル関連活動の停止を求める決議を採択した。数ヶ月後、北朝鮮は初の核実験を行ったと発表した。中国は北朝鮮を批判する強い調子の声明を発表し、核兵器及び弾道兵器開発を防ぐことを目的として北朝鮮に制裁を課す旨の安保理決議を初めて支持した。とはいえ、中国は依然として概ね北朝鮮指導部を支持しており、中国による北朝鮮批判はじきにトーンダウンした。

➢ １４７

２００７年の韓国大統領選挙で当選した李明博は、太陽政策によるアプローチを覆し、相互主義と非核化に重点を置いた。こうした基調の変化を不満とした北朝鮮は李明博に対する個人攻撃を行い、軍事的緊張をエスカレートさせた。２００７年以来、韓国・北朝鮮間では閣僚級会合が一度も開かれていない。２００８年、金正日は脳卒中に倒れた。２００９年、北朝鮮指導部は民心掌握とともに、大胆な通貨改革を実施することによる市場経済化のプロセスを試みた。北朝鮮はこれまでにも１９５９年、１９７９年、１９９２年と通貨改革を試みていたが、２００９年の通貨改革は、大幅なインフレと市場の一時的な機能停止を引き起こしたことにより、幅広い失望と混乱を招いて失敗に終わった。この改革により、通貨の切り下げを伴う新紙幣が導入されたが、国家公務員の給料は実質的に上昇し、大幅なインフレをもたらした。新紙幣への切り替えに上限が設けられ、その後の急激な物価上昇もあって、多くの市民にとっては貯蓄の価値が失われた。

➢ １４８

２００９年、北朝鮮は複数回のミサイル発射試験を行い、六者会合から撤退し、寧辺核施設から国際的な監視員全員を追放して８０００本の燃料棒再処理を行い、二回目の核実験を行った。安保理は制裁を強化する決議第１８７４号を可決した。北朝鮮は合衆国と韓国が宣戦を布告したとして非難し、北朝鮮はもはや１９５３年の休戦協定に拘束されないと宣言するに至った。

➢ １４９

脳卒中の発作後、金正日はこれまでよりもはっきりと後継問題に関心を注ぎ始めた。２００１年までは長男の金正男が後継候補と目されていた。この年、金正男は複数の家族とともに、ドミニカ国籍の偽造旅券を使って日本入国を試みている。２００９年初めに、北朝鮮公式の宣伝機関が、「新星将軍」への言及を始めた。金正日の後継候補に金正恩が選ばれたという公式な証拠が現れるのは、ようやく２０１０年になってからである。２０１０年3月、韓国海軍の哨戒艦天安が魚雷攻撃を受けて沈没し、乗員４６名が死亡した。２０１０年9月、１９８０年の党大会以来初となる朝鮮労働党の会議において、金正日の妹である金敬姫と金正恩が、いずれも軍務の経験が無いにもかかわらず大将に昇進した。同時に、金正恩は中央軍事委員会の副委員長に任命された。２０１０年１１月、北朝鮮は延坪島を砲撃し、韓国人４名が死亡した。２０１１年１２月１９日、政府は金正日が２日前に死去したことを発表した。金王朝はただちに金日成一族の第三世代へと引き継がれた。この権力移行は、公式の民主的プロセスも北朝鮮市民の実質的な関与もないままに行われたものと思われる。

➢ １５０

金正恩は１９８３年又は８４年の１月８日に生まれたと考えられている。したがって、最高指導者として北朝鮮の立法・行政・軍事の最高権力を継承した時点で、彼は３０歳以下だったことになる。彼は自らの権威強化の努力を続けている。２０１１年に金正日が死去して数週間後、金正恩は主な軍事組織の「最高司令官」の称号を与えられた。さまざまな国家機関からの公式声明は、彼を北朝鮮の「唯一の国家指導者」と呼んでいる。

➢ １５１

２０１２年初頭、北朝鮮は、合衆国からの食糧援助を交換条件として、核実験を停止し、一時停止状態の監視のために国際的な査察官を受け入れることを発表した。だが２０１２年４月、北朝鮮は高性能ミサイル銀河３号を発射したが、これは失敗した。合衆国は予定されていた食糧援助を中止した。

➢ １５２

同月、金正恩は朝鮮労働党第一書記、中央軍事委員会委員長、さらには国防委員会第一委員長の座に就き、権力を強化した。人民武力省、朝鮮人民軍総政治部、総参謀部の要職には自ら任命した者を揃えた。さらに２０１２年７月には、軍のトップを解任して従来ほとんど無名だった将軍を昇進させ、初めて元帥の称号を名乗らせた。

➢ １５３

２０１２年１２月、北朝鮮はロケットを発射して初の人工衛星を軌道に乗せた。多くのアナリストは、これは大陸間弾道ミサイルの開発を隠蔽するためであると主張している。安保理はこの発射を、弾道ミサイルに用いられる技術の実験を禁止する決議に対する違反であるとして非難し、北朝鮮に対する制裁強化を採択した。北朝鮮は２０１３年２月に三回目の核実験を行い、国際社会から核保有国としての認知を求めた。

➢ １５４

北朝鮮の最高権力を握った後、金正恩は北朝鮮経済の再建という希望を表明した。２０１３年３月３１日、金正恩は「経済建設と核武装拡大の二重政策〔並進路線〕」を発表した。これによって、北朝鮮における核兵器開発という優先課題に、経済状況の改善が追加されたように思われた。その後も金正恩は、公式の表明に「我が国人民生活の向上」というスローガンを加え続けた。２０１３年１１月、外資誘致を推進するために１４箇所の経済特区を設ける計画が発表された。

➢ １５５

調査委員会は、ここ数年で平壌の繁栄を示す兆候が増加していると述べている、信頼性の高い国際的な情報筋と面会した。これらの識者は、北朝鮮において携帯電話の利用が増大しており（国際通話は見られないが)、加入者は最大２００万人を数えると思われること、これまでは閑散としていた街路で新車がよく見られるようになっていることを挙げた。新たなレストランが複数開店し、よく集客していることにも彼らは驚きを表明している。父や祖父と異なり、金正恩が妻を伴って公の場に姿を見せること、国家後援のミュージカル上演に使用許諾を得ていない「ミッキーマウス」や「くまのプーさん」が短時間ながら登場したこと、国産のタブレットコンピューターが一般発売されたことを、北朝鮮の近代化の傾向かもしれないと指摘する識者もいる。金正恩自身も、さまざまな体育行事に姿を現すことで、北朝鮮におけるスポーツ振興を図っている。

➢ １５６

その一方で、金正恩が権力を継承して以来、国境における弾圧が行われている。北朝鮮を逃れて韓国に到達する人の数は、２０１２年から２０１３年にかけて大幅に減少した。調査委員会では、北朝鮮に残った家族に対し脱北者の帰国を促すよう脅迫するなど、脱北者に対する脅迫や抑圧に関する報告を入手している。実際に、韓国から北朝鮮に帰国した朝鮮人の多くが国営テレビに登場し、国を離れたことに対する後悔を表明し、南での生活に対する批判を口にしている。この他に報告されている抑圧的な措置としては、エリート家庭による私費での海外留学に対して金正恩が新たな制限を設けた、などがある。

➢ １５７

２０１３年１２月に金正恩の叔父に当たる張成沢が突然処刑されたことは、金正恩による権力強化プロセスの一環であるように思われる。張成沢は新指導者の指南役としての役割から「司令塔」と見られており、北朝鮮の権力構造におけるナンバー２とする見方が広がっていた。彼は金正日の妹である金日成の娘の夫だった。本報告書完成の時点での彼女の状況は不明である。

Ｆ．国外の動向と人権状況

➢ １５８

以上のような北朝鮮国内の状況の検証は北朝鮮の変化とその人権状況を説明する一助にはなるが、この国家の性格を形作ってきた特定の影響要因を理解するには、国外の環境を検証することもやはり有益である。第二次世界大戦の終焉によって、国家とし

ての独立が多くの植民地の人々の第一の希望となり、朝鮮民族も例外ではなかった。その一方で、新たな世界秩序によって、合衆国及びその同盟国とソ連及びその同盟国とのあいだの対立関係が生じた。国際関係において冷戦は大きな役割を演じ、北朝鮮に大きな影響を与えた。地域的な力学も同じように重要である。

➢ １５９

中国は繰り返し、朝鮮半島の非核化の希望を表明しており、北朝鮮の安定が中国にとって主要な優先事項であるように思われる。それにもかかわらず、北朝鮮から逃亡しようとする北朝鮮国民の過半数は国境を越えて中国に入り、陸路東南アジアに到達しようとしている。こうして、北朝鮮における人権侵害が中国に直接的な影響を与えるなかで、中国がこのような脱北者にどう対処するのか、中国による国際人権法の遵守といった問題が生じている。

➢ １６０

２００２年の日朝首脳会談を受けて発表された日朝平壌宣言は、「日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなる」と指摘している。だがそのプロセスは、北朝鮮が日本人拉致を認めた後のフォローアップを怠ったために頓挫した。拉致問題は引き続き日本国民の強い関心を呼んでいるし、北朝鮮が実験を行い、開発を続けている核兵器・弾道ミサイルによる安全保障上の脅威も同様である。

➢ １６１

韓国、北朝鮮とも、朝鮮半島の統一を目標にすると表明している。韓国の国家保安法は、「反国家的」団体に対する自発的な支援、奨励・鼓舞を行った者は７年以下の懲役に処せられると定めている。北朝鮮への無許可の旅行は依然として禁止されている。近年、韓国は北朝鮮から逃亡した市民に対する支援の取り組みを強化している。北朝鮮はこれに対して、脱北者または脱北を試みた北朝鮮市民は、拉致されたのであると反論している。２００７年以来、韓国と北朝鮮のあいだでは閣僚級協議がまったく行われていない。朴槿恵大統領は、北朝鮮との関係に対する韓国のアプローチにおける新たな枠組みを発表し、「信頼政策」という言葉を用いて、厳しい姿勢とともに、交渉が開始された場合に柔軟性を与えるような、漸進的な信頼構築プロセスに言及した。２０１３年６月１２日にソウルで予定されていた内閣レベルでの協議は、代表団の構成について双方が合意できなかったため中止された。中止された閣僚級協議の他には、新政権が進めた対北朝鮮交渉によって、さまざまな結果が生じている。開城工業団地は長期にわたる協議の末に２０１３年９月に操業再開となったが、国民の祝日である

「秋夕」の際の離散家族再会については、南北国境を隔てて長年にわたり分断され、大半は高齢化している家族のあいだで希望が高まっていたものの、北朝鮮側から突然中止された。金正恩が２０１４年年頭の演説において、韓国に対し「双方にとって利益のない誹謗中傷をやめる。」ことを呼びかけ、「南北朝鮮間の関係を促進することを選択する者とは、その者の過去にかかわらず、手を携えている。」ことを表明したことを受けて、朴大統領は旧正月の一時的な離散家族再会を再開することを提案した。この提案は北朝鮮により拒絶された。

➢ １６２

調査委員会は、朝鮮戦争がまだ終結していないことを想起する。２０１３年、かつて朝鮮戦争に従軍した退役軍人である８５歳の米国市民メリル・ニューマン氏が北朝鮮で逮捕され、１ヶ月間拘留された。この出来事は、北朝鮮においては朝鮮戦争がいまだに微妙な問題であることを浮き彫りにした。自国民の人権を尊重する責任ある国民国家として北朝鮮を国際社会に統合するプロセスの一環として、この紛争を決着させることが必要かもしれない。同様に、北朝鮮はあいかわらず植民地支配に対する不満を表明し続けている。こうした事項についても、やはり上記プロセスの一環として関心を注ぐ必要がある。ただしこれらの問題の解決を徐々に進めていくからといって、北朝鮮がただちに実行すべき国際法上の義務をなおざりにするべきではない。

Ⅳ．調査委員会の調査結果

Ａ．　思想、表現及び宗教の自由に対する侵害

➢ １６３

「市民的及び政治的自由に関する国際規約（ＩＣＣＰＲ）」第１８条は、思想、良心、信教の自由に対する権利を規定している。調査委員会は、北朝鮮国民に対する国家による思想教育に関する人権侵害の訴えを評価する際に、この規定をＩＣＣＰＲ第２０条と合わせて考慮した。さらに調査委員会は、「児童の権利に関する条約（ＣＲＣ）」第１４条が、特に児童に関して、思想、良心、信教の自由に対する同様の権利を規定している点に留意した。

➢ １６４

北朝鮮の国民がどの程度自由に自らの意見を表明し、情報にアクセスし、団体に参加しているかという点を見る際に、調査委員会はＩＣＣＰＲ第１９条及び第２２条、さらにはＣＲＣ第１２条、第１３条、第１５条、第１７条を指針とした。

１．教化、プロパガンダ、及びこれに関連した大衆組織の役割

➢ １６５

北朝鮮の住民は若い頃から、唯一の国家イデオロギーと、最高指導者及び朝鮮労働党が保持する十大原則に沿って思想教育を受ける。この思想教育は非常に厳しいため、ＩＣＣＰＲ第１９条及びＣＲＣ第１７条が想定しているような情報を求め受け取る自由に抵触しているだけでなく、ＩＣＣＰＲ第１８条及びＣＲＣ第１４条によって保護されている自由な思想及び良心の発展が生じることさえ抑圧している。人権委員会はこの後者の権利について、幅広く深遠なものであり、あらゆる事項に関する思想の自由にわたるものであるとコメントしている。これらの自由の基本的な性質は、この規定が社会的な緊急事態においてさえ制限されないという事実にも反映されている。

（ａ）幼少期からの教化

➢ １６６

子どもたちは、金日成、金正日、そして現在では金正恩を崇敬し偶像化するよう教育される。最高指導者に対する感謝を表現するスローガン入りの銘板、ポスター、絵画が幼稚園に掲示されている。子どもたちにそのメッセージを理解する能力があるかどうかは関係ない。学校では、通常の科目（数学、理科、美術、音楽など）に加えて、十大原則及び北朝鮮公式の革命史を含め、金日成、金正日の功績と指導についての教育が教育課程のなかで異様に大きな部分を占めている。北朝鮮の元教育関係者によれば、実情として、金日成・金正日の著作や彼らについての評伝に基づいたイデオロギー教育が北朝鮮における「教育の大半を構成している」という。こうした教育の内容は、子どもの理解力・記憶力にふさわしいように調整される。金日成思想や革命史といった学科において成績が振るわない生徒は、他の学科で非常に成績が良くても罰せられる場合がある。こうした教育目標は、ＣＲＣ第２９条に述べられたものと逆行している。

➢ １６７

北朝鮮の思想教育プログラムでは、二つの基本テーマが柱となっている。一つは最高指導者に対する極度の忠誠と献身を叩きこむこと、もう一つは日本、アメリカ合衆国、韓国に対する敵意と深い憎悪を植え付けることである。後者の目標は、非常に意図的かつ組織的な取り組みによって追求されており、明らかに、差別・敵意・暴力の煽動となる国家的憎悪の主張、戦争に向けたプロパガンダに相当するほどであり、ＩＣＣＰＲ第２０条に違反している。

➢ １６８

子どもたちは、ひたすら金日成を模倣することを願うべきであると教えられる。たとえば、絵を描くことが好きな子どもは、最高指導者の肖像だけを描くか、金日成を喜ばせたであろう絵を描くよう奨励される。優れた絵は学校に飾られる。子どもたちは金一族を描くか、日本兵又は米兵を剣や鉛筆で突き刺している子どもの絵を描くのが常である。

- ある証人によれば、学校の生徒だった頃、金日成を喜ばせるようなイメージ以外を描くことはまったくなかったという。彼は優れた戦士になって敵を殺し、韓国に行って金日成・金正日のために死ぬことに関心を抱いていた。

➢ １６９

子どもたちは、自分の両親のためよりも、金日成・金正日の利益のために喜んで命を危険に晒すよう奨励される。子どもたちは、国家を保護し国民を養う父親として金日成を描写する愛国的な図像やスローガンに囲まれている。こうしたメッセージや思想教育は、単に若い頃から指導者に対する忠誠心を生み出すだけでなく、実質的に家族の絆を破壊するように作用する。というのも、子どもたちには、自分の両親よりも最高指導者に対してより大きな尊敬と献身を示すことが期待されるからである。

➢ １７０

学科はすべて、国家イデオロギーと整合するような方法で教育される。たとえばある証人は次のように描写している。化学の授業である気体に言及する場合、南北朝鮮の政府がどのようにその気体を使うかの比較をしなければならない。このレトリックに従えば、北朝鮮は産業の発展をめざしてその気体を使うが、韓国は生活条件に不満を抱く抗議者に対する催涙ガスとして使うということになる。１９８１年の演説で、金日成は以下のように確認している。

「学校教育によって、反帝国主義教育、米帝国主義と日本軍国主義に対抗する教育を強化していくことが重要である。彼らは朝鮮人民の不倶戴天の敵であり、朝鮮革命において攻撃しなければならない標的である。我々は党員及び勤労人民のあいだでの反帝国主義、反米・反日教育を強化し、彼らが米帝国主義と日本軍国主義に対して不屈の闘いを挑むようにしなければならない。また我々は、人民が韓国の地主、買弁資本家、反動的官僚、反大衆的ファシスト支配体制に対する激しい憎悪を抱き、妥協することなく彼らと戦う精神を持つように教育しなければならない。」

➢ １７１

ＣＲＣ第２９条には、子どものための教育目標が述べられている。学校において金一族に対する崇拝を可能にするために過大な時間が割り当てられていることは、それらの目標に反している。さらに気がかりなのは、憎悪、暴力、民族差別が教えられていることであり、これらは第２９条（１）（ｃ）及び（ｄ）に直接違反している。

（ｂ）マスゲーム及びその他の義務的な大衆プロパガンダ行事

➢ １７２

北朝鮮の子ども及び大学生は、政治目的のためのパレードや集会その他演出を伴う公演に定期的に参加することを求められている。こうした公演のうち最大のものは、今日では一般にマスゲームと呼ばれている大衆体操である。

➢ １７３

マスゲームは約１０万人の子ども、青年を出演させ、体操、ダンス、アクロバット、芝居がかった演技を分刻みの演出で披露する。金正日は１９８７年、マスゲームの制作担当者に対する長い談話において、マスゲームがめざしているのは、単に参加者のあいだで特に健康で強靭な肉体を育成することだけでなく、学童における高度な組織、秩序、集団主義を培うことでもあると説明している。彼はさらに続けて次のように述べた。

「動きを少し間違えるだけでも大衆体操の演技が駄目になってしまうことを自覚して、自分の思考と行動のすべてを集団に従わせようとあらゆる努力を払う。…大衆体操は創造的な作品であるから（中略）創作労働者は、大衆体操の制作を通じて、指導者の偉大さ、その指導部の賢明さ、不滅の革命的業績、高貴な共産主義的美徳を深く広く表現しなければならない。またその作品は、歴史的変革を引き起こす党の偉大さと輝かしい業績を十分に示すものでなければならない。」

➢ １７４

マスゲームは北朝鮮にとって主要な外貨収入源となった。マスゲームは多くの観光客を集めるが、参加を強要される（ただし彼らの身体的な見栄えが国家の定める理想を満たさない場合はこの限りではない）出演児童たちが被る人権侵害には気づかない場合が多い。訓練は１年間ずっと続くことも多く、４～６ヶ月間は、参加者は学業を犠牲にして一日中練習している。訓練は厳しく、演技を完璧にできない子どもは体罰を受け、夜間の追加訓練を受けさせられる。

- 元大学体育教官は調査委員会に対し、マスゲームに向けて学生の訓練をやらなければならなかったと述べた。彼によれば、学生たちは一日６～１２時間、非常に厳しい条件のもとでの訓練を強いられた。参加者の大半は学童及び大学生だったが、若干の軍人も参加していた。何らかの障害を持つ者はすべて除外された。証人の記憶によれば、訓練中、多くの子どもが疲労のために失神したという。重傷を負う者も多かった。

- 調査委員会の東京での公聴会における証言のなかで、Ｌさんは大学教育のなかで１つの学期を丸ごと無駄にしてしまった様子を語った。彼女のクラスは、平壌の金日成スタジアムで行われ金正日が来場するパレードの短い一節のために、６ヶ月にわたって１日１０時間練習することを求められたからである。訓練は非常に厳しく、参加者のなかには消耗して失神する者もいた。夏のあいだは強い陽射しのもと、コンクリートの上で訓練していたため、失神することもごく当たり前だった。訓練では完璧であることが強調された。失敗を繰り返す者は罰として深夜まで訓練場に残らされた。Ｌさんの記憶によれば、教官は７～８歳の男の子が虫垂炎の激痛にもかかわらず訓練した例を引き合いに出したという。その男の子は適切な治療を受けなかったために結局亡くなった。金正日が来場するイベントに向けてすべての生命を捧げたということで、この亡くなった男の子は英雄として扱われた。

➢ １７５

マスゲームに向けた厳しい訓練の日課がこのような条件のもとでこれほど長期に渡って続くことは、子どもの健康と幸福にとって危険である。調査委員会は、こうした子どもの搾取が、子どもが休息と余暇を得る権利及び子どもの教育を阻害するような又は子どもの健康に有害であるような労働から保護される権利を定めたＣＲＣ第３１条及び３２条に違反していると考える。

（ｃ）告白及び批判セッション

➢ １７６

北朝鮮の子どもは幼い頃から「生活総括（告白と自己批判)」セッションに参加させられる。子どもたちは毎週グループで集まり、順番に立ち上がり、前の週の自分の行動を、金思想及び十大原則の教えに沿って生活してきたことを可能な限り示すように描写する。この告白のあいだに十大原則が暗誦される。授業を欠席した、期待されたような貢献ができなかったなど、前の週に何らかの形で失敗した場合には自分自身を批判しなければならない。そして、もっとよい子どもになることを約束しなければならない。また、同じグループの仲間の失敗を少なくとも１つ描写することが期待される。

誰か批判すべき子どもを指定するまでは座ることは許されない。

➢ １７７

毎週の「生活総括」のセッションは、国家にとって、市民のあいだの弱点と思われる部分を監視する方法となっている。こうした毎週のセッションは、北朝鮮市民の生活全体で行われている。刑務所や労働訓練収容所でも行われている。また、公共建設工事に動員された人々のためにも行われている。

➢ １７８

注意を引くのは、十大原則の準則４．５が全員に対して次のように要求しているという点だ。

偉大なる指導者である金日成同志の革命思想に特化した学習グループ、講義、集団学習に、欠席することなく２時間以上参加すること。これらの学習において秩序を保ち、これらの学習を日常生活の習慣的な一部とし、同時に、こうした学習が常に完了するよう、あらゆる矛盾又は怠慢と闘うこと。

➢ １７９

２０１３年４月、十大原則が３９年ぶりに改訂され、人々が忠誠心とともに称えるべき対象として、金日成の他に金正日の名前が追加されたとされる。またその１ヶ月後には、北朝鮮当局が「[改定された十大原則が]守られているかどうかを判断するため、全国的な公開批判セッションと関連する文書作成を命じた。」と伝えられた。

➢ １８０

２０１３年１２月に金正恩の叔父である張成沢が処刑された影響で、国内全域での思想教育セッションの回数が増大したようであり、住民に対して、文書で忠誠を誓い、自らの行動に反映させることが期待されている。張の処刑は北朝鮮住民のあいだにかなりの当惑と恐怖を呼び起こしたと報じられている。だが、粛清のプロセス、透明性の欠如、不適切な性急さ、暴力的な結末について批判の余地はなかった。最高指導者の歓心を買うことを意図した表現と、指導部からの命令のみが許されていた。

（ｄ）大衆組織への強制加入

➢ １８１

ＩＣＣＰＲ第２２条、ＣＲＣ第１５条、そして北朝鮮憲法は、結社の自由を規定している。

➢ １８２

北朝鮮は、民主的な社会組織の結成を望む者は、３０日以上前に、組織の目的、会員数、組織構造、設立日、代表者の氏名を明記した申請に規約案を添えて、内閣に送付しなければならないとしてきた。伝えられるところによれば、統一文化芸術連盟（Unified Culture and Arts League）、民主弁護士協会（Democratic Attorney's Association）、反核平和委員会（Anti-Nuclear Peace Committee）、アフリカアジア連携委員会（Africa-Asia Coalition Committee）などの団体があるという。だがこれらの団体はすべて朝鮮労働党の監督下にあるようだ。現実には、公式に登録された政党又は市民団体のうち、実質的に国家及び朝鮮労働党の統制下にないものは存在しないようである。

➢ １８３

すべての市民は、朝鮮労働党の監督下にある大衆団体に加入し、その活動に参加することを求められる。団体への加入は、小学校に入学の時点から始まる。７～１３歳の子どもは全員、朝鮮少年団のメンバーにされる。その活動を監督するのが、１４～３０歳の北朝鮮市民で構成される、金日成社会主義労働青年同盟の幹部である。３０歳以上の市民は、当人の職業や婚姻状態に応じて、朝鮮職業総同盟、朝鮮民主女性同盟、朝鮮農業勤労者同盟のメンバーとなる。進行中の社会経済的変化により、党員となることの魅力は以前よりも薄れてはいるものの、大半の市民は今でも朝鮮労働党の党員になることを望んでいる。しかしこれは人口の約１５％のみに与えられた特権である。また党員は、党が支配する大衆団体の幹部になる。こうした団体の一員であることは終生の義務である。ある証人によれば、たとえ強制送還で帰国させられた者でも、拘留を解かれると団体員としての資格が回復されるという。

➢ １８４

こうした団体への加入はいくつかの基本的機能を果たしている。一つは、勤務中であるか否かにかかわらず、人々の日常活動を組織し監視することである。もう一つは、金思想の教育に関する講義、また時事問題・外交問題に関する情報の共有を通じて、継続的な思想教育を確実に行うことである。

- 金日成社会主義労働青年同盟の元幹部は、青年同盟の会員によって果たされるべき、大別して４つの基本的義務について話してくれた。第一は、何よりもまず「金一族を崇拝する」義務である。第二に、革命的理念で「人民を武装させる」義務、第三は監視と忠誠心の評価を通じて「国家の安全を守る」義務、そして第四が、選ばれた人民グループを動員して建設及びその関連作業に従事させることにより「社会主

義経済を建設する」義務である。

- ある証人が語ったところによれば、ひとたび朝鮮少年団に加入した後は、模範的な生徒になり、学業においても課外活動においても他の手本となるように努力するという。また彼女をはじめとする生徒たちには、古紙や使用済みのビニールシートなどの素材を寄付することにより学校に貢献することが期待されていた。

- 別の証人は、朝鮮少年団のメンバーが、朝鮮労働党のスローガンを唱和する、公衆の注意を集めるために街路で太鼓を叩くといった活動に従事するのだと話してくれた。また国家収入を得ることをめざす活動や選挙期間中にスローガンを唱和する活動を行うよう頼まれたともいう。

- 朝鮮民主女性同盟の幹部の一人であった証人の説明によれば、任務の一つは、「主体」及び革命史、国内政治、外交に関するメンバー向けの講義が行われるようにすることだったという。また、外貨獲得のために販売することが可能な商品を確保する任務も与えられた。たとえばメンバーは、金１グラム、野ウサギ成体の皮２羽分、犬の皮２頭分を毎年提供するよう期待されていたという。これらは収集されて党中央レベルに送付された。

➢ １８５

労働青年同盟の主要な活動の一つは、メンバーを動員して「自発的」労働部隊を運営し、公共建設事業を実施することである。北朝鮮の１７歳以上の一般市民は、道路や公共施設の建設といったさまざまな建設プロジェクトのために動員され、作業グループに登録されることが期待されている。郡レベルのプロジェクトでは１０００名のグループのみが要求された。道レベルでは２万名、平壌など大都市におけるプロジェクトでは１０万名もの動員が必要になった。これらの義務を果たすために選ばれた人々は、こうした形で奉仕できることを名誉だと考えていると伝えられている。このような参加は、朝鮮労働党の党員になるチャンスを増やす、あるいはさらなる学習を認められるための足掛かりの一つであると見られている。

➢ １８６

これらの活動への参加を拒否することが選択肢の一つになるとは考えにくい。というのも、そんなことをすれば社会的・政治的な自由が得られる見込みが低下し、人物調査書に汚点が残ってしまうからである。すべての北朝鮮市民は登録制度のもとで身分証明書を発行され常に身につけていたが、その他に国家が管理する各個人に関する記録システムがあり、これが社会のなかで成功し昇進していく能力に直接的な影響力を

持っていたが、個人がこれにアクセスする権利はなかった。

（ｅ）プロパガンダの蔓延

➢ １８７

北朝鮮の市民は、蔓延する国家的プロパガンダに常に晒されている。プロパガンダに関する指令の作成を主に担当しているのは、朝鮮労働党中央委員会内の宣伝扇動部である。１９８１年に「党宣伝担当者」向けに行った演説のなかで、金正日は次のように語っている。「（前略）宣伝扇動任務の堅固な基礎は、党中央委員会による唯一の指導のもとに置かれている」。金正日は、社会主義経済の建設に向けたイデオロギー教育とプロパガンダ・扇動を強化する方法について指導を行った。彼は「言葉による扇動」「芸術家による扇動」、視覚素材の効果的な活用について語り、党役員が、力強く影響力のある扇動をさまざまな形で自ら実例を示した。

➢ １８８

地方行政機関、学校、職場、その他さまざまなレベルでのプロパガンダ担当部門が、中央が決定したメッセージの再生を担当している。またこれらの部門は中央委員会宣伝扇動部の指令に基づいてプロパガンダ素材を制作している。たとえば、どの道にも芸術センターがあり、展覧会における展示用や公共施設や企業の廊下・壁に掲示するための最高指導者の肖像画及び彼らの功績を描写する絵を制作している。平壌の万寿台創作社は、金一族を称えるプロパガンダ用の絵画、壁画、ポスター、ビルボード、モニュメントの制作を担当する中央レベルの機関であると伝えられている。世界最大の美術工房であり、約１０００名の芸術家を含め、約４０００名の北朝鮮国民を雇用していると示唆されている。

➢ １８９

子どもの描いた特に優れた絵は、在籍する学校だけでなく、他の学校にも掲示される。大学や軍にも専任の芸術家がいて、大学の講堂や施設に掲示するポスターやビルボード用にこうしたプロパガンダ素材を、また軍士官学校での教育に用いる教科書その他の出版物のためのイラストを描いている。

➢ １９０

最高指導者の肖像画と彼らに捧げられた記念碑は至るところに見られる。朝鮮中央通信社は２０１３年４月、「経済発展及び人民生活向上に用いられる国家歳出総額［前年度］の４４．８％は、金日成主席生誕１００周年に捧げられる殿堂の建築、『主体』に基礎を置く現代的・自立的な経済の物質的・技術的基盤の強化、そして国の美化のた

めに用いられた。」と報じた。別の報道では、北朝鮮国内の情報源からの引用として、３２００箇所の記念塔、約４００箇所のモザイク壁画、高さ２３メートルの金日成・金正日の彫像のために、２億米ドル相当が費やされたと推測している。

➢ １９１

北朝鮮のすべての家庭には、最低３点の額が飾られていなければならない。すなわち、金日成の肖像画、金正日の肖像画、そして二人が協議している様子を描いたものである。金正恩の肖像画についてはまだ掲示が命じられていない。これは金正日が示した前例を踏襲しているのかもしれない。金正日は、父の死後、伝統である３年間の喪が明けるまでは自らの肖像画を追加しなかった。北朝鮮市民全員が、忠誠の印として金日成の肖像をあしらったバッジ又は襟章を着用しなければならないことは広く伝えられている。また、誰もが彼らの肖像画に対してお辞儀をし、また肖像画を常にピカピカの状態に保つよう気を配ることが期待されている。

➢ １９２

以下の報告が明らかにしているように、指導者の画像を少しでも損傷又は破壊することは、極刑の対象となる政治犯罪と見なされる。

- ある証人の説明によれば、彼の父はこぼれた飲み物を古新聞で拭こうとして、そこに印刷されていた金正日の写真をうっかり汚してしまい、その結果、政治犯収容所（「管理所」）に送られてしまった。残された家族はこの運命を免れたが、家族として敵対的「成分」に落とされ、数十年にわたり公的に厳しい差別を味わった。

- ある証人によれば、咸鏡北道のある病院の職員が、毎週義務づけられている金日成の肖像画の清掃をしているときに誤ってガラスを割ってしまい、１ヶ月にわたって国家安全保衛部の取り調べを受けた。

➢ １９３

２０１２年７月、朝鮮中央通信は、韓国及び合衆国の手先として金一族の彫像及び記念碑を破壊することを意図した、当局の称する「テロ活動」に携わった容疑者である男性の証言とされるものを公表した。この記事では、男性が処刑されることを示唆している。別の情報源によって、彼が容疑とされる行動のために実際に処刑されたことが確認された。

➢ １９４

プロパガンダは北朝鮮市民の生活のあらゆる側面に浸透している。国家に統制された

メディアの他にも、家庭や公共空間において逃れることのできないプロパガンダ放送に晒されている。北朝鮮を訪れた外国人は、調査委員会に対し、国家によるプロパガンダを公共の場で放送する拡声器システムが至る所に設置されていることに驚いたと語っている。統制されたテレビ・ラジオ放送（下記参照）に加えて、北朝鮮国民は、「固定回線」放送を通じて国家からの情報を受け取っている。この固定回線システムは北朝鮮のすべての家庭に設置されたスピーカーを使って運用されている。スピーカーは定期的に役人によって検査され、機能していることを確認される。この固定回線システムは「禁じられた」ニュースや情報（すなわち、国外の世界に知らせるべきではないとされるニュース）を放送するために使われることが多く、また緊急事態にも利用される。固定回線を通じて伝達される情報には、工場や農場の状況、各集団農業の取り組みによる収穫・生産の状況などがある。また、犯罪者の詳細、彼らが犯したとされる罪状、科される刑罰も、やはり固定回線を通じて伝達される。他の者が警戒し、同じ罪を犯すことを躊躇するよう、犯罪者の氏名はその住所とともに公表される。

- ジョン・ジンワさんは、鉄道の車内ラジオにおける新聞朗読の担当者として働いていた。最近になって若干の民間交通サービスが生まれてきたものの、北朝鮮における長距離公共交通としては、依然として鉄道が主要手段である。したがって鉄道は、思想教育という点で素晴らしい機会となっている。こうした列車における朗読担当者だったジョンさんは、平壌から特別な指示を受け、それに従って『労働新聞』（朝鮮労働党の機関紙）の指定された記事を読まなければならなかった。車内ラジオでの生放送でこれらの記事を朗読するだけでなく、平壌の党宣伝部からは、車内ラジオ放送で再生すべきものとしてニュース及びその他の事前に録音された内容を含むカセットテープ（後にコンパクトディスク）が彼女のもとに送られてきた。

  彼女は次のように述べている。「私が今読んでいる労働党の新聞は、２０年前に読んでいた新聞と同じであるように思えました。最初のページと次のページでは金一族をめぐる出来事について政治的なテーマを扱います。これが１面と２面です。新聞の３面と４面は発展について、経済について、そして　北朝鮮住民に関連するいくつかのテーマについて論じています。５面と６面では韓国や米国など外国を取り上げます。このように、新聞で扱われている内容は、２０年前も今も同じなのです」

➢ １９５

朗読者は、朝鮮労働党の話術指導部において、記事の読み方について特別な訓練を受ける。話し方、発音法についてのマニュアルがある。たとえば偉大なる首領、親愛なる指導者の名前を言うときには、尊敬と親しみを伝えるために、特にゆっくりと高い音程で発声する。他方、アメリカ人や韓国人について話すときは、耳障りな音程が用

いられる。敵意と憎悪を伝えるために、苦々しい調子で言葉が発せられる。どの列車にも政治諜報員が乗っていて、乗客だけでなく、ラジオのニュース朗読者を含めた乗員を監視することも任務としている。偉大なる首領、親愛なる指導者の名を呼ぶときに発音を間違えたり口ごもったりすると、朗読担当者は窮地に立たされる可能性がある。列車上での電圧が低下すると、テープ録音に乱れが生じる。こうした場合、朗読担当者はすばやくカセットを取り出し、指導者の名前が、歪んだ、したがって許可されない形で放送されることを防がなければならなかった。

➢ １９６

北朝鮮の人々は若い頃から金一族を崇拝するよう、また国家イデオロギーを自らの思想、良心として内面化するよう教育される。調査委員会は、職場の内外を問わず、北朝鮮市民の生活全体を通じて、市民の活動が国家によって規制され注意深く監視されていると考える。個人には、国家が指導する団体及び活動に参加する以外の選択肢がない。これを拒否すれば個人の履歴に傷がつき、社会的に上昇する機会が損なわれてしまう。

２．厳しく管理された国営メディアを通じた情報統制と、政治とは無関係な情報も含めたあらゆる外部情報の禁止

➢ １９７

ある証人が情熱的に語った内容に、多数の脱北者が調査委員会に伝えた印象が集約されている。

「皆、洗脳されているのです。...外の世界を知りません。話すことを覚える４歳くらいから、幼稚園、学校へと教育を通じて洗脳されます。洗脳は生活のあらゆる場面で、社会で、家庭でさえ行われています。北朝鮮は外部の世界に開かれておらず、塀に囲まれた世界です。その塀を通して何も入ってきません。ラジオを聴く場合でさえ、所定のチャンネルに制限されています。彼らは、外部の世界について人々の目も耳も塞ぎ、何が起きているのか分からないようにしたいのです。」

（ａ）テレビ・ラジオの統制

➢ １９８

北朝鮮では４つのチャンネルでテレビ放送が行われている。一つは「一般人」向け、つまり平壌以外の住民向けの放送で、朝鮮中央テレビジョンと呼ばれている。もう一つは平壌住民向けに限定された朝鮮教育文化放送である。三つ目は開城テレビジョン

で、これは韓国向けの放送である。週末には外国人向けの第四のチャンネル万寿台テレビジョンがある。平壌にいる外国人は他のチャンネルも朝鮮語で視聴できるが、万寿台テレビは朝鮮語字幕付きの外国語による番組を放映しており、中国語とロシア語の番組がある。平城、南浦、その他平壌に近い地域では、教育文化放送や万寿台テレビなど平壌住民向けの番組も見ることができる。

➢ １９９

直接的なプロパガンダ番組の他に、歌やドラマの番組も放映される可能性がある。とはいえ、その基本的なメッセージはやはり国家への忠誠である。描かれているのが男女のロマンスであっても、政府への忠誠を誓う場面が含まれているのが普通である。映画も、金日成・金正日の指示のもとに、「革命闘争の各段階における動員の役割を担うよう」制作されている。

➢ ２００

北朝鮮で人々がテレビを購入する場合、政府当局にテレビを登録しなければならない。第２７部（又は局）と呼ばれる国家安全保衛部の放送監視局（Transmission Surveillance Bureau）である。この局は、認可されたチャンネルのみを受信し、韓国、中国、ロシアから放送されるテレビチャンネルを遮断するような受像器の改造を担当している。また北朝鮮は外国のテレビ放送を遮断するよう、高度な電波妨害装置を配備している。だがこうした電波妨害は電力消費量が多く、北朝鮮が日常的に電力不足に悩んでいるなかで限界に直面している。

➢ ２０１

ラジオの電波は周波数により特性が異なり、大気の状態や太陽の活動によってラジオ信号は変化するため、ラジオ放送を統制することはテレビに比べてはるかに難しい。たとえば、夏季に「朝鮮中央放送」（国家が承認しているチャンネル）を聴取するために用いられるラジオ用チャンネルは、冬季には韓国の「統一放送」に切り替わってしまう。こうした理由から、北朝鮮は通常、一般の北朝鮮住民が自前のラジオを所有することを許可していない。車両・自動車に搭載されているラジオも、北朝鮮の一般市民が自動車を購入する際には撤去されてしまう。北朝鮮市民が所有を許されているのはカセットレコーダーだけである。これらは通常は外国製であり、ラジオを搭載している。人民保安省の「通信保全局（Communication Maintenance Bureau）」はカセットレコーダーからラジオ部分を取り外す業務を担当しており、その後でなければ一般市民はカセットレコーダーを使うことはできない。受信周波数を自由に設定できるラジオを使えるのは特定の団体に限定されており、あるいは緊急事態に備えて軍が用いるだけである。

➢ ２０２

ある程度の技術的知識を持つ北朝鮮市民は、検知されることを避けつつ、外国の放送を含めてラジオを聴くことができる。熟練した技術者であれば、回路を完成させるために釘を外部に使うなどして、レコーダーに欠けている部品を代替し、単にカセットを聴いているように見せつつイヤホンを使ってラジオを聴けるようにすることができる。韓国内に設置された、あるいは韓国によって設置されたラジオ局から送信される短波ラジオ放送も、適切な装置があれば簡単に聴取できる。ソウルに置かれた一部は合衆国の資金によるこれらの放送局は、元北朝鮮国民によって運営され、北朝鮮国外のニュースだけでなく、通常国内では放送されない北朝鮮及び同国政府の活動についてのニュースを聴取者に提供している。

➢ ２０３

自由に周波数を設定できる中国製のポータブルラジオは、廉価であり簡単に隠すことができるため、所持しているところを見つかるリスクが明らかであるにもかかわらず、北朝鮮市民はこれを密かに購入し、国内に密輸入していると伝えられる。金正日は１９９９年、国家安全保衛部に対し、小型の携帯型ラジオを所持しているところを見つかった者は皆スパイとして扱うべきであると命じたと言われている。第２７部の役人は、民間の家庭に抜き打ちの家宅捜索に入り、人々が外国の放送を受信するために、国家が承認したラジオ／レコーダーやテレビに細工をしていないか、あるいは中国から密輸された装置を密かに入手していないか捜査している。禁止された装置を所有していることが発見されれば、そのテレビやラジオは没収され、イデオロギー再教育に送り込まれる。所有者が公職者であった場合には、その地位を失うことになりやすい。

- 中国国境に近い咸鏡北道でテレビ及びラジオの検査官を務めていた証人は、特権的な官僚が住む地域でどのような装置のチェックを行っていたかを説明した。彼の記憶によれば、あるとき、一人の母親が幼い子どもに中国のテレビ番組でアニメ「トム・アンド・ジェリー」を観させているのを発見したという。母親は彼に通報しないよう懇願し、彼は賄賂と引き換えに見逃したという。

（b）印刷媒体、インターネット、その他の通信手段の統制

➢ ２０４

北朝鮮は２００９年、国連人権理事会に対して、国内で４８０紙の新聞が発行されており、全国・地方レベル、工場、企業、大学で流通していると報告している。また、「多数の出版社から数百種類の雑誌が刊行されている。」と主張している。

➢ ２０５

北朝鮮の国営メディア組織で働いていた証人が調査委員会に語ったところによれば、これらの新聞は、名称や記者は異なるものの実質的にすべて同じ内容だったという。テレビ、ラジオ、新聞を含むあらゆるメディアの内容は朝鮮労働党宣伝部が運営する出版放送部に統制されている。

➢ ２０６

北朝鮮には編集の自由は存在しない。どのレベルにおいても、発表される記事はすべて事前に決定され中央で統制されている。出版放送部は党中央、各地域の新聞社、放送団体、雑誌出版社に対して「出版報告月次計画」を発行する。すべての放送、出版、雑誌刊行団体は、この月次計画に従って作業計画を策定する。たとえば政府が、草食動物の飼育を増大させるべきであると命令する予定になっていれば、地域レベルに至るまで、あらゆるメディアの内容がこの話題に関連したものになる。

➢ ２０７

ジャーナリストが作成したすべての内容は、何段階にも渡る検証を受ける。編集も行われるが、この検証の段階はむしろ検閲に近く、内容が指令及び国家イデオロギーに整合していることを確認する。出版放送部の指令や国家イデオロギーに違反する誤りを犯すと、たとえ些細なものであっても、ジャーナリストは訓戒を受ける。

- 調査委員会のソウル公聴会で証言したジャン・ハスン氏は、ある報告書のなかでタイプミスをして金日成の名前を誤記してしまったという。彼はこの違反のために６ヶ月間矯正収容所に送られた。

➢ ２０８

地方のジャーナリストが報道のために国外出張することは通常許されない。通常は中国またはロシアといった業務での国外出張を許可されるのは中央レベルのごく少数のジャーナリストのみである。北朝鮮に駐在する外国人特派員は、当初は主として中国、ロシア、キューバから来ていたが、北朝鮮を称賛する記事しか書くことを許されていなかったように見えた。また一般の住民との会話は許されていなかった。北朝鮮は外国のメディアに対して大抵は重要な式典といった特別な場合（）にしか訪問を許していないと伝えられることが多い。そうした折には、外国人ジャーナリストは移動を制限され、常に当局者が同行していなければならなかった。

➢ ２０９

制度的には自由からは程遠いとはいえ、近年では北朝鮮で活動する外国人ジャーナリストに対する制限が若干緩和された。ＡＰ通信は２０１２年１月に西側の支局を開設した。この時ＡＰは、平壌支局は国営の朝鮮中央通信内に開設されるが、世界各国のＡＰ支局と同じ基準・慣例に従って運営されると主張した。ある外国特派員（定期的な北朝鮮訪問を認められた少数のＡＰジャーナリストの一人）によれば、現地取材の際には常時、担当者が付き添ったという。この付き添いから逃れようと試みるのは、その報復としてビザを取り消されてしまうので不可能だった。当局があらかじめ計画していない何らかのイベントや場所を見たいという要望はたいていの場合却下される。一般市民が外国人と会うのにも公式の許可が必要とされる。付き添い担当者が外国人ジャーナリストに紹介する一般市民は、国内の状況についてポジティブなことしか言わないのが常である。

- ある証人は、公共施設に他国の官僚の視察を受け入れる予定になっていたが、彼女にも他の従業員にも理解できない原稿を暗記しなければならなかったと語った。党書記がその視察団に同行すると予想されたため、誰もが脅えており、間違いを犯さないよう、与えられた原稿を繰り返し練習した。

- 別の証人は、友人が宣伝部に勤務していたという。その友人の話によれば、南北朝鮮の会合その他の国際会議が開催される場合、宣伝部では参加する北朝鮮官僚が従うべき台本を作成するという。誰かがその台本から逸れた場合、会合は中断され、その者は叱責される。

➢ ２１０

調査委員会が知りえたところでは、北朝鮮において個人が電話を設置することは可能だが、制限があり、非常に費用が高い。またそうした個人の電話については、「情報の流れを遮断し統制するため」盗聴が行われていることが分かった。２０１３年半ばの時点で、北朝鮮唯一の３Ｇ携帯電話事業者は、加入者数２００万人に近づいていると伝えられている（人口の１０％近く）。２００８年に国内携帯電話サービス「高麗電信」が発足するまでは、携帯電話の利用は稀であるように思われた。現在このサービスは国内すべての主要都市、幹線道路・鉄道路線沿いで利用可能となっている。サービス内容に音声通話とショートメッセージ（ＳＭＳ）は含まれているが、政府は市民による国際通話やインターネット接続を許可していない。北朝鮮を訪れる外国人や観光客にはインターネットや国際通信の利用が認められているが、国内の大半の電話回線へのアクセスは禁止されている。高麗電信は、基本的な機能のみを有する中国製携帯電話を販売していると言われている。

➢ ２１１

コンピュータを利用できる市民は約２００万人いると言われるが、フィルタリングを受けた政府が決定する情報だけを含むイントラネットにしかアクセスできない。インターネットにアクセスできるのは大学や一部のエリート層など、少数の者に限られている。コンピュータは公的組織で利用されるものも含めて当局への登録が義務づけられており、家庭用のコンピュータはイントラネットに接続されていない。

➢ ２１２

報道によれば、２０１３年１２月の張成沢の処刑の後、朝鮮中央通信社のウェブサイトから約３万５０００件、さらに「労働新聞」のウェブサイトから２万件の記事が削除された。これは北朝鮮の（政治的な）歴史から張氏を抹殺するための広範な取り組みの一環と見られ、国家がその公式の立場を支えるために情報を統制・操作している様子が反映されている。

➢ ２１３

第２７部は、電子メールの監視、外国人も含めた携帯電話・衛星電話の利用の監視も担当していると考えられている。北朝鮮における監視組織はますます高度になっており、監視範囲も、国境周辺地域を超えて拡大し続けている。調査委員会が入手した情報からは、国家安全保衛部が多数のハッカーを雇い、体制に批判的なウェブサイトを妨害していることが窺われる。

- 北朝鮮を逃れ、現在では北朝鮮における政治ニュース及び人権情報を伝えるウェブサイトを運営しているキム・ジョイル氏は、調査委員会に対して、自分のサイトが攻撃を受ける例があまりにも多いため、サービスプロバイダから、今後は彼のサイトのホスティングを行わないという通告を受けたという。

（ｃ）外国映画及び携帯電話の取締り

➢ ２１４

北朝鮮で使用されるＣＤ、ＤＶＤはすべて政府による承認を受けたことを示す証印がついていなければならない。ここ数年の非公式市場の成長に伴い、ＣＤ／ＤＶＤプレイヤーやミニディスクドライブで利用できる映画や録画されたテレビ番組が韓国から密輸入される例が増えている。韓国映画の密売・流通には国内の役人が関与していることが多く、国家安全保衛部の捜査員やそれとつながりのある人間が含まれている場合もある。２０１２年に北朝鮮のメディア環境の変化について行われた調査では、調査対象の半数が外国の DVD を視聴したことがあると回答している。

➢ ２１５

多くの証人が、ＤＶＤやＣＤ、ＵＳＢメモリに記録された韓国製のドラマや映画を捜索する取締りや捜査について証言している。彼らは、自らが韓国製コンテンツを視聴したことで逮捕され懲罰を受けるか、知人がそうした処置を受けたと述べた。韓国映画を視聴した、または/さらに所持していることが摘発されると、最低でも一定期間、労働再教育センターに送られるという処罰を受ける。

➢ ２１６

北朝鮮の２００９年刑法の第１９４条及び第１９５条は、「退廃的な、又はわいせつな、又は腐敗した内容を反映する音楽、舞踊、絵画、写真、書籍、ビデオ録画又は電子媒体の視聴」などの「退廃的な行為」、さらには「敵対的な放送の聴取、敵のプロパガンダの収集、保持、配布」に関しては、その犯罪の深刻性に応じて、５年以下の懲役による矯正刑に処すると定めている。

- Ｌさんの証言によれば、彼女はハードディスク又はＣＤに記録された韓国映画を定期的に観ていたが、逮捕されることを非常に畏れていた。販売人のなかには射殺される者もいた。彼女は当局から処刑に立ち会うよう求められたこともあったが、行かなかったという。彼女はすでに学校を卒業しており簡単に所在を特定することができなかったため、当局も強制はできなかった。彼女の住む道には、韓国映画の視聴の取締りを専門とする治安部隊がいた。彼らは一軒一軒家宅捜索をして人々のＣＤプレイヤーをチェックした。電源が入るのを待って人為的に停電させ、人々がプレイヤーからＣＤを取り出せないようにすることもあった。あるとき彼女の友人は逮捕を免れるためにＣＤプレイヤーを窓から投げ捨てたという。２００６年頃、彼女の姉妹の友人である３１歳の女性とその兄弟が、韓国映画を観ているところを捕まり、拷問を受けた。その女性は一ヶ月にわたって拘留され、眠ることを許されず殴打された。何日も続けて長い謝罪文を書かなければならなかった。釈放からまもなく、Ｌさんはその女性を見かけたが、ひどく痩せてしまったのに気づいた。また、その女性の兄弟はひどく殴打されたためにしばらく歩くこともできなかったと聞いた。

- 国境に接する道で勤務していた元国家安全保衛部職員は、韓国ドラマやポルノ映画など「資本主義的」商品の違法輸入を監視するのは国家安全保衛部の任務であったと示唆している。そうした犯罪に関与した者は、犯罪の重さや関与の程度によって、射殺されるか、１０～１５年、一般刑務所（教化所）に送られた。

- ある証人は調査委員会に対し次のように述べた。２００８年、彼女の親戚が中国からのＣＤ－ＲＯＭを視聴し、それを友人にあげた。彼は地元の当局に逮捕され、公開で「裁判」を受け、最終的に、会寧で処刑された。

➢ ２１７

調査委員会が複数の証人から得た情報によれば、外国映画取締りの指令は最高指導者から直接出されていたようである。外国映画などの弾圧を専門とする部局として名前が挙がったのが、２００３年１０月９日に金正日によって設立され、その日付にちなんで第１０９団（Group １０９）と呼ばれる省庁横断的な監視グループである。第１０９団は月に２回以上、人々を競技場に集め、見せしめとして、逮捕され一般刑務所（教化所）に送られる者を見物させたという。国家安全保衛部の元捜査員の一人によれば、第１０９団は２００９年に常設となり、専門の捜査員が増員されたという。

- ある証人によれば、２００４年末にかけて、金正日の指令のもと、韓国からの密輸入品及びその他の北朝鮮への輸入禁止品に関する非常に大規模な取締りが行われた。朝鮮労働党中央委員会、検察庁、司法部門、警察、青年同盟。女性組合、労働者組織の代表で構成される中央捜査グループが設立されたと言われている。この中央捜査グループは捜査の実施、逮捕、投獄に関するすべての権限を有していた。咸鏡北道の会寧、茂山、穏城及び両江道など、国境に近い地域の「浄化」が目標だった。禁止された品目には、違法な書籍（北朝鮮以外で印刷された書籍、宗教書など政府の承認を得ずに発行された北朝鮮書籍など)、外国からの違法な記録物（ＣＤ－ＲＯＭ、ビデオテープ、メモリーカード）などである。人身売買や密輸、北朝鮮からの亡命に関連した活動などの違法活動も、この中央捜査グループの権限とされていた。この取締りのなかで、中国からのＣＤ及びテープの密輸に関与していた証人は逮捕され、「教化所」であるジョンゴリ（Jeongori）第１２収容所に送られ、６年間拘留されたという。

➢ ２１８

金正恩が後継者に指名され権限掌握を始めた２０１０年以降、外国映画に対する取締りが再び強化された。最高指導者から各治安機関に対し、映画の密輸入及び麻薬密輸の取締りを行う省庁横断的なタスクフォースを形成するよう指令が下されたという。２０１３年１月、人民保安省は国防委員会に代わって、さまざまな行為について治安部隊に通報するよう人民に呼びかける声明を発した。その行為としては、国内の慣習に馴染まない録音物、ビデオ、写真、出版物といった「いかがわしく退廃的な」物品の所持、それに外国のテレビ番組の視聴・配布が含まれていた。２０１３年１０月・１１月、主として、外国製ポルノデータ及び韓国製映画の視聴・配布を行った人々を

対象として、一連の公開処刑が行われたと言われる。

➢ ２１９

２０００年代半ばには北朝鮮国民にもＤＶＤが利用できるようになったとされており、今でも人気が高い。最近では、外国製コンテンツを視聴するため、また情報共有のために、ＭＰ３プレイヤーやＵＳＢフラッシュメモリ機器などの新たなメディア機器がますます利用されるようになっている。２０１３年１１月には「北朝鮮当局はユニバーサル・シリアル・バス（ＵＳＢ）フラッシュドライブ及び強化多用途ディスク（ＥＶＤ）プレイヤーが国内に録画物を密輸入する主要な手法になっていると考え、これらの取締りに力を注いでいる。」と報じられた。

➢ ２２０

また中国との国境付近に住む人々は、近年、無許可の国際通話を行うために中国のサービスプロバイダの提供する携帯電話を使い始めている。料金を取って別の者にこのサービスを提供する者もいる。違法の中国製携帯電話及び／又はサービスプロバイダの利用は地理的に限られており、捕まった場合のリスクは高いが、越境交易や、離散家族が互いに連絡を取り合おうとする越境の準備目的を含む努力、そして北朝鮮を出入りする情報の流れにも大きな影響を与えていることが分かっている。当局は無許可の外国製携帯電話の利用は政治犯罪であると考えている。第２７部は中国製携帯電話からの電波放出を検知するために高度な監視機器を展開している。捕まった者は国家安全保衛部により、たいていは拷問を伴う尋問を受ける。使用した者は通常は労働収容所に投獄されるが、ときには一般の収容所（教化所）に送られることもある。

- ２００９年、北朝鮮からの脱出を計画していた証人は、携帯電話で通話していたところを国家安全保衛部の探知装置によって発見された。彼は拘束され捜索を受けた。携帯電話が見つかると捜査員は彼をスパイ呼ばわりして殴打し、両江道恵山にある国家安全保衛部尋問拘留センターに拘留した。この拘留施設で捜査員は棍棒で代わる代わる彼を殴りつけた。彼は下の歯を何本も失った。この証人は何とか北朝鮮脱出に成功したが、後に国家安全保衛部の内通者から、国内に留まっていたら処刑されていただろうと言われたという。

- 別の証人の記憶によれば、ある男性が２００６年に中国製携帯電話の使用と密輸活動への関与の疑いで逮捕されたという。彼は国家安全保衛部により尋問され、厳しい拷問を受けた結果、頭部を負傷し、骨折した。この被害者は、かなりの額の賄賂を支払った後、それ以上の懲罰は受けずに釈放された。

➢ ２２１

調査委員会は、北朝鮮が住民に対する思想教育に必要な前提として、住民に到達する情報・意見を厳しく統制していると考えている。北朝鮮では、国内の民間メディアの存在は許されていない。国営メディアは、国家及び党の目標を推進するため、中央レベルでの指令と厳格な検閲のもとに置かれている。さらに北朝鮮は、電気通信技術にせよ情報技術にせよ、外国からの影響が国内に及ぶことを可能にするような試み・計画を組織的に取り締まっている。

３．監視及び暴力による表現・言論の自由の抑圧

➢ ２２２

強烈な思想教育は、国家やその公式イデオロギーに対して批判的な事実や意見を表明する権利を行使することが許容されない環境で行われている。調査委員会が入手したある供述書がこの点を強調している。

「表現の自由がないということは、単に何かが禁止されているということを意味するだけではない。むしろ、誰もが、ある決まった方法で喋り、振る舞うという意味なのだ。たとえば、大衆集会に参加している北朝鮮市民が、「親愛なる尊敬すべき将軍」金正恩が登場したときに「万歳！」（彼が一万年生きますように、の意）と叫び拍手することを怠ったら、その者は非難され罰せられる。」

➢ ２２３

２０１３年１２月に処刑された金正恩の叔父・張成沢は多くの罪を犯したとされているが、その一つは、金正恩が朝鮮労働党中央軍事委員会の副委員長に選ばれ、第三回党代表者会で発表されたとき、「席から自発的に立ち上がらず、拍手にも心がこもっていなかった。」ことだった。

➢ ２２４

ある証人は調査委員会に対し、若い頃、作家になりたいと希望していたが、誰も自由に書くことなどできないのだからと親に言われて挫折したと話した。北朝鮮では、金日成、金正日、朝鮮労働党の良い面を強調するようなことについてしか書くことができない。こうした委託範囲以外のことを書く作家は逮捕され、政治犯として扱われる。

- ソウル公聴会において、ジャン・ハスン氏は調査委員会に次のように語った。「私の友人たちはかつて作家でしたが（中略）私たちは、自分の理想や思想を書くことは決して許されませんでした。（中略）たとえばこの作家は、誰かと話しているとき

に口を滑らせたのです。彼はそのとき酔っていたのですが、うっかり、作家は決して自分の理想を書くことは許されないと言ったのです。それだけで、彼は耀徳第１５号強制収容所に送られてしまいました。」

- ソウルの同じセッションにおいて、ジョン・ジンワさんは次のように言葉を添えた。「特にメディア関係には、そのようにして収容所送りになった人がたくさんいます。北朝鮮のメディアに勤務していると、ちょっとした間違いが政治問題になります。ジャン氏がおっしゃったように、私たちは多くの人々が政治犯収容所である管理所送りになるのを見てきました。一般の犯罪者は矯正収容所に送られる人もいますが、作家やメディア関係者は一回失言しただけでも、一晩のうちに姿を消してしまう場合があります。家族も一晩のうちに消えてしまうことがありますし、ときには三世代にもわたって消されてしまいます。そのことを知らされる人もいますが、体制に背を向けたのだからしかたがないと考えます。皆そのように考えるのです。」

- ある証人は、国家が求める音楽カリキュラムの一環である「革命軍ゲーム（Revolutionary Army Game）」といった子供向けの歌を覚えていた。演奏されるのは１８９９年以前に作曲されたクラシック音楽作品だけで、たとえばロシアの作曲家ラフマニノフなどは合衆国に移住したため禁止されていた。北朝鮮における音楽の目的は、指導者に対する尊敬の念と、社会主義は勝利するのだという信念を呼び起こすことだった。したがって、金一族に対する尊敬の念を伝え、国家及び党に対する忠誠を吹き込む作品しか許可されていない。西側及び韓国のポップスは全面的に禁止されている。このジャンルの音楽を流しているところを捕えられと、責任者が罰せられる。

➢ ２２５

調査委員会が面接調査した証人たちは、法律の根拠は分かっていなかったものの、自分の意見を表明することが北朝鮮では許されないことは知っていたという。北朝鮮の住民が従っていた厳しい生活条件や厳格なルールに対してなぜ誰も抗議しようとしないのかを問われると、証人たちは、そうした抗議は想像できず、敢えて抗議しようという者は誰もいないと述べた。キム・ジョンス氏が説明するように「抗議は死に等しい」のである。

➢ ２２６

人権委員会に提出した報告のなかで、北朝鮮は、市民は憲法及び出版法（Press Law）に基づき言論・表現の自由の権利を保障されていると強調している。だがこの権利には限定が無いわけではない。「国家を転覆し、混乱させ、損なうよう他者を奨励するよ

うな、また国家の安全保障と健全な公共秩序に深刻な危害を及ぼすために国家の秘密を開示するような、また他人を中傷し又はその名誉を損なうような思想の表現は禁止される」

➢ ２２７

社会権規約委員会のメンバーによる「規約に基づき、政府は個人の権利と集団の権利の相違をどのように調整しているのか」という質問に対して、北朝鮮の代表は次のように述べた。

「個人の権利と集団の権利は互いに関連している。個人にとって良いことは集団にとっても良いし、その逆も真である。個人は社会のなかで暮らしている以上、個人と集団のニーズのあいだには調和があるべきである。個人が集団とは異なる意見を表明する場合、その意見は考慮されるが、同時に、個人が自らの意見を集団の意見と調和させるよう説得する努力が行われる。このような場合、抑圧に訴えないための配慮がなされる。」

➢ ２２８

調査委員会は、干渉なしに自らの意見を持つ権利については、ＩＣＣＰＲにおいていかなる例外又は制限を設けることも認められていないと人権員会が考えていることを想起する。「あらゆる形式の意見は、政治的、科学的、歴史的、倫理的、又は宗教的な性質を持つ意見を含め、保護される。これは、ある意見を持つことを有罪とすることは第１項と整合しない。逮捕、拘留、裁判、投獄を含め、ある者が持つ意見を理由としてその者を苦しめ、威嚇し、不名誉を与えることは、第１９条第１項の違反に相当する。...いかなる形式であれ、ある意見を持つこと又は持たないことを強制しようとすることは禁止されている。」またＣＲＣは締約国に対し、すべての子どもについて、自由に意見を表明する権利、口頭であれ文書又は印刷、芸術又はその他のメディアを通じてであれ、情報や理念を求め伝達する権利を尊重することを義務付けている。

➢ ２２９

実際には住民は政治体制及び指導部に対して脅威を与える可能性のある行為を告発するよう奨励されている。調査委員会は、人民保安省が発行したとされる２０１３年１月付の文書を入手したが、ここには治安部隊に通報されるべき１８の行為と「振る舞い」が列挙されている。このリストには次のものが含まれている。反国家的犯罪の実行及び実行の教唆、外国人との違法な面会及び書簡・物品のやりとり、公序良俗を損なう振る舞い、その他あらゆる「異常な振る舞い」。

（a）監視・調査システム

➢ ２３０

国家は反国家・反革命的とみなされる感情の表現を察知するため、広範な監視組織を確立している。生活のあらゆる場面で活動している大規模な密告ネットワークの形成もその一環である。すべての市民に加入が義務づけられている大衆組織の役員が行う監視に加えて、人民班もある。

➢ ２３１

人民班は、約２０戸～４０戸で構成され、班長が任命されて、未申告の訪問者などの近隣における異常な行動について警察又は国家安全保衛部に報告し、反国家活動と不満の表明を監視する。ときには、村民が秘密捜査員から隣人に対するスパイ行為を命じられることもある。人民班は、地元の党委員会に任命された班長のもとで、住民の登録、その活動の監視、イデオロギー教育の実施、各種キャンペーンへの人々の動員を担当するものと説明されている。人民班は家庭生活の詳細にわたり精査する。また、昼夜問わずいつでも家庭訪問を行う権限を有し、未申告の来客や不倫行為が行われていないかを確認し、これらを治安組織に報告して処置を求める。

➢ ２３２

調査委員会の知りえた情報によれば、仲間内でのちょっとした発言でも、密告者によって通報され、深刻な結果につながる可能性がある。

- ソン・ジュンヒュン氏さんは、中央委員会傘下の商社に勤務していたが、１９９６年１月に小規模な新年会のため主任の家を訪問した。そこで彼は、西側の戦闘機など軍事兵器に関するビデオの一場面を観た。彼はうっかり、非常に進んだ技術だと口にしてしまった。彼のこの発言は通報され、尋問に召喚された。彼は資本主義国家を称賛したとして非難され、「成分」がよく素行が全般的に良好だったため告訴や逮捕はされなかったものの、職を追われてしまった。

➢ ２３３

忠誠心を評価・判定するための個人の行動の監視は、生活のさまざまな転機で発生している。

- たとえばキム・ジョイル氏はロンドン公聴会において、朝鮮人民軍の二系統にわたる公式の政治的監視システムについて説明した。このシステムでは、中隊を指揮する大尉と第二政治将校が兵士らの政治的忠誠を監視し、朝鮮労働党が運営する朝鮮

人民軍総政治局に報告する。さらに、非武装地帯近くに駐留するすべての小隊には、朝鮮人民軍の軍保安部隊（軍独自の秘密警察）から派遣された士官がいる。彼らは毎朝９時から１１時のあいだ、思想教育会合に参加する。

- ある証人によれば、北朝鮮では、低い「成分」に属する人々はお互いに監視することを求められる。彼女の父親は党員になることができなかった。それにも関わらず彼は国家安全保衛部のスパイとして働くことを強要され、友人の日本人妻を探ることになった。国家安全保衛部が、彼女の受け取っている手紙について詳しく知りたがったからである。証人はさらに、大半の人が全般的な恐怖感のもとで暮らしている様子を描写した。人々は家族にも自分が考えていることを話せず、北朝鮮からの脱出を試みることについても話せない。近所に住んでいた高齢の女性は、彼女とその息子が脱北を計画していると息子の妻が当局に密告したために、耀徳の第１５号収容所に１０年間投獄されていた。証人の家族（証人の母、父、姉妹、兄弟、夫、娘）が北朝鮮を離れるときには、叔父にもその旨を伝えなかった。北朝鮮を離れた後、叔父が尋問され、厳しい拷問を受けたと聞いた。傷が重かったため、拷問を受けてから長い間、彼は動くことができなかったという。

➢ ２３４

また複数の証人は、その経歴・家庭環境のせいで、自分自身や家族の移動がより厳しく監視されたと語った。

➢ ２３５

ソウルで調査委員会に情報を提供してくれたリ・ジェグン氏は、韓国から来たため、厳しい監視下に置かれていると感じていた。その陳述によれば、彼に対する監視は7層で構成されており、誰もが彼の一言一言、一挙手一投足を監視していたという。怪しいと思われたことはすべて国家安全保衛部に報告された。

- 両親が日本生まれで北朝鮮に「帰還」したある証人は、家族が帰還者であるため厳しい監視下に置かれていると信じていた。彼女の両親は日本での過去の生活について決して話そうとしなかった。両親は彼女に、学校で絶対に日本の話をしないようにと忠告した。特に日本からの手紙が届くと、党の役人が彼女の家に来て家族に質問していった。

- ある日本人は、養父母とともに北朝鮮に移住し、その後、やはり日本からの「帰還者」である朝鮮人と結婚したが、あらゆる手紙に金日成のおかげで幸せに暮らしていると書かなければならず、受け取る手紙はすべて自分たちのところに届く前に開

封されているようだったと振り返った。

- ある証人は、党中央委員会書記局傘下の組織指導部に所属する第１０室について語った。この部署は金一族の親戚と親しい交流のある者に対する監視・調査を担当していた。金一族とのあらゆるやり取りについて第１０室に報告を提出する必要があった。金日成の第二婦人の第二子と廊下ですれ違って挨拶されただけでも、報告が必要となる十分なやり取りに相当した。またこの証人によれば、上記と似た程度の関係にある金日成の親族が国外に赴任していた際に雑用を務めていたある役人は、第１０室による調査報告のために、訓戒を受けて北朝鮮に帰国したという。

➢ ２３６

上述のようなＤＶＤなどの外国製品に対する取締りに加えて、反社会主義的と見なされる麻薬乱用等の活動を含む特定の犯罪及び違反を対象とした調査を定期的に行うため、またホームレスや浮浪者に対処するための中央調査グループも設けられていた。さらに下位のレベルでは、倫理違反と呼ばれるものを取り締まるために市民によるグループが動員された。倫理違反とは、女性がズボンを履くことや自転車に乗ることを禁じるなど、随時言い渡される布告に対する違反である。２００９年に平壌の公園における賭博行為に対する取締りでは、捕まった者は一般収容所（教化所）に送られ、その家族は平壌から追放された。

➢ ２３７

めったにないことだが、政治的な批判が公言されると、これは大事件と見なされ、厳しい処罰を受けた。

- 調査委員会は、ある証人から、２００１年６月、南浦の市街に金正日の打倒を呼びかける手刷りのポスターを数十枚貼ったという若年労働者についての情報を得た。これは政治的な大事件と見なされ、朝鮮人民軍の保安部隊と人民保安省、国家安全保衛部が共同タスクフォースを組んで事件の捜査に当たった。金正日にも通報され、彼は容疑者の追跡と厳しい迫害の命令を自ら発したようである。５ヶ月にわたって治安機関は１０歳以上のすべての住民の筆跡鑑定を行った。この男性は自分の行為を友人に打ち明けたところ、この友人が密告者だったため逮捕された。厳しい拷問にもかかわらず、男性はいかなる共犯者の存在もほのめかさず、捜査担当者は単独犯であると結論した。だが政治的な理由から、治安機関は、この男性が外国映画及びポルノ映画を観ることで腐敗し、最終的に、合衆国のために行動するスパイとしてこの犯罪を行うことに合意したという噂を流した。軍事最高法廷での有罪判決に基づいて、この男性は絞首刑となった。直接の家族と南浦市の全住民が強制的に処

刑を見物させられた。被害者の妻は、彼が逮捕された直後に、連座して有罪とされないために離婚せざるをえなかった。母親と２人の姉妹は第１５号管理所に送られた。

➢ ２３８

北朝鮮市民がこれまでよりも経済状況に関する怒りを公然と表明するようになっているという見解がこのところ見られる。たとえば２００８年初頭に、咸鏡北道において５０歳以下の女性が公開市場で取引をすることを禁じられたとき、女性グループによる抗議が行われ、結果として制限は緩和された。失敗に終わった北朝鮮の通貨改革の過程では、２００９年末にかけて一連の抗議が行われたとも言われている。抗議のため、旧通貨の紙幣を公然と焼き捨てる人々が目撃されている。だがこの一件の後、この政策改革を担当していたとされる官僚を含む約５０名の処刑が報道された。２０１１年初頭、金正日の誕生日を祝うために平壌北道の電力が平壌の照明のために流用されたたときは、人々が食料と電力の双方を求めて自発的な抗議を行った。

➢ ２３９

調査委員会は、この散発的な抗議の大半が経済状況に関するものであり、国家に対する直接的な批判ではないと指摘した。この二つは密接に結びついているように思われる。また、外部の世界の情報が中国から北朝鮮の国境地帯へと流入し、内陸にまで漏れ伝わるなかで、ますます多くの北朝鮮市民が異なる真実を知るようになっている。だが、先日最高指導者に次ぐ第二の権力者とされていた人物が処刑され、関連の人物が粛清されるなかで、人々は、生死にかかわる国家の恣意的とも思われる権力と、反国家・反革命活動を根絶するという国家の決意を改めて恐れるようになっている。

４．宗教及び宗教的表現の自由の否定

➢ ２４０

宗教及び宗教的表現の自由は、ＩＣＣＰＲ第１８条及び第１９条、ＣＲＣ第１３条及び第１４条で保障されている。いずれの規約も加盟国に対し、これらの権利を承認するだけでなく、関連する結社の自由及び平和的な集会の自由を保護することを求めている。調査委員会は、北朝鮮がこれらの規約の加盟国であるにもかかわらず、北朝鮮市民にはそのような保護は与えられておらず、結果として自らが選択する宗教を実践することができていないと考える。

（ａ）個人崇拝の制度化

➢ ２４１

ロンドン公聴会でスチュアート・ウィンザー牧師は、「政治的な逸脱がまったく許容されない」ような「個人崇拝と絶対的な服従の要請」に関する証言を行った。金日成に対する崇拝と偶像化が宗教的信仰と比較され、国家イデオロギーの宗教的性質を示唆するものとして、十大原則のいくつかの下位項目が強調された。特に十大原則の第４原則は次のように述べている。

偉大な指導者である金日成同志の革命思想を自らの信念として受け入れ、偉大な指導者の指示を自らの信条とすること。偉大な指導者である金日成同志の革命思想を自分自身の信念とし、彼の指示を自分の信条とすることは、永遠に忠実な「主体」共産主義戦士となるために要請される最も重要な要素である。またそれは、我々の革命闘争とその建設が大勝利を収めるための前提条件である。

➢ ２４２

ソウルにおいて、A氏は調査委員会に対し、「北朝鮮において許容される唯一のイデオロギー、唯一の宗教は金日成イデオロギーです。」と述べている。調査委員会は、公式の国家イデオロギー以外のあらゆる信仰体系に対する不寛容と拒絶は、実質的に、宗教の自由及び自らが選んだ宗教又は信仰を持つ又は採用することの自由に対する不寛容と拒絶を意味すると考える。

- ワシントン公聴会で、Xさんは、次のように述べた。「北朝鮮社会は、全体として、一種の宗教団体だと見なすことができます。宗教指導者は金日成で、その聖典は「主体」、つまり自立のイデオロギーです。キリスト教であれカトリックであれ、他の何であれ、他の宗教があれば、北朝鮮の主要宗教である「主体」イデオロギーと競合する何らかの宗教があれば、それは「金日成教」の基礎を揺るがすことになり、指導部が社会を維持ないし統制することがもっと難しくなることを意味するでしょう。ですから、北朝鮮国民が、金日成は本当の神様ではないかもしれない、何か他の神様がいるかもしれないと理解し始めるようになれば、指導部にとっては困ったことになるでしょう。だからこそ彼らは北朝鮮において他のあらゆる宗教が信仰されるのを防ぎたいと考え、他の宗教を迫害したのです。」

➢ ２４３

北朝鮮憲法は第６８条で宗教の自由を規定している。宗教建築の建設と宗教行事の開催には認可を求めなければならないので、これは条件付きの権利である。さらに同条では、「外国勢力を導き入れるための、又は国家及び社会の秩序を害するための口実として宗教を利用してはならない。」と規定している。

➢ ２４４

キリスト教は朝鮮において長い歴史を持っており、最初の接触は１７世紀に遡る。特に北部では人々を強く惹きつけ、平壌が「東洋のエルサレム」と呼ばれることもあった。２０世紀に入ると、儒教、道教、仏教の要素を融合させた天道教が出現し、やはり多くの信奉者を獲得した。世界キリスト教連帯（Christian Solidarity Worldwide）は１９５０年、北朝鮮住民のうち宗教信仰を持っているものは２８％以上とする推計を引用しているが、朝鮮労働党の１９５０年の年報では約２４％としている。北朝鮮が人権委員会に提出したデータに基づけば、２００２年に宗教信仰に従っているのは人口の０.１６％にすぎないと推定される。公式の統計によれば、基本的に、何らかの宗教の信者である北朝鮮国民は、１９５０年の２００万人以上に対し、２００２年には約３万８０００人だった（なお、１９５０年の総人口は９００万人と伝えられており、これに対し２００２年は約２３００万人である）。

（b）宗教への迫害

➢ ２４５

調査委員会が入手した情報によれば、北朝鮮における宗教迫害は朝鮮戦争以前から始まっていた。言葉のうえでは宗教の自由との調和・統合が謳われていたものの、平行して、宗教的な人間は帝国主義者・封建主義者寄りであるというメッセージが発せられていた。宗教弾圧の時期全体は、４つの段階に分かれるとされており（１９４６～５０年：朝鮮戦争以前、１９５０～５３年：朝鮮戦争、１９５３～７１年：金日成主義運動以前、１９７２年～現在：「主体」思想時代）、宗教信者に対する迫害が最もひどかったのは朝鮮戦争と金日成主義運動以前の時期であると言われる。宗教信者は殺害、追放、又は投獄された。キリスト教は、その運動が他の宗教に比べはるかに組織化が進んでいたため、また合衆国とのつながりがあると想定されていたため、最も弾圧の対象なった。上記の第三段階が終わりに近づき、第四の、つまり現在に至る段階が準備されるなかで、天道教徒、キリスト教徒、仏教徒は、「成分」制度において敵対階層に含められた。

➢ ２４６

１９９０年代には、自律的なキリスト教実践が広がった。これには食糧危機の最悪期に中国に逃れた人々が、現地の教会と接触し、多くの場合は支援を受けたという背景がある。複数の証人は北朝鮮に秘密の教会があると主張しており、家庭その他の場所にキリスト教徒が密かに集まって信仰を実践している例があるという。２０００年代初頭以降、密かな宗教活動が増大していることが窺われるが、より具体的な詳細を知

ことは困難である。ある推測によれば、北朝鮮には高いリスクを冒して密かに自らの宗教を守っているキリスト教徒が２０万人～４０万人いると示唆している。

➢ ２４７

一般に、北朝鮮の宗教政策は二枚舌であると表現されており、国際的には宗教的な寛容を装っている一方で、実際には国内では宗教活動が抑圧されていると言われている。

➢ ２４８

北朝鮮がＵＰＲに提出した報告では、複数の公認されたキリスト教団体、他宗教の信者団体が存在することが強調されている。北朝鮮は次のように述べている。

朝鮮キリスト教連盟、朝鮮仏教連盟、朝鮮ローマカトリック協会、朝鮮天道教協会、朝鮮宗教者協会といった宗教団体が存在する。近年、Pongsu キリスト教会、平壌の Janchung ローマカトリック教会、開城の霊通寺（Ryonthong Buddhist Temple）が改築・拡張され、金剛山の神渓寺（Singye Temple）及び Ryongak 山の Bopun 寺は建立当初の姿に復元された。２００６年８月には平壌にロシア正教会が建設され、北朝鮮に滞在するロシアの宗教信者が宗教儀礼を行っている。宗教団体の出版物としては、「天道教経典（Chondoism Scripture）」「天道教要諦（Chondoism Digest）」「旧約聖書」「讃美歌」「選択と実践（Choice and Practice）」「ローマカトリックを学ぼう（Let's learn Roman Catholicism）」「宗教生活の手引き（Steps of Religious Life）」「カトリック祈祷集（Catholic Prayer）」などがある。

➢ ２４９

さらに北朝鮮が１９９９年１２月に人権委員会に提出した報告は次のように述べている。

宗教団体が運営する宗教教育機関が存在する。朝鮮キリスト教連盟中央委員会は平壌神学校を運営しており、朝鮮仏教連盟中央委員会は仏教学校を、朝鮮天道教信者中央指導委員会は天道教中学校、朝鮮ローマカトリック協会中央委員会も学生に対する教育を行っている。１９８９年、国家は、一部の学生の父兄が子女に宗教教育を授けることを希望していることを考慮して、金日成大学に宗教学部を新設した。

➢ ２５０

また、北朝鮮政府が承認した「家庭教会」がいくつかあると伝えられており、政府はその数を５００と主張している。こうした信者の集まりに参加しているのは、家族が１９５０年以前にキリスト教徒であった個人であるようだ。そのような立場として、

彼らは指導者や宗教的資料なしに礼拝のために集まることを許可されている。家庭教会の大半は都市地域にあり、参列する家族は別の住宅に隔離されていることが多い。１９８９年に金日成大学に設立された宗教学部では、プロテスタント、カトリック、仏教、天道教、イスラムを研究対象としている。

➢ ２５１

とはいえ、複数の証人の主張によれば、そうした研究を行う機会は非常に忠誠心の強い市民に限定されており、この学部を卒業した者は、その後国家公認の教会の聖職者になる者が含まれているという。さらに調査委員会が証人から得た情報によれば、国家公認の教会は外資獲得の目的で存在しているという。こうした教会に所属している者は、外国人に接触して外部からの寄付金を集めることが期待されているのである。ある報告によれば、かつて大学に所属していた者が「(大学の) 課程の卒業者は宗教団体、貿易部門、あるいは国境警備隊に勤務し、秘密の宗教活動を摘発しようとしている。」と話したという。また同じ報告は、国家公認の協会は外国からの訪問者のための飾り物であると主張している。また複数の証人が調査委員会に対して、国家の許可を得て設立された教会は、キリスト教を自由に信奉したいと思う者に開かれた本当の教会ではないと述べている。

➢ ２５２

ある機関は、北朝鮮のキリスト教徒から直接得た証言に基づいて、次のようにまとめている。(１) 北朝鮮には平壌を除いて教会らしい教会は存在せず、当局が認めた家族（又は家庭）教会が機能しているか、又は自由にその活動を行えているかどうかは疑問であった。(２) 実際に存在する教会及び寺院は実質的に、対外宣伝及び政治的目的のために利用されている。(３) 面接調査を行った元北朝鮮市民は皆、個人レベルで宗教を信奉する者は確実に迫害されるだろうと述べた。元北朝鮮国民の報告によれば、仏教寺院や神社は、単に名所旧跡・文化遺産として維持されており、礼拝の場所としては機能していないという。

(c) 政治犯罪としてのキリスト教信仰

➢ ２５３

調査委員会は、平壌に限定されていると見られる複数の教会が国家の公認のもとで設立されているとはいえ、キリスト教に関する国家から国民へのメッセージは、明らかに、北朝鮮の一般市民が自由にキリスト教に接することは許されていないことを示唆している。キリスト教は薬物、麻薬、道徳的な罪、西側諸国・帝国主義者の侵略の道具に喩えられている。キリスト教の宣教師は米国帝国主義の産物であり、吸血鬼のご

とき所業として描かれる。これは、金日成が宗教について語ったとされる次のような発言と整合しているように思われる。「宗教は一種の神話である。キリストなり仏陀なりを信じるというのは、実質的に神話を信じているのだ。(原文ママ)」　また金日成は「宗教的な人間を社会主義の社会に受け入れるわけにはいかない。」、そして「宗教信者の習慣を正すには死ぬべきだ。」とも指示している。

- キム・ソンジュ氏は、ロンドン公聴会で調査委員会に対して次のように語った。「私の知る限りでは、北朝鮮は宗教とは麻薬や薬物のようなものであり、したがって宗教は根絶されるべきであると考えている。これは、宗教は大衆のアヘンであるというマルクス主義的な信念の表明だ。」

➢ ２５４

キリスト教信仰は明示的に違法とされているわけではないが、当局は実質的にこれを政治犯罪であると見なしている。調査委員会は、国家安全保衛部がキリスト教徒を発見するために一貫した努力を行っていると考える。ある報告は、治安捜査員が宗教活動を弾圧するよう訓練されており、宗教の信者は政治犯と見なされるという理由により、秘密の宗教活動を摘発すると報奨を与えられるとしている。こうした捜査員は、祈祷会に潜入し、あるいは宗教指導者を装い、果ては秘密の宗教会合をでっち上げるために、宗教的な訓練を受けるとも言われている。発見されたキリスト教徒は、地下キリスト教会の他の信者を発見するため、通常は拷問を伴う尋問を長期にわたって受ける。また国家安全保衛部は中国の朝鮮人系教会の活動も監視しており、中国から送還された人を組織的に尋問し、その中に含まれるキリスト教徒を発見しようとしている。

➢ ２５５

ある提出資料は、北朝鮮国内で密かに宗教実践を行っているキリスト教徒から得た広範な証言に基づいて、キリスト教徒が当局の捜索の対象となり政治犯と見なされる理由を三つ提示している。（１）指導者を純粋に崇拝しておらず、他のイデオロギーを信奉し、したがって社会の安定に対する脅威となる。（２）「韓国や合衆国などのキリスト教国」のスパイだと見なされている。（３）東欧及びソ連における共産主義圏の終焉はキリスト教徒のせいだとされている。たとえばポーランドではローマカトリック教会が強い反体制勢力だった。ルーマニアでニコラエ・チャウシェスク体制にとどめを刺した抗議活動の発端は、ハンガリー人［プロテスタント］牧師であるラースロー・テケーシュであり、彼は公然と政府を批判し、彼の教会が保有していたアパートからの立ち退きを拒否した。

➢ ２５６

調査委員会は多数の証人から、中国から強制送還された者が教会や韓国・合衆国からの伝道団と接触したかどうか組織的な尋問を受けたと聞いている。米国・韓国からの伝道団を含めて外国人と接触していた場合は政治犯収容所に送られるなど、そのような行為があったと見られた者は、送還後ただちに厳しい処罰を受けることになった。調査委員会は次のような証言を得ている。

- ある証人の説明によれば、彼女は送還された後、特に中国国内の教会に行ったかどうかを尋ねられた。もう一度北朝鮮を離れて中国に行ったときも捕まり、拷問を受け、１年間拘留され、キリスト教徒であるという自白を迫られた。彼女は、友人が当局に彼女がキリスト教徒であると言っていると伝えられた。しかし彼女は自白を拒否し、第１１号教化所に送られた。

- ティモシー氏の父親は、中国の「地下教会」でキリスト教を学んでいた。２００３年、彼は他の北朝鮮人キリスト教徒３９名とともに逮捕された。全員が本国に送還され、彼の父親は耀徳収容所に送られた。父親が逮捕されたことにより、当時１４歳だったティモシー氏も１年間労働収容所に送られた。彼はそれにもかかわらずキリスト教徒となり、北朝鮮国内で数年間、ひそかにキリスト教を宣伝した。彼は、そうした行動をとれば逮捕されて政治犯収容所に送られてしまうから、秘密裡にやらなければならないと承知していた。また彼は、信仰を理由として政治犯収容所送りを宣告された仲間のキリスト教徒についても語った。

- A氏の姉妹は２人とも信仰と宗教活動のために厳しい処罰を受けた。１人は友人にキリスト教を伝道しているところを見つかり、聖書を所持していたため、一般刑務所（教化所）での懲役１３年の刑を宣告された。もう一人は中国で捕まった。一人目は飢餓状態に近い食糧配給と悲惨な生活条件のために刑務所内で死にそうになり、３年間の拘禁の後、A氏が相当の額の賄賂を送ってようやく釈放された。もう一人の姉妹は、中国でキリスト教を信仰しているのが露見し、韓国に逃げようと試みたこともあって、政治犯として扱われた。彼女は耀徳収容所に送られ、その後の消息は知れない。

- ２００６年、中国はキム・ソンジュ氏の母親を北朝鮮に強制送還した。彼の証言によれば、中国の当局者は北朝鮮側に、彼の母親が中国でキリスト教を信仰していることを告げたのだという。国家安全保衛部はキムさんの母親を６ヶ月にわたって尋問し、その後彼女は、３年間の教化所送りを宣告された。しかし彼女は、国家安全保衛部での拘留中に経験した厳しい扱いと飢餓状態のために、教化所に直接送るに

はあまりにも衰弱していた。そこで警察は彼女を地元の病院に送った。そこで彼女はベッドに拘束されていた。キム氏の叔父が彼女を見舞ったが、あまりにも衰弱していて彼が持参したものを食べることもできなかった。キム氏の母親は病院のベッドに拘束されたまま餓死した。人民保安省は彼女の死を親戚にも通知せず、遺体を取り戻すこともできなかった。

- ある証人の情報によれば、彼の息子は中国で、当時国家安全保衛部の監視下にあった韓国系アメリカ人の牧師のもとで聖書の勉強をしていたため、第１８号教化所に送られたと思われる。

➢ ２５７

２０１１年、両江道出身の一人の女性が、朝鮮人民軍保安部隊による逮捕を辛うじて逃れた。仲間の信者が、拷問を受けて彼女の名前を明かしてしまったのである。彼女をはじめとする複数の証人は調査委員会に対し、聖書を所持しているところを捕まった人が尋問の過程で拷問を受け、その後処刑された例もあったと告げた。

➢ ２５８

数に限りはあるものの平壌に国家公認の礼拝所が許容されており、反対の示唆もあるとはいえ、調査委員会は、北朝鮮には実質的に宗教的信仰の自由はないものと考える。そうした信仰は、金日成及びその子孫をめぐる国家主導の個人崇拝とは基本的に相容れない敵対的なものとして扱われている。宗教信仰を守ろうとした北朝鮮の数知れぬ人々が厳しい処罰を受け、ときには死に至っている。結果として、北朝鮮において宗教を信奉する人は、１９５０年の約２４％から、２００２年には北朝鮮自身が提供する推定では、わずか人口の０．１６％にまで減少してしまった。

５．調査委員会の主な調査結果

➢ ２５９

北朝鮮の歴史全体を通じて、同国の最大の特徴のひとつは情報の絶対独占と組織された社会生活の全面的な統制を要求してきたことである。証人による証言に基づくと、調査委員会の所見では、思想、良心及び宗教の自由に対する権利ならびに言論、表現、情報及び結社の自由に対する権利はほとんど完全に否定されている。

➢ ２６０

北朝鮮は、公式の個人崇拝を広め、最高指導者（首領）への絶対服従を作り出すために、幼年期から根ざした網羅的な教化機構を運営しており、公式のイデオロギーや国

家のプロパガンダから独立したいかなる思想をも排除することに奏功してきた。北朝鮮はさらにプロパガンダを用いて、日本、米国及び韓国といった公式な国家の敵及びその国民に対する国家主義的な敵意を駆り立てている。

➢ ２６１

あらゆる年齢の国民による社会活動はほぼすべて、朝鮮労働党によって統制されている。同党が運営、監督する団体を通じ、また、国民がそのメンバーであることを義務付けることで、北朝鮮は国民を監視し、その日常活動を規定することができる。国家の監視は全国民の私生活に浸透しており、政治体制及び指導者に対する批判的な意見は必ず察知されるよう担保されている。「反国家的な」活動をしたり、異議を表明したりした国民は処罰される。こうした「犯罪」の疑いのある国民を通報すると報奨が与えられる。

➢ ２６２

国民は独立した情報源からの情報にアクセスする権利を否定されている。国家統制下にあるメディアは北朝鮮で唯一認められている情報源である。テレビ及びラジオ放送やインターネットへのアクセスは厳しく制限されており、メディアのコンテンツはすべて厳しい検閲を受けており、朝鮮労働党から出される指令を忠実に守らなければならない。電話は傍受されており、国民への国内通話にほとんど限られている。外国の映画やドラマを含む外国放送の視聴は処罰の対象となる。

➢ ２６３

市場原理の強化及び情報技術の進歩により、国外の情報へのアクセスが拡大しており、韓国や中国からの情報やメディアがますます入ってきている。それゆえ、国家の情報独占は、国外から流入する情報量の増大及び国家プロパガンダから提供される情報以外の「真実」を求める国民の好奇心により揺らいでいる。当局は、定期的な取り締まりや重い処罰の執行により、情報及び思想の流入を食い止め、情報独占を維持しようとしている。

➢ ２６４

北朝鮮は、キリスト教の流布を特に重大な脅威ととらえている。なぜなら、キリスト教はイデオロギー的に公式の個人崇拝に挑むものであり、また、国家の統制外での社会的・政治的組織化や交流の場を提供するからである。国家の統制下にある組織された少数の教会を除き、キリスト教徒は自らの宗教を信仰することを禁じられている。キリスト教信仰が発覚すると、厳しい処罰を受け、信教の自由に対する権利及び宗教的差別の禁止が侵害されている。

Ｂ．国家指定による社会階級（「成分」）、ジェンダー及び障害の有無による差別

➢ ２６５

世界人権宣言第２条は、次のように述べている。

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあることを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

➢ ２６６

また、市民的及び政治的権利に関する国際規約（ＩＣＣＰＲ）第２条及び経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ＩＣＥＳＣＲ）第２条も、同様に、北朝鮮が批准したこれらの条約に詳述された諸権利を保証する際の非差別的な原理に言及している。さらに児童の権利に関する条約（ＣＲＣ）第２条は、締約国に対し、「児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる」よう明示的に求めている。

➢ ２６７

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（ＣＥＤＡＷ）第１条は、次のように定義している。

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

➢ ２６８

また、ＩＣＣＰＲ第３条は、締約国は、同規約に定めるすべての市民的及び政治的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束しなければならないと定めている。

➢ ２６９

ＣＥＤＡＷ第２条は、女子に対する差別を禁止し、保護の提供及び差別的な法律、規則、慣行の撤廃などを通じて、あらゆる分野において両性の平等を追求しなければならないと規定している。

➢ ２７０

「障害者の権利に関する条約」には次のように規定されている。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

１．社会的階層及び生まれによる差別：「成分」制度の過去と現在

➢ ２７１

「成分」制度を通じて、政府は北朝鮮国民を大まかに三階層に分け、それをさらに約５１のカテゴリーに細分化しているが、実際のカテゴリーは長年にわたって調整されてきたようである。居住地、職業、食料の入手、健康保険、教育等の公共サービスは、「成分」によって決まっている。「成分」はまた、地理的な分断にも反映されている。

➢ ２７２

エリートは、平壌に住むことを正式に認められている層に集中している。２００８年の国勢調査によれば、平壌の人口は３３０万人である。それらのうち、支配層エリートは、首都の最も近代化された地区に住むよう指定されている。平壌での生活は、物資面でも公共サービスにおいても、北朝鮮の他の地域より恵まれている。「成分」において下級または中級の一般市民は平壌に住むことを認められておらず、平壌を訪れる権利を獲得することすら困難である。

- 韓国統一研究所のキム・スーアン氏は、「成分」の継続的な影響について、ソウル公聴会にて次のように説明した。

「家柄も、食料を入手する権利に異なるレベルが存在するなど、国民の差別の核を成す要素の一つです。平壌などの主要都市に住むエリート層は、今でも医療面など

で優遇されていますが、リ（村）の住民のレベルになると、医療機関を利用する機会は極めて限定されています。健康な生活を送る権利も差別されており、保障されているものではありません…。」

●ソウル公聴会での証人の一人であるクォン・ヤンヒさんは、自分の家族が受けた差別について、両親ともに韓国の出身者であったことが理由だと説明している。この家族は、咸鏡北道の茂山郡を離れ、平壌に移り住もうとした際に差別を受けた。

「私たちは平壌へ引っ越すことはできないことを知りました。移住が却下された時には、私たちは差別を受けているのだと理解できる年齢になっていました。姉は、彼女の意に反して、他の大学に入学しなくてはなりませんでしたし、私の他の兄弟姉妹も同じような差別に苦しみました。」

➢ ２７３

「成分」制度の先例は、北朝鮮による初期の政策に見られる。初期の北朝鮮では、指導層が、農民・労働者をかつての地主及び対日協力者と見なされた者よりも上に置くことをめざしていた。１９４６年、北朝鮮臨時人民委員会は、日本の朝鮮総督府との関係があった官僚の追放に着手し、最初の市民登録キャンペーンを行った。「成分」制度の公式な開始は１９５７年と見られる。この年、朝鮮労働党は「対反革命分子闘争の全人民・全党の活動への転換について」という決議（５月３０日決議）を採択した。この決議の採択は、金日成の潜在的なライバルの追放と結びついていた。このとき、国民の区分は核心階層、動揺階層、敵対階層の３つの大まかなカテゴリーにまとめられた。

➢ ２７４

５月３０日決議との関連において、内閣は政令第１４９号を発して敵対的階級が居住可能な地域を指定し、事実上、生活条件の厳しい国内の遠隔地へと多くの人々を追放した。「成分」が制度化されていくこれ以外の段階としては、１９６４年の決議「人民のさまざまな集団・階層の労働をさらに強化することについて」がある。この決議は、「成分」制度の洗練に向けた新たな運動を開始するものだった。１９６６年、１９７０年まで継続した住民再登録運動により、国民は５１の小区分を含む３つの階級に再分類された。その後、１９８３～８４年の市民登録証更新プロジェクトなど、政治的な忠誠心及び家族的な背景を再検証する運動が行われた。

➢ ２７５

最も高い「成分」は、金日成とともに日本軍と戦ったゲリラの一族に与えられた（た

だし、その多くは後に長年にわたり追放されることになる）。

- ある元高官は本委員会に対し、実家に彼の祖父が朝鮮戦争に従軍したことの証明書があったため、１０歳頃には自分の「成分」が何であるかを知っていた、と語った。また、より低い階級の者と遊んだり交際したりしないよう家族に言われたという。彼は、「成分」の高さは金一族との関係の近さを意味しているのだと信じて育った。

➢ ２７６

最も低い「成分」は、特に、かつての富裕な実業家、スパイとされた者、カトリック教徒及び仏教徒に与えられた。実質的に、北朝鮮が成立さえしていない頃の家族の経歴が、北朝鮮における市民の運命をあらかじめ決めてしまっていたのである。

➢ ２７７

過去には、「成分」はあらゆる市民の人生を決定づける鍵となる要素とされていた。ある人物がその後公職に就くための前提条件となる、軍（とりわけエリートの集団）への入隊、大学への入学、朝鮮労働党への入党などは、すべて「成分」が上級であるかどうかによって決まった。逆に、下級「成分」の市民は鉱業や農業などの職に就かされ、その子孫の多くは高等教育を受ける機会を奪われた。刻苦勉励、個人の能力、政治的忠誠などは、個人の「成分」を昇級させるにあたってはごく限られた効果しか発揮しなかった。しかし、政治的に不忠と見なされる行為があれば、個人の、ひいては家族全体の「成分」の優位性を失わせることにもつながった。

➢ ２７８

決定された「成分」は、総合的な住民登録制度に記録されており、全成人市民及びその家族に関する詳細なファイルが存在する。朝鮮労働党の保安当局や機関による、これらのファイルの体系立った編纂の過程については不透明であり、決定に対して異議を唱えることはできない。さらに、「成分」制度に基づく公式な差別は世代を超えて続く現象となっており、個人の階層はその個人の行いによってだけでなく、その人物の家系において一世代以上遡った人物の「成分」階層によっても決定される。このようにして、カースト制度にも似た、出自による恒久的差別が北朝鮮に出現した。

➢ ２７９

「成分」という身分の存在と重要性は、正式に法によって定められたものではないようである。ただし、労働者が社会の主人となるという憲法での言及と、全市民及び国家組織が敵対者層と断固として闘うことの奨励に、事実上反映されているといえよう。この概念はまた、国内の指導書及び研修資料などにも反映されている。本委員会によ

る面談を受けた元保安当局員及び元党員は、ある人物に関して重要な決定がなされる場合に、いかに「成分」が重視されていたかを指摘している。例えば、元政府職員は本委員会に対して、人民保安部ではその人物の「成分」に従って、ファイルを色別に分類していた、と説明した。核心階層出身者のファイルは赤いフォルダに分類され、一方、政治犯強制収容所の収容者の家族のファイルは黒いフォルダに分類されていたという。

➢ ２８０

刑事犯罪の刑罰を決定する際にも「成分」が重要な要素となるようである。ある証人が説明したように、上級の「成分」の人物がより下級の「成分」の人物と同じ罪を犯したとしても、「成分」が上の者の方が刑罰が軽くなる。保安局によって拘置所に送られる場合も、最初に評価されるのはその人物の家系と出自である。その人物が核心階層（すなわち上級の「成分」）の出身であった場合、犯罪の如何を問わず、その人物には国家に背く意図はなかったものと見なされ、比較的優遇される。しかし、より低い「成分」の出身であった場合は、その人物は悪事を成すよう「生まれついた」ものと見なされ、より厳しい罰が科される。

- クォン・ヤンヒさんは、彼女の兄弟が中国で逮捕され、１９９４年の金日成の服喪期間中に北朝鮮に強制送還された時のことを語っている。中国に違法入国した「経済的な」違反者として扱われるのではなく、政治犯とされたというのだ。

「私の両親が南の出身であるというだけで、犯罪を犯したり法に違反したりすれば、私たちにはより厳しい罰が下されるのです。これが最も不公平だったことの一つだと思いますし、だからこそ私の兄弟の一人は行方不明になり、別の一人は投獄されてしまいました。」

➢ ２８１

今日のさまざまな「成分」階級の正確な比率を確認し、それが時間の経過とともにどのように変化してきたかを知ることは困難である。２００９年の数値からは、「核心」階層が人口の約２８％であるのに対し、基礎階層は４５％、複合（「動揺」及び「敵対」）が残りの２７％を占めているものと推察される。「核心」階層には支配層エリートが含まれる。このグループは、金日成の一族と、通常は最も高い「成分」を持つ先祖の後裔である少数の家族で構成されることから、革命的階級と呼ばれることがある。支配層エリートには、朝鮮労働党政治局員及び書記の家族、さらに、中央人民委員会、政務院（内閣）、中央軍事委員会、国防委員会のメンバーの家族が含まれる。彼らは直接主要な政策判断に加わり、政策策定の中枢に参加している。

➢ ２８２

より広い意味でのエリート層とされるのは、「核心」階層とされる「成分」を持つ者であり、中央・地方の行政構造、軍・保安機関における多数の官僚層、その他管理上の地位を支配している。支配層エリートと広い意味でのエリートは、いずれも公的な権力・特権を活かして、国内を自由に移動し、国家資源と社会的な人脈を利用して、北朝鮮が進めつつある市場経済化から生じる機会をつかんでいる。

➢ ２８３

「成分」制度の中心的な要素となっているのが、世代間の責任移転と集団的懲罰である。北朝鮮では、家庭的な出自に恵まれていても、当人又はその親戚が罪を犯せば「成分」が下がる可能性がある。「成分」ステータスは、政治的な性質を持つと判断される犯罪によって特に影響されるようである。

- 元政治犯であるカン・チョルファン氏は、ソウル公聴会において、本委員会に対し次のように証言した。

「私の祖母は長年の共産党員であり、日本において北朝鮮共産党の設立にも大きな役割を果たした。私の祖父は事業を営んでおり非常に豊かだったので、北朝鮮政府に多額の献金をすることができた。したがって、私の祖母は政府内でかなり高い地位にあった。当時、祖母は金日成の夫人が指揮する組織の副議長だった。祖父は百貨店を含む事業ネットワークのなかで高い地位を占めていた。私が生まれたとき、私は非常に高い階層に属しており、生まれたのも平壌の中心部だった。若い頃は、自分がとても幸福だったと思う。他の北朝鮮住民に比べ、私はとても幸福な子どもだったと思う。しかし１９７７年に、祖父が仕事に出たきり１ヶ月も戻らなかった。私たちは理由を知ろうとして祖父の職場に行ったが、「業務で出張している」と言われた。その後、北朝鮮国家安全保衛部の者がやってきて、祖父が死罪に相当する国家・人民に対する反逆罪を犯したが、死刑を免除する代わりにどこかに連行された、と告げた。私たちの資産は没収された。１９７７年８月４日、私たち家族はヨドク（Yodok）政治犯収容所に連行された。私は９歳だった。政治犯収容所に連れて行かれたのは１９７７年８月８日だった。

- 本委員会が面接したもう一人の証人である５１歳の女性キム・ハイソクさんは、１９７５年から２００１年まで第１８号収容所に収監されていた。１９７０年１０月、彼女の家族全員が逮捕された。彼女だけは１３歳のときから母方の祖母のもとで暮らしていたため、当初は逮捕を免れたものの、５年後に当局によって逮捕された。

２００１年に釈放されて初めて、キムさんは、家族が収容所に送られたのは、父方の祖父が朝鮮戦争の際にキムさんの父と祖母を残して韓国に身を投じたからだということを知った。キムさんはもう社会復帰はできないと悟り、２００５年に中国に行くことを決めた。

➢ ２８４

行政上、「成分」制度は、北朝鮮の市民及びその家族全員について注意深く記録された情報に基づいている。国家当局は、１７歳以上の市民全員について包括的な住民台帳を確立している。この台帳には、家系図、思想的な健全性と政治的な忠誠心などを含む経歴が記載されており、これらは、職場における行動などさまざまな状況での当人の振る舞いや、毎週行われる「生活総括（告白と自己批判）」セッションを通じて確認されている。収集される情報には、スキルや才能、野心、健康状態、金日成・金正日の肖像画の煤払いや金親子の廟への礼拝、革命史の学習の継続、建設プロジェクトにおける労務実践の際に示す熱意などが含まれている。

- ある証人は、２００６年に自分の兄の住民台帳を目にしたという。そこには、国内で移動した日付、１９４９年以来の家族の系譜など、家族に関する詳細な情報が記載されていた。また台帳には、証人の兄が軍に入隊した日付も記載されていた。証人はそのような台帳が存在するとは聞いていたものの、実際に目にするのはそれが初めてだった。証人の家族が住民台帳を見ることができたのは、保衛部の将校が彼らの家を訪れて、兄の所在を尋ねたときだった。兄はそのときすでに脱北していた。

- 別の証人は、父が高位の官僚であり、他の人々が持参した極秘の書類を読むことができたために、「成分」台帳を目にした。証人が見た台帳には、写真、祖父の氏名、当人の功績や失敗（たとえば抗日闘争など）、そうした活動を証する３～４名の署名が含まれていた。証人によれば、ある個人が昇進を求めたり、犯罪への関与を告発された際に、当局者がこれらの書類をチェックするのだという。

➢ ２８５

個人の住民登録台帳は生涯を通じて当人に付きまとう。軍への入隊、大学入学、就職といった場合に、台帳は当該の監督当局に送られる。個人の国家に対する忠誠心に対する継続的な評価が台帳に反映される。ある個人の忠誠心の「得点」が低いと見なされる場合、その個人は厳しく批判され、監視がいっそう厳しくなり、最悪の場合は矯正労働に送られる。点数が低いと、大学入学申請や職場での昇進にも響いてくる。しかし、入学申請や職場での昇進が失敗する本当の理由が個人に知らされることはめったにない。もっとも普通は、「成分」が悪いせいではないかと推察できる。

➢ ２８６

職場、学校、近隣の監視、大衆組織から提供される情報に基づいて住民登録台帳を作成するのは、人民保安省の地方支部の任務である。適切な情報の収集、それらの台帳への登録については、北朝鮮の市民全員が所属を義務づけられている大衆組織を管掌する官僚が担当している。さらに、人民保安省は、秘密の情報提供者による巨大なネットワークを保持している。

➢ ２８７

住民登録台帳には、家族の経歴などについて入手可能なあらゆる情報が登録されており、中には日本による植民地統治時代にまで遡って情報を記録している。台帳の原本はハードコピーの形で、人民保安部が保管している。その他の保安局及び朝鮮労働党は、それらの写しを受け取る。この写しは、たとえばその人物の職場の上司など、地方組織幹部の関係者も参照することが可能である。さらに、家族の台帳については相互参照が可能となっている。これにより、後の発覚と厳しい罰を覚悟せずに台帳を改変することは、事実上不可能となっている。

- たとえば、ある証人の伯父が、金正日について好ましくない発言をしたために、政治犯収容所に送られ、その後の消息が途絶えた。この事実により、その家族全体の「成分」に傷がついた。証人は１９９４年に学校を卒業し、政治組織に加入するための試験に合格したのだが、その時になって初めて、彼は父親から伯父のことを知らされ、彼の政治的昇進は望めないこと、せいぜい管理職か専門職どまりとなるであろうことを明かされた。人民保安省への接触と賄賂を通じて、その家族は証人の住民登録台帳を参照することができたのだが、そこには伯父のことについて２行が書き加えられていた。彼らは、賄賂によってこの２行を削除することができるかどうかを保安省に相談したが、結局それは取りやめた。各台帳は他の台帳との相互参照が可能なのである。もし証人の台帳が改ざんされていたことが発覚すれば、家族全体に極めて深刻な影響が及ぶ。その後証人は、技術者としての地位を得た。昇進も、学業を続けることも望まなかった。軍で殊勲を立て、幹部へのキャリアを進むよう勧められた彼の兄も、家族の「成分」を理由に士官学校への入学を認められなかった。彼の弟と父も同じような問題に直面したという。

➢ ２８８

自分自身の住民登録台帳を正式に参照することは、通常は認められていない。つまり、台帳に含まれる情報に異議を唱えたりこれらを訂正したりする機会は与えられていない。本委員会の面談を受けた証人の場合は、自身の台帳を見ることができたわけだが、

これはひとえに、非公式のコネクション及び／又は賄賂によって可能となったものである。

- たとえば、自分が職場で昇進しないことに不満を抱いた元国家安全保衛部職員が、自身の住民登録台帳を参照しようとして、同僚にそれを見せてもらった。そこには、彼の昇進が不可能であることを明確に示す要素が記入されていたという。

➢ ２８９

「成分」による階級制度の存在と、自分がその中でどこに属しているかについては、ほとんどの人がおおよそのことを理解している。多くの場合、北朝鮮市民は学校卒業時や、軍への入隊、大学入学、希望する職種への就職などを拒まれた時に、自分の「成分」を意識する。本委員会の面談を受けた元北朝鮮市民の多くが、自身の「成分」を決定する条件や、高等教育を受けたり就職したりする際に彼らの階層が影響してくることなどについて知っていた。

- たとえば、ある証人は高等教育を受ける機会を奪われ、中等教育卒業後に鉱山で働くことを強いられた。この明白な差別について、親しくなった保安監督者に尋ねたところ、監督者は彼に台帳を見せてくれたという。彼は「第４３」に分類されていたが、これは戦争捕虜の家系であり、それによって彼の受けている差別の理由もはっきりとした。

➢ ２９０

社会階層を決める要因の一つは、家族の出自である。日本在住で１９５９年から１９８０年にかけて北朝鮮に移住した朝鮮人（「帰胞（帰還者）」と呼ばれた）は、その子孫も含めると１０万～１５万人とも推定される。彼らは、宣伝と機会の約束、また日本における在日朝鮮人・韓国人への広範な差別により、北朝鮮に引き寄せられた。到着したとたんに、彼らは北朝鮮を離れることを禁じられた。しかし彼らは日本に残った親族からの送金を求めることを許可された。日本からの送金は北朝鮮が切実に必要としていた外貨準備を提供することになった。政府は、テレビや冷蔵庫その他平均的な北朝鮮市民には入手不可能な贅沢品を扱う外貨専用店舗を運営していた。元在日朝鮮人は日本からの送金によって他よりも良い衣類・食品を入手し、彼らほど恵まれていない同国人から若干の恨みを買うこともあった。

➢ ２９１

１９６０年、在北朝鮮ハンガリー大使だったカロリー・プラス氏は、北朝鮮に到着した日本からの移住者約３万１０００人の状況について、次のように書き留めている。

「上っ面はともかく、朝鮮人労働者は帰還者をあまり好んでいない。その理由はいくつかある。（１）帰還者に十分な住居を与えるため、多くの人々が転居を余儀なくされた、（２）帰還者は工場で驚くほど高い賃金を与えられている、（３）食糧配給でも特に優遇されている、（４）職場での規律も厳しくない（少なくとも他の者と同じような業務量は与えられていない）、（５）衣類や生活スタイルも地元の人間とは異なっている。」

➢ ２９２

複数の証人が、子どもの頃に受けた差別について詳細を述べている。出自を理由に、教師や他の生徒から仲間外れにされたという。

- 日本からの「帰還者」であったチバ・ユミコさんは東京公聴会で、北朝鮮での自身の経験について証言した。彼女は、「帰還者」に対する差別は蔓延していると述べている。学校に日本の衣服を着ていくと、教師や生徒にそれを破られたと振り返り、また、日本の衣服を着るのは愚かなことだと繰り返し言われたという。

➢ ２９３

日本からの「帰還者」は、朝鮮人にも好まれる主食である米を食べることができたが、多くの北朝鮮市民は、トウモロコシや大麦しか入手できなかった。以前日本に住んでいた人々は孤立し、北朝鮮社会に溶け込むことなく、ほとんど彼ら自身のコミュニティの中でのみ交流していた。

➢ ２９４

彼らは比較的豊かな層だったが、国外から来た者、特に北朝鮮の不倶戴天の敵と考えられている日本から来た者ということで政治的に疑わしい者と見られた。

- たとえば、日本で生まれたある証人によれば、自分自身の「成分」に問題があると、海外への渡航が許されない。外国を訪れるには、国家安全保衛部の担当者の署名を得なくてはならない。しかし、国家安全保衛部の職員は「成分」が低い人物のことは信用しないという。それというのも、もしその人物が海外に渡航したきり戻らなかった場合、それを許可したその職員が窮地に陥るからである。

- 「帰還者」の家系出身のある証人は、彼も彼の家族も、スパイであり信用できないと見なされていると語った。どれほど懸命に働こうとも、彼の家族の中で、仕事で高い地位に就いた者は皆無である。彼によれば、「帰還者」が罪を犯した場合の罰

についても、通常の北朝鮮市民と比べて不公平であるという。彼らの場合は何をするにも役人から賄賂を要求される一方、彼らが「帰還者」であるという理由で、上級幹部は彼らからの賄賂は受け取らない。

➢ ２９５

日本に居住していた者はほとんどの場合、党や軍の中上級職に就くことは不可能である。専門家及び本委員会が入手した証言によれば、日本から来た朝鮮人が政治犯収容所に送られる危険は、そうでない者と比べて高い。

- チバさんは、東京公聴会で次のように説明している。

「１９７０年代には、日本語で話すこと、歌うこと、日本語を使うことも処罰の対象でした。ヤマダさんがマグジャビ時代のことを話しましたが、つまり７０年代から８０年代にかけては、多くの人が罪を犯したのではなく、しかし何ら理由なく姿を消したのです。これは北朝鮮ではごく普通のことでした。」

- また、別の「帰還者」が本委員会に語ったところによれば、１９７６年に彼の父親が、何の警告もなくいきなり政治犯として投獄された。証人は社会安全局（Social Safety Agency）及び国家安全保衛部に、父がどうなったかを問い合わせ続けた。数週間後、国家安全保衛部の職員が彼の父親の台帳を家に持参して、その罪名を示した。彼の父親は「日本では、鉄道は時速２００キロで移動するが、ここでは時速４０キロしか出ない。北朝鮮は日本を凌ぐ成長を果たすと言っているが、私はそれには懐疑的だ」と言ったことで、金日成に対して明白に不敬を働いたということだった。証人はこの職員に対して、憲法が言論の自由を保証していると言って異議を唱えたが、職員は言論の自由は政権への中傷には適用されないと言った。証人は、彼の父は第２２政治犯収容所に送られたと考えている。同様に第２２政治犯収容所に送られた子供の頃の友人が、彼の父親は１９７８年に強制収容所で死亡したと報告してくれたという。その死については、彼の家族には何も知らされなかった。

➢ ２９６

１９９０年代になって日本からの送金が途絶えがちになると共に、日本からの「帰還者」の特権も失われていった。

➢ ２９７

他にも、南の出身者であったり両親が南の生まれであったりする北朝鮮市民も、やはり差別を受けている。これは、中国出身の家系も同様で、民族的に朝鮮人であったと

しても差別を受ける。

- たとえば、ジョ・ジンヒさんはワシントン公聴会で、次のように証言した。「私の祖父は中国で結婚し、そこで私の父が生まれました。その後、私の父が１１歳になるまで彼らは帰国しませんでした。ですから、私の家族が北朝鮮で高い地位や身分についているとは思えません。」彼女の父親は鉱山労働者だった。

➢ ２９８

最も過酷な差別を受けたのは、朝鮮戦争の休戦後も北朝鮮に留め置かれた韓国軍捕虜である。

- 元捕虜で北朝鮮を脱出して韓国に帰還したヨー・ユンボク氏は、ソウルでの公聴会で次のように説明している。

「私たちは捕虜だったので差別されていた。彼らは私たちを見下していた。私たちは北朝鮮の女性と結婚したが、私たちの子どもは制約され、監視下に置かれた。現実には、私たちにはいい仕事が与えられなかった。子どもたちのためによりよい生活を実現する機会はまったくなかった。」

- 別の元韓国軍捕虜は、ハムギョン北道の炭鉱で４０年間働いた。彼は本委員会に対し、炭鉱労働者の４分の１は捕虜であり、人民保安省及び国家安全保衛部の特に厳しい監視下に置かれていたと話している。証人は定期的に尋問を受け、尋問担当者は彼の生活の詳細についてよく知っているようだったという。彼は結婚して３男２女をもうけたが、息子は軍への入隊も大学入学も認められず、一人は「なぜ僕たちを生んだんだ」と尋ねたという。娘たちは捕虜の家の出身であることを理由に、良い「成分」の男性とは結婚できなかった。彼の孫たちでさえ、軍に入隊する機会も高等教育を受ける機会も拒否された。証人の記憶によれば、捕虜仲間の一人は、子どもから自分たちの置かれた状況についてなじられ、何をしてやることもできずに首をつったという。

➢ ２９９

飢饉のあいだに始まった北朝鮮経済の事実上の市場経済化の結果として民間部門が出現しているにもかかわらず、また限定的ではあるが新たな情報テクノロジーがある程度生まれているにもかかわらず、北朝鮮における社会的流動性は、依然として限定的である。だが、ある者の機会を決定するうえで「成分」が果たす役割は変化しつつある。ある高名な専門家は、「かつては北朝鮮市民の人生を決定する唯一最大の要因だ

った」「成分」の役割は、「財産」に取って代わられつつあると主張している。「北朝鮮の社会は、官僚機構との関係や親から引き継いだカースト上の地位によってではなく、カネとの関係によって規定されるようになった。」大方の見るところでは、「成分」は、特にヒエラルキーのうち最上層と最低層において今でも重要である。しかし、生活のほぼあらゆる側面に腐敗が浸透した変化しつつある社会においては、「成分」はサービスや機会へのアクセスを左右する一つの要因でしかなくなっているように見受けられる。

２．女性に対する差別

➢ ３００

北朝鮮は２００１年２月２７日に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（ＣＥＤＡＷ）を批准した。２００５年、ＣＥＤＡＷ委員会に対する初回の報告書で、北朝鮮は次のように報告している。

今日に至るまで半世紀以上にわたる多くの社会革命・発展の過程において、両性の平等に関する内実及び保証は、たゆむことなく発展し充実してきた。両性の平等は非常に高い水準で実現しているので、今や人々にとって「女性に対する差別」は馴染みのない言葉になっている。両性の平等は単なる平等に留まるものではなく、国家の政策・法令は、女性をさらに重視するというコンセプトを反映しており、そうした政策・法令を執行することは、今や、法的案義務の範囲を越えて、社会全体の自然な倫理的義務であり、生活の基調となっている。

➢ ３０１

北朝鮮の社会には儒教的な価値観が深く根付いている。伝統的な儒教のイデオロギーでは、女性にとっての「徳」を、「在家従父、出嫁従夫、夫死従子」（嫁に行くまでは父親に従い、嫁に行ったら夫に従い、夫が死んだら子供に従う）としている。儒教的な理想に従えば、女性の結婚は周囲が整えるものであり、結婚と同時に女性は夫の家族の一員となり、自分の家族にとっては他人になるものである。

➢ ３０２

金日成は、「女性は男性とまったく同じ地位にあり、彼女たちはすべて、彼女たちの能力や適性に合わせて、ふさわしい、革命的任務を受け、それらを実行した。」と示して、女性の解放運動への参加を薦めたと報告されている。しかし、女性が独立運動に参加しても、ポスト解放社会での彼女たちの地位には影響がなかった。

➢ ３０３

北朝鮮は、革新的性的平等主義を開始した。金日成は、１９４６年7月３０日に宣言された、性の平等に関する法の施行を通して、性の平等を改善しようとした。この法律はあらゆる身分において、平等な権利、つまり、結婚や離婚の自由、離婚した場合の財産相続、財産分配の自由、を強調している。それは、見合い結婚、一夫多妻、妾、女性の売買、売春、プロの款待者制度を禁じた。

➢ ３０４

立法だけを認識することは、女性を家長制から、解放しないであろうし、平等をもたらさない。金日成は、北朝鮮の女性を、労働力に十分統合することを推進することによって、解放しようとした。金日成によると、解放された朝鮮では、「女性は、...工場や地方の生産の前線で起こっている問題を解決するため、男性に負けず劣らない献身と意識でもって、奮闘する場合にのみ、完全な解放を成し遂げることができる。」１９６１年に、母の全国大会で、彼はアドバイスした。

「過去の女性組合の活動における重要な問題は、無学を撲滅し、女性を抑圧する封建主義的考えを取り除くことであった。しかし、この取り組みはもはや、われわれの社会で主要な重要性があるとは思われない。今日、女性同盟は、社会主義建設への女性の参加のための運動を活発に行い、よく働けるような条件を与える努力を傾ける。」

➢ ３０５

女性たちが、自身を公共経済に十分に捧げられるよう、国家は子供を育てるための対策を施すべきだと、１９４６年に、金日成は主張した。この目的のため、１９７２年社会主義憲法に、女性たちが、公の社会に参加できるようにとられる対策が成文化された。これらには、有給の産休、無料保育園・幼稚園、幼児がいる家族の働いている母親の労働時間の短縮が含まれている。子供を育て、働いている母親を保護するための国家の責任は、さらに１９７６年の保育と育児に関する法や、１９７８年の、３人以上子供がいる母親は6時間の労働で、８時間の給与がはらわれるとされた労働法で、より強まった。実際、国家の育児サービスは、金日成のもとで、急激に拡張した。１９４９年には、報告によると、保育園が１２と幼稚園が１１６しかなかった。１９６１年には、保育園が7,６００と幼稚園が４５,０００になった。１９７６年までに、３５０万人の子供たちのほとんど１００%が６０,０００ある保育園か幼稚園のどれかに通うことができた。

➢ ３０６

北朝鮮の主導者たちによって平等の権利を達成するための、法的、社会的整備の公告

は、ある程度、伝統的家族構成を廃止することを目的としていた。労働を通して、女性の解放を強調するのは、それが、家長の経済力の低下に結びつき、伝統的家族構成を壊すのに役立つ、育児の「社会化」にもつながるためであった。父親像として金日成を投影することが､金日成が家長で、北朝鮮の国民が彼の子供たちである社会の再構成にさらに加わった。封建主義的家族を廃止する公約は、性の平等を達成するために必要であると描かれたけれども、現実では、これは、女性解放にも家族単位にも役立たなかった。女性たちが、彼女たちの「足かせ」から自由になると、彼女たちは、国家に十分に貢献できるであろう。（男性がすでにそうすることを期待されているように。）国家の保護のもとで、子供を持つことは、さらに、主導者の地位を強めることに、役立つ。なぜなら、彼らは、主導者を父と考えるよう教えられ、家族中で忠誠を誓うからである。これは、統制を保つための鍵となる要素であると証明される。なぜなら、国家の責任のもとで子供を持つということは、幼いころから、長年、教化されるからである。家族関係の弱まりは、経済の失敗や国中あちこちでの極度の食糧不足と相まって、子供に深い衝撃を与えた。このため、施設に収容されたり、捨てられたり、健康を害しやすくなったり、虐待されたりといったケースにつながることがあった。

➢ ３０７

１９６０年代と１９７０年代の北朝鮮における経済活動が盛んな時期に、電気製品と缶詰などの「ファーストフード」が、大都市での女性の家事労働を最小限にするため、導入された。国家はおそらく、女性たちが十分に国家の生産に、いわゆる「労働を通しての解放」に参加できるよう、家庭内の女性の伝統的役割を免れられるようにした。しかし、女性の公的生活への十分な参加にもかかわらず、彼女たちの経済的地位は男性の地位とは等しくならなかった。給与の額についての公的情報はないが、夫と妻の収入の配分構造は常に、夫の収入のほうが、妻の収入より高いとほかの情報源ではあらわされている。この構造は平等の文化も生み出さなかった。

➢ ３０８

ジェンダー平等を改善するための法を施行したにもかかわらず、文化的態度は伝統的なままであった。北朝鮮の社会は極端に軍国主義化し、ジェンダー平等のテーマを女性の徳を保護することと敵対する外部勢力に対して朝鮮人の純粋さを守ることとして促進し、そのため、進行しつつあるジェンダー差別を助長することになっている。表明されたジェンダー平等とは、女性と男性が国家提供の雇用により、働くことを期待することである。女性の家庭での生活や仕事は男性に仕える者のままで、不平等である。保育サービス、さまざまな器具、その他発達したものの配給は、家庭内労働の減少を目的としているにもかかわらず、女性はなおも圧倒的に家事労働に責任を負っている。金日成の、労働を通しての女性解放の目的は、実際、女性の負担を倍にした。

なぜなら、彼女たちは今や国家の労働と家事労働の両方に従事することを期待されているからだ。

➢ ３０９

女性たちが直面させられた二重の重荷のため、女性たちは結婚すると労働力からますます離れて行った。１９９０年代に経済が悪化すると、女性たちは、労働のポジションからはずされた。なぜなら、国家のための労働は、政治的にもっと高度で、それゆえ「男性の仕事」と考えられたからである。男性はまた、監視の焦点であった。国家の雇用システムは、監視構造の重要な要素であった。経済システムが崩壊すると、女性たちは国家の雇用外のままであり、女性のエネルギーは生き延びることに向かった。多くは女性によって運営された個人市場の相次ぐ出現は、飢えから多くの家族を救った。しかし、国家の雇用外であったため、女性たちは国家の年金の権利や保育サービスの権利を失った。

➢ ３１０

それにもかかわらず、市場での女性の労働は、一日で男性の月給の二倍を稼げる。最近では、男性たちは、しばしば、国家の雇用主からまったく給与を支払われていなかった。一方、北朝鮮の意思決定者は政策を変えて、女性を労働に従事させて、女性のプロフィールを上げようとはしなかった。実際、国家の雇用から追い出すことによって、彼女たちの経済力を上げることに貢献することになったのである。北朝鮮の家族のおよそ半分がただ一つの収入源として、個人取引に頼っていると見積もられている。そして、世帯の８０％から９０％で、女性が主たる稼ぎ手なのである。

➢ ３１１

女性の経済的伸張にもかかわらず、彼女たちは国家によって、なおも差別されている。国家は、女性が占有している市場に、４０歳以上の女性以外の商売を禁じるなど多くの制限を課している。ジェンダー差別は、また、女性を賄賂や罰金の対象にしてしまう。北朝鮮を出た北朝鮮人に対して行われた最近の調査では、商売人の女性の９５％が賄賂を払ったことがあった。男性の三分の一以上が、犯罪行為と腐敗がお金を儲ける一番良い方法だと報告した。２０１２年まで施行されていた、女性が自転車に乗るのを禁じる規則が、２０１３年１月に再導入された。報告されているところによると、公安部員が、以前の禁止中に自転車に乗っていた地方の女性に、トウモロコシ４ｋｇの費用に相当する罰金を科していた。しかし、今はそのかわりに、自転車を押収されているそうである。罰金で一日の稼ぎを失ったり、自転車を押収されたりするのは、収入を得て、家族を養う女性の能力をひどく阻害するものである。女性たちがそのような賦課に反対し、抵抗し始めている最近の証言がある。

➢ ３１２

女性はスカートをはくべきだと定めている規律も適切であるとされ、道徳規律部隊（道徳的違反に関することを厳しくとがめるため、動員された市民のグループ）により、実施されている。最近の証言では、そのような規律は平壌ではゆるめられているようであるが、都会ではない地域では、いまも、適切とされているかもしれない。さらに、青年団や女性組合は、少女や成人女性にふさわしい服装を「教育すること」を自らの仕事として課している。

- ある証人が委員会に話した。

「北朝鮮の女性は、細身のパンツやジーンズをはくことをゆるされていません。女性は、社会主義の生活様式にしたがって、スカートと黒い靴をはくのが好ましいとされています。夏には、女性たちは宝石の装飾がついたサンダルをはくことができません。私は、青年同盟でその規則を習いました。もし、女性たちがこの規律を尊重しなければ、鍛練隊に１ヶ月送られます。」

- 別の証人は、なぜこのような規律がつくられたか、説明した。

「金正日の命令は、通常法律化されます。もし彼が、気に入らないことがあれば、人民保安部は、案を考え、一度案ができれば、金正日がサインをして、法律になります。指示に従うため、国家安全保衛部と人民保安省は、その法律を実行するため、できることはなんでもやろうとします。もし、金正日が少女たちは短すぎるスカートをはいていて、長すぎる髪の毛をしていると思えば、検閲グループは（法律をつくるため）その問題に取り組み始めます。女性が自転車に乗ってはいけないことからはじめ、パンツをはいてはいけないことまで、非常にたくさんの法律があります。」

➢ ３１３

２００５年に、女性に対する差別撤廃委員会は、朝鮮民主主義人民共和国は、協定にしたがって、女性に対する差別を限定し、女性に対する差別を除去するために対策や政策をとるよう、要求した。これらの要求にこたえて、２０１０年１２月、北朝鮮は、１９４８年の男女平等法以来、性別の問題を特別に目的とした初めての立法である、女権法を制定した。非政府組織である、北朝鮮人権に関する市民同盟によれば、

「女権法は、北朝鮮の、[国連による] 人権調査の間、国際的な圧力に面した場合の、単なる見せかけでした、北朝鮮国家は今も、家長制度の社会で、思想的な教育を通

して、女性の伝統的な役割を強化しようとしています。」

➢ ３１４

政治的地位では、女性は初期の改革にもかかわらず、差別されたままである。女性は、朝鮮労働党中央委員会のメンバーおよび候補者のたったの５％、中央政府職員のたったの１０％を占めるだけである。

➢ ３１５

家庭では、女性は男性に献身的であり続けているが、女性の経済進出はインパクトを持っている。男性も、国家に認可されていない企業を通して、お金をもうけるよう工夫するようになり、国家によって許可されていない市場で働くことに口をつぐむようになった。(公式には国家のポジションに雇われていなくてはならない。) というのは、市場は女性の領域と考えられていたからである。

- ある元商人は調査委員会に、男性の中には、市場で自転車を売るものもいたが、大部分は「女性のほうが、数が多かった。なぜなら、男性には、自分たちの仕事があったからです。」と話した。

- 妻が市場で商売をしていたある証人は、自分は「ひやひやした」ので、市場の仕事には就かなかった、と説明した。彼は、調査委員会に、「闇市場で働いている男は罰せられます。２００２年から２００３年に、より多くの男性が市場で働いていましたが、いまだに、汚名を着せられています。男は公式な仕事で働くものとされているからです。」と話した。

➢ ３１６

市場に女性が不均衡に働いている結果、ほとんどの世帯収入は、女性によって作りだされ、男性の力の低下が認められるようになった。伝えられるところでは、女性の中には、夫を「ワンちゃん」と呼ぶ人もいた。なぜなら、彼らは、養われなければならず、家計に貢献しないからである。女性が負っているさらなる財政的負担は、電気や水が国家のサービスの故障によって不足する家庭もあるために追加の負担となることがある。女性がもつ余分な重荷は社会的に重大な影響を持ち始めた。若い女性たちは、夫に頼るのを避けようと結婚を遅らせることを望んでいる。そして、多くの男性が男女の役割の変化に対応できないため、家庭内暴力が、増えている。

➢ ３１７

証人は、家庭内暴力は北朝鮮の社会で、蔓延しているが、被害者は、国家から保護や

サポートサービスを受けることや、裁判へ訴えることはできないのである、と証言した。

- ある証人は、委員会の前で証言した。

「家庭内暴力はまったくよくあることです。これについての法律はありません。家族の問題は家族内のままなのです。たとえ、女性が訴えても、警察は、家族の問題に介入しないでしょう。」

- 委員会は同様の感情を別の証人から聞いた。

「[女性への暴力] は家族の問題と考えられています。よほどひどくけがをした場合のみ、公になります。それは、しょっちゅうですから。不満を言う場所はありません。離婚の原因としては使うことができます。たとえ女性がひどくぶたれても、夫は何もされません。」

➢ ３１８

証人たちは、女性に対する暴力は家庭内だけではなく、公の場でも女性がぶたれたり、性的暴力を受けたりするのを目にすることはよくあると証言した。役人たちは、自分たちの低い、あるいはまったくない給料を支えるため、ますます、汚職に従事するようになり、罰の恐れがないため、性的虐待や暴力の形で、刑罰を強要し、罰金を厳しく取り立てている。劣悪な経済と食糧事情のため、ますます多くの女性が彼女たちの家族を養う責任を負っているので、公の場をうろつき、品物を売ったり、運んだりしている。男性に占められている身分、市場を警備する役人、電車の検札者、兵隊たちは、公共の場で女性を性的に襲う行為をますます犯すようになっている。北朝鮮では、未成年者の強姦は、厳しく罰せられるが、成人の強姦は犯罪とはさほど考えられていないという証言を調査委員会は受けた。調査委員会はまた、電車の警備員が車両を通る際、女性のからだを服の上からなでたり、乗車中の若い少女を虐待したりしているという報告も受けた。

「女性たちは駅に入ると、服の上からからだを撫でられた。[彼女たちが売る物を持っていないか、調べるために] 私はこのように性的暴力が起こり始めるのだと思います。守衛は強姦も含め、若い女の子たちを性的行為のため、電車に連れて行きます。みんな、こんなことが起きているのを知っています。それは、公然の秘密なのです。」

➢ ３１９

そのような態度は、「ますます女性に占有されている市場を餌食にしている、ますます

男性が占有する国家」とみられている。軍隊の中での女性への性的暴行は頻繁になっている。ある元軍人が説明した。

「上官によって犯される性的虐待や強姦のケースはたくさんありました。若者は、兵役中、性的関係を持つ権利を否定されているという事実が、事態を悪化させ、普通の兵士も強姦をしてしまうのでしょう。強姦は、男たちがそのことを話したり、自慢したりするものさえいますが、典型的に隠されてしまいます。強姦が起こっているということは、よく知られたことなのです。」

➢ ３２０

性的虐待は、独身の女性が朝鮮労働党の党員資格を求めたり、職場でよりよい地位を求めたりする過程でも起こっている。性的な、性を元とした、女性に対する暴力が、社会のあらゆる領域で、蔓延していると、委員会は見出している。女性たちは、罰金や他の罪を避け食料や金、旅行のために男性に従うので、売春など性取引が北朝鮮では盛んである。これらの行動は、弱い立場の人々によって、生き延びるための必要の策で行われており、食料不足とジェンダー差別の構造的な問題の結果である。そのような構造的な問題はまた、女性や少女が高い頻度で売買される主な要素になっている。この点で、国家の雇用の機会も、公共部門での昇進の機会もほとんどなく、４０歳以上の女性だけが商売を許されているという年齢制限のため、民間の市場で働くことも禁止された、若い女性たちの特に困難な立場に、調査委員会は注目している。

３．身体障害者への差別

➢ ３２１

国連によると、世界の人口の約１０％が障害をもって生きている。世界保健機構は、北朝鮮は、２００７年のデータで、人口の３．４％、およそ７９０，０００人が障害を持っていると見積もっていると示している。

➢ ３２２

２０１３年７月、北朝鮮は、まだ批准していないが、障害者権利条約にサインした。障害者のための朝鮮の法律は、２００３年に、医療費の無料化、障害者への特別教育を約束して、通過した。２００９年の普遍的・定期的レビューへの北朝鮮の国家レポートによると、法律は採択された。

「障害者の権利を十分満足がいくように保護するために、彼らは、教育や医学的治療を受け、才能や能力に応じて、職業を選択し、他者と同等の権利をもって、文化的生

活を享受する。他の障害を持つ子供たちは、通常学級に入れられる。障害兵の工場と福祉サービスセンターは、障害者のための仕事を作り出す目的で設置される。強壮剤と歩行補助器具は無料で提供され、有給休暇と手当も与えられる。」

➢ ３２３

証人によると、北朝鮮は障害や損傷について公然とは、議論しない。障害者に対して、広くゆきわたった偏見がある。

- 電車の事故で手足を失ったジ・ソンホ氏は、ソウル公聴会で委員会の前で証言した。

「北朝鮮では、私たちは、不具者、欠陥だらけの人、あるいは障害のある身体の部分を意味する屈辱的な言葉を使って、障害者を呼びます。たとえば、もし、手がないとすると、私のように手首がないと、砂利手と呼びます。盲目の人や聴覚障害者に対する自尊心を傷つける言葉もあります。そして名前の代わりに、私の家族を呼ぶ時さえ、砂利手の家族と呼びます。これが、私たちが出会う偏見の種類なのです。」

➢ ３２４

政府は、１９９８年に朝鮮障害者保護同盟を設立した。それは、中国障害者同盟を密に手本としている。その同盟は、閣僚の決議を通して、設立されたのだが、障害者を代表として、彼らの必要とすることを発信する、市民の社会的組織とすることが意図されている。同盟は、２００１年に相互理解の長期覚書にサインすることによって、国際的非政府組織とパートナーシップを展開した。

➢ ３２５

１９５９年に、政府は聴覚障害と視覚障害の子供たちのために、１１の寄宿学校を建てたと考えられる。教育統合や知的、あるいは多重障害の子供たちを入れる学校やシステムはないようである。

➢ ３２６

障害者の法的権利を認識することは、弱者の立場にいる人々の人権について、関心を向けることで、前向きなステップであるが、障害者についての信頼できる情報は乏しい。証人は障害者に対する組織的差別を報告した。それによって、障害のある赤ん坊をもつ家族が、平壌から、追放され、田舎に引っ越しさせられたが、そこは、一般的に厳しい生活条件に加え、彼らのためのサービスがなかった。委員会によって、質問された高位の元役人によると、人民保安部が、障害のある子供たちのケースを管轄していた。彼が言うには、警備員は家族を訪問して、障害児を持つことをすすめなかっ

た。もし、彼らが、平壌の居住者で、どうしても子供を持ち続けたかったら、家族は首都を離れなければならない。もし、家族が子供から別れることに同意したなら、子供は政府によって、指定場所に連れて行かれるだろう。家族はその子供と二度と会わないことを同意する文書にサインしなければならないし、その子供の名前は家族登録帳から消されるだろう。まるで、その障害児が存在しなかったかのように。

この政策が今なお、どの程度実行されているかは、疑問である。というのは、障害者は平壌に住むことを許可されているという最近の報告があるからである。この政策は放棄されたか、昔ほど厳しく追求されていないかであろう。これは、北朝鮮が障害者権利条約へ同意する準備をしていることを反映しており、続く２０１３年７月には、署名した。それにもかかわらず、障害児を家族登録から抹消することに関しての申し立てが本当であれば、これは、児童の権利条約の第７条と８条の違反に値する。

- それにもかかわらず、朝鮮国家統一省の Kim Soo-am 氏は、「今なお、障害者に対する高いレベルの差別があります。多くの外国人が訪れる地域では、障害者の居住地を限定しています。」と調査委員会に説明した。

➢ ３２７

最近のＮＧＯの報告によると、北朝鮮を逃亡した多くの北朝鮮の国民は、障害のある乳児は殺されるか捨てられると述べていた。大韓民国を本拠とした別の調査機関は、障害者に対する人権侵害は、隔離や小人症を患う人の強制不妊などもあると報告した。

➢ ３２８

咸鏡南道の島についての不穏な申し立てがあった。そこでは、障害者に生物、化学兵器の身の毛のよだつ医学的テストが行われた。委員会は、これらの申し立ての報告を直に受け取ってはいない。高位の元役人は、彼が人民保安部に勤めていた時に起こった二つのことを詳しく話した。人々が逮捕されて、ある施設、８３病院に送られると、そこでは、医者が彼らは医学的実験に使われると言った。受け取った情報に基づいて、調査委員会は、その申し立てを確認する立場にはない。それは、さらなる調査が必要な課題であると注目している。

➢ ３２９

法の面での進歩に加え、障害者の権利は政府の政策レベルで前向きに注目されている。外交筋によると、朝鮮障害者保護同盟は、国際障害者デーを国家行事とした。北朝鮮のスポーツ選手が一人、２０１２年のパラリンピックに参加した。２００９年のＵＰＲレポートでは、北朝鮮は、年に一度の障害者デーは、社会の統合を促進し、一般民

衆が障害者の尊厳と価値を認め、彼らにサポートを差し伸べようとするのを促す重要な機会として役割を果たしている、と示している。

４．経済的、社会的、文化的権利の差別の影響

➢ ３３０

差別の結果、食糧、教育、保健、労働の権利をふくむ基本的人権へ平等にアクセスできなくなっている。調査委員会が認識しているのは、「成分」制度が、構造的差別につながっており、それによって、世代は不利益に閉じ込められ、社会的変動は、不可能なのである。「成分」、性別、能力を元にした差別が多くの弱い立場のグループを作り出している、と調査委員会は考える。経済的、社会的、文化的権利の享受に関する差別の影響は、時代により、場所により異なっているようである。外交筋によると、差別は田舎でもっともひどいのである。

➢ ３３１

平壌は国のなかのほかのどこよりも、より良いインフラとサービスがある核心階級のための都市である。平壌の居住は特権と考えられるが、取り消された者もいる。

- ある証人が、調査委員会に話したことであるが、彼女は、平壌で生まれたが、朝鮮戦争の間、南と共謀したという疑いで１９５０年代半ばに、彼女の父親が処刑された。彼女と他の家族は、彼らの「成分」が低いため、咸鏡北道に追放された。

➢ ３３２

日本から北朝鮮に来た朝鮮人の多くは、平壌や他の都市に住むことを許されなかった。

- チバさんは、「９３,０００人の人々のなかで、人々は、異なる地位や階級に分類されます。そして、階級によって、人々は山岳部に送られました。多くの日本人が山に送られました。彼らは都市に住むことができなかったのです。」と調査委員会に説明した。

➢ ３３３

食料不足の影響は、より弱い人たちにより厳しく感じられた。特に、１９９０年代の飢饉の間である。公的配給制度は、すべての合法の穀物量を分け与えるものであるが、人々の年齢や職業の地位に基づいて、与えられる権利が決められた。飢饉の別の特性は、食糧の入手の可能性は、土地によりさまざまだということであった。ほとんどのエリートが住んでいる、平壌とその周りの地域は、ほかの遠隔地、特に国の北東部の

工業地帯より、よかったのである。

➢ ３３４

社会主義労働法は、職業を選ぶ権利を保障しているが、実際、国家が市民の雇用を決めるうえで、有力な役割を果たしている。

- たとえば、大韓民国出身の戦犯は、再教育され、低い「成分」の北朝鮮の女性と結婚した。彼は、二人の息子を持った。一人は、亡くなり、もう一人の息子は軍隊に入ることも、大学に行くことも許されなかった。鉱業従事者の子供は、鉱業従事者になり、鉱業職業校に行くのだと、調査委員会に報告した。

➢ ３３５

大卒者に関し、朝鮮労働者党の地区委員会のスタッフ局は、管理職や技術職に誰が就くかを決める。場合によっては、党の中央スタッフ局は相談を受け、秘書課が正式の承認をしなければならない。考慮される要素は、「成分」、性別、身体能力、学問的資格、その他生活様式で、それらが問題なのである。

➢ ３３６

高卒者や任務を解かれた兵隊に対しては、地区の人民委員会の労働部が仕事の分担を決める。鉱業や道路、鉄道建設のような肉体労働は、グループ分担がなされる。２００３年に、社会権規約委員会は、「仕事のための権利は、国家が雇用を強制的に分担している北朝鮮の現在のシステムでは、十分に保障されていないようであり、これは、個人が職業や職場を自由に選べる権利に反している」と懸念を表した。

➢ ３３７

差別は、職業の任命だけでなく、職業の発展や昇進にも影響している。「成分」はまた、職業での昇進を求める北朝鮮の国民にとって制限要素であった。

- たとえば、ジャン・ハスン氏は、元北朝鮮のジャーナリストであるが、ソウル公聴会で証言した。

「私は、良い「成分」、北朝鮮では良い階級の人間です。私の祖父も反日活動に関わっていました。私の父の兄弟のうちの二人が朝鮮戦争の間に亡くなりました。だから、私は本当に特権階級の高い「成分」の人間の一人なのでした。しかし、私は中国出身です。もし、中国で生まれないで、北朝鮮で生まれたとしたら、中心となる機関で働くことができたでしょう。しかし、私は中国で生まれたので、人民保安部や国

家安全保衛部で働くことができなかったのです。だから、私は報道機関で働かなくてはならなかったのです」

➢ ３３８

兵役は北朝鮮では、全ての男性の義務である。しかし低い「成分」や障害者は従事することはできない。過去には、市民がキャリアの観点から兵役を務めることを願望した。しかし、１９９０年代から、軍は、栄養失調となる危険のため、魅力的ではなくなってきた。そして、多くの人々が実際、大いなる危険を冒して、徴兵制度から免れようとした。しかしながら、軍のポジションは、役人にとって地位を確固たるものにするための重要な道である。ほとんどの市民が、軍に１０年から１３年入る。しかし、高位の役人の子供たちは三年しか務める必要がなく、その後、党員に選ばれたり、大学に入学したりする。調査委員会によって直接に受け取られた情報によると、役人の職業の昇進には、4つの資格が要求される。兵役、朝鮮労働者党の党員、大学の資格、そして高い「成分」である。４つすべての資格なしでは、党でも軍でも政府でも、高位の役人になるチャンスは限られてしまうだろう。これらの資格は、特に保安局、外国サービスと経済局における仕事にとって、重要である。

➢ ３３９

２０１２年に、北朝鮮の公式の朝鮮中央通信によると、最高人民会議は、義務教育を１１年から１２年に延長した。そして、教室をもっと増やすこと、教師は食糧や燃料の配給で優先されることを約束した。北朝鮮は、教育の一般普及を約束したにもかかわらず、組織的差別によって、受けられない人もいた。北朝鮮の経済の崩壊のため、生徒たちは一般的に、教師や学校運営のための資金を供給するよう要求された。

- チャールズ・ジェンキンス氏は、３９年以上北朝鮮に住んだが、彼の二人の娘が学校に持ってくるように頼まれたものについて話した。「娘たちはいつも私のところに来て、学校の役人がすべての生徒の家庭から、ある量の供給品を要求している、と言いました。時には、先生たちが月曜日までに、真鍮を２キロ持ってくるようにと言った、と言いました。あるいは、１キロの鉛。１００メートルの銅線。彼らは、石炭、ガソリン、ウサギの皮さえ要求しました。」これらの特別な要求は、彼が毎月、学校に送らなければならなかった６０キロのトウモロコシに加えての要求だった。「それは、毎日一人の娘につき、２．２ポンドです。生徒一人の配給は、たった１ポンドなのに。だから、誰かがどこかで、私たちが送った分の半分以上をかすめ取っているのが見られるのです。」彼はまた、彼の娘たちは、外国語大学に通っていたと言った。「多分、国のエリートが教育されるところです。」

➢ ３４０

もし、このような慣行がエリート校で広まっているのなら、もっと特権化されていない学校に通っている人たちは、その家族が供給できないほどの物資を供給するような要求にしたがわされるかもしれない、と調査委員会は考えている。

➢ ３４１

それに加え、学校での特権――ある生徒がクラスの長に指名されるというような――は、また、「成分」で決められる。さらに、義務教育は、政治犯収容所に送られた子供たちには、適用されない。そこでは、小学校レベルの教育が、違うカリキュラムで行われている。

➢ ３４２

教育における差別が最も顕著になるのは、大学の選考プロセスや入学試験を受ける機会においてである。委員会に質問された多くの証人の証言は、低い「成分」の人たちは、入学試験を受けることさえ許されないし、彼らの学力やテストスコアに相応しい機関に通うことも許されなかった、と報告した。

- ある証人は、敵対する「成分」のため、彼女は、自分が生まれた場所である平壌に帰ることも許されず、ダンスを勉強するため、志望した大学にも拒否され、その代わり、農業のプロジェクトで働くよう送られた、と委員会に話した。

➢ ３４３

人の将来を決めるうえでの特に大きな役割として、「成分」はまた結婚の機会にも影響する。一つの顕著な例は、金正日の姪であるジャン・クムソンさんであり、その父親は既に亡くなった張成沢氏である。Jang さんは、２００６年に２６歳で、パリで自殺して亡くなった。ヨーロッパで教育され、報告されたところによると、彼女はある特別な北朝鮮の男性と結婚を望んでいたが、彼女の両親が「成分」の違いのため、結婚に反対したのだった。

➢ ３４４

最も弱い立場のグループ――低い「成分」の人たち、女性、子供たち障害者――は特に、健康のサービスや薬に手が届かず、不利益を被っている。国家は、「革命の兵士、革命の負傷兵の家族、愛国心のある負傷兵の家族、北朝鮮陸軍兵士、そして表彰された兵士」のような特別なグループのため、特別な保護を提供している一方、あらゆる市民に医療サービスを無料で提供すると主張している。しかしながら、現実には、患者は無料で病院にかかれるが、医療器具や薬は大衆には手に入らず、それらを買える

人が、個人市場で買わなければならない。

- 咸鏡北道、そこは、国の最北の地で、多くの低い「成分」の人たちが追放されていたのだが、そこの郡の病院にいた元看護士が調査委員会に話した。「困難な労働状態でした。常に薬は不足していました。国家の高いレベルから郡に分け与えられていたのですが、役人が［金のため］闇市場で売って乱用していたのです。その結果、医者は使う薬がなかったので、処方箋を書くだけだったのです。薬の乱用のもっと警告するべき副作用は、市場にあふれている危険な「コピー商品」の販売でした。起業家は金もうけのため、液体の抗生物質を燃料と混ぜ、錠剤に小麦粉を混ぜたのです。その結果、多くの人が感染症やコピー商品の抗生物質を使って起こった問題から病院にあらわれました。順天の抗生物質の工場から、瓶や蓋やラベルが、コピー商品を容器詰めして売るためにいつも盗まれていることは、医療従事者の間ではよく知られていました。患者は一日のうちのいつでも、手続き上、病院に行けますが、スタッフは昼食後、家族を養うためのお金を稼ぐために他の仕事に従事するため、あるいは買い物や家事をするために、ほとんどいないのです。」

  その証人は、さらに、地域の病院のひどい状態は、党の役人に知られている、と説明した。「党のスタッフは、毎年、名ばかりの病院の検査をしています。彼らは、病院の欠陥と地域の人たちの健康状態に十分気付いています。しかし、その状態を報告しないようにと、病院長から賄賂をもらっているのです。スタッフはまた、訪問する役人に、党がお金を上乗せできるよう、お金をあげることを期待されています。賄賂と腐敗は、北では、規範です。役人はまた、物資を吸い上げるものでもあり、彼らは、状況を知っているどころではなく、知り尽くしていたのです。党の役人は、病院で、常に優先権を与えられていたので、別室で診療されました。彼らは、他の人たちが、どんなに苦しんでいるかには、何の興味もないのです。」

➢ ３４５

女性たちは特に、医療を受ける術がないことで、不利益を被っている。婦人病の検査や乳がんのスクリーニング検査も存在しない。元々は北朝鮮出身で、大韓民国にいる女性に対して、最近行われた調査によると、調査された女性のほぼ半数が、妊娠中に医者に診てもらっていなかった。彼女たちが大都市出身か村の出身かにもかかわらず、ほぼ半数が家で出産していた。女性たちはまた、出産中の母親や、赤ん坊の死は珍しいわけではない、と報告した。おもに緊急の産科ケアが不十分なため、母親の死亡率は、１９９３年から２００３年までの１０年で、ほぼ2倍になった。２０１０年の母親の死亡率は、１００,０００人に対し、８１人と見積もられている。

５．委員会の主な調査結果

➢ ３４６

北朝鮮は、あらゆるセクターで平等、差別のないこと、そして平等な権利が十分達成され、実施されている国であると世界に自称している。実際は、硬直的な階層社会であり、差別が固定化されている。ただし、過去１０年間、市場の力及び技術的発展によりもたらされた社会経済的変革を通じてある程度は改められているところである。北朝鮮において国家が後押しする差別は広範囲にわたっているが、変化もみられる。差別は出身成分（Songbun）制度に由来しており、この制度の下で国民は国家により割り当てられた社会階級及び出自を基に分類されている。また、政治的意見や宗教も考慮に入れられている。出身成分は、同様に広範囲に及ぶジェンダーに基づく差別とも関係がある。障害を基にした差別も行われているが、この特定の問題には国家が取り組み始めたかもしれない兆候がみられる。

➢ ３４７

国家は、政治的忠誠や家族のバックグラウンドを把握したことから、由来する、社会的階級に基づいた公式の差別制度である「成分を主唱する。「成分」の概念は、もともとは、１９４５年以前の伝統的エリートを、指導者と新しい国家に忠実な新しい革命的エリートに変えるため、社会構造を再構築するための手段として考えられた。この点で、北朝鮮は、何世紀もの間、深く根付いてきた朝鮮社会の、昔からある階級制度をつくりかえたのだ。

➢ ３４８

「成分」制度は、教育や住宅を含む他のサービス、恵まれた場所に住む機会など、個人の生活のいろいろな機会において、もっとも重要な決定的要素であった。首都平壌では、特にそうであった。この制度に基づく伝統的な差別は近年、市場経済への移行が進展するとともに、また、金銭が、国民の経済的、社会的及び文化的権利を実現する能力に及ぼす影響によって複雑化している。ビジネスエリートその他は、金銭及び高いレベルでの汚職により、国家が主唱している差別を回避することができるようになってきている。さらに、携帯電話を含む新しい情報工学は、市場システムの操作と知識や情報の交換を促進するのに、役立っている。しかしながら、個人が商業のもっとも利益のあるセクターで、金もうけをするのに必要な手段を持てるのかどうかは、ある程度、「成分」によって決められる。同時に、基本的な公共サービスが崩壊しているか、もしくは実質的に有償化していることから、国民の中の大きな割合を占めている、資産もなく、有利な出身成分も持たない層はますます取り残されていると感じるとともに、新たな形態の差別を受けている。

➢ ３４９

「成分」に基づく差別は、大都市、特に首都平壌と遠隔の村との間の生活状況の、あからさまな違いが、今日、はっきりし始めている。平壌には、一番の高位の「成分」のエリートたちが密集している。そして、遠隔の村には、歴史的に、低い「成分」の人々が割り当てられている。差別は、知覚された内部的、あるいは外部的、両方の恐怖に対し、統制を維持するため、指導者にとっての主要な手段であり続けている。

➢ ３５０

形式的な法的平等性の確保を目指した初期の改革によってもジェンダー平等は実現されなかった。女性に対する差別は、社会のすべての側面で横行している。実際のところ、悪化しているかのようである。なぜなら、男性が支配的な国家において，経済的に進出しつつある女性及び疎外されている女性の両方を食い物にしているからである。1990 年代に飢餓を生き抜くため数多くの女性たちは私的な商売を始めた。しかし、４０歳以上の女性以外は商売を禁じる等、国家は女性が支配的な市場に多くの制限を設けた。ジェンダー差別の別の形態としては、女性が賄賂や罰金の支払いにおいてターゲットとなっている。こうした取扱いに対し、女性たちが異議を唱え、抵抗を始めていることを示す証拠が最近明らかになっている。

➢ ３５１

女性の社会及び政治の面での進出は，女性の経済的進出に見合っていない。北朝鮮では、女性に対する伝統的な家父長的態度や暴力が根強く広がっている。国家は露骨にも、純粋で無垢な朝鮮女性というジェンダーの固定観念を維持しようとして、女性に対し差別的な制限を設けてきた。女性に対する性的暴力及びジェンダーに基づく暴力は、社会のすべての面で横行している。被害者には、国家からの保護、支援サービスはなく、裁判に訴えることもできない。政治分野では、女性は最高幹部のわずか 5%、中央政府職員の 10%を占めるに過ぎない。

➢ ３５２

女性差別は他のいくつもの人権侵害とも関係しており、女性は脆弱な立場に置かれている。食料の権利及び移動の自由に対する権利が侵害されているため、女性や少女は人身売買の被害を受けやすく、また、性的取引及び売春への従事が増加している。国家に容認された機構以外での表現の自由及び結社の自由の完全否定は、男性に比して女性を一般的に不平等な地位に置くことを大きく助長している。こうした制限があるため、女性は他のどの国でもみられるような、集団で女性の権利を擁護していく動きができないのである。

➢ ３５３

金日成が、マルクス・レーニン理論を採用し、北朝鮮が社会主義インターナショナルに参加しているにもかかわらず、北朝鮮は、純粋な朝鮮民族は、清浄で外的影響に汚されないという概念を普及して、それらの考え方からそれた。これは、外国の影響への一般的抵抗の流れと主体思想によって強調された内部への集中を作り上げた。他の世界から、故意に撤退して、金日成による統制の理論的解釈を支持した。北朝鮮の内部への集中は、主体思想の一つの側面である。別の主な要素は、金日成の拡大している人格崇拝であった。孤立主義の政策を支持し、金日成（と続く後継者）を敵対する外の世界から国家を守ることができる最高の父として高める一方、主体思想は、穢れのない北朝鮮のイメージを傷つけるとみられる人々にとってひどい影響を伴った。女性や障害者は、特別な差別を経験している。報告されていることによると、国家は、後者のグループに対しては、そのアプローチを改善するため、前向きな手段をとってはいる。

➢ ３５４

差別はある程度、あらゆる社会に存在するが、北朝鮮は個人の人権の享受に大きなインパクトを持つ公式の差別の形を実行している、と委員会は見出している。国家統制の特別なレベルがあるのなら、公式の差別は人々の生活のほとんどの面で影響する。差別は、内的、あるいは外的な、知覚された脅威に対して統制を維持するため、リーダーシップにとって主要な手段であり続ける。

Ｃ．自国出国の権利や送還禁止も含め、移動及び居住の自由への侵害

➢ ３５５

移動の自由の権利を考慮するにあたり、委員会は市民的および政治的権利に関する国際規約（ＩＣＣＰＲ）の第１２条を特に調査した。その規約は、なかでも、市民が居住地を選ぶ自由および移動する自由に対する権利、つまり、自国を含め、いかなる国をも出国する自由、および自国に入国する権利を独裁的に剥奪されない権利を供している。北朝鮮の国民は居住する場所を強制的に決める国家によって労働を割り当てられているので、委員会は、労働する権利を供している経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）の第６条も考慮した。この規約にはすべての市民が、自由に選び、承諾した仕事で生計をたてる機会をもつ権利が含まれている。

➢ ３５６

調査委員会はさらに自由権規約委員会の、市民的および政治的権利に関する国際規約

（ＩＣＣＰＲ）の第１２条に対する総論を調査した。特に国家の安全や公的秩序を守るために必要で、道徳やＩＣＣＰＲによって認められた他の権利に矛盾しないこれらの権利に関する許容されうる法的制限に関して調査した。調査委員会はまた、子供が両親とともに自国を含め、いかなる国も出国し、自国に入国する権利を供する子供の権利に関する規約の第１０条も考慮した。

１．北朝鮮における移動と居住の自由

➢ ３５７

調査委員会は北朝鮮において、当局が国内における移動や居住の自由への権利を（外国人だけでなく）市民に対し、厳しく制限していると見出している。この政策は情報が流れ込むのを制限し、平壌のエリートを厚遇し、「成分」の低い人々を差別して、結果として、もっと遠い村に集中して住まわせる生活状況に対する矛盾を是認することを意図している。

（a）国家に割り当てられた居住地と労働

➢ ３５８

自由権規約委員会への北朝鮮の提出物によると、市民や外国人は自由に居住地を選択し、移動できるが、「居住地を移動したいときは、法的手続きを経る」ことを要求される。これらの手続きは朝鮮民主主義人民共和の住民登録に関する法と外国人のための移民法の第四章（滞在、居住、外国人の旅行）に示されている。

➢ ３５９

北朝鮮憲法の第７０条は市民の希望と能力によって労働を選ぶ権利を供している。実際には、市民は国家によって割り当てられた労働の場所に基づいて、居住地の場所を割り当てられる。朝鮮の労働者党は市民の労働割り当てすべてを独占的にコントロールしている。市民は、党が必要とみなした工場、鉱山、建築現場にてグループで仕事を割り当てられる。

➢ ３６０

法によって、市民はまた政府の許可なしに、割り当てられた居住地から別の居住地へ移動することを許されない。刑法典の１４９条は、国家によって所有されている居住地を金や物品によって、譲渡したり、受け取ったり、貸したりしたものは２年以下の短期間労働によって罰せられるとしている。全不動産は国家所有であるから、この規定はいかなる不当な移動を罰するのにも効果的である。委員会によって受理された証

拠によると、腐敗した役人たちは、市民が、居住権を不法に他者へ売るとき、たやすく賄賂で買収され、見ないふりをしている。

● ある証人は調査委員会に、党が住む場所を割り当てるから住む場所を選ぶ自由は誰にもない、ともらした。彼の両親の世代が家を割り当てられたが、引っ越しをした人を見たことがない。しかしながら、食糧危機の結果、市場経済が広がり、国家が所有する家を「買う」ことが可能になった。彼の義理の両親は彼と彼の妻のためにアパートの２階を買うことができた。しかし、住宅当局者は居住地の変更登録をするのに、賄賂を要求した。

➢ ３６１

国家による労働と居住地の決定において、市民の「成分」の社会的分類が重要な役割を果たす。調査委員会がソウルの公聴会で聞いたことでは、政治的に信頼されていない市民は強制的に鉱山地域や牧場といった住みづらい場所に移される。辺境地で卑しい仕事を割り当てられた人々の子供たちは、通常、同じ仕事と住む場所を割り当てられる。

➢ ３６２

北朝鮮の初期の数十年の粛正の間、低い「成分」と考えられたが、政治犯刑務所行きを免れた大部分の人々は強制的にもっと遠隔の地に割り当てられ、農業乃至工業の困難な仕事を与えられた。その結果として咸鏡北道あるいは咸鏡南道のような村は、今日、ほかの地域、特に主に、「成分」の高い人々だけが、住むことを許された平壌より、ずっと高い割合で「成分」の低い人々が密集している。委員会によって受理されたある提出物によると、３つの「成分」の分類のもとでさらに５１の下位分類に北朝鮮の人々を再分類すると、敵対する分類に属するとされた１５，０００家族のなかから、７０，０００人が遠隔の山岳地に追いやられた。「彼らが追いやられた地域の多くは捕虜収容所となった。」

➢ ３６３

調査委員会が証人たちから聞いたことでは、平壌や他の都市から国内の遠隔地に移動させられ、鉱山で働かされたのは低い「成分」のためであった。それは彼らの祖父母たちのもたらした結果や、両親が韓国出身である、あるいは朝鮮戦争の間に南へ移動した、または地主やクリスチャンであるためである。家族の一員が政治的異分子として告発されたり、政治犯収容所（「管理所」）への送還の刑を受けたりしたため、家族が移動させられることもあり得た。

- ジ・ソンホ氏は、ソウルの公聴会で証言をしたのだが、山々に囲まれた炭鉱の近くの町で育ち、どのように住人の大部分が他の地域から追放されたかについて話をした。特に、辺境の地においては、食料の配給なしでとらわれていたため、１９９０年代後半の大飢饉によって人口がいかに影響を受けたかについても述べた。「私は鉱山地域で生まれました。当時、多くの人々が飢え死にしました。生活のため、生き続けるため、私たちができることは多くはありませんでした。山々に囲まれていましたから、私たちは木の根っこを掘り、木の皮や草を食べなければなりませんでした。」

- 韓国からの男性の拉致被害者の娘は、彼女の家族が１９７０年代の終わりにどのように山の中に追放されたかについて話した。彼らは父親の自殺のあと、１，２年後に再びもっと遠隔の地に移動させられた。

➢ ３６４

調査委員会はまた、党の役人とその家族の説明も受けた。彼らは裁判所によって有罪と宣告されたのではないが、義務を果たしていなかった、あるいは役人か家族の一員によって軽度の政治的不法行為がなされたため、遠隔地で重労働を割り当てられた。ある証人は年配の親しい親戚が金正日に、頼まれもしないアドバイスをしたため、鉱山での「革命する」強制労働を割り当てられ、その期間中に、いかにして亡くなったかを述べた。これらの横行は現在も進行中であることが、報告されているところによれば、そのような罰を被っていた６００人以上の役人に対して、金正恩が２０１２年４月に発布した恩赦によって証拠づけられる。

➢ ３６５

国家によって割り当てられた労働は上記で述べられたように、男性に特に厳しいインパクトがある。男性も女性も学問か兵役を終えると直ちに両者ともに労働の場所が割り当てられるが、北朝鮮において２０代で結婚する典型的な女性は、結婚する短期間に、あるいは子供を持ったとき、国家に割り当てられた労働を辞めることができる。一方、男性は６０歳まで国家に割り当てられた職場から解放されない。だから、男性は女性ほど簡単に、国家に割り当てられた職場から去ることはできなかった。このことは１９９０年代中ごろの飢饉の間、国有企業がフル稼働をやめていた時期も含む。女性も男性も給料を支払われないし、食糧の配給も受けられなかったので、収入を求めたり、家庭用品を探したりして、工夫せざるをえなかった。既婚女性はいとも簡単に、台頭しつつある地下市場に参加することができた。一方、男性は副業として商業に従事できるよう、国家に割り当てられた労働の硬直性を阻止する方法を探さなければならなかった。そのような男性による商業従事は、しかしながら、かなりの額の賄

賂を払えるお金と企業家の不在を「無視する」ことができる組織の的確な人物へのコネの両方を持ち合わせた人々に限られた。

➢ ３６６

委員会は北朝鮮が市民の居住地と労働を割り当て、市民自らの意思による選択権を否定している政策は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（ＩＣＣＰＲ）の第１２条における、居住地を選択する自由の権利およびＪＣＥＳＣＲの第６条における、人は誰しも自由に選ぶ仕事によって生計を立てる機会を持つ権利に違反するとしている。特に、そのような割り当てが「成分」の社会分類に基づいているという点において違反している。

（ｉ）平壌からの追放

➢ ３６７

前に述べたように、特別な環境が平壌の地位についてまわる。良い「成分」をもつ人々だけが平壌に住むことを許可される。その住人たちには平壌以外の住人たちに発行されるのとは違う住民カードが特別に発行される。もし、家族の一員が政治的過ちと考えられる行動を起こしたり、政治的ではなくとも深刻な罪を犯したら、通常、家族全員が遠隔の村に追放され、ほかの仕事を割り当てられる。この施行は、北朝鮮法を基準としているのではないようだが、その結果は猛烈なものである。家族のなかの大人は、しばしば、工業、林業、農業のような、もっとも骨の折れる、危険な種類の仕事に割り当てられる。家族はまた、平壌市民が享受できる食糧、医療、その他の公的サービスへの特権も失う。彼らは普通、その後続く不足分を補う家族サポートのネットワークを有さない。

➢ ３６８

ある元役人は平壌の公園で見た、蔓延したギャンブルの２００９年６月の取り締まりについて、調査委員会に述べた。彼の上司は彼にこの命令と国家安全保衛部、人民保安省、朝鮮人民軍と検察庁からなる中央検問グループの創設について語った。その実施の結果、７００人が逮捕され、平壌から追放された４００家族とともに収容所（「教化所」）に送られたと報告されている。

➢ ３６９

過去に、当局は精神疾患あるいは深刻な身体障害がある子供や大人がいる家族が平壌に住むことを禁じる措置を厳格に実行した。この政策は明らかに、純血の朝鮮民族の理想に当てはまる人々が住む欠点のない首都のイメージを維持したい願望に動機づけ

られていた。

- リ・ジェグン氏は、金日成が平壌を革命の首都と呼び、身体障害者は一人もいないし、体制に反対する人もここには住んでいないと言及した様子を話した。リ氏によると、もし、障害をもって生まれた人がいれば、あるいは障害者になったとしたら、その人と家族は平壌から田舎へ追いやられるということだ。

- ソン・ジュンフン氏は良い「成分」を持つ人々だけが、平壌に住むことができると説明した。もし、平壌出身の男性が、首都ではないところの出身の女性と関係を築いても、彼女が良い「成分」を持っていなければ、彼は彼女を平壌に連れ帰ることはできないだろうという例を挙げた。その代わりに、もし、彼が彼女と結婚をしたければ、彼は女性の地方に住まなければならないだろう。障害を持つ人がいる家族も平壌から出なければならないであろう。しかし、彼らは罪を犯したのではなく、良い「成分」をもっているので、単に市の境界に移動させられるだけである。障害を持つ人とその家族が移動しなければならない理由は、平壌は「聖地」であると外国の訪問者に示さなければならないからだとソン氏は思っている。そういう事情ゆえ、身体が弱かったり、病気である人たちはそこにはいない。平壌のイメージを汚さないためである。ソン氏には父親が中央委員会のメンバーである友人がいた。しかし、彼の子供が平均的身長ではなかったため、ソン氏の友人とその家族は平壌から引っ越さなければならなかった。

- 委員会が会ったある証人は平壌から追放された人々を移動させる命令を実施する責任者であった。彼女は政府から、命令と指示を受けると、平壌市から平壌の他の地区への移動証明書を発行した。もし、市民の父親か母親が十分に忠誠を誓わないとその市民は首都に住む資格がなくなる、と彼女は言った。その人は地方に送られなければならない。だから、その人は許可された移動カードを持たなければならない。障害を持った人とその家族はただ単に、平壌に住むことをゆるされない、ということも彼女は言った。

（ⅱ）ストリートチルドレンの状況

➢ ３７０

大飢饉や食糧危機による死亡、幼児期のケア、教育、そのほかの公的サービスの崩壊のため、孤児となったり、捨てられたり、あるいは他の理由で、もはや両親の庇護のもとにいない子供たちの世代が生まれた。これらの子供たちは、結局は内々に平壌や他の都市に移住する。リムジンガン・アジアプレス・インターナショナルの協力者に

よって秘密に撮影され、委員会に供出された映像素材はこれらの子供たちが通りをうろうろしていることを示している。映し出された子供たちの多くはせいぜいまだ４～５歳にいくかいかないかくらいである。

➢ ３７１

彼らが耐えている飢えや生き延びるための日々の苦闘に照らし、これらのストリートチルドレンは婉曲的にコッチェビ（孤児となった浮浪児）と言われる。居住地の制限のため、彼らの存在は黙認されず、常に警備局に捕まることを避けなければならない。捕まった者たちは故郷の村に連れ戻され、物資の乏しい収容所に強制的に収容されるか、ただ自活するよう放置されるかである。政府の関係部署で働いた元役人は平壌だけで推計数十万人のストリートチルドレンがいるだろうと言った。

- キム・ヒョク氏は母親の死亡後、７歳でストレートチャイルドになったのだが、調査委員会の前で彼の生活について証言した。「自分たちは夜、清津市の列車の駅で眠っていた。駅のまわりで食べ物を拾っていた。物乞いをすると、人々は喜んで食べ物を恵んでくれた。だから、駅の周りに人がいないときには、清津市には役人用住宅があったので、役人住宅やアパートのまわりをうろつくと、僕たちが食べられるよう、食べ物を投げてくれた。」

１９９７年に、大飢饉のピーク時だが、特別警察がそのような子供たちを把握するため、派遣された。両親のいない子供たちは食糧を供給できない閉ざされたシェルターに行かされた。「シェルターには食糧はありませんでした。このようなシェルターにおいてでさえ、多くの子供たちは餓死しました。警察でさえ、こう言いました。もし、シェルターに行けば、子供たちは死ぬだろう。だが、ストリートチルドレンであることを許されれば、生き延びることができるだろう。」

➢ ３７２

ストリートチルドレンを駆り集め、強制的に移送する警察の行動はまだ実行されている。

- 元役人が記憶を語ったところによると、国家安全保衛部と人民保安省は平壌のストリートチルドレンや未登録住民を排除するため、金正恩によって２０１０年８月に配置された。その目的は、２０１０年９月に開かれる中央委員会大会のため、首都をきれいに整備することであった。その業務実施のため、ＳＳＤとＭＰＳの役人たちが追加して呼ばれた。極めて多くの子供たちが確認され、出身地の村のストリートチルドレンのための「リハビリホーム」に送られた。成人は労働訓練所か通常の

収容所（「教化所」）に送られた。

- ある証人は、平壌行きの電車に乗ろうとしているとき、国家安全保衛部に逮捕され、殴打された。他の子供たちと一緒に彼女は子供たちのシェルターに送られた。最初に着いた時、彼らは、椅子の上に立つように言われ、厚い皮のベルトで打たれた。子供たちは暗い地下室で暮らさなければならず、トイレにはプラスティックのバケツを使わされた。彼らは一日に２，３度、大根が少しと小麦粉が入った塩辛いスープを少し、与えられた。彼女はいつも空腹だったと記憶している。彼女の両親が４ヶ月後に彼女を見つけ、彼女を引き取った。他の子供たちはそこに１年いたのであった。

- 咸鏡北道の保健部で働いていた別の証人は、なんと多くの母親が生まれたばかりの赤ん坊を養えないため、捨てたり、殺したりしたことか、と述べた。１９９７年ごろ、孤児や捨て子の数が大変多くなったので、金正日は兵隊や警備員の家族はそのような子供たちを養子とするよう命令を発した、と彼女は記憶している。養子縁組をした人たちは英雄と考えられた。

（b）国内の移動の自由

➢ ３７３

１９９９年１２月に人権委員会へ提出されたところによると、北朝鮮は、市民は「旅行の規則」に従って、国内のどこへでも自由に旅行できると説明した。この規則の第６条は旅行する市民に旅行者証明書をとるよう要求している。さらに、第４条では、軍事境界線、基地、軍需産業、州の保安のエリアは旅行が制限されていると説明されていた。自由権規約委員会のメンバーによる関連する質問に答えて、北朝鮮は公務か親戚を訪ねる人々のみ、第４条に「制限された」と書かれているエリアに旅行が許されると詳細を述べた。そのほかの国内を旅行するためにも、許可が要求されると認識されていたが、そのような許可は制限なしに取得できると述べられていた。許可制は「国家の安全を保障するため、またスパイや破壊工作員を妨害するため」必要であると言われていた。

- ある証人は調査委員会に、普通の市民は通常、平壌に旅行することは許されないと告げた。これは平壌に入り込んで、最高指導者を害しようとする大韓民国の侵入者に対する安全対策だと彼は理解していた。中国国境地域へ行く許可を得るのが難しい理由は、許可なしに国境を越える人々がいる懸念のためである。平壌や国境地域への旅行の許可は親戚の結婚式や葬式の参列のような特別な場合にのみ与えられて

いたと彼は説明した。

➢ ３７４

韓国統一研究院によると、市民は旅行許可のかわりに、住民登録カードをそれぞれの村の中で、旅行書類として使うことができる。ほかの村への旅行許可を申請する際には、市民は普通、非制限地域への旅行を認める許可には２，３日、制限地域へは２週間くらいまで待たなければならない。許可はまた旅行の長さも与えており、一般的には、周遊旅行で１０日が与えられる。許可は無料で発行されるが、賄賂が払われないと手続きは遅れがちになる。

➢ ３７５

村や州ごとに守衛所があり、そこで旅行者は旅行許可を示さなければならない。また、電車の検札もそのような許可をもとめる警備員がいる。もし、許可がなくて、つかまれば、旅行者は拘留所（jipkyulso）に拘留されたり、労働訓練所に１０日間送られたりすることを含め、罰せられるだろう。北朝鮮の民族保安管理法は人民保安省が旅行の規則に関する違反を統制することを許可し、この法に違反したことが判明したものは警告、罰金、無給の労働に課せられる。

➢ ３７６

「人民班」はさらに村や町への旅行者の到着を報告することが求められている。旅行者は承認された目的地に到着次第、地方安全保安部でも登録しなければならい。市民による監視システムの一部が経済的困難のため、機能しなくなっている。寝床のチェックはもはや厳しく実行されていないと言われている。そして、捕まった人は誰でも賄賂で逃げることができる。実際、人々は検問所で賄賂を払うことによって、許可制を避けて通る人が増えてきている。

- ある証人は国境地域でない清津市に住んでいたのだが、国境地域の会寧市に旅行するため、彼女の友人の住民カードを使用した。というのは彼女の友人は国境地域に住んでおり、コンピュータで発行されたカードの写真はぼやけていて、十分彼女のように見えたからである。

- 他の証人は委員会に、彼は自分の仕事のため、国中を移動することができたと説明した。しかしながら、公務で旅行するために、彼は４つの違う部から許可を必要とした。個人的理由で旅行するために必要な時は、ただ単に役人にたばこの賄賂をわたした。

➢ ３７７

労働の制限と同じように、移動の権利の制限は女性より男性にもっと制限的であるようだ。この第一の理由は、たとえ国家に割り当てられた雇用組織が機能していなくても、男性には雇用者と「投宿」することを要求していることである。国家に有給で雇用されていない多くの女性は男性に比べて、長期間調べられることがない。これが、国を出ることができる女性の数が不釣り合いに多い、かくれた理由の一つであると思われる。

➢ ３７８

自由権規約委員会総論によると、移動の自由に関する制限は例外的状況のもとでのみ許される。制限の基準は法で制定されなければならない。法は処刑を任された人たちに、自由な裁量を与えない。制限は国家の安全、公的秩序、公衆衛生、道徳その他の権利や義務を守るために必要であるが、制限を課す手段は権利の本質を損なってはいけない。そして、それらは均衡の原則に従わなければならない。特に、権利と制限、規範と例外の関係を逆にしてはいけない。

➢ ３７９

国家の安全を守るため、制限が必要である特別地域（明白に軍事境界線に接近した地域）への旅行許可を要求することは、均衡のとれた手段であると考えられる。しかしながら、委員会は平壌への旅行のため、もしくは市民の居住地区からでるために、一般的には許可を申請しなければならない要求は、ＩＣＣＰＲ（市民的および政治的権利に関する国際規約）の第１２条に違反する不平等な手段であるとみなしている。

２．自国を出国する権利

➢ ３８０

調査委員会は北朝鮮の市民は、外国旅行の制限にしたがわなければならないが、実際には、普通の市民への外国旅行は事実上禁止されていると認識している。それは、極端な暴力と厳しい罰で強化されている国家が統制したメディアが伝達している情報と矛盾する情報，教化のほかの方法、情報統制になるべくふれさせないように意図されている。

（ａ）全体的な旅行禁止

➢ ３８１

北朝鮮の移民法によると、海外旅行はパスポートの発行により、もしくは国境地域旅

行許可があれば、可能である。法によって、市民は中国の親戚を訪ねることが許される。しかし、接触の詳細をふくめ、その親戚の個人情報を旅行者記録として書類にしなければならない。パスポートを申請するために、中国人の親戚からの招待も取得されなければならない。河川通行証が、国境地域に住む、中国を訪れたい北朝鮮居住者に短期間の旅行のため、発行される可能性がある。これは実際には行われていないようであるが、国境間貿易に携わる人々には２４時間あるいは４８時間パスが理論上、申請後ただちに発行される。

➢ ３８２

実際には、海外旅行は上流階級かイデオロギーをもった人々の特権である。証人が調査委員会に提供した情報によると、公務で国をはなれることを許可された人々は徹底的に調べられ、一点の汚点もないバックグランドをもっていなければならない。もし、後で、旅行している人の「汚点が見つかれば」、海外旅行の申請を承認したということで、責任者の役人が迷惑を被る。証人の証言によれば、もし、申請者が外国で生まれていたら、責任者の役人はその申請は申請者に欠点がないと信頼できない（外の世界や資本主義者の流儀にさらされてきたので）と考え、その申請を拒否するであろう。承認された海外旅行から帰ることを失敗すると、家族は北朝鮮に残っている「離反者」の家族として悲惨な状況に陥るかもしれない。

➢ ３８３

調査委員会は普通の北朝鮮の市民は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（ＩＣＣＰＲ）の第１２条の、自国を離れる人権を実現するためには、中国との国境を違法に越える以外、ほかに手段はないと認識している。これは深刻な違反と考えられる。刑法典の２３３条はいかなる違法な国境越えも違反と考え、２年以下の短期間労働か深刻なケースでは労働を通して５年までの矯正に従うことになる。実際には、国境を違法に越えた人々は刑法典の第６２条で「逃亡による父なる国への反逆」を犯したと一様に考えられる。この罪は最低５年の「労働を通した矯正」によって、罰せられる。違法な国境越えをした人たちは、代わりにあいまいに定義された政治的「反政府、あるいは反人民の罪」を課せられる。人民保安部（ＭＰＳ）の報告では逃亡の罪を「国家に対する反逆罪」とする法令を２０１０年に発行した。この見解は特に、人々がキリスト教教会あるいは大韓民国、そして／または中国にいるあいだに合衆国国民と接触したり、大韓民国や第三国に旅行をしようとしたりした場合にとられる。

➢ ３８４

政治犯として中国その他へ違法に旅した人々を考慮するアプローチは公の国家の宣伝活動や最高指導者やそのほかの上級役人の宣告によって、勢いを増した。北朝鮮を逃

亡し、(すなわち「離反者」) と自らの経験を喧伝する人々は一様に「人間の屑」と言われた。彼らは、北朝鮮の穢れのない社会で、殺人、強盗、こそどろ、国有地の横領や贈賄の罪にあたるとして、法的罰に従うものという烙印を押される (原文のまま)。彼らは大韓民国やアメリカ合衆国によって操作され、朝鮮民主主義共和国との衝突を増長し、朝鮮民主主義共和国の社会システムを倒そうとしていると言われている。中国国境で勤務した二人の元国家保衛部員は「離反者」は常に反逆者、人間以下と考えられたと指摘した。他の元警備員は、最高指導者は「離反者」と反政府異分子の非情な抑圧を命じた、と彼の上司に言われた。彼はいまでも付き合いのある安全保障部の元同僚から聞いたのだが、金正恩は国家安全保衛部や人民保安部の本部を個人的に訪問し、同じような命令を発した。

(b) 北朝鮮からの脱出の様式とその隠れた理由

➢ ３８５

委員会がみたところ、１９８０年代の終わりまで、北朝鮮を逃亡したとみられる人はほとんどいない。しばしば逃亡した人々は政治的理由のため、そうしたのであった。１９９０年代には、国内の加速する飢えと飢饉のため、経済的失望と人権侵害から逃れるため、中国国境の不法横断が犯罪にもかかわらず、大衆現象となった。多くの絶望した市民が食糧と仕事を求めて、物の売り買いのため、北朝鮮に接する中国の村に住んでいる親戚から援助を得るため、国境を違法にわたった。彼らは飢饉の時期、国家統制の崩壊を利用した。

- キム・クァンイル氏は、１９９０年代の大飢饉を生き延びるただ一つの方法は違法に中国に出たり、入ったりして、自分たちを養うため、中国から物を密輸したり、中国へ輸出したりすることであったと述べた。彼は他の人たちと同様、そうすることは違法であり、厳しく罰せられる危険があることは分かっていたが、政府が彼や彼の家族に食べ物を与えてくれない以上、国境をこえる以外選択肢はなかったと述べた。

- ある証人は飢え死にしそうで、親戚から援助をしてもらえないかと計画を立てて、国境を越えることを決断した。彼は大学で学問を修了したかったので、帰ってくる意志を持っていた。状況は金日成の死にともない、ひどくなった。彼の大学では状況は非常に酷く、学生はお互いに盗みをしあった。彼は秘密裏に国境地域へ旅をした。しかし、彼はつかまらず、幸運であった。もし、つかまっていたら、彼は拘留施設に送られ、そこでは「人間として扱われない」まま拘留される、と聞いた。本国へ送還される人々のための拘留施設でのそのような扱いの描写は委員会が受け取っ

たほかの証人と一致している。

➢ ３８６

北朝鮮では１９９０年代に数十万の人々が餓死していたのにもかかわらず、当局は旅行禁止を解除しなかったし、市民が国境沿いの地域から中国へ行くことを許可しなかった。中国には、多くの人々が朝鮮系の親戚を有し、そこで生き延びるために仕事をみつけるたりすることができたであろう。１９９９年もしくは２０００年には、状況がすでに改善していた。金正日は食糧と労働のためだけに中国へ行ったと示した人々は慈悲にて取り扱うべきだと明白に支持を発した。しかしながら、「慈悲」の比較的短期間の間でさえ、中国から強制的に送還された人を一貫して罰する慣行はけっして完全にはなくならなかった。

➢ ３８７

さらに、２０００年後半、大飢饉がある程度、潮を引いた後、再び、あらゆる「離反」に「非情な抑圧」を与えるよう、命令が下された。そして、国家は国境の統制をふたたび主張した。

➢ ３８８

しかし、北朝鮮からの逃亡を抑圧すべく引き続き努力したり、ひどい暴力や厳しい罰を使って、承認されていない国境越えを妨げたりしているにもかかわらず、飢饉のあいだ起こった違法な国境越えの様式は２０００年代まで続いた。金正恩が２００９年に後継者として明白に表れ、多くの職務を、病気をわずらっている金正日から引き継いだ。国境を封鎖する強い押しがあったのだ。このため、中国への流出は減り、また、大韓民国へ行きついた北朝鮮の国民の数も減ったと証拠づけられている。

- キム・ユンファン氏は、中国と北朝鮮の国境地域に運営本部がある人道主義ネットワークで働いていたのだが、北朝鮮から逃亡した人の数は２００９年にピークとなり、以降漸進的に減少していると委員会に報告した。金正恩が権力を握ってから、弾圧が増したと彼は感じていた。

➢ ３８９

大韓民国統一部によって提供された、大韓民国に入国した北朝鮮の国民の人数は、２００１年から２００９年まで増加傾向を示している。その後、２０１１年から２０１２年には明らかに減少した。

➢ ３９０

ここ数年で出国した人たちの動機は、よりさまざまになってきた。２０１２年に行われた調査に基づくと、最近の「逃亡」の形式は、経済的理由よりむしろ、政治的理由になってきた、という点で「逃亡」は変化した、と韓国法曹協会は指摘した。さらに、家族での「逃亡」が個人での「逃亡」を上回り、これらの「逃亡」は以前より、もっと永久的なものになっているようである。

➢ ３９１

政治的、あるいは宗教的理由での迫害を免れるため、中国へ逃亡する人もいる。

- A氏は生き延びるための食糧を見つけるため、中国に旅し、行商にも携わった。これらの訪問中、彼はキリスト教会と接触するようになった。人民保安省が彼の訪問の理由について、拷問しながら尋問したとき、彼は永久的に中国に逃亡することを決断した。

- 咸鏡北道出身の活動しているクリスチャンである、ある証人は２０１１年に北朝鮮から逃亡した。仲間のクリスチャンが処罰される前に、拷問のもと、彼女の名前を漏らしたのであった。朝鮮人民軍の陸軍保安司令部が彼女を逮捕しに来たとき、豆満江を渡って逃げたのだ。

➢ ３９２

北朝鮮の多くの人々が２０００年代にも続いた経済的困難と食糧不足のため、逃亡した。特に、中国国境近くの辺境地域では、食料の権利に対して、差別的侵害があったためである。そのような理由で逃亡した人たちの多くは低い「成分」に分類された結果、社会経済的困窮に苦しんだ。というのは彼らの祖先の政治的忠誠が疑問に付されたからである。これらの場合、なかには金を稼ぐため、限られた期間だけ、中国に行くことを計画したが、強制的に本国に送還された。送還とそれに続く罰の結果、彼らは政治的反逆者の烙印を押され、仕事の機会や住宅、その他の必需品を得られる術を残り一生失った。

➢ ３９３

彼らは北朝鮮の国外の生活について、より多くの情報を受け取ったので、北朝鮮から逃亡した人は大韓民国にたどり着こうとした。うまく大韓民国にたどり着いた人々は、それから他の家族や親せきを連れてこようとした。人道主義活動家で構成されたり、プロの密輸者で構成されたりした秘密の脱出ネットワークが出現した。北朝鮮市民はしばしばモンゴル経由で中国から大韓民国へ移動した。２００７年から、モンゴルルートは、実際上、中国国境の監督がより厳しくなったため、封鎖された。それ以降、

北朝鮮市民は通常、ベトナム、ラオス、カンボジアを通って、タイに着き、そこから大韓民国に入った。

➢ ３９４

大韓民国の公の統計によると、２０１３年１１月現在、北朝鮮から逃亡した２６,０２８人が大韓民国国民となった。これらのうち、８０%以上が国境地域、たとえば、咸鏡道や両江道から来た。そして、７０%以上が２０歳から４９歳であった。北朝鮮から逃亡した人々のなかで、女性の数と所帯の数が一様に増加しているのが見られた。女性の数は大韓民国に定住した人のおよそ７０%を占めている。だから、多くの人は中国にとどまったが、北朝鮮から逃亡した人々の７０%は女性であったと見積もられる。北朝鮮の市民のかなりの数の人が、アメリカ合衆国、イギリス、日本その他の国々で難民あるいは永住者と認められている。

➢ ３９５

一般的に北朝鮮から逃亡する人は秘密で中国に住んでいるので、北朝鮮の国民が現在そこに何人住んでいるのか推計するのは困難である。推計値は大きく変化する一方、時により、変動もあり、２０００年代後半に中国から多くの人が強制送還されたのと相まって、国境での監督が再び開始されるのに一致して減少したりしているようだ。

➢ ３９６

２００５年に、人道機関の Good Friends が推計したところ、北朝鮮国境沿いの中国の村にいる北朝鮮の国民は５０，０００人であった。２００６年には、中国人への質問や韓国―中国対話者や他のＮＧＯのレポートをもとに、International Crisis Group は１０，０００人と見積もった。ジョンホプキンス大学のコートランド・ロビンソン教授による２０１０年の調査では、中国の３つの北東地区にいる北朝鮮の国民は６，８２４人であった。それに北朝鮮出身の母親から生まれた７，８２９人の子供が加算される。２０１３年に、統一研究院は中国の国境地区に住んでいる北朝鮮の国民の総数を少数人数の韓国人を含め、見積もった。それによると、２０１２年には成人が約７，５００人（少なくとも４，５００人から多くて１０，５００人ほど）と子供が２０，０００人（少なくとも１５，０００人から多くて２５，０００人ほど）である。

（ｃ）国境監督手段

➢ ３９７

２００９年以来、北朝鮮と中国により主導された、国境を封鎖する明白な強化策があった。中国は特に北朝鮮が元である薬の密売だけでなく、文書で証明されていない移

民の流入を懸念した。横断が最も頻繁に行われた国境の延長沿いに北朝鮮と中国の両国によって柵や障壁などが設置された。国境への最近の訪問者からの証拠を得ることに加え、そのような施設を示す関連の写真を調査委員会は調べた。

➢ ３９８

国家安全保衛部、人民保安省、朝鮮人民軍はすべて国境地域に配置され、朝鮮民主主義人民共和国からの脱出を避けるため、密に連携し活動した。金正恩が権力を引き継いでから、国家安全保衛部も朝鮮人民軍の国境安全司令部から引き継いで、国境監督での主導権を割り当てられた。この動きは、軍の腐敗への不満によって行われたといわれている。中国で北朝鮮の国民と一緒に働いたある証人によると、２０１０年以降、当局はしばしば守衛を交替し、守衛が賄賂を受け取って、国境を越えるのを手助けしづらくしてきた。

➢ ３９９

統一研究院は２００９年から、国家安全保衛部は行方不明か逃亡した者を持つ家族への監視をより強めたことを含め、「逃亡者」に対する新しい手段を実行した、と見ている。法の執行労働者さえ、「逃亡」した親戚がいれば調べられた。そして、もしそうならば、彼らはその職の地位からはずされるだろう。２０１０年に、伝えられたことによれば、国勢調査が行われ、広い地域にわたって、「逃亡者家族」の調査が行われた。この計画は失効したようだが、「逃亡家族」が送られる遠い地域に「追放村」が定められたと見られる。

➢ ４００

２０１１年１２月、金正日の死に続いて、北朝鮮は喪に服する期間、市民の移動に関する制限を強化した。ベッドチェックがより強化して行われ、国境沿いのすべての家族が順番に見張りを要求された。報告されたことによると、鉄条網に加え、地雷が国境に設置された。豆満江の土手には４インチの釘のついたパネルだけでなく、主な逃亡ルートにカメラが設置された。

➢ ４０１

２０１３年１１月、朝鮮民主主義人民共和国当局は、近隣監視の報告手法を含め、「逃亡者」疑いのある家族の監視を強化していると報告された。さらに、「逃亡した者がいる家族、あるいは居場所が確認されていない者がいる家族は地区の人民保安事務所に登録しなければならない…行方不明者や逃亡者の数が増えたため、当局は監視や統制を強化して、誰も逃亡させないようにしようとしているようだ。」

➢ ４０２

元朝鮮民主主義人民民共和国の安全保障当局者が指摘したことであるが、彼らは国境を越えようとしている人は誰でも撃ち殺してもよいことになっている。この策は少なくとも１９９０年代初めにさかのぼり、維持されている。国境監督にかかわった元国家安全保衛部員は国から逃亡しようとしている朝鮮民主主義人民共和国市民を撃つ国境警備員は罰せられないだろうと述べた。別の元役人は２０１１年１月に国境を違法に越えた人を殺害したことを証言した。このことは、朝鮮民主主義人民共和国から逃亡する人々を助ける活動に携わった人道活動家であるKim Young -hwan氏の証言によっても確認された。また、同様の活動に従事している別の証人によっても確認された。銃発射の指揮は、朝鮮民主主義人民共和国代理人が国境の中国側で多数の人を射殺した後、２０１０年か２０１１年の上方の命令をもとに修正された。朝鮮民主主義人民共和国代理人は今、中国側の人々を害さないよう注意するよう命じられている一方、逃亡しようとする人を射殺する基本的許可は適切に残っている。

➢ ４０３

この銃殺策は合法的な国境警備法として正当化することはできない。というのは、それは国際人権法に違反するからである。朝鮮民主主義人民共和国は国際法に違反するのだが、普通の市民のすべての旅行禁止を事実上、維持している。自分自身の国を出るという人権を実行するためには、許可なしで国境を越える以外、個人に他の選択肢はない。さらに、国境を許可なく越えさせない目的で、命を意図的に奪うことはまた、まったく不相応であり、差し迫った脅威に対して自己防衛あるいは他者の防衛のためにのみ、国家の機関によって致死力の行使がゆるされる、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第６条に矛盾する。

➢ ４０４

委員会はまた、中華人民共和国の領域で、北朝鮮から逃亡した人たちを国家安全保衛部員が誘拐していることも把握した。人道活動家や北朝鮮の国民の逃亡を手助けする人たちとともに、逃亡する元役人や機密情報を漏らすかもしれない人たちが標的にされている。

（ｄ）北朝鮮から逃亡しようとした人たちへの拷問、非人間的取り扱い、投獄

➢ ４０５

市民を国から逃亡させないようにするため、北朝鮮当局は中国から強制送還された人たちや中国に行き着こうとしている途中で捕まえられた人たちを拷問し、非人間的取り扱いをし、投獄している。

➢ ４０６

１９９０年代に、当局は大飢饉から逃れようとする市民の最初のケースに直面し、しばしば、国民たちをおじけづかせるような例を示そうとした。

- クォン・ヤンヘさんは、兄が北朝鮮から、「逃亡」しようとして、１９９４年に中国で逮捕されたことについて、調査委員会に話した。彼は、食糧を探しに中国へ行った。同様の「反国家」罪を犯したことに対する、他の人たちへの見せしめとして、彼はトラックの後ろに結び付けられて、故郷の茂山郡に連れて行かれた。

「茂山郡に着くまでに、彼の顔は血だらけになり、服はすべて引き裂かれた。そして、彼が倒れると、彼らはトラックをとめて、急いで彼を再び立たせた。栄養失調で軍から解放された時、彼は糖尿病だった。彼は中国に行った時、糖尿病だったので、母は病院で糖尿病の治療を受けさせようとした。兄がたとえ倒れ伏しても、トラックは進み、ボウィブの人たちは倒れた兄を立たせるため、殴るのだ。茂山郡は大きな町だが、みんなが見られるように３回も彼を引きずりまわした。」

- １９９３年に、ある家族は中国へ逃亡し、咸鏡北道の穏城郡の故郷に強制送還された。５歳の男の子を含め、家族全員が手錠をつけて町中を歩かされた。それから父と母は鼻に突き通された輪でもって牛のように引きずりまわされた。町中が、調査委員会に話した証人もふくめ、（彼は当時１３歳であったが）その残酷な見世物を強制的に見させられた。見物人はその犠牲者たちをののしり、石を投げた。その証人は家族がどうなったか知らない。

- １９９６年に別の証人が茂山郡で、当局が男の鼻に通したフックを使って車で男を引きずるさまを見た。彼らは拡声器で、反逆者を捕まえた、そして彼を取り戻すために、村の予算の４倍もの金を中国人に払わなければならなかったと宣伝した。小さい子供たちが車を追いかけて、男に向かって石を投げた。この恐ろしい経験が引き金となって証人は北朝鮮から逃亡した。

➢ ４０７

１９９０年代の大飢饉の間、ますます人々は北朝鮮から逃亡した。北朝鮮当局は送還された人々の罰をシステム化したようだった。その過程は通常の様式に従い、異なる保安機関が緊密に行動を調整しあった。送還された人たちと元役人との面談に基づき、調査委員会は下記に述べられた行動が一般的に中国から送還された北朝鮮の国民の取り扱いを反映していると認識している。

➢ ４０８

北朝鮮を違法に出国し、中国当局に逮捕された国民は、国境で国家安全保衛部に引き渡される。少なくとも５か所の国境の町があり、そこを通って、送還された人たちは連れて行かれ、「処置される」すなわち、会寧市、恵山市、茂山市、穏城市、新義州市である。初めに、送還された人たちは、国境近くの国家安全保衛部の尋問拘留所に連れて行かれる。そこで、彼らは、何度も繰り返される違法で性的侵害である身体検査を被る。それから、国家安全保衛部の職員が質問をする。どのように、また、なぜ逃亡したのか、北朝鮮から出る際には誰が手助けしてくれたのか、彼らは中国で何をしたのか、などである。この尋問は通常、４章Ｄ.２.で述べられている種類の拷問を含む。

➢ ４０９

彼らに対する申し立ての性質と背景によって、送還された人たちの運命は国家安全保衛部によって、決定される。大韓民国国民やキリスト教徒と接触したと見受けられた人たちは、地方の国家安全保衛部本部へさらなる尋問のため、送られる。そこから、彼らは裁判もなしに、政治犯収容所（「管理所」）へ直接送られるか、普通の刑務所（「教化所」）に投獄されるかのどちらかである。特に重大であると考えられる場合には、たとえば、大韓民国の情報当局者と接触した場合は、その犠牲者は処刑に直面する。

➢ ４１０

逆に、ただ食糧や仕事を探しに中国へ行ったと見受けられる人たちは、人民保安省に引き渡される。そこで、通常、尋問が再び始められる。もし、人民保安省がその人は普通の国境横断者であると確認すれば、拘留所（「尋問拘留所」）に留置となる。そこで、拘留され続け、時には数ヶ月になり、その人の故郷の人民保安部員が引き取りにくるまで、拘留したままにする。普通は裁判もなく、数ヶ月から１年、労働訓練所（「労働鍛練隊」）にその犠牲者を留め置く。

● 国境警備で働いた元国家安全保衛部員が指摘したことだが、国家安全保衛部は違法に中国へ逃亡した人はいかなる理由であれ、反逆者と考えた。そして、彼らを「人間として扱わなかった」しかしながら、「逃亡者」の最悪のタイプは、大韓民国へ行くことを計画していたか、大韓民国の情報当局者と接触した人たちである。大韓民国情報当局のスパイであると認められた人たちは、常に処刑された。キリスト教徒の場合は、国家安全保衛部はその人がどのくらいの期間、キリスト教徒であったのか確かめようとした。彼らは状況に着目した。たとえば、その人が北朝鮮に聖書を持ってこようとしたかどうかなどである。そのような場合、その人たちは典型的に裁判なしで刑務所に送られた。

- ある元安全担当役人は、上司から「逃亡者」を３グループに分類するよう命令をうけた、と語った。第一のグループは北朝鮮に戻るつもりで、食糧のためにのみ、国境を越えた人たちである。彼らは、３から６ヶ月労働所へ送られた。第二のグループは大韓民国に行き着こうという意図をもって、北朝鮮を出た人たちである。彼らは普通の刑務所（「教化所」）に送られた。第三のグループは、キリスト教のｸﾞﾙｰﾌﾟか大韓民国の情報ネットワークに与えられた手段を使って、大韓民国に行こうという意図をもって、北朝鮮を出た人たちである。彼らは政治犯刑務所（「管理所」）に送られることになった。「逃亡者」の公開処刑は政治的に都合の良い場合は実行された。

- 別の元国家安全保衛部員が指摘するには、中国から強制送還された人たちと、自分の意志で北朝鮮に帰ってきた人とは全く違う扱いであった。彼らは教会と接触したか、あるいは、大韓民国国民と接触したか、について尋問されることになった。そして、もしそうなら、彼らは国家安全保衛部の地方本部に送られ、そこから管理所（政治犯刑務所）に送られた。そのほかの人たちは、人民保安省の施設に送られ、そこから、普通の刑務所（教化所）に送られた。

（ｉ）尋問の最中の拷問と非人間的扱い

➢ ４１１

調査委員会は、国家安全保衛部と人民保安省によって行われた尋問の最中、尋問者が、その犠牲者は真実を述べ、愚行のすべてを告白したと確信するまで、ひどい殴打や他の形の拷問が組織的に行われた。まれに例外はあったが、調査委員会によって質問をされた１００人以上の中国からの送還者のすべての人が、尋問の間、殴られたり、よりひどい拷問を受けたりした。国家安全保衛部や人民保安省の尋問拘留所を特徴づける非人間的拘留は拘留されているものが、確実に生き延びるため、早く告白するよう圧力を強めているのだ。

➢ ４１２

尋問の局面で、容疑者は飢えや飢餓を起こすよう仕組まれた量の配給を受け取った。ある尋問拘留所では、収容者はまた、農業や建築で強制労働につかされた。これは、有罪と認められていない人に強制労働を課すことを禁止している国際規範に、確かに違反する。尋問されていない、あるいは働いていない収容者はしばしば異常に込み合った部屋で決まった姿勢で一日中、座るか跪いていなくてはならない。彼らは許可なしに、話したり、動いたり、見まわすことは許されない。これらの規則に従わなかっ

た場合は殴打や配給食糧のカット、強制運動によって罰せられる。罰はしばしば、集約的に部屋の者全員に課せられるのである。

- キム・ソンジュ氏はロンドンの公聴会で、「もし私が北朝鮮で強硬な態度をとったら、私の扱いは（まるで私は）人間以下であろう…尋問の過程で、彼らは私を叩いた。なぜなら、彼らは私に韓国人と接触したかどうか、私が何か宗教的行為にかかわっているのかどうか、尋ねたが、私の答えは、いいえ、だったからである。彼らは私を何らかの罪にあてはめようとした。そして私を（まるでわたしが）人間以下のように扱った。」

- ジ・ソンヒ氏は２０００年に家族を養うため、食糧を探しに、初めて中国へ行った。彼は北朝鮮に再入国したあと、国境から４キロのところで警察に逮捕された。彼は質問され、中国で韓国のラジオを聞いたかどうか、大韓民国国民と会ったかどうか、キリスト教徒やメディアの人間かどうか尋ねられた。彼の尋問者は彼をたたいたり、苦しめたりした。中国で食べ物を物乞いする身体障害者として、もし、外国の報道機関が彼を見たら、北朝鮮に恥をもたらすことになるだろう、と言った。彼はついにけっして中国にもどらないという条件のもと解放された。

➢ ４１３

ジ氏は２００６年に大韓民国へ行く意図で３度目となる中国行きを決行した。ジ氏ははじめ、彼の父がそこで彼と合流するのはよいアイデアかどうか決めるため、大韓民国に到着したかった。一度大韓民国に落ち着くと、彼は父と連絡をとろうとした。しかしながら、彼の父は国境を越えようとしている間に逮捕されたとわかった。さらに、彼の父は尋問され、国家安全保衛部に拷問され、それから、ほとんど死にそうな状態で、荷車で家に帰った。

- A氏は自分の妹について話した。彼は北朝鮮の知り合いから聞いたのだが、自分の妹が送還され、そのあと、耀徳郡収容所に送られる前、尋問中、拷問された。彼女は、ひどい扱いを受け、厳しい刑を宣告された。なぜなら、彼女はキリスト教徒を布教しており大韓民国へ行く意図を持っていたからである。

- ジ・ヘオンＡさんが３度目の送還で経験した扱いはもっともひどかった。裸の検査の間、服を脱ぐことに抵抗しただけで殴打された。彼女は教会に通ったか、あるいは大韓民国国民と会ったかと聞かれた。彼女は否定する答えをしなければならないとわかっていた。そうしなければ、管理所（政治犯刑務所）に送られるか、処刑されるだろう。彼女はこれらの「罪」を告白しないという理由で殴打された。ついに

教化所（普通の刑務所）に送られる前、尋問拘留所に送られた。

- ある証人は国家安全保衛部尋問所で２週間尋問された。彼女は答えるのが遅かったり、尋問者が彼女の答えを気に入らなかったりすると、棒でたたかれた。彼らは最大限の痛みを引き起こすため、彼女のすねを蹴った。彼女は他の人たちも叫び声をあげているのが聞こえたので、同じ運命を被っているのだと思った。

- 別の証人は国家安全保衛部によって、保留施設で６週間尋問を続けられた。彼女を尋問した国家安全保衛部の役人は彼女が大韓民国国民かキリスト教徒と接触したか見つけ出すため、彼女を打った。この施設では、証人は、以前何度か逮捕されているので、明らかに守衛が知っている１８歳の少女の髪を引っ張ったり、たたいたり、足で踏みつけたりしたのを見た。６週間後、証人は国家安全保衛部尋問拘留所に送られた。そこでも彼女はまた、叩かれ、大韓民国国民や教会と接触したこと、国境を越えるのを彼女のためにお膳立てした人を告白するよう仕向けられた。拘留センターでは証人や他の拘留者が尋問されないとき、あるいは仕事がない時、両手を後ろに回して、頭を下にたれて、ひざまずいていなければならない。守衛に質問されるときでさえ、同じ姿勢が維持されていなければならない。一度、証人があやまって上を見上げたら、看守に胸を重いブーツで蹴られた。靴がない老女が仕事をするため、靴を頼んだら、国家安全保衛部員に靴をはくに値しない、拘留者は畜生だから、すぐ死ぬものなんだ、と言われた。老女は看守に叩き上げられ、血を流していた。

- ある証人が、尋問拘留所で中国から送還された他の人たちと拘留されている間、国家安全保衛部がある若い女性を尋問したとき、彼女が祈りの形に手を組み合わせているのを見た。国家安全保衛部は、彼女はキリスト教徒であると疑った。彼らは彼女を別の部屋に連れて行き、告白するまでたたいた。彼女の部屋のすべての拘留者が彼女が告白するまで、眠るのを許されなかった。その後、彼女に何が起こったか、その証人は知らない。また、国家安全保衛部がある家族に彼らは中国のキリスト教徒と接触したため、政治刑務所に連れて行くといっているのが聞こえた。

➢ ４１４

他にも数人の証人たちが、北朝鮮へ送還され、尋問されたときの彼らの経験について同様の説明をした。拘留中に熱が出て、病気になったある証人は、病気のふりをしていると非難され、さらに厳しくたたかれた。

（ii）女性への性的暴力とその他の屈辱的行為、特に度を越えたボディチェック

➢ ４１５

尋問拘留所に到着するや、送還された人たちは裸で身体を動かす行為と度を越えたボディチェックに従わされた。この取り扱いは、裁判所で使われる証拠をとると言うよりも、犠牲者たちから隠された金を押収したり、盗んだりすることを意図している。そういう事情なので、この検査は証拠をつかむことを目的であるためだけに検査を許している刑事訴訟法の第１４３条に違反している。特に、女性の犠牲者に関しては、検査はわざと屈辱的で不衛生なやり方で行われた。

➢ ４１６

犠牲者たちは、しばしば異性である他の看守たちだけでなく、ほかの拘留者の前で、服を脱ぐことを強制された。それから、裸のまま、「押し出し」として知られている行為である、「スクワット」を何回もやらされた。これは、膣や肛門の中に、隠されているかもしれないものを落とさせることを意図している。委員会は送還された人たちから、守衛たちが、彼女たちの服から金や金目のものを探している間、裸になって、グループでスクワットをしなければならなかった話をいくつか聞いた。

- ある証人は拘留施設の外にとても大きい溝があって、それは裸の検査のために使われたと述べた。

「拘留者たちは穴に入って、服を脱ぐように言われた。私たちは服を看守に渡さなければならず、彼らは気に入れば、自分のものにするのだった。私たちは無理やり飛び跳ねたり、しゃがんだりして押し出す行為をさせられた。それから、誰かがみんなの膣と肛門に手を入れて、お金や金目のものがないか、調べた。このとき、私たちは男も女も一緒だった。身体検査の後、私たちは部屋で四つん這いの姿勢を強いられた。」

- Ｐさんは１５日間中国当局に拘留された後、送還された。送還されるやいなや、国家安全保衛部に裸の検査をされ、１００回しゃがんだり、立ったりさせられた。彼女は気を失うまで、質問され、殴打された。

- 北朝鮮に移送されると、ある証人と他の女性たちは北朝鮮役人によって裸の検査をさせられた。女性たちは、女性の看守によって、検査されている間、頭の後ろに手をあげていなければならなかった。そのあと、なおも裸のまま、１００回スクワットをしなければならなかった。

➢ ４１７

送還された女性はまた、不衛生な膣の検査に従わされる。普通の看守たちは、しばしば、複数の女性に同じ手袋を使ったり、全く手袋を着けなかったりして、金をさがして収容者の膣に手を入れる。場合によってはそれらの検査が男性によって、行われる。拘留の間中、看守たちは収容者たちが、身体の穴にかくされた金を持っていないか密に監視し続けた。看守たちはまた、収容者たちが排泄物に隠したかもしれないものもさがす。収容者たちは、そのような検査が行われるため、排泄しないのだといって、殴られた。

- キム・ユンファン氏は中国で、彼らに手助けすることも含め、北朝鮮の元国民といっしょに働いているが、送還された人が、特に女性が直面した非人道的扱いについて、たくさんの証言を聞いた。女性たちは無理やり裸にされて、身体の中に隠されているものを見つけられるか、確かめるため、何度も（「ポンピング」）スクワットをさせられた。同じ目的で、膣や肛門を含め、手でからだの穴を調べることが実行される。男性がそのような検査を女性収容者にする例もある。

- ジ・ヘオンA氏は一人の妊娠している女性も含め、何人かの北朝鮮の女性と一緒に検挙され送還された。国境への移動の間、彼女たちが乗っているバスで、産気づいて赤ん坊を産んだが、彼女は出産の間に亡くなった。その母親も含め、送還された人たちは、男性による、手で行われる身体の穴の検査も含め、身体検査をさせられた。そして、何度もしゃがんだり、立ったりさせられた。Jeeさんは、委員会に、その検査は、「女性として、辱められている、と感じた。逮捕されたとき、裸にされ、膣まで、私たちの身体を調べ、繰り返し、しゃがんだり、立ったりさせた。」と話した。

- キム・ソンジュ氏は茂山の人民保安省尋問所で、中国から送還された１０人の女性たちが、女性役人の前で、一列に並べられ、次から次へと膣に手を入れられたのを見た。キム氏はまた、看守が、割り当て部屋のリーダーとして、隠された金を探すため、収容者の排泄物を見るよう命じたことを覚えていた。看守たちは、見つけられた金はすべて、取り上げた。

- ある証人は新義州市の国家安全保衛部拘留所で金を取ることを意図した役人によって、検査されたことを覚えている。地位の高い年上の女性役人が、それぞれの犠牲者に同じ手袋を使って、検査を行い、その証人は感染症の病気にかかった。地位の高い役人は膣に手を入れながら、言葉でも若い女性を卑しめた。

- 他の証人も看守が、穏城の国家安全保衛部尋問所で、中国から送還されたほかの女

性と彼女に、膣検査をした時、繰り返し、同じ手袋が使われた、といった。その女性も裸のスクワットをさせられた。

- 他の証人も彼女が、北朝鮮に再入国したとき、肉体的に虐待されたことについて、委員会に話した。彼女や他の女性たちは、拘留施設に連れていかれ、そこでは、男性と違う部屋に入れられた。そして、洋服や身につけている物すべてを取り除かされた。彼女たちは足を開いて、仰向けに寝かされ、侵害的な徹底した検査が、金、手紙、電話番号を探している看守たちによって、行われた。ゴム手袋をしている女性の看守が身体の穴の検査をおこなった。他の看守は検査が行われている間、施設の開いている窓から、彼女たちを見て、笑っていた。証人はクレジットカードを隠していて、捕まった男性は別室に連れて行かれ、ひどく叩かれた、と聞いた。一ヶ月後、その証人は、別の拘留所に移された。そこで、もう一度、徹底的な身体検査に従わされた。彼女のグループに年をとった女性と臨月が近い女性がいた。二人とも、身体的、および言葉での虐待を免れなかった。彼女たちは１００回しゃがんだり、立ったりさせられた。老女は弱かったので、これができなかった。女性看守は、彼女が倒れるまで、彼女を蹴飛ばした。そして、彼女の隣に立っていた妊婦の拘留者も倒された。妊婦の拘留者は痛みの真っ只中であったが、看守は彼女をののしり始め、彼女のお腹の中には、中国人の赤ん坊がいると叫んだ。看守はついに彼女を拘留所の医療施設に連れていった。妊婦の拘留者は３日後に戻ってきたが、もはや子供はお腹にいなかった。彼女はほかの拘留者に、流産したと言った。

➢ ４１８

調査委員会は身体の穴の検査は、拘留その他の施設で証拠を集めたり、安全を確保したりする目的においては、状況によってする必要があると認められる。しかし、合法性、均衡性、人間的なプロセスは守られなければならない。法によって、許可されていることに加え、適切な訓練を受けた、資格のある人によって、合法的目的で、必要、均衡的、人間的、衛生的な方法で行われなければならない。

➢ ４１９

委員会は北朝鮮で行われた検査のタイプはこれらの基準が不足しているとみている。送還された人たちは、組織的に侵害的身体検査に従わされ、それは、ほかの収容者の前で、普通の看守によって、行われ、送還された人たちが持ち帰ったかもしれない金を盗むことを第一の目的としている。そのような検査は、証拠を集める目的のために許している、北朝鮮刑事訴訟法の下で、違法である。そして、刑事訴訟法のもとで罪を構成する。抵抗する人たちは打たれて、服従させられる。

➢ ４２０

女性または時に男性看守が、犠牲者の膣に手を挿入することは、身体的侵害を伴う。国際法は犠牲者の性器を加害者の身体の一部分で開くという正当化されない強制的侵害を強姦と考える。検査をとりまく全体的な屈辱的な状況を考慮すると、合法的目的の欠如、穴の検査に関する国際的基準を尊重していないことから、委員会は多くの例で検査は国際訴訟法の下で、定義される強姦になるとみなしている。

➢ ４２１

裸の検査、裸での強制的なスクワットの繰り返しや膣の検査に加え、送還された女性たちはまた他の形の性的暴力を被ってきた。

- 中国からトラックで送還される間、ある女性は北朝鮮当局の者が他の女性の胸を触っているのを見た。当局の者はその証人が彼を見たことに気付くと、彼女を平手打ちした。

- 別の証人は委員会に、送還者のための拘留所で、女性は日常的に性的虐待を受けていたと語った。裸のスクワットの繰り返しや膣検査を強制させられることに加え、女性たちは看守にむりやり裸にされ、打たれた。

➢ ４２２

送還させられた女性たちは、さらに、拘留所で看守によって、非人間的、屈辱的な扱いに従わされた。名誉を傷つけられるマナーで話しかけられたり、わざと辱める扱いを受けたりした、と多くの人たちが報告した。調査委員会はまた、生理用ナプキンが生理中、出血しているときに、取り上げられたという証言も受け取った。

- ジさんは看守が送還された女性に中国での性体験について聞いた、と語った。

- 他の女性は調査委員会に、国を出たことによって「国を裏切った」と、くどくど言われたことを話した。そして尋問の間「中国人の男はよかったか」というような特に屈辱的な質問をした、と話した。

- 他の証人は看守が送還された女性を打ちながら、「中国人の男と寝るのは楽しかったか」と聞いているのを聞いた。

- ロンドンの公聴会で、委員会はパクさんから、送還のあと、拘留中に苦しんだ屈辱的な扱いについて聞いた。パクさんは裸で検査され、侵害的膣検査と裸のスクワッ

トをさせられた。彼女は委員会に、看守は金を探すため、洋服や生理用ナプキンまでひきさいた。生理用ナプキンがぼろぼろにされたので、パクさんが、生理中に小さなタオルを使っていたが、タオルを洗ったことで、屈辱的に、看守に罰せられた。「毎朝、私たちは、顔を洗うため、小さな入れ物にいっぱいの水が与えられた。その日だけ、私はそれを汚れたタオルを払うために使った。しかし、それが見つかると、水を不正に使ったとして、罰せられた。私は血のついたタオルを頭からかぶらなければならなかった。それが、その日、一日中の罰でした。」

（iii）拘留所の状態

➢ ４２３

送還された人たちが尋問され、普通の国境越えをしたと決定されれば、彼らは拘留所（尋問拘留所）に送られる。そして、人民保安省にひきとられるのを待つのである。彼らはここで数日あるいは数ヶ月拘留される。時にはこれらが送還された人たちが刑を実行される場所になることもある。拘留所の状態は非人間的である。収容者たちにわざと飢餓を課す方策は続いている。

- ある証人は調査委員会に、彼女が尋問拘留所に拘留されていた時、一日にスプーン２杯のトウモロコシとボウル一杯の大根のつけものスープを受け取ったと話した。彼女は２m四方の部屋に約１０人でいれられた。地面の穴がトイレとして使われ、拘留者は穴を使う前に、看守に許可を求めなければならなかった。許可なしで使用して捕まったら、拘留者は部屋から引きずり出され、看守に打たれる。もし、拘留者が叫んだり、憐れみをもとめたりしたら、殴打はもっと増えるだろう。証人は第二拘留施設に５ヶ月拘留された。その後、罪を償う場所に移された。

- 尋問が終わったあと、ある証人は清津拘留所に送られた。彼女はそこに１年拘留させられた。というのは人民保安軍の役人が彼女の故郷から迎えに来なかったからである。罪が宣告されることなく、彼女は強制労働やイデオロギー訓練につかされた。彼女はシラミがたかった部屋で熱が出て、死にそうだった。

- 他の証人は委員会に、清津尋問拘留所で５ヶ月過ごした、と話した。そこでの生活は恐ろしく大変だった。収容者は一日に３回スプーン５杯のゆでトウモロコシを受け取っただけであった。野菜も塩もなかった。お湯も受け取った。証人は中国製の洋服を他の収容者が親戚によって送られた余分な食料と交換した。成人は強制的にレンガ積、木材の伐採、農業で一日１０時間厳しく働かされた。もし、彼らがその日のノルマを果たせないと、彼らはもっと長く働かなくてはならなかった。当局は、

彼はまだ子供だと考えたので、その証人は免除された。彼は、個人的にこの尋問拘留所で、彼がいた間に１３人亡くなるのを目撃した。彼らの遺体は包まれて、ほかの収容者に恐怖をしみこませるため、数日放置された。看守たちは言った、「国を捨てるとこうなるんだ」。

遺体が腐り始めると、ほかの収容者が山に行かされて、そこに穴を掘って、棺桶も葬式も墓のしるしもなく、遺体を放り投げた。看守たちは、拘留者間の規律を確実にするため、常習犯を「規律家」に割り当てた。送還された者たちはこれらの「規律家」によってふつうの犯罪者よりもっと厳しく取り扱われた。ある夜、中国で大韓民国国民と接触した疑いのあった送還された人を死ぬほど殴打した。証人は夜中、休みなく、看守が止めることなく、殴打の音が続くのを聞いた。証人が思うに、看守はその男が打たれて死んでしまうとは予測していなかったであろう。打たれて死んでしまった男には７，８歳の息子がいた。彼は証人と同じ少年部屋に入れられていた。１ヶ月以上拘留された後、子供は孤児院に送られた。

（ｅ）送還された母親と子供たちに対する強制堕胎と乳児殺し

➢ ４２４

委員会は送還された母親と子供たちに対して、国内および国際法に違反して、強制堕胎や乳児殺しが広く蔓延していることを把握している。強制堕胎は妊娠を臨月まで希望する女性に、彼女の意志に反して要求され、実施される。乳児殺しは出生後すぐに、母親か他の人が乳児を殺すことと定義される。これは、中国から送還された女性の堕胎が失敗した時や妊娠後期で赤ん坊が生きて生まれた場合に行われたようだ。

➢ ４２５

中国から送還された妊婦や子供たちに対する強制堕胎や乳児殺しのほとんどは、女性たちが収容所や尋問拘留所（拘留場　国家安全保衛部施設）に拘留されているとき、行われている。極端なケースでは、送還された女性とその新生児に対する強制堕胎と乳児殺しは、送還された人たちの集会や尋問や拘留所で女性の妊娠が見つけられなかった場合、普通の刑務所や政治犯収容所（「管理所」）で行われている。妊婦は賄賂や他の手段で、また、送還時に妊娠後期であったため、出産する前に刑務所にすぐ移された場合は、堕胎を避けることができたかもしれない。

➢ ４２６

証人の証言は、民族的に混血の子供―特に中国人を父親とする子供たち―に対する北朝鮮の侮蔑が妊婦の強制堕胎や乳児殺しを推進したと指摘する。２次的情報源や証人の

証言は、北朝鮮は「生粋の朝鮮民族」への隠れた信望があり、民族的混血（少数民族）の子供たちは、「純粋さ」が汚されていると考えられた、と指摘する。

- 強制堕胎は、すべての送還された妊婦は中国人の子供を妊娠しているという前提で行われた。女性たちは子供の父親の民族についてきかれることはなかった。

- 何回か送還され、二人の妊婦が強制堕胎をさせられたのを目撃したある女性は調査委員会に、「もし、中国で妊娠したら、中国人との子供であると思われます。だから、妊娠して北朝鮮に戻った女性は強制堕胎されるのです。」と述べた。もし、すべての妊婦が中国人男性の子供を妊娠しているという仮定で強制堕胎を行うなら、子供の父親の民族を尋ねることのない、当局の仮定は無謀である。

- 元国家安全保衛部の役人は委員会に、「朝鮮の純血」の概念は北朝鮮の魂に維持されている、と説明した。だから、「１００％」朝鮮人でない子供を持つことは、女性が「人間として劣る」ことになる。

- ある証人は、調査委員会に、ある妊婦が強制堕胎をさせられる前にうけた虐待について証言した。茂山市拘留所で、ほかの言葉や肉体的虐待とともに、看守が「彼女のおなかには中国人の赤ん坊がいる」と叫びながら、妊婦を明らかに虐待しようとののしった。

- ある証人は看守が穏城市国家安全保衛部の拘留施設で、送還された母親の新生児を取り上げるのを見た。赤ん坊が部屋で母親から生まれるやいなや、医療的処置もせず、看守は赤ん坊をバケツにいれ、「この子は人間じゃない」「純血じゃないから、生きる価値はない」といいながら、連れ去ってしまった。

- 別の証人は調査委員会に会寧市の国家安全保衛部拘留施設で役人が堕胎を引き起こすため、妊婦の膣に薬品を入れたのを見たと語った。そうしながら、役人は「混血」は絶滅しなければ、と言った。

- キム・ユンファン氏は、元北朝鮮の国民と一緒に働き、彼らを中国で援助しているが、ソウルの公聴会で調査委員会の前で証言した。

「強制堕胎と新生児の強制殺人は行われている。中国で妊娠した脱北者は、もし送還されたら、中国人のこどもを妊娠していることで非難され、強制堕胎をうけさせられるか、出産すれば、子供は殺されます。」

➢ ４２７

純血の朝鮮民族でない子供に対する侮蔑は、当局者たちや警備員たちの間だけでなく、一般的に北朝鮮の社会に存在すると信じられている。元国家安全保衛部の役人の証言によると、強制堕胎は「純血でない」子供を持つことによる、後々の差別から女性を守る恩恵があるとされる理由でもって、行われている。

➢ ４２８

強制堕胎はまた、北朝鮮を出て、中国で妊娠した女性へのさらなる罰としても意図されている。

- ある証人は調査委員会に、女性たちは反逆（すなわち、中国に行ったこと）の罰の一つの形として、強制堕胎をさせられた、と語った。

- 女性グループの元委員は、(彼女の委員としての範囲内で)、送還された女性への強制堕胎を彼女自身、目撃した。北朝鮮に送還された女性を対象にしている強制堕胎の方策があると証言した。中国で妊娠した女性は、その父親の民族にかかわらず、例外なく強制堕胎させられると述べた。しかしながら、これは病院でおこなわれなかった。そうではなく、警備員が妊婦を打ったり、骨の折れる激しい仕事を課したりした。証人はある妊婦が２００７年に北部の収容所（尋問拘留所）で国家安全保衛部員に打たれるのを個人的に見た。警備員は妊婦である拘留者の名を呼び、北朝鮮では中国人の子孫は生まれることはできない、と言っていた。係員は言葉の虐待や肉体的に虐待をした。彼女はただちに流産した。胎児は捨てられた。

- 別の元役人は、（１９９６年から２０００年に）送還された女性に強制堕胎をするようにという特別な指示はなかったが、行った調査員は罰せられるのではなく、賞賛された。

➢ ４２９

証人の証言によると、収容所（尋問拘留所（jipkyulso））や尋問拘留所（拘留場（kuryujang） 国家安全保衛部施設）に連れて行かれた女性は強制的に血液検査をさせられた。北朝鮮から逃亡した人たちとかかわる専門家によると、血液検査はすべての送還された女性に日常的に行われている。この目的はＨＩＶや妊娠を検査するためである。

➢ ４３０

次の方法が犠牲者たちに強制堕胎を行うため、使用されている。

１．胎児の排除を促すため、物理的力で子宮に外傷を与える。つまり、打ったり、蹴ったり、妊婦の骨盤や腹部に外傷を与える。そのような外傷を与えることは内部出血や内臓への害も引き起こしうる。

２．妊婦に栄養を与えないで、重労働やほかの活動に従事させ、流産や胎盤剥離を起こさせる。

３．薬品や堕胎薬草の使用。一般的に妊娠を止めたり、胎児の排出を促したりするため、手で膣に入れられる。薬草や薬品をこのように使用することはそれらが血流に簡単に吸収されるので、深刻な副作用が起こりうる。（内臓障害や死に至ることさえある。）

４．膣にトングのような器具やとがったものをいれて、胎児を女性の体から取り除くか、排出を起こさせて、力づくで、胎児をとりのぞく。

５．子宮内の胎児を殺す、人工的に胎児の排出を促す、妊娠時期によっては、陣痛をおこさせるため、（経口または注射で）、薬を使用する。未熟児で生まれた子は普通、医療介護なしでは生き延びられないで、その後まもなく死んでしまう。看守が、早産の子供を殺す場合もあった。これらのケースは（母親の意志に反して）人工的に妊娠をとめる看守の行為として強制堕胎と考えられる。そして、赤ん坊は誰の介入もなく、（たとえ、つかの間、生きていたとしても）その後、死んでしまう。

６．外科的胎児の排出（「同意の堕胎」が中国で行われている。）は、医学的に訓練された人によって」（一般的には病院かほかの医療施設で）行われる。

- ジ・ヘオンＡさんは、送還のあと拘留されている期間の初期に、他の送還された女性に強制堕胎や乳児殺しが行われたのを目撃した。そして彼女自身も３度目の送還の後、拘留中に強制堕胎させられた。ソウル公聴会で、彼女は、調査委員会のまえで証言した。「私は妊娠していることを見つけられました。その時、３ヶ月でした。私は妊娠していることにとても驚きました。そして私は１９９９年に刑務所で赤ん坊が生まれた時のことを思い出しました。私は同じことがおこなわれると思っていました。[赤ん坊が乳児殺しに遭うのを見なければならないと］しかし、彼らは堕胎をすると言いました。堕胎の意味することは、私に注射をするのではなく、私をテ

ーブルに横たわらせ、すぐに手術をしたのです。大量出血していました。まっすぐに立つことができませんでした。」

ジさんは、テーブルに抑えつけられている間、誰かによって子宮から胎児を力ずくで物理的に排出されたのだった。出血はおびただしい量だったので内部の損傷が心配される。そのあと、彼女はすぐに、刑務所（教化所）に送られた。彼女は出血がひどかったので、責任者は教化所から解放することを決めた。

- 別の証人は委員会に、彼女は妊娠していたので、強制堕胎をされるだろうとわかっていたと話した。しかしながら、彼女は妊娠８ヶ月だった彼女と同じ部屋の仲間が経験したような手続きが取られると思っていた。その仲間は陣痛を起こす注射をされた。そして、赤ん坊が生まれた時、顔を押しつけて、窒息死させた。しかし、証人は麻酔なしで、ある女性が手と錆びついた器具を使って、強制堕胎をさせられた。証人は施術の間、痛みで叫んだが、叫ぶのをやめるよう言われた。そのあと、辺り一面の血とバケツの中の堕胎された胎児を見た。この後、彼女は不妊になった。強制堕胎したその日に、彼女は腰の痛みや腹痛があるにも関わらす、仕事をさせられた。彼女は収容所（尋問拘留所）に３ヶ月いて、その後、罪をさらに決めるため、故郷の町へ移された。

➢ ４３１

ある証人は清津市収容所（尋問拘留所）で７人の妊婦が強制堕胎されたのを見た。女性たちは横たわらされ、流産を促す注射をされた。

➢ ４３２

送還された母親が臨月まで赤ん坊を持ちこたえられても出産の前も最中も後もなんの医療援助も与えられない。しかし、同じ部屋の他の女性たちが陣痛から子供の誕生までその母親を助けることはできる。たいていの場合、送還された人がいる拘留施設の看守がむりやり、母親か第三者に赤ん坊を水でおぼれさせるか、顔に布か何かをあてて、あるいは息ができないようにうつぶせにして、窒息死させるように仕向ける。

- ジ・ヘオンＡさんは、ある母親が出産後すぐにこどもを窒息死させられるのを見たのも覚えている。「…妊娠９ヶ月くらいの妊婦がいました。彼女は一日中働いていました。生まれたこどもたちは、たいてい死んでいました。しかし、この場合は、赤ん坊は生きて生まれてきました。その赤ん坊は、生まれた時、泣いていました。私たちはとても不思議に思いました。生まれてきた赤ん坊を見たのは、これがはじめてだったのです。私たちは赤ん坊を見ながら、とても幸せでした。しかし突然、足

音が聞こえました。警備員が入ってきて、保衛部のこの警備員は言いました。普通、赤ん坊が生まれると、水を張った洗面器で洗います。しかし、この警備員は赤ん坊を水の中にさかさまに入れるよう言ったのです。だから、母親は乞いました。「私は、赤ん坊はできないだろうと言われていました。でも、実際幸運にも、妊娠できたんです。ですから、どうかこの子を取り上げないでください。お願いですから。」しかし、この警備員は出産したばかりのこの女性を打ち続けました。そして赤ん坊は、生まれたばかりですから、泣いているばかりでした。その母親は震える手で赤ん坊を抱き、水の中に頭から入れました。赤ん坊は泣きやみました。赤ん坊の口から、泡が出てくるのを見ました。出産を手伝った年配の女性がいました。彼女は洗面器から赤ん坊を拾い上げると、静かに部屋から出て行きました。このような種類のことが繰り返し起こっていました。それは、咸鏡銅の清津市の拘留所でのことでした。」

- キム・ユンファン氏の組織が女性から集めた証言に基づいて、彼は、ソウル公聴会で子供を殺されるのを見なければならなかった母親たちの恐怖について、証言をした。

「...もし子供が産まれたら、すぐに子供は殺されます。時には、窒息させるため、口と鼻を濡れた布でおおいます。複数の証言があります。時には、赤ん坊の息ができないようにうつぶせにします。これが、赤ん坊を殺す一つの方法です。数分であるいは２，３時間以内に赤ん坊は息ができないので、苦痛で泣くでしょう。それにもかかわらず、赤ん坊の母親はこれを見届けさせられるのです。」

➢ ４３３

調査委員会は、出産前３ヶ月、出産後７ヶ月の女性の拘留は禁じている国内法に違反して、妊婦も拘留されていると把握している。さらに、強制堕胎と乳児殺しに関しては、女性たちは事実、法の下でなんら保護されていない。

➢ ４３４

強制堕胎は性的、生殖の権利だけでなく、個人の肉体的、安全保護に対する女性の権利に違反している。女性の生殖能力に反して行われ、強制堕胎と乳児殺しは性をもとにした差別や迫害を伴う。北朝鮮の役人によって行われた強制堕胎や乳児殺しは、性差別や民族的差別に基づいており、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第７条のもとで定義されている拷問の基準を満たす深刻な精神的、肉体的苦悩を女性に被らせた。乳児殺しの文書にされているケースは市民的及び政治的権利に関する国際規約の第６条に違反しており、法的に認められない殺人の特に言語道断なケースばかりである。

（ｆ）中国による北朝鮮市民の強制送還および追放

➢ ４３５

北朝鮮に強制送還された人たちを待っている拷問や任意の投獄、ほかの人権侵害にもかかわらず、中国は正式書類なしで中国にいる北朝鮮市民の強制送還に関する厳しい策を講じている。

➢ ４３６

多くの証人が、彼らが北朝鮮の国民であるとわかったとき、有効な書類を提示できないと中国の役人に逮捕された、と証言した。多くのケースで、北朝鮮の国民であると発覚する狙いを定めた作戦があるようだ。中国国境沿いの地方で働いた人道活動家は、中国は国民に北朝鮮の国民を弾劾するよう促し、彼らをかくまったものたちを罰した。２０１３年３月に、中国警察は延辺で違法に国境を越えることを弾圧する命令を発行したと報告された。これには、前例同様、違法な国境越えをする人を見つけるために与えられた情報には金銭での報酬も含まれた。情報が早ければ早いほど、違法な国境越えの人が多ければ多いほど、その情報はより高額な報酬となる。報告されたところによると、中国の警備員は北朝鮮の国民を雇って大韓民国に逃亡する計画を有している他の北朝鮮の国民の情報を得るのだ

➢ ４３７

中国はまた、北朝鮮の国民が保護や亡命を求めるために、外国の大使館や領事館に接近できないよう積極的対策をとってきたようだ。大韓民国の大使館あるいは領事館への接近を避ける場合には、北朝鮮の国民は、大韓民国からの保護を求める機会も大韓民国憲法と法に従って大韓民国市民権の付与を検討される機会も利用できないことを意味する。

➢ ４３８

逮捕された人たちは通常、警察署か軍事施設の拘留施設に拘留された。送還された人たちは、一般的に中国の拘留での彼らの取り扱いは北朝鮮で経験した組織的かつ重大な人権侵害より、良かったと報告している。しかし、性的、身体的暴力を含め、中国警察による深刻な人権侵害の例が報告されている。

- ２００６年に、ある証人は中国の豆満の拘留所に７ヶ月投獄された。この間、彼女の尋問者は彼らを中国に連れてきたブローカーの名前を得るため、彼女や他の北朝鮮の国民を手やいすや棒でたたいた。北朝鮮へ強制送還されるやいなや、彼女はも

っとひどい拷問や性的暴力を被らされた。そのため、「中国の刑務所は北朝鮮の刑務所に比べると、天国だ」という見解を持つにいたった。

- 中国到着後一週間以内で逮捕された別の証人は、はじめ、中国の陸軍刑務所に送られた。彼女と北朝鮮から来て捕まった他の女性たちは、服を脱がされて、検査された。女性の看守が検査をした。しかし二人の男性看守も同席した。女性の何人かは裸になることを拒否すると、言葉で虐待され、応じるまで棒でたたかれた。

- ある証人は大韓民国領事館から保護を求めることに失敗した後、上海で逮捕された。拘留中、彼が北朝鮮出身であることを否定しようとした時、二人の中国人看守が彼を壁にさかさにつるして、頭を蹴った。このため、彼は自分の国籍を認めることになった。

- 別の証人は金を稼ぐため、農場で働く口実で中国に誘われた。しかし、売買取引され、中国人の男性に売られて３年間とらえられたままだった。彼女は中国人の「夫」から逃げた後、逮捕された。その時、彼女は妊娠７ヶ月だった。彼女は調査委員会に、性的暴力は中国の拘留所では盛んだったと言った。「看守はみんな、そばを歩いているとき、胸にぶつかった。魅力的な人が捕まると、性的おもちゃとして扱われた。刑務所で妊娠した女の子もいた。彼女自身も通化市の拘留所で看守に強姦された。彼女は看守たちが強姦された女性を連れ去って、部屋に連れ戻したのを見た。看守たちは盗める金をさがして、女性の膣に手を入れた。

➢ ４３９

中国で逮捕された者たちは、尋問がどのくらいかかるかによって数日から数ヶ月の間、中国に拘留されることになるだろう。十分な数の北朝鮮市民が集められたときだけ、国境を越えて、北朝鮮当局に引き渡される。

➢ ４４０

証人の証言は、送還方針を実施するよう仕事を課された中国人の役人は通常、送還された人たちが北朝鮮で直面する人権侵害に気付いていた、と指摘する。役人でさえ、捕まった北朝鮮市民に同情を示しているような場合もあった。しかし、それにもかかわらず、送還方針に応じなければならなかった。役人たちは中国から送還された妊婦に対する強制堕胎が行われていることも知っていたようだ。

- ある韓国系中国人の役人はある証人に言った。彼はしばしば、送還されるたくさんの人たちに対し、あまりに傷心に絶えず、捕まえられてしまったことを彼らにむか

ってなじってしまうのであった。

- ある証人は中国の拘留所の看守が北朝鮮に送還されて、強制堕胎を被らされるより、中国で堕胎するよう妊婦にすすめていたのを見た。証人はあとでその妊婦を見た時、もう子供が宿っていなかったので、「彼女にとって、中国でするほうが、よかった。なぜなら衛生環境がはるかにいいからだ」と結論づけた。

➢ ４４１

２００５年に、北朝鮮人権状況特別報告者と５人の人権理事会の特別報告者が中国からの強制送還について、関心をよせた。なぜなら、「北朝鮮市民は、残酷で非人間的で屈辱的な条件のもと、拘留に直面している。ひどい扱いや拷問だけでなく、極端なケースでは、即決の処刑がなされている」。それに答えて、中国政府はその領土内で、外国人の法的権利と利益を保障していると特別報告者に確認した。

➢ ４４２

これらの確認に反して、中国は北朝鮮の国民を強制送還する政策を維持してきた。２０１３年５月、９人の北朝鮮市民、年齢は１５歳から２３歳、が中国経由でラオス人民民主共和国から強制送還された。人権高等弁務官および難民高等弁務官は中国政府とラオス政府に国際人権および難民法の下、ノン・ルフールマンの原則を忘れないよう彼らの懸念を伝えた。

➢ ４４３

ある人が拷問を被らされる危険があると思われる事実上の理由がある場所へ、追放、帰還、送還してはいけない義務は、１９８８年１０月４日に中国によって批准された、拷問禁止条約の第３条からから発する。難民の地位に関する条約の第３３条に反して、送還は北朝鮮市民を彼らの生活や自由が宗教や特別な社会のグループや政治的意見を持っている人たちのために、脅かされる立場に置く。人が甚だしい人権侵害を被る危険があると信じられる事実上の理由があるほかの場所へ人々を追放しない義務は慣習国際法の要求から発生している。

➢ ４４４

国連難民高等弁務官の北京事務所は東アジアと太平洋の一部を取り扱い、プレゼンスは小さいが、中国政府が自身の機構を作るまで、一時的な手段として、個人の保護を求める人たちの委任のもと、難民を認定する。調査委員会は、中国が北朝鮮からの人たちを含め、保護を求めている人たちへ国連難民高等弁務官（ＵＮＨＣＲ）が邪魔されず、接近できるようＵＮＨＣＲと同意したことを軽視しているのを把握している。

➢ ４４５

中国全国人民代表大会の常任委員会が２０１２年７月に新しい出入国管理法を導入し国内法にはじめて難民の取り扱い（第４６条）に関しての規定を加えた。新しい規定は２０１３年７月に実施されることになった。難民の子供に関する規定も含め、包括的な国家難民フレームワークとなることを期待されていたが特に北朝鮮の国民に関して難民条約のもと、中国が国際的義務に従って、この法を効果的に実施することには進歩が見られていない。

➢ ４４６

調査委員会によって集められた証拠や他の情報から、中国へ国境を越える北朝鮮市民の多くは、宗教的理由あるいは政治的意見のため、迫害されることをおそれて、国境を越えていると把握している。他の者にとっては、迫害は深刻な社会経済的剥奪の形をとる。なぜなら、彼らは低い「成分」のものだからである。加えて、北朝鮮へ強制送還された人々は、日常的に拷問や恣意的拘留を被らされ、強姦をされたり、強制的な失踪、即決の処刑ほか、甚だしい人権侵害もあった。彼らはまた、刑事訴訟法の第６２条のもと、「逃亡により父なる国に反逆」を犯した、あるいは、あいまいに定義された政治的「反国家」あるいは、「反人民」罪を犯した、と考えられた。

➢ ４４７

調査委員会は、中国によって、単なる経済的違法移住者と考えられた多くの北朝鮮国民は間違いなく迫害から逃れる難民か、後発難民となったのであり、国際的な保護の権利が与えられると認識している。

➢ ４４８

中国の役人が北朝鮮当局に彼らが逮捕した北朝鮮出身の人についての情報を、彼らの逮捕の状況や場所、中国で持った接触についての情報もふくめ、与えていることを示しているもっともな理由がある。

- キム・ソンジュ氏はロンドンでの公聴会で言った。「私が中国から北朝鮮へ送還されたとき、北朝鮮係員はすでに中国警察によって与えられた報告を持っていた。私の逃亡は大韓民国行きを計画していたので、もし中国に与えられた報告に反したことを言えば、私はたたかれるだろう。私は再びたたかれるだろう。」

➢ ４４９

国境保安で働いていた元役人は中国当局が北朝鮮の国民を送還する時、北朝鮮当局に

送還された人物の中国での生活状況に関する文書を提供した。文書は北朝鮮の国民がただ彼らの「配偶者」と暮らしていたのか、キリスト教徒や大韓民国国民と大韓民国国家情報院も含め、接触していたのかを示していた。そのような情報はそれらの送還された人たちの運命を決めるにあたり、北朝鮮当局によって使われた。大韓民国国家情報院とかかわったと思われる人たちは北朝鮮で処刑された。キリスト教宣教師とかかわったものは北朝鮮収容所に裁判なしで送られた。その同じ証人が言ったのだが、中国の役人は北朝鮮当局に渡す文書に送還された人たちが大韓民国に到達することを計画したか否かに基づいて色の異なるスタンプを使った。別の証人は、中国当局は北朝鮮のカウンターパートに彼女を引き渡すに当たり文書を提供したと言った。

➢ ４５０

中国と北朝鮮の両国で秘密裏に広範囲で仕事をしていた人道活動家は、調査委員会に中国当局は情報を北朝鮮のカウンターパートに提供していた、また、情報の交換として木材の配達を受けていたようだと述べた。

➢ ４５１

報告された情報交換は北朝鮮人民保安省と中国の公安部の間で１９８６年に結ばれ、１９９８年に修正された議定書と一致しているようだ。その述べられている目的とは、北朝鮮と中国の国境地域の国家の安全と社会秩序を維持することである。議定書の第５条は「犯人引き渡しの問題」について互いに協力する同意を設定している。中でも、国家の安全を壊し、社会秩序に違反して国境の反対側に逃亡する者たちに関してはそれぞれの側でいかなる危険も知らせるようにしている。両側とも反対側の国境の安全と社会秩序に関して他のどのような情報も受け取ったものについても提供することになっている。

➢ ４５２

調査委員会の議長からジュネーブの中国大使にあてている２０１３年１２月１６日付の手紙では、調査委員会は中国に関する上記の懸念を取り上げた。調査委員会は特に、北朝鮮の国民を彼らに難民の地位を認定してもらう機会を与えずに、送還している方策を中国が継続していることに関して、懸念をあらわした。宗教上の理由で、または特別な社会ｸﾞﾙｰﾌﾟ、あるいは政治的意見のメンバーであるという理由で迫害される十分根拠のある恐怖のため、多くのものが国境をこえて中国に行ったにもかかわらず、これが行われている。調査委員会はまた、北朝鮮に強制送還された人たちがどのように、日常的に拷問や恣意的拘留、いくつかの例では強姦や強制失踪、即決の処刑ほか、甚だしい人権侵害に被られるのかを強調した。委員会はさらに、中華人民共和国に中国国民を父とすると思われる子供に関して、強制堕胎や新生児殺しの多数の申し立て

があることについて知らせた。

➢ ４５３

調査委員会はさらに送還された人たちが北朝鮮へ戻るやいなやそのような違反行為を受けないよう中国によってとられた手段を明確にするよう求めた。中国人民共和国公安部と北朝鮮国家安全保衛部によって締結された国境警備協定に関して、送還された北朝鮮の国民が特にキリスト教会や大韓民国国民と接触したり、大韓民国への旅行をしようと試みたことに関しての情報が伝えられる場合、拷問や強制失踪、即決の処刑を受けさせられる危険をさらに悪化させる情報交換の申し立てについて、懸念を伝えた。

➢ ４５４

２０１３年１２月３０日付、回答の手紙で、中国は「経済的理由で中国に違法入国した北朝鮮の国民」は難民ではない、という立場を繰り返し述べている。したがって、かれらの「違法入国は中国の法に違反するだけでなく中国の国境警備も損ねている。」そうであるから、中国は「それらのケースを、[他の違法な犯罪行為も含め]法にしたがって、抗議などを申し立てる合法的権利がある、と主張する。又、中国公安部または国境警備当局につかまった北朝鮮の国民は繰り返し、中国に違法に入国したので、中国から送還された北朝鮮市民が北朝鮮で拷問に直面しているという申し立ては、真実ではない、と主張する。

（ｉ）成人女性や少女の売買

➢ ４５５

国連の人身取引を防止し、抑止し、及び処罰するための議定書によって定義された人身売買が北朝鮮の女性と少女に対し、重大な人権侵害の一つとして残っている。

➢ ４５６

厳しい国境警備のため、国境を越えようとする者は、典型的に、探知されずに行うために、組織だった助けに頼らなければならない。一つの手は、北朝鮮から逃亡することを望んでいる人たちを助けたい動機にかられた人道活動家である。また、一般的に、「ブローカー」といわれる、商業的な密輸入貿易業者で、もっとも最近の数字では、７０００米ドルの支払いで自分の意志で国境を越える人たちを手伝う。暗部となっている手には、一般的にはブローカーを装っている人身売買者がいて、主に女性や少女を目的にしており、強制的に、またはだまして、彼女たちを搾取に追い込む。

➢ ４５７

調査委員会は、北朝鮮から中国に単独で渡った女性や少女の多くは、主に強制結婚や強制めかけとして搾取する目的で人身売買の被害者になっていると予測する。多くの女性や少女がまた、人の監視の上で、売春を無理やりさせられている。

➢ ４５８

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の第６条は、「女性のあらゆる形での人身売買と女性の売春の搾取を抑制するため、法制を含め、あらゆる方策をとるよう加盟国に義務を課している。児童の権利条約は３４条で、さらに国家に子供たちを性的搾取から守るよう要求している。調査委員会は北朝鮮も中国も、北朝鮮出身の非力な女性や少女を中国において、保護していないと理解している。調査委員会は、中国も北朝鮮も両国とも人身売買者を逮捕するため厳しい刑を、北朝鮮においては、死刑を課しているという情報を受け取った。しかし、中国が送還を実行し、送還された人たちへ北朝鮮が拷問し、罰をあたえることは実際上犠牲者に保護を与えないことになる。ほとんどの犠牲者は当局に助けを求めるのをおそれ、北朝鮮で直面する甚だしい人権侵害よりも現状に耐えようとするのである。

➢ ４５９

２００５年に、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者、北朝鮮人権状況特別報告者、と４つの他の特別報告者が中国に対し人身売買者はいつも空腹で絶望している北朝鮮の女性を組織的に目的にしていると情報を与えた。人身売買者は国境地域で女性に近づき、食糧や住居、雇用や保護を約束して、その後、強制的に中国人と結婚させるか、めかけにした。「結婚」は、法的に認められた関係ではなく、人身売買され、金銭を支払われた女性で、結果として法に保護されていない女性に強制された事実上の地位である。女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者は、中国の強制送還は女性たちを極めて人身売買されやすくしている。そして、人身売買者はこの方策を知っていて、女性たちが抵抗すると、当局に通報すると脅すことによって、犠牲者たちを従わせようとしているのだ、と強調した。詳細にされた返答のなかで、中国は女性や子供の人身売買をふくむ犯罪が中国で起こり始めていることは認識している。そして中華人民共和国人民部当局はその問題を大変深刻にとらえ、違法な人身売買には厳罰を処すると強調した。しかし、中国の返答は違法な送還と人身売買が偶然にもかかわりあっていることについては触れていなかった。特別報告者は同じ懸念を北朝鮮に伝えたが、北朝鮮はそれらを「でっちあげの内容」として簡単に片付けた。

➢ ４６０

男性に比べて、ずっと多い人数の女性が北朝鮮から出国する理由はさまざまである。女性が北朝鮮国内で、政治体制の結果、進行している困難だけでなく、特に飢饉のとき直面する困難さのため、出国に追いやられる。さらに、女性は比較的、移動の自由があり、一般的により厳しく監視されている男性より、長い期間、探知されない。女性が北朝鮮から出国する機会がより多いのは、ブローカーが女性の知識や同意があろうとなかろうと、中国人家庭や、中国の売春所に売ったりする意図で女性の旅をより意欲的に手助けするからである。朝鮮社会では主たる家計責任者として、女性はまた、家族を支えるため、食べ物や経済的機会を探しにいこうとする。最後の潜在的理由は北朝鮮での人権状況が女性にとってより劣悪であり、男性より多くの女性が虐待や人権侵害から逃れようとするのである。

➢ ４６１

中国社会には未婚の女性への需要がある。中国経済が成長し、都市が発達して都市化がはじまった。市場経済が導入された後、国家の産業が繁栄し、地方の女性が都会で働く多くの機会が与えられた。都会で働く地方の女性の流出と一人っ子政策に伴う、男性に対しての女性の比率の減少で中国の田舎では労働世代の間で性の不均衡が生じた。

➢ ４６２

家族に同伴されない北朝鮮の女性たちは普通、たくさんの方法で中国にわたる。逃亡するのを手伝ってくれるブローカーを探し、ブローカーに金をはらってくれる外国の親戚を用意する人もいる。ブローカーが北朝鮮国内の市場でそのようなサービスを申し出て女性に近づくこともある。支払い能力を有さない女性たちは中国人男性との非公式の見合い結婚に同意し、ブローカーがその男性から支払額をとることもある。彼女たちは中国のレストランや工場で働いて仲介料を返せるという約束にだまされることもある。中国では、不正直なブローカーが人身売買者として女性が同意していた仕事を与える代わりに、女性を売る手はずを整える。

- ある証人は、農場で働くという口実で中国に誘われた。しかし彼女は人身売買者の手におちた。「２００３年、市場で定期的に来ていたブローカーが中国で働いて、朝鮮ニンジンを育てて、たくさんのお金を稼げると私に信じ込ませました。ブローカーは毎日のように市場に来て、女性を北朝鮮から連れ出しました。私はこのようにして出て行ったたくさんの女性を知っています。私は農場に行くつもりで、ブローカーと一緒に行きました。しかし、中国に入るや、私は人身売買され、ブローカーに売られるのだとわかりました。私は中国の（…）の場所へ着いた時、ほかに８人の女性といました。４，５人の男性が車で私たちを待っていました。後で、私は

８０００北朝鮮ウォンで売られたと知りました。」

➢ ４６３

女性のなかには、北朝鮮の他の道（地区）で給料のいい農作業につけると信じ込ませるブローカーを装った人身売買者に接近され、同意して彼らと一緒にその道（地区）へ行く人もいる。北朝鮮では、移動の自由に制限があるため、自分の村や町以外を見たことがない人もいる。だから、この種の犠牲者は中国へ連れていかれて初めて、騙されたと気付くのである。

- ソウル公聴会で、調査委員会は飢饉で家族全部を失ったＣさんから証拠を得た。彼女は病気になるとすぐ、中国へ売られた。彼女は北朝鮮のほかの道（地区）で金を稼げる機会があるとだまされた。あとになってやっと気付いた。ほかの二人の女性と一緒に連れていかれて、川を渡り、事実、中国への国境をこえたのだと。川を越えて、３人を連れていった北朝鮮のブローカーは、彼女たちを中国人のブローカーに渡した。彼は、今度は中国人に彼女を売った。「私はその家に売られました。私は働き手として売られたのではなく、中国には、たくさんの未婚の男性がいました。彼らには女性が不足していたので、彼は私を妻にするために買いました。だから、私はお金を受け取っていません。北朝鮮では空腹でしたが、中国で、私は少なくとも飢えはしませんでした。」

- ジ・ヘオン A さんは、北朝鮮の他の道（地区）に仕事があると言った人身売買者にだまされ中国に連れて行かれたのでした。ソウル公聴会で、調査委員会の前で彼女は証言しました。「[ある男性が］私と近所に住んでいた少女たちに、言いました。［北朝鮮の］ゴサリで草を売って、お金を得られると。私は９歳の弟を置いて行きました。しかし、着いた時には、私たちは中国にいるとわかりました。私たちはある家に連れて行かれました。そこには５人の人身売買者がいました。緑の家の中にいたのはすべて男性でした。ブローカーは結婚できなかった年取った中国人男性に私たちを売ろうとしていましたが、私たちはどうしたらよいかわかりませんでした。」

➢ ４６４

一度中国に来たら、人身売買者と過ごした期間の長短にかかわらず、彼女たちは強制的に二つの選択肢の内のどちらかを強制された。中国人男性と「結婚」するか、性関連産業で働くか、である。これらの女性たちや少女たちは、中国警察から隠れなければならないし、言葉の壁のため、情報やサービスにも接近できず、弱い立場にいた。人身売買者はこの弱みを利用して、自分たちの利益のため、強制送還の恐怖を組織的に使って、女性たちを圧力下に置いた。そして、彼女たちの中国語は拙く、中国で法的

立場がないので、仕事も手に入れることができないし、（大韓民国へ陸路で出掛けようとすることもふくめ）自由に動くことはできないのだと言った。人身売買者は女性や少女たちが大韓民国へ渡る試みをするまえに、安全な避難所をもち、「１年くらい」中国語を学ぶ唯一の方法として、中国人男性との同居か性産業かの選択肢を与えた。人身売買者はまた、彼女たちはかなりの借金をしているが、給料の支払われる仕事はできないので、その借金を返すため、中国人に売られるか、性産業につかなければならないと言った。極端なケースでは、人身売買者は、女性が中国人男性と「結婚」するか、売春するか、どちらかに同意するまで、施錠された場所に彼女たちの意志にかかわらず、閉じ込められる場合がある。「ブローカー」が強制結婚や強制売春を設定する場合もある。しかし普通は、女性たちは仲介の人身売買者の拘留下に移される。性の仕事を選ぶ女性たちは、自分自身の職探しを行うことができるのではなく、性産業の業者に売られるのである。

- ソウル公聴会で、委員会は中国で北朝鮮の国民に手助けをしたキム・ユンファン氏から証言を受けた。キム氏は食糧危機と北朝鮮の政策の結果起こった人身売買ネットワークについて話した。

「過去に起こった人身売買の様式をみると、北朝鮮内でこれらの女性を探す人たちがいて、中国にブローカーがいる。北朝鮮で北朝鮮女性を集めた人たちは、そのあと、彼女たちを中国へ、ブローカーたち［人身売買者］に送る。中国で、これらのブローカーたち［人身売買者］は女性たちを、お金をもらって中国人に売る…人身売買は６，７年前がピークでした。女性たちは人身売買の被害にあっています。彼女たちは家族に食糧を与えるため、売られると［そしてすっとそれをやりぬくのだと］気付いていた人もいますが、嘘をつかれてだまされて売られた人もいます。」

- ある証人は自分も娘も飢えていたので、わかっていながら、中国に行くため、北朝鮮の人身売買者の仲介をさがしたと、説明した。その当時、２７歳だった証人は５０代の中国人男性に売られた。彼女は初めて到着した後、その男性とのセックスを拒否すると、ナイフでおどされた。

- 中国で北朝鮮の国民と働いたある証人は、中国の一人っ子政策のため、多くの強制結婚が起こっており、男女比の不均衡が起きていると言った。その証人は北朝鮮の女性が売春所に売られたいくつかのケースに介入したこともある。さらに、彼は言った。中国は人身売買を禁じているが、関連する法律を厳しく施行していない。

➢ ４６５

ブローカーの仲介なしで中国へ渡った女性たちや、人身売買者から逃げた女性たち、その女性たちに金を払った男性たちは、人身売買者に捕まりやすく、再び「結婚」や性の仕事に売られる。

- たとえば、人身売買者から逃げたある証人は電話をかけるため、電話会社に行った。電話をしようとしていた間に、別の人身売買者が来て、彼女を捉えた。電話会社のマネージャーが人身売買者に知らせたのではないかと彼女は思っている。

- ジ・ヘオンＡさんはさらに、中国警察から逃げた後、中国の通りで人身売買者に捕まえられたと証言した。「どこへ行こうとも、ブローカーに会いました。北朝鮮人のようだと思うと、彼らはブローカーでした。彼らは私たちに中国語でどこから来たのか、尋ねました。しかし、彼らは中国語で話しかけてきていたので、私たちが答えられないと、今度は北朝鮮語に変えて、北朝鮮から来たのではないかときかれました。私たちは再び捕まえられ、２０，０００か３０，０００中国元で売られました。」

- キム・ユンファン氏はまた、中国で北朝鮮の女性をつかまえて、彼女たちの意志に反して売るため、活動的に探す「人間ハンター」の行為についても話した。「北朝鮮女性を目的とした国境地域の周りに住む「人間ハンター」がいます。これらの「人間ハンター」は女性が国境を越えるのを待ち伏せして、捕まえて、彼女たちを中国に売るのです。」

➢ ４６６

女性たちは通常、強制結婚に売られる前に、少なくとも２回は売られる。というのは、人身売買者はおたがいに女性を売り買いするからである。北朝鮮に女性を連れてきた、あるいは北朝鮮で女性を捕まえた人身売買者は、通常、その女性を地方の家族に再び売ることによって、「結婚」をとりもつ仲介の人身売買者に売る。しばしば、このプロセスは将来の買主（「夫」）が彼女たちを点検するため、施錠された場所に閉じ込められることもある。

- Ｐさんは北朝鮮では食糧事情がひどかったので、生活費を稼ぐため、中国へ行くことを選んだ。しかし、結局売られることになってしまった。委員会は、彼女が一人の人から別の人へどのように渡され、彼女が捕まって、送還されるまで７年間一緒に住んだ中国人男性に売られるのかを聞いた。「[当時、国境越えは簡単ではありませんでした。] しかし、少なくとも、何もしないで北朝鮮で死ぬよりましだと思いました。少なくとも、中国へ行けば、生き延びる術があるだろうと思いました。たと

えば、すくなくともお金を稼ぐとか。しかし、ことは私が思っていたようにはなりませんでした。私たちは中国へ売られました。それは、北朝鮮でおこっていたのです。...私は売られたのだとわかりませんでした。人々はただ私を人へ手渡しただけなのです。」

- ロンドンで、パク・ジヒョンさんは、彼女の母親が中国のどこかで住む場所を必死で探していたとき、中国で結婚するよう彼女にすすめた。そしてその時初めて、彼女は実際売られたのだとわかったのだと調査委員会に話した。パクさんは中国人女性に彼女の「夫」を探すよう委任されていたことについて証言した。「私は「結婚」を成立させるため１ヶ月、中国人女性と一緒に過ごしました。多くの男性が、若きも老いも、私がふさわしい嫁か見るためにやってきて、動物園の動物のような気になりました。」

➢ ４６７

一度強制結婚に売られると、彼女たちが自分の意志で滞在して、性的搾取に従うのに十分従属的であるかわかるまで、強制的に（施錠もふくめ）ある場所に留められる。女性たちは性行為に従うことを期待され、彼女たちの「夫」とのセックスを拒否すれば、しばしば暴力もうけることになる。」極端なケースでは、女性たちはその家の他の居住者、たとえば兄弟や父親や息子などによっても性的に搾取されることもある。女性たちはまた、しばしば、家の仕事や農作業のような強制労働にも従わなければならず、ドメスティックバイオレンスをうけることもある。

- キム・ユンファン氏は中国で人身売買の犠牲者とかかわった経験から、中国で人身売買された女性や少女が被っている人権侵害について、委員会に話した。

「…これらの女性たちは中国の田舎の［男性に］売られ、人間以下の扱いを受けています。中国の田舎に売られた女性たちはとても深刻な普通ではない生活条件に苦しんでいます。彼女たちのたった２０から３０％がある程度暮らしていけると言っていました。しかしほとんどは想像もできない人間以下の扱いを受けていました。時々、彼女たちは性の奴隷として搾取されたり、「２４時間毎日」鎖でつながれ、拘留されたりしています。あるいは、たとえば、もし、この女性が息子に売られたら、その家族全体のなかの男性—父親、おじ、兄弟たちがこの女性を利用して、女性は家族全体の男性に性的に虐待されるのです。」

- 人身売買から生き延びた人が委員会に知らせた。

「私は身体障害のある男性に売られました。障害があるにもかかわらず、彼はわたしをしばしば、ぶちました。彼は朝鮮語を話しませんでしたし、私は中国語を話しませんでしたので、私たちは身振り手振りでコミュニケーションをとりました。私は６ヶ月家の中に閉じ込められました。私は自分がどこにいるのか、わかりませんでした。６ヶ月後、ついに彼は、私は逃げないだろう、私は働くだろうと信じ込むことができるようになりました。それから私は家から出ることができました。私は彼のベッドで寝て、はじめの日から、セックスをすることを期待されました。私は毎回セックスをしないよう頼みました。しかし、私が抵抗しようとすると、ぶたれたのです。彼は私に傷ができて、血を流すまで何かで私を打ったものです。私は妊娠可能時期には、病気だと言って、セックスをさけて妊娠しないようにしました。私は彼と話ができなかったので、彼が子供が欲しかったのかどうかわかりません。私はその人と３年間暮らしました。私といっしょに売買された他の８人の女性が住んでいたのと同じ地域で、です。」

- ソウル公聴会で、Ｃさんは彼女が売られた男性から受けた扱いについて、調査委員会に証拠をあげた。「私の「夫」は、１１歳年上でした。彼は、ひどい酒飲みで酔うといつも、私をぶったものです。たくさん殴られました。」

- ロンドンで、委員会はパクさんから彼女の「結婚」の状況について証言を得た。

「同じ村で、二人の他の朝鮮人女性が売られました。一人は二人の兄弟に共有されました。結婚するため男性は、私たちにお金を払いましたが、普通の生活が送れるものと思っていました。しかし、毎日屈辱的な経験をしました。その村は韓国人女性を動物のように扱い、村の人みんなが私たちを監視しているので、自由に動くことができませんでした。彼らは私たちをからかいました。私が一緒に住んだ家族は私に生理用ナプキンをくれませんでした。なぜなら、もしナプキンをもらったら、私が逃げるだろうと思ったからです。私は毎日水田で無理やり働かされ、実際、家の奴隷にされたのです。」

➢ ４６８

調査委員会は前述の方法で強制的に「結婚」させられた弱者の立場である女性たちのたくさんの説明を聞いた。強制結婚の現象は中国で、少なくとも国境地域では、かなり知られているようだ。ときには、売買された女性や少女に金を払った男性が、彼女が北朝鮮へ強制送還された後中国に戻ってから、その同じ人に２度金を払うこともあった。

- ある証人は２０１０年に北朝鮮を出て中国へ向かって初めて中国人男性と「結婚」した。彼女はのちに捕まって、２０１１年に北朝鮮へ送還された。尋問と拘留を経た後、家族がだした賄賂で逃げようとした。彼女が中国に逃亡して戻ったあと、人身売買者に捕まって、再び売られた。彼女のはじめの「夫」に連絡をとると、彼女の二人目の「夫」から彼女の解放のため、金が支払われた。

- 別の証人とその娘は北朝鮮を出て、中国に仕事を探しに行った後、中国人男性に売られるという経験をそれぞれ異なる機会でした。証人の強制結婚は娘の結婚の後、起こった。そして、「夫」から証人を解放するために金を払ったのは娘の「夫」であった。

➢ ４６９

中国にいる、文書で証明されていない北朝鮮の国民は常に、探し出され、逮捕され、北朝鮮に送還される恐怖を持っている。彼らは国中を自由に動けないし、生命の維持に必要なサービスも受けられない。彼らはいつも、彼らの存在を当局に密告するかもしれない新しい家の近所の人たちや不機嫌な家族の恐怖のなかにいる。これは特に、強制結婚や強制めかけ、強制的な状況で売春所に売買された女性や少女に特に蔓延する問題である。なぜなら、彼女たちは、彼女たちのために金を払い、彼女らを二級の存在とみなす人たちに監視される中、暮らしているからである。

- ある証人は彼女が売られた男性の家庭内暴力について調査委員会に話した。生活が恐ろしくて、逃げようとしたけれども、彼女はできなかった。彼女は言った。「私はその男性と３年間一緒にいなければなりませんでした。私は貯金して、出て行こうとしましたが、障害のある男性［すなわち「夫」］の父が私を警察に通報しました。」

- 文化大革命の間、中国の家族と一緒に北朝鮮へ移動した中国系韓国人の男性は中国で法的文書なしで生活する経験について調査委員会に証拠を提供した。（彼の中国人登録は長年の北朝鮮の居住の後、無効となった。

「もし、逮捕されたら、警察署に通常二日間留置され、それから拘留施設に送られる。しかし私はたったの一日で拘留所におくられたので、おかしいと思った。あとでわかったのだが、私のいとこのふたりが私を通告することをたくらんで、何度か警察に行っていた。しかし、警察は私の家族を知っているので聞くのを拒否した。私は出してもらうため、警察署でコネを使うことができないように直接拘留所に送られたのだと思う。私は三ヶ月、拘留所に拘留された。中国人の看守は私の立場に同情して、私に言った。「今度はもっと内陸に住みなさい。」そして「周りの人たちに気をつけなさい。」

➢ ４７０

売買された女性と少女は人権の深刻な侵害を被っている。彼女たちはおおかた、売買の間、そしてその後、性的、身体的、精神的暴力を受け、強姦や監禁を受けた。彼女たちは、商品のように扱われ、非人間的、自尊心を傷つけられる扱いを受けた。法の保護もなく、北朝鮮の国民は不正な行為を受けてもどこにもたよるところがない。強制結婚させられた女性たちはひどい家庭内暴力に苦しみ、殺されるのではないかと恐れている。彼女たちは、家庭内暴力を受けても、（人身売買のような）罪の犠牲者になっても、警察や国家保安部に助けを求めることができない。そのような保護の欠如や生きるためのサービスに近づけない状況は彼女たちをとても弱い立場に置き、たやすく搾取されやすくなってしまう。

- ある証人は委員会に説明した。「たとえ、中国で死んでも、埋められる場所さえありません。そこではなんの権利もありません。住民登録されていないのですから、たとえ「夫」が死ぬまで殴ろうと、何もやってもらえません。こんなことが起きれば、友達が遺体を引き取って、埋めてくれるかもしれません。私の友達の一人にこんなことが起こったのです。」

➢ ４７１

これらの恐怖に加えて、中国にいる北朝鮮の国民は基本的な健康サービスも受けられない。女性たちは妊娠中必要とされる健康サービスも受けられないし、出産中、産後の介助も得られない。彼女たちの子供の主たる（そしてしばしば唯一の）養育者であるにもかかわらず。子供たちを予防接種に連れていくことも、ほかの必要な医療サービスを受けることもできないのである。

（ii）北朝鮮から逃亡した、あるいは売買された母親から生まれた子供たちの状況

➢ ４７２

大韓民国国家人権委員会による２０１０年の調査では、およそ２０，０００から３０，０００人の子供たちが中国に住んでいる北朝鮮出身の女性に生まれている。中国にいる北朝鮮の女性の大半は許可なくそこに住んでいるので、彼女たちの子供たちは中国の慣習にしたがって、出生登録することができない。さらに、これらの子供たちの多くは、強制結婚や強制めかけもふくめ、父親は中国人男性である。彼らは、国籍法によって中国人国籍が与えられることになる。しかし、たいていの子供たちは、北朝鮮から逃亡した母親から産まれており、実際、この権利を否認される。なぜなら、出生を登録することは、文書で登録されていない移住者である母親の状態を暴露させてし

まい、強制送還に追い込まれることになるかもしれないからである。これらの子供たちは実際、国籍がないままである。こういった慣例はすべての子供は法的に名前と国籍を登録される権利があるとしている、児童の権利条約の第７条に違反する。

➢ ４７３

義務教育法によると、中国は国内に住んでいるすべての子供たちに国籍や人種にかかわらず、９年間の義務教育を与えている。しかし、学校に入学する手続きをするためには、子供たちが家族登録にはいることが要求される。中国の第２回ＵＰＲ（普遍的・定期的レビュー）のＮＧＯレポートは、「中国による強制送還の政策によって、難民である親へむけられた危険のため、多くの子供たちは親の発覚を避けるため、家族登録には入れない。だから、学校が入学に家族登録を要求する場合、子供たちは教育を受けられない」と記載し、そのＮＧＯレポートの前段では、「中国人の父親と近隣国からの難民である母親（あるいは両親ふたりとも難民である）の子供たちは中国政府によって認められない政策のため、極端に弱い立場にいる。中国政府は彼らを経済的移住者と考えることとしている。」と記載されている。

➢ ４７４

児童の権利条約の第２４条と第２８条に反して、結果的に国籍がなかったり、健康や教育というような基本的権利を否定されたりしていることに加えて、北朝鮮から来た母親から生まれた子供たちは、もし、母親が逮捕され、北朝鮮に送還されると、母親との離別に直面する。これは、児童の権利条約の第９条のもと、もし離別が子供にとって最高の利益でないならば、親から離されるべきではないという子供の権利に反している。委員会はこれの子供たちの福祉に深い関心を寄せている。

- ソウルの公聴会で、キム・ユンファン氏は調査委員会の前で、中国で生まれた北朝鮮女性の子供たちが直面する深刻な状況について証言した。「北朝鮮女性は時々中国で子供を出産します。が、今日、これらの新生児の人権は無視されています。中国は北朝鮮の脱北者と中国人男性との結婚を法的に認めていません。なぜなら、これらの北朝鮮の女性を保護することは中国では違法だからです。そして、しばしば結婚は、中国当局に登録されていません。だから、これらの子供たちの出生は中国では非合法であり、子供たちは教育などへのアクセスができないのです。もし、母親が、北朝鮮女性が、中国公安部に逮捕されて、北朝鮮へ送還されたら、もし、子供が北朝鮮女性から離されてしまったら、これらの子供たちはなんの保護もうけられませんし、中国当局からも認められません。これらのケースのような子供たちはたくさんいます。そして、脱北した北朝鮮女性のこれらの子供たちは、大韓民国によっても合法と認められないのです。」

➢ ４７５

報告されたところによると、違法に北朝鮮を出国した女性のなかには、中国でしばらく滞在したあと、居住許可証を取ることができた人もいる。一方、北朝鮮出身の女性から生まれた子供たちが居住許可証を与えられたケースもある。あきらかに、ある地域では、居住許可証は賄賂で手にいれることができる。ある証人が中国人男性との子供を持った彼女の娘について話した。ある時点で、彼は娘のために、中国人身分証明書を買った。大部分の女性と子供たちにとっては、これは簡単にできることではない。

- パク・ジヒョンさんが、強制結婚させられた「夫」によって中国で妊娠したとき、村の長が彼女に、もし、子供ができてもその子は正式に登録されないし、まともな医療も受けられないので、堕胎するほうがいいだろうと言った。彼女は調査委員会に説明した。「北朝鮮人が中国に売られて、中国で出産した場合、子供たちは公式に家族として登録することができません。なぜなら、中国では登録は母親の名前でなされるからです。北朝鮮女性の子供たちは、正式に登録されませんので、学校にも行けませんし、なんら個人的権利がそこではないのです。」

➢ ４７６

中国における子供たちの権利の欠如に加え、彼らはまた、母親と離別させられるかもしれない弱い立場にある。母親たちは逮捕され、強制送還されうるからだ。北朝鮮から逃亡した人たちは、もし、送還されれば、直面するであろうひどい取り扱いを知っているので、彼女たちは普通、もし送還されれば子供たちをひどい取り扱いや死から守るため、彼らを置いていく以外選択の余地はない。

- パクさんはそのようなジレンマに直面した。パクさんはまた、置いて行った子供ともう一度会うのがどんなにたやすいことではないかを説明した。彼女の場合、息子と再会するのに数ヶ月かかった。彼を連れに行った時、彼はまるでストリートチャイルドのように見えたことを思い出す。彼は、やせていて、不潔で地面の食べ物をひろった。彼はその父親と父方の祖父母といっしょにいたのだけれども、祖父母はほとんど食べ物を与えず、彼はずっと飢えていたのだと彼女は思っている。

- パクさんは息子と再会できたことをとても運がよかったと思った。他の人たちは子供たちと再会するのに大変な困難に直面していると思っている。「北朝鮮の母親から生まれた子供たちはＩＤを持っていません。だから、彼らは学校に行けません。母親が逮捕されて、北朝鮮に送還されると、彼らは文字通りホームレスになります。母親たちが大韓民国に行って、子供たちを連れて行こうとすると、男性のなかには

子供を使って、母親たちを恐喝して金をゆすり取ろうとするものもいます。[彼らは言う。]「これだけ送ってくれば、子供を送る」。しかし、彼らはけっしてしません。女性たちは逮捕され、送還されるのをおそれて、自分たちでそこには行けないのです。」

- Ｃさんはソウル公聴会で調査委員会の前で証言をした。彼女は売られた先の中国人男性との子供を出産したが、逮捕され、送還されたとき、子供を置いていかなければならなかった。彼女は北朝鮮で拘留され、服役していた間中、子供から引き離されていた。彼女が子供と再会できたのは、二度目に北朝鮮から逃亡しようとしたあとである。中国での数ヶ月後、彼女は大韓民国へ行こうと決心した。しかし、父親が子供の保護を放棄したがらなかったので、再び、子供を置いていかなければならなかった。彼女は父親も大韓民国に来るか、あるいは子供を放棄するよう納得させなかったら、いつ子供と再会できるのか確かではない。

➢ ４７７

２０１３年１２月１６日付の手紙に表現された、この問題に関する調査委員会の懸念にこたえて、ジュネーブで中華人民共和国代表部は語った。「中国政府は調査委員会によって述べられている、北朝鮮女性とその子供たちに関するケースは見出していない」調査委員会はそのようなケースがたくさん存在するのを見出しているし、中国当局が、調査するプロセスで明らかになるだろう。

３．自国へ戻る権利と家族への権利

➢ ４７８

移動の自由の権利はまた、自国への帰還の権利を伴う。人権委員会によると、市民的及び政治的権利に関する国際規約の１２（４）条にある「自分自身の国」の範囲は、国籍についての自分の国の概念より、広義である。その範囲は少なくとも、ある国に関して、特別な繋がりや要求のため、単なる外国人であると考えられない個人を含む。自分自身の国への入国の権利の剥奪がもっともであり、恣意的ではないという状況はたとえあったとしても、まれである。

➢ ４７９

今日北朝鮮である領土で生まれて、大韓民国に住んでいる何十万人の人々は北朝鮮の自宅を再訪問する機会を与えられてこなかった。大韓民国中央統計局による１９５５年の人口と住宅調査によると、全人口のうち、７３５,５０１人が北から来た（朝鮮戦争の前とその最中)。１９９５年に、北で生まれたという大韓民国にいる人々は４０３,

０００人であり、２０００年には３３５,０００人、２００５年には、１６１,６０５人である。統一研究院は、特に２０００年以降、彼らの多くは高齢で亡くなったとしている。同じ運命が、朝鮮戦争の前あるいは最中に南から北へ来た人たちによって、経験されてきた。２０１３年のおわりに、離散家族のための国連広報センター（大韓民国統一省、韓国赤十字、以北五道委員会によって設立、運営されている）「離散家族」は１２９,２６４人（７１,４８０人生存中、５７,７８４人死亡）

➢ ４８０

調査委員会は市民的及び政治的権利に関する国際規約の第２３条で守られている家族への権利に違反して、北と南に分かれた家族全体が６０年以上、お互いに会ったり、手紙を交換したり、電話で話す機会を持っていないと認識している。

➢ ４８１

離散家族の短期間の再会交渉が１９７１年に北朝鮮と大韓民国の両方の赤十字の間ではじまった。その時以来、大韓民国はこれらの交渉を進めることに重点を置いてきたが、この要望が北朝鮮に報いられることはなかった。最初の家族再会は、１９８５年に実現した。両国から５０人の人々が、親戚を訪問するため、国境を越えた。その後、交渉は金大中と金正日の重大なる２０００年のサミットまで滞った。２０００年から２０１０年まで、4,３２１家族が参加した１８回の家族再会があった。再会プログラムは２０１０年１１月に北朝鮮が大韓民国の延坪島を砲撃したことから生じた南北朝鮮の関係の悪化により、中断された。

➢ ４８２

２０１３年８月、朴槿恵大韓民国大統領が新しく就任したことにより、北朝鮮と大韓民国との関係が明らかに改善され、その週以降、プログラムが復活された。家族再会は韓国の感謝祭（Chusok）の直後、９月２５日から３０日が設定された。両国から１００人が北朝鮮の金剛山のリゾートで再会を予定した。しかし、家族再会が行われるほんの数日前に、平壌はソウルを非難して、再開の無期延期をアナウンスする声明を出した。２０１４年、金正恩がソウルと平壌が改善された関係にむかって好ましい状態を作れるよう促す新年の演説を行ったあと、パク大統領は、ほかの行動のなかでも、離散家族再会プログラムを再開することを提案することによって、応じた。

➢ ４８３

そのような家族再会は常に、感情的に動かされる催しである。プログラムの中断中でさえ、赤十字は申請を受け続けた。２０１３年１２月現在で、７１,４８０人が、愛する離散家族に会う機会を求めて、ウエイティングリストに載っている。この数字の中

から一回に、たったの１００人が抽選で選ばれて、つかの間の再会をするチャンスを得られる。時にはビデオでのこともある。まぶしいメディアのスポットライトのもと、つねに付添人に伴われ、その後二度と会えないのである。離散家族のための統一情報センターに２０１２年の終わりに登録された人たちの７９％が７０歳以上である。再開プログラムが中断される年が過ぎていくことは、一時的にでも再開できる家族がますます減っていくことを意味するのである。

➢ ４８４

国際法における明白な義務はさておき、調査委員会は、高齢者世代の願望や必要性に対する人間的配慮や尊重の原則が要求するように、そのような家族再会は関係のない政治的理由で遅れるべきでない、と結論づけている。

４．調査委員会の主な調査結果

➢ ４８５

教化及び国家が割り当てた社会的階級を基礎にした差別の体制は、国民同士の接触及び外界との接触から国民を隔離する政策によって強化、保護されており、移動の自由に対する権利を全面的に侵害している。

➢ ４８６

北朝鮮においては、居住すべき場所及び働くべき場所を国家が強制し、国民の選択の自由を侵害している。違反は刑事罰に処される。さらに、国家が指定した居住地及び雇用の強制的な割り当ては多分に社会的階級を基礎にして行われる。これが、社会経済的及び物理的に隔離された社会を創り出してきた。指導部に対する政治的忠誠があるとみなされた人々は良好な場所で生活し、働くことができる。一方、政治的に疑いがあるとみなされた人々の家族は周縁地域に追いやられている。特別な地位にある平壌は、国家に最高の忠誠を誓った者のみに割り当てられ、この差別待遇制度を例証している。

➢ ４８７

国民は当局の許可がなければ、一時的に居住している道を出ることも、国内を旅行することもできない。社会及び家族の結び付きを犠牲にして、全く異なる複数の居住状況を維持し、情報の流れを制限し、国家統制を最大化したいという強い願望が、この政策を後押ししている。この政治体制は、１９９０年代の食料危機のピーク時に、食料や生計、基本的サービスへのアクセスに特に悲惨な影響をもたらした。

➢ ４８８

平壌の「純粋」かつ穢れのないイメージを保つ試みとして、国家は組織的に、家族の１人が重大な犯罪又は政治的不正とみなされる行為を犯した場合、家族全員を平壌から追放する。同じ理由から、平壌やその他の都市に、主に食料を求めて隠れて移り住んだ多数のストリートチルドレンは逮捕され、強制的に故郷の道に送還される。戻っても世話をされることはなく強制的に施設に収容される。

➢ ４８９

北朝鮮は事実上、一般国民の海外旅行を完全に禁止している。このようにして、国を離れる権利が侵害されている。この禁止命令は、厳しい国境警備により執行されているが、国民は未だ、脱出の危険を冒している。脱出先は主に中国である。逮捕又は強制送還された場合、北朝鮮当局者が組織的に、迫害、拷問、長期間の恣意的な拘束を科し、時には度を超えたボディチェックなど性的暴力を加えることもある。妊娠している女性が送還された場合には必ず強制的に堕胎させられた。それは、中国人に対する人種差別的な態度、及び国を出て深刻な罪を犯した女性により重い処罰を科すとの意図に基づいて行われている。生まれた赤ちゃんは、当局によって殺される。韓国当局者若しくは国民又はキリスト教会と接触したことが見つかった者は、おそらく強制的に政治犯収容所に「失踪」させられるか、一般収容所に収監される。また、即座に処刑されることさえある。

➢ ４９０

送還された者には深刻な人権侵害が待っているにもかかわらず、中国は、不法に国境を超えた北朝鮮国民を強制送還するという厳しい政策を追求している。中国は、こうした者は経済的（及び不法）移住者であるとの見方に従って、これを実行している。しかし、国境を超えた北朝鮮国民の多くは、迫害から逃れた難民又は後発難民と認められるべきであり、その結果、国際的な保護を受ける資格を有する。調査委員会は、中国もまた、北朝鮮国民を強制送還することで、国際難民法及び国際人権法下におけるノン・ルフールマンの原則を尊重する義務を怠っていると認識している。場合によっては、彼らの危険を知りつつも、中国当局者が北朝鮮当局のカウンターパートに逮捕者に関する情報を提供していると思われる。

➢ ４９１

北朝鮮における女性に対する差別、その脆弱な立場、並びに追放及び送還の可能性のため、女性は人身売買の被害に非常に遭い易い。北朝鮮の多くの女性が、無理矢理結婚若しくは内縁関係にさせる、又は強制的に売春させる目的で、強制的あるいは騙されて北朝鮮から中国へ売られ、又は中国国内において売買されている。現在中国には、

北朝鮮人女性の子供が 20,000 人いると推定される。この子供たちは出生届、国籍、教育、医療の権利を剥奪されている。現在の中国の政策では、出生を登録することにより、母親が中国による追放及び送還のリスクに晒されるためである。

➢ ４９２

調査委員会はさらに、北朝鮮は繰り返し、他国、この場合は韓国と、特別なつながりを持つ国民、又は関係があると主張する国民が、韓国に戻るか、或いは長く離散している家族に会うための便宜を享受する権利を尊重する義務を怠っていると認識している。どこにいようとも、現代の技術を使用して旅行し、会話することを当然のことと見做している時代において、韓国の親戚との接触及びコミュニケーションを阻止するために北朝鮮が実施している激しい妨害工作は、国際人権法下の国家の義務に違反しているだけではない。こうした制限は、恣意的かつ冷酷であり、非人道的である。関係者が高齢になっていることを考え合わせると、特に、一度合意された離散家族の一時的な再会が全く説得力のない理由で中止された場合に顕著である。

Ｄ．食料の権利及び生存権に関する侵害

➢ ４９３

妥当な食料への権利は、世界人権宣言第２５条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(ICESCR)第１１条､児童の権利に関する条約第２４条並びに第２６条、その他人権に関する国際条約の中で明記されている。

➢ ４９４

社会権規約委員会（ＣＥＳＣＲ）は、食料への権利は「すべての男女および児童が、単独であれ社会の一員であれ、いかなる場合においても物理的かつ経済的に妥当な食糧を入手すること、すなわち食糧調達手段を有することによって実現する」と述べている。食料への権利に関する特別報告者は、この権利について次のように述べている。

定期的、永続的かつ自由に、直接あるいは経済的な購入によって、自らの文化的伝統に則し、個人および集団として、肉体的にも精神的にも満たされ、恐怖から解放された尊厳ある生命を保障する、量的にも質的にも必要妥当な食糧を入手する権利である。

➢ ４９５

食料への権利は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ＩＣＥＳＣＲ）によって、１）実現可能性、２）経済的利便性、３）物理的利便性、４）妥当性という要件で定義されている。妥当な食料への権利に関する実現可能性は、土地その他の

天然資源から生産物を自ら直接供給する可能性、あるいは流通、加工、市場システムを通じて、需要に応じて生産地から消費地に食糧を輸送する可能性に関連している。利便性は、経済的かつ物理的な食料の入手が保証される必要がある。経済的利便性（支出可能性）とは、個人または世帯が日常の妥当な飲食のために食料を手に入れる資金的支出は、その他の基本的ニーズが脅かされたり拘束されたりすることのない水準で行われるべきことを意味している。物理的利便性は、食料はすべての人が入手可能であるべきであり、それには食料を手に入れるために外出することが難しい児童、病人、障害者、高齢者など物理的弱者も含まれることを意味する。同様に食料の入手は遠隔地の居住者、武力紛争の犠牲者や自然災害の被災者、収容者にも保障されなければならない。妥当性は、入手した食糧が、一人ひとりの年齢、生活状況、健康、職業、性別などを考慮して日常の飲食を満たすものでなければならないことを意味する。例えば、仮に児童の食料が肉体的精神的成長に必要な栄養を含んでいなければ、妥当ではない。食料は、人間が食べても安全であり、人体に有害な物質が含まれてはならない。同様に妥当性を満たす食料は文化的に許容されるべきである。

➢ ４９６

「すべての者が飢餓から免れる基本的権利」は、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ＩＣＥＳＣＲ）第１１条（２）に明記されている。市民的及び政治的権利に関する国際規約（ＩＣＣＰＲ）第６条は、すべての者が固有の生存権を有するものと理解されており、特に栄養不良をなくすための指標として採用される平均余命が伸びる状態が同様に求められている。この２つの権利は密接に関係しており、児童の権利に関する文脈においても同様である。

➢ ４９７

食料への権利は包括的な権利である。この権利は、必要最低限のカロリーやタンパク質、他の栄養素といった議論に留まらない。同様に、食料への権利は、単に既にある物資の入手に関することではない。そのため、「飢饉」に関する議論も、食料不足や救済の技術的手段といった理解に留まらない。

➢ ４９８

調査委員会の入手した情報によると、北朝鮮の飢餓は、１９８０年代の終わりに始まり、１９９０年をピークに１９９０年代の間続いたという事実が示されている。マンデートに従い、調査委員会は、食料への権利と関連した人権問題に注目し続けてきた。つまり飢餓により人々が苦しみ死んでいく原因と、誰がこの状況を招いたかという責任の所在について。現在の報告書で、調査委員会は「飢饉」、「飢え」、「飢餓」を同じ意味で使い、妥当な食料を入手できない状態、つまり健康を害し死を招く可能性のあ

る食料の欠乏と定義する。この用語の使い方は、生存、妥当な食料、高度に達成された健康の基準に対する権利に関連する国際的な義務に関する領域での考察とも相容れるものである。

➢ ４９９

調査委員会は、北朝鮮内部および北朝鮮に関するデータと統計の信頼性に関して、懸念を示している。調査委員会は、これらのデータおよび統計が、証言、専門家の意見、および相互参照を土台として、妥当な確証に基づいて作成されているかどうか注意を払ってきた。

１．北朝鮮における食料の実現可能性、妥当性および支出可能性

（a）１９９０年代初頭までの状況

➢ ５００

北朝鮮経済は、これまで生産手段は国家が所有し、中央集権的な計画経済、自給自足経済という主体思想という原則に基づいていた。北朝鮮憲法第２５条（３）には「国家は全労働者階級に対して衣食住を供給する」と明記されている。

➢ ５０１

地理的歴史的理由によって農業は朝鮮半島南部に集中する傾向があった。半島南部は気候が温暖で耕作地の大多数は朝鮮半島南部に位置していた。一方半島北部は、寒冷であり、土地も痩せ山地が多く、元々は工業が主であった。朝鮮戦争以降、北朝鮮は自給自足によって食糧の安全保障を確保する戦略を推し進めてきた。自給自足を達成するために、政府は３つの基本戦略を採用した。１）農地を拡大すること、２）作物の転換、すなわちイモ類や雑穀類のような伝統的な作物からコメやトウモロコシのような収量の多い穀類へ栽培を転換すること、そして最も重要な戦略は、３）農業生産に工業的手法を当てはめること、であった。１９６０年代を通じて、金日成は国家的農業開発のフレームワークを発表した。これは「機械化」「化学化」「灌漑」「電化」という四原則に基づくものであった。北朝鮮の農業事情は自給自足向きではない。１，２００万ヘクタールの国土のうち耕作可能な面積は１４パーセントに過ぎず、国土の８０パーセントは山地である。更に北朝鮮は、目指す農業に必要な農機具や燃料といった工業的要素が欠落しており輸入に頼らざるを得ない状況にある。それ故に、自給自足を謳いながらも、最初から北朝鮮は海外からの援助に過度に依存する体制を選択した。

➢ ５０２

北朝鮮経済の脆弱性は、１９９０年代半ばに破綻する前から明白であった。北朝鮮での食料難の最初の兆候は１９８０年代後半に始まった。１９８７年から、自国経済の混乱によりソ連は北朝鮮に対する経済支援、貿易、投資の削減を始め、それにより北朝鮮の経済環境の風向きが変わった。ソ連との貿易は、少なく見積もっても、１９８８年の北朝鮮の総貿易額の３／５は占めていた。例えば、ソ連から北朝鮮に輸出された石炭・石油は、実質的には国際市場価格よりも安価に提供されていたのである。

➢ ５０３

ソ連崩壊後、北朝鮮の輸入する石油・石炭は、標準的な国際取引価格で国際通貨による決済を行わなければならなくなった。対外債務がデフォルトし、北朝鮮は外貨獲得が制約されることになった。

➢ ５０４

ソ連の援助がなくなり、北朝鮮の農業に必要な生産要素の投入は減少し、結果北朝鮮の食料生産は減少した。一時的に、中国がソ連崩壊によって生じた隙間を埋め北朝鮮の重要な援助国となった。１９９３年までは中国は北朝鮮の石油の７７パーセント、食糧の６８パーセントを供給し続けた。ソ連への依存は事実上中国への依存に取って代わった。しかしながら１９９３年に中国は自国の穀物不足と外貨需要に直面した。それによって北朝鮮への援助は急激に削減された。１９９２年と１９９３年の中国から北朝鮮への穀物の出荷量は報告によれば平均約８０万トンだった。１９９４年にはそれが２８万トンを下回ったが、これは中国が北朝鮮への主要穀物出荷の資金を「友好という大義名分」で不本意ながら融通した結果である。

（b）国家の食料配給制度

➢ ５０５

北朝鮮憲法第２５条（３）には「国家は全労働者階級に対して衣食住を供給する」と明記されている。経済全体が国有化されているため、北朝鮮人民に妥当な食糧を提供することは、国家の義務であることを示唆している。

➢ ５０６

北朝鮮の食料割当の仕組みは、２つの制度で構成されている。配給制度および集団農場での配給メカニズムである。理論上は、非農業部門の世帯は配給制度によって国家に食糧配給を保障されている。各道の行政・経済指導委員会は非農業部門の国民を賄う食糧供給の責任を負っており、それぞれが独立して集団農場の配給手続きを取りま

とめることになっている。しかしながら、中央政府は全国的な配給ノルマを掲げ、そのノルマを達成するために各道の食料取引に割り振っている。

➢ ５０７

集団農場の労働者は配給制度を利用できない。集団農場には、村内全ての農家世帯、土地、農業生産資本、社会資本が組み込まれた。農場に属する世帯は形式的には集団農場のオーナーとなっており、農場に属する世帯は政府から給与は受け取らない。その代わりに農場の生産物から食料配給を受けるものとされた。国レベルでの農業公社である国家管理委員会は、穀物の選定、生産物の分配、農場の取引を含め、集団農場に関する全ての事項を決定する。配給制度のように、集団農場は各農家世帯に対する標準的な配給制度と位置づけられている。成人の農業労働者に対する配給は、通例では重労働の工業労働者の配給制度に相当する。集団農場の配給メカニズムでは、秋の収穫が終わって直ぐに農家に年１回１年分の配給が行われた。それに対して非農業部門の国民は、配給制度によって月２回の配給を受け取るものとされていた。この仕組みでは、集団農場は、豊作で農家が標準的配給量以上の穀物を受け取る場合は、余分の買上を行う農業公社に売り、不作で標準的配給量を下回る場合は、不足分を自治体基金からの融資または助成という形で提供されるようになっていた。

➢ ５０８

配給制度の下での理論的な配給量は労働力とその他の生産要素に依存していた。例えば平均的な成人労働者は１日あたり７００グラムの穀物の配給を受け取っていたが、主婦は３００グラムに過ぎない。肉体的な重労働をする人（鉱夫など）が最も多く１日９００グラムの配給を受け取っていた。コメは他の穀類よりも栄養価が高いのだが、配給におけるコメの割合の多くは居住地域に依存していた。国家的に重要な職種であればあるほど、コメの割合が高くなっていた。

➢ ５０９

配給制度は１９９０年代半ばに崩壊する前でさえ漸次配給目標を達成出来なくなっていた。下図は１９９５年からの食糧配給料の落ち込みをまとめたものである。１９７０年代には配給量は標準的な成人の必要量を満たしていたように考えられるが、１９８７年から配給量は減少した。

	基準	標準的労働者に対する配給量
１９５５	基本の計算式に準ずる:重労働の労働者（１日９００グラム）から子供（１日３００グラム）	１日７００グラム･年間２５６キログラム

１９７３	月４日分を控除(いわゆる「戦時備蓄」によって平均１３パーセント控除された)	１日６０８グラム･年間２２２キログラム
１９８７	１０パーセントを控除 (いわゆる「愛国穀物」)	１日５４７グラム･年間２００キログラム
１９９２	成人の配給量から１０パーセントを削減	１日４９２グラム･年間１７９キログラム

図表１　１９９４年以前における北朝鮮人民共和国の食料配給量の変化

➢ ５１０

１９８０年代末が北朝鮮の飢饉の始まりであると考えられる。１９８７年に、１９７３年以来安定していた配給制度の配給量が１０パーセント減らされた。１９９０年代には配給は急激に当てにならなくなった。

- ある証人は、１９８７年の羅先で飢餓を初めて目にした。「女性が餓死した。党は、彼女は心臓発作で死んだと発表した。」

- 別の証人は次のように明言している。１９９０年代初頭までは１５日毎の配給は安定していた。ある時の配給は全粒粉、トウモロコシとジャガイモだった。分量は受け取る人によって違っていた。例えば労働者は７００グラム、学生は５００グラム、扶養家族は３００グラムだった。

- また別の証人は、１９９１年から１９９２年に初めての食糧不足を経験したと証言した。

➢ ５１１

１９９１年に北朝鮮政府機関は「一日二食」キャンペーンを展開した。これは人民に更なる配給カットを受け入れさせることを意図したものであった。１９９２年には、軍人と重工業労働者を除いて、配給制度の配給量が更に１０パーセントカットされた。

- 元士官だった軍人は次のように明言している。軍の食糧は１９９０年代前半に不足するようになった。１９９１年にはコメの愛国的寄付キャンペーンが展開された。それは各家庭に１０キログラムのコメを節約して政府に返納し、軍に回すように要請するものであった。

（ｃ）１９９０年代の飢餓と大量餓死

➢ ５１２

食料事情は悪化し続けていた。伝えられるところによれば、１９９３年には食料を求める暴動が発生した。北朝鮮は緊急食料支援を求めてアジア諸国とのあいだで外交交渉を開始した。１９９４年から一部の国民に対する政府の対応はますます厳しいものとなった。北部４道（咸鏡北道、咸鏡南道、両江道、江原道）で配給制度が中止された。更に既に農民に支給した年間の配給から５キログラムの穀類を回収するキャンペーンが展開された。結果的に、多くの北朝鮮市民が食料を求めて中国およびロシアに脱北した。

➢ ５１３

北朝鮮当局は当初国際支援なしに解決できないであろう問題の存在を否定した。大量餓死という明白な現実の直面し、当局の態度は徐々に変化した。１９９５年４月に、北朝鮮当局は国外ＮＧＯより食料支援を受け取ると発表した。１９９５年５月に金泳三韓国大統領は北朝鮮に対し無制限の食料支援を提供する用意があると公式に表明した。その月の終わりに、北朝鮮政府は食料不足に陥っていることを認めた。北朝鮮政府は韓国および日本に食料支援を要請した。同様に米国に対しても援助を求めた。

➢ ５１４

自然災害も食料生産の実現可能性を悪化させた。１９９５年７月３０日から８月１８日の間に発生した集中豪雨による洪水で北朝鮮は荒廃した。１９９５年８月３１日、国連人道援助局は初めて、北朝鮮が国際的な援助を要請するという声明を発表した。１９９６年には更に多くの洪水が発生し、その後「長い春が続いた歴史的な干ばつ」があった。自然災害の結果、「農業セクターの大規模な荒廃」と１５０万トンの穀物を喪失したと国連は報告した。更に国内の輸送システムも影響を受け、多くの北朝鮮国民に食料の配送が阻害された。

➢ ５１５

しかし時系列的な矛盾があるにも関わらず、北朝鮮は洪水が食料危機の主因という主張を繰り返した。餓死は１９９５年の洪水以前に既に問題化していた。日本の島内憲報道担当外務参事官は１９９５年９月に次のように強調している。「この洪水発生前の時点において、わが国としては、既に相当深刻な食料難に陥っていた北朝鮮側からの要請を受けて、人道的観点から計３０万トンのコメを供与することを決定した。」

➢ ５１６

調査委員会は、この期間に餓死に直面し肉親や子供達の死を目撃した人々から多くの

証言を得た。飢餓を被った人々から多くの証拠を受け取り、この期間の間にそれらの親族の死と子供に立ち会った人々は、生き延びるために絶望的な行為を受け入れた。草の根っこでお粥を作ったり、若い松の枝の樹皮の内側を調理した人もいた。収穫後には、イネの根っこを集めてトウモロコシと一緒に粉にして麺にした人もいた。このような粗末な代用食をたべることで、慢性的な消化不良を起こし、ひどい場合は死に至った。

- ソウルでの公聴会で、Ｃさんは次のように証言している。「私の父は栄養失調で死にました。それは１９９６年２月１６日の早朝でした。１９９７年の４月には、姉と妹が餓死しました。そして１９９８年には弟も死にました。」

- ワシントンでの公聴会で、チョ・ジンヘ氏は１９９０年代の飢饉で彼女と家族が経験した栄養失調の状態を説明した。彼女の姉妹２人祖母も餓死した。「弟が生まれたとき、祖母は弟を本当に殺そうとした。母の栄養状態が悪くお乳が出なかったからです。「お願いだからこの子を殺さないで」と祖母に懇願していました。私は弟の面倒みなければなりませんでした。私と時々祖母は、弟をおんぶして泣き止むまであやしていました。しかし前にも言った通り、食べ物がないので弟が泣き止みませんでした。弟は私の腕の中で死にました。何も食べることが出来なかったからです。私がよく弟をだっこして面倒見ていたので、弟は私を母だと思っていたに違いありません。私が弟に水を飲ませるとき、弟はよく私の顔を見て微笑んでいました。」

- ロンドンでの公聴会で、チェ・ジョンファ氏は次のように述べている。「１９９０年代、私が軍から戻って５ヶ月のうちに、兄が死んだ。翌年には弟が死んだ。その下の弟は餓死した。…後ほどお話しましょう。」飢餓で死んだ３人の兄弟を埋葬しなければならなかった彼は、北朝鮮は何かおかしいと思った。「兄は５０年代の朝鮮戦争生き抜いた。なのに、なぜ（１９９０年代に）死ななければならなかったのだろう？なぜ私の兄弟は平和な時代に死ななければならなかったのだろう？」

- ある女性は１９９５年以降の咸鏡南道の食料事情を説明した。彼女の父親は１９９５年２月に死んだ。彼女の２人の姉妹は栄養失調だった。彼女は次のように述べている。「姉は最期に麺を食べたがっていた。だけどたった一杯の麺を買うお金すらなかった。姉は１９９７年に死んだ。妹はその１ヶ月後に死んだ。妹は最期にパンを１切れ食べたがっていた。弟は１９９５年からクーウォン（Koowon）炭鉱で働いていたが、身体が弱く解雇された。弟は家に帰る途中の汽車の中で、栄養失調で死んだ。弟の遺体は私が見つけた。」

- ソウルの公聴会で、Ｐさんは、近所の家の５人の子供が餓死したと語った。また近所の何人かは山の中に食べ物を探しに行って毒キノコを食べて死んだとも語った。

- キム・グァンイル氏は「大飢饉」についてソウルの公聴会で次のように説明した。「昨日のことのように鮮明に覚えている。１９９０年代、特に咸鏡道では、飢饉は１９９４年に始まった。ある日（近隣住民が）８０人死んだ。死者が多すぎて棺が足りなかったので（伝統的な埋葬用の板を）借りてきて土葬した。墓碑にする木材すらなかった。それだけ多くの人が死んだということだ。」

- ソウルの公聴会で、Ａ氏は１９９７年から１９９９年の期間を、苦難の時期「大飢饉」と表現した。彼によると、その期間配給は止まっていた。

- チ・ソンホ氏はどうして１９９６年３月に左手と左足を失ったか語った。当時彼は飢えており食べ物や食べ物を買うお金を探しまわっていた。彼は石炭を集めて売るために走っている汽車に乗ったのだが、何日も食事をしておらず汽車から落ちて轢かれてしまい、左の手足を切断した。チ氏は１９９０年の冬には彼の家には食べるものが何もなかったと語った。「私たちは、木の皮も食べた。白菜の根っこも食べた。だがそれでは足りなかった。次第に祖母や身体の弱い者たちは動くことができなくなった。」

➢ ５１７

１９９６年初頭には、北朝鮮当局は、配給制度による配給を翌年５月まで停止すると公式に発表した。伝えられるところによれば、１９９６年には国民の３０パーセントが野山に自生する食べ物で飢えをしのいだ。１９９７年には配給制度はわずか国民の６パーセント分しか供給できなかったと推計される。１９９８年には、政府はその年ほとんど食料の供給ができなかった。１９９８年１月、各世帯は以後、配給制度に頼らず自前で食料を調達することが義務付けられたとの公式発表があった。国の食料事情の急速な悪化は、国連主導の住民栄養実態調査にも反映されている。この調査は１９９８年１２月に発表され、児童の１６パーセントが極度の栄養失調状態にあり、６２パーセントが慢性的な栄養失調であることを示している。

➢ ５１８

多くの聞き取り調査から、配給が止まり食料を受け取れなくなった人々は、他の手段で食料を手に入れるしかなかったことが明らかになった。その手段には物乞いや政府当局にすれば違法な活動に従事することも含まれていた。

● ソウルでの公聴会で、Ｃさんは、咸鏡南道では公的分配制度（ＰＤＳ）による配給は１９９４年に停止したと語った。

● ソウルの公聴会で、キム・グァンイル氏は咸鏡南道の食料配給について次のように説明した。「１９９６年には、私は自由が必要だと実感した。政府がコメや食料を与えているから、私はやるべき仕事をすべてやった。１９９６年まで続けたが、１９９６年には配給が止まった。そして商売や、犯罪、盗みをする者が現れた。」

● １９９５年に配給制度が止まった時、証人の１人は闇市場で商売を始めた。彼女は夫の教え子の親のところまで行き食料を要求した。

● 別の証人は、北朝鮮の人民が生きるために何でもかんでも売っていたと証言した。その中には政府専売の薬や銅線を盗んできて売っているものも含まれていた。この証人は多くの人が気づいていた苦境を次のように表現している。「北朝鮮の法律に従えば生き延びることは出来ない。しかし法律を破っていることが見つかれば、逮捕されて命を落とす。」

● 東京での公聴会で、サイトウさんは生き延びるために全国至る所で銅線を販売していたことを説明した。この商売は違法なので、汽車に乗って銅線を運ぶためには目立たないようにしなければならなかった。斉藤氏は銅線を服の裏に縫い付けた。重くて着づらかったが大体は乗務員の目をごまかすことができた。彼女は委員会に彼女が目撃した、ある若い女性のとった信じられない方法について語った。

「私の前に、２０歳位の若い女性が赤ん坊おんぶして立っていた。彼女もまた何かしらの商売のためにここにいて、帰る途中なのだと私は思いました。確かに、北朝鮮では多くの人が食料不足で本当に苦しんでいましたが、北朝鮮の人は本当に親切でした。心の中に優しさを秘めています。この赤ん坊をおんぶした女性は、私の前に立っていましたが、赤ん坊が押しつぶされないようにと気をつかっていました。乗客は彼女を助けてあげようと思って『赤ちゃんが潰されないように気をつけて』と声をかけていました。」

斉藤氏と赤ちゃんを連れた若い女性は、警官によって汽車を降ろされた。斉藤氏は自分が銅線を運んでいるので警官から職務質問を受けるのは理解できたが、若い女性がなぜ自分と同じように職務質問受けたのか理解できなかった。

「彼女は赤ちゃんをおんぶして小さなバッグを１つ手に持っているだけでした。だか

ら私はなぜ彼女が捕まったのか不思議でした。しかし、私が待たされている間に警官が戻ってきましたが、今度は警官は誰も連れていませんでした。捕まったのは私と彼女だけでした。私が『お子さんに何か食べさせなくて大丈夫？ずいぶん時間が経っているけど。』と彼女に尋ねると、彼女は『大丈夫。』と答えました。私は本当に不思議でした。汽車に乗ってから６、７時間経っているのに赤ちゃんがおとなしかったからです。

取り調べが終わって、警官が女性に赤ん坊を机の上に下ろすように言うと、突然女性は泣き始め、私には理由が分かりませんでした。その女性は赤ん坊下ろすことなく泣き続けていました。警官も私と同じように理由が分かりませんでした。その女性は洋服とおんぶ紐で赤ん坊を背負っていたのですが、彼女は赤ちゃんを降ろし、テーブルの上に寝かせました。その時、私はその赤ちゃんが実は１８ヶ月か２歳位だと気づきました。男の子でした。お腹のあたりに赤い血が見えました。警官はどういうことかと尋ねましたが女性は泣き続けていました。突然警官が赤ちゃんの服を切り裂くと２キログラムほどの銅線が出てきました。ここ北朝鮮で生きていくためにはこのくらいやらなければならないのだと、本当に思いました。」

（ｄ）国内分配の代替策の模索

➢ ５１９

配給制度の失敗で、国民は餓死しないために積極的に適応せざるを得なかった。国策とは無関係に全国で闇市が自然発生的に出来上がった。闇市は、最初は農家の「産直市場」としてスタートした。農家が庭先や（集団農場とは別に保有の認められている）区画で自ら生産した農産物を売っていた。集団農場も同様に生産したコメを販売した。このコメは来期の生産で使う農業資材と交換するために一部備蓄しておいたもので、集団農場は政府から必要な農業資材が供給されないことを見越していた。集団農場はこの備蓄米を新しく出来た市場で売ったり交換したりした。原始的な市場経済は法律や規制とは無関係に自然発生的に出来上がったが、これは、最初は非合法、つまり闇市であった。しかしながら、１９９０年代後半までに、闇市は北朝鮮全土に広がった。２００８年には、非合法な経済活動は北朝鮮の家計部門の総収入の７８パーセントを占めていると推計されている。

➢ ５２０

委員会の得た証言によると、人々は市場で商売をしていた。ビデオ、タバコ、その他の品物を売ることで、食料やその他配給では足りないものを買うお金を稼いでいた。配給制度の配給は続いていたが充分ではなかった。

- ある証人は、１９９０年代に食料の配給は半減したと語った。そのため彼の家族は配給で足りないものを市場や中国との貿易で補わなければならなかった。

- 別の証人は同様に、１９９０年代に食料が不足するようになったと強調した。結果、食料の密輸やコメの闇市が出現した。食料が不足する前は、厳密な意味での市場は存在しなかった。金日成が死去して、食料の配給が完全に止まり、市場は食料を手に入れる唯一の場所となった。

- １９９２年から、ある証人は当時１４歳だったが、闇市でビデオを売る商売をしていた。この商売をしていたため彼は何度も逮捕された。

- 他の証人は、１９９５年まで食料事情は良かったと主張した。１９９６年になって彼の家族は家にあるものを売り始めた。家にあるもの全て売りつくして、その証人は市場でタバコや野菜を売ろうとした。

- ある証人は、１９９０年代に「タリギ経済」が出来上がったと説明した。彼の説明によると、「タリギ」とは朝鮮語で「駆け足」を意味しており、小さな町で商品を調達して郊外に運び、価格差で利益を得る商売を指している。人々は、普通は羅津・先鋒（羅先経済貿易地帯）から入ってくる製品を売った。ほとんどの品物は中国製だった。

- ２人の子供を持つ父親は、食料の配給が４人家族に妥当な量であったことは決してなかったと語った。彼の妻は家族のためにもっと食料を手に入れようと非合法な活動しなければならなかった。彼女は畑を耕し、酒や大豆を売った。大豆があれば豆腐を密造できる。

➢ ５２１

市場の発達は北朝鮮経済に甚大な影響を与えた。市場が配給制度に取って代わった。市場はまた、例えば貿易など、一部の人の収入が増える機会となった。市場が有益かどうかは様々な要素によって決まる。例えばそれは居住地、職業、不正行為に従事する能力、外貨を入手できるか（正式な雇用、非公式な経済活動、中国、日本、韓国の親戚からの送金）どうかなどである。一部の公務員は市場の恩恵に預かった。食料の横流し、市場の活動に関する賄賂、あるいはその両方である。このような状況で、市場の恩恵に預かることが出来ない階層の人々はますます経済基盤が弱くなった。

➢ ５２２

市場の存在は食料の物理的・経済的利便性に大きな衝撃を与え続けた。金融資産や商売の才覚のない人は事実上市場から締め出された。

- 平安南道の南浦出身の証人は、市場ではコメは１キログラムあたり５００～６００ウォンもするので買うことができなかったと語った。

- 別の証人は、２０１０年から２０１１年に、食料は全く配給されなかったと明言した。彼女は、脱北した時、国民の４０パーセントが食料を何も買うことができなかったと推測している。この証人は次のように強調した。「お金のない人は、餓死することになる。」

- 東京での公聴会で、石丸次郎氏はコメの現在の市場価格は１キログラムあたり５，０００ウォンであると言及した。石丸氏は、アジアプレス出版部が刊行する、北朝鮮内部のジャーナリストによる情報誌「リムジンガン」の発行人・編集長である。石丸氏は、公務員の平均月収が２０００～３０００ウォンであると強調した。石丸氏によれば、北朝鮮の問題は食料の利便性にある。市場では数多くの食料が売られているが、人々はお金がなくて買うことができないのである。

- ある非公開の調査で、１人の女性が次のように明言した。２０１２年に米価は天井知らずで、ほとんどの人はもはや買うことができなかった。「お金がなく身体が弱いものは飢えて死ぬ。」と彼女は付け加えた。

（ｅ）２０００年以降も続く飢餓と餓死

➢ ５２３

２０００年以降、餓死による死亡者数は減少しているように見えるが、各種報告書や研究によれば、国民の多数は未だに飢餓と栄養失調に直面していることが示されている。国連食糧農業機関（ＦＡＯ）によれば、北朝鮮で栄養失調に苦しむ人は、２０００年から２００２年の間で８４０万人（全人口の３６．６パーセント)、２００５年から２００７年の間で８６０万人（全人口の３６パーセント)、２００８年から２０１０年の間で９７０万人（全人口の４０．２パーセント)、２０１１年から２０１３年の間で７６０万人（全人口の３０．９パーセント）である。餓死による死亡者数は引き続き報告されている。

➢ ５２４

２０００年の冬と２００１年の春、北朝鮮で干ばつが発生し、コムギ、オオムギ、ジャガイモの収穫に深刻な影響を与えた。干ばつによって、土壌は乾燥し、貯水池の水は枯渇し、灌漑システムが機能しなくなった。韓国の情報によると、２００１年から２００２年に１５,０００人の北朝鮮兵士が食糧不足によって脱走した。

➢ ５２５

２００２年、北朝鮮は「７．１経済管理改善措置（７．１措置)」を導入した。この新しい政策は、経済環境を変革することによって利益を最大化することを目的に導入されたが、同時に社会主義的なイデオロギーも温存された。北朝鮮は以下の目的を追求した。１）貸付金制度を再構築し公定価格を市場の実勢価格に対応させること。２）国営企業の裁量権を増やし経営の独立性を高めること。３）成長し続ける闇市を閉鎖すること。４）消費財の流通を政府による管理体系に戻すこと。７．１措置は「総合市場」の確立を視野に入れていた。改革という意味でのいくつかの特徴的なことは、国営企業に採算性を求める一方で、この改革は国家の計画経済体系の抜本的な改革を意味するものではなかったということである。当局は闇市の閉鎖に躍起になっていたが、公的な配給システムを再構築するための手段が充分でなかったため、この措置はハイパーインフレーションを引き起こし失敗に終わった。この状況に対処するために、２００３年４月に当局は闇市を合法化した。建国以来、純粋に配給制度の定めた価格という意味において、北朝鮮のコメは「完売」してきた。この経済改革以降、公定価格は、１キログラムあたり０．０８ウォンから１キログラムあたり４４ウォンと５５０倍に跳ね上がり、ほぼ市場の実勢価格に近づいた。この結果、多くの北朝鮮国民は経済改革の副作用に苦しんだ。

➢ ５２６

２００５年には、食糧支援と安全保障を条件に、北朝鮮は核開発プログラムの放棄に合意した。同じ年、国連世界食糧計画（ＷＦＰ）の関係者筋は次のように述べている。「現在政府が国民に供給できるものが、１日２５０グラム（の穀物）であるなら、飢餓の配給と言わざるを得ない。」。ある証人は、２００５年に２人目の孫娘が生まれたが食べ物がなく孫娘の発育には問題があり、次のように語った。「以前よりマシなものが食べられるようになった今でさえ、孫娘の発育は良いとは言えない。」

➢ ５２７

２００６年７月と２００７年８月には、北朝鮮で新たな洪水が発生した。国連は次のように報告している。夏の洪水によって国内の食料生産は大幅に減少し、社会・経済的弱者が冬の間に栄養失調に陥るリスクが高まった。

➢　５２８

人道的な状況の悪化に伴って、伝えられるところによれば、北朝鮮国民は絶望的な手段をとらざる得ない状況に追い込まれた。韓国統一研究院の報告書によれば、「苦難の行軍の時期には人肉が売買されていたという証言するものもいた。このような証人のほとんどは２０００年以降の脱北者であった。しかしながら２００６年にも、経済破綻と食料不足によって人肉が食べられていたと証言するものが再び現れた。」

➢　５２９

北朝鮮は配給制度を継続しており、この間様々な場面で再度立ち上げて、「非正規経済」を撲滅しようと試みた。国連食糧農業機関（ＦＡＯ）と国連世界食糧計画（ＷＦＰ）によれば、 北朝鮮政府は２００５年１０月に配給制度を復活させた。これによって状況は、少しは改善されたが、すぐに復活前の水準に戻った。食料の低生産性、燃料価格の高騰、インフラの損傷を含めて、様々な要素によって食料の分配は異常な状態が続いた。２００３年から２００７年の間、配給制度の４分の１および農家の３分の２に満たない人しか食料の配給を受け取ることができず、しかも受け取ることができた人でさえ基準の量を満額で受け取ることはまれであった。配給制度を再度立ち上げようとする政府の様々な目論見は失敗に終わった。２００４年から２００８年の間、食料の配給量は一人当たり１日１５０グラムから３５０グラムであった。２００８年には、年初３５０グラムあった配給量が５月に２５０グラムに削減された。６月から９月まで配給量は１５０グラムにとどまった。これは最小限の栄養摂取量の約４分の１であった。１０月には３００グラムに引き上げられた。下記の図に示されている通り、政府の目標である１日５７３グラムは２００８年以降達成できない。

図表２　２００８年から２０１３年の配給制度の月平均配給量及び政府目標との比較（２００８－２０１３）

Government Target: 政府目標

573 gram per person per day: 一人あたり一日５７３グラム

Lean Season:　不況期

（注：横軸（JFMAMJJASOND）は１月から１２月を意味する）

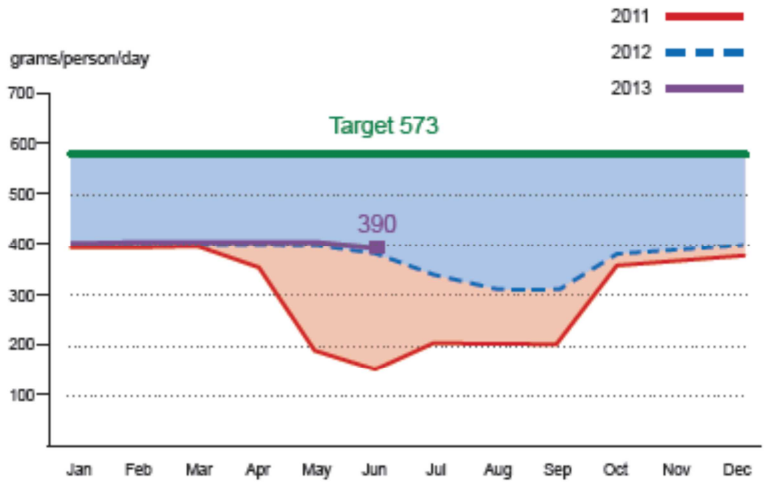

図表３　２０１１年から２０１３年の配給制度の配給量（単位：グラム／人／日）
Target：　目標
Grams/person/day：グラム/人/日

➢　５３０

２００８年には、国連世界食糧計画（ＷＦＰ）は北朝鮮が深刻な食料不足に陥っていると報告した。同年ＦＡＯとＷＦＰが公表した食料と安全性に関する評価によると、２００３年から２００５年の期間と比較して、北朝鮮で野山に自生する食べ物の消費量は約２０パーセント増加した。自生する食べ物によって起こる下痢は、特に都市部において５歳未満の児童に広がる栄養失調の原因の１つとなった。乳幼児向けの栄養強化食品が不足しており、ほとんどの病院や児童施設では栄養失調に対する適切な処置ができなかった。

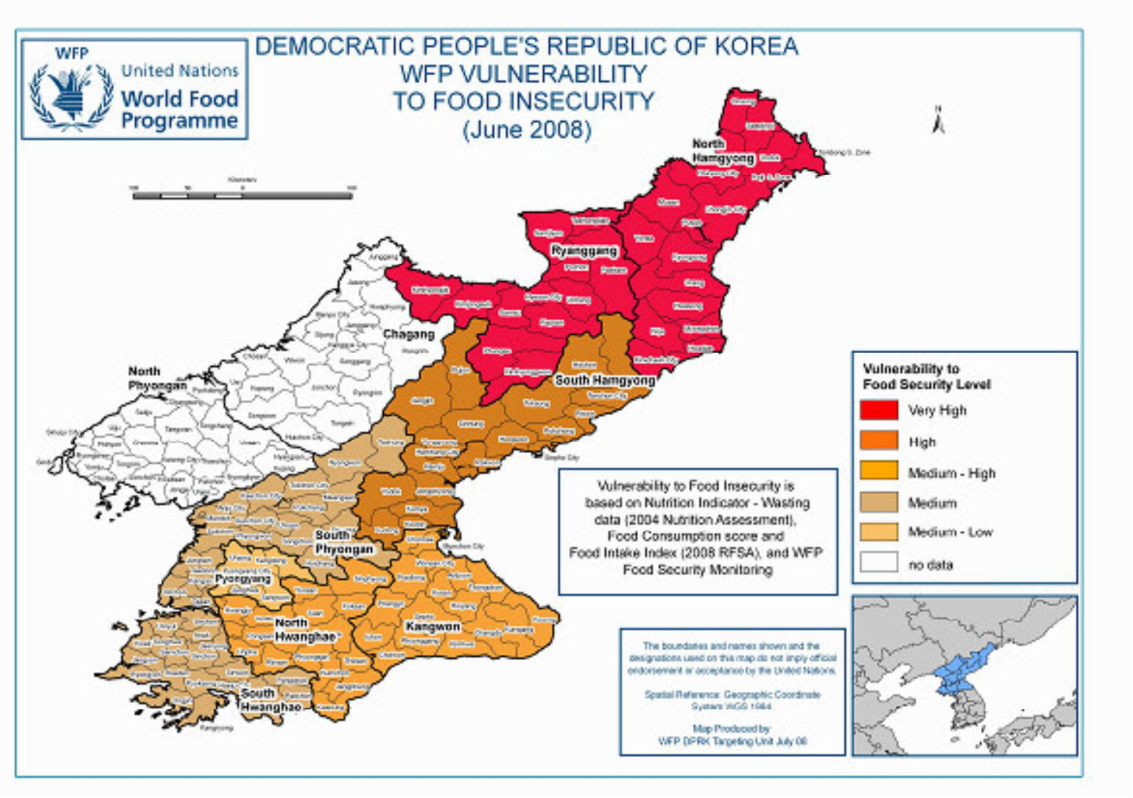

図表４　食料不安に対する脆弱性

DEMOCRATIC PEOPLE'S REPUBLIC OF KOREA：北朝鮮

WFP VULNERABILITY TO FOOD INSECRUITY (June 2008)：国連世界食糧計画による食料不安に対する脆弱性（2008 年 6 月）

➢　５３１

２００９年１１月３０日に政府は１００分の１のデノミを発表した。新旧通貨の交換比率は旧通貨１００に対して新通貨１であった。旧紙幣を新紙幣に交換する期間はたった１週間であり、交換できる金額も厳しい条件が設定されていた。国営メディアによると、この改革の表向きの目的は「生活を安定させ向上させることによって国民の利益を守ること」であった。特に政府は先軍政治、すなわち、まず最初に軍を強化し、次に市場の役割を減らすことで、中央集権的計画経済の復活を計画していた。北朝鮮の元大学教授で、現在ソウルの韓国対外経済政策研究院（ＫＩＥＰ）の趙明哲氏は、次のように述べている。「北朝鮮で民間市場の閉鎖に失敗した後、商業で裕福になった階層を抑えるには、通貨改革はおそらく残されたたった１つの選択肢だったのだろう。」趙氏は、通貨改革は金一族による権力掌握を回復することが目的だったのであろうと付け加えた。商業で豊かになった北朝鮮の新しい社会階層は伝統的なエリートではない。つまり多くの人は「理想的な」共産主義者ではなく、現体制の首脳部にとって脅威になりうる存在であると言えるのだ。

➢ ５３２

通貨改革の結果、さらに飢餓が発生したことは明らかである。２００９年までは、コメの市場価格は約２，０００ウォン近くで上下していた。２００９年の通貨改革以降、ストリートチルドレンの数が再び増加した。通貨改革から２ヶ月もたたない間に、伝えるところによると、金英逸首相は最高人民会議の各地区代議員に直接謝罪したという。この結果、朝鮮労働党中央委員会計画財政部長、朴南基氏が更迭され、伝えられるところによれば処刑された。このような前例のない取り組みが失敗した原因は、首脳部側近の間にまで広がっていた一般的な不満にあったと解説するものもいた。北朝鮮は、２００９年１２月２８日に外貨の使用を禁止して、市場の締め付けをさらに一歩進めた。「外貨使用者の厳罰化について」という公式な通達が発表された。さらに当局は総合市場を閉鎖した。このような決定は国民の食料入手に大きな影響及ぼした。特に影響を受けたのは、民間の自由に取引ができる市場での取引や商売によって生計を立てていた人々であった。通貨改革の結果によって物価は極端に高騰し、一般市民の食料購買力が減り、預金は紙屑同然となった。

➢ ５３３

当局は市場を閉鎖したにも関わらず、配給制度の適切な再起動に失敗した。これによって全国的に大規模な飢餓が発生した。国民の間に抑え切れない不満が広がり、伝えられるところによれば暴動も発生したと言う。

➢ ５３４

このような事例があるにもかかわらず、２００９年１２月の国連人権理事会普遍的・定期的レビュー（ＵＰＲ：Universal Periodic Review）において、北朝鮮代表団は「飢餓は過去の問題である。」と主張した。

➢ ５３５

人権問題に取り組むＮＧＯ「グッドフレンズ」は、２０１０年1月半ばから２月半ばの間に順川および平城の住民数千人が餓死したと報告している。グッドフレンズが引用した新義州における朝鮮労働党の統計では、２０１０年2月２０日以降、約３００人が死亡し、１，０００世帯以上が食料がなく餓死の危機に直面している。伝えられるところによれば、２０１０年５月には、朝鮮労働党は緊急の政府支援は無く政府は「食料事情が予想より悪いため、緊急的な措置をとることができない。」と発表した。

➢ ５３６

２０１１年１０月には、北朝鮮は農村部で深刻な栄養失調に陥っている児童の撮影を

許可した。国連世界食糧計画（ＷＦＰ）は、配給制度の配給量は２００グラム、成人の標準的な１日あたり栄養摂取量の３分の１であると報告した。２０１１年、国連は北朝鮮国民の６００人以上が緊急の食料支援を必要していると報告した。食料の安定確保という意味でも農民は厳しい状況に置かれている。

- ２０１１年ある農民は次のように証言している。集団農場の管理責任者は、割り当て量に達していない、「集団農場は皆さんに食料を提供する義務はない。」と伝えた。

➢ ５３７

調査委員会での証言は、２００３年も含む比較的直近に北朝鮮を脱北した脱北者によるものだが、最近の経済や食料事情について困難な状況にあることが説明されている。栄養失調は引き続き憂慮される水準にあり、特に農村部が顕著だった。市場なら食料を入手できる可能性もあるが、物価が高く大多数の国民には手が出せないものであった。皮肉なことに、資本主義を激しく糾弾してきた国家で、貧困層の食料への支出可能性が主要な課題となり、その状況が悪化している。下記のグラフは北朝鮮の米価の変化を示している。

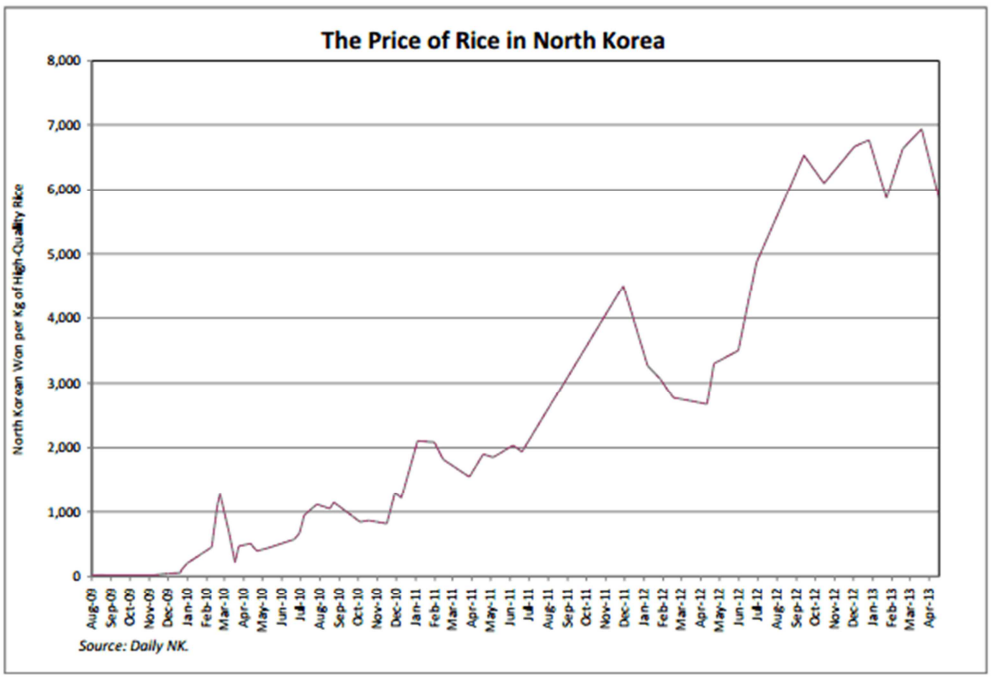

図表５　２００９年８月から２０１３年４月における北朝鮮の米価

The Price of Rice in North Korea：北朝鮮における米価

➢ ５３８

北朝鮮の驚くべき事実が明らかになっている。２０１２年、伝えられるところによると、黄海北道および黄海南道で１万人以上が餓死した。これらの報告は「アラートネット」の情報とも符合する。アラートネットはトーマスロイター財団の運営する人道ニュースサービスであり、２０１１年に南北黄海道を訪れた後に報告をしている。直近に北朝鮮を脱北した脱北者の証言と組み合わせることで、より情報が明らかになる。

- ある証人は、２０１２年に彼女がいた地区で１２人が餓死したことを目の当たりにした。そのうちの１人は野草しか食べるものがなかった男性である。

- 清津出身の別の証人は、２００２年には食糧配給が全くなかった。２００３年には、１月に１キログラムの配給を受け取り、３月にもう１キログラムの配給を受け取った。金正恩が実権を握って以降、食料事情は悪化したと彼女は語った。

➢ ５３９

２０１３年、伝えられるところによると、北朝鮮当局は１月から５月の間に１日あたり４００グラムの配給を行った。６月と７月は１日あたり３９０グラム、２０１３年１月から７月を通しての配給量の平均値は１日あたり３９７グラムであった。また配給の一部には、戦時中の配給を目的として平時に備蓄したコメの緊急放出分が含まれていたと伝えられている。国連人道問題調整事務所（ＯＣＨＡ）によると、「２０１３年の配給制度の配給量は、２０１２年と類似した様式である。２０１１年よりは多いものの、１日あたり１人５７３グラムという目標数値を下回っている」。さらに言えば、下表の通り年齢に応じた配給量には顕著なばらつきがある。

Age group (years)	Average ration size	
	390 g/person/day	400 g/person/day
< 1	65	67
1–4	130	134
5–6	195	200
7–10	265	270
11–16	330	340
17–59	460	475
>60	395	400

図表６　配給量：年齢グループ別平均配給量

Age group：年齢グループ

Average ration size：平均配給量

（ｆ）社会集団別の影響

➢ ５４０

配給制度の失敗と大規模な飢餓が発生した時期に、多くの北朝鮮国民の生活は甚大な影響を受けた。委員会は、広範な潜在的重要性があることから、３つの社会集団に注目した。

（ｉ）児童への影響

➢ ５４１

２００９年の国連人権理事会普遍的・定期的レビュー（ＵＰＲ）への報告で、北朝鮮政府は次のように報告している。「我が国は、建国の早い段階から変わらず安定しており、児童は我が国の未来であり『宝』であるという原則に立脚している」。しかしながら児童は社会集団の中で劣悪な食糧事情の影響を最も受けてきた。世界銀行の統計によると、北朝鮮の乳児死亡率は、１９９０年生まれの１，０００人中４５人から、１９９９年生まれの１，０００人中５８人に増加している。北朝鮮は２００２年に次のように主張している。乳児死亡率は、１９９３年生まれの１，０００人中２７人から、１９９９年生まれの１，０００人中４８人に増加している。

➢ ５４２

多くの児童が餓死するだけではなく、飢餓・飢饉は乳幼児の発育に深刻な悪影響を及ぼす。ＦＡＯによると、栄養失調は乳幼児に深刻な影響を与える。乳児はその生を受けて最初の１，０００日間（受胎してから満２歳になるまで）特に栄養失調の深刻な影響を受ける。また小さな児童も同様であり、発育や学習能力に長期にわたって取り返しのつかない大きな影響を受ける。その結果成人してからの生産性も影響を受ける。このことが、社会全体の潜在的な成長力の足かせとなり、経済的・持続的な健全性・人道的な意味において、この国の重荷と成り得る。

➢ ５４３

１９９８年の国連の栄養調査では、９歳未満の児童の６２パーセントが発育障害であることが示されている。世界保健機構（WHO）の分類（下記図表７参照）によると、これは発育障害の中でも「非常に高い」水準であると考えられる。発育障害の高い割合は１９８０年代後半から飢餓が始まったことを示している。児童の中で９歳児に発育不良が見られるということは、おそらくは１９８９年以降、継続的に栄養不良に直面してきたと考えられる。

Indicator	Severity of malnutrition by prevalence ranges (%)			
	Low	Medium	High	Very high
Stunting	<20	20-29	30-39	>=40
Underweight	<10	10-19	20-29	>=30
Wasting	< 5	5-9	10-14	>=15

図表７　世界保健機構（ＷＨＯ）の分類：５歳未満の乳幼児における罹患率の範囲別栄養不良の深刻度

Severity of malnutrition by prevalence rages(%)：罹患率の範囲別栄養不良の深刻度

Stunting：年齢に対して低身長

Underweight：年齢に対して低体重

Wasting：身長に対して低体重

➢　５４４

２００２年には、国連児童基金（ＵＮＩＣＥＦ）と国連世界食糧計画（ＷＦＰ）の協力によって、北朝鮮政府は７歳未満の児童がいる６，０００世帯について、層化多段抽出法による調査を実施した。データは人口統計学的変数と、ＷＦＰの食糧支援を利用して、世帯の中で最年少の児童の身体測定をすることによって集めた。１９９７年（１６．５パーセント）と２００２年（８．２パーセント）を比較すると、消耗症の罹患率は減少しているものの、発育障害の罹患率は変わっていない（３８．２パーセントと３９．４パーセント)。

➢　５４５

１９９０年代中盤から始まった深刻な経済的難局によって、国民の健康状態は深刻な悪影響を受けた。特にそれは女性と児童に顕著であった。栄養価の高い食糧の供給によって２０００年代初頭からは栄養学的・医学的状況は明らかに改善されたと、北朝鮮は国連人権理事会に主張した。しかしながら調査委員会が集めた情報はこの主張と矛盾する。２００９年のユニセフの報告によると、北朝鮮は、５歳未満児童の中程度・重度発育障害の罹患率が高い１８ヶ国中に含まれている。２００３年から２００８年の間、北朝鮮の５歳未満児童の４５パーセントが発育障害の状態にあった。同じ年齢グループでは、９パーセントが消耗症であり、７パーセントが低体重であった。ユニセフの資金援助による最新の栄養調査では、北朝鮮の２歳児の２７．９パーセントは

発育障害に罹患しており、同じ年齢グループの全児童のうち８．４パーセントが重度の発育障害であったと結論づけている。そのため発育障害の罹患率はＷＨＯの分類で「高い」のままである。

➢ ５４６

委員会は、乳幼児期における成長や発育障害は後から取り戻すことも補うことも出来ないことを栄養学の専門家から聞き及んでいる。慢性的な栄養失調は年齢とともに増加し、３歳から増加は一旦緩やかになるが、２歳以降は増加する一方である。発育障害の発生率は、生死や肉体的な成長という視点でだけでなく、児童全体の発育にも関係する。発育障害につながる慢性的な栄養失調は、認知力の発達、学校の成績、大人になってからの経済的生産性、母性・生殖に長期に渡って影響する。発育障害の世代を超えた影響も考慮する必要がある。身長が低く低体重の女性からは、身長が低く低体重の子供が生まれるリスクが著しく増加する。

➢ ５４７

慢性的に栄養が不足した児童はまた、様々な疾病の影響を受けやすい。北朝鮮や世界保健機構、ユニセフ、国際赤十字赤新月社連盟のような国際機関も含めた各種報告によると、２００２年には、北朝鮮の５歳未満児童の６０パーセント以上は深刻な呼吸器の感染症に感染しており、２０パーセント以上が下痢に悩まされている。この間、このような感染症による死亡率は約８０パーセントに達している。医療機関を訪れた児童の４０パーセントから５０パーセントは、汚染された水が原因の感染症に罹患していた。梅雨時期にはこの罹患率が６０パーセントから７０パーセントまで跳ね上がった。

➢ ５４８

北朝鮮の劣悪な食料事情はまた、きわめて多くの児童がホームレス（いわゆるコッチェビ）になる原因となった。両親を亡くした児童もいれば、家族に捨てられた児童もいた。捨てられた児童たちは市場や駅の待合室に置き去りにされた。児童たちの家族は、児童たちに食べさせる手段もなく、政府からの支援も受けられなかったため、児童を遺棄したのである。児童の権利条約第２０条では、「一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。」とされている。２００２年５月、北朝鮮政府は児童の権利条約に対する２回目の報告の中で次のように主張した。北朝鮮政府は、両親を亡くした児童に対して家庭環境を提供する措置を取っており、家族単位・社会単位での子育てに大きな関心を払っていた。北朝鮮政府はまた、ほとんどの孤児は政府の保護の恩恵を受けることができる施

設に送られていると主張した。

➢ ５４９

調査委員会は、北朝鮮児童のために孤児院に類する異なる種類の施設があったと聞き及んでいた。イルバン（一般）という普通の孤児院の仕組み、ケプモ（継父母）と呼ばれる機関、クホソ（救護所）というストリートチルドレンのための施設。

➢ ５５０

１９９７年、「９－２７収容所」と呼ばれる施設が全郡に設立された。国民の公認されていない活動、特に食料を探しまわる子供の取り締まりを目的としていた。同様に「ストリートチルドレンを保護するための監護施設は、子供を保護する施設というよりはむしろ現実には留置場に類似しており、これらのセンターに収容された子供たちは教育を受ける権利を奪われ労働力として活用されていた」という報告もある。人道問題に関係する機関は決してこのような施設に近づくことができなかった。

- ソウルでの公聴会で、キム・ヒョク氏は孤児院の状況を説明した。彼は１９９５年に父親によって預けられた。彼によると、１９９７年に「７５人の孤児のうち、２４人が餓死した。実態は孤児に対する助成も食料もなかった。当時私たちが食べたものはトウモロコシの残った部分だった。私たちはそれを乾燥させて挽いて粉にした。これが、私たちが手に入れたものですが、何も栄養はなく、それで私たちは便秘になった。孤児院は実は食べるものは何もありませんでした。１９９６年と１９９７年には、孤児院はできるだけ多くの子供たちを追い出した。子供達に与えるものが何もなかったからです。だから子供たちが孤児院を出て通りで物乞いをする方がマシだと思ったのでしょう。孤児院の中で餓死するよりもマシなのでしょう」。

- ある証人は１１歳で、他の６人の子供たちと一緒に捕まって江東のクホソ（救護所）に送られた。「苦難の行軍」の時期に食べるものがなかった子供たちや、両親が失踪して置き去りにされた子供たちがこの施設にいました。クホソで彼女は１年間そこにいた子供たちに出会った。最初にクホソに来た時、子供たちは椅子の上に立つように言われ、太い皮のベルトで叩かれました。子供たちは地下室に入れられました。地下室は壁の上の方に小さな窓があるだけでした。この証人は３人の男の子（１４歳から１５歳）と１２歳の女の子と一緒に小さな部屋に入れられた。子供たちは１日中座っていなければならず、遊ぶ事は許されず、１週間に１回トイレを空にするためだけに部屋の外に出ることが許された。子供たちは、部屋から出ることを許されることを願って、砂を食べたりスプーンを飲み込んだりして病気になろうとした。子供たちに与えられた食事は、１日に２回か３回の、大根のかけらと小麦粉が入っ

た量の少ない塩味のスープだった。彼女はいつも空腹だった。

➢ ５５１

コッチェビが公的サービス、特に保健サービスを利用できるかどうかが、非常に懸念されている。

- 咸鏡北道出身の看護婦は、多くのコッチェビが彼女の働いていた病院で亡くなるのを見た。彼らは最低限の必需品すら買うことができなかった。彼女は調査委員会に対して次のように語った。「私は多くのコッチェビが死ぬのを見ました。病院で私は彼らを助ける責任がありました。そして彼らの衛生状態を改善しようとしました。しかし彼らは暖かい服がないので、（寒さをしのぐために）使用済みの石炭の貯蔵庫の隣で寝ようとしました。そして崩れて下敷きになって窒息死したのです。まるで山崩れのように崩れ落ちてきたのです。」

➢ ５５２

２００９年現在の改革以来、北朝鮮の経済状況は悪化して、コッチェビの数は報告の通り増加した。

- 元政府高官は次の通り証言した。２０１０年８月、金正恩は、国家安全保衛部と人民保安省に対して、２０１０年９月２８日の朝鮮労働党第３回党代表者会の開催前に平壌のコッチェビと成人のホームレスを追放するように命令を下した。彼が最高指導者を継承するための準備であった。国家安全保衛部と人民保安省は、地方から追加部隊を引き入れ、取り締まりの実働部隊を組織化した。不正行為の度合いに基づいて、逮捕されたコッチェビは出身地の道にある、普通の刑務所である教化所、短期間の強制労働収容施設である労働教養所、あるいは「リハビリテーションホーム」に送られる。国家安全保衛部と人民保安省が金正恩に報告した作戦では、多くのコッチェビと登録のない市民が逮捕され、出身の道に送り返され、前述の施設に収容された。

- 調査委員会はまた極秘に撮影されたビデオを検証し、その中に子供のホームレスを発見した。このビデオには、２０１２年の平壌の市場と、２０１１年の別の道で、食べ物を漁るコッチェビの様子が映されていた。

➢ ５５３

調査委員会はまた、人道に関係する機関やＮＧＯが全地域の児童に接触することを、北朝鮮が妨害し続けていることについて懸念している。さらに接触が許可されている

場合でも、人道に関係する機関が施設や病院にいる児童に普通に接触する事は、たいていは妨害されている。

（ⅱ）女性への影響

➢ ５５４

北朝鮮は女子差別撤廃条約（ＣＥＤＡＷ）の締結国であり、農村部の女性に関して特定の義務を受け入れている。

➢ ５５５

上記のように、男女間の平等を生み出す法律を実施しているにもかかわらず、北朝鮮の男女共同参画は、特に職場や家族の中で実現されていない。伝統的に、家族のために食べ物を手に入れて食事を準備するのは女性の責任で、女性が単独で負担してきた。飢饉の間、この女性の役割は変化しないままであった。しかしながら、食料を見つけることは以前よりも困難になった。

➢ ５５６

女性への経済的負担は、景気減退と男性に対する厳しい条件によって、１９９０年代にも増加した。男性に対する厳しい条件とは、職場が機能していない、あるいは給料や配給が減らされたり，支払われない場合であっても、政府によって割り当てられた職場に出勤することである。配給や政府の雇用による給料が削減され、また男性に課せられた制限によって、女性は通常の家事とは別に、収入を増やす為に経済活動をする必要があった。同時に、家庭内での女性の負担は劇的に増加した。社会福祉制度が崩壊して家庭内での仕事を軽減するために整備されていた仕組みが大幅に縮小されたためである。例えば、保育施設や教育機関の営業時間は短縮され、場合によってはサービスが全て停止された。女性は、既に家族が生きていくために妥当な食料を確保することがますます困難になっているところに、経済的にも、家庭内でも、肉体的にも、増加する負担にも直面していた。

➢ ５５７

多くの女性は、必要なものを手に入れるために、独自の経済活動を開始した。民間の市場は、配給や給料が支給されない時に、家族を養う食料を入手する主な手段となった。同時に、市場での活動を制限するために、政府は厳格な措置を取った。政府は、市場での取引を４０歳以上の女性に限定する規制を施行した。その結果、市場取引から取り残された大多数の若い女性は、食料確保することが極めて困難になった。若い女性は国の雇用からも締め出され、民間の市場でも働くことができなくなり、その結

果、性の取引が若い女性が生きていくための唯一の手段となり、国内の売春の増加を牽引してきたと考えられている。

➢ ５５８

女性はまた、市場を利用する上で物理的な課題に直面していた。取引は、多くの場合、重い荷物を運ぶ必要があった。しかしながら、輸送上の制約のために、女性たちは、多くの場合、彼らの背中に３０～５０キログラムの負荷を運ぶことを余儀なくされた。商品を得るために市場と自宅の間を移動し、場合によっては別の道まで移動することもあった。女性が自転車に商品を積んで移動するようになると、政府はまた女性が自転車に乗ることを制限し始めた。政府は、女性が自転車に乗ることやズボンを履くことに罰金を課した。

➢ ５５９

食料危機も、女性が北朝鮮を離れる原因となった。食料を手に入れることは女性の役割なので、食料や仕事を求めて中国に渡り、２００２年以降国外に出る北朝鮮国民の大多数を占めるようになった。

- ソウルでの公聴会で、Ｐ氏さんは、中国から４回強制送還された経験を説明した。「国境を越えることは簡単なことではありませんでした。しかし少なくとも、北朝鮮で死ぬよりはマシでした。もし中国に行くことができれば、生き延びる方法があるだろうと思いました。」

➢ ５６０

食料危機の間、地下経済における女性の活動は、経済的自立と独立独行を増加させる重要なファクターとなった。しかしながら、男性優位の家父長家族の文化の結果とも言えるが、北朝鮮の女性、特に家族における母親は、深刻な健康な悪化を経験した。大きな理由は、家族のために女性は自分の食事を食べなかったり減らしたりしたことである。母親はまず最初に家族に食べさせるため、典型的な母親はかろうじて１日に１回食べられるかどうかだった。

（iii）下級兵士への影響

➢ ５６１

北朝鮮は、国力にそぐわない大規模な軍隊に見合う水準の食料を供給できなかった。しかしながら士官は優先的に食糧が提供される。

➢ ５６２

食料不足は１９７０年代後半から一般兵士に影響するようになり、１９９０年代初頭にはより明白なものとなった。複数の証人が、軍への配給の割り当てが足りないために兵士が餓死したことを説明した。

- ロンドンでの公聴会で、朝鮮人民軍の元兵士、チェ・ジュンファ氏は次の通り証言した。「１９８７年、私自身が栄養失調に苦しみました。軍にいた人たちは食料やその他の必需品の供給に何が起きたのだろうと不思議に思っていました。北朝鮮が国際社会から孤立していたのでそれが理由だろうと言われていました。」

- 朝鮮人民軍の元士官は、軍向けの食料は１９９０年代初頭には不足するようになったと述べている。１９９１年にはコメの愛国的寄付キャンペーンが始まり、北朝鮮の全世帯は配給米を１０キログラム節約して寄付するように政府から要請された。各家庭の配給米は政府に戻され軍に供給された。彼は当時の兵士たちの間で3パーセントから4パーセントが栄養失調であったと推定している。

- ロンドンでの公聴会で、朝鮮人民軍の元大尉、金ヨンイル氏は、兵士が配給の削減に直面していることを説明した。「兵士に供給される配給は一日あたり８００グラムだった。金日成が死亡し、金正日が権力を握った後、配給は６００グラムに削減された。その量は器の縁からわずかに盛り上がる程度だった。山ではなく小さなマウンドだった。」

➢ ５６３

一般兵士が食料を手に入れる事は、アンドリュー・ナトサイオス氏の言う「農業の軍事化」の影響をより強く受けた。 １９９７年に開始し、中央当局は国営農場に兵士を派遣した。壮健な労働力を増やし、全国に広がる飢饉で買いだめする者を防ぐことが目的であった。農民は食料で軍を買収するようになった。その結果、兵士の食料事情は発見された場所が農村部か都市部かによって大きく差がついた。兵士は市場での経済活動やその他配給の不足を補う仕組みに従事することが許されていなかった。

- ロンドンでの公聴会で、チョイ・ジュンワ氏は次のように語った。彼のような兵士は「飢えるしかなかった。我々兵士は自由に配給の不足を補うことができなかった。そのため政府が唯一の生命線であり我々に出来ることは政府を見上げることだった。」

➢ ５６４

一般兵士に指定された配給量は、多くの場合、私腹を肥やす腐敗した上級士官に取られたり流用されたりした。

- 朝鮮人民軍の元大尉、キム・ヨンイル氏は、彼が経験した汚職の様式を説明した。「腐敗によって、上級士官に一定の量が与えられたとき、末端の兵士が配給を受け取るまでの間に、与えられた配給はほとんど無くなっているだろう。」

- 東京での公聴会で、イシマル氏は、上級士官が私服を肥やすために横領した食料を市場で販売していると語った。「ヒエラルキーのトップ、旅団の司令官は欲しいものを何でも手に入れるだろう。そして残りが下の階層にわたる。上位の階級と序列の人間だけが、まさに数量が限られている食料を手にするだろう。」

➢ ５６５

軍内部での飢餓は、民間人の食料への権利にも影響している。１９９０年代初頭から始まったのは、飢えた兵士が農場や民家から食料を盗み始めたことである。政府の供給する配給の不足を補うためである。

- 調査委員会がキム・ヨンイル氏から聞き取った話では、住民から食料を盗むことは日常茶飯事で、士官が配下の部隊をけしかけることさえあった。彼は次のように述べている。「兵士たちは死なないようにするために盗むしかありませんでした。軍に入隊する前は、兵士は立派な仕事をしており国民を守ってくれると教え込まれていました。しかし私はすぐにそれが真実から程遠いことに気づきました。兵士が食料や補給品を盗まなければならず、それが日常化していることで、私には軍隊は本当に国民を守るのだろうかと言う疑問が生じました。軍隊はまるで盗賊のようでした。」

- チェ・ジュンファ氏は次のように述べた。食料が不足しているから、兵士たちは国民に対して仕事を始めた。他でもない食料を手に入れるということだった。夜の間に、兵士たちは民間人の家に行き家畜を含め食料を盗んだ。彼は次のような話もした。ある時、朝鮮人民軍の部隊から派遣されていた兵士たちが、夜間に市場の商品を持って移動していた３人の民間人の女性を呼びとめた。兵士たちは彼女たちに荷物を置いて、服を脱いで裸になって、回りながら歌を歌うように命令した。彼女たちが歌い終わるまでの間に、その兵士たちは彼女らの荷物や服を持って逃げた。崔氏が言うには、上級士官には、食料を盗んだ兵士たちは厳罰に処し、兵士たちを基地の外に出さないようにという上層部からの公式な指示が届いている。しかしながら、このような命令で略奪の問題が抑えられないのは明白であった。

「しかし上級士官が、私たちが基地から離れることを制限し、私たちを完全に統制しようとしましたが、私たちは基地から出るしかありませんでした。上級士官たちは（兵舎を囲む）壁の上に有刺鉄線を設置しようと話していましたが、私たちの態度と反応は、誰も飢えた兵士が脱走してフェンスを乗り越えようとしても止められないだろうというものでした。」

- ある証人は、１９８０年代の清津（咸鏡北道）では、軍は既に民間人を食い物にしていたことを説明した。

「たとえ集団農場で１年間働いたとしても、妥当な食料にはならないでしょう。なぜなら軍がやってきて持っていくから。」

➢ ５６６

北朝鮮政府は以前から巨大な軍隊に食料を供給する能力が欠落していると認識していた。伝えられるところによると、１９９６年１２月の演説の中で、金正日は次のように述べている。「人民軍は食料の供給が充分ではでない。我々が現在の困難に直面することを見て、敵は大喜びするだろう。我々の社会主義が失敗すると。そして敵は我々を侵略するためにあらゆる可能性や機会を探っている。万が一敵が軍に妥当な供給がないことを知れば、米帝主義者はすぐにでも我々を襲撃してくるかもしれない。」

北朝鮮の最高指導者が、西側諸国が兵士までが苦しんでいることを知れば侵略してくるかもしれないという恐怖を表明した時、「飢餓は、栄養学的な意味での危機から安全保障の問題に形を変えた。」

➢ ５６７

目下のところ、軍に対する食料供給は著しく不足している状態が続いている。極秘に撮影されたビデオの中に飢えた兵士が映っていることで、この問題は生々しく描き出された。このビデオは最近北朝鮮国内で撮映されたものであり、東京での公聴会で石丸次郎氏から委員会に示されたものである。北朝鮮政府は今もまだ自軍に食料を供給する能力がない。このことは民間人の食料確保に対して直接的なマイナスの影響を及ぼす。政府は一般国民に対して軍用食料を寄付するように強制し続けるからである。

- ある証人は次のように主張する。

「兵士たちは腹が減って眠れません。２０１３年３月、咸鏡北道茂山に駐屯する第２７連隊で喧嘩が起きました。１人の兵士が夜間に残飯を食べて逮捕されたのです。彼は他の兵士たちから殴られました。彼はこのような扱いに激怒しました。腹が減

っていたからです。彼は銃を使って数人の兵士を射殺しました。」

２．地理的な隔離と差別の重要性

➢ ５６８

妥当な食料への権利は、他の人権と同様に、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく履行されなければならない。食料を確保する上でのあらゆる差別は、調達の手段や資格に対する差別と同様に、国際法違反となる。不当差別禁止原則は、国内の食料分配システムだけでなく、国際的な人道支援の分配についても適用される。

➢ ５６９

社会権規約委員会の指摘の通り、たとえ国家が深刻な資源の制約に直面していようとも、それらの制約が、経済調整の過程、不況、気候条件あるいはその他の要因に起因するかどうかに関わらず、特に弱い立場にある社会集団および個人に対しても妥当な食料への権利が履行されることを保障するあらゆる措置は実施されなければならない。この意味において、弱い立場にある国民の優先順位を下げることは、人権侵害となる。

➢ ５７０

建国以来、「成分」という出身による社会的分類の仕組みは、北朝鮮市民の生活に極めて重大な影響を与えてきた。「成分」の悪い人は、配給制度の配給で、量的にも質的にも差別された。

➢ ５７１

前述のとおり「成分」は、教育、雇用機会を決定する上で重要である。まず配給制度で受け取る配給量はその人の仕事の種類によって決定される。例えば、一般の労働者が１日あたり６００グラムであるのに対し、安全保障に関係する特別な仕事に従事する労働者には１日あたり８００グラムが割り当てられた。現実には、違いはもっと顕著であり、「成分」が良い人は、食糧を確保する上で特権を有してきた。

- アンドリュー・ナトサイオス氏は、ワシントンでの公聴会で、調査委員会に次のように語った。

  「カーストに基づく仕組みは、上位カーストはより多くの資源を確保でき、下位カーストは差別されている。」

- 農業研究の分野で働いていた元北朝鮮当局者は、北朝鮮に食糧の生産と流通のシステムを次のように説明した。
「配給制度について言えば、労働者の報酬の仕組みであって、社会サービスの仕組みではない。社会の支配者であれば、もし食料の量に制限があれば、最初に最も重要な人から食料を与えるだろう。政府はまず、中央エリア、人民軍、党の分の生産物をキープするだろう。そして残りが他の人に分配される。」

- 恵山（両江道）出身の証人は、「成分」の良い人が一般の人の３倍以上の食料を得ていたと述べていた。

➢ ５７２

食料が不足するようになってから、当局は国民に優先順位をつけた。政治体制を維持し、現体制にとって重要だとみなされる人に対しては、消耗品とみなされる人を犠牲にして優先的に支出した。複数の証言により、食料は、朝鮮労働党、重要な産業、軍・安全保障分野における重要な幹部、首都平壌の住民に対して優先的に流したことが確認できる。食料割り当ては、量だけではなく、コメのように人気のある穀類の割合が高いといったように、質においても違いがあった。

- 平壌出身の元関係者は次のように語った。「私たちには飢饉の影響はありません。私たちには以前のようにすべてのものが手に入ります。」この関係者は、政治委員会と人民委員会の党幹部、国家安全保衛部の幹部、弾薬工場の労働者への分配を優先するように指示があったことを強調した。

- 平壌の元研究員は次のように説明した。「飢饉の際に平壌には死体はありませんでした。田舎に親戚を訪問したとき、私は見ました。死体を見て、私は体制に疑いを持ち始めました。」

- 朝鮮人民軍の護衛部隊は、最高指導者とその家族を守るエリート部隊だが、元隊員は次のように語った。飢饉の時であっても、隊員は「良い配給」を受け取っていた。その内容は１日３食で、肉も週２回提供されていた。

- 国家安全保衛部の元部員は、多くの特権を持っていたことを認めた。特に、彼もまた、飢饉の際に非常にコメの割合の多い配給を受け取った。彼の話では、食料配給のほとんどは平壌、軍、安全保障関係に流れた。彼は１キログラムの食料配給（豚肉、魚、油、コメを含む）を受け取っていた。

- ある証人は、平壌で学んでいたが、首都での生活は彼女の実家の道よりもはるかに優れていたと述べた。「政府は、その他の地域が飢えていても、平壌の街は生き残るべきだと考えています。平壌での食料配給は、私が咸鏡南道の自宅で受け取ったものよりはるかに多かったです。食料の品質もよかったです。もちろん最高の品質のものは、党幹部に行きますが。」

➢ ５７３

「成分」の悪い人が、特定の地理的地域に集中していることを考えると、北朝鮮の食料事情とその基礎となる差別に対して、地理的な切り口が明らかになる。

➢ ５７４

平壌などの一部地域には、エリートが集中しており、特権的な食料事情による恩恵を受けている。逆に、平壌から遠い北東地域は伝統的に、１９５０年代および１９６０年代に戦争捕虜を含め粛清されたグループを含む追放された人が集中している。これらの道が最初に切り捨てられても驚くべきことではない。北東４道（咸鏡南道、咸鏡北道、両江道、江原道）は配給制度に大きく依存していたが、前述のとおり１９９４年に、流通システムから切断された。

- ある専門家は次のような懸念を説明した。

「大飢饉の原因は絶対的な食糧不足だが、同時に分配の不公平も原因であった。平壌の「ロイヤルファミリー」には食料が届き、ほとんどが「成分」の悪い住民の咸鏡北道には、わずかな食料しか送られない、あるいは全く食料が送られないこともあった。」

➢ ５７５

調査委員会は、数多くの証人と情報を入手した。北朝鮮が最終的に国際援助を要請した後、委員会は証言と情報から、北朝鮮当局は援助を平壌と特定地域だけに絞りたがっているという事実を指摘した。人道支援組織の北東地域の立ち入りは禁止された。

- ワシントンでの公聴会で、アンドリュー・ナトサイオス氏は次のように述べた。

「飢饉の際、北東地域が見殺しにされたという確かな証拠があります。それは私が行った調査と世界食糧計画（ＷＦＰ）の証拠によるものです。実際当局は北東地域に食糧を持って行くことを許可しませんでした。それは地域全体の「成分」が大変悪いためでした。そこはまさに１９世紀の王国による帝国主義の時代の政治的反体制派がいた場所で、反体制派が追放され送り込まれた場所です。そこでは以前蜂起があり、それゆえに国家にとってこれまで煽動的で危険な地域だとみなされてきた場所でもあります。そして飢饉の間ほぼ２年間、ＷＦＰ、ＮＧＯ団体、赤十字国際

委員会（ＩＣＲＣ）は北東３道の立入が許可されませんでした。」

➢ ５７６

調査委員会は、北朝鮮の食料の実現可能性が衰退するなかで、地理、気候、およびその他の要素が果たす役割を認めている。しかしながら、前述の差別の様式を地図に落とし込むと、発育障害および栄養失調の罹患率に関する地域間の大きな格差について、下記の地図の通り、明確な対応が見てとれる。

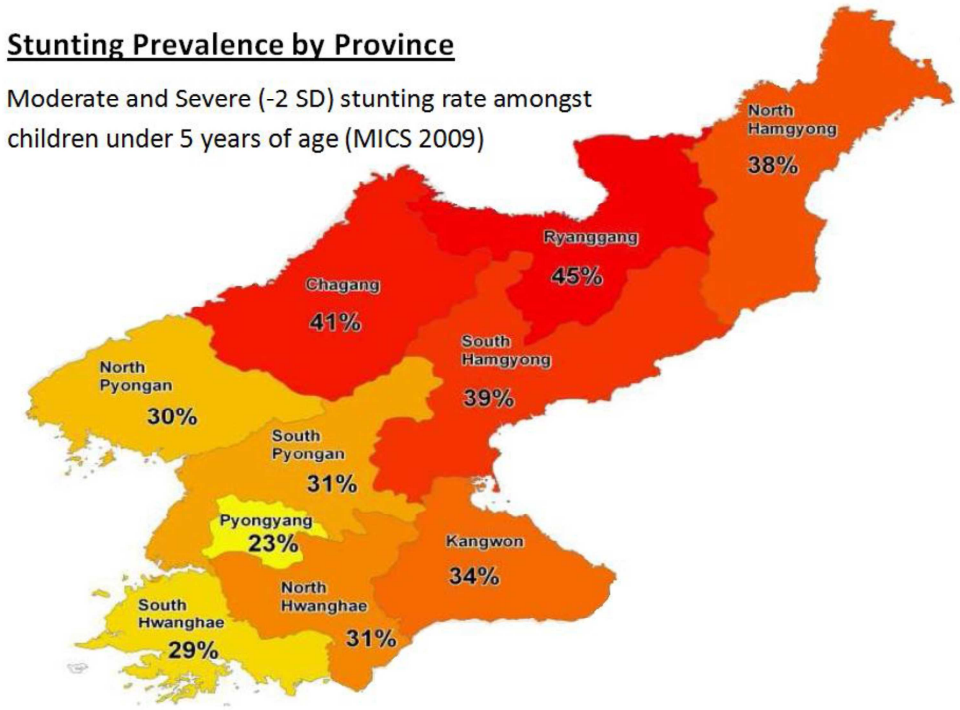

図表８　道別の発育障害の罹患率（５歳未満児童）

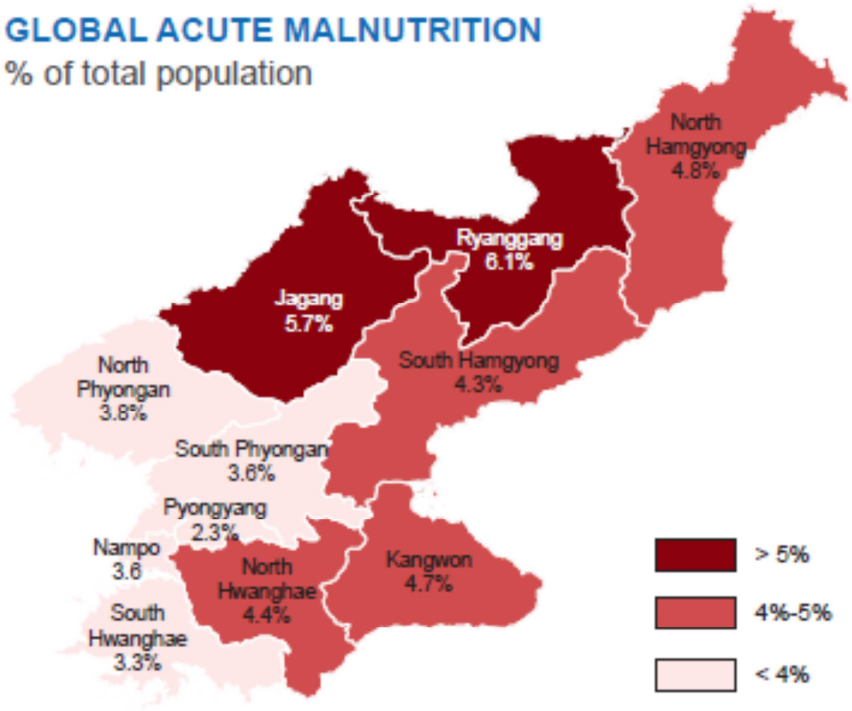

図表９　重度な栄養失調（対総人口％）

３．認識と隠蔽

➢　５７７

食料事情の悪化を認識しているにもかかわらず、当局は国外・国内からの関連情報を隠蔽した。これによって、３つの側面から飢餓の悪化を招いた。１つ目に、まず、国内の飢餓の現実を隠すことで、北朝鮮は、自国の国民が情報を得る権利を侵害し、国民が早い段階で自ら対処する仕組みを作り上げることを妨げた。多くの証人が、餓死者は自宅で死亡しており、その理由は多くの人が配給の分配が再開されることを待っていたためであると強調した。２つ目に、隠蔽情報によって国際的な食料支援が遅れ、その遅れによって多くの命が犠牲になった。３つ目に、に国際食料援助を得る際の遅れにつながった。第三に、データに関連する秘密主義によって、国際社会による人道および開発を目的とした北朝鮮に対する支援が困難となった。

➢　５７８

社会権規約委員会によると、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ＩＣＥＳＣＲ）違反は、飢餓状態から解放されるために、少なくとも必要最小限の水準を、確実に満たすことができなくなったときに発生する。食料への権利の侵害は作為・不作為によって決まるが、重要なことは、国家に義務を果たす能力がないことと、国家に義務を果たす意思がないことをはっきりと区別することである。当事国は、食料を

確保できない人に対して食料確保の手段を提供することができなくなったときにはその旨を主張するべきである。食料を確保できない人が安全に食料を確保できるようにするために、国はあらゆる資源を最大限活用し、優先順位を付け、必要最小限の義務を満足いく水準までの活動を示す必要がある。統制不能となり国がその義務を果たすことが出来ないと主張するときは、ａ）事実であることを示し、ｂ）国際的支援を得るために必要なあらゆる活動を行い、それら支援を妨害しないことが必要である。

➢ ５７９

北朝鮮当局は、食料支援を求めた１９９５年よりもはるか前から、食料事情が悪化していることを認識していた。国は、配給量を削減する、あるいは「一日二食」キャンペーンを立ち上げるといった行動を起こしており、北朝鮮当局は、国際支援を求めるよりも妥当な食料への権利に多大な影響与える段階的措置を望んだことを示している。

➢ ５８０

北朝鮮の政府高官であった黄長燁氏の回顧録では次のように記されている。「北朝鮮人民は、１９９４年、確かに飢餓に苦しんでいた。しかしながら、人民が餓死しているというニュースはなかった」。事実、食料不足に関する全ての主張は、北朝鮮当局によって無条件に却下されていた。１９９４年１月、北朝鮮農業委員会のスポークスマンは、西側メディアによる飢餓の報告を「北朝鮮の社会主義のイメージを貶める邪な企み」と非難した。彼は、北朝鮮は重要な戦略物資として穀物在庫を大量に備蓄していると主張した。

➢ ５８１

かつての北朝鮮政府高官が調査委員会に証言した内容によると、平壌の政府高官は飢餓の詳細を知っていた。各道は定期的に統計を提出しなければならなかった。それは何人が餓死で死んだか、そして何人が行方不明になったかというデータである。これらの書類は機密情報とされた。

- ワシントンでの公聴会で、アンドリュー・ナトサイオス氏は、年１回学校ですべての児童の身長・体重を測定する仕組みは、別の情報ソースがあり、その情報は政府が恣意的に操作できると主張している。彼はまた、北朝鮮軍の入隊に関して、１８歳男子の最低身長の要件引き下げは、この種のデータに基づいていたことを指摘した。

➢ ５８２

調査委員会は、最高指導者まで飢餓の状況に関する認識はあったとみなしている。元

政府高官は、道は首都に対して状況について詳細な報告を送っていたと述べていた。金正日も「先軍政治」と「現地指導」の一環として全国各地を視察していた。このような状況で、彼が国内で起こっていること見逃すとは考えられない。

- ロンドンでの公聴会で、元朝鮮人民軍士官キム・ヨンイル氏は委員に対して、金正日が軍部隊を視察したときに、兵士たちが食料不足で苦しんでいることに気づいているとたった。

「１９９６年に、金正日は江原道鉄原郡を視察していた。軍大隊を査閲し、兵士に支給されている食料を見せるように尋ねた。そこで兵士たちは金正日にお粥の入った器を見せた。彼らは器をひっくり返したがそこにあったのはコメがたったの３粒だった。」

金正日は激しく怒り、大隊長を更迭し、収容所に送った。しかし部隊の食料事情は改善しなかった。

➢ ５８３

情報を隠蔽する当局の体質によって、国際支援プログラムの開発と受け渡しが阻害されている。国際支援プログラムは、もっとも立場の弱い弱者のニーズに対応するために、ターゲット絞り効率性を高める必要がある。人権条約体も同様に北朝鮮に対して信頼性の高いデータおよび指標の提供を繰り返し要求してきた。北朝鮮政府および関係当局から発表されているデータ、指標、および数値は、信頼性が低いと考えられてきた。

➢ ５８４

国際機関が発行したデータは慎重に扱われなければならない。データの信頼性欠如は、特に、無作為かつ制限なくサンプリングが出来ないことと、北朝鮮領土の広範にアクセス出来ないことによる。その結果、公開されたデータは一般的に言って外部からの推定値であり、国内の限られた領域と極めて統制された数値を集めたものが元となっている。

４．北朝鮮の作為と不作為

（ａ）変化への抵抗

➢ ５８５

人権法は、経済システムや栄養学的な食料生産戦略といった特定の形式はあらかじめ規定していない。しかし国家の選択は国際人権法の下での国家の義務の履行を可能にしなければならない。調査委員会は、社会権規約委員会の見解を共有している。

すべての国家は独自の取り組み方を選択する裁量の幅を持つが、各締約国は経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ＩＣＥＳＣＲ）について、万人が飢餓から自由であり、かつ万人が速やかに妥当な食料への権利を享受するために、これらの保障に必要なあらゆる措置が明確に求められる。このためには国家が食料および栄養学的安全を保障する戦略を選択する必要があり、目標を定義する人権の原則に基づき、政策および対応する基準を系統立てる必要がある。国家はまた、その目標を達成するために利用できる資源を明らかにし、費用的にもっとも効率のよい資源の使い方を明らかにしなければならない。

➢ ５８６

妥当な食料への権利に関して、社会権規約委員会は、一連の人権に基づいて原則を系統立てており、国家の食料に関する戦略は右委原則に従わなければならない。食料への権利に関する国家戦略の策定と実施については、説明責任・透明性・住民参加・分権化・立法能力・司法の独立という原則に完全に準拠することが求められる。健全な統治はすべての人権を実現する上で必要不可欠であり、実現すべき人権には貧困の解消および万人に対する妥当な生活保障が含まれる。

➢ ５８７

２００９年、国連人権理事会普遍的・定期的レビュー（ＵＰＲ）において、北朝鮮政府は次のように報告した。

１９９０年初頭の社会主義市場の崩壊、巨額の金融・経済的損失、１９９０年代半ばに始まった連続的自然災害による生産資源の枯渇によって、国家の経済発展は危機的な財政困難に直面した。最も深刻な問題は食料供給の悪化であった。１９９６年単年で、３１８万トンの食料が不足し、食料の備蓄量が急激に落ち込んだ。その結果、一般市民の健康状態が悪化した。乳幼児の死亡率が上がり、乳児下痢症、呼吸器感染症、結核のような感染症が発生した。

➢ ５８８

国家がコントロール出来ない要因で食料事情が悪化したとは言え、飢餓の発生を単にこれら要因の所為にすることで、北朝鮮は政府首脳部の責任、つまり適切な食料への権利の完全履行には不適切であった仕組みを国民に強制してきたことを、完全に無視

した。さらに問題が大きな点は、当局は明らかに機能不全に陥っているにも関わらず、この仕組を続けたことである。

➢ ５８９

前述の通り、北朝鮮は工業製品や燃料に依存する「農業の重工業化」を選択した。これによって、１９９０年代初頭までは、北朝鮮の農業は農業セクター外部からの投入に頼ることとなるが、そのほとんどは友好国からの輸入資材で成り立っていた。計量経済分析に基づいて、研究者のヘザー・スミス氏と黄益平氏は、北朝鮮の農業生産に関して次のように結論づけた。

この危機の主要な誘因は、１９８０年代後半から始まる共産圏の貿易の崩壊による農業資材の急激な供給減であった。農業危機に対する気候要因の影響は、北朝鮮の政策立案者は強調していたが、多く見積もっても副次的要因であった。

➢ ５９０

北朝鮮は、梅雨と台風の影響を大きく受ける。調査委員会が聞き取りをした多くの専門家は、農業政策によってこれら定期的な自然現象の影響が悪化したと指摘した。農地を増やすために、森林が破壊され、山は棚田に変えられた。燃料不足によって、樹木は伐採され、木材はエネルギー源として使われた。このような状況によって、大雨による地すべりが発生しやすい傾向が強くなった。土壌侵食によって川床に土砂が堆積したが、これは以前よりも弱い雨でも洪水が発生しやすくなることを意味している。土地の酷使と化学肥料もまた、土壌に悪影響をもたらした。調査委員会は、化学肥料の過剰利用によって北朝鮮の耕作可能地がどれだけ急速に悪化したかという証拠を、専門家より受け取った。

➢ ５９１

北朝鮮はこのような決定に責任がある。国家に大きな責任がありながらも、北朝鮮は、避けようのない失敗に直面しても、高度な集約農業を含め、従来通りの決定を続けた。生産量を増やすための、制度改革や農家への奨励はほとんど行われなかった。

➢ ５９２

北朝鮮の専門家として著名なアンドレイ・ランコフ氏は、北朝鮮の農業システムについて、次のような意見を述べている。

国営農場への強制的な切り替えは、ほぼ全ての共産主義国の共通点であるが、北朝鮮の国営農場には特徴的な点があった。最も顕著な点は、農家には小さな家庭菜園の私

有しか認められなかったことであった。スターリン時代のソ連では、農家には通常は私有区画があり、中には1,０００平方メートルを超える区画もあった。しかし金日成時代の北朝鮮では、私有区画は１００平方メートルを超えることはなかった。しかもこれだけ小さくても、全ての農家に私有の区画が認められたわけではなかった。農民は、追加的な所得と消費カロリーの源泉を奪われているので、全ての時間と労力を国営農場につぎ込む以外に選択肢はなかったのではないかと想定している。

➢ ５９３

直近の論文では、ランコフ氏は次のように記している。

仮に、１９９０年代に北朝鮮政府が中国の事例に習って土地改革を実施していたなら、北朝鮮では誰一人として餓死することはなかっただろう。１９７０年代後半、中国は全ての国有地を農民に分割した。中国の国営農場は北朝鮮の集団農場に類似していたが、突然解体された。最終的に、中国の農民は自ら所有する土地を耕し、中国国内の農業生産は急速に増加した。土地改革を実施していた５年から６年の間に、中国の食料生産は１．３倍に増加した。

➢ ５９４

極めて類似の結論が、農業の専門家であるキム・ヨンフン博士によってソウルの公聴会で発表された。北朝鮮の高度に集約した耕作システムは、農民に対するインセンティブがないため、能率が悪いと言及した。キム氏は改革が必要だと結論づけた。調査委員会が元農民を含めて北朝鮮からの脱北者から多くの証言を聞き取ったが、同じ方向性を示している。

➢ ５９５

私的に耕作が可能な区画を広げるといったような政府主導の改革が実際に導入されたが、基本方針はほとんど変わっていなかった。北朝鮮政府は、食料事情を改善するための抜本的な構造改革は行わなかった。それよりも、緊急事態の対処と事態を政府の管理下に置くことに焦点を合わせていた。大量餓死という最悪の時期以降の北朝鮮における経済状況および食料事情の改善は、政府主導の改革よりも、国民の自助努力が主な要因であった。公式に設立された総合市場でさえも、１９９０年代半ばに作られた闇市に対する取り締まりを回復する試みであると見なされる。ある専門家は、「市場は政権の最大の国内のジレンマである。忌み嫌い、そして恐れさえ抱いているが、閉鎖できない。」と述べた。

➢ ５９６

抜本的な制度改革に後向きであることには、国民に対する支配を失うという明白な危惧が根底にある。ワシントンでの公聴会で、アンドリュー・ナトサイオスが述べた、金日成によると伝えられる言葉は当局による政治的打算を要約している。

「飢饉が発生したとき、彼らは何が起こっていたか知っていた、そして彼らは国民を守る行動は取らないこという選択をした。鄧小平が金日成に、西側諸国に対する改革開放、市場経済への移行、経済改革が必要だと語ったという報告がある。典拠は怪しいが、金日成の返事は「窓を開ければハエが入ってくるだろう。ハエが入ってくれば経済を抑えきれなくなるだろう。我々は支配を失うだろう」であった。」

➢ ５９７

その後に行われた金正日の宣言も、北朝鮮は、国民が苦しんでいるという現実よりも、政治権力やイデオロギーといった打算を優先していた。１９９５年の論文は、北朝鮮で既に大量餓死が進行している時に出版されたものだが、金正日はイデオロギー第一を強調した。

イデオロギーという防波堤が倒れれば、どんなに経済や軍事力が強大であっても、社会主義は自分自身を守れなくなるだろう。それに対して、このことは、社会主義を成し遂げるためにイデオロギーがいかに偉大な役割を果たしているか、イデオロギーの働きがいかに重要かであることを証明している。

➢ ５９８

その後、１９９６年１２月に金日成総合大学で行われたスピーチで、金正日は構造改革の実施拒否を明確に正当化した。それは政治体制と首脳部を守り、東欧諸国で発生したような民衆蜂起を避けるために必要であった。金正日は次のように語った。

社会主義国では、食料問題は社会主義的手段によって解決されなければならない。党が食料問題の解決を人民の手に委ねれば、農民と商人だけが繁栄するだろう。その結果、エゴイズムが生じ、階級のない社会の秩序は崩壊する。そうなると党は民衆という母体を失い、ポーランドやチェコスロバキアのような崩壊を体験するだろう。

➢ ５９９

２００９年国連人権理事会普遍的・定期的レビュー（ＵＰＲ）で、北朝鮮政府は次のように発言している。

国は、全国民に食糧を供給する責任を果たすための政策を遂行している。国は、食料

管理に関する法律、労働法、食料の分配に関する規制に基づいて、安価で、適時かつ公平な食糧供給を、労働者、公務員、およびその扶養家族に提供している。しかしながら、深刻な自然災害によって穀物生産量は大きく減少した。１９９０年代半ば以降、国土は繰り返し自然災害に襲われ、人民の生活全般、中でも妥当な食料への権利の行使に悪影響を及ぼしている。政府は、国際人道支援の要請を通じて得た大量の食料によって、差し迫る需要を満たす一方で、農業生産の増加によって独自に食料問題を解決するための措置を講じてきた。

➢ ６００

２０１２年６月には、伝えられるところによれば北朝鮮政府は、新しく一連の経済改革を採用した。調査委員会は、これらの改革についての限られた情報しか入手していない。公称「われわれ式の新しい経済管理体制確立について」の主なコンセプトは、国から工場、企業、農場への管理権限の移譲である。農業セクターに関する限りでは、農民には総収穫量の７０パーセントを国に納付し、３０パーセントを自らが保有する。過去には、国はその年の収穫量に関係なく一定量を徴収していた。新しい計画に従えば、国の取り分は各農場から徴収した過去５年間の平均に基づいている。そのため農民は、豊作の年は取り分が多くなり、不作の年は取り分が少なくなる。調査委員会は、改革の結果および履行の実質水準について、検証することが出来ていない。

➢ ６０１

２０１４年の新年辞で、最高指導者の金正恩は、「経済活動に対する指導と管理を決定的に改善」することを求めた。しかしながら、スピーチの中では農業改革および経済開放の措置についての言及はなかった。

- 農業の専門家キム・ヨンフン博士は、北朝鮮国外で入手可能な情報に基づいて前述の経済改革の研究をしているが、それが顕著な改善につながるかどうか懐疑的であった。

「金正恩政権もまた、（金正日政権と同様に）同種の資本不足を経験するでしょう。そして制度改革は進まないでしょう。私は、状況は少しも改善されないだろうと予測しています。」

- 別の農業の専門家は、平壌大学の研究者であったが、次のように述べた。新しい制度でさえ、農民は収穫の７０パーセントを国に引き渡す必要がある。これが農民がもっと生産しようというインセンティブを制限している。もっと言えば、北朝鮮が世界経済から孤立している状態では、農民は効率的に生産を増加させるために必要

な新しいテクノロジーを手にすることが出来ない。

➢ ６０２

アンドレイ・ランコフは、改革は不確実性を孕んでいるが、初年度の決算報告では充分将来を期待できる内容であったことを示唆した。彼は、最近北朝鮮を訪問した中国の専門家が、改革によって直ぐに３０パーセントの生産量が増加したと主張していると述べた。

（b）反体制思考の防止と処罰

➢ ６０３

開かれた対話と住民参加型、特に農民については食料事情の解決策を見出すためのアプローチの代わりに、北朝鮮は、批判を排除するために危機の年を通じてイデオロギーの教化を行ってきた。

➢ ６０４

１９９１年に、政府は 「一日二食」キャンペーンを開始した。その後の、苦難の行軍というレトリックはおそらく、国民がますます厳しくなる経済的窮乏に耐え、国民が現体制とは異なる経済体制について思考や開かれた議論から遠ざけるために導入された。これに関連して、状況の根底にある政治的理由についての批判的な発言は、政治犯罪とみなされ、したがって厳しく処罰された。

- ある証人は次のように証言した。政府は、国民は最終的には食料を受け取り、最高指導者でさえ妥当な食料がないと言い続けてきた。国民は、実際に食料の分配が遅れた時であっても、食料事情について定期的に公式な講義に出席することを余儀なくされた。これらの講義の内容が特に着目している事実は、最高指導者は国民の食料不足を慮って眠ることが出来ないというものであった。

- 別の証人は、飢饉の際に、国民の士気を高める目的で、強制的な講義や授業が飢えた国民に頻繁に課せられた。「人々は、それが苦難の行軍だと言われ、誰もがそれに耐えなければなりませんでした。誰１人不平不満を漏らすことは出来ませんでした。不平不満を言えば、管理所（政治犯の強制収容所）に送られました。」

➢ ６０５

北朝鮮政府はまた、国が耐えなければならない困難について、国外の軍事、特に韓国と米国を非難した。

- 政府高官は、国民が飢えたことを認識していたと述べたが、彼はそれについて何もしなかった。彼自身が、北朝鮮が食糧不足に直面していることを含めて、党の言ったことをすべて信じた。つまり「北朝鮮に対する資本主義諸国の制裁の結果」であると。

- ロンドンでの公聴会で、キム・ヨンイル氏は、南北間の非武装地帯の近くで、兵士たちはよく、無線機、コメやキャンディの入った荷物を見つけたと述べた。これは韓国から風船で送られてくるもので、国境付近で韓国の市民が飛ばしたものである。キム氏は、兵士たちは教化の訓練を受け、このような韓国のものを食べると病気になって肉が「腐り始める」と教えこまれていると説明した。

➢ ６０６

政策や計画と異なる見解を自由に述べることはできなかった。調査委員会の得た証言の中には、複数の証人が体制の危機的な非効率性と改革の必要性を認識しているものがあった。しかし彼らは問題を議論することは許されていなかった。彼らの多くは議論しようとさえしなかった。議論が彼らと家族にどのような結果をもたらす可能性があるか気づいていたからである。

- 平壌大学の元研究員は、次のように述べた。政府関係者は、集団農業体制が機能していないことを知っていたが、真の改革には着手しなかった。彼は停滞状況に不満を抱いており、最高指導者に直接手紙を書いた。手紙の中で、彼は集団農場と民間農場の生産性を比較した。生産性は民間の方が５倍高かった。彼は主張を裏付けるために研究結果の文書を添付した。返事は脅迫だった。

「３ヶ月後に党中央の人が、私のところに来ました。彼は、私が科学を議論すべきで、政治を議論すべきでない、と言いました。」

（ｃ）食料の押収および没収

➢ ６０７

さまざまな状況で、一般の人々は生き延びる手段を奪われている。収穫は農民から法的根拠もなく奪われた。市民は食料を奪われ、彼らに向けられた国際支援を取り上げられた。調査委員会への証言は、兵士たちが食料の略奪を実際に行っていることを示している。

- 元兵士は以下のとおり述べている。

「北朝鮮軍では、全員が交代で他の兵士たちのために料理しなければならなかった。自分の番になると、私の上官は米を支給してくれたがソースやおかずを作れるようなものは何ももらえなかった。自分の調理当番の前の晩、上官の部隊の最古参の兵士の一人が私を起こした。他の兵士たちはもう起きていた。古参兵は我々に袋を渡し、村に行って何でも盗めるものを盗んで来いと言った。略奪はたいへんうまく行き、おかげで私はおかずを６種類作れた。翌日、私は一部隊全員の前でよくやったとほめられた。」

この証人は、市民からの盗みは飢饉後も止まらず、彼が軍隊にいる間続いたと言っている。彼の知る限りではそれは今日まで続いている。

- 炭鉱夫として働いていたある人物は、収穫期の間は収穫全体の７０％を軍隊に提供するようにとの命令を党から受けたと述べた。

➢ ６０８

複数の証言は、このような事が現在も行われていることを確かとしている。

- ある農家が述べるには「２０１２年、我々は収穫の９０％を手元に置いておけると言われた…。だが収穫の時期になると、軍隊がやってきて何もかも持って行ってしまった。」この同じ人物は、同じ時期に彼女の村で餓死者が出たと報告している。

➢ ６０９

調査委員会に寄せられた証言、特に元軍人や兵士のそれは、軍による国際的な食料支援の横流しの様式を明示している。調査委員会がインタビューした市民のうち、圧倒的大多数は人道支援を目にしたことはない。援助者のなかには、食料支援の分配の際に国際的な監視がついていると主張している人々もいる。だが北朝鮮から逃げてきた証人たちは、国際監視団が分配の様子を視察してその地域から行ってしまうと、当局が配給された食料の大部分を当局に戻すように人々に強要すると言っている。

- ある証人は以下のように述べている。

「人道支援による食料は当局に与えられた。私は市場で売られている支援食料を買わなければならなかった。人民に配られた食料は当局に戻さなければならなかった。もともと支給された５キログラムの食料に対し、当局は人民に５００グラムだけ残して

いった。」

- ある北朝鮮の元高級官僚は、国際的な視察の後に８０パーセントの食料が戻されたと見積もった。

- ある証人は以下のように証言した。自分が平壌の陸軍士官学校にいた頃、自分と自分の同僚たちはある日軍服を脱いで記章を外すように命じられた。これからする事を一切漏らさないと書かれた文書に拇印を押すようにと言われた。南浦（ナムポ）港に連れていかれ、国連と韓国のロゴが付いている４０キログラム入りの米袋を開けて中身を機械に入れ、ロゴの付いていない５０キログラム入りの袋に米を詰めなければならなかった。自分たちはその新しい袋を無標のトラック３０－４０台に積んだ。

- 別の証人は以下のように述べた。

「１９９６年から１９９８年の間、たくさんの支援（食料と肥料）が南浦港経由で国に来た。私の家からは支援物資を回収する車の列が見え、たいていの支援物資にはＵＳＡＩＤ[米国国際開発庁]とＲＯＫ[韓国]のマークが付いていた。軍人たちは私腹を着て車の軍用ナンバープレートを塗りつぶしていたので、軍人には見えず食料を入手できた。軍人たちは酒やタバコを買うために米や物資を闇市場に売った。彼らは我々の家にもやって来て、自分たちからものを買えとしつこく言った。」

- ある証人は、国の別の地域における同じ手口を述べている。
「職業柄、私は１９９８－１９９９年に国連からの支援も含む食料が清津港に来るのを見た。北朝鮮の監視人は食料を手に入れようとして普段着を着て民間人のふりをしていた。」この証人は、２０，０００トンの食料を乗せた複数の船が清津港に近づくのを覚えていると言った。

「国連の職員たちが行ってしまうと、食料は軍隊に渡された。国連の視察団は通常食料が分配されているかどうか確認したがった。彼らは現地視察を事前通告しなくてはならなかった。北朝鮮の当局は、国連職員たちを食料配給センターに連れていくのが常だった。ひとたび国連職員たちが行ってしまうと、北朝鮮の当局が人々から食料を取り返した。これらの事が起こっていた頃には道端に死体がみられ、人々は飢えで死んでいた。」

- ある元高級官僚は朝鮮労働党中央委員会第２部（軍事）の同僚たちから、ＮＧＯが

食料の配給を視察させろと言い張った時にどうするかを聞いた。当局は人々に受け取った支援食料を食べてはいけないと厳しく指示を出した。その代り、彼らは当局に密かに食糧を返すのだった。支給された米は軍人たちが確実に生き延びるために必要とされているのだ、と人々は聞かされた。家々はNGOから受け取った２０キログラムの米を返さなくてはならず、代わりに政府から質の劣るトウモロコシ１キログラムを支給された。

（d）対応のメカニズムの非合法化

➢ ６１０

国連世界食糧計画（ＷＦＰ）によれば、食料の足りない世帯は４つのタイプのやりくりの方法を取っている。

－ 第一に、家々は食事を変える場合がある。例えば、好きな食べ物からもっと安くてそれほど好きではない代わりの物に変えることがある。

－ 第二に、長くは続けられない短期的な戦略を用いて食料の供給を増やそうとすることもある。典型的な例には、借りやツケ等がある。もっと極端な例としては、物乞い、野生の食べ物を食べる、熟していない作物を食べる、果ては備蓄の種まで食べることがある。

－ 第三に、手に入る食料がまだ必要量に満たない時は、食わせなければいけない人の数をそのうちの何人かをよそにやる事で減らそうとする場合がある（例えば、ご近所が食事中にそこの家に子供たちを送り出す)。

－ 第四に、そして最も一般的には、家族が食べられる食料を量的に制限しようとする場合がある（盛り付けを少なくする、食事の回数を減らす、家族の誰かを他の誰かよりもひいきする、何日も何も食べずに過ごす)。

➢ ６１１

食料不足の時には、こうした対応のメカニズムの一部は北朝鮮の当局から推奨された。医学的なリスクが伴うにも関わらず、野生の食べ物を食べることも推奨された。しかし、食料を探すための移動、商売、その他類似の活動といった最も効果的な対応のメカニズムは、人民の統制を保つために当局が禁じている。

（ｉ）移動の自由

➢ ６１２

食料不足の際には、食料を探して移動するのは人々にとって普通のことである。だが、北朝鮮で課せられている移動の自由の厳しい制限は大規模な食糧不足の最悪の時期でさえ維持され、人々が効果的にこの選択肢を取る機会を拒んだ。

➢ ６１３

北朝鮮では、いかなる国内旅行も地方当局から出される旅行許可を必要とする。許可なく旅行した者は逮捕され、出身地に戻されて罰を受ける。配給量が十分でないにしても配給制度が機能していた時は、配給制度の配給にありつくために人々は自分の住んでいる所に留まることが多かった。だが配給制度が破たんすると、当局は移動の制限を同じレベルでは実施できなくなった。やけになった人々は生き延びるために食べ物を探して国中を動き回り始めた。国内旅行の制限が廃止されることは無く、人々は依然として許可なく故郷の地域を離れることは飢饉の間も禁止された。１９９６年１２月、金正日は、人々の移動の発端は国に混乱と無秩序を引き起こすと警告し、これを防止するために必要なあらゆる行動をすぐにとるように政府に命じた。当局は、ストリートチルドレンや飢饉で親を亡くした子供たちの移動も含めた不法な国内移動を扱うために、当座の拘留施設のネットワークを作った。

➢ ６１４

また、飢饉により、１９９０年代半ばから絶望して中国に逃げる人々が現れ始めた。多くの北朝鮮の国民は、北朝鮮と国境を接している中国の諸地域に住む朝鮮族の親戚に助けを求めた。他の人たちは食料か金のために中国で働きたがり、その金で自分や家族のために買物をした。このような対応のメカニズムを容易にする代わりに、政府は人々が国境を超えないように罰と暴力を使った。

➢ ６１５

調査委員会は、食料を求めて中国に行き結局連れ戻されて牢屋に入れられた人々から大量の証言を集めた。

- ジョ・ジンヘ氏は調査委員会に以下のように述べた。彼女の父と妊娠中の母は食料を求めて中国を行ったり来たりしていた。金正日が中国との国境を超えることの禁止をより厳しく実施するよう正式に求めた直後、両親は逮捕され、拘留され、拷問された。

「私の母と父は一緒に中国に２回ほど行き、米、豆のペースト、料理用油などの食料

をうまく手に入れた。だから両親が中国から戻った後にすごいご馳走を食べたのを覚えている。そして３度目の旅の時に家に戻る途中で両親は捕まった。その時には北朝鮮と中国を行ったり来たりしている途中で捕まった北朝鮮人が他にもいっぱいいた。それは殺されなければならないような罪ではなかったのだが、その頃金正日が通知を出し、我々は北朝鮮と中国を行き来する人の数を減らさなければならないと言った。そしてその為には「銃声を大きく響かせる必要がある」〔と金正日が言った〕。」

ジョ氏の父親は拘留中に拷問された。彼はそれに続く別の拘留センターへの移送中に死んだ。「[拘留所から拘留所へ] 移送される途中、父は食べることが出来ず、飲み水も与えられなかった。父は前の拘留所で拷問もされており、体には傷がたくさんあり、基本的にそれが命取りになった」

- キム・グヮンイル氏は、それが彼にとって唯一の生き延びる手段になってからどうやって松茸を売りに密かに中国に旅したかを語った。中国から連れ戻されるとすぐに、人民保安部によって拘留され拷問された。不公平な裁判に基づき、全巨里（チョンゴリ）にある第１２教化所に入れられた。

➢ ６１６

１９９０年代に何万人もの死者が出たにも関わらず、当局は越境の動きに対して刑罰を加え続けた。国境警備隊は違法に国境を超える者は誰でも射殺することを許可され、この方針は依然として有効である。特に、中国滞在中に韓国の市民や教会に助けを求めて接触した北朝鮮の市民には酷い扱いが待っていた。食料のために国境を越えた人々の服役期間は２年から５年である。飢饉が既に峠を越した２０００年に、金正日は食料欲しさに国境を越えただけの者たちを寛大に扱うようにとの布告を出した。だがこの布告は数ヶ月しか有効ではなかった。その頃でさえ、中国から強制的に連れ戻された人々はまだ逮捕され罰せられていた。

➢ ６１７

北朝鮮は、明らかに、韓国に要望を出して一時的に南北間の国境を開いてもらい、飢えた市民が韓国に入れるようにし、そこで多くの人々が親戚や同朋の韓国人から援助を受けられるようにするという選択肢を明らかに全く検討しなかった、と調査委員会は注記する。

（ii）その他の対応のメカニズム

➢ ６１８

長い間北朝鮮政府は、事実上の自由経済への移行を含め、国内で起きている経済的変化を正式に認識出来ていなかった。官僚たちはせいぜい、それらを一時的な緊急措置だと言った。この立場は、市場活動を制限または非合法にさえしようという北朝鮮政府の再三の試みを説明している。市場の発展は食料を必要としている人々にとって重要であるにも関わらず、政府はそれを認めたがらなかった、なぜならそれはあの国では政府の統制からはみ出るメカニズムだからである。

➢ ６１９

１９９９年の刑法では、「社会主義経済運営に対する違反」についての章はたったの８条から成っていた。２００４年、その章は「経済運営に対する違反」と改名され、７４条に拡大された。刑法には、不公平な商業活動に不法に関わって大きな利益を上げることを罪とする第１１０条が導入された。２００７年には、最高人民会議の幹部会による決定という形で一連の「追加条項」が導入された。その決定は、不法な事業経営などの罪を導入した。宝石や貴金属の密輸や国の資源の違法な販売という特に深刻な事件は、死刑に当たるとされた。

➢ ６２０

北朝鮮の刑罰制度は、北朝鮮の市民が深刻な食料不足に取り組むために取り入れた戦略に対する政府の対応のなかで中心的な役割を果たしてきた。飢饉の間、北朝鮮は労働鍛錬隊として知られる大掛かりな拘留施設の体制をつくった。これらと他の短期の強制労働拘留施設は、中国に越境した者、無許可の国内の移動に関わった者、市場活動に関わった者を投獄するために使用された。２００４年の刑法の改正は、これらの施設を正式なものにした。改正により２年以下の「労働鍛錬」は、増加する経済的および社会的犯罪に対する罰となった。

- ある証人は、人々はどうにもならない状況に陥れられたと述べた。国の指導に従って自分の仕事だけしていた者は栄養失調で死んだ。生き延びるために何か他の事をしようとした者は多分逮捕された。

➢ ６２１

飢饉とその余波に対する指揮管理的対応の一環として、共同農場と工場に対する権威を回復するために警察と軍隊が利用された。１９９７年８月、当局は食料の秘蔵と窃盗についての法令を出した。この法令は、穀物の窃盗か売買に関わった個人の処刑を規定した。飢えた農民が自分自身が生き延びるために農場の生産物の一部を横流ししないようにと、軍の部隊が農場に派遣された。

- ある女性は以下の通り証言した。彼女は飢饉の間に５回の公開処刑を目撃した。役人たちは、当該の被害者たちによってどれほどの穀物が盗まれたか、あるいは無駄にされたかを告知した。それからその人は頭を撃たれた。

- 別の女性は、夫が油を売買したために１９９６年に逮捕されたと証言した。彼は教化所で懲役１１年という判決を受けた。彼が服役中、彼女には夫に食べ物を持って行ってやる金がなかった。彼は拘留されて１年後に飢えと重労働で死んだ。結局、この証人の子は飢え死にし、彼女の母と父がその後に続いた。１９９７年１２月、この女性は食料を見つけに中国に越境し、売られて朝鮮族系の中国人と強制結婚させられた。

➢ ６２２

飢饉の間、当局はコミュニケーションにも厳しい統制を維持した。人々は援助のために国外にいる親戚と連絡を取ることを禁止された。この禁止は現在も有効である。しかしながら多くの北朝鮮人は、いわゆる「ブローカー」を使うか中国との国境付近で機能する中国の携帯電話を使って国外にいる親戚と違法に連絡を取ることで法の裏をかいている。ブローカーを通じて、人々が国外にいる親戚から違法に送金も受けている。この方法で助けを求めるのは非常に危険であり、逮捕された人々は重い罰を受ける。

- ある男性は以下の通り証言した。２００９年、彼は中国の携帯電話で国外に電話を掛けている時に国家安全保衛部に逮捕された。彼はスパイとして告発され、殴られ拷問された。国家安全保衛部は、携帯電話を追跡するための高性能な電子機器を使っていると彼は語った。

５．人道支援の最も弱い人たちへのアクセスの妨害

➢ ６２３

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ＩＣＥＳＣＲ）第２条第１項および第１１条第２項によれば、各国は個々に及び国際的な援助及び協力を通じて飢餓から免れるようにする義務を有する。もし国がその国民に十分な食料を提供できない場合は、国は外部からの支援を事前に求めるなどあらゆる可能な手段を講じて、領土内の人々が飢餓から免れるようにしなければならない。社会権規約委員会によれば、制御不可能な理由で飢えから免れさせる義務を果たせないと主張している国は、それが事実であり、国が必要な食料を入手できるように国際的な支援を求めることに失敗したと証明しなくてはならない。

➢ ６２４

この点に関して、国々は人道支援を恣意的に拒んではならないという義務も負っている。人道支援の恣意的な拒否かどうかを判断するのには数多くの要素が使われる。理由を示さずに提供された支援を拒んだり、提示した理由が事実誤認（例．適切な評価を行わずに人道的な必要性を否定すること）に基づいていたりする場合は、国は義務を怠ることになる。また、国際的な義務と調和しない理由で接触を拒んだ場合は、国は恣意的に行動したことになる。例としては、他の所から必要な支援を確保できないにも関わらず、人道的で公平、中立で独立した人道原則に則って提供された援助を拒む場合が挙げられる。人道的必要性に基づき差別のない支援分配の原則に反する国際的食料支援のいかなる横流しも、支援の恣意的な否定に当たり、食料の権利を含む人権侵害となる。

➢ ６２５

１９９０年代半ばに最初の支援機関が到着して以来、国際的な組織や非政府組織は、北朝鮮の当局が課す極端に難しい条件の下で働いてきた。北朝鮮政府は人道活動家たちに対して移動と連絡の制限を課し、これが接触を過度に遅らせ、しかもこれらの制限は、正当な人道的または安全保障上の懸念事項から見れば正当化されるものではないと調査委員会は考えている。更に、当局は意図的に支援団体が信頼できるデータにアクセス出来ないようにしたが、もしそれが出来れば人道的対応の効率を大幅に高めて多くの命を救えることが出来た。

➢ ６２６

北朝鮮の当局は、国の北東部を支援したいという国際支援団体の最初の要望を拒絶した。世界食糧計画の支援は１９９７年より前には東海岸には届かなかった。１９９０年代の終わりには、世界食糧計画の支援全体のわずか５分の１が北朝鮮の全人口の３分の１がいる地域に届いた。この現象について調査委員会は様々な説明を受けたが、その中には影響を受ける諸地域の一部にある政治犯収容所や扱いに注意を要する軍の施設の位置も含まれていた。だが、人道的な接触は出身成分が低い人々が収容されている地域全体には人道支援のアクセスが拒否されたとも調査委員会は注記する。飢餓で非常に多くの人々が死につつあった、１９９５-１９９６年、北東部の大部分に対して北朝鮮は人道支援アクセスを拒んでいる。人道的支援が得られなかった４つの地域（咸鏡北道、咸鏡南道、両江道、慈江道）は、配給制度が最初に停止された地域に対応している。

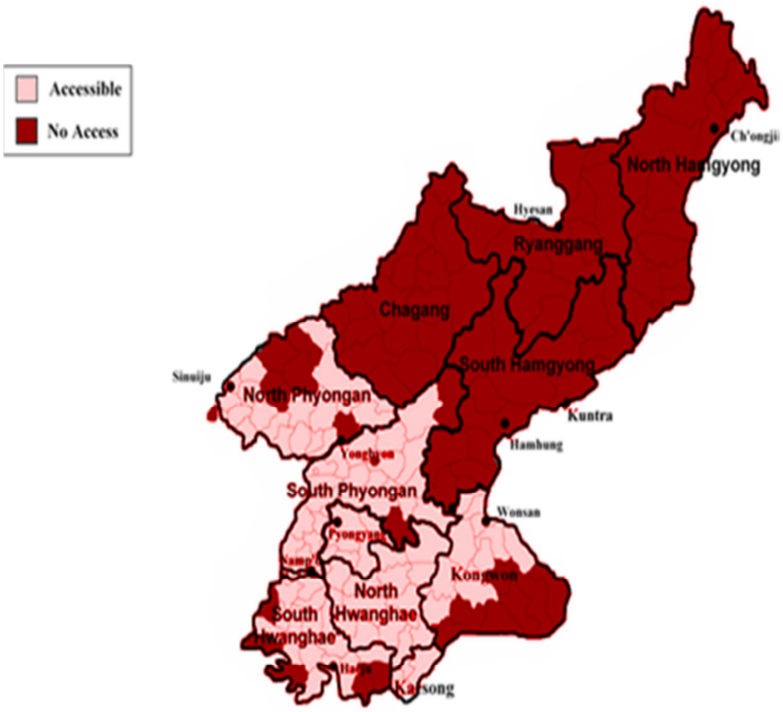

図１０．１９９５-１９９６年にアクセスできた地域およびアクセスが制限された地域
Accessible：アクセス可能
No Access：アクセス不可

➢ ６２７
海外からの支援を受けることによる北朝鮮にとっての政治的な影響は、往々にして人々の苦境よりも重要視された。

- ワシントンでの公聴会で、アンドリュー・ナトサイオス氏は米国から提供された援助物資の配送にまつわる問題を調査委員会に語った。

「大きな争いは、北朝鮮の港に援助物資を運ぶ船に掲げられているアメリカ国旗を降ろすことをめぐってだった。最初の出荷の時に世界食糧計画が私に話した事だが、船は３日間港で足止めされた。その理由は船長が船からアメリカ国旗を外すのを拒んだからである。想像力をもってしなければならなかった。その港は２年間中央政府からの荷を一切受けていなかった。人々は道端で死んでいき、国連がその人たち皆を助けようとしているという話は政府当局にとって非常に不愉快だった。」

➢ ６２８
北朝鮮により人道活動家に課せられた制限は、人道的な取り決めの原則に反していた

し、今も反している。１９９８年から２０００年の間、国境なき医師団（ＭＳＦ）、オックスファム、ＣＡＲＥ、世界の医療団等多くの有名な人道組織は、北朝鮮での活動を停止した、なぜなら自分たちの仕事は北朝鮮当局に課せられた条件の下では持続出来ないと判断したからである。２００２年、ＭＳＦの研究部長フィオナ・テリー氏は、ＭＳＦのような人道組織が北朝鮮で活動を停止した理由をまとめた。

今日の北朝鮮には人道が入り込む余地はなく、国に入ってきた食料援助が動きの遅い飢饉を和らげるのに役立っているのか、それともこの世で最初のスターリン主義の独裁制の政治計画を維持しているのかを知ることが出来なくなっている。北朝鮮に向けた支援の「人道的」性質をその意図または手法の中で守ることも難しい。支援を与えている主要な政府にとっての意図とは、あの地域が不安定にならないよう体制の急激な崩壊を防ぐことである。

➢ ６２９

北朝鮮の困っている人々に物理的に接触できないため、人道活動家たちは自分たちの活動を最も効果的に行えるように状況を適切に評価することが出来なかった。最も弱い人々には明らかに支援が届いていないという問題に直面し、多くの人道機関は「接触なければ支援なし」の方針を取り入れ、これにより支援の分配を視察するために人道機関に許可されたアクセスは若干の改善を見た。

➢ ６３０

世界食糧計画（ＷＦＰ）が接触できる国の数は時間を掛けて変わってきた。２０１３年３月にＷＦＰが作成した最新の地図（下図参照）は、約２００の郡のうち８２の郡にＷＦＰが入れることを示している。深刻な栄養失調と発育不良が最高レベルの慈江道全体は、‘両江道と並んでＷＦＰの活動が及んでいない。

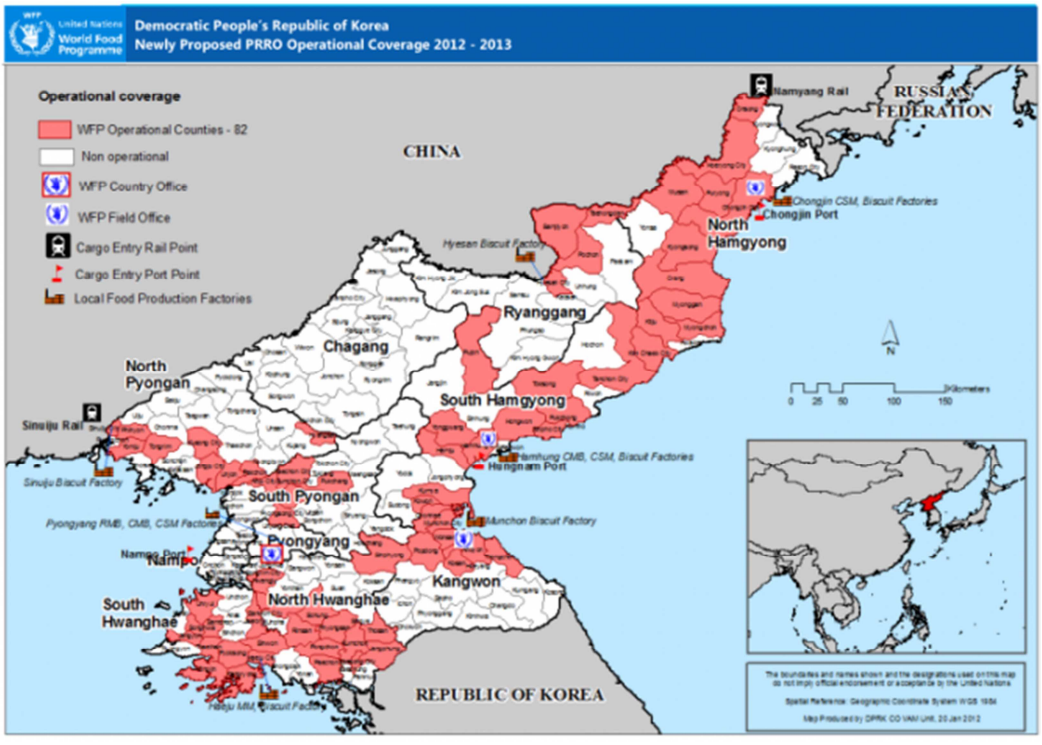

図１１．世界食糧計画による活動の分布
WFP Operational Counties：WFP が活動している郡
Non Operational：WFP が活動していない郡
WFP County Office：WFP の郡事務所
WFP Field Office：WFP のフィールド事務所
Cargo Entry Rail Point：鉄道輸送による貨物搬入ポイント
Cargo Entry Port Point：海上輸送による貨物搬入ポイント
Local Food Production Factory：食料生産工場

➢ ６３１
社会権規約委員会、女性差別撤廃委員会、児童の権利委員会は北朝鮮に対し、地域的および経済的に不利な女性や子ども等の弱い階層に食料支援やその他の国際的援助を受けさせるように求めた。北朝鮮の状況では、妊娠中や授乳中の女性、子ども、高齢者は特に弱いと見なされる。だが調査委員会が受け取った情報は、食料支援やその他の人道的支援は多くの場合目指した階層に届かなかったことを示している。特に、調査委員会は北朝鮮の元市民、北朝鮮に派遣された人道機関の元スタッフその他の情報源から情報を受け取ったが、それによると支援はストリートチルドレンなど最も支援を必要としている子供たちには届かなかった。

➢ ６３２
２０００年、ＡＡＨ（アクション・アゲンスト・ハンガー）は北朝鮮の子どもたちへの人道支援を提供する計画を中止すると決定した。なぜなら当局が最も弱い子どもたちに彼らが接触することを拒んだからである。ＡＡＨは自分たちの決定を以下のように説明した。

（ＡＡＨの支援を受けている）施設にいる子どもの数は、ＡＡＨの全ての訪問は事前に通知されていたにも関わらず引用される公式の数字よりも小さかった。ＵＮＩＣＥＦ、ＷＦＰ、ヨーロッパ連合が行った栄養調査は子供たちの間に１６パーセントの栄養失調を示したが、これらの施設で栄養失調が認められたのはおよそ１パーセントだった。我々のチームが目撃した栄養失調の大部分のケースは、どんな施設も利用できない子供たちに見られた。特にひどい打撃を受けたのは「ストリートチルドレン」で、その多くは３、４歳で一人でさまよい、明らかにとても弱く食べ物を集めるのに苦闘していた。この状況に直面し、政府が運営する施設によって流れを変えられた支援は最も弱い人々には届かないことを確信し、反飢餓行動は、最もリスクの高い子どもたちのグループに向けて公的施設の外に無料食堂を設置することを当局と交渉した。だがこの計画を実施するための諸条件は北朝鮮当局に拒否された。北朝鮮に流れ込む国

際支援は最も困っている人々には届いていないと我々は確信している。我々には最貧困家庭を訪問する許可が下りなかったが、そこでは子どもたちは家に閉じ込められ、あらゆる支援から遮断され、本質的には死を宣告されているのではないかと我々は疑っている。このような子どもたちの命は適切な支援を受けられれば簡単に救われるのに、この事態は甚だ不快である」

１９９８年、国境なき医師団（ＭＳＦ）は北朝鮮における活動を中止し、その際に「効果的な人道支援をさらに制限するという高いレベルでの政策変更は、理にかない責任ある方法で支援を届けるのを不可能にしている」ことを理由に挙げた。MSF はホームレスや孤児など、特に弱い階層に焦点を当てようとした。だが北朝鮮の当局は、MSF にとって最も効果的なタイプの医療及び栄養面での支援は、「製薬の原料を提供することに深い注意をはらうことだ。」と言い張った。

➢ ６３３

北朝鮮の別の地点で働いていた人道機関の元スタッフから調査委員会が受けた証言は、彼らに引き合わされた人々や子どもたちは、彼らが入るのを許可された地域の中でさえも最もっている人々だったかどうか大いに疑わしかったことを示している。ある人々は、こうした訪問は「よく出来た芝居」だったと指摘した。別の人々は、大量の国際支援が北朝鮮に与えられたにも関わらず、最も弱い人々には届かなかったと述べた。

➢ ６３４

北朝鮮当局は、国際支援の提供者たちによる人道支援の効果的な視察をずっと禁じてきた。北朝鮮で働き続けると決めた人道支援機関にとって、国内の状況を理解するのは非常に難しかった。物理的な接触が不足していることに加えて、ＷＦＰのような国際的な援助機関は朝鮮語を話せるスタッフを置くことを許可されなかった。その代り、北朝鮮当局により地元の朝鮮人の通訳があてがわれた。そのようなスタッフの独立性や公平性に対して起こるあからさまな疑問とは別に、人道事業の質にも影響した。なぜならあてがわれた地元のスタッフは、活動を管理する専門的特殊能力を持っていなかったからだ。北朝鮮の子どもたちの栄養状態についての無作為調査の実施を許可してほしいという国連の要望は、繰り返し拒否された。

- ワシントン公聴会で、２００１年から２００６年まで米国国際開発庁（ＵＳＡＩＤ）の事務官として勤務していたアンドリュー・ナトサイオスは、１９９０年代の北朝鮮におけるＵＳＡＩＤの働きについて語った。

「北朝鮮人たちは、子どもたちの測定を我々にはさせず、自分たちですると言い張った。彼らは「監視調査」の場所を決めたが、それはあまり正確な調査ではないことを意味する。無いよりはましだが正確ではない、簡単に政治化してしまうからだ。」

➢ ６３５

地方官僚たちは、国際機関に協力的過ぎた為にポストから外されたと言われている。１９９８年、世界食糧計画は、北朝鮮の優先事項は「効果的で責任ある支援を最も必要としている人々に与えることよりも、主体思想を保護することだ。」と述べた。

➢ ６３６

ある視察者たちは、北朝鮮内でのアクセスやモニタリングは人道支援機関にとっては年を経て良くなっていると言っている。いくつかの人道支援機関は、次第に他の地域にも入れるようになってきている。更に言えば、特定のいくつかの機関には北朝鮮が選んだのではない朝鮮語を話す人間を使うことが現在では認められている。食料支援の視察の分野では、わずかな進歩が起きている。しかしながら、北朝鮮で人道支援機関が活動を始めてから２０年経っても、人道活動家たちは支援を渇望する人々にアクセスするのを邪魔する受け入れがたい制限にまだ直面している。北朝鮮にいる国連カントリーチームによると、活動の制限は寄付をしてくれる人々の信頼と資金運用を阻害し、ひいてはより良い活動条件についての話し合いを阻害する。北朝鮮でアクセスの交渉をするのは今も昔も長く困難なプロセスである。政府は、人道支援機関が計画の実行や視察や活動の評価を実施するために求めるアクセスに対し、しばしば受け入れがたい制限を課す。

６．最大限に利用可能な手段の不使用

➢ ６３７

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第２条第１項は、以下のように述べている。「この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。」（強調部分下線）

➢ ６３８

「漸進的な達成」という概念は、国際的人権条約の下での経済的、社会的及び文化的権利に関する国の義務の中心的な面を表している。経済的、社会的及び文化的権利の

完全な実現を達成するため自国における利用可能な手段の最大限に用いることにより適当な方法を取る義務は、この核の部分にある。「利用可能な手段」への言及は、これらの権利の実現は手段の欠如によって阻害されることがあり、時間を掛けなければ達成できないという認識を反映している。同じくこれは、適当な手段を取るという義務を国が遵守しているかどうかは、財政的手段あるいは利用可能な手段を踏まえて評価されることを意味している。だが、漸進的な達成という概念は、十分な手段を持つまで国はその義務から免除されるという風に誤って解釈されてはならない。逆に諸規約は、経済的、社会的及び文化的権利の完全な実現に向けて適切な歩みをするよう即時の義務を課している。手段の欠如は、行動しないことやこれらの権利を実施する手段を曖昧に延期することを正当化出来ない。利用可能な手段の有無に関わらず、国は優先順位の問題として、全ての人が少なくとも最低レベルの諸権利を利用できるようにし、貧困層、少数派、身体障害者を保護する計画に注力するようにしなければならない。国は基本的な経済的および社会的必要性に重点を置くために利用可能なあらゆる手段を使ったと示せるのでなければ、飢餓救済を含む最低レベルの社会経済的福祉を確保できなかったことを正当化するような障害があったと言い訳することは出来ない。

➢ ６３９

証言内容及び調査委員会が受け取った提出物から、北朝鮮は人々を飢えと慢性的栄養失調から救うという目的を優先することに大失敗し、特に大飢饉の時はそうだったと調査委員会は結論付ける。国家は北朝鮮にいる多くの人々が生き延びるために必要な食料を購入することを優先せず、農業や社会基盤や国内で食糧をもっと入手しやすくするその他の手段に投資することもなかった。どの年でも１人あたり平等に１日５７３グラムの穀物をという政府の公式目標がずっと達成できないのは、食料が入手できるか否かの問題だけではなく、貯蔵、輸送、物資の追跡などの幅広い供給網が制限されていることを示している、と国際連合食糧農業機関および世界食糧計画は述べている。

➢ ６４０

証言内容及び調査委員会が受け取ったその他の情報は、北朝鮮が過度な分量の資源を軍隊や、最高指導者を称賛するための行事やエリートのための贅沢品の購入といった個人崇拝に割り当て続けたことを示している。

（ａ）軍事的支出の優先

➢ ６４１

北朝鮮はおよそ１２０万人から成る世界最大級の常備軍を維持している。これは全人

口に対する軍人の世界最大の比率を表している。国の秘密主義的な性質ゆえ、実際の軍事支出を示す数字は入手困難である。公式な情報源は、国家予算全体のおよそ１６パーセントが国防に充てられていると記している。その他の情報源は、国民総生産の２５パーセントほどだと見積もっている。

➢ ６４２

１９９０年代の飢饉の間、資源を緊急の需要に充てる代わりに、金正日は「先軍」主義に則って軍隊により力を入れた。朝鮮中央放送からの公式放送は、この方針を説明している。

我々の歴史で「苦難の行軍」と呼ばれるその時期、偉大なる同志、金正日は、国民の運命と革命の未来は銃身に掛かっており、軍隊に頼ることのみによって我々は困難を乗り越え革命を勝利に導くことが出来ると信じた...もし銃身が弱ければ、どれほど経済が強かろうがどれほど科学技術が進歩していようが、国は結局外部の力に飲み込まれるだろう。

➢ ６４３

朝鮮労働党の労働新聞に掲載された２００３年のとある論説は、似たような事を述べている。

軍隊と経済の相互関係のなかで指導的立場にあるのはやはり軍隊である...経済力が軍事力を土台にしていれば、軍事力は経済力にとっての保証となり、経済発展の促進力になる。我々は、強い軍事力なしには国内の産業を守ることも経済を立ち上げるための平和な環境を守ることも出来ない。ひとたび我々が強力な国防産業の土台を築けば、軽工業や農業を含む全ての経済分野を若返らせることが出来、人民の生活を向上させられる。

➢ ６４４

調査委員会に提示された専門家の分析は、国家の軍事支出を食料の購入にわずかばかり再分配すれば、人々を飢えと栄養失調から救えたことを示している。経済学者のマーカス・ノーランド氏によると、国連食糧農業機構／世界食糧計画の収穫高評価に基づけば、北朝鮮は穀物の不足が４０,０００トンあるという。国際通貨基金によれば、２０１３年９月には、米の値段は１トン当たり４７０米ドル、トウモロコシの値段は１トン当たり２０７米ドルだった。ノーランド氏は国連のデータを分析し、２０１１年の北朝鮮の経済規模は１２４億ドルだったと見積もっている。つまり、穀物の格差を埋めるために求められる資源の再分配は、国の歳入の０.０２パーセント未満である

と彼は言う。もし国の歳入の２５パーセントが軍事に使われているという見積もりが正しければ、穀物不足は軍事予算を１パーセント足らずカットすれば対処できる。

➢ ６４５

マーカス・ノーランド氏が更に評価していうには、大飢饉が最悪だった頃でさえ、食料の格差を埋めるのに必要な支援は１億から２億米ドル程度だった。これは財やサービスの輸出から得られる収入の５～２０パーセントか、同時期の国家歳入の１～２パーセントに相当した。

- 「[１９９０年代の飢饉の間に]格差を埋めるために必要とされた穀物の量はずっと多かった一方で、１９９０年代の穀物の値段は今よりもずっと安かった。したがって飢饉が最悪だった頃、格差を埋めるのに必要な資金は、データをどのように分析するかによるが、わずか１億から２億ドルだった。飢饉の頃でさえ、北朝鮮は使おうと思えば輸入を維持してあの災難を避けるだけの自由に使える資金を持っていた。」

➢ ６４６

国際市場で食料を買う代わりに軍事用機器の購入と外貨の使用を遅らせるだけでも、多くの人々を救えたかもしれなかった。食料不足が当局にも既に知られていた１９９４年、北朝鮮は多くの潜水艦を購入したと言われている。北朝鮮が商業用穀物の輸入を２００,０００トン未満に削減したのと同時期の１９９９年、政府は外貨をベラルーシから４０機のＭｉＧ－２９戦闘機とカザフスタンから８機の軍用ヘリコプターを購入するのに使ったと言われている。

➢ ６４７

２００５年、北朝鮮当局は軍事／国防の支出を削減して、食料危機とその他の発展を必要とする分野に効果的に対応するために資源の平等な再分配を確実にする責任がある、と国連事務総長は述べた。

➢ ６４８

しかしながら調査委員会は、北朝鮮が人道的懸案事項よりも軍隊を優先するという方針を変えたという兆候は受けていない。その代り、現在の首席、金正恩は、「先軍」は依然として北朝鮮の指導原則だと主張している。主席としての彼の最初の公的な演説の一つで、２０１２年４月１５日に行われたものの中で、金正恩はこのように強調した。「先軍朝鮮の尊厳を永久に讃えるために、そして強力な社会主義国家を建設するという目標を成功裡に達成するために、一にも二にも三にも我々はあらゆる手段で人民

軍を強化しなければならない。」

➢ ６４９

２０１２年の国家予算についての最高人民会議への報告書で、金融相のキム・クワンジンは、わずか「歳出全体の３８.９パーセントが人民政策と、全体的な無料の義務教育制度、無料の医療、社会保険と社会保障、静養および保養施設、文学および芸術の発展、スポーツ・パワーの建設等の、社会主義の下での社会主義的文化のための手段の実施に使われているにすぎない」と言った。

（b）食料への国の支出を減らすための支援の利用

➢ ６５０

北朝鮮は海外からの支援に対して矛盾した態度を取ってきた。第一に、こうした海外からの支援は、北朝鮮システムの失敗を認めることになり、かつ外からの余計な干渉を受け入れることにつながると見なされた。北朝鮮食糧難復興委員会委員長リ・ジョンファは、飢饉があるという主張は「純粋な作り話」だと言った。北朝鮮は政治的目的のある食料支援は受け取らない、なぜならそれは国の誇りを傷つけるものであり、経済や政治の変化の要求につながるかもしれないからだ、と彼は言った。１９９７年、金正日は以下のように述べた。「帝国主義者の支援は略奪と征服の罠であり、一つくれてやった物に対して十も百も奪おうとする」。２０００年に労働新聞は、北朝鮮の人道支援に対する公式な立場を伝えた。「帝国主義者の支援は侵略の道具である…貧困、飢饉、死をもたらす危険な毒であり、繁栄をもたらすものではない」。

➢ ６５１

だが北朝鮮は、自身の政治的目的のためには支援を利用してきた。北朝鮮は支援活動に対する条件付けの程度と入国を許可する国際支援活動家の人数を、人道支援機関が交渉のテーブルに出す金額と連動させてきたのである。

➢ ６５２

最大の問題として、北朝鮮は支援の流入を最も弱い人々を飢餓から救うための手段としてよりも負債の支払いの援助として効果的に使っていることを数字は示している。支援を自国の商業的食料輸入の補助として利用する代わりに、支援は明らかに商業的輸入の代用として使われてきた。ワシントン公聴会にマーカス・ノーランド氏から提示された下のグラフ（図１２）は、北朝鮮にもたらされた支援の量が増えた時に商業的食料輸入の量は減ったことを示している。

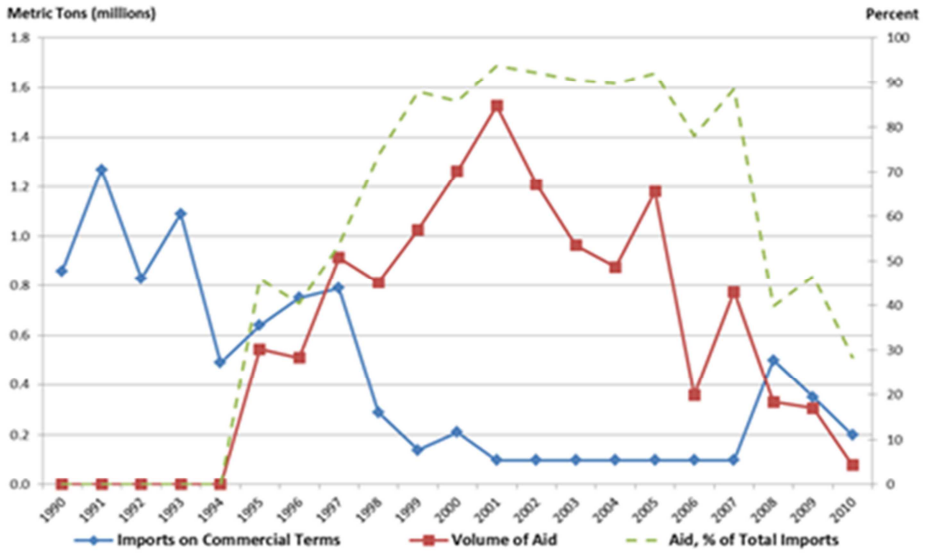

図１２．支援および商業的輸入の量

Imports on Commercial Terms：商業的輸入

Volume of Aid：支援量

Aid,% of Total Imports：全輸入量に対する支援稜の割合

➢ ６５３

下のグラフ（図１３）もマークス・ノーランド氏より調査委員会に提出されたものだが、これは北朝鮮の食料輸入の推移と比較した商品の輸入全体の推移を示している。国内の慢性的な栄養失調状態にも関わらず、食料輸入は１９９３年から２０１０年に下降傾向をたどり、大幅に増加した商品全体の輸入とは対照的である。

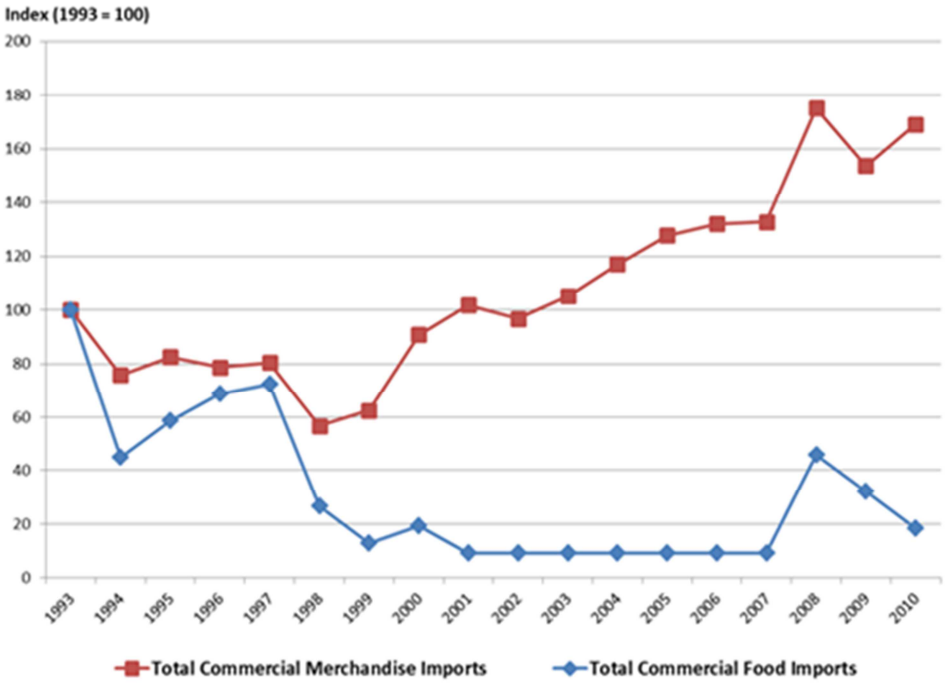

図１３．北朝鮮：商品輸入と食料輸入
Total Commercial Merchandise Imports：商品輸入
Total Commercial Food Imports：食料輸入

（ｃ）二国間支援実施国の役割

➢ ６５４
多国籍の機関が北朝鮮に支援を届ける中で果たした役割は比較的小さかった。１９９５年以来届けられた食料支援の総量の７５パーセントと見られる分は、中国、韓国、アメリカ合衆国、日本から提供された。このような支援が提供される条件は国によって異なる。太陽政策にしたがって、韓国は大量の無条件支援を行っている。米国は支援を核問題の進捗と連動させている。１９９５年から２００９年にかけて、米国は北朝鮮におよそ６億米ドルのエネルギー支援を提供した。１９９５年から２００３年と２００７年から２００９年には、プルトニウムを元にした核施設の凍結と引き換えに支援が与えられた。

➢ ６５５
二国間支援を実施する国の支援の扱い方は、国連とその他の人道支援機関の活動に影響した。視察者たちによると、２０００年代半ばに中国と韓国がもたらした無条件の支援により、北朝鮮はWFPが行おうとしていたモニタリングに対して抵抗するようになった。米議会調査局（ＣＲＳ）による報告書は、以下のように指摘している。

２００６年、ＷＦＰは、北朝鮮政府がこの組織の規模、配給能力、モニタリングの能力を制限する新たな規制を課してから、急激にその活動を縮小した。その後ＷＦＰと北朝鮮政府は、ＷＦＰが目標にしていた６４０万人の３分の１にも満たない１９０万人に食料を与えるという新しい協定を取り決めた。北朝鮮の全人口はおよそ2,２００万人である。ＷＦＰの７５パーセントの国際スタッフが削減され、１０人に減らされ、彼らは全員平壌を拠点にしている。２００６年より前にはＷＦＰは４０名を越す国際スタッフと国内に６か所の事務所を持ち、毎年何千回もの現地視察を行っていた。北朝鮮政府は、朝鮮語を話せる者がWFPのローカルスタッフとして仕事をするのを許可しなかった。

（ｄ）最高指導者の利益のための平行ファンド

➢ ６５６
１９９０年代に北朝鮮が直面した経済および財政問題のゆえに、北朝鮮当局は外貨獲

得のために数多くの合法または非合法の活動に手を染めた。だが、得られた通貨は人々が飢饉の間に早急に必要としていた食料、薬その他の品々を買うために使われたのではなかった。代わりにそれは政府の通常予算の外にある平行ファンドに流れた。

➢ ６５７

今日も存続しているこれらのファンドは、朝鮮労働党の中央委員会と組織としてつながっている複数の事務所を通じて最高指導者によって厳しく管理されている。ファンドは最高指導者が個人的に自由に使うことが出来、最高指導者とその家族、彼の周辺にいるエリートたちの個人的な支出、その他公式な予算には現れてはいけない政治的に微妙な支出に使われる。

➢ ６５８

北朝鮮当局は外貨獲得のために数多くの犯罪行為に手を染めた、と関わった官僚は証言している。２００８年の犯罪行為で得られた収入は年間で５億米ドルほどだったと見積もられ、これは北朝鮮の年間輸出額の３分の１に相当する。得られた情報によると、北朝鮮によって海外に送られた労働者の収入のかなりの部分が３種類のファンドに入れられたという。

- ある証人は、彼の１９９７年の朝鮮国際保険会社内（ＫＦＩＣ）にある北東アジア銀行の仕事について述べた。彼は北朝鮮に存在する２つの平行予算について詳しく述べ、それらを「人民経済」と最高指導者が運営する「王室経済」と呼んだ。彼は海外の保険会社をだまして外貨を稼ぐ責任者だった。この金は「王室経済」に再分配された。ＫＦＩＣで作成された文書は、稼いだ外貨はほとんどが金正日の個人的な「革命ファンド」に回された証拠を消すために破棄された。この証人は、会計記録や預金引き出し情報など多くの文書を破棄した。

- １９９０年代に錦繍山宮殿で働いていたある証人は、朝鮮労働党の経理部は金一族が欲しいものを作り、扱い、提供する責任を負っており、一族の米さえも別に作られたと言っている。貿易会社の一つ、「綾羅８８８」はこのファンドのための財源を生み出していたと彼は言う。

- 国家安全保衛部の元工作員は、全ての政府機関は、稼がなければならない外貨の年間割り当てを与えられたと述べた。

「政府は金の出どころは気にしなかったので、工作員たちはあらゆる活動に取り組むよう迫られた。」

彼は、国家安全保衛部の工作員のなかで、誰が中国の商人と武器やドラッグの取引をしていたか知っていた。工作員たちは北朝鮮にある国のドラッグ工場と武器庫から武器とドラッグを得ていた。この証人は麻薬であるメタンフェタミンの密売について直接知っていたが、これは中央レベルの当局に正式に認められていた。

- ある証人が言うには、ある会社は朝鮮式の薬草を使った薬を作るための原料を買った。１９９０年代には、彼は定期的に通常刑務所（教化所）に行き、刑務所が作った阿片を買ってそれを貿易会社に売った。彼は一度、医薬品原材料の管理のための地方部の経済計画を見せられた。その計画は特に、輸出目的で阿片が作られたことを示していた。

- 元国営企業の支配人だった別の証人は、労働党の中央レベルから証人の企業に、外貨を生み出すためにケシの栽培と阿片貿易についての指示が与えられたことを覚えていた。

- 別の元官僚は、世界中の北朝鮮大使館の非合法活動についての詳細な情報を提供した。彼らは、イスラム諸国での非合法な酒の販売やアフリカから中国へ国際的に禁止されている象牙の密輸などの活動に関わった。

（ｅ）個人崇拝の進展と政治体制の賛美

➢ ６５９

元高級官僚からのも含め多くの証人の証言が、国家歳入のかなりの部分が個人崇拝の推進や金体制の賛美に使われていたことを示している。

- １９７３年に建てられたき錦繍山宮殿は、故金日成のための広大な記念宮殿になった。工事は大飢饉が国を荒らしていた１９９５年に開始された。錦繍山宮殿は飢饉の頂点に立てられた記念建造物の一例である。建物は３４,９１０平方メートルを占め、２００,０００人が集まれる１０,０００平方メートルの大広場が付いている。話しによると、２０種類７００,０００体の御影石の彫刻が建物を飾るために作られたという。ある高級官僚は次のように証言した。

「金日成は１９９４年に亡くなった。服喪期間が何ヶ月もあり、７億９０００万米ドル相当が彼の墓とその他の記念物建設のために費やされた。既に貧困状態だった北朝鮮の経済は下層部に打撃を与えた。」

- 別の元官僚である証人は、金日成長寿研究所での自分の仕事の話をした。これは非常に潤沢な資金のある研究所で、金日成と金正日の長寿と健康を確保することだけを目的に設立された。

- 調査委員会は、１９８９年７月１日から８日にかけて開催された第１３回世界青年学生祭典に捧げられた莫大な支出についての証言も受けた。世界祭典は明らかに１９８８年に韓国で開催されたオリンピックに対抗して開かれた。

- 金正日の警護に任命されている朝鮮人民軍護衛司令部の一員だったある証人は次のように述べた。「金正日は飛行機、船、電車、ヘリコプター、車を持っていた…彼自身が飛行機を使うわけではなかったが、それでも彼は欲しがった。」

➢ ６６０

国家歳出のうち多額の金が、金日成とその後継者の個人崇拝を助長し、彼らの功績を披露するために、巨大なブロンズ像やその他のプロジェクトにも捧げられた。これらのプロジェクトが短期間で仕上がるという事実からも、それらのプロジェクトが絶対的に最優先されたことは明らかである。北朝鮮の財務大臣である、チョ・カンジンは２０１２年の予算について説明している。

経済発展および国民の生活水準向上のための国家予算の歳出全体のうち、４４.８パーセントが金日成主席の生誕１００周年に贈られる大建造物、「主体」を土台にした現代的で自立した経済と国の改革のための仕事の物質的および技術的土台の統合体建設への資金提供に使われた。

➢ ６６１

２０１３年、金正恩は朝鮮人民軍に命じて、２０１８年の冬季オリンピックの韓国主催の準備のために韓国で建造されつつあるウィンタースポーツ施設に対抗するような「世界クラスの」スキー・リゾートを建設するようにと言った。２０１３年５月に現場を訪れたとき、金正恩は「兵士である建設作業員たちは、山岳地帯に何十万平方メートルにわたるスキー場を作り、初心者用、中級者用、上級者用コースを含む合計の長さが１１０,０００メートル、幅が４０～１２０メートルあると聞いてひじょうに満足した」と言われている。

➢ ６６２

一般の人々の状況に即座に良い影響は及ぼさない数多くの似たような特権的プロジェ

クトが続行されている。平壌にある記念建造物的な紋繍プールや綾羅イルカ館および人民遊園地、元山のビーチ・リゾートの町などである。

（ｆ）贅沢品の購入

➢ ６６３

北朝鮮は今でも国の資産のうちかなりの額を贅沢品の購入と輸入に充てている。国連安全保障理事会決議１８７４（２００９年）に従って設立された国連専門家パネルの報告書で確かめられる通りである。このパネルは特に、贅沢品の輸入を禁じる安保理の制裁の履行を監視している。ある報告書のなかで専門家パネルは、１２,０００ユーロ（１７,２９０米ドル）相当の高級コニャックとウィスキー、１３０,０００ユーロ（１８７,３１０米ドル）相当の１,０００人規模の映画館用の機材などの贅沢品がイタリアによって押収されたことについて述べた。更にその報告書は、北朝鮮がメルセデスベンツの車１２台、高性能の音楽録音機器、３０数台以上のピアノと化粧品を購入、および輸入しようとしたことを明らかにした。

➢ ６６４

２０１２年の北朝鮮による贅沢品の支出は6億４５８０万米ドル（4億７０００万ユーロ）に上った。これは、金正日の下の平均である年間3億米ドルから２０１３年１０月に急激に増加したと言われている。

７．飢え、餓死及び飢餓に関係する病気からの自由の侵害

➢ ６６５

飢えからの自由は、適切な食料についての権利（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第１１条第２項）と生命に対する権利（市民的及び政治的権利に関する国際規約第6条）の組み合わせに依拠する。国家は、個人または国民の一部が自分たちでは制御できない理由で食糧を享受出来ない場合には、必要であれば外部からの支援を訴えることも含め、直接的に食料を供給する義務を有する。

➢ ６６６

１９９０年代の北朝鮮で何人が飢えまたはそれに関連した病気で亡くなったについては盛んに議論された。１９９９年、官僚であるジョン・インチャンと北朝鮮洪水被害復旧委員会は、１９９５年から１９９８年に死者が３７パーセント増加したと発表し、これは飢饉関連の死亡者数２２０,０００人を表すと言われている。

➢ ６６７

他の情報源はそれよりはるかに多い死者数を挙げている。ある元官僚は、１９９５年には５００,０００人が飢えで死に、１９９６年および１９９７年にはそれぞれ１００万人が死んだと述べた。社会安全省が１９９８年７月に行った調査は、１９９５年から１９９８年の間に２５０万人から３００万人の人口減少を記録した、と韓国のある筋は伝えている。しかし、この数字は移民を含んでいた可能性があり、追加的な食料支援を確保するために水増しされていた可能性もある。１９９８年に北朝鮮から逃げてきた高位の脱北者である黄長燁氏は、様々な公式声明の中で１９９５年から１９９７年の死亡者数は２５０万人だったと指摘している。

「１９９６年１１月、私は経済をたいへん憂慮しており、農業関係の統計と食料の責任者だったトップの党書記に何人が餓死したのかと聞いた...［その書記は］１９９５年には党の幹部５０,０００人を含むおよそ５００,０００人が餓死した。１９９６年にはおよそ１００万人が餓死したと見積もられている。...１９９７年には、もし国際的な支援が受けられなければおよそ２００万人が餓死するだろう、と答えた。」

➢ ６６８

様々な学者たちが現存するデータに統計的手法を適用して死亡者数の見積もりを割り出そうとしてきた。２００１年、ダニエル・グッドキンド氏とロレーヌ・ウェスト女氏は、飢饉による過剰死亡者数は、１９９５年から２０００年の間でおそらく６００,０００から１００万であろうと結論付けた。２０１１年には、グッドキンド氏とウェスト女史は彼らの以前の過剰死亡者数の見積もりを４９０,０００人に下方修正した。ジョンズ・ホプキンズ公衆衛生研究所の研究グループは、１９９５年から１９９８年の死者を２１０万人と見積もった。スティーヴン・ハガード氏とマーカス・ノーンド氏は、６００,０００人から１００万人、言い換えるなら危機に瀕する前の人口の３パーセントから５パーセントが死亡したと推定した。

➢ ６６９

委員会は、「大飢饉」や１９９０年代の「苦難の行軍」に関連する死亡者数を独自に見積もる立場にはない。だが皆の話では、少なくとも何十万もの無辜の人々が国際人権法の大規模な侵害のゆえに死んだ。更に、苦しみは死んだ者たちだけに限らず、何百万人もの生き残った人々にも及ぶ。彼らが経験した飢えと栄養失調は、長く続く肉体的精神的苦痛をもたらした。

➢ ６７０

過去２０年間に提供された大量の国際支援にもかかわらず、北朝鮮における栄養失調

と発育不良の数字は非常に高いままであり、なおかつ不公平に散らばっている。調査委員会は、北朝鮮の子供たちの進行中の状況を特に憂慮している。北朝鮮が締約国である児童の権利に関する条約第６条は、すべての児童の生命に対する固有の権利を認め、締約国に対し「児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する」ことを求めている。

➢ ６７１

母親の栄養不足、新生児の低体重、子ども時代の発育不良低体重の密接な関係は長い間知られており、世代間にまたがる大きな関わり合いである。この世代を超えたサイクルを壊すことは特に重要である。なぜならこれは「単に根本的な倫理問題であるばかりではなく、関わりのあるどんな政府にとってもその国民の未来の知的および経済的能力にとっての優先事項であるからである」。調査委員会の見解では、飢餓の世代的影響は人権と責任の視点からも検討されるべきである。

➢ ６７２

飢餓は食料に対する権利の最も深刻な侵害である。飢餓を考察すると、４つの広範囲な状況が把握される。

- 当局の制御の埒外にある外的要素の結果としての飢餓（天災など）

- 国内の能力不足、無能、腐敗、その他の要素の結果としての飢餓

- 国が状況を把握しているにも関わらず、国の飢餓に対する無作為または無関心

- 意図的な行動から来る飢餓

➢ ６７３

これらの４つの分類は、国の責任の異なるレベルを示している。これらは個人の責任を規定するにあたり密接な関係を有する。本報告書第５部にある大飢饉を悪化させたことと死に関連していると知られている決定を基になされた人道に対する犯罪に対する官僚の責任を、調査委員会は検討する。

➢ ６７４

自然災害の発生と敵対的国家による制裁を含む様々な行動は、国内の栄養失調と飢餓に対する公式説明として、北朝鮮により繰り返し提示されてきた。食料事情に対して国の統制が及ばない要素の影響を適切に検討した結果、委員会は、北朝鮮による決定、

行動、怠慢とその指導力がこの状況を引き起こし、また悪化させたと結論付ける。こうした要素は少なくとも何十万もの人々を死に至らしめた。生き残った人々は、世代をまたがる傷を含む恒常的な心身の傷に苦しんだ。国内に飢餓による虐殺的状況を作り出した行動および怠慢には以下のようなものが含まれる。

- より多くの人々の食料確保よりも思想、政治、エリートの利益を優先する
- 人民統制の手段として食料を利用する
- 人命救助に役立ったかもしれない情報やデータを隠ぺいする
- 人々が食糧を得る能力に直接影響する人民の情報の自由に対する権利および移動の自由に対する権利を侵害する
- 国が大飢饉に直面していた時でさえ、国際人道機関の全面的接触と視察を拒否する
- 人道支援機関の取り組みの様式と程度に対して金銭的条件付けをする
- 出身成分と朝鮮労働党への忠誠と有用性に基づき、食料を配給し国際支援の悪用を差別的に行う

➢ ６７５

多くの要素が１９９０年代以来変化しているとは言え、飢餓を悪化または生み出しているその他の要素で国のコントロールが及ぶものがまだあるのではないかと調査委員会は憂慮している。これらの要素は国に飢饉と大飢餓を再発生させるかもしれない。北朝鮮は今でも人道支援機関の全面的かつ無制限のアクセスを拒んでいる。この真の協力が無いゆえに餓死者の増加、発育不良その他食料に関係する懸念事項が国内で増える可能性は否定できない。国民の生命と健康に影響する事項について国は秘密主義的なままである。アクセスを阻害し妨げることで、北朝鮮は人々を、とりわけ最も弱い人々を飢えから救える効果的な支援計画の作成を阻害している。

➢ ６７６

北朝鮮からの報告は、飢餓による高いレベルの栄養失調、発育不良、および死を示し続けている。これらの報告から現れる特定の地域的社会的様式は、国が割り当てた社会的身分（出身成分）を基にした差別に根差している。北朝鮮はまだ、国内の飢餓問題に取り組むために資源を最大限有効活用出来ていない。差別、思想的な考慮、移動

の自由の制限、意見の自由と結社の自由、および意思決定に人民が参加できないことが、食料に対する権利の実現における持続的な発展を妨げている。市場で単に食料が手に入るだけでは飢餓を止めるには不十分かもしれない。

➢ ６７７

１９８３年、北朝鮮で大規模な飢餓が始まる前、ノーベル賞受賞者で飢饉とその原因の専門家であるアマルティア・セン博士は、以下のように述べた。「飢餓とは食べ物が十分にない人々の特徴であって、食べ物が十分にないことの特徴ではない。」

➢ ６７８

食料が入手できるか否かの問題として飢餓だけに焦点を当てると、そもそもこの状況がなぜ起こったのか、この状況は再発するのかという疑問を見落としてしまう。同一線上で、別の人々はいみじくも以下のように論じている。

飢饉とは、長引く政治的、社会的、経済的な抑圧のプロセスと見るべきで、それは３つの段階からなる。欠乏、飢餓、そして死である。このプロセスの終局は、病気と死の最終段階のはるか前に来る。このプロセスが人々が死ぬ前に止まったとしても、それにも関わらずやはり飢饉がある。第２に、飢饉は単に犠牲者に照らし合わせて定義されるのではない。このプロセスは「共同体の１つのセクションの利益が増し、一方で他のセクションには損失が流れ込むプロセスである。」

➢ ６７９

調査委員会が公聴会において受けた専門家や証人による様々な証言は、これらの洞察が北朝鮮に当てはまる事例を示している。

- 東京の公聴会でイシマル・ジロー氏は次のように述べた。

「北朝鮮を調査した私の経験から、私の理解では北朝鮮では食料の供給の絶対的不足が問題なのではない。北朝鮮の飢饉は食料へのアクセスに問題があるのだ。」

➢ ６８０

食料の入手は、食料を管理できる人々とそのような管理が出来ない人々の間の力関係の問題である。人権はこの関係の中核に依拠している。北朝鮮で市民権、経済的、政治的、社会的権利が進歩しない限り、人々は飢餓の危険にさらされている。高度に中央集権的な意思決定の状況で、食料の分配、海外からの購入、国家予算の配分、諸外国政府や非政府組織との相互的活動を含む食料に関する決定は、結局は官僚たちの小

さなグループによってなされる。こうした官僚たちは、人民に対して過去、現在、未来の行動の責任を取らなければならない。

８．食料に対する権利の侵害と収容者たち

➢ ６８１

北朝鮮は、尋問目的に拘束した人々、政治犯収容所、一般刑務所に収監されている人々の意図的な飢餓に対して責任があることを調査委員会は認識した。収容者たちの飢餓は、北朝鮮における拘束の一般的な性質である。食料の意図的な欠乏は、勾留施設での管理および懲罰の手段として体系的に利用されてきた。割り当て食料の削減は、警備訓練の一環であり、刑務所の文書に記載されている。収容所の当局は、定期的に収容者の検診を行っており、食料削減の結果を十分認識していた。拘留施設での食料の欠乏は、全体的な食料事情からは独立して常に文書に記載されてきている。

９．調査委員会の主な調査結果

➢ ６８２

北朝鮮の置かれている状況において、食料の権利、飢餓からの解放、及び生存権は、食料の不足や必需品へのアクセスといった狭い議論に収まらない。北朝鮮は国民を統制する道具として食料を使っている。当局が政治体制の存続に不可欠と考える者を、犠牲にしても構わないとみなされた者よりも優先する。

➢ ６８３

この論理に従って、困窮している者から食料を没収及び奪取し、他のグループに食料を供給している。国家は食料へのアクセス及び配給に関して、出身成分（Songbun）を基礎にした差別を行っている。また、平壌など国内の一部の地域には特権を与えている。さらに、北朝鮮は最も脆弱な人々のニーズを考慮していない。調査委員会は特に、子供たちの継続的かつ慢性的な栄養失調状態及びその長期的な影響について懸念を抱いている。

➢ ６８４

北朝鮮は初めて国際援助を要請した 1995 年よりもかなり前から、国内の食料事情悪化を認識していた。国家が管理する食料の生産及び配給では，1980 年代末から、既に十分な食料を国民に提供することができなくなっていた。透明性、説明責任及び民主主義的な制度の欠落、並びに表現、情報及び結社の自由に対する欠如が、党の命令に従わずに、最適な経済的解決策を採用することを妨げた。国家は国民に対する支配力を

失う恐れから、経済及び農業の構造的な改革を避けてきた。

➢ ６８５

飢饉の間も、飢餓と窮乏の深刻な悪化という代償を払いながら、政治体制維持のために思想的な教化が行われた。兵士のために食糧を集める公式キャンペーン、既に奪われた受給者たちからの食事を３回から２回に減らすキャンペーン、苦難の行軍のレトリックは、国の目的のために困難に耐えることを国民に強いた。情報の隠匿のため、国民は崩壊しゆく公共配給制度の代替策を見つけられなかった。情報の隠匿はまた、国際援助の遅れを招いた。情報が早く提供されていれば、多くの命が救われたはずである。

➢ ６８６

国家は，国民に十分な食料を提供する能力がなかったにもかかわらず、国民による主要な対処メカニズムの利用、特に食料を探すための国内外の移動及び非公式の市場における取引や労働を犯罪とみなし、法律と効果的な支配を維持した。

➢ ６８７

最悪の大量飢餓の最中でさえ、北朝鮮は人道的配慮を欠いた条件を課し、食料援助の配給を妨げた。国際人道機関に人道的原則に矛盾する制約を課し，援助団体が人道上の必要性を適切に評価し、援助の配分を監視することを妨害した。北朝鮮は、ホームレスの子供たちを含む最も影響の大きい地域及びグループへの人道的アクセスを拒否した。

➢ ６８８

北朝鮮は、飢えた人々に食料を与えるために、入手可能な資源を最大限活用する義務を一貫して怠った。飢餓の時でさえ、北朝鮮は利用できる資金があっても、生産の不足分を補うために必要な食糧を買わなかった。軍事用支出は飢饉の間も優先された。それにもかかわらず、国家は未だ、一般軍人を養うことができていない。最高指導者が直接管理するファンドを含む国家資金の大部分は、一般国民が飢えている一方で、贅沢品や彼の個人的な趣味のために使われている。

➢ ６８９

北朝鮮は拘禁施設において、支配と処罰の手段として故意に飢餓状態を体系的に利用してきている。割り当て食糧の削減は、警備訓練の一環であり、刑務所の文書に記載されている。その結果、多くの政治犯及び一般囚が死亡している。

➢ ６９０

調査委員会は、北朝鮮における食料の権利に対する組織的で広範かつ深刻な侵害を明らかにした。調査委員会は食料事情に関する国家のコントロールを超えた要因の影響は認めながらも、国家及びその指導部による決定、行動、怠慢が、最低でも数十万人の人々の命を奪った原因であり、生き残った人々にも世代間にまたがる損害を含む、永久的な身体的及び精神的な損害を与えたとの見解に至った。

➢ ６９１

１９９０年代に起きたことは、北朝鮮とその官僚の最も深刻な欠陥であると委員会は考えている。北朝鮮の高度に中央集権化した体制において、生産及び配給を含む食料に関する決定、国家予算の割り当て、人道援助に関する決定、及び国際援助の利用は、少数の当局者によって最終決定され、決定の影響を受ける者に対する説明責任もない。この文脈において、調査委員会は本報告書第５部で飢餓に関する人道に対する犯罪を考察している。

➢ ６９２

1990 年代以降、状況は変わってきてはいるが、飢餓と栄養不良は引き続き広範囲に及んでいる。飢餓による死亡も引き続き報告されている。調査委員会は、十分な食料の権利及び飢餓からの解放を侵害する法律及び政策を含む構造的な問題が依然として残っており、これが大量飢餓の繰り返しにつながることを危惧している。

Ｅ．恣意的拘禁、拷問、処刑、強制失踪、政治犯収容所

➢ ６９３

委員会は、「市民的および政治的権利に関する国際規約」（ＩＣＣＰＲ）の第６条（生命に対する権利）、第７条（拷問、残虐な取り扱い、非人間的あるいは屈辱的取り扱いからの自由）、第９条（身体の自由および安全に対する権利）、第１０条（被抑留者の人道的取り扱い）、第１４条（公平な裁判を受ける権利）に基づく北朝鮮の人権保護義務を中心として、恣意的拘禁、拷問、処刑、収容所に関する報告を作成した。また、「児童の権利に関する条約」（ＣＲＣ）第６条（生命に対する権利）、第３７条（拷問および違法な自由剥奪からの自由）、第４０条（抑留中の処遇）が定める児童の権利についても考慮した。

１．恣意的逮捕および強制失踪

➢ ６９４

北朝鮮の法令は、捜査時および裁判審理前の段階での捜索、没収、逮捕といった広範な権限を公安当局に与えている。ＩＣＣＰＲ第９条第（３）項は、刑事上の罪に問われて逮捕され又は抑留された者は、裁判官又は他の官憲の面前に速やかに連れて行かれるものと定めており、北朝鮮はかかる国際的義務があるにもかかわらず、抑留手続の監視は裁判所ではなく検察当局のみが行っている。刑事訴訟法によれば、検察官は逮捕状を発行して被疑者に提示する必要がある。抑留継続の許可申請は検察官が逮捕から４８時間に行わなければならないとされている。

➢ ６９５

実際には、上記の定めがあるにもかかわらず、北朝鮮の法令は必ずしもこれらに従っていない。韓国の大韓弁護士協会が２０１２年に実施した北朝鮮の抑留および裁判実態の調査では、逮捕された時点で抑留の根拠を示す逮捕状その他の文書を提示されたのは回答者のうちわずか１８．１%だった。大半の者は逮捕理由を告知されていなかった。被疑者には逮捕理由が口頭でも告知されないことが少なくなかった。

- キム・ガンイル氏は稀少松茸の販売のために中国に出入りしていたことを当局が把握し、逮捕状なしで逮捕された。キム氏は逮捕理由を告げられず、逮捕状も提示されなかった。調査委員会が秘密聞き取り調査を行った他の証人の多くも同様の経験をしていた。

➢ ６９６

北朝鮮の刑事司法制度全体で適正手続が欠如していることは明白であるが、このことは特に、国家安全保衛部および朝鮮人民軍保衛司令部が取り扱う事件で顕著である。経験則からすると、事件の政治性が高いと判断されるほど、被疑者が憲法および刑事訴訟法が定める適正手続を受ける可能性は小さくなる。政治犯罪の被疑者は夜間に路上や職場で逮捕されて抑留施設に連行されることがしばしばである。取り調べの内容により逮捕理由が推測できるのみであること少なくない。

- アン・ミョンチョル氏は、自分が政治犯収容所で長年の労働に服していた間に話をした収容者のほとんどは逮捕理由を知らなかったと証言した。「彼らの話によれば、ある夜、就寝中に突然［国家安全保衛部担当官が］家にやってきて逮捕された…収容者たちは悪い人間だと教えられた。しかし、これらの人たちは、自分がなぜそこにいるか理解していないことを知った。」

- 元国家安全保衛部担当官は、政治犯罪の被疑者を逮捕するために必要なのは責任者の許可書のみであったと述べている。被疑者には逮捕理由が口頭で告げられるのみ

であった。

- ２００８年、国家安全保衛部担当官は咸鏡北道会寧で証人の２０歳の息子を逮捕した。被害者はキリスト教への改宗者であり、中国の韓国系アメリカ人牧師と接触していた。逮捕の担当官たちは逮捕状を提示せず、被害者の母親に対し、自分たちが何者か、息子をどこに連行するのかを質問しないよう脅迫した。２年後、この一家は国家安全保衛部との個人的接触筋を通じて、息子は会寧で６ヶ月間の尋問を受け、最終的には裁判なしで第１６政治犯収容所に送られたと聞かされた。証人はこの息子が「死んだも同然」であると嘆いた。しかし、生きて再び会うという希望は失っていない。

➢ ６９７

北朝鮮刑事訴訟法第１８３条によれば、逮捕理由と被疑者の抑留場所を４８時間以内に被疑者の家族に通知しなければならない。実際には、この要件は守られないことがしばしばである。上記の大韓弁護士協会の調査によれば、家族に抑留が通知されたのは回答者の４９．４パーセントのみであった。

➢ ６９８

政治犯罪の被疑者は連絡を絶たれるのが通常である。友人、職場の同僚、近所の住人の目からは単なる失踪に見え、再び消息を聞くことはない。近親者であっても被害者の逮捕理由や所在は知らされない。ただし、家族は賄賂や個人的接触を通じた非公式な経路からこれらの情報を得ることができる場合もある。従って、北朝鮮の政治的意図に基づく逮捕があれば最初の段階の逮捕時に強制失踪となり、その後は被害者の消息や所在地に関する情報開示が拒否され、被害者は法律の保護の外に置かれる。

➢ ６９９

調査委員会は、政治犯罪容疑者として逮捕された者の消息に関する情報開示の拒否はこの制度で意図的に行われていると判断している。こうすることで、絶対的服従心を示さない者は、当局のみが決定し当局のみが知る理由により、いつでも失踪状態になることを国民に告げることとなる。

２．拷問と飢餓を使用した尋問

➢ ７００

人民保安省は、村、市、郡、道、全国のレベルで警察署と取調拘置所（拘留場）のネットワークを運営している。捜査が通常より長引く場合、被疑者、特に中国から出国

してきた者は拘置所（尋問拘留所）に拘置されることもある。国家安全保衛部に逮捕された政治的行為または犯罪の被疑者は、最初は郡、道、全国単位で設けられている取調拘置所に抑留される。また、国家安全保衛部には多数の秘密取り調べ抑留施設があると思われる。これらは婉曲に「招待所」と呼ばれている。

➢ ７０１

北朝鮮刑事訴訟法が２００５年に改正され、取り調べおよび関連する裁判前拘置は２ヶ月を限度とされることになった。検察庁の承認によりこの期間は延長することができ、まれに４ヶ月に達することもある。人民保安省が取り扱う通常の犯罪ではこの期間が遵守されるのが通常である。

➢ ７０２

しかし、政治犯罪事件になると状況は変わる。重大政治犯罪の被疑者は、犯罪および共犯者を全面自白したと捜査当局が判断したかにより、数日から６ヶ月以上にもわたり取調拘置所に拘置される。郡の国家安全保衛部取調拘置所、道の国家安全保衛部取調所そして希には平壌の国の拘置所で連続的に取調を受けることも少なくない。

➢ ７０３

軽微な政治犯罪被疑者であっても最終処罰が決定されるまで、保安部署をたらいまわしにされ、数ヶ月の予備拘禁がなされる場合もしばしばである。多くの場合、被疑者は国家安全保衛部または朝鮮人民軍保衛司令部による詳細な取調を受ける。被疑者の犯罪が軽微であると判断された場合には人民保安省に引き渡され、取調手続が再開される。

（ａ）拷問の体系的かつ広範な使用

➢ ７０４

取調段階で、被疑者を屈服させ全面自供に追い込むために体系的な屈辱的取扱、威迫、拷問が行われる。取調拘置所の物理的構造も、屈辱的取扱、威迫ができるよう設計されていることもしばしばである。

- キム・ソンジュ氏は、中国から強制退去させられた後、最初に茂山（咸鏡北道）の国家安全保衛部取調所に連行され、そこで「洞窟のような」地下房に収容された。このような地下房は、国家安全保衛部取調所にはよくある。

- その後、キム氏はさらなる取調のため茂山の人民保安省取調所に移送された。キム

氏は、４０名が収用されている房は入り口の高さが８０センチしかなく、四つん這いで入らなければならなかったと説明した。看守はキム氏に「ここに入ったらお前はもう人間ではない。動物だ。ここに入ったら動物のように這い回らなければならない」と言った。

- ジョン・カンギル氏は、自分や他の政治犯が会寧（咸鏡北道）にある国家安全保衛部の地下施設に拘禁されていたと証言した。

- 恣意的抑留を受けた他の証人は、清津の人民保安省拘置所の房も四つん這いで出入りしなければならない構造になっていたと述べた。

➢ ７０５

北朝鮮刑事訴訟法第１６７条は、強制的手段により被疑者の自白を得ることを禁止している。さらに刑事訴訟法第２２９条は取調手続において、証人および被疑者に強制あるいは威迫を用いてはならないと定めている。

➢ ７０６

調査委員会が秘密聞き取り調査を実施した元国家安全保衛部担当官および人民保安省担当官は、上司からの一般的指示では、被疑者を拷問するよう求められてはいなかったと述べた。時折、最高指導者および他の中央政府機関からのものと思われる拷問を使用しないようにという一般的指示があった（幹部が拷問の使用を認識していたことを示す)。ただし、特定の重要事件においては、最高指導者から、特定の個人を無慈悲に取り調べるようにとの命令があった。元北朝鮮担当官はまた、特に政治的に重要な事件については、被疑者の自白および共犯者の供述を得るため、拷問が使用されていることは命令系統全体で了解されていたと述べた。被疑者を殴打して自白させることが最も一般的な方法であったが、より残忍で高度な方法も用いられた。

➢ ７０７

取調過程での拷問方法は確立されている。さまざまな場所でさまざまな時期に同一方法の拷問が行われている。被疑者が自白するまで殴打することは当然だと考えている担当官も少なくない。一部の取調施設には高度な拷問のための設備が整えられている。上級担当官が部下に対して効果的な拷問方法を指示することもある。その実例は下記のとおりである。

- 元国家安全保衛部担当官は、自分が配属されていた道の国家安全保衛部取調拘置所の特別拷問室について説明した。この拷問室には水槽があり、被疑者が溺死の恐怖

を覚えるまで水に漬けることができた。この部屋には逆さに吊るすための金具もあった。その他にも、被疑者の爪の下に差し込む長い針や被疑者の鼻に注ぎ込む唐辛子液またはそのお湯を入れるポットなど、各種の拷問器具があった。このような激しい拷問の結果、被疑者は自分が犯していない罪を自白することも少なくなかった。

- キリスト教を実践したとして別の場所で国家安全保衛部による拷問を受けた女性は、前記の国家安全保衛部担当官が述べたものと類似の水槽を使った方法を語った。何時間も冷水に漬けておくと言われた。つま先立ちになってかろうじて鼻が水の上に出た。ほとんど呼吸もできなかった。溺死の恐怖で錯乱状態になった。

- 元人民保安省担当官は、平壌の人民保安省本省の裁判前取調局では小さな金属檻を使用していたことを明らかにした。被害者は数時間も檻に詰め込まれ、手足への血流が阻害され、身体の他の部分は腫れ上がった。被害者はこげ茶色になった。檻から出した後に被疑者の身体を急激に「伸ばし」、さらなる激痛を与えた。

- 証人はまた、中佐の階級の上級取調官から、拷問技術の訓練を受けたと語った。この上級官は、人民保安省担当官に対し、紐を使って被疑者の血流を阻害しながら同時に身体的に無理な姿勢を取らせて最大級の苦痛を与える方法を教えた。

➢ ７０８

原則として、北朝鮮刑法第２５３条は拷問その他の違法手段による取調を禁止している。北朝鮮は、拷問および残虐な方法での取調の被害者には正当な補償を行っているとしている。被害者は拷問を受けたときには検察官に報告することができ、朝鮮労働党、司法省、国家審査委員会に申し立てができる特別の手続がある。

➢ ７０９

ただし、実際上は、加害者は責任を問われない。調査委員会が入手している情報では、加害者が責任を問われた例は１例のみである。調査委員会が収集した情報には、拷問被害者に対して、国際法が要求する適切、有効、かつ迅速な補償が行われた例はない。

（b）国家安全保衛部による拷問および非人道的取扱

➢ ７１０

「反国家および反人民犯罪」の取締の中心機関である国家安全保衛部拘置所での取調における被疑者の取扱は特に残忍かつ非人間的である。国家安全保衛部が拘置した被疑者は通常、外部との連絡を遮断され、さらに弱い立場になる。

➢ ７１１

拘置中の非人道的状況は、被拘置者が、生き延びるために迅速に自白する圧力となる。取調段階で、被疑者には飢餓状態にすることを目的とした食事しか与えられない。

➢ ７１２

一部の拘置所では、収監者は農作業や建設などの強制労働に従事させられる。これは、正式な起訴がなされていない者の強制労働を禁止した国際基準に違反する。

➢ ７１３

収容者は、取調および労働以外の時間には、過密であることも少なくない房の中で、一日中座った状態または跪いた状態でいることを強制される。許可なしに話すこと、動くこと、周囲を見ることは許されない。この規則に違反すると殴打、食事量削減、強制的な身体運動といった懲罰が課される。懲罰は房内の全員に一斉に行われることも少なくない。

➢ ７１４

国際基準では、男女が分けられるのが一般である。しかし、特に、中国から強制退去させられた者の取調においては、あらゆる年齢の子どもたちが大人と一緒に拘禁されている。幼い子は通常、母親と一緒にいることが許される。子どもも大人と同様に非人道的環境に置かれるが、典型的な強制労働は免除されるのが普通である。

➢ ７１５

被拘禁者は劣悪な衛生環境にあり、病気も伝染しやすい。治療は重病人のみ、あるいはまったく治療が行われない。相当数の収容者が飢餓または疾患で死亡している。

- ジョン・カンギル氏は会寧（咸鏡北道）の国家安全保衛部の地下取調所に拘禁された。韓国の国民と取引会ったことによる韓国スパイ容疑であった。拘禁されていた１０ヶ月間、ジョン氏はほとんど食べ物を与えられず、体重は７５キロから３６キロに落ちた。

  自白を引き出すため、ジョン氏は上下逆さ吊りにされて棍棒で殴打された。調査委員会が聞き取り調査を行った他の多数の証人と同様、ジョン氏もいわゆる「鳩拷問」にかけられた。「後ろ手にされた両手に手錠をかけられ、立ったり座ったりできないように吊られた」とジョン氏は述べている。ジョン氏は鳩拷問のつらい姿勢のまま３日連続で過ごさなければならないことが何度もあり、激痛に苦しんだ。

「見張っている者はいない。誰もいない。そして、立つことができない。眠ることもできない。こんな状態で３日、４日も吊られていると大小便を失禁する。不潔きわまりない…［鳩拷問は］拷問の中でも一番つらかった。あまりの辛さに死んだほうがましだと思った」。ジョン氏は国家安全保衛部の検察官に対し、虚偽の自白をするまで拷問されてしまうと訴えたが、とりあわれなかった。

「検察官は助けてくれると思ったが、検察官が立ち去った後に取調官が戻ってきて私を殴打し、逆さ吊りにした。翌日、その検察官がやって来てきて「正直に言う気になったか？」と聞いた。私は「はい、私はスパイです」と自白した」。

- クォン・ヨンヘさんは茂山の国家安全保衛部取調拘置所で１週間の拘禁および取調を受けた。兄弟が姿を消しており、国外逃亡が疑われたからである。取調中、クォンさんは棍棒で頭を殴られた。また、１００ページの自己批判書を書かされた。殴打により腫瘍ができ、北朝鮮から脱出後、手術により切除した。

- キム・ユンチョル氏は茂山（咸鏡北道）の国家安全保衛部取調拘置所に６ヶ月収容され、尋問を受けた。ロシアに不法滞在し、その間に政治亡命の申請を試みたことが理由である。第１５政治犯収容所（管理所）に送られる根拠となった自白は、木の棒で殴って引き出されたものだった。キム氏は今も頭部と腹部の大怪我の後遺症に悩まされている。

「１０年たってもまだ傷跡が消えない。韓国に来てから韓国政府が義歯を作ってくれたが、その当時、私は歯を失っていた。そして耳は１０年後の今も痛む。頭は木の棍棒で殴られた痛みが消えない。まだ傷がある。１０年間、頭に傷があるままだ。」

- Ｘさんは咸鏡北道の国家安全保衛部の取調拘置所で１０日間、取調を受けた。尋問にはいつも殴打が伴った。

「死ぬほど殴られていた。答えが取調官の気に入らないとコンクリートの床に跪かせられ、殴られた。」

収容者は尋問されていないときには房内で動かずに跪いていなければならず、口をきいてはならなかった。誰かが話しているのが見つかると、房内の全員がスクワットを１０００回やらされた。その最中に多くの人が気絶した。あるとき、Ｘさんは同房の収容者が床に横たわり、動いていないことに気づいた。看守にこれを告げる

と、彼女は懲罰として踏みつけられ、頭から流血するまで、棒でたたかれた。さらに房内の全員が３日間断食させられた。

➢ ７１６

多くの被疑者が拷問、意図的飢餓、劣悪な住環境による疾患またはその悪化により取調拘置所で死亡した。

- ジ・ソンホ氏は、その父親が豆満江を超えて中国に逃亡しようしたとして逮捕された。２００６年１１月、ジ氏の父親は国家安全保衛部（ＳＳＤ）担当官による拷問による怪我がもとで死亡した。生き続ける見込みがないことがわかったとき、国家安全保衛部担当官は荷車に父親を乗せて父親の家の前で放り出した。そこには面倒を見る者が誰もいなかったにもかかわらず。近所の者があとで死亡しているのを発見した。

- ２０１１年8月、ＳＳＤ担当官が咸鏡北道会寧市で、韓国の映画を観ていたとして証人の１７歳の息子を逮捕した。苛酷な拷問を受けて左足首が砕け、顔面は腫れ上がり、身体が変形してしまった。国家安全保衛部は家族から多額の賄賂を受けてようやく解放した。解放されてまもなく、取調中の殴打に起因する脳内出血により死亡した。

- ２００１年、証人および他の同房収容者は咸鏡北道の国家安全保衛部取調所で、頭を壁に打付けられるなどの殴打を受けた。収容者仲間の一人は怪我がもとで死亡した。証言者は浅い墓穴を多数掘らされ、他の房の収容者たちも死にかけているのだと考えた。

- 若い女性である証人は２００４年、中国から強制退去させられ咸鏡北道穏城の国家安全保衛部取調拘置所に拘禁された。この女性は、その時点では判明していなかった子宮外妊娠による膣からの重度の出血および疼痛で苦しんだ。女性の訴えにもかかわらず、治療は受けられなかった。衛生ナプキンの使用も認められなかった。房内の糞便穴の悪臭で吐き気を催し、離れたところに座りたいと希望したときも殴られた。健康悪化が重篤になったとき、他の収容者たちがやっとのことで隠しておいた金を賄賂とすることで拘禁から逃れることができた。現地病院の医師たちは生存の見込みはないと言ったが、奇跡的に回復した。この証人は他の収容者が餓死および水系感染症により死亡してゆくのを見た。また、身体負荷が大きい動作中に心疾患のある男性が崩れ落ち、横たわって動かなくなったのも見た。その後、看守が引きずり出し、２度と姿を見なかった。

- 穏城の同じ拘置所でＳＳＤ担当官が高齢女性の尋問および拷問を行った。拷問と飢餓により、持病の肝疾患が悪化した。この女性の兄弟を中国から戻らせ国家安全保衛部に出頭させる目的で、女性の治療は拒否された。取調所で１５日過ごした後、この女性は死亡した。

（ｃ）人民保安省による拷問と非人道的取扱

➢ ７１７

証人は人民保安省の取調担当官による取調、特に中国への無許可の旅行その他の政治的意味のある行為に対する取調での拷問と意図的飢餓についても述べている。拘禁状況は国家安全保衛部による拘禁とほぼ同じであるが、被疑者は家族との面会が時折許可された。

- Ａ氏は北朝鮮の自分の家族を支援する手段を確保するため、中国をたびたび訪問していたとして取調を受けた。太い木の棍棒で殴打され、腎臓に不治の障害を負った。

「彼らは何十回も私の背中を打ち、気絶寸前になった。叫ぶこともできなくなった。叫べなくなったら打つのが中止された。答えを得るまで殴れと命令されていたのだと思う。」

- キム・ガンギル氏は警察官による取調時に「鳩拷問」の姿勢を取らされたと述べた。この姿勢で、血を吐くまで胸を殴られた。さらに、「オートバイ拷問」および「飛行機拷問」にかけられ、極度に苦痛な姿勢を取らされた。これには気絶するまでの長時間の手足の引き伸ばしが含まれる。収容者たちは取調がないときには房内で頭を床に付けて跪いた姿勢で一日を過ごさなければならなかった。動いた収容者は殴られた。キム氏は、警察が起訴したいと考えていた犯罪に従って虚偽の告白をした。

- Ｍさんは、穏城（咸鏡北道）での人民保安省による取調でひどく殴打され、両足を骨折した。背骨も骨折した。

- キム・ソンジュ氏は茂山での人民保安省取調拘置所で、許可なく口をきいた同房者の懲罰を目撃した。看守は檻の狭い格子の間から手を出すよう命じた。その後、看守は金属製の拳銃掃除棒で収容者の手を３０分ほど力いっぱい殴打した。「収容者の手を見て私は衝撃を受けた。」とキムさんは話し、次のように続けた。

「彼の手は、その手と同じくらいの厚さの物で打たれて膨れ上がっていた。看守は房に戻るように言ったが、[膨れた手を狭い棒の間から]引き抜くことができなかった。収容者は崩れ落ちて泣き続けた。他にできることはなかった。」

- キム・ヒュク氏が中国から強制退去させられたのは１６歳のときだった。まず、国家安全保衛部による取調を受けた後、穏城（咸鏡北道）の人民保安省に引き渡された。取調にあたった警察官は同氏の膝を棒で叩いた。その際、苦痛が大きくなるように別の棒を膝の裏側に当てていた。上記の鳩拷問にかけられた後、キム氏は取調所に長期間抑留された。１７歳になれば北朝鮮法では成人として裁判できるからである。

- ある証人は２０１１年２月、中国から出国した。国家安全保衛部による１２日間の殴打と取調の後、人民保安省に引き渡された。人民保安省取調拘置所での２ヶ月の抑留中、この証人および他の収容者は特に取調中にさまざまな物で殴打された。取調中に気絶した者は気絶を装ったとして罵倒され、最初からやり直しとなった。寛大な取扱を求めて賄賂を支払ったが、それでも一輪車の取っ手、銃身、木で殴られた。被拘禁者たちは、日中は強制労働をさせられた。２人の男性が作業ノルマを達しなかったとして殴られて死亡した。女性１人が餓死させられた。収容者たちは房内ではあぐらで両手を膝においてじっとしていなければならず、動くと逆立ちやスクワットをさせられ、あるいは殴打された。看守の中には立場を利用して近くの「尋問場」に女性収容者を連れだし、強姦する者もいた。

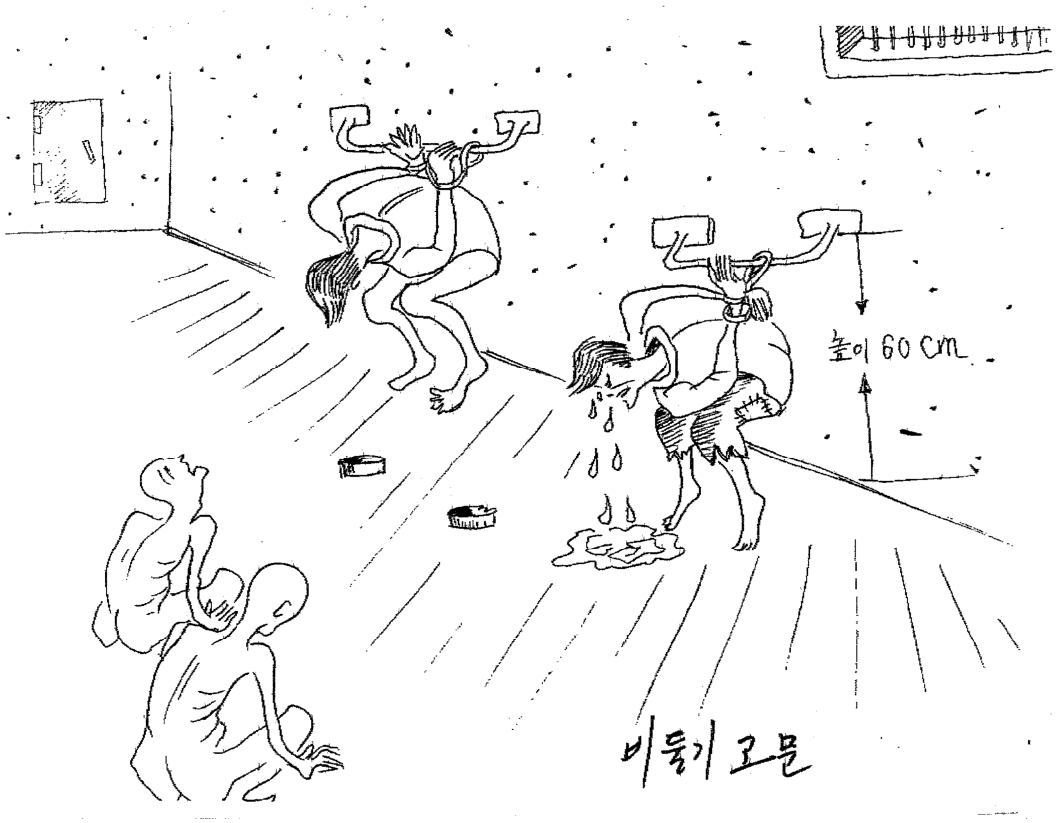

鳩拷問－元被収容者キム・ガンギル氏が提出した絵

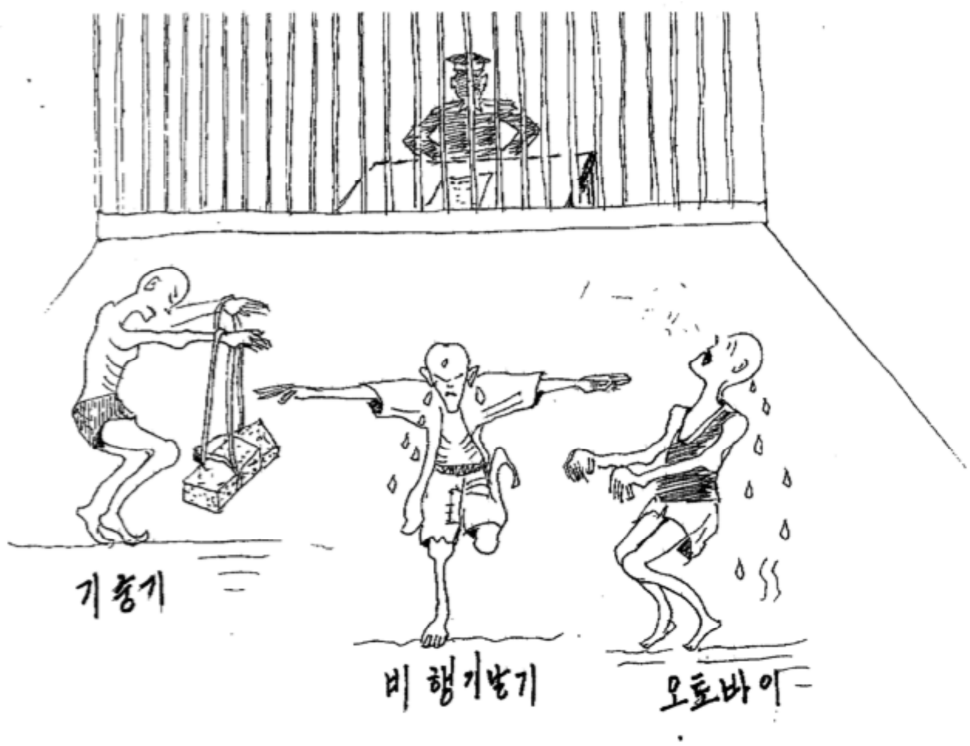

天秤、飛行機、オートバイの拷問－元被収容者キム・ガンギル氏が提出した絵

（d）司法手続または法律外の手段による懲罰の決定

➢ ７１８

取調手続の終了時に、被害者は取調機関が作成した自白書の内容の正確さの確認として、指にインクを付けて指紋押捺をさせられた。国家安全保衛部では、同じ文書で取調拘置所での経験を口外しないことが義務付けられ、これに反した場合には重大な報復があると脅迫された。

➢ ７１９

この段階で、取調機関は、被疑者の懲罰を司法手続により行うか、裁判所を関与させずに法律外の方法で行うかの重要な決定も行う。これらの決定では、犯罪の程度、被疑者の家族の社会政治的影響力（「成分」）、事件を司法手続で快活するか法律外手段で解決するかに関する政治的都合が考慮された。

➢ ７２０

経験によれば、国家安全保衛部が取り扱う政治的事件では、重大な政治犯罪ほど司法を通さずに法律外で処理される率が高くなる。意思決定は高度に集中化されており、

道や国の中央機関と協議されるのが通常である。取調を行った国家安全保衛部機関が重大事件であると判断した場合には、強制失踪として秘密政治犯収容所に送られるか、または簡易処刑が行われるが、そのためには少なくとも国家安全保衛部全国中央機関の判断が必要である。

➢ ７２１

ある者を政治犯収容所に送致するかどうかの決定に、裁判所は関与していないようである。この裁判所の排除は、国際法への違反のみならず、北朝鮮刑事訴訟法第１２７条にも違反している。同条によれば、道人民裁判所は終身刑を含めた政治犯罪事件の管轄権を持つ。公開裁判や処刑を通じて一般人の目に触れる見せしめとするために政治的に重要だと当局が判断した重大事件は、裁判所に送致されることもある。このような場合、国家保安省が運用する特別軍事裁判所が使用されることが少なくない。

➢ ７２２

一方、中程度の政治事件には司法手続が取られることが通常である。このような事件は国家安全保衛部の取調部署が国家安全保衛部検察局に送致し、起訴および裁判の準備を行う。政治犯罪の重大性により、国家安全保衛部検察官は死刑、通常の政治犯収容所での懲役、短期の強制労働収用所を求める。

➢ ７２３

被疑者の政治犯罪が軽微であるあるいは非政治犯罪であると国家安全保衛部が判断したときには、人民保安省による取調に送致する。

➢ ７２４

人民保安省が事件を取り扱う場合、経験上、逆のルールが適用される。事件が重大であるほど司法手続に付され、軽微事件には裁判所が使用されことが少なくない。

➢ ７２５

司法手続による場合、人民保安省検察局と協力する。検察局が懲役を求刑し、あるいは政治的に重要でありそれが適当と判断した場合には死刑を求刑する。

➢ ７２６

比較的軽微な事件の場合、人民保安省は被疑者を短期強制労働収容所に送り、懲役および強制労働に従事させる。その期間は数ヶ月から２年である。場合によっては、ＳＳＤの国レベルの機関も、比較的軽微な事件については被疑者について同様の取扱を行う。

➢ ７２７

これらの司法手続を経ていない「刑」はＩＣＣＰＲ第１４条が定める法律に基づく権限があり、独立性があり、公平な裁判所の公正かつ公開の裁判を受ける被疑者の権利を侵害している。また、北朝鮮の法律、特に、行政刑罰として無報酬労働は認めているものの懲役は認めていない強制罰法にも適合しないと考えられる。かかる司法外の刑罰は刑法第２５２条が定める刑事犯罪にも該当する。しかし、保安担当官が刑法第２５２条に違反して司法機関の処罰権を違法に侵害したとして有罪となった証拠を調査委員会は１件も文書化できなかった。

➢ ７２８

国家安全保衛部と人民保安省の担当官は政治犯摘発の大きな圧力を受けている。被疑者に寛大に接すれば自身も疑惑および懲罰の対象となることをしばしば恐れている。その結果、不当に政治犯とされた者であっても、不可能ではないとしても、処罰を免れることは困難であることが少なくない。ただし、政治力のある友人の仲介や増加傾向にある賄賂の支払により、軽微犯罪の被疑者が釈放されることも少なくない。

３．政治犯収容所

➢ ７２９

重大政治犯とされた者は、即時処刑とならなかった場合でも、公式には存在しないことになっている政治犯収容所に強制失踪させられる。大半の被害者は終身収容され、生きて収容所を出る可能性はない。収容所の収容者は外部と連絡することが許されない。近親者でも、存否の通知を受けることはない。

➢ ７３０

収容所は政治、イデオロギー、経済面で現在の政治体制および北朝鮮の指導者層に異議を唱えた団体、家族、個人を社会から恒久的に排除するものである。これらの秘密収容所から漏れ伝えられる限定的情報は北朝鮮国民を怯えさせ、将来の政治体制への挑戦を阻んでいる。収容所は一般に遠隔地や山岳地帯に設けられているため、誰かが「山送り」にされたという表現は北朝鮮では国による強制失踪を意味する。数人の証人からの調査委員会への証言によれば、国民は収容所の存在を知っており、収容所での違法行為を漠然と知っている。国民は大きな恐怖を感じている。

- ジョン・ジンハさんは、収容所の存在は広く知られており、恐れられていたと述べた。

「北朝鮮国民全員が［収容所について］知っていた。一度入ったら出るすべはないと思われていた。非常に残忍な場所であり、警察官に殴られたりする経験から、収容所内の苛酷な取扱いが思いやられた。」

- キム・ヒュク氏も、皆が収容所のことを知っていたと述べたが、内部で何が起きているか、収容者の生活がどうなっているかの具体的内容は知らなかったと語った。

「私たちは、いったん入ったら出られないことを知っていた。皆がそのことを知っていた。［政治犯収容所に］送られるときに正式な手続は取られず、一家が一夜でいなくなると、［政治犯収容所に］送られたのだと推測した。」

➢ ７３１

当局は北朝鮮の政治犯収容所の存在をかたくなに否定している。政治犯収容所は、１９８０年代後半から国際人権団体が報告しているにもかかわらず、その存在が国家秘密とされている。当局は外界から政治犯収容所の詳細を隠蔽するため、多大な努力を払っている。収容所は軍事施設や農場を装っており、身元確認済みの一部の担当者以外は入ることができない。収容所への人権団体の立ち入りが認められたことはない。内部の秘密用語でも、収容所は「管理所」と呼ばれている。収容者たちは「移住民」と呼ばれる。国家保安省の収容所管理部局（第７部）は「農場部」として知られている。秘密証言によれば、北朝鮮外交官は収容所の存在を認めないように厳命されている。

➢ ７３２

看守、釈放された収容者、収容所の近隣地域は、収容所に関する情報を漏らすと厳罰に処すと脅されている。その顕著な例として、武力紛争や革命が発生したときには収容所が存在したことの証拠隠滅のため全収容者を殺害するように収容所当局に命令が出されている。最初の命令は金日成自身が出したと考えられ、その後、金正日が再確認している。

- アン・ミョンチョル氏の証言によれば、戦争になったときには看守は収容所の存在の「すべての証拠を抹消するため」、収容者を「消去する」ことになっている。他の収容所の元看守および担当官に対する調査委員会の秘密聞取調査でも、同じ命令が確認された。アン氏および他の証人も、この命令の実施計画が存在すると証言し、多数の収容者を短時間で殺害する演習もあったと述べた。

- キム・ユンチョル氏は脱北後、第１５政治犯収容所での３年間の抑留生活の公表を始めた。当局は関係者処罰方針に従って同氏の兄弟を処刑し報復した。この悲劇により姉妹は自殺している。

➢ ７３３

政治犯収容所の存在の否定および隠蔽への努力にかかわらず、調査委員会は、１９５０年代後半から多数の政治犯収容所が開設されたこと、および現在も存在することを把握している。元収容者や看守など、政治犯収容所を自身で体験しまたは見た多数の者の聞取調査が実施されている。その数人が公聴会で証言した。

➢ ７３４

また、調査委員会は収容所の衛星写真を入手して衛星写真分析専門家に依頼して分析し、その結果を当該建築物を特定できた元看守および収容者の証言で補足した。これらの画像は大規模な主要施設が現在も存在し、運用されていることを調査委員会に証明する上で十分なものである。また、収容所の構造の変化が明確に見て取れるほか、元収容者および看守の直接体験証言もあった。調査委員会による公聴会で、数名の元収容者および看守が衛星画像の収容所を特定して場所を説明することができ、どういう構造であったか。どこで強制労働や拷問、処刑が行われたか、その他の収容所での出来事を説明した。

（ｆ）政治犯収容所の場所および規模

➢ ７３５

北朝鮮には現在、大規模収容所が４箇所あることが分かっている。北朝鮮の内部用語では、これらには識別用の番号が割り振られている。

－ 第１４政治犯収容所は平安南道价川市に所在し、面積は１５０平方キロメートルである。１９６０年代からあったようであるが、１９８０年代初めに現在地に移転した。すべての収容者が終身収容された。収容所の脱走に成功した収容者は分かっている限りで１名だけであり、そのシン・ドンヒョク氏は、調査委員会の公聴会で証言している。衛星画像から見ると、同氏が２００５年に脱走した後、施設は拡大されているようである。

－ 第１５政治犯収容所は、面積が３７０平方キロあり、平安南道耀徳郡の複数の村に広がっている。他の収容所の収容者は釈放されることなく死ぬまで出られないが、第１５収容所は完全統制区域と革命化区域に区分されている。完全統制区域の収容

者はイデオロギー的に救済不能とみなされ、終身出られない。革命化区域の収容者はこれより軽度であり、「成分」が良い特権階級出身者が多かった。以前には、数年服役した後、勤勉労働、教義学習会への積極的参加、さらには賄賂の支払により収容所当局にイデオロギー改善が認められた者は釈放されることもあった。

－　第１６政治犯収容所は面積が５６０平方キロ、咸鏡北道化成の荒地にある。豊渓里核実験所に近い。体験者の証言によれば、この収容所は１９７０年代からあったが、当時はずっと小規模だった。収容者たちは収容所内の北西区域と南東区域に区画が別れていた。

－　第２５政治犯収容所と呼ばれることが多い抑留施設は咸鏡北道清津市のそばにある。第１４、１５、１６政治犯収容所はそれぞれに数万人の収容者がいたが、第２５収容所は数千人であった。また、他の収容所とは異なり、警備が最高度に厳重であり、主要棟は高い壁に囲まれている。収容者たちは、政治的理由により裁判なしで終身刑とされており、そのため、第２５収容所は政治犯収容所であると判断される。近年、第２５収容所は拡張された。２００６年と比較して敷地面積がほぼ倍増し、９８０平方キロメートルになっている。

➢　７３６

第１４、１５、１６政治犯収容所は国家安全保衛部（SSD）が管轄している。第２５収容所もＳＳＤの管轄である可能性が高いが、確実ではない。

➢　７３７

理事会は、これまでに知られている政治犯収容所と同様な状態で政治犯が収容されている秘密収容所が存在する可能性を排除できない。特に、証人からの情報によれば、朝鮮人民軍保衛司令部が秘密の場所に小規模な収容所を設けている可能性があり、ここには将校や一般兵士が政治的理由により裁判なしで収容される。

●　元朝鮮人民軍（ＫＰＡ）兵士キム・ジュイル氏は、最高指導者金正日が１９９６年に自己が所属する大隊を訪問したときの様子を述べた。金正日は兵士に食料が十分配給されていないことを知り、直ちに大隊長の階級を剥奪して裁判なしで朝鮮人民軍収容所に送った。金正日氏はこの収容所は朝鮮人民軍が管轄する収容所であり、朝鮮人民軍施設内にあると述べている。また、こうも語った。「そこで終身刑になる者もいる。軍事刑務所から釈放されても生きる術はない。政治犯は仕事に就けないからだ。」

➢ ７３８

過去には他にも政治犯収容所があったことは間違いない。１２あるいはそれ以上あった模様である。時間の経過に伴って統合されてきた。一部の収容所は閉鎖され、残った収容者は、拡張された他の場所に移送された。

－ 会寧（咸鏡北道）に近くにあった第２２政治犯収容所は、１９６０年代から２０１２年半ばの閉鎖まで、国家安全保衛部が管轄していた。当局が閉鎖した理由は、中国国境に近いため脱走のおそれがあり、また収容所に関する情報が外界に漏れることを恐れたからだと考えられる。

２００９年か２０１０年頃に閉鎖が開始される前の第２２収容所には３万から５万人の収容者がいたとみられる。第２２収容所の収容者が釈放されたという情報はない。調査委員会は不明の多数の収容者の消息を把握できていない。第２２収容所の収容者がどうなったかについては様々な意見がある。第２２収容所の収容者は第１４、１５、１６の収容所に分散収容されたという見解もある。また、他の収容所の衛星画像からは第２２収容所からの全員の移送受け入れのための施設拡大が行われた形跡はないとしている。また、２００９年と２０１０年に第２２収容所から多量の食料が他に移送され、これにより多数の収容者が餓死したとの見方もある。

－ 国家安全保衛部が管轄する第１１政治犯収容所は咸鏡北道の冠帽峰の上部斜面にあった。当初は幹部クラスの収容者およびその家族が中心であった。１９８０年代終わりに、閉鎖されたらしい。この地域に金日成の別荘が建設されたと見られているからである。収容者たちは第１６および２２の収容所に分散された。

－ かつての第１２および１３政治犯収容所（ここも国家安全保衛部が管轄）は現在の咸鏡北道穏城郡にあった。収容者には旧地主、政敵である社会主義政党支持者、日本の植民地行政の協力者がいた。収容所は１９９０年代初めに閉鎖された。残った収容者は第２２号収容所に移送されたとみられる。

－ 少なくとも１９６０年代初めから、平壌近くの寺洞には政治犯収容所があり、第２６収容所と呼ばれることがあった。元政治犯がその存在を公表し、アムネスティ・インターナショナルが同収容所について詳細な報告を行ったことを受けて、１９９０年代初めに閉鎖された。

➢ ７３９

２００６年まで、人民保安省およびその前身である社会安全保衛庁は、国家安全保衛

部および北朝鮮労働党の監督の下、政治犯収容所を運営していた。人民保安省の収容所は既存の収容所のすべてのルールと同一のルールを設けていたわけではないが（婚姻禁止など)、これらの収容所は、収容者の強制失踪や裁判なしの収容、飢餓と強制労働という点で現在の収容所と類似している。

- 大同江の南岸にある第１４収容所のそばの北倉郡（平安南道）に所在した第１８収容所には、１９９０年代後半には5万人の収容者がいたとみられる。第１８政治犯収容所も第１５政治犯収容所の改革区域と似ており、少なくとも収容者の一部はイデオロギーが改造されたと認められれば早期釈放もあり得た。第１８政治犯収容所は徐々に縮小され、平安南道北倉の施設は２００６年に閉鎖された。現在は、元の第１８政治犯収容所の敷地内に短期懲役囚が収容されている。第１８政治犯収容所の生存収容者の大半は釈放されたとみられるが、他に行く所がないため収容所施設内で生活を続けることを選択した者も多い。第１８収容所の収容者のごく一部は釈放されていない模様である。彼らは第１４収容所と隣接する近くの山谷（平安南道价川郡）の新設収容所に移送された可能性がある。

- 第１７政治犯収容所は徳城（咸鏡南道）に所在し、人民保安省の前身である社会保衛庁が運営していた。この収容所は１９８０年代中頃にいったん閉鎖された。一部の証人によれば、１９９０年代の終わりごろ、shimhwajo に関連した大量の新規逮捕者に対応できなくなったため、キャンプは一時的に再開された。

- 社会保衛庁は咸北南道端川に第１９収容所を設けていたとの報告がある。この収容所は１９９０年ごろ閉鎖され、収容者の大半は釈放された。咸北南道タクソンの第２３収容所も社会保衛庁が運用していたが、１９８７年に通常の刑務所に改変された。

➢ ７４０

収容所を直接に訪問することができないため、さまざまな時点での正確な収容者数を推定することはきわめて困難である。１９８２年に韓国国家情報局が提出した最も早期の推定では、収容者数は１０万５０００人としている。衛星画像および元看守、収容者の証言に基づいて非政府組織が行ったその後の推定では、１９９０年代から２０００年代の初めの収容者数は１５万人から２０万人である。

➢ ７４１

調査委員会への報告提出者はおおむね、ここ数年のうちに政治犯収容所の収容者数は減少したとしている。韓国統一研究院（KINU）の推定では、現在の政治犯収容所の収

容者数は８万人から１２万人である。この値はＫＩＮＵが最新の衛星画像分析および証人からの証言に基づいて導き出したものでああり、第１８政治犯収容所からの収容者釈放および第２２政治犯収容所の収容者の消息不明状況を取り込んでいる。非政府組織である北朝鮮人権委員会（ＨＲＮＫ）も収容者の正確な数は８万人から１３万人程度であろうとしている。これらの推測人数は、２０１１年の北朝鮮人権データベース・センター（ＮＫＤＢ）の予測とも合致する。同センターの予測では、収容所の収容者数を少なくとも１３万５００人としているが、第２２収容所の閉鎖および第２２政治犯収容所の収容者の消息不明状況は取り込んでいない。

➢ ７４２

収容者数の減少は、ある程度は第１７収容所の収容者の釈放が原因であろう。しかし、これと同程度に重要な要素は、獄死および収容者は原則として子を持つことが許されていないという事実である。釈放が増加していない中での収容者数の減少は、新規収容者の数が飢餓、放置、苛酷な強制労働、疾患、処刑により死亡する収容者の数を下回っているということを意味するだけである。

（b）政治犯収容所制度の進展と目的

➢ ７４３

北朝鮮は、金日成の大規模粛清を受けて、秘密政治犯収容所制度を１９５０年代後半に開始した。この制度はソ連がスターリン治下でグラーグに設置した収容所に倣ったものである。北朝鮮の収容所はグラーグ収容所より苛酷であった。

➢ ７４４

収容所の規模は急激に拡大した。金日成は政敵および対立する社会主義者を粛清し、キリスト教と天道教を抑圧した。粛清の主対象の多くは処刑されることが少なくなかったが、下級役人やその関係者は姿を消して収容所に入れられた。高級官僚を含めた多数の新たな犠牲者が１９７０年代から１９９０年代に粛清され、北朝鮮労働党内の反対分子が排除され、父である金日成の死後の金正日の王朝承継のための国家の道具とされた。

➢ ７４５

「連座制」の原則に基づき、粛清者の親、配偶者、兄弟姉妹、子（年齢不問）などの家族も政治犯収容所に送られた。親族であっても粛清の時点ですでに他家に嫁いでいた女性のみは免除された。厳格な父系社会にあってこれらの女性たちは別の家族に属するとみなされたからである。また、妻も、即時の強制離婚により収容所送りを免れ

ることがあった。

- １９８１年、ある証人の家族全員が、２歳と４歳の幼児を含め、国家安全保衛部の担当官に逮捕され、第１２政治犯収容所に送られた。この証人は自分が逮捕を免れたのは他家に嫁いでいたからだと考え、２度と自分の家族と会わなかった。この家族は金正日による金日成の承継への妨げとなる金日成の傍系家族の粛清の犠牲者となったと考えられる。この家族は婚姻により金正日の親族となったキム・ホアンユプ氏の親族であった。キム・ホアンユプ氏は労働党の幹部であったにもかかわらず、自身が粛清されたと伝えられている。

- １９９７年、人民保安省は、家族の過去にあった政治的問題を隠している役人はいないか、シンワジョ（shimhwajo）として知られる大規模調査を開始した。これは金正日への忠誠心が疑わしい「守旧派」役人の粛清のために戦略的に実施されたものである。推定で２万人が裁判なしで第１８政治犯収容所に送られたが、その多くが後日釈放された。その後の反粛清により、数千人の朝鮮人民軍保衛司令部と国家安全保衛部の役人が逮捕された。収容所内では苛酷な取扱を受けることが少なくなく、多数が収容中に死亡した。元役人が示した人民保安省矯正局の統計によれば、反粛清時代に収容所で生き延びた人民保安省（ＭＰＳ）役人はほとんどいなかった。キム・ガンギル氏は第１２教化所の看守は、殺すことを意図した食事削減や苛酷な処罰の対象とした収容者を選び出すように命令されていたようだと述べた。同氏は教化所に政治的理由で収容されそこで死亡した収容者２名の名前を挙げた。そのうちの１名はシンワジョ活動への反動で拘禁された者であった。

➢ ７４６

大地主や工場主を含めた「階級の敵」であって、韓国から逃亡した日本の植民地行政協力者も、収容所に収容された。収容所制度は、一般社会から集団全体および個人を追放することにより「偉大な首領」制度のイデオロギーと合致するよう北朝鮮社会を作り替えるという目的に沿うものだったと調査委員会は考えている。この目的は、収容者がすべての市民権を剥奪されたと見られていることからも明白である。すべての意図と目的において、収容者たちは北朝鮮の国民ではなくなっていたのである。

➢ ７４７

調査委員会はまた、「階級の敵」の粛清は３世代までの子孫、つまり犯罪者の孫にまで及んだことを把握している。ごく稀に収容者が収容所内で子を持つこともあったが、この子も収容者とされた。このような世代にまたがる処罰のイデオロギー上の根拠は金日成が出したとされる指示に示されている。「階級の敵と派閥主義者は、誰であれ、

３世代にわたってその芽を摘んでおかねばならない」。収容所看守および他の保安当局者は基礎研修時にこの考えを教えられた。「金日成の指示によれば…三世代の収容者を除去しなければならなかった」と元収容所看守、アン・ミュンチョルは述べている。複数の収容所で、金日成の指示が書かれた大きな標識により、この三世代原則への注意が喚起されていた。

- シン・ドンヒョク氏は、１９８１年に第１４政治犯収容所で生まれた。看守が両親を結びつけ、これに対する選択権はなかった。父親とその家族が収容されていた理由は、シン氏の叔父が韓国に逃亡したことにあるようだった。シン氏には母親が収容されている理由は分からなかった。シン氏は家族連座原則により罪が当然のこととされており、収容の根拠が問われたことはなかったと述べた。

  「私は生まれながらの犯罪者であり、犯罪者として死ぬのが運命だった。私がいた場所には２種類の人間しかいなかった。銃を持った看守と、収容者の服を来た収容者だ。収容者は生まれながらにして収容者であり、収容者として生活した。それが私たちの宿命だった。誰もその理由を教えてくれなかったが、そういうものだと思っていた。それが生き方だった。」

- 国家安全保衛部担当官が、学校から帰ってきたキム・ハイスクさんを逮捕した時、彼女は１３歳だった。第１８政治犯収容所に連行されたが、そこにはすでに家族全員がいた。家族の誰にも理由は示されなかった。収容者たちは、逮捕理由を聞いたり他の収容者とのことについて話をしたりすれば処刑すると警告された。ある日、彼女の父親が看守になぜ自分が収容されているのかを詰問した。父親は連行され、家族は二度とその姿を見なかった。２８年間の収容所生活の間、キムさんはなぜ自分がこんなに長期間の飢餓と強制労働に耐えなければならないのか分からなかった。親を非難することさえした。２００１年、第１８政治犯収容所が縮小されたときに、彼女は釈放された。親戚から、家族が処罰された理由は祖父が朝鮮戦争時に韓国に逃亡したからだと聞かされた。

- １９７５年、ある証人の家族全員が、逮捕理由を示されずどの犯罪かも示されることなく国家保安省に逮捕された。この逮捕は地主その他の「階級の敵」の子孫に対する南浦氏での大規模取締の一部であった。３００人ほどが貨物列車に押し込まれて第１８政治犯収容所に送られた。証人は２００６年に第１８収容所が閉鎖されたときに釈放された。

➢ ７４８

政治犯収容所制度は、これまでもこれからも、「偉大な首領」制度へのイデオロギー的、政治的、社会的挑戦が発生しないよう防止し、その権力を維持することを目的としている。多数の収容者が、本人あるいは家族が北朝鮮の政治制度を批判したという理由で、特にその批判の矛先が最高指導者に向けられていた場合には、収容所に送られた。

- アン・ミョンチョル氏は、配給所の責任者であった自分の父親が他の幹部に対し、北朝鮮の食料不足は上層部が正しく仕事をしていないからだと語ったと述べた。父親は政治犯罪に問われることを知り、自殺した。アン氏の母親と、まだ小学生だった妹を含めた３人の兄弟姉妹は全員が逮捕されて政治犯収容所に送られた。アン氏は中国国境を超えて逃亡し、収容を免れた。

- ある証人の叔父は、金正日には最高指導者の資質が欠けていると言ったことを自分の家族に通報され、失踪した。家族が叔父について聞いた最後の消息は第２２政治犯収容所に送られたということであった。

➢ ７４９

家族の一人が「国家機密」、たとえば支配者金一家の私生活といった政治的に重要な情報を漏洩したとして家族全員が失踪した例もある。

- 元職業ダンサー、キム・ヤンスンさんはのちに金正日の３番目の妻となり金正日の長男、金正男を産んだ成蕙琳の友人であった。キム・ヤンスンさんはこれがまだ国家機密であった１９６９年にすでにこのことを知っていた。１９７０年にキムさんの夫が失踪した。１ヶ月後、国家保安省が彼女を逮捕した。２ヶ月にわたり、秘密拘置所で成蕙琳について何を知っているかを尋問された。キムさんは、成蕙琳と金正日の関係を曝露されることを恐れているのだと理解した。取調の完了後、キムさんは裁判も説明もなく燿徳の第１５収容所に送られ、１９７９年までそこで過ごした。キムさんの両親および４人の子ども（失踪時３、５、７、１０歳）も彼女と一緒に燿徳に送られた。両親と息子の一人は収容所で死亡した。第１５政治犯収容所で、キムさんは、成蕙琳による金正男の出産を介助したとの理由で収容されている女性に会った。

- ２００５年、平壌の大学教授とその家族全員が燿徳の第１５政治犯収容所に送られた。本人が同僚に語ったところでは、金正日はロシア生まれであることを（正式な伝記に記載されている白頭山ではない）、大学教授は韓国からの短波放送を違法受信して知った。娘一人を除く家族全員が失踪した。娘はすでに他家に嫁いでいた。

➢ ７５０

収容所の収容者の中には、外国の「資本主義者」の影響力の遮断または国の情報独占政策を脅かすおそれがある活動を行った者もいた。過去には、朝鮮戦争による多くの捕虜および誘拐された市民のうち、過去について沈黙し、再出国の権利の剥奪を受け入れることを拒否した者は収容所に入れられた。こういった朝鮮民族の多くは１９５０年から１９６０年代の日本からの帰還者であった。これらの者が外国で見聞きした反体制的な情報が広まることを恐れた当局が政治犯収容所に送った。１９８９年頃に東欧やソ連に留学した北朝鮮の多くの若者も同じ運命をたどった。ベルリンの壁崩壊後の民主主義の高まりを目撃していたからである。

- カン・チョルファン氏の父方の祖父は国家建設を支援するため１９６０年代に日本から北朝鮮に移住した。１９７７年、祖父が突然失踪した。まもなく、カン氏（当時９歳）は逮捕され、起訴も裁判もなく第１５政治犯収容所に送られた。母親のみは、カン氏の父親との強制離婚を受け入れたため収容を免れた。カン氏は収容所での１０年におよぶ飢餓と強制労働を生きながらえ、説明もなく釈放された。カン氏は調査委員会に対し、第１５政治犯収容所の全区域が日本から帰国した朝鮮人で占められていたと述べた。資本主義者の文化を知りすぎているという理由で抑留されたものと考えられる。

- 当時第２２政治犯収容所の看守であったアン・ミョンチョル氏は、「ソ連圏の崩壊」に関連して逮捕された多数の新収容者が流入したと述べている。収容者たちは動物用貨車で収容所に移送された。「６台の貨車が人間であふれていた。この列車は６日連続で収容所にやってきたから、数千人が収容されたことになる。」とアン氏は証言している。

➢ ７５１

政治犯収容所に送られる人々は後を絶たなかった。若干の組織変更はあったものの、超法規的秘密政治犯収容所がなくなる様子はなかった。近年、失踪し収容所送りとなる者の多くは脱北者、韓国の当局者や国民と違法に接触した者、またはキリスト教徒であることを表明した者である。

- ジョン・カンギル氏も、２０００年から２００３年にかけて燿徳の第１５政治犯収容所の改造区域に収容された。出自が特権階級であったため中国と貿易する機会があった。会社の利益拡大のため、中国の仲買業者を通さずに韓国のバイヤーとの直接取引を開始した。この禁止された接触が国家保安部に通報され、ジョン氏は逮捕された。６ヶ月間、拷問を伴う取調が行われ、韓国のスパイであるとの虚偽の自白

をした。第１５政治犯収容所での３年間の飢餓と強制労働の後、釈放された。

- 証人Ａ氏によれば、２００７年、姉が中国から強制退去させられ、燿徳の第１５政治犯収容所に送られた。国家安全保衛部はこの事件を特に重くとらえた。モンゴル経由で韓国に行こうとしていたところを捕らえられたからである。キリスト教徒であったことも事態を悪化させた。高齢であったため国家安全保衛部の拷問中に卒中が発生した。にもかかわらず、国家安全保衛部では治療もされず政治犯収容所に送られた。「Ａ氏」は持病および収容所での生活条件のため、収容所で姉が死亡したのではないかと考えている。

- ある証人によれば、その息子はキリスト教徒で中国によく旅行しており、そこで韓国系アメリカ人牧師から宗教教育を受けた。２００８年末、息子が牧師と接触していることが発覚した。在中国の国家安全保衛部捜査官がこの牧師を監視していたからである。息子は国家安全保衛部に逮捕された。取調の後、息子は政治犯収容所に送られ、それから会っていない。

- ２００９年７月、ある証人と他の３人は２名の高齢者韓国人の支援活動をしていた。この２名は朝鮮戦争での捕虜で脱北して中国へ渡ろうとしていた。この活動が発覚した。証人はかろうじて国境外に出たが、他の者は逮捕され燿徳の第１５政治犯収容所に送られた。

➢ ７５２

連座制の原則による家族全員の収容は、北朝鮮の政治犯収容所の顕著な特徴である。この原則は、反体制派の抑圧に特に有効である。北朝鮮の現体制に異議を唱えようとする者は、自分の生命だけでなく近親者全員の生命を犠牲にしなければならないからである。非政府組織、北朝鮮人権データベース・センター（ＮＫＤＢ）は、脱北者の多数の証言記録に基づき、８３２名の政治犯の収容根拠を整理した。失踪収容で一番多かったのは、本人の政治的理由（４８．３%）であった。経済犯罪、行政犯罪、通常の犯罪で収容された者（７．１%）あるいは中国への逃亡（８．０%）はこれより少なかった。一方、収容者の約３分の１（３５．７%）は連座制のみが理由であると思われた。

➢ ７５３

近年、連座制により収容される人数は減少していると調査委員会では把握している。しかし、家族の他の者の犯罪により家族全員が収容所に送られる例もいまだに存在する。このような集団的処罰は幹部クラスが少なくなく、厳罰に処することによって国

民や社会の一部の階層に対する見せしめとすることを当局が考えていると思われる。家族は、収容所送りはまぬがれたとしても、職場や大学からの排除など、厳しい報復にさらされることがしばしばである。

- ある証人は２００７年に脱北した。その後、証人の両親が逮捕され、取調の後、証人の脱北に関与していなかったにもかかわらず、第１５収容所に送られた。脱北の前に、この家族はすでに政治的疑念ありとされていた。日本から移住した朝鮮人だったからである。

- ２０１２年、国家安全保衛部は咸鏡北道会寧で、携帯電話、カメラ、小型ラジオを北朝鮮に密輸していたグループの大規模摘発を行った。しかし、このグループは北朝鮮で破壊活動を計画していたことに仕立てられた。国営放送は密輸人の一人ジョン・ヨンチョルが金日成と金正日の体制打倒のための団体を作っていたことを自白し、北朝鮮政府を倒すまでは「死ねない」と語っている様子を放送した。密輸容疑者の家族を含めた推定９０人が逮捕され、政治犯収容所に送られたと見られている。ジョン氏は処刑された模様である。

- ２０１３年１２月に執行された金正恩の義理の叔父、張成沢の処刑後、保安当局は親族を逮捕し政治犯収容所に送ったと見方がある。

（ｃ）完全支配、拷問、処刑

➢ ７５４

政治犯収容所の収容者は北朝鮮国民としての諸権利を剥奪されていると考えられる。収容所当局の完全支配下にある。収容所元看守のアン・ミョンチョル氏は、次のように述べている。

「管理所では、収容者は戸籍のある国民ではなく、処刑に法律は不要だった。国家安全保衛部の担当官が生死を決定していた。担当官の決定がすべてだった。[収容者は]すでに社会から除外されていた。」

➢ ７５５

調査委員会は、収容所内の収容者の大半が釈放される見込みがないことを把握している。完全管理区域に死ぬまで収監される。比較的罪が軽微で第１５政治犯収容所の改造区域の収容者のみが、収容所で何年も過ごしたのちに釈放され国民としての地位を回復するのぞみがあった。現在もそうであるかは不明である。２００７年以降、第1

５政治犯収容所からの釈放例は報告されていない。そのため、第１５政治犯収容所全体が完全管理区域となってこの収容所からの証人が出ることを防止しているのではないかと考えている者もいる。

➢ ７５６

収容所の物理的構造が、脱走を事実上不可能にしている。収容所は周囲を高い壁で囲まれている。高圧電流が流されている上に有刺鉄線もある。周壁には落とし穴や地雷も仕掛けられている。各収容所には多数の監視所と検問所があり、自動小銃を持った看守が配置されている。収容者は収容所内での移動が厳しく制限されている。看守が許可したとき以外には周壁に近づかないよう厳命されている。

- シン・ドンヒョク氏は、完全統制区域からの脱走に成功したことが知られている唯一の人物であるが、脱走は偶然のたまものだった。脱走した日の夕方、彼と友人は周壁そばで薪を集めるよう命じられ、この機会に脱走する決心をした。友人が先に壁に到達し、壁の穴を使って登ろうとして感電死した。死体が線にからまって絶縁体の役割を果たし、シン氏は登って脱走することができた。シン氏はこの危険な決定の動機を次のように語った。

「新入りの収容者から、外の人々は看守と同じ食べ物を自由に食べられると聞いた。感電死や撃ち殺される可能性はあったが、[収容所の外の人]と同じ食べ物を１日でいいから食べたいと思った。」

➢ ７５７

収容所看守は逃げようとする者は射殺するようにと固く命じられており、射殺には報奨がでた。看守と収容者には、逃げようとすれば即決処刑するとの指示が出ていた。このルールは組織的に実行されていた。脱走の試みへの即決処刑の対象となるかどうかは、収容者が自分のグループから離れようとしていたとか、許可なく周壁に近づいたとかいうあいまいなものだった。

- アン・ミョンチョル氏の証言によれば、同僚看守は収容者５人を殺害し、その後、報奨を受ける目的で、これらの者は逃亡を図ったと虚偽の報告をした。調査によりこの看守の行動が判明すると他の収容所に異動になったが、「収容所内の［看守の］志気の維持のため」厳罰には処せられなかった。

- ジョン・カンギル氏は、逃亡を企てたとして処刑された２件について述べた。２００１年８月、男性収容者がグループを離れて食べ物を探した。極度に空腹だったか

らである。それから身を隠した。グループを離れることは逃亡しようとしているとみなされ、死刑となるからである。３日後に看守が発見し、公開処刑された。

- ２００３年３月、別の男性が作業班を離れて倉庫にじゃがいもを探しにいった。空腹に耐えかねたからである。脱走しようとしたと看守が判断することを恐れ、隠れようとした。看守は追跡犬を使って追跡した。犬が発見して噛み付き、半殺しにした。その場で看守が射殺した。

➢ ７５８

即決処刑その他の残酷な司法外処罰は、収容所の厳格な規則への違反、命令不服従、その他の処罰に価する行為があったとみなされた時に実施されることを調査委員会は把握した。処罰の判断は国家安全保衛部担当官による特別調査の結果次第である。死刑宣告に対して上訴しあるいは司法判断を受けることはできない。「刑」が宣告される前に、被害者は収容所内の国家安全保衛部捜査部隊による拷問を伴う長期間の取調を受けることが少なくない。

➢ ７５９

処刑は全収容者の面前で実行されるのが通常であり、他の収容者への見せしめとされる。犠牲者の家族および年齢を問わずその子たちも強制的に立ち会わせられる。国家安全保衛部（ＳＳＤ）の担当官が処刑理由を述べ、看守で構成される射撃隊が処刑を実行する。

➢ ７６０

他の種類の処罰には食事制限、追加強制労働、独房、殴打、手足切断など各種ある。身体罰は特別懲罰区域で実施されるのが通常であり、ここは収容者の拷問にも使用される。正式な取調手続によらずに看守が個人的に拷問や非人道的、屈辱的な懲罰をその場で行う。子どもであっても最も残虐な処罰を免れない。

- シン・ドンヒョク氏は１４歳だったときに、母および兄弟の逃亡計画を知らないかと第１４政治犯収容所の懲罰区域で６ヶ月にわたり拷問による取調を受けた。いろいろな方法が使われたが、中でも、火の上に背中がやけどするまで吊るされた。彼が生き延びられたのは、年上の収容者仲間が傷の手当をしてくれたからである。

- また別のとき、シン氏は労働を強制されていた工場で誤ってミシンを落とした。懲罰として右手の中指が切断された。「看守が工場責任者に私の指を切断するよう命じた。私は跪いて許しを請うたが、受け付けられなかった。私は手の全部が切断され

ると思ったが、指１本だけだった。手ではなく指１本だけだったことをそのとき私は看守に深く深く感謝した。」

- アン・ミョンチョル氏は、第２２政治犯収容所での事件について述べた。彼の上司はトーチランプで病人を殴りつけて死亡させた。労働がのろかったというのが理由である。事件の調査によりこの上司は処罰されず大学への入学権が与えられた。

- カン・チョフホワン氏は、燿徳の第１５政治犯収容所では収容者の懲罰に「発汗箱」を使用していた。「発汗箱」は看守居住区のそばに設置された小さな木箱で、狭小なため中で立ったり横たわったりすることはできなかった。収容者はしゃがんだ姿勢で膝を曲げていなければならなかった。収容者の臀部はあざが黒変するまで常にかかとに押し付けられた。この姿勢では血流が阻害され、発汗箱に長時間入れられると収容者は死亡した。さらに、発汗箱の収容者にはほとんど食べ物が与えられなかった。箱の中に入り込んだ虫を食べてやっと生き延びることも少なくなかった。

- 第１５政治犯収容所の改造区域に収容されていた証人によれば、収容所当局を批判したものは懲罰区域に連行された。その多くは帰ってこず、完全支配区域に終身抑留された可能性がある。帰って来たものも身体および精神は悲惨な状況になっていた。証人は、懲罰区域から戻ったある収容者の健康状態があまりにひどく、労働ノルマを達成できなかったと述べた。看守は激しく殴打し、２日後に死亡した。

➢ ７６１

看守は、収容者が人民の敵であり敵対的に接しなければならないと教えられていた。また、収容者に残虐な行為をしても処罰されないのが通常であることも知っていた。

- アン・ミョンチョル氏は「６ヶ月の集中思想教育を受けた。その教育とは…収容者への敵意を引き出し、収容者は敵であることを心に刷り込むものだった。」と述べている。また、自分および他の看守が収容者への同情を感じることも時折あったが、それを表すことはできなかったと語った。このような同情の兆候があれば看守自身が処罰されるからである。

- アン氏が受けたような新人看守の集中思想教育は、収容者への敵意を引き出し、収容者は敵であることを心に刷り込むものだった。この点をあらためて強調するため、彼および他の看守は通常の武道訓練時に収容者を「人間サンドバッグ」として使用させられた。

「指導者は、畑で労働している収容者を集めることもあった。集められ、［武術の］技能の練習台にした。相手として収容者を使う理由は、収容者に警告し、彼らが敵であることを私たちに示すことにあった。練習相手がいなかったから収容者を集めて蹴ったり殴ったりした。収容者が生きようが死のうが気にしなかった。」

アン氏は、収容者の逃亡防止のため、ある収容所では獰猛な犬を飼っていたと述べた。あるとき、収容者の子ども用の学校で犬たちが３人の子どもに噛み付いて殺害した。所長は犬を放したことで犬の訓練士を叱責した。しかしその後、訓練した犬が政治犯を殺害できたとして他の看守の前で称賛した。

- キム・ヘスクさんは、第１８政治犯収容所で最も屈辱的な体験をした。看守の何人かが気ままに彼女を立ち止まらせ、跪いて口を開くよう命じた。看守は口に唾を吐きかけ、飲み込むように言った。嫌悪感を示せば激しく殴られると分かっていた。

➢ ７６２

政治犯収容所では、看守に加えて、収容者を指定して他の収容者の管理および監視を行わせていたことを調査委員会は把握している。収容者は作業班に分けられていた。班長に指定された収容者は訓練の責任があり、そのときに暴力をふるうことがあった。また、収容所には情報提供者の制度があり、食料を多くもらったり看守から寛大な扱いを受けたいために協力していた。他の収容者の違反行為を報告しなかった収容者は厳罰に処すと言われていた。この原則は収容所に入ったときから子どもの収容者にも教えこまれており、親を告発することも期待されていた。

- シン・ドンヒョク氏は、１３歳のときに母と兄が収容所からの脱走の計画を話しているのを漏れ聞いて報告した。その結果、母と兄は処刑された。シン氏は他の収容者と一緒に、母と兄の公開処刑を見せられた。シン氏は自分の母を告発するに至った考えの経路を次のように語っている。

「私が［脱走］計画を報告したのは、すべてを看守に報告することが義務付けられていたからだ。それが収容所の決まりだった。だから、その時は計画を看守に報告することが私の仕事だと思った。その年令のときはそういう自分が誇らしかった。私は責任者にお腹いっぱいになるまでせんべいを食べさせて欲しいと頼み、それが約束された。だから計画を通告した。」

（ｄ）性的暴行、家庭を持ち子を作る権利の否定

➢ ７６３

方針は収容所により異なるようであるが、連座性により収容所に送られた家族は一緒にいることが許されることが少なくなかった。しかし、調査委員会が認定したところでは、既存の収容所の収容者は新たに家族や子を持つことが許されていなかった。この方針は階級の敵を根絶やしにするという国の方針にも合致していた。ごく稀に、収容所当局は、勤勉に労働し絶対的服従を示した模範囚同士の「結婚」を許可した。許可された収容者も相手を選ぶことはできなかった。「夫婦」も一緒に住むことは許されなかったが、親密な接触を行うために年に数夜、一緒に過ごした。その結果、子が生まれることもあった。このような関係の中で生まれた子も収容者とされた。

➢ ７６４

関係が許可されていないのに妊娠した女性は強制堕胎させられ、処刑や拷問を含む追加処罰が課せられた。

- シン・ドンヒョク氏の両親は、看守から「結婚」するように指定された。第１４収容所の模範囚だったからである。シン氏は１１歳まで母とのみ過ごし、その後、別の棟に移された。父親は収容所内で別に暮らしており、めったに会うことはなかった。シン氏は収容所には家族という概念はないと感じていた。

  「私たちは全員が収容者で、何もしてあげられることはなかった。親としてできることも何もなく、親に対する愛着や感情もなかった。」

- アン・ミョンチョル氏によれば、金日成は三世代の収容者を粛清するよう指示していた。これが妊娠が厳格に禁止されていた理由である。「収容所は政治犯に子孫がないようにするためのものだった」。収容所当局は労働者の動機付けのために結婚を認めることもあった。しかし、未婚女性が他の収容者の子を出産すると、厳罰は免れなかった。

  「父親が収容者であれば銃殺され、女性は苛酷な炭鉱で働かされた」

- ２００７年から２０１０年まで燿徳の第１５政治犯収容所の改造区に収容されていた元政治犯は、許可なく妊娠した女性が強制堕胎させられた２件の例を証言した。被害者の燿徳での刑期も延長された。その１つは後期堕胎であり、注射により早産した。証人自身は被害者による死胎の出産の介添えを強制された。

- ある証人は、妊娠中に第１８政治犯収容所に送られた。妊娠終期に看守に蹴られ早

産した。子が生まれたとき、看守は彼女を殴りつけて泣く赤子を奪った。この悲惨な状況に彼女は失神した。気が付くと赤子は死んでいた。死体は他の死体と一緒に保管室に集められ、ある程度の数が揃うと１つの墓穴に投げ入れられた。証人は痛みと出血が止まらない中、翌日から働くことを強制され、ノルマを達成できなかったため殴打された。

➢ ７６５

調査委員会が知ったところでは、収容者が服従し、不処罰な環境にあったことから、看守および特権的地位にある収容者による強姦は日常茶飯事であった。女性収容者が腕力の行使により強姦される場合もあった。また、苛酷な労働の割当を回避するため、または多くの食料の供給を受けることの代償として性的関係を強要されることもあった。このような例は強姦同然である。自由な同意がない上に、収容所という環境を利用しているからである。

➢ ７６６

他の種類の拷問と異なり、強姦は収容所で容認されていたわけではない。国家安全保衛部担当官と看守は収容者と親しくならないように、特に性的関係を持たないように厳しく命令されていた。しかし、強姦が明るみに出ても、解雇されるのみあるいは不問に付された。一方、被害者のほうは苛酷労働に何度も割り当てられたり、特に妊娠した場合には秘密裏に処刑された。妊娠した被害者は例外なく堕胎させられるか、出産時に子が殺された。

- アン・ミョンチョル氏の証言によれば、他の看守と異なり、国家安全保衛部幹部は、被害者女性が妊娠しなければ収容者に対する性的暴行を行っても逃れることができた。妊娠した場合には、解雇され、女性は苛酷な鉱山労働に送られるか秘密裏に処刑された。あるとき、軍部隊の司令官自身が女性を強姦して妊娠し、赤子が産まれた。母とその子は収容所内の懲罰棟に連行され、赤子は犬の餌の器に投げ込まれた。

  アン・ミョンチョル氏は、別の少女について語った。この少女は看守に強姦された後、第２２収容所の拷問懲罰棟に送られた。焼けた火かき棒を胸に押し付けられるという拷問にかけられた。その後、炭鉱の苛酷な労働に割り当てられ、事故で両足を失った。

  アン氏はさらに別の証言もしている。看守たちは飢えた収容者を相手にサディスティックかつ性的な遊びをしていた。あるとき、第２２政治犯収容所の国家安全保衛部担当官が椅子に座り、釣り竿に餌として豚脂をつけ、裸の女性収容者を犬のよう

に食べ物めがけて飛びつかせたり這わせたりした。この国家安全保衛部担当官がこの遊びを楽しんでいたことは明白で、収容者が飛びつこうとすると釣り竿を高くし、また下げて次のチャンスを与えるということを繰り返した。

- キム・ハイスクさんは、第１８政治犯収容所の炭鉱で労働する女性がいかに夜間シフトをおそれていたかを語った。労働場所への行き帰りの途中に看守と収容者たちが襲って強姦するからである。犠牲者の誰も、処罰を恐れて自分の経験を明らかにしようとしなかった。しかし何人もの女性収容者が、自分のトラウマ経験を彼女にこっそり打ち明けた。別の証人は、第１８収容所の看守は十代の少女を特にターゲットにしていたと述べた。

- 第１１収容所の元看守によると、収容所当局者は、収容所を定期的に訪問する上級幹部による性的虐待の相手として女性収容者を差し出していた。幹部が強姦した後、犠牲者は殺された。

（ｅ）飢餓、強制労働、疾病

➢ ７６７

第１５政治犯収容所の改造区域に収容されていた収容者の一部を除き、収容者は思想的に改善不能とみなされていた。釈放される望みはなかった。飢餓、苛酷条件下での奴隷労働により死んでゆくように仕向けられ、それは最少のコストで最大の経済的利益が得られるようにするためであった。政治犯収容所元看守アン・ミョンチョル氏は次のように説明している。

「[政治犯収容所の]収容者は人間として扱われていなかった。釈放などあり得なかった。記録は永久に消去された。苛酷労働により収容所内で死ぬことになっていた。私たちは、収容者は敵と考えるように訓練されていた。私たちは彼らを人間と見なかった。」

➢ ７６８

シン・ドンヒョク元収容者も同じ結論であった。調査委員会への証言でこう述べている。

「北朝鮮の権力者たちは私たちが死ぬべきだと考えていた。私たちは生きるに値しない。彼らは私たちの命を永らえさせているだけであり、生かしておくのは彼らのために生産活動を行うためであり、働きながら死んでゆく身だった」

➢ ７６９

政治犯収容所の収容者たちは口に出せない暴虐非道を経験していた。しかし元収容者が強調した最も苦痛だったことは、重度の飢餓と餓死との毎日の戦いだった。収容者に与えられる食べ物は量、質、多様性のどれもが乏しく、配給される食べ物を食べるだけではすぐに餓死してしまった。食べ物がすくないため政治犯は痩せこけていた。毎年、多数の収容者が飢餓やペラグラなどの栄養失調疾患で死亡した。ペラグラは発疹、精神および消化器系の障害、精神機能低下を特徴とする。収容者が長期間生き残るためには虫、ネズミ、野草を取るか、看守や家畜向けの食料をかすめとる方法を見つける必要があった。

➢ ７７０

調査委員会が知ったところによれば、収容者の飢餓は北朝鮮の食料不足によるというよりは意図的な方針によるものである。北朝鮮の食料事情が今よりよかった時期においても、収容所は常に飢餓状態にあった。調査委員会が聞取調査を行った元看守その他の保安担当官によれば、飢餓は収容者を弱らせて支配しやすくするため、また、苦痛を強めるための意図的処置であった。

- キム・ヤンスンさんは、自分の家族が１９７０年代に燿徳の第１５政治犯収容所に収容されたときにはとうもろこしと塩しか与えられなかったと語った。彼女の父親は餓死した。キム・ヤンスンさんによれば、労働場所にはいつも走って行っていた。遅れれば食べ物を減らされるからである。骨折したときにも、食べ物が減らされないように走って行った。食べ物はごくわずかだったので一家は蛇やネズミを取って子どもたちの命をつないだ。キムさんはこう語っている。

「赤ちゃんのお腹はむくんで膨らんでいた。蛇やネズミを調理して赤ちゃんに与えた。ネズミを捕まえた日は特別のごちそうとなった。生きるためにあらゆるものを食べなければならず、手に入るものは何でも食べた。飛ぶもの、地面を這うものなどなんでも。野原の草も食べた。これが収容所の現実だった。」

- カン・チョルファン氏が証言したところでは、第１５政治犯収容所での１０年間の収容期間中に、飢餓や栄養失調で死亡した３００人以上を埋葬した。食べ物は月１回配給されるだけであり、通常はとうもろこし粒であり、半月以上はもたなかった。収容されていた１９８０年代には北朝鮮の食料事情は悪くなかったにもかかわらずである。

「当時の経済状況はきわめて安定していたので、[国の食糧事情は]大丈夫だと思っていた。しかし、政治犯に対しては月１回、一握りのとうもろこし粒が与えられるだけだった。１５日で食べつくし、生きるために野草を煮てポリッジにした。健康な男性であっても３ヶ月で栄養失調になった。栄養を取るため、ネズミ、蛇、カエル、虫など、目に入ったものは何でも食べて蛋白質を補給した。収容されてからの最初の３ヶ月、この３ヶ月が非常に重要だ。私はこの３ヶ月で栄養失調になり、死にかけた。しかしそこにいた子どもたちが野原でネズミを取って私を助けてくれた。エリート、知識人、高い地位にいた者は真っ先に死んでいった。[ネズミを]思い切って食べられなかったからだ。しかし収容所の外でも辛い生活を送っていた者たちや本能に従って行動する子どもたちは生存率が高かった。」

- 第１４収容所で１９８２年に生まれたシン・ドンヒョク氏は、抑留中はいつも食べ物が不足して飢えていたと証言した。収容者たちは動物を飼育しコメを植えていたが、これらを食べることは許されず、配給されたものしか食べられなかった。シン氏によれば1日にとうもろこし粥を４００グラムしか与えられず、生き延びるために草やネズミを食べた。

- １９９０年代の飢饉の前においても、キム・ヘスクさんの７人家族は月１回、４.５キロの乾燥とうもろこしを与えられるだけだった。第１８政治犯収容所で生き延びるためにほかの食べ物を必要とした。飢饉時には配給がさらに削減され、一日中強制労働に服している大人にしか配給されなくなった。キムさんの祖母は餓死し、疲れきった母親は食べられる野草を取ろうとして崖から転落した。

- ２００３年から第１５収容所に収容されていたジョン・カンギル氏とキム・ユンチョル氏によれば、収容者には1日3回、とうもろこし粥１２０グラムが与えられただけだった。特別な日にはスープに豚肉が入っていた。労働の成績が悪いと食べ物を半分にされた。

➢ ７７１

収容所の方針として、反抗した収容者には短期間で餓死する程度にまで食べ物の量を減らした。調査委員会が聞取調査を行った元収容者は、収容所の食べ物は労働成績不良、作業中に怪我したこと、収容所規則への違反の罰としてしばしば半減されたと証言した。元担当官は、かかる食べ物減らしは看守の研修時に配布された指示書に詳細に記載されていたと述べた。

➢ ７７２

収容者が食べ物の削減によりやむを得ず行った行為、例えば、看守の食べ残し、動物飼料、収容所での育成作物の盗みなどは、即決処刑を含めた厳罰に処せられた。

- シン・ドンヒョク氏は、７歳位の女の子が数粒をポケットにこっそり入れていたときのことを語った。看守が見つけて棒きれで激しく叩き、その怪我で女の子は死んだ。

「週２回程度、[看守が]子ども一人を選び、何かを隠し持っていないか検査していた。この子は不運にも検査されることになった。ポケットから粒が見つかり、看守がどこで手に入れたかを聞いた。女の子は道で拾ったと答えた。看守は木の棒で叩いて言った。そんなことは教えていない。私の教えに背いたな。女の子は激しく叩かれて気絶し、私たちが母親のもとに連れてゆかなければならなかった。翌日、学校に来なかったので、死んだことが分かった。」

シン氏はまた、収容者たちが床に落ちている草や食べかすを看守にみつからないようこっそり食べていたと語った。

「食べているところを看守に見つからないようにしなければならなかった。床に落ちている食べかすを食べる許可を看守から得なければならないこともあった。ネズミはたくさんいた。いくらでもいた。収容者たちはネズミを追いかけて捕まえていたが、看守の姿があるときには、仲間のうちでも成績が最も良い者がネズミを捕まえて食べる許可を看守に求めた。看守の機嫌がよいときには許可されたが、ネズミ捕獲が許可されないこともあった。捕まえたネズミが看守に見つからないよう、パンツの中に隠すこともあった。」

- キム・ユンチョル氏は、第１５政治犯収容所の収容者仲間が他の収容者の面前で処刑されたと述べた。理由は、畑からじゃがいもを盗んだからであった。

- キム氏はまた、燿徳の第１５政治犯収容所では食べ残しを盗んだ者は懲罰棟の独房に入れられ、極度の飢餓状態にされたと述べた。キム氏は独房の経験を次のように語っている。

「入れられたあと、戻ってくる者は多くなかった。独房では殴られ、１食３０グラム、寒さも加わって収容者は弱っていった。[入るときには]体重５０キロあった者が[独房から]帰ってきたときは２０キロになっていた。」

- 第１８政治犯収容所の収容者だった証人は、牛糞の中に未消化物が残っていないか、棒でつついて探した。看守に見つかると、頭を蹴られた。深い傷がつき、歯を数本失った。他の収容者の中には、盗んだとうもろこしを口の中に隠そうとして殴り殺された者もいる。他の収容者が死体の口をこじ開けてとうもろこしを取り出そうとし、激しく殴打された。

➢ ７７３

調査委員会が知ったところによれば、意図的な飢餓に加え、収容者たちは生存に必要なものも奪われていた。冬には温度が摂氏マイナス２０度にも達することがあるにもかかわらず、窓ガラスや十分な暖房もない掘っ立て小屋に住まわされていることが少なくなかった。毛布、スープ、生理用ナプキン、その他の衛生道具や調理器具は、めったに支給されないか、まったく支給されなかった。

➢ ７７４

収容所にはごく初歩的な治療施設しかなく、医療品、有資格担当者が不足し、重症者に死に場所を提供する程度でしかない。衛生および治療施設の圧倒的不足により伝染病が発生しやすく、飢えと疲労に苦しむ多数の収容者が死亡した。

- アン・ミョンチョル氏は、ある収容所で伝染病が発生して２００名の収容者が死亡したと述べた。飢えた収容者は菌を持っているネズミを捕食していたからである。冬および早春（寒さが厳しく食料がない時期）には多数の死者が出た。

- シン・ドンヒョク氏は凍える冬を、ガラスのない窓が１つある小屋で耐えた。「風が吹き込み、冬は本当に寒かった。」

- Ｋ氏は、第１１収容所の収容者は、収容所内の豚小屋の横の地面を掘って作られた藁葺の土小屋で起居していたと述べた。

キム・ヘスクさんは収容所で子どもを２人産んだが、妊娠に関する出産前その他の医療ケアは受けなかった。最初の子を産んだときには一人きりで山中で食べられる草を食べていた。生活区域に戻るときには生まれたばかりの子をぼろぎれと葉で包んで自分の体を引きずるようにして戻った。

- 第１８政治犯収容所の元収容者によれば、医療品と医師が不足していた。重病の収容者たちは特別「労働棟」に集められ、そこで死ぬまで放置された。収容者が死んでもすぐには埋葬されなかった。死体はある程度の数になるまで倉庫に置かれてい

た。ネズミが死体を齧ることも少なくなかった。

➢ ７７５

政治犯収容所には工場、農場、鉱山、伐木場が併設されており、特に、石炭、軍用衣料品、消費者向け製品を製造していた。また、収容者による消費量を超える食料も生産していた。高品質の肉などは看守向けあるいは販売用とされた。道路と鉄道を使って製品が市場に出荷されていた。製造施設は最低コストで最大の経済利益を得られるように管理されており、収容者の健康や生存は顧慮されなかった。すべての収容者が強制労働に服した。重病であっても、１週間毎日１２時間以上労働しなければならなかった。強制労働を免除され（あるいは時間の短いシフトに割り当てられる）のは、重要な祝日と保守作業日のみであった。

➢ ７７６

収容者が最もおそれた労働は採鉱と伐採で、これらは一部の収容所内にあった。ここでは、簡単な道具を与えられただけで、危険な環境で作業しなければならなかった。収容者の弱った身体と安全措置の欠如から死亡事故が頻発した。

➢ ７７７

収容者は、毎日のノルマを達成しなければ殴打、長時間労働、食料カットに曝された。作業班全員が一斉に懲罰されることもよくあった。このことは、作業班長が仲間の収容者をへとへとになるまで追い使う動機となった。作業が遅れている収容者仲間を作業班長が殴ることもあった。

➢ ７７８

第１５政治犯収容所の改造区域では、高齢の収容者は労働の必要がなかったが、食べ物は少ししか配給されなかった。ただし、完全管理区域では、高齢の収容者は死ぬまで働かせられたようである。

➢ ７７９

５歳以上の子どもは農作業や開墾などの強制労働に従事させられた。また、国家安全保衛部（SSD）担当官による数時間の基礎教育があった。１５から１６歳の子どもはフルタイムで強制労働させられ、採鉱などの肉体的に苛酷な作業も免除されなかった。

- 第１４収容所で収容者として生まれたシン・ドンヒョク氏は、子どもたちがほとんど教育を受けられずほとんどの時間を農作業その他の作業に費やしていたと述べた。収容所当局は「我々を［農耕用］家畜と同じだと考えており、そのため教育する必

要を感じなかった」のであろうと語っている。シン氏は１５歳のときに大同江の水力発電ダム工事に割り当てられた。あるとき、大人３人と子ども５人が崩落したコンクリート壁に押しつぶされた。作業員たちは作業を続けなければならず、死体を処理できたのはシフトの終わりのときだった。シン氏は１６歳から幸いにも豚小屋担当となった。これは動物飼料をこっそり入手できる可能性がある作業だった。

- Ｋ氏は第１１政治犯収容所の解体時に、農作業に使用されていた小さな鎌を見つけた。現場にいた国家安全保衛部担当官からこの鎌はほとんど教育を受けさせられずに畑作業をさせられていた５歳の子が使っていたものだと聞かされ、衝撃を受けるとともに悲しみを覚えた。

- キム・ヘスクさんは１５歳から第１８政治犯収容所の炭鉱で働かされた。通常は３交替作業であったが、生産量を最大限にするため、ついに１日１６～１８時間の労働となった。男たちはつるはしとシャベルで石炭を掘り出す。女たちは袋、バケツ、石炭運搬車を使って手作業で石炭を地表に運び出す。キムさんの夫も兄弟も鉱山事故で死んだ。鉱山での他の強制労働者と同様に、キムさんは今でも黒肺塵症で苦しんでいる。

- 同じ鉱山で労働していた別の証人によれば、全収容者に１日１トンの石炭の掘り出し運搬がノルマとされていた。ノルマを果たすため１日２０時間働いた人もいた。この証言者の推定によれば、この鉱山だけで毎年２００人が死亡した。

（ｆ）収容中の死亡と死者の尊厳尊重の欠如

➢ ７８０

政治犯は戸籍を抹消されたものとみなされていた。死亡しても収容所外の家族に遺体が返されることはなく、文化的伝統や死者の尊厳は顧慮せずに処理された。収容所外に家族がいる場合にも、死亡通知はなされないのが通常であった。

- アン・ミョンチョル氏の説明によれば、収容者の指定埋葬所や朝鮮式の墓はなかった。集団埋葬場所の浅い穴に埋められるだけだった。

「死体の上に他の死体を重ねて埋めることもあった。穴を掘っていると骨が出てくることがあった。[収容所内に]鉱山があれば、周囲の丘や山は墓地のように使われた。政治犯に墓地というものはなかった。」

- カン・チョルファン氏は、燿徳の第１５収容所での１０年間で３００体以上を埋めたと述べた。作業にあたった収容者たちは死体から衣服をはぎとり、再利用しあるいは物々交換した。最後には、埋葬場所とされていた丘に収容所当局がブルドーザーをかけ、とうもろこし畑にした。

「ブルドーザーが地面を掘ると、人の体が最後の安息地から再び現れてきた。腕、足、脚。ストッキングをはいたままのものもある。それがブルドーザーの波に飲み込まれていった。私は恐怖を感じた。友人の一人は嘔吐していた…看守は穴を堀り、数名の収容者に、表面に出ている死体や体の一部を投げ入れるよう命じた。」

➢ ７８１

調査委員会が聞取調査を行った元収容者および元看守たちは、収容所生活では常にそこに死があったことに同意した。収容所周囲の秘密保持が厳重であるため、何人の収容者が処刑され、労働により死に至り、あるいは飢餓や伝染病で死亡したかはっきりしない。しかし、外の世界はわずかに知り得たことから収容所の恐怖を知っており、調査委員会が内輪に見積もっても５５年以上前の収容所設立以来、何十万人もが死亡したとみられる。

４．通常刑務所での重大な侵害

➢ ７８２

国家安全保衛部（ＳＳＤ）が運用する政治犯収容所のほか、北朝鮮には大規模な通常刑務所も多数存在する。これらの刑務所の存在は刑法にその根拠があることから分かる。

➢ ７８３

通常刑務所はほとんどの場合、人民保安省刑務所局が運用している。これらは検察局による監督を受ける。重大犯罪者は通常の刑務所（教化所と呼ばれる。文字通り教化を行う場所である）に送られる。これより程度が軽い犯罪の場合は数ヶ月から２年の「労働訓練施設」（「労働鍛練隊」）に送られる。また、未成年者やストリートチルドレン向けの各種の拘禁閉鎖施設もある。

➢ ７８４

北朝鮮から国連人権委員会への２００１年の報告によれば３つの刑務所の収容者数は１９９８年末が1,１５３名、１９９９年末が3,０４５名、２０００年末が1,４２６名である。２００５年の北朝鮮から女性差別撤廃委員会（ＣＥＤＡＷ）への報告によれ

ば、２００５年３月時点で、有罪とされて改造施設に送られた女性は４０人のみであった。

➢ ７８５

証言その他の入手情報から調査委員会が知ったところでは、これらの人数は相当に過少であり、刑務所制度の実態を完全に示しているとは言えない。存在する各種刑務所の数および一部の刑務所の収容者数の報告から、通常刑務所の収容者数は７万人以上とみられる。

➢ ７８６

北朝鮮の主張によれば、その刑務所は矯正施設であり、労働を通じて矯正を行うものである。さらに北朝鮮によれば、関連規則が厳格に適用されており、刑務所には寝室、浴室、食堂、作業場、研修室、図書室、乳幼児室、その他の施設があるほか、自然照明、電気照明、換気、暖房がある。収容者には食事、飲料水、衣服、ベッド、医療が提供されている。医師が健康状態を確認して適切な治療を無料で行っている。矯正施設の担当官は特別な訓練を受けており、収容者の拷問や侮蔑的取扱は禁止されている。労働時間は１日８時間で収容者には作業の数量と質に応じて賃金が支払われている。本、雑誌、新聞を読むことができ、映画やテレビを観ること、ラジオを聞くこと、ゲームをすること、スポーツをすることもでき、家族の面会や家族への連絡も可能である。北朝鮮はこれらに加えて、女性収容者はその身体状況に応じて軽労働につかせていると主張した。

➢ ７８７

外部からの訪問が認められている模範的刑務所については、これらの基準はある程度満たされているようである。しかし、数十人の元女性収容者および直接に他の刑務所を見ている元担当官から調査委員会が得た証言では、収容者の大半の現実は厳しい。政治犯収容所での様式と多くの点で類似する意図的飢餓、強制労働、非人道的生活条件、拷問、即決処刑の様式も存在する。ただし、違反の程度は小さいようである。

（ａ）通常の刑務所（教化所）

➢ ７８８

通常の刑務所（教化所）の多くの収容者は暴力犯、経済犯など、一般的な犯罪者である。刑の中には比較的軽微な犯罪に対して不当に長期の禁錮もある。しかし、厳罰は政治的に重要な記念日の恩赦によりある程度緩和されている。恩赦により多くの収容者が早期釈放され、政府の寛大さに感謝するのである。

➢ ７８９

教化所の収容者の相当数が、自分の人権を行使したことを理由に収容されている。許可なく中国との国境を越えようとした者も、常習犯あるいは出身成分が良くない社会階級の出身者であれば教化所に送られることがある。北朝鮮ではキリスト教が広まっており、キリスト教の一般信者のうち「成分」が良い者が通常の刑務所に収容される例が増えている。教会指導者、積極的に活動している宣教師、その他の犯罪者の中でも幹部にあたる者は今後も政治犯収容所に送られるものとみられる。

（ｉ）通常刑務所の規模と所在地

➢ ７９０

通常刑務所（教化所）の名称、所在地、番号は比較的よく把握されている。政治犯収容所と同様、当局は番号を割り振っている。

－ 咸鏡北道ジョンゴリの第１２通常刑務所（教化所）は最大級の刑務所であり、おそらくもっとも記録が多い通常刑務所である。その収容者の多くは中国の近くから強制退去させられた者または国境付近で活動しているキリスト教教会と接触した者である。この刑務所の収容者数は3,０００から4,０００人と推定され、２００９年からは別棟に約1,０００人の女性収容者もいる。第１２教化所には銅山、伐採所、農場がある。

－ 第1通常刑務所（教化所）は平安南道价川市にあり、約2,０００名の男女の収容者がいる。この刑務所には衣服、繊維の工場があり、その生産物はアジア諸国に輸出しているとみられる。

－ 第4通常刑務所（教化所）は、平壌の住人および一部の軍人向けである。主要施設には4,０００人が収容されていると推定されており、所在地は（平安南道）江東郡サムドゥンリである。平壌にも複数の支所がある。ヒョンサン支所はモデル刑務所として外部に公開されることもある。しかし、それ以外の刑務所施設は過剰収容状態である。２００８年の刑務所全体の収容者数は男女合わせて１２,０００人と報告されており、予定収容数の4倍である。この刑務所は炭鉱と各種工場を有している。

－ 黄海北道沙里院市の第6通常刑務所（教化所）は3つの施設で構成されている。ドリムの施設は外国人に公開されている。収容者数は3,０００～4,０００人で、農

作業や衣服、靴の製造に従事させられている。

－　（咸鏡南道）咸興の第９通常刑務所（教化所）は日本の植民地時代にすでに建設されていた。この教化所は男性刑務所（推定１,５００人）と女子刑務所（５００人）で構成されている。この刑務所は炭鉱を運営しているほか、ミシン製造、家畜飼育も行っている。

－　チェウンサン（平安南道）の第１１通常刑務所（教化所）は山岳地帯にある。小さな棟が集まっており、農業、家畜飼育、塩製造の経済活動が中心である。報告によれば、男女収容者３,０００～５,０００名が収容されている。

－　（咸鏡南道）栄光郡五老の第２２通常刑務所（教化所）は小規模施設で、２００６年に労働訓練施設から通常刑務所に格上げされた。男女の収容者のほとんどは農作業をさせられている。

➢　７９１

存在すると報告されている下記の教化所については情報が少ない。

－　（江原道）元山市チュクサン村の第８８通常刑務所（教化所）には約２,０００人の収容者がいると言われている。２００７年からは女性の収容者も収容している。

－　（平安北道）東林郡の第２通常刑務所（教化所）

－　（平安北道）新義州の第３通常刑務所（教化所）

－　（慈江道）江界市の第７通常刑務所（教化所）

－　（平安北道）天摩郡の天摩通常刑務所（教化所）

－　（江原道）川内郡の龍潭通常刑務所（教化所）

➢　７９２

調査委員会は、外界に知られていない他の通常刑務所（教化所）の存在を否定できない。

（ⅱ）収監前の不公正な裁判

➢ ７９３

保安当局が裁判なしに通常刑務所に送致する例も時折報告されている。しかし、通常刑務所（教化所）の収容者の大半は裁判で有罪宣告を受けて有期刑に服している。ただし、通常の裁判による最も基本的な保障を受けることなく有罪判決を受けた収容者は恣意的抑留の被害者とみなさなければならない。司法の独立と公平がない司法制度における司法手続では被告人への起訴がそのまま有罪として受け入れられているのが通常である。

➢ ７９４

北朝鮮憲法第１６４条は被告人に防御権を認めている。実際の裁判では証拠開示手続が実施されないことが少なくない。被告人は犯罪を自白して反省することが期待されている。

➢ ７９５

朝鮮最高裁判所のある上級法務官は、訪問した外国代表団に対し、北朝鮮での無罪推定について何度も下記のように述べている。

「ほとんどの被告人は、警察の捜査により起訴前に犯罪が明らかになっている。裁判所に送られたということは無罪ではないということだ。」

➢ ７９６

刑事訴訟法は、通常は国選である弁護人を付ける権利を定めている。しかし、調査委員会への証人の多くが、国選弁護人は沈黙しているか、あるいは裁判所と検察官に加担して行為を避難する。被告人の「成分」が良いことを理由に寛大な処置を求めることがせいぜいだと述べている。

➢ ７９７

北朝鮮憲法は、裁判の公開を定めている。しかし刑事訴訟法第２７１条は、広範な例外を認めている。例えば、「悪影響がある場合」には裁判手続を非公開にできる。実際には、当局から疑惑を持たれないよう、公式に召喚されたとき以外には裁判を傍聴しようとするものはまずいない。

- キム・ガンギル氏は、咸鏡北道会寧の人民裁判所より、教化所収容の判決を受けた。裁判は裁判所内の狭い部屋で行われ、裁判官１名、検察官１名、被告側弁護人１名、陪審員である市民２名がいた。裁判官はキム氏に有罪認否を尋ねなかった。

「北朝鮮ではそれは考えられないことだ。裁判官が［有罪認否を］尋ねることはなく、簡単に判決を出す。そして何年の刑と言い渡すのである。有罪認否など決して聞かない。」

キム氏は裁判前に国選弁護人と話すこともできなかった。手続中も弁護人は実質的な質問をすることはなく、防御しようともしなかった。家族にパイロットや陸軍士官がいるかとキム氏に聞いただけだった。いれば寛大な処置を受けやすくなるからだ。

- キム・ヒュク氏は不法に中国への国境を超えたとして３年の懲役が宣告された裁判について述べた。キム氏は、警察で、キム氏が「非公式裁判」と呼ぶものを受けた。裁判官１名、検察官１名、被告弁護人１名がいた。被告弁護人はキム氏と何も打ち合わせをせず、主張もしなかった。弁護人は手続の終わりに、キム氏は若く孤児であるとして寛大な処置を裁判官に求めただけだった。

- ある証人は、第１１通常刑務所（教化所）での３年の刑に至った裁判について証言した。起訴状が読み上げられている間、頭を下げていなければならず、「はい」以外は言うことを許されなかった。

- 別の男性は取調中に検察官を殴ったとして第１２通常刑務所（教化所）に９年間収容された。裁判時に、彼の弁護人がこの行為を激しく非難した。

➢ ７９８

前記の韓国の大韓弁護士協会による２０１２年の脱北者調査では刑事裁判で自分の弁護人に裁判前に会ったのは回答者の１９%にすぎなかった。弁護士が役だったと考えているのは５%であった。検察官と被告弁護人の双方が立ち会った裁判は５７%のみであった。裁判の８１%で、裁判所は被告側証人を呼ばなかった。北朝鮮刑事訴訟法第３３０に基づいて最終陳述を行うことができたのは５４%のみであった。回答者の約半分（４６%）が非公開裁判を受けた。

（iii）拘禁中の非人道的状態

➢ ７９９

北朝鮮刑法第３０条により、教化所の収容者の市民権は一時停止されているとみなされる。しかし、政治犯収容所の収容者と比較すると、通常刑務所は検察局の監督を受

けることから、ある程度の保護は受けられるようである。また、収容者は月１回、家族と面会できることになっている。ただし実際には家族が収容者に面会するには刑務所当局に賄賂を支払わなければならず、生存に必要な食べ物その他を差し入れなければならない。

➢ ８００

調査委員会が知ったところでは、北朝鮮の刑務所は過密状態が一般的である。トイレは共同で、めったに清掃されない。シャワーはなく、収容者は時々体を洗えるだけである。石鹸その他の衛生道具は与えられないことが少なくない。朝鮮の厳しい冬に、暖房が不十分である刑務所が多い。収容者は自分で衣服や毛布を用意しなければならない。用意できない場合は使い古しが与えられ、これにはシラミ、南京虫、その他の害虫がいる。

- キム・ガンギル氏は　咸鏡北道ジョンゴリの第１２通常刑務所（教化所）では１４から１７人用の房に６０から７０人が押し込められていたと述べた。夜には順番に横たわらなければならず、残りの者は立っていた。これにより収容者は疲労が激しかった。同じ刑務所に２０１１年まで収容されていた他の証人は、家族から毛布の差し入れがない収容者は自分の衣服から毛布をつくらなければならなかったと述べた。房には虫とシラミがおり、伝染病がすぐ広まった。

- 第１２教化所の別の元収容者によれば、新設された女性収容所も過密だった、２００人用の施設に２０００人がいた。衛生状態は劣悪で、シラミとゴキブリが這いまわっていた。冬でも女性収容者は男性看守に見られながら川で体を洗った。家族だけが石鹸と衛生ナプキンを差し入れたが、洗って再利用しなければならないこともしばしばだった。

- チェウンサン第１１通常刑務所（教化所）の元女性収容者は、女性収容所の約４０平方メートルの房に４０から５０人いたと語った。体を伸ばして横たわることができず、場所争いが頻発した。冬の房は非常に寒かった。体は月に１回しか洗えず、全員にシラミがたかっていた。その房では毎月少なくとも２人が死亡した。

➢ ８０１

政治犯収容所と同様、通常刑務所も炭鉱、工場、農場、伐採場を収容者の強制労働で運営していた。これらの事業からの収益が収容者のために使用されることはなかったとみられる。収容者が生産する食べ物の数量も種類も、収容者が与えられるものより多かった。国際法は、適法に有罪とされた者の改善の目的で収容者が自主的に行う労

働を禁止していないが、通常刑務所の収容者が強制されている種類の労働は、ほぼすべて、国際基準が定める違法強制労働にあたる。収容者が正式な裁判所手続によって有罪とされることは稀であり、公正さの基本的保障もない裁判で懲役が宣告されるのが通常である。収容者の強制労働は政治問題としても捉えなければならない。支配者である金一家の業績と教えに重点を置いた毎日の強制的思想学習と体系的に組み合わせられているからである。これに関して、調査委員会が知ったところでは、北朝鮮の刑務所は人権的な意味で収容者の矯正を目指すものではなく、服従させてその指導者の下の政治制度への絶対的服従を再確立するためのものである。

➢ ８０２

かかる所見は、労働条件がきわめて非人道的であるため労働が適法な矯正目的であるとは言えないという事実によっても裏付けられる。収容者たちは食料不足に苦しみながら一週間毎日休みなしで９～１２時間の作業に無賃金で従事させられている。通常であれば機会や作業用家畜で行うべき作業（耕す作業や石炭の取り出しなど）を北朝鮮の収容者は簡単な道具で、手作業でさせられている。１日のノルマを達成できず、あるいは誤って刑務所の財産を破損した収容者は拷問や非人道的懲罰を受け、これには殴打、独房入り、すでに少ない食べ物のさらなる削減などがある。作業の安全性がほとんど考慮されないため、死亡事故も多い。

- 平安南道江東郡の第４通常刑務所（教化所）の元収容者は、石灰岩の切り出し場および金鉱山で労働した。収容者たちは極度に疲労しており事故も多かった。あるとき、鉱山の事故で傷口がぱっくり開いた。皮膚は麻酔なしで縫われ、同じ日に鉱山に戻るよう命じられた。彼が生き延びられたのは作業班長がもっと軽い作業に割り当ててくれたからだ。

  この元収容者は、手や服が石灰岩破砕機に巻き込まれて圧死した収容者を何人も見た。空気はホコリだらけでよく見えなかった。悲鳴が聞こえて機械に駆けつけると破砕機からぐちゃぐちゃの体が垂れ下がっていた。別の証人もほぼ同じ光景を見ていた。それはジョンゴリの９第１２教化所での出来事だった。

- 五老の第２２通常刑務所（教化所）の元収容者は、適切な道具もなく農作業に従事させられ、人糞肥料を素手で撒かされた。

➢ ８０３

２００５年の女性差別撤廃委員会への報告によれば、北朝鮮は、女性収容者は衣類、靴、バッグなどの製造に従事しているだけで賃金も支払われていると主張している。

調査委員会は通常刑務所で女性収容者が鉱山労働に従事させられているとの情報は入手していないが、多数の女性収容者から、賃金なしで森や農場で重労働させられたとの信頼できる報告は受けている。

- ジョンゴリの第１２通常刑務所（教化所）の元女性収容者は、毎朝５時起床だった。毎日夜１０時まで薪を集めた。作業が遅い収容者は殴られた。収容者には古着しか与えられず、靴が合わなかったためまともに歩けなかった。作業に出かける班の仲間に遅れると看守が首に縄をつけて引っ張った。

- ２０１１年まで第１２教化所に収容されていた女性収容者は農作業をさせられた。しかし、農場で生産された食料は看守が食べた。与えられた食べ物が少なく、空腹なため、野草、きのこ、樹皮などを食べた。他の収容者が食べ物を盗んだとして殴られているのを何度も見た。

- ２０１０年末まで第１２教化所に収容されていた別の女性収容者も同様に農場での重労働に従事させられていた。育成しているとうもろこしを盗まないか、看守が常に飢えた収容者たちを見はっていた。女性収容者たちが午後７時に作業を終えた後も、金正日と金日成の偉大さに関する教育を座って長時間受けなければならなかった。

➢ ８０４

通常刑務所に入れられた新人のほとんどは、その前の拘置所や警察の一時収容施設での数週間から数ヶ月に及ぶ取調での食料不足から、すでに体が弱っており、飢えていた。教化所でも飢えは続いた。通常刑務所で出される食事は、収容者が割り当てられた強制労働と収容者の行いにより変わった。辛い強制労働に従事させられているにもかかわらず、収容者達に与えられる食事は１日に３００グラム程度のとうもろこし粥または豆ご飯のみであった。この量は、国連が計算した北朝鮮成人の最低必要カロリーのごく一部にすぎない。従って、他の食べ物を見つけられない者は餓死した。通常刑務所の多くの収容者は毎月の面会で家族が差し入れてくれる食べ物で生き延びた。面会がない者はネズミや虫を捕り、草や野草を食べ、または動物飼料を食べる方法を工夫した。

➢ ８０５

元看守によれば、食べ物を少ししか与えないのは意図的な方針であり、収容者を弱らせて支配しやすくすることが目的であった。このことは、収容者の強制労働により生じた余分な食べ物その他の資源から収容者に十分な食べ物その他の生存に必要な物が

支給されてはいないことからも裏付けられる。

- ジョンゴリの第１２通常刑務所（教化所）の元収容者、キム・ガンギル氏は、１回の食事で粗末な食事８０グラムしか与えられず、収容者たちは飢えていたと証言した。

  ほとんどの人が衰弱した。与えられる食べ物は１回の食事に８０グラムに満たず、違反行為があったりミスをしたときにはさらに減らされた。豚でも食べないようなもの、例えば腐ったきゅうりなどが与えられた。腐ったきゅうりを煮たものが出された。食べるのを拒否すると処罰された。罰として５０グラム以下［の食べ物］を与えられたこともあった。

- キム氏は、収容者たちは空腹のあまり刑務所内の蛇を捕まえて食べたとも証言した。

- 第１２教化所の元収容者、キム・ヒュク氏は、多くの収容者にとって家族からの差し入れが命の綱だったと語った。家族が面会に来ず、死んだ収容者もいた。キム氏は孤児であったため、外部からの支援は期待できなかった。

  「私は自力で生きなければならなかった。だから何でも食べた。トカゲ、ヘビ、ネズミ、爬虫類などなんでも。春には草も食べた。しかし食べる草を間違えると毒にあたり体がむくんだ。いろんな草や根を食べた。」

- 第１２通常刑務所（教化所）の別の収容者によれば、収容者たちには朝に小さなじゃがいも５個が与えられ、昼と夜はとうもろこし粥、塩汁、数枚のキャベツの葉が与えられた。誰もが飢えており急激に痩せた。食料を差し入れてくれる家族がない者はすぐに死んだ。ある収容者は、あまりの空腹により、家族が差し入れてくれたすべてをその場で食べてしまった。大量の食べ物を食べることに慣れていなかったため嘔吐した。嘔吐物をすくって袋に入れ、空腹時に食べていた。

  あるとき、この証人の作業班は畑に植える苗を育てるため小さな鉢に種を植えさせられた。飢えた収容者が種を食べないよう、看守は種に糞尿をかけた。それでも収容者たちは食べようとした。そこで看守は収容者たちに自分の収容者番号を言わせながら収容者たちの間を歩きまわった。誰も種を噛んだり飲み込むひまがなかった。収容者が番号を言わなければ看守はくるみ大の石を口に押し込み、食べられないようにした。

- 咸興の第９通常刑務所（教化所）の元収容者によれば、収容者たちは栄養失調のため、細い棒の上に大きな頭が乗っているように見えた。収容者たちは生きるためにネズミを捕まえた。しかし多くの収容者は午前８時から夜まで、どんな天候でも屋外で労働させられていたため機敏な動作ができなかった。特権階級の一部の収容者は看守に賄賂を贈ってよい食べ物を得、強制労働も軽作業だった。このような収容者たちは「食事階級」と呼ばれていた。

（iv）拷問と処刑

➢ ８０６

通常刑務所の収容者には厳格な規則があり、看守への絶対的服従を示さなければならなかった。命令への不服従にはさまざまな懲罰が課され、食事カット、睡眠剥奪、苛酷労働への配置、狭小な独房などがあった。複数の通常刑務所の元収容者たちが、独房はきわめて狭いため、横たわることも立つこともできなかったと証言している。独房での１日の食事はコメまたはとうもろこしの粥１００グラムのみにされた。

➢ ８０７

看守はその場で収容者を懲罰することも少なくなかった。看守または看守の代理としての班長による重大な身体的虐待も、責任を問われることはなかった。政治的に機微な犯罪による収容者が選び出されて懲罰が課されることもよくあった。

- キム・ガンギル氏は、ジョンゴリの第１２通常刑務所（教化所）の看守たちには、睡眠中にいびきをかいたなどのごく些細なことでもその場で収容者を殴打しあるいは拷問する権利を持っていたと述べた。看守は、収容者の内通者からの違反報告を受けると、収容者に最も厳しい強制労働をさせまたは食事を減らした。

- キリスト教徒であることを表明したために价川の第１通常刑務所（教化所）に送られた元収容者は７年の刑期中１０回、独房に入れられた。また、刑務所のトイレからの排泄物除去の車を引かされた。排泄物をこぼすと看守は屈辱を与え懲罰するために、排泄物を舐め取らせた。

- ジョンゴリの第１２通常刑務所（教化所）の他の元収容者は、自分や他の収容者がとうもろこしの茎を豪雨から守るため周囲に土を盛るように命じられた。このときにとうもろこしを食べたのが看守に見つかり、一日中とうもろこしの茎を口にくわえたままにさせられた。茎を落とすとひどく殴られた。

- 中国への違法な旅行および密輸により有罪とされたある男性は、規則に違反して第１２教化所の収容者仲間に話しかけた。看守は懲罰として金属棒を口に突っ込み、数本の歯が折れた。

- 第１２教化所の別の元収容者は刑務所担当官と目を合わせてはいけないという規則に違反した。棍棒で殴られ、蹴られて、出血し、腕を骨折した。

➢ ８０８

北朝鮮の通常刑務所は通常、最上部に有刺鉄線がある高い壁で囲まれており、高圧電流が流れている。最近、構内監視カメラが導入されて刑務所内を監視している。脱走しようとした場合には看守はその場で殺害することができる。生きたまま捕らえられたものはきわめて苛酷な懲罰を受ける。数年前まで、脱走を試みた収容者が即決処刑されることがよくあった。今もこのような処刑が行われているかどうかは不明である。

- キム・ヒュク氏は第１２通常刑務所（教化所）で、脱走しようとした収容者の処刑を目撃した。キム氏自身はあやうく処刑を逃れた経験がある。あるとき、山中で作業班とはぐれてしまった。脱走しようとしたとの嫌疑がかけられ看守はライフルの銃床で頭を殴り自白させようとした。最後には迷っただけだと納得させることができた。

- １９９７年、第１２通常刑務所（教化所）の他の収容者は脱走しようとした収容者の処刑を見させられた。処刑の後、刑務所長は自分の運転手に死体の首に縄を巻きつけさせた。縄の反対側は自動車の後ろに結びつけられた。運転手は刑務所の中庭を死体をひきずって４周した。全収容者がこの無残な光景を見させられた。将来の脱走への見せしめとするためだった。

- チェウンサン第１１通常刑務所（教化所）で２００４年から２００７年の間に収容者だった別の証人は、脱走しようとしたものは即決処刑されるのが刑務所の方針だったと述べた。証人は数人の収容者がこのように処刑されるのを見た。

- 第１２通常刑務所（教化所）に２０１１年まで収容されていた他の男性によれば脱走しようとした収容者は撃ち殺された。この証人は生きて捕らえられた者が即決処刑された例は見たことがなかった。このような者は苛酷な労働をさせられて死に至った。収容者同士でパートナーを組まされ、互いに監視させられた。どちらかが逃亡すれば残りも罰せられた。

（ｖ）強姦と強制堕胎

➢ ８０９

女性収容者は増加している。中国に逃亡して送還させられた者の多くが女性だからである。男女の収容者は国際基準に従って隔離されるのが通常である。しかし、女性収容者に男性看守がつくことも少なくない。看守と収容者の性的接触を刑務所当局は認めていないが、看守と収容者の立場の違いから看守が収容者の暴行および強姦を行っても罰せられないことが多い。強姦の例としては、看守が刑務所の高圧的環境を利用して、食料その他の収容者が通常刑務所で生存のために必要とするものと引き換えに性的交渉を要求することがある。北朝鮮刑務所での強姦件数を把握することは困難である。犠牲者の多くが強姦されたことを社会への恥ととらえて明らかにしようとしないからである。

- キム・ヒュク氏は第１２教化所で病院長が女性を強姦するのを見た。また、看守が女性を強姦しているのも見た。

- 同じ刑務所の元女性収容者によれば、看守は女性収容者の中でも美人を格子のそばに座らせ、胸をまさぐった。同じ証人によれば、看守と性的交渉を持つことを承諾した数人の女性たちは食べ物を多く与えられその他、生き延びる上での利点を得た。あるとき、女性収容者の一人がこのような性的接触について他の収容者に話した。看守はこの収容者を屋外で跪かせ、頭から爪先までを厚い雪の層で覆い、グロテスクな人間雪だるまのようになった。

過去には、収容時にすでに妊娠しておりまたは収容中に妊娠した収容者は強制堕胎させられた。これには、妊娠最終期で、胎児がすでに自力で生存可能になっていた場合も含まれる。一部の刑務所では新人女性収容者には血液検査を実施して妊娠を確認していた。最近では、いったん刑務所を出て出産し、家族が子を養育し本人は刑務所に戻る例も増えている。

- 第９通常刑務所（教化所）の指導者は、衛生補助担当であった証人に対し、妊娠３ヶ月の収容者に堕胎剤を投与して堕胎させるよう命じた。この薬剤で所期の効果が生じなかったため、被害者はあへん剤を飲まされ、堕胎した。胎児は刑務所内の豚に与えられた。

- ２００４年から２０１１年まで第１２通常刑務所（教化所）に収容されていた別の証人は、収容者が強制堕胎させられたと証言した。

（vi）治療の欠乏、収容中の死亡、死者への敬意の欠乏

➢ ８１０

調査委員会が知ったところによれば、北朝鮮の通常刑務所では毎年数千人が死亡している。死因は故意の飢餓、疾病、処刑、作業中の事故や殴打による負傷である。

➢ ８１１

飢餓および関連する疾病が死亡の主原因である。多くの刑務所で、当局は死亡が近い者を確認する目的で飢餓度検査を定期的に実施していた。この方法で飢餓度検査をしていたにもかかわらず、当局は飢餓の原因である方針を変更しようとはしなかった。危険段階にあると判断された者は作業班から外された。飢餓で危険状態にある収容者の死亡を防止するための有効な治療は行われなかった。助からないと判断された収容者は、まもなく死亡すると考えられ、釈放されて家族に引き渡されることもあった。

- 咸興の第９通常刑務所（教化所）の元収容者は、「治療見習」の作業に割り当てられた。この立場により、１９９９/２０００年の冬の６ヶ月間に１２００人の収容者のうち４８０人が死亡したことを知った。医療担当は定期的に収容者の臀部の空隙の間隔を測定し、飢餓の程度を確認した。危険段階にあると分類された者は強制労働班から除外され死の部屋に移された。通常の食べ物は与えられたが、飢餓による死亡を防止するための治療は行われなかった。収容者の介護を命じられた収容者たち自身が飢えており、死にゆく収容者の食べ物を盗もうとした。死体は保管庫に集められ、そこでネズミが齧ることも多かった。数がまとまると収容所内の焼却炉で焼却された。

- キム・ガンギル氏によれば、第１２教化所でも類似の飢餓度検査を実施して飢餓によりまもなく死ぬと思われる者を特定していた。

「皆が栄養失調で苦しんでいた。刑務所では、裸にして臀部を見ることで身体的に衰弱しているかどうかを判断した。臀部の空隙が大きいと、看守はその間に拳が入るか確認した。それが確認方法だった。立っている者が衰弱１級、その横の者が２級、三番目が３級と宣言された。これらの収容者と同程度の衰弱度と判断されれば刑務所から出られなかった」。

- 調査委員会に対しある男性が証言した。この男性はジョングリの第１２通常刑務所（教化所）で治療助手をしていた。そこにいた１２ヶ月の間、全員が栄養失調であ

り、収容者１７８名が死んだことを知った。夜間に収容者を起こし、意識があるか確認しなければならなかった。意識がない者は５分間点滴したが、それ以外の治療は行われなかった。死亡が迫っている収容者は家族のもとに送り返されそこで死亡した。

➢ ８１２

衰弱した収容者の多くが感染症により死亡した。過密房での劣悪衛生状態は感染症の発生に理想的な場所である。通常刑務所で伝染病は頻繁に発生する。刑務所には通常、軍医が配属されており、知識のない収容者が補助する。医務室には治療のための医療器具や医薬品が不足している。重篤になった収容者は家族から差し入れられた医薬品があったときしか生き延びられない。

➢ ８１３

刑務所で死亡した者の遺体が家族に返されることはない。大きな墓穴に投げ入れられるか、まとめて焼却され、死者への敬意はない。家族には死亡が知らされないことも少なくなく、面会に来たときに死亡したと告げられることが多い。

● ジ・ヘオンさんが語ったところによれば、チェウンサン（平安南道）の第１１教化所ではある１日だけで約２０人の収容者が下痢症状で死亡した。薬もなく、とうもろこしの茎を焼いた粉があるだけだった。死体は「花の丘」と呼ばれる集団埋葬地に埋葬された。犠牲者の中にはジさんの親友もいた。

「体重が減りはじめ、起き上がることができなくなり、手づかみで食べるようになった。私には何もできなかった。あげられる薬がなかった。彼女が死んだとき、彼女は目を閉じられなかった。目を開いたままで死んだ。私は心から泣いた」

ジさんは親友の遺体に瓶を結びつけ、中に紙を入れた。紙には名前、誕生日、死亡日を書いておいた。いつか発見されるかもしれないと。

● 第１１通常刑務所（教化所）の他の元収容者は生きるためにカエル、ネズミ、草を食べたと述べた。特に冬は多数の収容者が飢餓で死んだ。下痢で死ぬ者も多かった。数種類の薬草以外には薬がなかったからだ。この元収容者の仕事は遺体を「花の丘」集団埋葬地に運ぶことだった。そこには５０００体ほどが埋葬されていた。埋葬のための穴を掘ったが、ごく浅く小さいため、遺体を曲げていれなければならなかった。死者の膝が地上に突き出ていることもあった。

- キム・ガンギル氏によれば、第１２通常刑務所（教化所）にいた２年５ヶ月の間に数百人が死亡した。キム氏自身、１００以上の遺体の処理に関わった。遺体は保管場所に集められ、夏の暑い日にはネズミたちが齧った。ある程度の遺体が集まると、大型カートに乗せられて山に運ばれ、埋められた。体力がある収容者が遺体処理を手伝わされた。キム氏は遺体が「ごみのように燃やされた」と述べている、遺灰は刑務所の畑の肥料にされた。

- 元男性収容者は、第１２通常刑務所（教化所）で行われていた死体をまとめて燃やし遺灰を肥料に使うというやり方は２０１１年に釈放されたときも続いていたと述べた。あるとき、死体を山に運搬させられ、顔がネズミにかじられているのを見た。この元収容者は栄養不良、伝染病、作業中の事故により毎年８００人以上が死んだと見ている。

- ある元収容者は、ジョンゴリの第１２教化所では１９９７年と１９９８年に腸チフスにより約５００人の収容者が死亡したと述べた。別の元収容者は２００9/２０１０年にも同じ刑務所で腸チフスが発生したと証言した。多数が死亡したため作業班が機能しなくなった。証人自身も腸チフスを患って衰弱し、看守は死期が近いと判断された者のための部屋に移した。生き延びられたのは熱を下げるため窓のつららを舐めたからだと考えている。まだ生きていることが分かり、もとの房に戻された。それから薬が与えられ、生きることができた。

- 五老の第２２通常刑務所（教化所）の元収容者だった女性は、多数が刑務所での飢餓と殴打で死亡したと述べた。死体はとうもろこし倉庫に集められ、集団埋葬地に捨てられた。

- 元人民保安省（ＭＰＳ）担当官は、江東郡の第４教化所を訪問したときに飢えた多数の収容者たちが放置されて死ぬのを見た。その光景に衝撃を受けた証人は２０１０年に人民保安省矯正局に問い合わせ、第４教化所では年間８００名以上の収容者が死亡していることを知った。多くの収容者が近くの平壌出身であったことも死亡率を高めていた。犯罪者の家族は平壌から遠隔地に追放されるからである。すなわち、家族が定期的に面会して差し入れすることができなかった。

（b）短期強制労働収容所

➢ ８１４

軽罪犯は短期収容所に送られて１ヶ月から１年にわたり収容されるのが通常であった。

例えば、中国から送還され、滞在期間が短期であり教会や韓国民との接触はなかったと国家安全保衛部が認定した者はこのような収容所に送られるのが普通である。「成分」が良い者が中国製携帯電話を使用しあるいは外国映画を観た場合には、このような施設に有期で送られた。

➢ ８１５

男女は国際基準に従って隔離されている。施設によっては子どもの収容者もいる。しかし、子どもたちは軽作業に割り当てられるのが通常である。

➢ ８１６

短期強制労働収容所の大半は人民保安省および地方当局が運用している。把握されている短期強制労働収容所のうちきわめて一部のみが国家安全保衛部（ＳＳＤ）および朝鮮人民軍（ＫＰＡ）保衛司令部により運用されている。

➢ ８１７

短期収容所は通常、「労働鍛練隊」（労働訓練所）と呼ばれている。こういった収容所は１９９０年代から設置が始まった。それは金正日が、全国レベルで地方当局が軽罪犯の矯正施設を建設せよと命じたからである。現在の刑法第３１条は、労働訓練処罰を見越して、これらの収容所に法的根拠を与えている。

➢ ８１８

北朝鮮人権データベース・センターの２０１２年の大規模調査により、人民保安省が運用する労働訓練所が４９か所、朝鮮人民軍保衛司令部が運営する労働訓練所が２か所あることを把握した。これらの施設がすべての郡にあることを考えれば、実数はもっと多いと考えられる。

➢ ８１９

また、人民保安省は道や主要都市で教養所と呼ばれる施設を運営している。軽度の「反社会的行為」を含めた中程度の犯罪者はこれらの収容所で強制労働をさせられることが少なくない。人民保安省と国家安全保衛部の収容施設（尋問拘留所）も北朝鮮では処罰の場所として使用されているが、これらには法的根拠はないとみられる。

➢ ８２０

３種類の短期収容施設の収容者の自由剥奪は、国際法が義務付けている有罪認定または裁判所の決定に基づいていないのが普通である。有罪は政府の行政機関の一部であるＭＰＳやＳＳＤが決定している。まれに、労働改造所や労働訓練所の収容者が裁判

を経ていることもあるが、その場合でも、前述のようにその内容はきわめて不公正である。従って、収容者が裁判所によって適法に有罪とされたとはいえない。彼らは、国際法が定義する恣意的拘禁および違法な強制労働の被害者である。

- ある証人は、拷問による取調を受けた後、違法に中国との国境を越えたとして国家安全保衛部（ＳＳＤ）担当官により６ヶ月の労働訓練所入りを「宣告」された。この担当官は中国での滞在期間が短かったこと、家族を支援することが目的だったという事情を酌量した。証人は２度と中国に行かないという宣誓書に署名（指紋押捺による）させられ、ＳＳＤによる取調で何があったかを口外しないことを誓わされた。

- 別の女性はＳＳＤ担当官により、裁判によらずに、咸鏡南道の労働訓練所に送られたと証言した。理由は中国での不法滞在である。刑期は告げられず、４ヶ月収容された。この証人は、生存できたのは収容所長が父親の親友だったという偶然によると述べた。

- ２００９年、両江道恵山出身の若い女性である証人は、韓国映画をこっそり観たとして友人から告発された。４人の人民保安省担当官が午前３時まで取調を行い、「犯罪」を認めるまで頬を打った。その後、通信を遮断されて拘禁され、自白書の作成を強いられた。抑留開始の９日後、警察官の集団の前に引き出された。警察官たちによる「裁判」で、犯罪内容が告知され、６ヶ月の懲役が言い渡された。

➢ ８２１

短期強制労働収容所は、通常刑務所から明確に異なり、収容者が面会を受けられる頻度が高い。警備もそれほど厳重ではない。脱走を試みて即決処刑された例はほとんど報告されていない。

➢ ８２２

しかし、他の点については、短期収容所の収容者は通常刑務所（教化所）の収容者と同様な侵害に苦しめられている。非人道的衛生状態の中で強制労働に従事し、食べ物が少ないため飢餓となる。作業成績が悪い収容者や看守に反抗した収容者は殴打され、激しく殴打されることも少なくない。短期収容所では、治療が行われることがあったとしても、ごく稀である。病気になった収容者は地元の病院に連れてゆかれる。多数の収容者が飢餓、疾病、殴打や作業中の事故による負傷で死亡している。死期が近いと判断された収容者は家族に引き渡されることも多い。こうすることで収容所は責任を負わず、死体を処理する必要もない。労働訓練所での強制堕胎についての証言も多

い。

- ティモシー氏は中国から送還された後、咸鏡南道咸興の労働訓練所に収容され、一度の食事に与えられたのは味つけがされていないご飯５匙と豆粥だけだった。「骨と皮」になった他の収容者たちは毎日午前５時から午後１０時まで働かされた。苛酷な労働に加えて、思想教育もあった。金日成の教えを正しく暗記しなかった者は刑期が延長された。２ヶ月ほどの収容で多くの収容者が死亡した。

  「収容所から多くの、とても多くの死体が運びだされた。［北朝鮮から］出国しようとした人はまっさきに死体となった。」

- Ｐさんは咸鏡北道の労働訓練所に収容されていたとき、丸太運びと草刈りの労働をさせられた。収容者たちは飢えていた。

  「私たちにはトウモロコシを主とする食べ物が与えられたが、命をつなぐのにやっとだった。若い男性収容者にとっては［与えられた食べ物は］全然足りず、男性収容者は農作業中に虫や蛇を捕まえた。胃袋に何か入っていることを感じるため、生きたまま食べた。」

- 労働訓練所で伐木に従事させられていた他の女性は、丸太を山腹から下ろす作業中に多数の収容者が木の幹に押しつぶされて死んだと証言した。

- ２００４年、ある証人は新義州でＳＳＤによる取調を受けた後、労働教育所に送られた。午前５時から農作業と伐木に駆り立てられた。１日に与えられたのは一握りのとうもろこしとカブの漬物だけだった。怪我をしていてびっこを引いていたので他人より作業が遅かった。看守に顔を殴られ、歯が折れて失神した。意識を取り戻すとすぐに農作業に戻らなければならなかった。まだふらふらして満足に立てなかったにもかかわらず。作業ができなかったため、看守はまた殴り始めた。その後、医師の診察を受けたが、薬は与えられなかった。

  同じ証人は、ある女性が田んぼで取った生米を食べているところを見つかったと語った。房に連れてゆかれて殴られた。証人が彼女を助けようとしたところ、証人も殴られた。

  下痢は蔓延しており、同房の収容者が治療を受けられずに死んだ。被害者の身体はやせ衰えていたため、看守は簡単に折り曲げて運ぶことができた。

- ２０００年、証人は咸鏡北道の女性刑務所で６ヶ月を過ごした。２８平方メートルの房に３０から４０人が詰め込まれていた。藁が敷かれた床で寝なければならなかった。刑務所から与えられたのは生のとうもろこしと塩汁だけだった。しかし、家族が面会して食べ物を差し入れすることは許されていた。砂袋と石の運搬に従事させられた。夜、収容者たちは行進や駆け足をさせられた。しっかりできなかった者は殴られた。

- 労働訓練所の元収容者は、恵山の短期労働収容所で２０代の７ヶ月の妊婦が腹部を何度も蹴られているのを見た。この収容者は夜間に破水し、同房の女性が赤子を取り上げた。赤子は生きて生まれたが、１分後に死亡した。証人は赤子の体を布でくるみ、廊下に置いた。看守が持ち去るまでの１週間、そのままだった。

- 他の労働収容所に収容されていた別の女性も同様の証言をした。中国から送還された妊娠後期の女性が腹部を蹴られて出血した。看守はこの女性を病院に連れて行った。戻ってきたとき、お腹はふくらんでおらず、目は泣きはらしていた。このことから子を失ったのだと推測した。

５．処刑

➢ ８２３

北朝鮮には今も死刑が存在する。身体刑については北朝鮮刑法第２７条に定めがある。北朝鮮は詳細な統計を明らかにしていないが、調査委員会が入手した体験者その他の証言から、調査委員会は北朝鮮では多数が毎年処刑されていることを把握している。そのほとんどの場合において、ＩＣＣＰＲ第６条が要求する死刑に関する厳格な要件と保障措置は守られていない。

➢ ８２４

北朝鮮刑法の２００４年改正により、北朝鮮で死刑にあたる犯罪は減少した。しかし、刑法に残っている死刑にあたる犯罪は広範であり、死刑を限定したＩＣＣＰＲ第６条が定める「最も重大な犯罪」にはほど遠い。また、死刑に関する一部の罰条の定義がきわめて広範かつ曖昧であることから、人権の行使を抑圧されやすい。例えば北朝鮮刑法第５９条は、反国家目的でデモに参加するということを重大な事件として死刑を認めている。また、重大な事件として、「帝国主義者の支配下にある朝鮮国民が国家解放のための闘争あるいは国家再統一のための闘争を妨げ、または国家権益を帝国主義者に売り渡すことによって国を裏切ること」を挙げている。

➢ ８２５

２００７年以来、死刑となる犯罪が再び増加した。２００７年９月、最高人民会議常任委員会は、刑法に新しい犯罪を追加する法律を定めた。新しい犯罪のうち死刑があるのは１６である。この法律によれば、貴金属の密輸や国家財産の意図的破壊などの「きわめて重大」な経済犯罪には死刑が科される。特に問題となる点として、２００７年法律には「包括」条項があり、複数の重大犯罪を犯し、裁判所が矯正不能と判断したときには死刑に処すことができる。

➢ ８２６

２００９年、人民保安省は北朝鮮政府を代表して、外国通貨での各種違法取引を禁止する布告を出した。この布告には死刑を含めた厳しい刑事罰が含まれていた。同年、刑法第６４条が定める「反国家目的での不忠な破壊行為」にも死刑が拡大された。

（ａ）中心的な場所での公開処刑

➢ ８２７

北朝鮮ではほぼすべての国民が処刑を目撃している。処刑は中心的な場所で執行されることが多いからである。多くの場合、処刑が執行される地域の全住民が、子どもを含め、立ち会いを強制される。また、スタジアムや大きなホールで、選ばれた者の面前で執行されることもある。

➢ ８２８

北朝鮮は、処刑執行の統計を開示しないのが通常である。北朝鮮は、国連人権委員会の問い合わせに対する２００１年１０月の回答で、１９９８年から２００１年の死刑は１３件のみであり、最後の公開処刑は１９９２年１０月だったと述べている。

➢ ８２９

韓国統一研究院の報告では、脱北者の証言に基づき、２００５年から２０１２年の公開処刑件数は５１０件としている。中国国境まで距離がある地方からの脱北は少ないことを考えれば、実際はもっと多いと思われる。

➢ ８３０

北朝鮮の処刑は銃で複数回射撃するのが通常である。例外として、被害者が縛り首になることもある。ここ２年ほど、当局が自動小銃を処刑に使用することが増えた。処刑の恐怖感を高めることが目的であると推測される。特に子どもや犠牲者の家族にと

って、このような殺害現場を見たという経験は恐怖に満ちており、見させられた者もＩＣＣＰＲ第７条に反する非人道的かつ残忍な取扱の被害者である。

- チョン・ヤンファ氏とキム・ジュイル氏は、１０歳のときに最初の処刑を見た。どちらの場合も、教員は授業を中断して、子どもたちを処刑場所に連れて行った。

- チョイ・ヤンファ氏は、１６歳のときに再び処刑を見た。工場責任者が、工場の業績不振に伴いスパイとして処刑された。恐ろしさを感じたし、誰でもがこのような処刑の犠牲者になり得ると考えた。

- キム・ヒュク氏は９歳のときにはじめて、清津に近い第２５政治犯収容所のそばでの処刑を見た。彼と友人は、あとで見つけた流れ弾で遊んだと語った。

- リ・ジェグエン氏は、北朝鮮で過ごした３０年間で少なくとも１０回の公開処刑を目撃した。所属する作業班全員が処刑場所に連れて行かれた。そこには１０００人ほどが集まっていた。ある男性は朝鮮労働党の幹部たちを批判したとして処刑された。リ氏は、処刑を見せることの目的を次のように語った。

「まるで遠足のように公開処刑場所に連れて行かれた。誰も、党への反対や金日成の思想への反対をしようとは思わなかった」

➢ ８３１

社会秩序と国家管理の破壊を防止することを狙った金正日の命令に従い、１９９０年代の北朝鮮では公開処刑が広く実施された。国営工場からの物資の横領や生きるための食料窃盗など、経済犯罪により多数が処刑された。多くの場合、被告は裁判なしで即決処刑された。被害者の遺体は見せしめとして処刑場所にしばらく放置されるのが通常であった。飢饉が起きたのは北朝鮮で多くの恣意的処罰が行われていた頃であった。

- 飢饉のとき、ジョン・ジンファさんは故郷の咸興（咸鏡南道）で数件の公開処刑を見た。

「国に属するとされている財産を盗んだ人、他人の財産を盗もうとしているところを見つかった人は公開処刑された。そのため、私たちは自分の命を自分が支配しているとは考えられなかった。自分の命を終える権利もなかった」。

- 咸興の別の証人は、人々が生きるためのささいな罪、たとえば工場や公共施設から電線を盗んだとかで処刑されたと語った。

- ある男性が、１９９０年代後半から公開処刑の残忍さが増したと述べた。最初に処刑を見たのは９歳のとき、１９８０年代の咸鏡南道北倉でのことだった。犠牲者は布で覆われた木の檻に入れられていた。崩れ落ちるシルエットだけが見えた。飢饉の時、この方法は廃止された。犠牲者は棒に縛られて撃たれた。そのため犠牲者の体から流れる血を全員が見た。

- ある女性が、故郷の咸鏡北道の村で公開処刑を５回見たと語った。中には、牛を殺して食べた農夫たちの処刑も含まれていた。殺害の前に裁判はなかった。役人が犯罪を告げ、犠牲者が頭を撃ちぬかれた。

- ある証人によれば、両江道恵山で、毎週約２０人が「反社会主義者」行為により処刑された。犠牲者を最初の射撃で殺害した後、射撃隊は木柱に縛られた犠牲者の首、腹、足をロープごと撃った。体組織の破片があたり一面に飛び散った。

- 別の証人によれば、１９９９年７月、朝鮮人民軍保衛部が恵山で１２人を処刑した。反国家活動容疑であり、犠牲者には市の行政部長も含まれていた。恵山の全住民が集められ、公開処刑を目撃した。

➢ ８３２

社会状況がいくぶん好転し、国が抑圧を緩めることができるようになった２０００年から、公開処刑の報告は減少した。しかし、公開処刑がなくなることはなかった。２００９年１２月の普遍的・定期的レビューにおいて、北朝鮮はきわめて残虐な犯罪などについて、ごく稀に公開処刑がまだ実施されていることを自ら認めた。調査委員会が入手した情報によれば、それ以降も公開処刑は行われている。犠牲者は殺人、麻薬売買、国家財産の窃盗および「人身売買」（自発的脱北者の支援者に対してつけられることがあった罪）などで公開処刑されている。外国映画その他の政治的な物品の密輸者も犠牲者に含まれている。本報告書の脱稿の少し前に、調査委員会は、政治的目的で処刑が行われているらしいとの報告を受けた。この事態は、金正恩が最高指導者の地位を継承し権力を掌握したことと関連性があると思われる。この問題は金正恩に関する疑問を生じさせる。

２０１３年１２月、当局は最高指導者金正恩の義理の叔父、張成沢を処刑した。張成沢の死の少し前まで、張成沢は朝鮮労働党中央委員会行政部長であった。処刑は公開

されなかったが、これに関する情報は朝鮮国営メディアにより内外に伝えられた。また、報告によれば、多くの国民が、政府による処刑およびその理由の説明会に強制的に出席させられた。北朝鮮自身の説明によれば、国家安全保衛部の特別軍事法廷は張氏が「敵らと思想的に同調し、わが共和国の人民主権を転覆する目的で国家転覆陰謀行為を敢行した」として有罪宣告している。判決では「凶悪な政治的野心家、陰謀家であり、万古の逆賊として非難した」と報告されている。死刑判決が出されたのは張氏の逮捕からわずか３日後であった。朝鮮労働党政治局での会議での逮捕映像が、北朝鮮のテレビ局で放映された。最高指導者金正恩が議長を務めた政治局拡大会議の場での手続の公平さは疑問である。この報告は判決の前に行われ、張氏が「不可解な思考により犯罪を犯し」、「党および革命に多大な害を与えた」とすでに結論づけていた。ＩＣＣＰＲ第６条（４）項が定める弁明あるいは減刑を求める権利およびＩＣＣＰＲ第１４条（５）項が定める刑罰について上訴する権利に違反して、死刑は特別軍事法定が言い渡した直後に実行された。調査委員会が知ったところでは、張成沢の裁判および処刑は、北朝鮮自身の説明に基づけば、国際人権法に違反する要素が多数ある。国の最高幹部に対してさえこのような違反が行われるのであれば、一般国民に適用される法律と司法の基準がどのようなものであるか想像に難くない。

調査委員会はまた、朝鮮労働党および人民保安省で張成沢の側近だった人物たちが処刑されあるいは失踪したという報告も受けている。公開処刑の犠牲者の中には、張成沢が部長を務めていた朝鮮労働党行政部の最高幹部もいた。２０１３年１１月、行政部の第１副部長リ・リョンハおよび行政部副部長ジャン・スギルが国家安全保衛部特別軍事法廷の判決により処刑されたと報告されている。この報告は、朝鮮労働党中央委員会政治局拡大会議で「張成沢を取り除き、その一党を粛清することによって、党内に新しく芽生える危険極まりない分派的行動に決定的な打撃を加えた」と述べたことと一致する。張成沢の死刑判決では、特にリ・リョンハとジャン・スギルを「側近」としている。同じ方向で、２０１４年正月の最高指導者金正恩による新年辞は、党は「党に巣食う分派主義者を排除するための断固たる措置を取った」と述べている。

調査委員会は、北朝鮮の各地で２０１３年８月、１０月、１１月に実施された一連の公開処刑の報告を受けている。犠牲者の多くは外国映画の配信およびポルノの配布により処刑されたと報告されている。報告があった処刑の大半は金正恩の妻、李雪主のポルノ関連スキャンダルの未確認の噂を国際メディアが広めた後に実施されたと報告されている。この噂に対応して、北朝鮮当局は国民に対し、噂を相手にしないよう警告し、ポルノ文書や外国映画を含めた「反社会主義物」の取締を強化した。

２０１０年初め、失敗した２００９年の通貨改革に関与した多くの担当者が処刑され

た。処刑が実施された当時、金正恩は衰弱していた父金正日から国事を徐々に引き継いでいた。韓国統一研究院の報告を含めた証言によれば、犠牲者の一人は、通貨改革実施時の朝鮮労働党中央委員会計画財政部長、朴南基であった。朴氏は、処刑されたと報じられた後は姿を見せておらず、金正恩を議長とする朝鮮労働党中央委員会政治局の拡大会議の場で「すべての世代にとっての裏切者」と非難された。このことから報告の正しさが裏付けられた。

➢ ８３３

秘密聞取調査で、複数の証人が他の最近の公開処刑を調査委員会に証言した。

- ２０１３年３月、咸鏡北道清津市ソンピョンの住民は、男女の処刑を見させられた。大人も子どもも見ることを強制され、例外は認められなかった。役人が、犠牲者は大量のメタンフェタミンを製造販売したと集まった者に告知した。被害者は殴られ柱に縛り付けられた。６人の射撃隊がマシンガンで処刑した。他にも公開処刑が同じ場所で２００７年（人身売買）、２００８年（国営工場からの窃盗）、２００９年（殺人）が実施されている。

- ２０１２年春、平安南道北倉で恋人を殺したとして女性が公開処刑された。

- ２０１１年１１月、咸鏡北道恩徳郡で、麻薬の製造販売により１名が公開処刑された。

- ２０１１年６月、咸鏡南道金野郡で、殺人により女性が公開処刑された。

- ２０１０年、これも咸鏡南道の咸興で、韓国制作の映画とメロドラマを販売したとして女性が公開処刑された。

- ２００９年１０月、咸鏡南道会寧で、韓国当局と接触したとして男性が公開処刑された。

（b）抑留場所での処刑

➢ ８３４

調査委員会が知ったところでは、北朝鮮では抑留場所で多数の処刑が実施されている。裁判所の宣告による処刑も中にはある。それ以外の場合は、裁判や司法命令によらずに即決処刑が実行されているが、これは規律および施設規則の保持が目的である。収

容施設の全員が処刑に立ち会わされるのが通常である。これは、恐怖を覚えさせ収容者の服従を促進することが狙いと見られる。

- 政治犯収容所の元看守アン・ミョンチョル氏は、脱走しようとした者、収容所の財産を破壊した者、物事がうまくゆかなくなったときには、収容所当局が処刑したと証言した。「我々は殺害や処刑を行った。１人の収容者を残りの者への見せしめにした」。処刑の決定は、ＳＳＤが収容所内に設置している捜査局が行い、裁判所法は顧慮されなかった。収容所の全員が見なければならなかった。年によっては２０人が公開処刑された。

- キム・ヘスクさんは第１８政治犯収容所での処刑を何度も見た。看守の命令への不服従、脱走の試み、食べ残しを求めての看守居住区域への侵入により収容者が処刑された。

- 元収容者によれば、２００７年、燿徳の第１５政治犯収容所で男性２名が処刑された。空腹のあまり居住区を出て山に食べ物を探しに行ったからである。収容所当局は大掛かりな捜索を実施して発見し、他の収容者の面前で即決処刑した。

- キム・ヒュク氏は、ジョンゴリ（咸鏡北道）の第１２教化所にいたわずか３ヶ月の間に４件の公開処刑を目撃した。被害者の１人は刑務所の倉庫から食べ物を盗んで即決処刑され、別の１人は脱走使用とした。残りの２人は重大犯罪を繰り返したため裁判所から処刑を宣告された。

➢ ８３５

政治犯収容所および通常刑務所の収容者は秘密処刑されやすかった。基本的人権はないとみなされ、政治犯収容所の収容者の場合は、外界との接触を絶たれていた。収容者の殺害は隠蔽がきわめて容易であった。遺体が家族に返されることはなかったからである。調査委員会は、収容所および取調拘置施設での秘密即決処刑について信頼できる直接体験報告を入手している。

- １９９８年から、ジョングリの第１２政治犯収容所（教化所）の多数の収容者が秘密処刑された。被害者のほとんどは「成分」が良くないか、あるいは政治関連犯罪による収容者である。収容所の環境に不平を言い、あるいは命令不服従により処刑された者もいる。証人によれば、被害者は夜に房から一人ずつ別の部屋に連れ出された。そこには収容所職員と平壌からきた人民保安省担当官がおり、虚偽の罪が宣告された。その直後に看守が被害者を選び出し、金属ワイヤーで殺害した。収容者

の中の作業班長が遺体を片付けるよう命じられ、刑務所の主棟から数キロ離れた焼却炉に運んだ。このような殺害は定期的に実施されており、毎回、数人が殺害された。

１９９７年には、政治的犯罪者を対象とした秘密処刑が、同年末に閉鎖された平安南道大興の通常刑務所で実施されていた模様である。毎週、３人から５人の犠牲者が夜間または早朝に刑務所主棟から1.5キロ先の場所で射殺された。

どちらの秘密処刑も、１９９７年の金正日の指令に関連すると考えられ、この指令では、「精神を病んでいる」すべての者を除去するという安全措置が指示されていた。

- １９９３年から１９９８年の間に、ソ連のフルンゼ陸軍学校で学んだ約２５０人の陸軍士官が処刑されたと報告されている。その一部がクーデターを計画したとされた。この粛清は朝鮮人民軍保安司令部が主導したものである。被害者たちは保安当局者が有罪と決定した後、裁判なしで処刑された。一部の被害者についてはその家族も政治犯収容所に送られた。他の家族は集団処罰を免れた模様である。北朝鮮で有力な一家だったからである。

- 元看守が、第１３政治犯収容所の収容者が秘密処刑されたと証言した。第１３収容所の元看守は、政治犯を山中の処刑場所に連行しなければならなかったと語った。被害者はシャベルで自分の墓穴を掘らされてから他の担当者が後頭部をハンマーで殴って殺害した。アン・ミョンチョル氏によれば、収容所近くの山は秘密処刑に使用されており、夜には射撃の音が聞こえることもあった。また、このあたりでの建設作業中に死体が見つかったこともある。

６．人体実験

➢ ８３６

調査委員会は、把握した疑惑について調査した。この疑惑は、政治犯収容所の収容者が化学および生物兵器の効力試験として国が実施した人体実験により故意に殺害されたという内容である。障害者用の閉鎖病院でも人体実験が行われたという同様の疑惑がある。

➢ ８３７

調査委員会は、かかる重大疑惑の真実を確認するために、特別の措置が必要であると考えている。本報告書の作成完了の時点で入手していた情報では、調査委員会は人体

実験が実施されたとの確証は得ていない。調査委員会が定める厳格な証拠基準に適合するさらなる証拠が必要である。しかし調査委員会は、将来の調査および検討のため、この疑惑を記録しておく。

７．調査委員会の主な調査結果

➢ ８３８

調査委員会が把握したところでは、北朝鮮の警察及び治安部隊は、深刻な人権侵害に相当しうる組織的な暴力と処罰を利用している。これは、現在の政府の体制やそれを支える思想に対するあらゆる反抗に対し先手を打って阻止すべく恐怖の雰囲気を醸成するためである。北朝鮮の国家構造は最終的には恐怖で維持されている。関係する当局及び当局者が責任を問われることはない。不処罰がまかり通っている。

➢ ８３９

拘束、処刑及び失踪に関わる北朝鮮における深刻な人権侵害の特徴は、大規模な治安組織のさまざまな部門を高度に中央集権化して調整することで実行されている点である。国家安全保衛部、人民保安部、及び朝鮮人民軍保衛司令部が、恒常的に人々を政治犯罪に問い、恣意的に逮捕する。これは、国際法ばかりか北朝鮮の法律の要件にも違反している。その後典型的に、外部との接触を断った状態で長期間拘束され、家族には安否も所在も知らされない。　　このため政治犯罪に問われた者は強制失踪の被害者となる。容疑者を失踪させることがこのシステムの計画的な特徴であり、国民に絶対的服従心を示さない者はいつでも当局のみが知る理由で失踪させられるという恐怖を植え付ける役割を果たしている。

➢ ８４０

拷問も、北朝鮮の尋問プロセス、特に政治犯罪に関わるケースにおいて認められる特徴である。容疑者に圧力をかけて自白させ、また他者を告発させるため、飢餓及びその他の非人道的な状態での拘束も意図的に行われている。

➢ ８４１

重大な政治犯罪に関わったことが判明した者は公判や司法による決定なしに、政治犯収容所（管理所）に「失踪」させられる。そこで監禁され、隔離される。死亡した場合でも家族にその安否が知らされることはない。過去には、連座制の原則に則り、近親者（祖先を含む三代まで）が犯した政治犯罪のために、当局によって家族全員が政治犯収容所に送られることが通常であった。現在もこのようなケースが起こってはいるが、過去に比べると減っているようである。

➢ ８４２

政治犯収容所の収容者に対して行われた筆舌に尽くしがたい残虐な行為は、20 世紀に設立された全体主義国家の収容所の恐ろしさと類似している。北朝鮮の政治犯収容所では、計画的な飢餓、強制労働、処刑、拷問、強姦、並びに処罰、強制堕胎及び嬰児殺しによって執行される生殖に関する権利の否定を含む性的暴力通じて、収容者は徐々に排除される。調査委員会は、この 50 年間に数十万人の政治犯が政治犯収容所で死亡したと推定している

➢ ８４３

北朝鮮当局は政治犯収容所は過去も現在も存在したことが無いと主張し、政治犯収容所が位置する地域への部外者のアクセスを否定しているが、元看守、収容者及び近隣住民の証言によって、この主張は虚偽であることが明らかとなった。衛星画像からも政治犯収容所制度が依然として運営されていることが証明されている。政治犯収容所及び収容者の数は死亡や一部釈放のため減っているが、現在も 4 カ所の大規模政治犯収容所及び初期の第５収容所の後身である拘置施設に 80,000～120,000 人の政治犯が現在も拘束されているとみられる。

➢ ８４４

深刻な侵害は、一般収容所制度においても行われている。これは、一般収容所（教化所）とさまざまなタイプの短期強制労働拘禁施設から成る。収容者の大多数は公判もなしに、又は国際法で定められた適正手続き及び公正な裁判の保障を尊重しない裁判に基づいて収容されており、恣意的な拘束の被害者となっている。さらに、多くの一般囚人は実際には政治犯であり、国際法に適合する実質的な理由なしに拘束されている。一般収容所の収容者は組織的に、計画的な飢餓及び不法な強制労働に晒されている。看守及び収容者仲間による拷問、強姦、その他残虐行為が広く行われ、処罰を受けることもない。

➢ ８４５

国家政策として、当局は政治犯罪及び多くの場合重犯罪とは言えないその他犯罪を罰するために、公判の上又は公判なしに、公開又は秘密裏に処刑を行っている。公開処刑を定期的に実施する政策は、一般国民の中に恐怖を植え付ける役割を担っている。1990 年代には公開処刑は非常に一般的だった。2000 年以降はそれほど一般的ではなくなった。しかしながら、現在も引き続き実施されている。本報告書の脱稿直前、政治的な動機による公開処刑の件数が急増したようである。

Ｆ．拉致を含む外国からの強制失踪

➢ ８４６

強制失踪とは、異なる部署や階層に属する政府関係者、又はそれらを代行したり直接的あるいは間接的に援助、許可、黙認されたりしている個人の私的なグループによって逮捕、拘禁、拉致その他のあらゆる形態の自由の剥奪を行う行為であり、失踪者の安否や所在を隠蔽し、その自由の剥奪を認めず、彼等を法の保護の外に置くものをいう。

➢ ８４７

強制失踪からのすべての者の保護に関する宣言第一条には以下のように述べられている。

１．いかなる形であれ強制失踪は人間の尊厳を損なう行為である。これは国連憲章の主旨の否定として、また、世界人権宣言にて示され、専門的な国際機関によって再肯定され発展してきた人権及び基本的自由の重大かつ目に余る侵害として糾弾されるべき行為である。

２．いかなる形であれ強制失踪は失踪者を法の保護の外に置き、彼等や彼等の家族に深刻な苦痛を与える。この行為は国際法の保障、とりわけ、法の下に人間として認識される権利、拷問及びその他の残酷で非人間的で下劣な扱いや懲罰の対象とならないための人間の自由と安全の権利を侵害し続ける。

１．拉致とその他の強制及び非自発的失踪の期間とタイプ

（ａ）１９５０～１９５３：朝鮮戦争時における韓国市民の拉致

➢ ８４８

朝鮮戦争中、北朝鮮軍は韓国において何千人もの人々を自宅や近所から連れ出し、北朝鮮へ連行した。１９５０年６月２５日から１９５３年７月２７日の休戦協定署名までの朝鮮戦争期間において、北緯３８度線以南に居住していた民間人の誘拐及び北朝鮮への連行は、市民の拉致と認められる。これらの拉致被害者達は、朝鮮戦争拉致被害者と称されることが多い。

➢ ８４９

朝鮮戦争中に拉致され強制的に北朝鮮へ連行された韓国市民の正確な数は明らかでな

いが、およそ８，０００人～１００，０００人と推定されている。朝鮮戦争時に拉致された韓国市民の所在や現況の追求を目的とした市民社会団体、朝鮮戦争拉北者人士家族協議会（ＫＵＷＡＦＵ）が、付設した調査団体、家族会付設韓国戦争拉北事件資料院（ＫＷＡＲＩ）による調査結果を元にして数年にわたる綿密な研究を行ったところ、朝鮮戦争拉致被害者は９６，０１３人にのぼるという記録を導いた。これらの記録は、韓国政府と被害者の家族会によって拉致発生直後に編纂された拉致被害者達の詳細なリストに基づいている。リストは他のソースや家族及び目撃者からの証言によって補遺されている。

➢ ８５０

拉致は広範囲に及び組織的であったことから、国家政策として計画、実行されてきたとわかる。ＫＷＡＦＵが提出した９６，０１３人のリストから統計を取ると、拉致は農耕や建設など、社会主義国家朝鮮民主主義人民共和国のインフラを構築し維持するのに有利な技術を持つ若者を集める目的で展開していたことがわかる。調査委員会に提出された情報から、拉致された人々の構成について以下のように明らかになった：

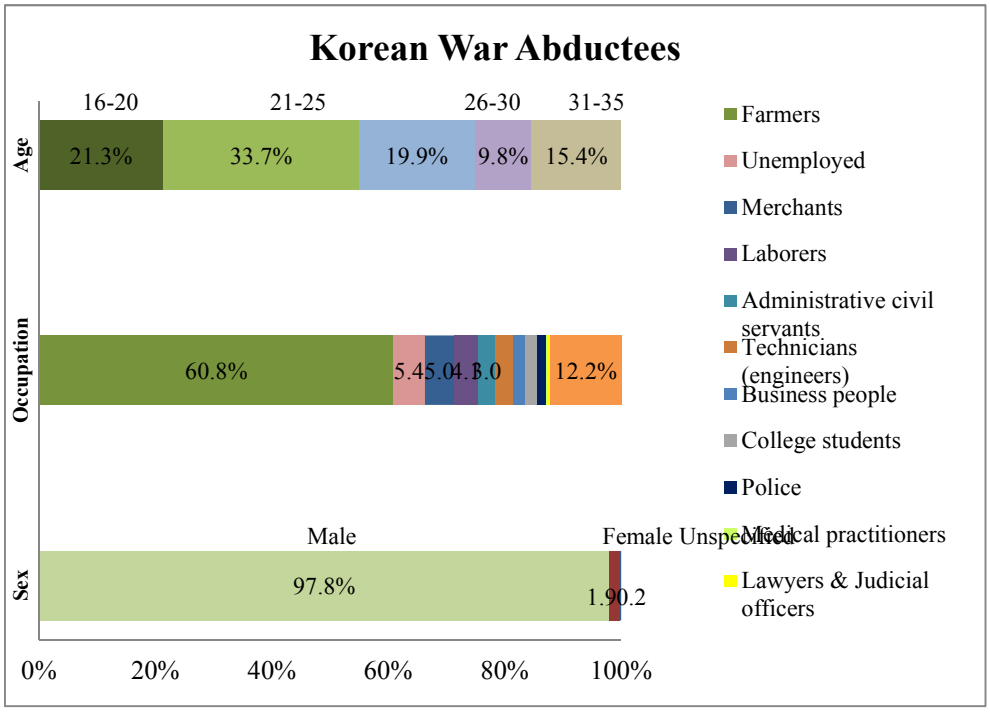

朝鮮戦争拉致被害者

Age: 年齢

Occupation: 職業

Sex: 性別　Male: 男性　Female: 女性

Farmers: 農業従事者

Unemployed: 無職
Merchants: 商人
Laborers: 労働者
Administrative civil servant: 公務員
Technicians （engineers）：技術者（エンジニア）
Business people: 会社員
College students: 大学生
Police: 警察官
Medical practitioners: 医療従事者
Lawyers & Judicial officers: 弁護士及び司法関係者
Others: その他

➢ ８５１

拉致は朝鮮労働党の兵士によって実行された。兵士達は、尋問のために拘留するという名目で市民を家や職場から連れ出したが、帰宅を許可しなかった。

- ソウルで開催された公聴会ではキム・ナムジュ氏が、チュンムロで電気技師として働いていた父親の拉致について、調査委員会に証言した。民間人の身なりをした二人の男がキム氏の父親の電気店を訪れ、父親を出すよう求めた。キム氏の父親が現れると、三人の朝鮮人民軍の軍人が彼を連れ去った。それが最後に見た父親の姿となった。北朝鮮の軍人はその後、キム氏の兄を求めて再びキム氏の自宅に来たが、拉致には失敗した。キム氏は調査委員会に以下のように話した 「幸せだった家庭はバラバラになりました。…あの時の痛みは、６０年経った今も癒えてはいません。私達は今なお痛みの中に生きており、今なお思い出しては泣くのです。」

➢ ８５２

実用的な技術や専門知識を持つ若者数千人に加え、医療、法律、組織管理等について訓練を積んだ専門家も狙われた。韓国の治安諜報機関の関係者もまた拉致の対象となった。ＫＷＡＦＵによると拉致被害者には民間人２，９１９人、警察官１，６１３人、司法関係者及び弁護士１９０人、医療従事者４２４人が含まれる。

- 拉致被害者チョイ・ガンソク氏の息子が調査委員会に語ったところによると、彼の父親は拉致を恐れ、制服など警察官だとわかる物すべてを隠していた。だがそのような努力も虚しく彼は拉致され、その後再び家族の前に姿を見せたことはない。

「ご存知の通り私の父は治安機関の一員で、警察官のようなものでした。父は私に

制服や書類を地下室に隠すよう言いました。…私が地下室で制服や書類を隠していた時、お父さんを探しに来た共産主義者達との会話が聞こえてきました。彼等は父に同行するよう頼んでいました。そうして彼等は父を連れ去ってしまったのです。父は彼の母つまり私の祖母にさよならを言い、それが私の聴いた父の最後の言葉となりました。それが最後に聴いた父の声となってしまったのです。」

パク・ミョンジャ氏は北朝鮮国外で存命している最後の拉致被害者とみられるが、朝鮮戦争中に勤務していた病院の半数もの医療スタッフが北朝鮮へ連行された経験を語った。パク氏は調査委員会に対し、咸鏡南道咸興における病院設立を目的として北朝鮮軍が行った、ソウル大学校病院における半数の医療スタッフの拉致について語った：

「私達は山岳地帯を進みました。私達は皆疲れ果てていました―医師、看護師、そして事務員達です。私達の脚が疲れ果てていた時、疲れた者は申し出るよう言われました。手を上げて申し出た人は殺されました。恐怖に震え、私達は歩き続けるしかありませんでした。私達の脚は弱ってきました。けれど彼等は私達を殴り、歩かせたのです。」

➢ ８５３

朝鮮戦争拉北者人士家族協議会（ＫＷＡＦＵ）が国連調査委員会に提出した歴史的資料によると、これらの拉致は自発的侵害行為とは言えず、労働力及び技術の獲得という、北朝鮮中央部レベルの機関によって設定された特定の目的に従って行われていたとされる。北朝鮮からの資料には、ある特定の技術や専門知識を持つ人材の様々な需要について示されている。例えば１９５０年６月６日、北朝鮮が韓国を侵略する直前に民族保衛省（国防省）から朝鮮労働党へ出された緊急要請において、エンジニア、薬剤師、医師など分野別に分類された人材が必要とされている。加えて韓国政府からの資料や外国政府の戦時中の電報により、朝鮮戦争中の拉致について各政府に知られていた詳細な情報が明らかになってきた。例えば、機密扱いを解かれたロシアの文書によると、ロシア大使は１９５０年８月１７日、ソウル市民を北朝鮮の農地に移送するという決定を記した１９５０年７月１７日付の北朝鮮の文書の翻訳を、ロシア本国に送っている。

➢ ８５４

朝鮮戦争時の拉致の根本的な目的は労働力と専門技術の確保だと考えられるが、同時に韓国の国力を枯渇させるためでもあった。戦争による自国の人口急減、又、独立直後の北朝鮮政府による弾圧を受けた国民の大流出によって、北朝鮮における労働力と

専門技術の必要性は差し迫っていた。北緯３８度線以北に朝鮮民主主義人民共和国を設立後、そして日本からの独立後、この新設社会主義国家は個人資産を没収し、地主、知識人、宗教家等、新国家にとって脅威になり得ると考えられた人々に厳しい待遇を処した。その結果、数多くの虐げられた人々が韓国へ移住し、緊急の労働力不足に陥った。拉致は又、韓国国内に混乱をもたらし、技術力のある専門家及び若者の不足により戦後復興がさらに困難になった。又、拉致を自発的な離反だと触れ回ることで、社会主義的理想を宣伝した。１９４９年８月５日（戦争勃発前）に発行された報告では、「北朝鮮に連行することで（韓国国内の）非共産主義グループを分断し破壊する」ことを北朝鮮の国家政策として挙げている。

➢ ８５５

朝鮮戦争休戦協定は双方の指揮官に対し、１９５０年６月２４日以降に軍事境界線を越えた市民に関して、帰郷を希望する市民にはそれを許可し援助するよう命じた。又、国際人道法は国家に対し、戦闘中に強制拘留された市民を送還することを規定している。このような法定義務にもかかわらず、１９５０年６月２４日以前に軍事境界線以南に生まれ、朝鮮戦争の最期時に北朝鮮に居住していた人々のうち、誰一人として韓国に帰還する援助を受けていない。朝鮮戦争以来、北朝鮮は戦時中の拉致を一貫して否定しており、大勢の人々が自発的に北朝鮮に移住したと主張している。例えば、２０１３年６月３０日、金正恩は北朝鮮の主幹紙「労働新聞」に以下のようなメッセージを寄せた：

「(朝鮮戦争拉致被害者達は）前任者の挑発をはるかにしのぐ現在の傀儡政権の元で騒ぎ立てている。...あの亡命者達に関しては、彼等は強制的に連れて来られたのではなく、彼等自身の政治的思想に基づいて愛国的英雄になろうとしたのだ。」

➢ ８５６

１９５６年、赤十字国際委員会を通して、北朝鮮は、「避難民」と称されている朝鮮戦争拉致被害者達の状況について通知するよう求められた。提供した７，０００人の名前のうち、たった３３７人分の情報しか得られなかった。より多くの拉致被害者の情報の要求は、「拉致」又は「拉致被害者」に関する言及を取りやめるという要求と引き換えに応じられた。２０１２年、朝鮮戦争拉北者人士家族協議会（ＫＵＷＡＦＵ）は、現時点で状況が不明の９６，０１３人の朝鮮戦争拉致被害者のリストを赤十字国際委員会に提出し、拉致被害者の状況の詳細調査への援助を要請した。現在までに、北朝鮮からの返答はない。拉致されてからの時間を考慮すると、生存している朝鮮戦争拉致被害者の数は多くないだろう。

➢ ８５７

朝鮮戦争拉致被害者達は、北朝鮮に到着後、明らかな差別を受け、然るべき扱いを受けなかった。その技術や専門知識のために選抜された者でさえも、人材というより敵対者として見られた。国家思想を心から受け入れなかった者は特に厳しく罰せられ、執拗に監視された。多くが僻地の鉱山地帯に追いやられた。多くが強制労働収容所や政治犯収容所へ失踪させられた。１９５０年9月5日、約６６，０００人の韓国国民が北朝鮮へ強制連行された後、カンウォンにある北朝鮮内政部事務局は、当該地及び内政部支局へ向け、遠回しに「解放されたソウル市民」と呼ばれていた拉致被害者達の処遇について指導するための覚書を発行した。覚書には、拉致被害者達を調査、尋問、監視するよう書かれていた。覚書は元ソウル市民達が働く各工場、鉱山、仕事場に対し、管轄下における「新規雇用労働者」のリストを作成の上、定期的に尋問し、そして「想定外の行動に出るのを防ぐため、彼等の一挙一動を監視すること、脱走した場合には早急な逮捕のために尽力すること」を命じた。

調査委員会は、ボクサーだった叔父が身体能力を買われて拉致され、工作員として訓練されたという証人から話を聞いた。韓国に残された家族への監視が度を増したため、ボクサーの姉妹と二人の兄弟は北朝鮮へ亡命した。ボクサーは兄弟のうちの一人と同居し、もう一人の兄弟と姉妹は北朝鮮でそれぞれの家庭を持った。一家は平壌で比較的良い暮らしをしていたが、ボクサーの工作員部署の上官が北朝鮮から韓国へ脱北したことで、事態は一変した。ボクサーは部署の全員と共に処刑された。ボクサーと同居していた兄弟も処刑された。自身の家族と共に離れて暮らしていたもう一人の兄弟は、連座制による家族への刑罰が少しでも軽減されるよう自殺を試みた。しかし彼と彼の家族全員は、その後処刑されたと見られている。ボクサーの姉妹は娘（証人）と共に僻地の鉱山地帯へ送られた。

ある韓国人拉致被害者の娘は調査委員会に対し、１９７７年及び７８年に韓国人の山岳地帯への追放が行われたと証言した。父親が大学教授だったため、彼女の家族は都市部に住んでいた。しかし１９７７年、彼等は韓国出身の他の多くの家族と共に、山岳地帯へ追放された。「追放後、私達は人間以下の扱いを受けました」。

➢ ８５８

朝鮮戦争拉致被害者達は、北朝鮮から出て韓国へ帰る権利だけでなく、韓国にいる家族や韓国政府関係者と連絡を取る権利をも剥奪された。多くは既婚で（韓国で既に結婚していた場合は再婚させられた）、最下層の出身成分に置かれていたため、代々に渡り、彼等や彼等の子孫には教育及び就労の機会が与えられなかった。調査委員会は、彼等は「敵対成分」の出身成分に分類されていたとする証言を数人から聞いた。

➢ ８５９

ある朝鮮戦争拉致被害者の娘は、彼女が韓国出身だと知った夫に、強制的に離婚させられたと説明した。

➢ ８６０

韓国国民の拉致はある計画に則って行われてきたようだ。北朝鮮及び諸外国の資料からは、労働力の必要性、韓国人を北朝鮮へ移住させる計画―とりわけ農作業のため―が明らかになり、彼等の扱い方も記されていた。調査委員会で発表された証言では、大規模な強制移住、特定の職業への照準設定が指摘された。このような拉致が朝鮮人民軍（ＫＰＡ）によって実行されていたという事実は、朝鮮戦争時の民間人拉致が、当時の朝鮮人民軍最高司令官金日成の指揮下で実行されていたという結論を強化する。調査委員会は、朝鮮人民軍は戦争状態を利用して、金日成の指揮下で民間人を強制的に北朝鮮へ連行したが、休戦に際してもそれらの民間人達に韓国帰国の機会を与えなかったことを突き止めた。

（b）１９５３：朝鮮戦争捕虜送還の拒否

➢ ８６１

朝鮮戦争休戦時、推定８２，０００人の韓国軍兵士が消息不明となった。そのうち、捕虜となり北朝鮮又は北朝鮮の同盟国に拘留されたのは５０，０００から７０，０００人と推定されている。スターリン、金日成、周恩来、及びその他の上級政府関係者らによる会談のソ連の議定書によると、１９５２年９月、北朝鮮は３５，０００人の韓国人捕虜を擁していた。金日成はスターリンに対し、休戦交渉中、北朝鮮は７５００人の韓国兵を捕虜としていると説明していた。金日成によると、実はさらに２７，０００人の捕虜がおり、彼等の存在は韓国側にもメディアにも認知されていなかった。同会談にて、北朝鮮で志願軍を率いた中国の司令官・彭徳懐は、中国軍は戦争に加わって以来、韓国から４０，０００人の捕虜を取ったと述べた。

➢ ８６２

休戦後すぐ、１９５３年４月から１９５４年１月の間に韓国に帰還した捕虜は８，３４３人しかいなかった。この人数と、金日成及び彭徳懐がスターリンに報告した人数との不一致から、調査委員会は、少なくとも５０，０００人の韓国人捕虜が帰還しなかったことを突き止めた。

➢ ８６３

そのうち、約５００人の生存者が今なお北朝鮮に囚われていると推定される。彼等の家族は韓国やその他の国等、北朝鮮以外の場所に４００人いると推定されている。

➢ ８６４

国際人道法は、捕虜は戦闘停止後ただちに解放され送還されなければならないと規定している。加えて、朝鮮戦争休戦協定には、捕虜がいつ、どのようなメカニズムを通して解放されるかについての義務が明白に設定されている。朝鮮戦争休戦協定への署名により、双国家は以下について同意した：

本協定の発効後６０日以内に、双方は、いかなる障害を設定することなく、拉致された時に属していた側への帰還を望む拘留中の全ての捕虜を、集団で直接送還しなければならない。

➢ ８６５

朝鮮戦争休戦協定は、帰還のために赤十字が便宜を与える方法を詳細に述べている。捕虜送還委員会（The Committee for Repatriation of Prisoners of War）はその準備において、あらゆる問題を仲介するはずだった。捕虜送還委員会は、捕虜の送還プログラムが完成すると共に、軍事休戦委員会によって解散される予定だった。国際法に基づいた以上のような法的義務にもかかわらず、北朝鮮により、何千人もの韓国人捕虜が送還されず、送還の見込みすら与えられなかった。

➢ ８６６

同時期に行われた北朝鮮、ソ連、中国の各首脳会談の記録からは、金日成は全ての捕虜を帰還させるつもりはなかったことが判明した。むしろ、北朝鮮は大部分の韓国人捕虜を朝鮮人民軍部隊に引き渡すことで、彼等の存在及び行方を隠蔽した。金日成はスターリンに対し、結果的に移送された捕虜の存在は、監視者達からは隠されてきた、と報告した：

「我々が提出したリストには総計１２，０００人の捕虜を取り、そのうち4，４１６人は外国人、残りは韓国人であると述べた。そのうち３００人は、司令官３０人を含むアメリカ人パイロットである。約２７，０００人の韓国人が朝鮮人民革命軍の部隊に引き渡された。それらの捕虜は報道されていない。」（強調部下線）

➢ ８６７

調査委員会は、送還されなかったが数年後に北朝鮮から脱出した韓国人捕虜数名から証言を聞いた。２０１２年９月、８０人の元朝鮮戦争捕虜が韓国に帰還した。証言及

び本件についての報告によると、戦争早期に拉致された捕虜達は、数ヶ月に及ぶ再教育（思想的訓練）を受けてから、「韓国の解放に貢献するのだ」と言われ、朝鮮人民軍に入隊させられた。

➢ ８６８

ごく少数の者は、自発的に北朝鮮軍に加入した。ある元捕虜が説明するには、彼は負傷者のために病院で働く朝鮮人民軍に自発的に加入したため、もはや捕虜としては扱われず、戦後は他の北朝鮮兵士と同等の恩恵を与えられた。又、別の元捕虜が本委員会に証言したことには、拉致後、自発的に北朝鮮に加入した者の書類には「no. 39」という印が付けられ、韓国が陥落した際には管理職のポストを約束された。

➢ ８６９

しかし、その他の大多数の捕虜にとって、朝鮮人民軍への（非自発的な）加入は、「建設部隊」へ再編成されることを意味した。「建設部隊」は捕虜のみで構成され、国の最北部の炭坑、工場、農場等での労働を強いられた。捕虜達は戦時中及び戦後１９５６年まで、こうした強制労働地区にある収容所に拘留されていた。休戦協定署名後、中国及びソ連軍の管理下に置かれた捕虜は北朝鮮へ引き渡されたため、同様の結果となった。

➢ ８７０

この状況に置かれていた経験のある各証人達は、１９５３年の休戦協定以後、彼等の帰還する機会がいかに正当に与えられなかったかを、調査委員会に語った。

ヨ・ヨンポク氏は若い時に捕虜となり、５０余年後に自力で脱北したが、帰還は一切許可されなかったと証言した。彼を含む６００人の捕虜達は、平壌北部の鉱山で強制労働させられていたのだ：

「私達はこの鉱山で強制労働させられた。私達は韓国人だ、捕虜だ、なぜ捕虜交換されない、なぜ鉱山で働かされている、と疑問を投げつけました。すると北朝鮮人達は、わからない、言われた通りにしろ、と言いました。…私達は、こんなことは長くは続かないだろうと考えていました。韓国と北朝鮮の関係は向上するだろうと考えていました。司令官達は皆生存しているのだから、韓国政府があるのだから、彼等がいつか私達を探し出して助けに来てくれるだろうと考えていました。だから辛抱強く待とうと決めたのです。…しかし、５０年が経っても、誰も私達を捜索せず、救助にも来てくれませんでした。北朝鮮はただ私達を利用したのです。」

➢ ８７１

迫害を恐れ、帰還を希望するかについての質問に正直に答えることができなかった、と述べた者もいた。一例を挙げると、ある証人は、帰還したいと断定的に答えた者が射殺された様子を語った。しかし大部分の証人は、帰還したいかどうかなど質問されなかった、と証言した。送還の拒否に反する発言をした者が収容所内に縛り付けられた、という証言もあった。

➢ ８７２

１９５６年から５７年の間、捕虜の大部分は朝鮮人民軍から解放され、民間人となった。就役解除に伴い、彼等は大抵の場合、僻地の鉱山に送られ、生涯その地に留まった。

- ソウル公聴会にて元捕虜のヨ・ヨンポク氏は、１９５３年７月の休戦後、韓国に帰還できるであろうと信じていたが、１９５３年８月、北朝鮮国内の鉱山に送られ、「とてつもなく困難で」「骨の折れる」強制労働をさせられた様子を描写した。彼は調査委員会にこう語った：

「私は北朝鮮で何一つ悪いことをしていません。私は４７年間、北朝鮮に奉仕しました。言われたことは全てやりました。何十年も強制労働させられました。私は北朝鮮で、何一つ悪いことはしなかったのです。…だからせめて死ぬ前に、家族の住む故郷に帰ること、そして北朝鮮がしたことについて証言することが私の望みだったのです。」

➢ ８７３

鉱山内の状態は危険で、労働状態も厳しかった。鉱山で奴隷労働させられていた労働者の多くが、事故や塵による鉱山内の感染症によって死んだ。爆発等の事故は手足や肉体をもぎ取り、落盤は労働者を巻き込み、機械に潰されたり切られたりして死亡することは珍しくなかった。状態はあまりに悪く、死亡や重傷があまりに頻繁だったため、ある証人によると「娘を炭坑夫と結婚させるな」という言い回しがあると言う。炭坑夫と結婚すると未亡人となる可能性が高く、その結果、夫からの収入が断たれるから、という意味である。推定２０%の坑夫が６０歳の定年を待たずして亡くなった、との証言もあった。

- ヨ・ヨンポク氏は以下のように説明した：

「鉱山での労働、それはとても原始的だった。私が働いたある鉱山では、１，００

０メートルも奥まで入らなければならなかった。空気はとても悪く、仕事は骨が折れた。北朝鮮人でさえも、この鉱山は最も厄介だと言っていた覚えがある。そこでの働き方は、とても原始的だった—道具が何もなかったのだ」。

➢ ８７４

処遇に関して不満を言ったり、韓国へ帰りたいと主張したりした捕虜達は監獄、政治犯収容所、もしくはただ失踪させられた。このことは建設部隊や鉱山内に恐怖の空気を植え付け、労働者達が、ストライキはおろか、労働状態について批判したり反抗したりすることを妨げた。

- ヨ・ヨンポク氏は以下のように証言した：

「私達は強制的に鉱山に連行されました。中にはもちろん、捕虜である時になぜ我々を帰還させないのか、と質問する同志や同僚もいました。立ち上がった者もいたのです。彼等はただ、言われたことをやるべきだ、と言いました。このように、仲間内での強い抑圧がありました。北朝鮮に逆らった者は公開処刑されたり、秘密裏に移送されたりしました。後で知ったことですが、彼等は政治犯収容所に連行されたのです。そのような訳で、私達の大部分は沈黙することを決意しました。もし不満を言えば、さらに迫害されると分かったからです。」

- 脱北に成功した別の元捕虜も又、不満を言うことは禁じられており、違反すると厳しく罰せられた、と強調した。彼は仲間の捕虜、オ・サムチュン氏の事例を思い出した。オ氏は、韓国に帰りたい、と大声で叫んだのだ。彼は政治犯として起訴され、１５年間の教化所入りを言い渡された。後に、彼は再び炭坑に姿を見せた。しかしその後すぐ失踪し、永遠に帰らなかった。

➢ ８７５

捕虜達は、人民保安省と国家安全保衛部の厳格な監視の元、炭坑で強制労働させられていた。これらの機関による尋問（しばしば拷問を含む）は、捕虜達にとって日常茶飯事であり、彼等の生活における一挙一動が把握され記録されていた。北朝鮮政府が特に尽力してきたのは、捕虜及び朝鮮戦争拉致被害者の監視と、脱走の防止だったようだ。調査委員会はまた、国家安全保衛部の包括的な監視の結果、すんでのところで発見されたり失敗に追い込まれたりした脱走計画についての証言を聞いた。

➢ ８７６

ある元捕虜は、彼の部隊が、平壌北部にあった捕虜収容所からの脱走を企てた時のこ

とを詳細に語った。脱走の最中に数名の捕虜が射殺され、残りは捕らえられ裁判にかけられた。裁判前の取調べ中、この証人は電気を用いた拷問を受け、爪を剥がされたせいで記憶をなくした。裁判では、３５人の捕虜が死刑判決を受け、部隊の中で最も若かったこの証人だけが、懲役２０年の刑を受けた。

➢ ８７７

失敗に終わった脱走計画は又、北朝鮮が採用していた連座制のため、家族の死をももたらした。調査委員会は、捕虜の脱走計画を支援しようとした男の姉妹である女性が、平壌北部にある国家安全保衛部の留置場で尋問を受け、結果的に死亡した話を聞いた。又、ある証人は、二人の高齢の捕虜達を韓国へ帰還させる目的で中国国境を渡らせる支援を試みたため、二人の人物がヨドクにある政治犯収容所（「管理所」）No. 15 に送られた、と証言した。ある元捕虜は本委員会に対し、彼が脱北した後、彼の妻が自殺したことを話した。おそらく連座制の影響から、連れ子である息子を守ろうとしたとみられる。

➢ ８７８

朝鮮戦争拉致被害者と同様に、捕虜とその家族も最下層の出身成分に分類されたため、彼等の子孫も又、捕虜に対する差別に苦しんだ。本委員会は、たくさんの捕虜及びその子孫から、彼等が受けた差別についての証拠を得た。例えば、捕虜の子供達は高等教育を受ける権利を否定されていた。彼等は家族と同じ鉱山で働くよう仕向けられ、鉱山での劣悪な労働を代々強制されていた。

- 朝鮮戦争後何十年も後に脱北し、韓国に帰国したある捕虜は、彼等の出身成分のせいで、子供達に出世の機会がほとんどなかったことを、本委員会で述べた。それは、彼の息子をして「僕らはなぜ生まれて来たの？」と訊ねさせるほどであった。

- 父親と同じ鉱山で働いていたある捕虜の息子は、警備員と仲良くなり、彼の書類に、捕虜の子に使用される４３番という印が付けられていたことを発見した。

➢ ８７９

調査委員会に証拠を提供した全員の捕虜達が、北朝鮮で生まれた彼等の子供達へのより良い機会を希求し、それが逃亡を決意する最大の理由だと話した。子供達及び孫達は、教育及び労働の権利を当然のごとく否定されている。娘達はさらなる差別を受けている。捕虜の子だと知られると、上位の出身成分の男性と結婚するのが難しいからだ。このようにして、捕虜の娘及び孫娘の結婚の機会は、自らと同等の出身成分の男性とだけに制限される。このことは差別の連鎖を恒久化し、最下層の出身成分の男性

達は、鉱山等、命の危険にかかわる困難な環境での労働を強いられているため、娘達が若くして未亡人となる確率を高める。子孫達が受ける差別は、自分の子供達の生活を向上させる可能性を失った捕虜達の自殺を招くこともあった。

➢ ８８０

拉致後、朝鮮人民軍に自発的に加入した捕虜達は、いくらか良い処遇を受けた。しかし、最終的には彼等にも、一般国民としての自由に同様の制限が設けられた。

- ある証人は１９５１年に拉致された後、病院にて朝鮮人民軍に従軍することに自発的に同意したので、彼は捕虜として認識されず、彼の家族も差別を受けなかった、と調査委員会に話した。朝鮮戦争後、彼の承諾なしに黄海道にあるホル・トン金鉱での仕事に配置されたが、彼の役職は地下で労働をする必要はなかった。

➢ ８８１

朝鮮戦争後、北朝鮮に留められている捕虜達の韓国にいる家族は、彼等の状況についての情報を何一つ受け取っていなかった。２０００年６月の南北首脳会談後、北朝鮮と韓国は、南北首脳会議及び南北赤十字会談において、離散家族の同席の元で捕虜問題について取り上げることで同意した。２００６年２月、第７回南北赤十字会議において、双方は離散家族に「戦時中及び戦後、その消息が知らされていない人々」の生死を確認することで同意した。北朝鮮にいる捕虜と韓国にいる家族との接触を実現させるための措置を取ることは、双方で歓迎された。しかし、北朝鮮に生存すると推定されている捕虜達の大部分にとっては、家族との接触が実現する結果とはならなかった。たった数家族に、たった数時間の接触が許可されただけだったのだ。第２回～第１９回南北離散家族再会（２０００～２０１３）より、１９人の捕虜の生存が確認され、２２人は死亡、１０５人は不明であった。１７人の捕虜が離散家族再会において、韓国の家族に会うことができた。２０１３年５月、「忘れな草」と呼ばれる韓国の団体が、捕虜の登録センターを設立した。当センターは、未だ戻らぬ捕虜達の生存確認を行っている。

➢ ８８２

北朝鮮にいる捕虜と韓国にいる家族との接触を実現するという公約にもかかわらず、北朝鮮は、捕虜の問題は休戦協定に従って捕虜交換が行われた時に完結している、と主張している。北朝鮮に留まっている捕虜は全員、自発的にそうしているのだ、と言い張っている。調査委員会に証拠を提供した元捕虜達は皆、捕虜達が当国家に自発的に留まっている、という北朝鮮による主張を全否定している。

- ソウルにて、ヨ・ヨンポク氏は詳細に述べた：

「北朝鮮は、韓国人捕虜は北朝鮮には一人もいない、と主張し続けている。韓国に家があるのなら、韓国に両親や兄弟がいるのなら、鉱山であのような厳しい労働をしながら、どうして北朝鮮などに留まっていようか？不合理きわまりない。そして北朝鮮は未だに、捕虜達はそうしたいから北朝鮮にいる、と主張し続けているのです。捕虜達は今では７０から８０歳になっています。北朝鮮の報道によると、そのような捕虜が約５００人くらい（現在、北朝鮮に）生存しているそうです。北朝鮮政府は、その５００人が韓国へ行くのを許可しません。実際に、彼等が脱北したり韓国に向かったりするのを妨げています。彼等を捕らえ、罰し、処刑します。それに、捕虜の子供達も抑圧されています―こんなことは絶対に非人道的です。韓国政府及び国際社会はこのことを理解し、北朝鮮の人権問題を解決すべきです。」

- さらに、北朝鮮にいる捕虜達の韓国の家族の元への恒久的な帰還に関し、ヨ氏は以下のように嘆願した：

「北朝鮮にいる捕虜達は皆、８０歳を超えています。…彼等の子供も孫も北朝鮮にいます。もし老人一人が北朝鮮から韓国に帰ってきたとしても、北朝鮮に家族を残したまま、どうして韓国に移住しようと思うでしょうか？もし韓国政府がこの問題を解決したいのなら、捕虜の家族を一緒に北朝鮮から韓国に帰すべきです。」

➢ ８８３

調査委員会は、行方不明になった米韓連合司令部の兵士、特にアメリカ人の兵士の状況に関連した供述を聞いた。朝鮮戦争及び冷戦における捕虜及び行方不明者連合（the Coalition of Families of Korean and Cold War Prisoners of War and Persons Missing in Action） によると、朝鮮戦争末期に行われた捕虜交換において、解放された兵士達と共に生存して囚われている、と知らされていたアメリカ人兵士達が、北朝鮮から引き渡されなかった。連合が主張するには、そのような兵士は９００人以上に上り、合計人数は最大で４，５００人にもなる。ソ連、北朝鮮、中国各軍の戦略会議の記録によると、１９５２年9月、８，０００人のアメリカ人兵士が中国軍に、約４，０００人の外国人が北朝鮮に囚われていた。同会議において、中国軍の彭徳懐は「多数の外国人捕虜が困難な物資状況のため死亡した」と認めた。帰還しなかったアメリカ人兵士達の家族は、北朝鮮、中国、ロシア、アメリカから情報を求めている。しかし、十分な協力が得られていない、と多くが不満を募らせている。このことは大きな苦痛となってきた。

（ｃ）１９５５～１９９２年：戦後の韓国人拉致及び強制失踪

➢ ８８４

韓国人の拉致及び強制失踪は、朝鮮戦争の休戦協定署名後も長きにわたり続いている。韓国人約３，８３５人が、朝鮮戦争終了以降、北朝鮮により拘束もしくは拉致されている。そのうち３，３１９人は、１年半以内に韓国に戻され、９名は韓国に逃げ帰った。韓国人５１６人は、北朝鮮により失踪させられたままであると見られている。

（ｉ）漁師の拉致及び強制失踪

➢ ８８５

これら拉致被害者の大半（８９%）は、海上の漁船で捉えられ、強制的に失踪させられた。彼等の漁船は、北朝鮮領海内に乗り入れた事案もあれば、公海又は韓国領海内で捕まった事案もあるようである。合計で漁船１２４隻及び漁師１，１４７人が北朝鮮に拘束された。韓国人漁師４５７人は、北朝鮮により失踪させられたままである。

➢ ８８６

各漁船が捕獲された正確な位置は不明である。しかし、全ての漁船が類似した方法で捕獲されたことを示す信頼性のある証拠が、北朝鮮の元保衛部職員（単数）から寄せられている。北朝鮮の元保衛部職員達によると、漁船と漁師の捕獲は、朝鮮労働党の海軍により実行された。船が捕らえられると、船員は、数ヶ月間調査される。大抵の場合、数名の船員は調査後解放され、他の船員は北朝鮮に残された。

➢ ８８７

韓国人漁師の漁船は、伝統的に２隻１組で航行し、片方の船がもう一方の船の状況を政府に通報したため、北朝鮮による船に対する妨害や捕獲は、即座に韓国で知られることとなった。しかし、２隻とも捕獲された場合、数ヶ月後に船員の誰かが解放されるまで、漁船の状況は明らかにならなかった。例えば、プンブク号に乗船していたチェ・ウォンモ氏の場合、１９６７年６月５日に海上で捕獲され、１９６７年９月１６日に船員８名のうち５名が、別の船で韓国に戻された。残された船員と戻された船員との違いから、若い船員を残すという北朝鮮当局の傾向がわかる。北朝鮮の元工作員の証言によると、最も若くて利発な者は、思想上の訓練を受けさせられ、スパイにさせられるとのことである。他の者は、別の産業へ従事させるべく送り込まれる前に思想教育を強いられたと見られている。

➢ ８８８

稀に、漁船と船員の拉致の確認が非常に遅れたことがあった。拉致された船員が北朝鮮から脱走し、韓国に戻って初めて情報がもたらされるという事案である。例えば、２０１３年８月に北朝鮮から逃れ韓国に戻ったある漁師により、４１年前に海上で行方不明になったと思われていた２隻の漁船と船員２５名の状況が初めて確認された。

- １９７０年に捕獲された漁船に乗船していた漁師であるリ・ジェグン氏は、彼等の捕獲について、ソウルで本委員会に以下の通り述べた。

「１９７０年４月２９日、北朝鮮の小型砲艦２隻が私達の船に近づいてきた。私たちの船は、領海線から約５０マイル離れていた。しかし、この小型砲艦２隻は、私達に近づいてきた。...私は、韓国海軍の船が近づいてきたのだと思った。しかし、武装した１０人は、北朝鮮人で、私達に発砲してきた。そして、彼等は、『降りろ、さもないと殺すぞ』と叫んでいた。船長も私達も皆、何が起きているのか分からなかったが、間もなく（状況を）把握した。船長が立ち上がろうとしたその時、彼らは船長を撃った。彼等は、従わなければすぐに私達を撃つと言った。非常に恐ろしくて、何故彼等がそんなことをしているのか聞けなかった。下に降りるように言われたので、降りた。そして、彼等は、指示通り行動しなかったら即座に私達を殺すと言った。それで、私達は、言われた通り、ダイニングルームに入り、彼等は扉を閉めた。北朝鮮のこの小型砲艦２隻が、私たちの船を約１時間曳航した。正に領海線を越えるとき、韓国の海軍が私たちを発見し、攻撃を始めたのだと思う。しかし、私たちの船は、既に３８度線を越え、北朝鮮の領域内にいたため、韓国の海軍に救助されることはなかった。」

➢ ８８９

元政府関係者職員によれば、捕らわれている船員で最も若く健康な者は韓国に返されなかった。彼等は、朝鮮労働党傘下の工作員養成施設に送られた。

- リ・ジェグン氏は、捕われて工作員となるべく訓練された韓国人漁師の一人であった。彼は、本委員会に以下の通り証言した。

「一般的に、韓国から拉致された人は皆、比較的高度な教育を受けた人達であった。私達は、小学校、中学校を卒業し、そして、高校を中退した者も何名かいたが、比較的高度な教育を受けていた。そして、北朝鮮側は、私達を監視・観察し、私たちの身体的な健康面を見て、私達がその後使いものになるかどうか、金日成等幹部の保衛に奉仕できるかどうかを見ようとした。」

➢ ８９０

工作員養成所では、主体思想、金日成及び革命的行動について、学生達に講義が行われた。彼等は、テコンドー、運転、拉致、家屋への押入り、窃盗、家屋への侵入、そして殺人の方法について訓練を受けた。クラスの規模は小さく、通常、１クラスあたり４名に制限されている。訓練生達は、３名のクラスメートを除いて、常に、他のすべての研修員と会うことができないようにされている。彼等は、異なる時間に部屋へ出入りするよう指示され、極端な場合には、部屋と施設との間を歩く際に目隠しされた。

「私たちは、スパイ訓練所に送られた。この学校が何故必要であったかわからない。北朝鮮側は、この学校を卒業したら他の学校を卒業するよりはるかに多くの特権又は利益を得ることができると私達に言った。そして、彼等は、この工作員養成所に行く以外私たちには他の選択肢はないと私たちを脅しさえした。そうして、私達は、３年８ヶ月の間、その訓練所で教育を受けた。」

➢ ８９１

本委員会は、工作員養成所において捕われた者が忠実に学習過程に従事するようにさせる方法についても聴取した。恐怖と暴力の組み合わせが学生達を強制するために使用された。

- リ氏は山奥に連れて行かれ、授業に真面目に取り組み、良い成績を収めない限り殺す、と脅された体験を語った。

「この学校にいたとき、私は、あまり勉強しなかった。数日間、あまり真面目に取り組んでいなかった日が続くと、ある日、彼等は私を連れて出した。ただ私を散歩に連れていくだけと言った。彼等は、私を車に乗せ、約２時間走り、車から降ろされた場所は、誰もいない山奥だった。運転手は、持っていた２丁の銃を私に見せ、『お前はずっと反抗的でいるつもりか。観念しなければ銃弾を食らうことになるぞ。』と私に言った。私が『私を殺さなければならないのか』と聞いたところ、彼は『俺達の言うことを聞かないなら、なぜお前を生かしておかなければならないのか。』と言った。それで、私は、『分かった。言うとおりにする。』と答えた。こうして、私は命拾いし、生き残ったのである。」

➢ ８９２

期待される工作活動の実行に従順かつ忠実であった人々は、国家によりそれぞれ別個の住宅に囲われ、国家の思い通りに利用された。工作員養成所を卒業できなかった人々

は、工場での労働に送られた。学生達は卒業前に、自らが拉致されたことを他者に漏らさないという誓いを学校で立てさせられた。

「私達は、拉致されて北朝鮮に連れてこられたということを話さないと拇印で書類に署名しなければならなかった。...もし、社会に出て拉致されたことを誰かに話したら、政治犯収容所に連れていかれたであろう。私達は、卒業後、北朝鮮社会に出て、言われたことを何でもした。」

➢ ８９３

工作員としての養成に選抜されなかったその他の拉致された漁師達は、別の産業での労働に割り当てられる前に思想教育の学校に送られないと、北朝鮮の社会に出されない。ある証人は、本委員会に対し、北朝鮮がこれらの人々を「自発的に北朝鮮に来た勇敢な英雄」として表現したと述べた。

➢ ８９４

養成所から解放されると、拉致被害者は、国家安全保衛部による厳しい監視下に置かれた。ある証人は、レベルが７段階ある監視下に置かれていたと証言した。漁師や彼らの子孫は、韓国出身であるため、敵対「成分」に分類され、教育と就職の機会が制限された。

- 「韓国人の子供は、高等教育を受ける機会が制限されている。北朝鮮政府に仕える、政府に忠実な人々の子だけが、大学に通うことを許されている。...私は、彼（息子）に、彼が高等教育を受けるためなら自分の命さえも捧げると話した。私の息子は、韓国で高麗大学を卒業した。彼は、電気工学を研究し、よい生活を送っている。しかし、北朝鮮では、ただ私が韓国出身だからという理由で、私の子供達、私の息子は、高等教育、質のよい教育を受けることができなかった。北朝鮮での生活を経験した人は誰でもこのような事実を知っている。」

（ii）北朝鮮工作員による拉致

➢ ８９５

北朝鮮に拘束されている韓国人５１６人のうち、７０人は、韓国又は他の諸国内に派遣されている北朝鮮の秘密工作員により拉致された。これらの中には、ハイジャックされた民間機の旅客、韓国で拉致された休暇中の十代の若者や他の市民、海外で捕らえられた韓国市民及び軍人、沿岸警備隊員がいる。一つの事案を除き、これらすべての強制的に失踪させられた人々は、北朝鮮に伝えられた彼等の家族の度重なる嘆願

や陳情にもかかわらず、その家族や韓国当局と接触することは許可されなかった。本委員会に証言した元北朝鮮情報士官は、金正日の実効的な指揮下にあった情報局である朝鮮労働党中央委員会３５号室が韓国での拉致に関与したと陳述した。

➢ ８９６

他の元政府関係者は、朝鮮人民軍偵察局局長（三つ星の将軍）を通じて韓国人拉致の命令が伝えられたと証言した。対象の選別は「軍事５８４号室」として知られる調査センターからの提言に基づいて行われたようだ。本委員会は、朝鮮人民軍の特別作戦ユニットの一つの任務が韓国及び日本の海岸沿いのスパイ活動を実行することであったとの証拠を受領した。秘密情報源は、一般的潜入、拉致及び沿岸調査の３種類の作戦を軍事５８４号室が実施したと証言した。拉致された漁師達は、思想教育とスパイ教育を受け、これらの活動に関わるデータを分析し、作戦を実行するために工作員を海に案内した。

➢ ８９７

１９６９年１２月１１日、大韓航空の国内線の航空機が、北朝鮮工作員にハイジャックされ、北朝鮮に飛行した。同年１２月１３日、北朝鮮放送局は、当該航空機が２名のパイロットにより自発的に北朝鮮に飛来したと報じた。しかし、後日、パイロットは機内で北朝鮮工作員に脅迫されていたことが明らかとなった。乗組員４名及び旅客４６名が航空機に搭乗していた。旅客のうち３９名はハイジャックの６６日後に解放され、韓国に帰国した。乗組員４名と残りの７名の旅客は韓国に帰されなかった。北朝鮮は、これら１１名は自分の意思で北朝鮮に残ったと主張した。客室乗務員２名は韓国向けの放送で使われてきた。１９９２年８月、ソン・キョンヒさんは、平壌放送局で「北朝鮮は私の心身すべてが根ざしている」と話した。帰国した３９名が行った記者会見で、北朝鮮に残った人々は自発的にそうしたわけではないことが明らかになった。北朝鮮は、赤十字を通じて伝えられた彼等の解放を求める陳情も拒否した。意思に反して留め置かれた１１名は、比較的若く高度の技術を有していた。彼等の職業は、パイロット、映画製作、カメラ操作、出版及び薬学等であった。

- ソウルでの公聴会で、拉致された映画製作者ホァン・ウォン氏の子息と拉致された客室乗務員チョン・キョンスクさんの兄弟は、本委員会に証言した。両名は、家族が拉致された時の深い喪失感と絶望感を伝えた。チョン氏は、本委員会に対し、「我々家族にとってあれはただただ本当に悲しい事件だった。私たちは彼女がよい学校を卒業して素晴らしい仕事についてとても幸せだったが、彼女は拉致されてしまった」と延べた。

- ホァン・インチュル氏は、本委員会に対し、彼の父の北朝鮮での所在を見つけるために韓国政府に対して何年も支援を求め続けたが、断られ続けた。もう韓国政府を信じることをやめたと述べた。

➢ ８９８

ハイジャックされた航空機からの拉致被害者の家族達は、拉致被害者に関する情報を得るのに非常に苦労してきた。拉致被害者の家族によれば、韓国政府はこの件を北朝鮮と関連づけて取り上げることを渋っていた。拉致被害者は離散家族と認識されたため、その他の数多くの離散家族の一部として対処されると言い渡されて来た。ホァン氏は、韓国の誰もが離散家族の再会に注目しているので、（政府は）拉致を人道的でなく政治的な文脈で考えるのではないかと述べた。

➢ ８９９

民間航空機及びその搭乗者の拉致は、重大な国際法違反である。１９７０年９月９日、国連安全保障理事会は、決議２８６号を採択し、航空機のハイジャックに関して加盟国に対し旅客及び乗組員の即時解放を訴えた。１９７０年１１月２５日、第２５回国連総会で決議第２６４５号が採択され、第２５議会にて航空機のハイジャックによる旅客及び乗組員の拘束を非難し、航空機が駐機する加盟国に対して、旅客及び乗組員へ配慮と安全を提供し旅客・乗組員が旅程を再開できるようにすることを要請した。１９８３年以降、北朝鮮は、航空機不法奪取防止条約の締約国となっており、北朝鮮は、北朝鮮に着陸した不法に奪取された航空機に搭乗しているすべての旅客と乗組員が旅行を継続することができるように便宜を与える義務を負っている。国際社会の要請にもかかわらず、かかる国際法上の犯罪に対する十分な対応は得られなかった。

➢ ９００

１９７７年及び１９７８年夏に韓国の高校生５名が韓国の海岸周辺で拉致された。１９７７年、２名の高校生リ・ミンギョ氏とチェ・スンミン氏は、同じ浜辺で拉致された。１９７８年夏、キム・ヨンナム氏は、韓国のグンサンの浜辺で連れ去られ、リ・ミョンウ氏とホン・グンピョ氏は、ホンドの浜辺で拉致された。キム・ヨンナム氏は、２００６年の離散家族再会で短期間家族と再会することができた。

➢ ９０１

一人の元北朝鮮情報士官は本委員会に対して、高校生の拉致は３５号室により金正日の指揮の下で実行されたと証言した。同士官によれば、生徒達は北朝鮮に連れて行かれ、米国、韓国へ外国人学生として送り込まれることを目的として訓練を受けた。

➢ ９０２

韓国当局は、拉致被害者として、３０名の韓国軍兵士及び沿岸警備隊員をリストアップした。これら兵士は、軍事境界線で、又は、ベトナム戦争従軍中に、拉致された。一方、これら沿岸警備隊員は、北朝鮮による韓国海上警備隊に対する攻撃の際に連れ去られた。

➢ ９０３

本委員会は、ベトナム戦争に従軍し捕虜となった韓国兵士が帰還を拒否され北朝鮮に引き渡されたとの申し立てを聞いた。アン・ヨンソ氏が主張したことには、彼の兄のアン・ハクソ氏はベトナム戦争従軍中に消息を絶ったが、実は北朝鮮に引き渡されており、１９６７年にニュースキャスターとして平壌に現れた。その後１９７５年に処刑された。２００９年、韓国政府により調査委員会が設置され、アン・ハクソ氏は、当初は自発的に北朝鮮に逃亡したと想定されていたが、実際はベトナムで捕らえられ、意思に反して北朝鮮に送られていたと結論付けた。

- アン・ヨンソ氏は、本委員会に対し、ラジオで聞いた兄（の声）について話した。

「兄の声が聞こえた。それは、とげとげしいもので、まるで原稿を読んでいるようだった。彼は、何故、如何にして北朝鮮にいることになったのかを話した。そして、それは私の兄に限ったことではなかった。当時、北朝鮮に強制的に連れていかれた者が私の兄が読んだような原稿を読まなければならなかったことは、誰もが知っている。」

➢ ９０４

１２名の韓国人が海外旅行中に拉致されたと信じられている。このカテゴリーに含まれる被害者として、有名な韓国人女優の崔銀姫さんと韓国人監督の申相玉氏の２名がおり、二人は拉致後に逃げ出すことができた。その他にも、西独で２家族８名、オーストリアで学生１名、ノルウェーで教師１名が拉致されている。

➢ ９０５

１９７８年、韓国人女優の崔銀姫さんは、香港に映画産業の関係者と会うために旅行した時、拉致された。北朝鮮工作員に船上に強制的に乗せられた後、崔さんは、加害者に対して説明を求めた。これに対し、彼等は、「崔夫人、我々は金日成将軍の懐に向かう」と返答した。１月２２日、北朝鮮到着に際して、崔さんは金正日の迎えを受け、平壌を案内された。崔さんの失踪を知った著名な映画製作者である前の夫の申相玉氏は、彼女を捜しに香港に行った。彼もまた、香港で、同じ北朝鮮工作員に１９７８年

７月に拉致された。金正日は、彼が北朝鮮に到着した際、「私はあなたのような才能ある監督が北朝鮮に欲しくて作戦チームにあなたを連行するプロジェクトを実行させた」と彼に話した。この情報は、金正日が自分自身で拉致命令に署名したと示唆する、拉致に直接関与した元北朝鮮政府関係者による説明と符合している。北朝鮮にいる間、申相玉氏と崔銀姫さんは、金正日が製作責任者となった多数の北朝鮮製映画に関与した。１９８６年、ベネチア映画祭訪問中に、両名は、米国大使館に逃げ込んだ。その後米国に定住した。申氏は既に死亡している。

➢ ９０６

欧州で多くの韓国市民が消息を絶っており、そこで活動している北朝鮮工作員に拉致されたとみられている。１９７１年４月、ドイツ連邦共和国（西独）の韓国大使館職員のユ・ソングン氏、妻のチョン・スンソブさんと子供のユ・キョンヒさんとユ・ジニさんが拉致された。１９７９年６月、コ・サンムン氏が欧州で消息を絶ったが、後に、北朝鮮は、彼はオスロの北朝鮮大使館に入った後自分の意思で北朝鮮に亡命したと主張した。１９８５年１２月、オ・ギルナム氏、その妻のシン・スクジャさんと子供のオ・ヘウォンさんとオ・ギュウォンさんが、ドイツにいた北朝鮮工作員に北朝鮮行きをそそのかされた。オ氏は、（その工作員が）他の韓国国民を北朝鮮に誘い込む任務にある最中に、コペンハーゲンで逃げ出すことに成功した。彼の家族は、北朝鮮で拘束されている。１９８７年８月、マサチューセッツ工科大学の学生のリ・チェファン氏は、オーストリアで夏期休暇中に消息を絶った。

（ｄ）朝鮮半島における拉致及び強制失踪解決に向けた努力

➢ ９０７

韓国人捕虜及び拉致被害者の家族達は、長年の間、愛する者を突然失った精神的苦痛や喪失感に加え、自国の政府からの差別に苦しんでいた。韓国の中央政権制時代（１９６３年～１９８８年)、北朝鮮による拉致及び強制失踪被害者の家族達は監視の対象となり、左翼の脱走兵と関わりがあるとみなされたため信用されず、政府関連の教育機関や就労を拒否されていた。

- チェ・ソンヨンさんはソウルでの公聴会にて、韓国政府の恐怖心は１９６８年の青瓦台（韓国大統領官邸）襲撃未遂事件後に強まったことを説明した：

「１９６８年、キム・シンジョによる青瓦台襲撃未遂事件が起こりました。それ以前なら、漁師や他の拉致された人々が北朝鮮から帰国したら、韓国は歓迎し報奨しました。しかしキム・シンジョが起こした１９６８年のあの事件以後、北朝鮮にい

たことがある人は誰でも、共産主義に対峙する法律を違反したとして逮捕されました。そしてその法律は連座制を採用していたのです。私達は公務員の職に就くことができませんでした。北朝鮮による拉致被害者の家族達は、韓国政府によって、さらなる被害を被ったのです。」

➢ ９０８

国家の安全保障のため、強制失踪させられた人々の親族を監視するという韓国の政策は、１９９０年代末まで続けられた。強制失踪者の子供達は、高等教育や就労機会を奪われたため、この政策に非常に苦しめられた。多くの人々が本委員会に対し、自らの国で基本的人権を否定される不満や絶望を露わにした。例えば、拉致されたある漁師の娘の証言によると、彼女は仕事を失った。拉致被害者の娘を監視するため、警察が定期的に彼女の職場にやって来るのを、雇用者が疎ましく思ったためである。当局の不必要な干渉をさけるため、多くの家族は韓国国内で引っ越しをした。しかし、いくつかの事例によると、そのことがさらなる疑念を招き、結果的により頻繁に警察の訪問を受けることになったという。

- 韓国人拉致及び強制失踪被害者の家族達は、本委員会に以下のように証言した：

「警察は拉致被害者の家族を監視していました。誰が行き来したかを見張っていました。私達が動こうものなら、つまり引っ越したりしたら、彼らは必ずやって来て私達に質問しました。」

「警察は私達にとって助けになるような事は一切してくれませんでした。彼らのした事と言えば、監視だけです。拉致について、北朝鮮に訴えたり不服を申し立てたりしたことはなかったように見えました。」

➢ ９０９

南北朝鮮の関係が緊迫している時は、情報機関職員が工作員を発見しようと躍起になっていたため、自発的に北朝鮮に渡航したと疑われている人々の家族達は、特に厳しい扱いを受けた。

- ベトナム戦争中に北朝鮮の共産党軍によって移送されたある韓国人兵士の家族は、とりわけ厳しく扱われた。その兵士の兄弟であるアン・ヨンスさんは、本委員会に対し以下のように語った：

「私の兄弟が拉致されるや否や、私達はたくさんの困難に晒されてきました。先に

も述べた通り、私の父は学校の校長でしたが、引退させられました。そして、父が強制的に引退させられたということで、私達はスパイ一家と認識されました。父は…カンウォンの山岳地帯にある工場へ送られ、私達の家族の人権は侵害されたのです。私は殴られ、拷問もされました。」

「当時、国家情報院は本当に汚いやり口を使っていました。工作員は誰かをスパイに仕立て上げたら、スパイを発見したら、報酬がもらえたのです。だから奴らはスパイを仕立て上げ、でっちあげてばかりいました。そしてスパイを報告しては、報酬をせしめていたのです。」

➢ ９１０

韓国大統領・金大中による太陽政策期（１９９８年～２００８年)、北朝鮮との対話では企業投機の設立や平和的共存に重点が置かれたため、韓国国民の強制失踪についての話題は敬遠された。金大中大統領の政策下では、拉致問題は「離散家族」という大まかなカテゴリーに分類されていた。このことは、解決への短期的見通しが全く立っていないということを意味し、家族にさらなる苦痛をもたらした。

➢ ９１１

拉致及び強制失踪問題を離散家族問題に吸収することで、親族は離散家族再会への出席を申請することが可能になったが、実際に恩恵を受けることのできた強制失踪被害者の親族は、ごくわずかだった。２０００年から２０１０年までの間で、１８回の離散家族再会が実施された。２００５年以降、拉致被害者の家族らがそのような再会事業に申請し始めた。離散家族再会に出席するには、家族らは韓国での抽選会への参加が義務付けられていた。当選すると、赤十字へ生存状態確認を申請する。生存しているという確認が取れた場合、次回の離散家族再会にて会うことができる。強制失踪被害者の家族が離散家族再会への参加を申請するには、家族がいかにして離散したか、及び、拉致問題全般について言及しないことが条件とされた。二人の失踪させられた漁師を息子に持つある母親は、本委員会に対し、束の間ではあったが息子のうちの一人と再会できた喜びを語った。しかし、禁句事項に怯え、あまり話すことができなかった。離散家族再会への参加に申請した大部分の拉致被害者家族にとって、生存状態確認の結果は大抵、死亡か不明である。

➢ ９１２

韓国における昨今の政策転換により、行方不明者の家族達は集産化し、お互いの経験を共有し合い、権利を主張できるようになった。２００３年頃、家族らは韓国政府に対し、行方不明者の生存状態確認情報取得、及び、政府による家族らへの監視と差別

がもたらしたさらなる苦痛に対する賠償を求めて、嘆願した。２００７年、３年以内に申請した拉致被害者家族に賠償金を支払う法律が成立した。賠償金は、当初、政府関係事業からの受けた苦難、であったが、後に Ui-ro-geum （「苦痛への報奨」- 賠償）と改名された。被害者がいつ拉致されたかにより、３，０００米ドル～４５，０００米ドルが家族に支払われ、分配された。２００７年当時、政府が容認した拉致の数は約４００件だった。当プログラムの終了時までに、正式な拉致件数は５１７件に増えた。５１６人の拉致被害者の家族らが賠償を申請し、推定１２００個人が支払いを受け取ったとみられている。

➢ ９１３

２０１０年韓国にて、朝鮮戦争拉致の事実確認及び拉致被害者の尊厳復権に関する法が成立した。当法律は戦争時の拉致被害者とその家族らへの重要な復権手段であり、拉致被害者及びその家族の尊厳復権のため、拉致関連の事実追及を使命とする、朝鮮戦争拉致被害の事実確認調査委員会を設立した。立法機関もまた、拉致被害者の死亡確認、送還（死亡している場合の遺骨も含む)、手紙の交換のための便宜、家族再会等の政策を成立及び実行すべく、国家と協力した。

➢ ９１４

強制失踪被害者及び家族に対する政府の政策及び態度転換は、北朝鮮によって失踪させられた人々の奉仕の業績に対する遅れた認識を促した。例えば、２０１３年６月、チェ・ソンヨンさんは、保安部隊隊長として朝鮮戦争に従軍し、その後１９６７年船舶から拉致された父親の代理として、勲章を授かった。

➢ ９１５

拉致問題は北朝鮮・韓国間の政情によって複雑化している。双国家が、半島に住む全員がそれぞれの国家に属すべきだと主張している。しかし、戦時中及び戦後の組織的な民間人拉致及び捕虜の帰還拒否は、市民観にかかわらず、強制失踪を実行させた。

（ｅ）１９５９-１９８４:「地上の楽園」帰還運動期に日本から北朝鮮へ移住した朝鮮民族及び日本人の強制失踪

➢ ９１６

第二次世界大戦後、日本には２４０万人余りの朝鮮民族が居住していた。１９４５年、北朝鮮は在日本朝鮮人総聯合会（略称：朝鮮総連、朝鮮語では Chongryon）を日本に設立した。朝鮮総連は、在日朝鮮人達のために代替教育や就労機会を提供するべく、学校、企業、大学を設立した。当時、多くの在日朝鮮人が朝鮮総連に忠誠心を示した。

彼らは北朝鮮か韓国かを選択しなければならない事態に直面したが、在日朝鮮人達は日本在住の北朝鮮国民として登録することを選んだ。これらの人々は「地上の楽園」あるいは「楽園への帰還」プロパガンダ運動の対象となった。

➢ ９１７

地上の楽園帰還運動は１９５９年１２月１４日に始まり、１９８４年に公式に終了した。しかし１９６１年までに、９３，３４０人の「帰還者」達のうち８１%もの人々が、既に北朝鮮国境を越えてしまっていた。当時、この運動は人道事業と見られており、日本赤十字社と朝鮮赤十字会とで企画された。９３，３４０人の「帰還者」達のうちの多くは、在日朝鮮人だった。そのうちの多くは北緯３８度線以北の出身ではなかった。むしろ彼らの一族は南出身であり、朝鮮半島内の日本領に居住していた。「帰還者」のうち6，７３０人は日本国籍で、在日朝鮮人の結婚相手あるいは子供達であった。１，８３１人は朝鮮人男性と結婚した「日本人妻」であった。日本人男性及び子供の人数は不詳である。

➢ ９１８

当時、北朝鮮は地上の楽園と称され、朝鮮総連からは、人々の能力に応じた就労、必要に応じた物資や公益（教育や医療など）を享受できる場所だと伝えられていた。北朝鮮には日本より豊富な天然資源および食料があると言われ、生産性では多くの分野において日本を凌ぐであろうと予想されていた。「働く者の楽園」と広く謳われていた。一方、当時の日本は第二次世界大戦敗戦後の復興途中であり、食料供給は乏しく、多くが貧困の中で生活していた。在日朝鮮達は、差別のため、さらに苦しい状況に置かれていた。帰還運動の専門家であり人道活動かでもある加藤博氏が、東京で開催された公聴会で本委員会に対しての説明したところによると、朝鮮総連だけでなく、日本のマスコミもまた、「そのような夢を煽り立て」、１００，０００人近くの人々を北朝鮮へと誘導した。

- 加藤氏が以下に説明する通り、残念ながら、北朝鮮へ渡航した人々は、状況が極めて困難だったことに気付いた：

「（だが）現実には、北朝鮮は朝鮮戦争後の荒廃からの復興途中でした。資源はおろか、労働力、技術、大量生産工場も不足していた国家が思いついたのがこの宣伝であり、自分らの国を「地上の楽園」と呼んだのです。しかし（私が述べたように）そのような状態のため、朝鮮民族の人々が祖国と呼ぶ地では、厳しい現実が待ち受けていたのです。しかし、当時は誰もそれを知りませんでした。今では多くの人々が、真実を理解しています。」

➢ ９１９

帰還者達を待ち受けていた厳しい現実は、生活水準だけではなかった。彼らは自らの生活における支配権を失った。到着したその日から、住む場所、働く場所、話す人及び方法が指図された。移動は制限され、監視され、又、他人を監視することが奨励された。日本にいる家族へ宛てた手紙は検査及び検閲された。

➢ ９２０

検閲にもかかわらず、暗号化したり不明瞭に書いたりして日本の家族に送った手紙では、北朝鮮での困難や苦悩を伝えることができた。本委員会に提示された一例では、事前申し合わせの上、帰還者は本意を切手の裏面に記した。検閲のため、手紙本文には書くことができなかったのだ。そこには「村から外出の自由なし。兄いさんわ、ここへくるべからず。だが母わも一度会うつもりだと言う。富山の妹さんもこないように。文藤の父さんの言う事間違いなし。」

- 一族の中で唯一日本に残っていたある証人は、北朝鮮に移住した親戚から似たような手紙を受け取った。北朝鮮の熱烈な支持者であったこの証人は、一族と共に北朝鮮への移住を希望していた。だが、朝鮮総連での仕事の都合上、彼は日本に留まり仕事を続けるよう頼まれていた。彼が北朝鮮にいる一族に、娘を日本から北朝鮮に渡航させ、一族の元に預けたいという旨を述べて以来、一族は暗号めいた手紙を送って来るようになった。手紙には「子供は親と一緒に暮らした方が良い」「お祖母さんが（何かの）一切れを食べて、喜んでいた」等と記されていた。こうした手紙から証人は、彼の一族は娘を北朝鮮に送らない方が良いと思っている、と理解した。後日、北朝鮮にいる一族を訪れることができた証人は、栄養失調に陥り、監視を恐れて自由に話すことができない一族の現状を目の当たりにした。

➢ ９２１

物資や金銭の仕送りをしつこく要求してくるため、日本にいる家族達は北朝鮮生活の展望に不安を抱き始めた。そのため、在日朝鮮人の北朝鮮移住の流れは止まった。この事態を受け、北朝鮮政府は、「帰還者」達と日本にいる家族間の連絡を厳しく制限した。北朝鮮へ出発する前、「日本人妻」達に対し、渡航後３年で日本への訪問を許可する、と約束したが、遵守されることはなかった。帰還者達はますます、監視され迫害されていると感じるようになった。確かに彼らは自発的に北朝鮮へ渡航したが、１９６０年代半ばまでには、ほとんどの者が意思に反した事実上の拘留状態に置かれ、残してきた家族らと連絡を取り合うことはもはや禁止されていた。

➢ ９２２

帰還者と北朝鮮一般市民は折り合いが悪かった。多くの「帰還者」はチョンジン港に到着するや否や、日本より遥かに低い水準のインフラや貧困を目の当たりにし、騙されたと感じた。北朝鮮国民は、資本主義社会から来た「帰還者」達に疑心を抱いた。帰還者達への疑心は、厳しい監視、最下層の「敵対」成分、そして僻地への封じ込めを招いた。日本語での会話は、当初は妨害され、後に禁止された。本委員会には、日本語を話すことや日本語の歌を歌うことに刑罰が処せられた証拠がいくつか寄せられた。警察に連行され、殴られたという証言もあった。本委員会にはまた、日本語で歌っているところを捕らえられた証人から、椅子に縛り付けられ、殴られ腹部を突かれたという証言を得た。

➢ ９２３

「帰還者」達の多くは、戦争及び戦後復興時代の韓国では得られなかった教育の機会を日本で得たこともあり、高等教育を受けていた。当初、そのような人々は重要機関の高等な地位の職に就き、平壌近郊に住まうことが許可された。東京での公聴会において加藤氏は、当初その能力や技術のために歓迎されたが、後にスパイ容疑をかけられ迫害された人々の事例を数件挙げた。本委員会は又、高い技術力を持つ貴重な人材だったが、最終的には没落し政治犯収容所に消えたある「帰還者」の家族から、直接話を聞いた。

- 柴田孝三さんの兄弟である柴田ヒロユキさんは本委員会に対し、孝三さんが日本人を帰国させるよう、北朝鮮政府に嘆願したために政治犯となった様子を語った：

「懲役２０年の刑と言い渡されました。とても厳しいことです。彼は、日本人妻や日本人夫達をあまりに援助しすぎたという理由で、第一審で投獄されました。私の兄弟、孝三は、それが理由で逮捕されたのです。それが罪とされたのです。２０年の刑期の間、彼にはそれほど重い責任も義務も課せられませんでした。しかし２０年の後に、さらに６年の刑期を追加されました。６年もあれば──十分奉仕することになるから、釈放されるだろう、と考えていました。そう期待していたのです。裁判官も何も言いませんでした。しかし、２０年の刑期の終わる頃、裁判官が突然、スパイ容疑をかけてきたのです。そしてさらなる刑期が言い渡されました。

柴田孝三さんと共に投獄されていた囚人からの証言を元に、アムネスティ・インターナショナルは後に、柴田孝三さんはスンホ政治犯収容所 （kwanliso） に収容されていた、と報告した。アムネスティ・インターナショナルによる質問に対し、北朝鮮は、柴田孝三さんと彼の家族は、信用性の低い状況における列車事故で全員死

亡したと主張した。

- カン・チョルファンさんの父方の祖父母は、１９６０年代に日本から北朝鮮へ、国家建設に助力するため移住した。１９７７年、祖父が突然失踪した。すぐにカンさん（当時９歳）は逮捕され、起訴状も審理もなしに、政治犯収容所 No. １５ に連行された。母親だけが、カンさんの父親との強制離婚に応じたため、酌量された。収容所で１０年間に渡る飢餓と強制労働を生き延びた後、何の説明もなく彼は釈放された。カンさんは本委員会に対し、政治犯収容所 No. １５ には在日朝鮮人と日本人のみが収容されており、収容理由はおそらく資本主義社会について知りすぎていることだろう、と述べた。

（ｆ）１９７０～１９８０年代の日本人拉致事案

➢ ９２４

２００２年９月、日本の小泉純一郎総理大臣は、北朝鮮による拉致が疑われた日本人の帰国について北朝鮮当局と交渉すべく、平壌を訪れた。北朝鮮の最高指導者である金正日は、小泉総理大臣に対し、北朝鮮の工作員が１３名の日本人（女性７名、男性６名）を拉致したことを認めた。これは、多くの日本人が北朝鮮により強制的に誘拐されたのではないかと日本において何年も疑われてきた末でのことである。小泉総理大臣が述べたところでは、金正日は、拉致を認める中で、「これらは北朝鮮に所属していた者による過去の仕業であったとし、謝罪をして、遺憾の意を表した。」。金正日と小泉総理大臣がそれぞれの国を代表して発出した平壌宣言では、「日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題については、北朝鮮側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないよう適切な措置をとることを確認した。」と記された。小泉総理大臣に対して（拉致を）認める以前、北朝鮮は、同国に拉致された又は強制的に失踪させられたと考えられる失踪者に関するすべての主張を否定していた。

➢ ９２５

本委員会は、拉致を実行する部門で働いていた元北朝鮮職員からの証言を得た。朝鮮労働党の３５号室で働いていた元職員は、当該室は「誘拐や拉致といった通常の諜報活動」を担当していたと述べた。当該室のある部局は、日本人の拉致を専門に扱っていた。この元職員は、１９９０年に３５号室に入ったが、当時、北朝鮮に人を「連れてくるように」との命令が金正日から下された。これを受け、幹部がこの命令を実行するための計画書を作成すると、金正日がこれに署名した。一般的な指示は、外国人を北朝鮮に来るよう説得するようにというものであった。しかし、それが不可能なと

きには、誘拐しなければならなかった。

➢ ９２６

日本における陸地での誘拐の多くは、海岸に近い地方で発生した。工作員は、海から日本に近づき上陸した。一人で歩いている女性は、実行が容易なため、しばしば標的にされた。元職員は、被害者を獲得するために用いられた様々な手段について述べた。例えば、ボートに運ぶための袋に入れる前に、被害者を取り囲み、呼吸を塞ぎ、かつ／又は麻酔剤に浸した包帯で口を塞ぐといったことである。本委員会が得た他の証言によれば、スパイ訓練の正規の科目に拉致の実践が含まれており、また、５０％のスパイが日本語を、５０％は韓国の方言を教えられたとのことである。３５号室で働いていた上述の元職員は、拉致された１０名の日本人女性を個人的に知っていた。

➢ ９２７

朝鮮人民軍の偵察局で働いていた別の元職員は、海上における日本人拉致に関わったと証言している。この元職員によると、拉致のオペレーションを行うには金日成か金正日の署名が必要であった。金正日はまた、拉致に関与する主要部署の１つである偵察部門を頻繁に訪れていた。海上における拉致は、一般的に、深夜０時から午前３時までの間に行われた。北朝鮮の船は日本船舶（日本語が記載されていた）に偽装し、日本の海岸近くにおいて一隻だけでいる日本の小船に近づいた。この小船を襲撃すると、最も若くて優秀な船員だけを捕らえた後に小船を沈め、他の必要とされない乗組員を溺死させた。北朝鮮工作員は、エンジンルームのポンプを切断し、小船を浸水させ、１～２時間以内に沈没させた。

➢ ９２８

日本人は、通常、スパイ活動やテロ行為に利用するために誘拐された。彼らは、日本語や日本の文化を北朝鮮工作員への訓練の中で教えたり、日本の身分証明書をより精巧に偽造するための研究を行ったり、また、北朝鮮工作員が拉致された者の身分を使用して日本人になりすましたりすることに利用された。例えば、１９８７年、２名の北朝鮮工作員が日本人の旅券を使って日本人になりすまし、バグダッド発アブダビ及びバンコク経由ソウル行きの大韓航空機８５８便の頭上手荷物入れに爆弾を仕掛け、アンダマン海上空で爆破させ、搭乗していた１１５名全員を死亡させた。２名の北朝鮮工作員は、バーレーン空港で逮捕された後に自殺を図った。男性工作員は死亡したが、金賢姫という女性工作員は生き残り、後に、自分と相手の男性が北朝鮮国籍であり、韓国大統領選挙と１９８８年のソウル・オリンピックを妨害するために金正日から航空機を爆破せよという命令を受けていたことを自白した。他の国民の拉致に関する証言でも、日本人になりすましていた拉致実行犯がいたとのことである。

➢ ９２９

朝鮮労働党中央委員会傘下の３５号室及び作戦部並びに朝鮮人民軍傘下の偵察局は、２００９年、統合されて「偵察総局」となり、公式には朝鮮人民軍に所属している。

➢ ９３０

２００２年の（訪朝時の）記者会見において、日本の小泉総理大臣は「私が、不審船事案が繰り返されてはならないと発言したのに対し、金正日総書記からは、これは軍部の一部が行ったと思われ、今後、更に調査をしたい、このような問題が一切生じないよう適切な措置を取る、との返答があった」旨述べた。本委員会は、これら拉致事案が、軍隊の不届きな分子により行われたものではないとの認識である。むしろ、金日成そして引き続いて金正日による明確な命令の下で実行された、対象を絞った攻撃であった。

➢ ９３１

金正日が日本人１３名の拉致を認めたことは、明らかに、真実のすべてではない。日本政府は、帰国者５名を含む１７名の日本人（女性９名、男性８名）が拉致されたことに疑いはないとしている。日本の警察は、北朝鮮による拉致の可能性から排除できない日本人行方不明者として、約８６０名について引き続き捜査・調査している。日本人の行方不明（及び北朝鮮における人権）に関連した問題に取り組んでいるグループの集合体である「北朝鮮における『人道に対する罪』を止める国際的な連合（ＩＣＮＫ）」の日本チームは、本委員会に対し、北朝鮮による日本人拉致被害者数は少なくとも４０名、おそらく１００名以上にのぼると証言した。

➢ ９３２

北朝鮮による十分な協力を得られない状況において、本委員会は、日本から北朝鮮に拉致された日本人の数を正確に把握することはできない。しかし、本委員会は、少なくとも１００名の日本人が北朝鮮に拉致された可能性がある（probable）と考えている。拉致の理由としては、工作・軍関係の訓練学校において外国語を教えること、拉致被害者の専門的な技術の必要性、そして、多くの拉致被害者の事案に見られたように、北朝鮮に住む外国人の結婚相手として「与える」こと、などがあると考えられている。ＩＶ．Ｃで記述したとおり、「純粋な朝鮮民族」の保護と維持が北朝鮮社会の重要な特色であり、混血の朝鮮民族の出生を防ぐための多大な努力がなされている。特に、日本人は、将来日本においてなされる革命を引き起こすために北朝鮮における日本人の数を増加させるため、他の集団から隔離されてきたように思われる。

（ｉ）日本における拉致事案

➢ ９３３

２００２年、日本の小泉総理大臣との会談の際、金正日は、日本人１３名の拉致を認めた。その後、日本人５名が日本への訪問を北朝鮮に認められ、全員がそのまま日本に残った。北朝鮮は、その他８名の日本人拉致被害者については、死亡したと述べた。しかし、その主張を裏付ける明確な証拠は示されていない。

➢ ９３４：横田めぐみさん～１９７７年１１月１５日

横田めぐみさんは、１３歳の時、日本の新潟県の沿岸地方において、下校中に強制的に連れ去られた。２００２年、金正日は彼女の拉致を認めたが、めぐみさんは２９歳の時に死亡したとされた。しかし、この主張を裏付けるために提供された死亡確認書は偽造されたものと見られ、また、彼女のものとされた遺骨のＤＮＡ検査では一致が見られなかった。めぐみさんは、本人もまた１０代に北朝鮮により拉致された韓国のキム・ヨンナム氏と結婚したと見られる。その間には、一人の娘がいる。

➢ ９３５

横田さんの両親、横田早紀江さんと横田滋さんは、全ての拉致被害者のために、疲労をものともせず活動してきた。両親は、２０１３年８月に東京で開催された公聴会に出席し、本委員会に対し以下のとおり証言した。

「初めて成長した（めぐみの）写真を見た（とき）…涙が出ました。（拉致以来）初めて、写真で娘を見たのです。本当に悲しかった。それまでの２０年間、あらゆる所を探しました。そして今、平壌にいるのです。とても胸が苦しかったです。やっと娘を見つけたのに、まだ助けることができずにいます。娘にごめんなさいと言いました。そして、まだ彼女を助けてあげられずにいることに対し、涙を流しました。」

➢ ９３６：田口八重子さん～１９７８年６月

田口八重子さんは、１９７８年６月、２人の幼い子どもを残したまま、東京から行方不明となった。１９８７年１１月に発生した大韓航空機爆破事件で有罪となった元北朝鮮工作員の金賢姫は、田口さんに日本人になりすます方法を教わったとされている。北朝鮮は、田口さんは３０歳の時に死亡したと主張した。しかし、北朝鮮当局は、彼らの主張を裏付ける信頼性のある証拠を提示していない。

➢ ９３７：地村富貴惠さん（旧姓濵本）、地村保志さん夫妻～１９７８年７月７日

地村夫妻は、日本の福井県小浜海岸付近で、夕刻、デートをしている時に、拉致され

た。地村夫妻は、２００２年、（北朝鮮が）拉致を認めた後に日本への帰国が許された５名の拉致被害者のうちの２名である。彼等は北朝鮮に戻らなかった。その後、彼等の子供達は、２００４年、日本にいる両親の元に戻ることができた。２００６年、日本政府は、彼等の拉致に責を負うとされる北朝鮮工作員・辛光洙の逮捕状を発付した。

➢ ９３８：蓮池祐木子さん（旧姓奥土）、蓮池薫さん夫妻～１９７８年7月３１日
蓮池夫妻は、日本の新潟県柏崎市の海岸で拉致された。蓮池夫妻は、２００２年、（北朝鮮が）拉致を認めた後に日本への帰国が許された拉致被害者５名のうちの２名である。彼らの子供達は、２００４年に日本に帰国した。２００６年及び２００７年、日本の当局は、同夫妻の拉致に関わったとされる３名の北朝鮮工作員、チェ・スンチョル、ハン・クムニョン（自称：ハン・ミョンイル）、キム・ナムジンの逮捕状を発付した。

➢ ９３９：増元るみ子さん、市川修一さん～１９７８年8月１２日
北朝鮮が拉致を認めた３組目のアベックである増元さんと市川さんは、１９７８年夏、日本の鹿児島県吹上浜に夕日を見に出かけた後、行方不明となった。北朝鮮は、２人は１９７９年７月に結婚し、それぞれ２７歳と２４歳で死亡したと主張した。死亡したとされている他の拉致被害者と同様、彼らの死亡を立証する信頼性のある証拠は提示されていない。増元さんの弟である増元照明さんは、本委員会に対して以下のとおり述べた。

「私の家族は、るみ子のことが心配で病気になりそうでした。彼女がどこかで生きているようにと祈らなかった日はありません。私たちは、長い間深く悲しみましたが、ある時点から、このことについて話すのを止めました。話すたびに傷口が開き、母が、昨日起こったことの様に泣き始めるからです。

私たちは、挫けずに毎日を生きていこうとしましたが、私たちの笑顔は作り笑いです。私たちは、いつもるみ子のことを考えています。私たちは、人生を楽しむ力を完全に失ってしまいました。愛する姉を失った苦痛は決して消えません。私は、両親が経験してきた痛みを想像することしかできません。」

➢ ９４０：曽我ひとみさん、曽我ミヨシさん～１９７８年8月１２日
曽我さんと彼女の母親は、新潟県の佐渡島で、買い物からの帰宅途中に拉致された。北朝鮮は、曽我ひとみさんの拉致は認めているが、彼女の母親である曽我ミヨシさんを拉致したことは否認している。２００２年、（北朝鮮が）拉致を認めた後、曽我ひとみさんは、日本への帰国を許された。

➢ ９４１

曽我ひとみさんは、北朝鮮において、チャールズ・ジェンキンス氏と結婚した。彼は、朝鮮戦争後、韓国にある基地から北朝鮮に自発的に渡ったアメリカ人脱走兵５名のうちの１人である。１９６５年に韓国にある基地から脱走したジェンキンス氏は、彼より先に北朝鮮に渡っていた３人のアメリカ人、ラリー・アレン・アブシャー（１９６２年)、ジェイムズ・ジョセフ・ドレスノク（１９６２年)、ジェリー・ウェイン・パリッシュ（１９６３年）の近所に住んでいたと述べている。ジェンキンス氏によると、４人は厳重に監視され、行動の自由が著しく制限されていた。４人は、１９６６年にソ連大使館に亡命を求め脱出を試みたが成功せず、北朝鮮から離れられる機会は全くないことを確信した。彼らは、自発的に北朝鮮に渡ったが、捕らわれの身となった。２００４年、ジェンキンス氏と２人の娘は、曽我さんと日本で再び共に暮らすことになった。

➢ ９４２

わずか１９歳で拉致された曽我さんは、北朝鮮に着いた後の最初の１年間、横田めぐみさんと同じ場所で監禁された。２人は厳重に監視され、相互の日本語での会話は禁じられていたが、互いに親しくなった。

➢ ９４３：原敕晁さん～１９８０年６月

１９８０年６月、原敕晁さんは、日本の宮崎県で行方不明となった。北朝鮮工作員である辛光洙は、後に日本において原さんになりすました。また、辛光洙は、原さんの旅券を使って、韓国を含む様々な国に渡航した。彼は、韓国において逮捕され、裁判にかけられ、投獄された。逮捕後、彼は韓国当局に対して、原さんを拉致し北朝鮮に連れて行ったことへの関与を認めた。北朝鮮は、原さんは１９８６年に肝硬変で死亡したと主張した。日本人拉致について自身の著作の中で多くの情報を明らかにしたジャーナリストの石高健次氏は、本委員会に対し、原さん拉致事件の経緯について以下のとおり述べた。

- 「３名の人物が辛光洙に協力し、彼の命令に従って、原敕晁という名の大阪で働く調理師を誘拐した。辛光洙は、原さんを九州に連れて行き、そこで北朝鮮からやってきた他の工作員たちと合流して、原さんを袋の中に入れて無理矢理船に乗せ、北朝鮮まで連れ帰った。」

➢ ９４４

日本政府は、他に４名の日本人が北朝鮮に拉致されておりその解放と日本への帰国を

求めていると主張している。北朝鮮当局は、これら４名の日本人が北朝鮮に入境したことはないと主張している。

➢ ９４５：久米裕さんー１９７７年9月１９日
久米裕さんは、日本の石川県にある宇出津海岸で姿を消した。元警備員であった久米さんは、北朝鮮の工作員である在日朝鮮人により、金儲けに誘われ騙された。工作員は、岸から離れた場所に係留している船に乗っている人々のところにゴムボートでお金を持っていくよう、久米さんに依頼した。久米さんは帰ってこなかった。警察は、その工作員の疑わしい行動に気付き、２３日間拘束したが、出国前の久米さんの意思が不明であったことから、最終的に久米さんの失踪への帰責を証明するに足る証拠の収集には至らなかった。北朝鮮は、久米さんは入境していないと主張している。

➢ ９４６：松本京子さんー１９７７年１０月２１日
松本京子さんは、日本の鳥取県で編み物教室へ行く途中に姿を消した。松本さんが２人の見知らぬ男と話していたところを近所の住民が目撃している。松本さんのサンダルは海岸の近くで発見されており、その見知らぬ男たちにより船で連れ去られた疑いがもたれている。日朝協議の中で、北朝鮮は、松本京子さんの入境は確認できないと述べている。

➢ ９４７：曽我ミヨシさんー１９７８年8月１２日
曽我ミヨシさんは、曽我ひとみさん（上記参照）と共に拉致された。北朝鮮は、曽我さんは入境していないと主張している。

（ii）海外からの拉致

➢ ９４８
１９７０年代初め、共産主義及び／又は主体思想に魅了され、自らの意志で北朝鮮に渡ったある日本人グループが、その後、海外における日本人の拉致に加担した。

➢ ９４９
よど号グループは、１９７０年に航空機をハイジャックして北朝鮮へ向かわせた９名の日本人からなる。このグループは、日本の共産主義同盟から１９６９年に分離した過激派左翼活動家の小さなグループである日本赤軍に属していた。警察は、当時の首相であった佐藤栄作を誘拐する計画を暴き、５０名以上を逮捕し９名を国外逃亡させる決断に至った。１９７０年３月３１日、思想上のリーダーである塩見孝也と活動上のリーダーである田宮高麿の指示の下、このグループは、乗客１２９名を乗せた東京

発福岡行きの日本航空３５１便をハイジャックし、（福岡とソウルで乗客を降ろした後）北朝鮮に向かわせた。彼等がハイジャックした飛行機が「よど号」であったことから、この９名は「よど号グループ」として知られることとなった。このグループは、キューバ行きを計画し、北朝鮮がキューバへ彼等を送ってくれることを期待したが、北朝鮮に留まることとなった。

➢ ９５０

よど号グループの妻や恋人は、後に、北朝鮮への入国を認められた。未婚のメンバーは、北朝鮮において日本人と結婚した。よど号グループ及びその配偶者は、平壌郊外の「日本革命村」と名付けられた地域に居住した。彼等の重要な任務の一つは子供を産むことであり、金日成が終局的な共産主義の楽園を創造するには三代を継いで革命をすることが必要であると信じたところに従い、日本での革命を共に実現する革命を担う将来の世代を築くことであった。よど号のメンバー及びその配偶者は、主体思想と金日成主義に基づく集中的な教育を受けた後、金日成の要請に従って活動を行うよう命ぜられた。

- 八尾恵氏は、主体思想に関心を抱いた日本人であったが、１９７７年に、２、３ヶ月の滞在のつもりで、北朝鮮に渡航した。渡航すると、彼女は、囚われ、よど号メンバーである柴田泰弘との結婚を強制され、子供を産んだ。北朝鮮に囚われていた間の１９８３年、彼女は、金日成の命令と朝鮮労働党５６課の監視の下、若い日本人女性をそそのかして北朝鮮に連れてくるよう強いられた。この命令の結果、八尾氏は、日本人拉致被害者である石岡亨さんか松木薫さんのどちらかと結婚させ子供をもうけさせる目的で、日本人学生であった有本恵子さんをそそのかしてロンドンから北朝鮮に入国させた。これは、日本における革命勢力グループの人数を増やす計画の一部であった。

➢ ９５１

朝鮮労働５６課は、駐ザグレブ北朝鮮総領事館から出されるヨーロッパでの作戦を遂行していた。ザグレブの副領事キム・ユーチョルは、５６課で働いており、よど号グループとその配偶者の活動を管理していた。副領事のキムとよど号グループのリーダーである田宮は、革命軍に加えるため日本人を「獲得」し北朝鮮に連行せよとの金日成の命令に基づき、海外における日本人拉致を協力して行った。

➢ ９５２：田中実さん～１９７８年ごろ

田中実さんは、１９７８年にヨーロッパに向けて出発した後に失踪した。２００５年、日本政府は、田中さんを拉致被害者と認定し、北朝鮮からの解放を要求した。北朝鮮

からは、この要求に対する反応はない。

➢ ９５３：石岡亨さん及び松木薫さんー１９８０年５月

石岡さんと松木さんは、友人であったが、北朝鮮の工作員にヨーロッパで拉致されたと認識されている。２人は、よど号メンバーの妻である森順子と若林（旧姓黒田）佐喜子によって、そそのかされて北朝鮮に連れて行かれた。北朝鮮は、彼等の拉致について認める一方、２人は、比較的若い頃に死亡したと主張している。しかし、北朝鮮は、その主張を裏付ける信頼性のある証拠を提示できていない。

➢ ９５４：有本恵子さん～１９８３年７月

有本さんは、１９８３年に、八尾恵氏によってそそのかされ、北朝鮮に連れて行かれた。有本さんは、ロンドンの語学学校での勉強を修了し、１９８３年７月に日本に帰ろうとしていたとき、八尾氏と出会った。八尾氏は、北朝鮮でマーケティングのアルバイトの仕事に就くように有本さんを説得した。（北朝鮮にいる）よど号リーダーの指示と、魚本（旧姓安部）公博（よど号メンバー）と北朝鮮の工作員キム・ユーチョル（旧ユーゴスラビアの駐ザグレブ北朝鮮総領事館の副領事）の指揮の下、八尾氏は、コペンハーゲンで有本さんをマーケティング会社のボス（魚本）と国営貿易会社の責任者（キム）に会わせる段取りをした。４人がレストランで会った後、有本さんはキムと北朝鮮に渡り、消息が途切れた。それまでに拉致されていた日本人男性の妻となる若い日本人女性が「必要」とされていたことから、有本さんが北朝鮮の工作員の標的となった。

➢ ９５５

１９８８年、日本にいる石岡さんの両親は、石岡さん、松木さん、そして有本さんが北朝鮮にいることを知らせる手紙を受け取った。その手紙は、ポーランドから送られたようであり、有本恵子さんの保険の書類に書かれていた。手紙では、彼等が元気であることと、なぜ北朝鮮にいるのかは書くことができないと述べる以外は、詳細が記載されていなかった。手紙には、石岡さんと有本さんの子供とされる赤ん坊の写真が同封されていた。有本さんの両親は、何年もの間、彼等の娘に会うために領事支援を求めたが、日本政府は、日本と北朝鮮に国交がないためできることは何もないとの助言で一貫していた。

➢ ９５６

２００２年、北朝鮮は、これら３名の拉致について認めたが、有本さん、石岡さんそしてその幼い子供は皆、自宅でガス中毒により死亡したという、北朝鮮の実情に鑑みて信憑性の低い説明をした。彼等の死を証明する、それ以上詳細な説明や信用できる

証拠は、提示されていない。８名の拉致被害者は亡くなったとする北朝鮮の主張にかかわらず、有本（恵子）さんの母・有本嘉代子さんは、拉致被害者の家族を代表して、今後も引き続き娘と全ての拉致被害者に関する回答を追及すると、東京で本委員会に対し、以下のとおり述べた。

「私たちは、拉致被害者を救うための活動を止めることはできません。」。

➢ ９５７：田中実さん～１９７８年6月

２００５年、日本政府は、田中実さんをヨーロッパから北朝鮮に連れて行かれた拉致被害者として認定した。

➢ ９５８

田中実さんは、日本の兵庫県にある飲食店の元従業員であり、１９７８年6月、ヨーロッパに向けて日本を出発した後、姿を消した。日朝協議の際、北朝鮮は田中さんの入境を確認できないと主張している。

（iii）その他の事案

➢ ９５９

本委員会は、更に多くの日本人が拉致されたという信頼できる証言があると考えている。

- 朝鮮労働党中央委員会の３５号室の元職員は、拉致された１０名の日本人女性（日本政府が公式に認定しているよりも１名多い）を個人的に知っていた。

- １名の日本人の拉致に直接関与した八尾氏は、数百名が拉致されていたかも知れないと示唆した。八尾氏は本委員会に以下のとおり述べた。

  「正確には分かりません。しかし、北朝鮮が拉致したと思われる日本人は恐らく数百名。みんな［革命村のよど号メンバーとその妻たち］が拉致を行っていたが、彼等はこれを「仕事」や「活動」と呼んでいた。「Xはこの活動を完遂した」などという言い方をしていた。それで、私はみんながそれ（拉致）を実行していると知ったのです。」

- 朝鮮人民軍の偵察局の元職員で海上での日本人拉致に関与していた者は、本委員会に対し、海上での日本人の拉致及び強制失踪に関与したと述べた。１９７９年１１月、この元北朝鮮職員は、日本の沿岸近くに偽装船で赴き、数名が乗船する他の船

舶から離れたところにある船を探した。対象とした船には６名の乗組員がいた。工作員らは、最も若い者を捕えて北朝鮮に連れて行き、残りの５名は殺害した。

- 日本において拉致の可能性がある事案を調査している非政府調査団体である特定失踪者問題調査会は、４７０名の失踪者の事案を調査している。その調査から、同調査会は、約２８０名の日本人拉致被害者がいる「可能性がある（likely)」と考えており、そのうち７７名は北朝鮮による拉致の可能性が「濃厚（highly likely)」としている。本委員会は、同調査会が現在「拉致濃厚」としている事案の多くは、そのすべてではないとしても、実際の拉致であると考える。北朝鮮とつながりが非常に高いとみられる事案において、いくつかの様式が見られる。例えば、同種の職業（技術者、印刷工等)、特定の時期の失踪、身寄りのない成人、特定の地域の女性といった点である。

➢ ９６０

拉致された疑いのある何名かの者は、北朝鮮で目撃されている。例えば、ある北朝鮮住民は、失踪した印刷工３名のうちの１人である日高信夫さんに似た者を見たと述べている。日高さんは、１９６７年９月に東京から失踪した。３名の印刷工は、１９６６年から１９６８年の間に北朝鮮によって東京から拉致されたものと考えられている。３名は、それぞれ日本の異なる地方の出身で、いずれも東京で一人暮らしをしながら印刷会社で働いていた。彼等は、恐らく偽札を作る目的のため、その印刷機械に関する知識と技術の故に対象となったと考えられている。

➢ ９６１

日本人の拉致が疑われる顕著な事案の一つが藤田進さんである。大学生であった藤田さんは、１９７６年２月７日、アルバイトのため家を出た後、姿を消した。特定失踪者問題調査会が得た情報によると、藤田さんは、北朝鮮工作員によってある病院に留め置かれていたが、北朝鮮まで連れてこられたとのことである。ある元北朝鮮住民によって提供された写真が、藤田さんの写真であるとされている。写真の専門家による鑑定により、当該写真と彼が失踪する前の写真とが類似していることが判明した。日本の捜査官は、平壌の金正日政治軍事大学で藤田さんを見た元北朝鮮工作員から証言を得ている。藤田さんの事案については、強制的失踪作業部会により追跡調査されている。しかし、北朝鮮側は、藤田さんについて全く承知しないとしている。

➢ ９６２

朝鮮労働党の５６課により北朝鮮に連れてこられた日本人拉致被害者（家族を含む）は、より広範なよど号グループが住んでいた日本革命村近くの敷地内に居住している。

３５号室により北朝鮮に拉致された日本人女性は、平壌に住んでいる。３５号室により拉致された日本人女性の何名かは、北朝鮮工作員の子を妊娠しており、彼女らは、複数の場所にある警備された住宅である「密封招待所」に送られて居住している。子供が生まれれば、当該工作員の両親のところに預けられる。母親は週末にしか子供と会うことが認められていない。女性は、北朝鮮にいる間は、３５号室の監視・見張りの下にある。彼女らが外出したり、子供に会いに行ったり、その他の活動に従事するためには、許可を取得しなければならない。

（g）１９７０年代後半：他の各国からの拉致及び女性の強制的失踪

➢ ９６３

１９７７年以降、北朝鮮により、（日本及び韓国以外の）他の国の国民も同様に拉致された。拉致は、時に強制的に、時にそそのかしによって、実行された。拉致の理由としては、外国語をスパイや軍のための訓練学校で教えること、技術的な専門性の取得、そして、多くの拉致被害者の事案に共通することであるが、朝鮮人と非朝鮮人との婚姻を回避することを目的として北朝鮮内の外国人への結婚相手として「与える」こと等がある。Ⅳ．Ｃで言及されたとおり、「純粋な朝鮮民族」は朝鮮社会の主要な特性の一つで、混血の朝鮮人の誕生を防止するため、多大な努力が費やされてきた。

- 一例を挙げると、元米兵達には、不妊症であると信じられたため夫から離縁された（北朝鮮女性の）調理師達が提供された。ジェンキンス氏によれば、この調理師達は、「基本的には、非公式な妻として、妻としてのすべての伝統的な役割を果たすこととされた」。米兵等は、これら調理師等と性的関係を持つことが期待され、少なくとも一つの事例では、性的関係の欠如が男性の殴打に繋がっている。１９７８年、アブシャー氏の調理師は妊娠し、「一夜のうちに消えた」。

  「アブシャー氏の調理師がたまたま妊娠してしまった後、我々の指導員は我々に対し、「組織」は、北朝鮮人の女性調理師を提供するという政策はうまくいっていないと決定し、我々の妻とするため４名のアラブ人女性をレバノンから見つけてきたと述べた。」

➢ ９６４

日本及び韓国以外の国々の国民について確認されたすべての拉致が、アブシャー氏の調理師が妊娠した後に発生しており、４名の元米兵が後に非朝鮮人の女性と結婚していることは、注目に値する。北朝鮮に拉致された非朝鮮人の女性のうち少なくとも何名かは、朝鮮民族の純血性を損なうことを回避する手段として北朝鮮内の非朝鮮人の

パートナーとすることを目的に連れてこられたものと推測される。

➢ ９６５：１９７８年：レバノン人女性４名の強制的失踪

１９７８年、レバノン人女性４名がそそのかしによって北朝鮮に連れてこられた。チャールズ･ジェンキンス氏によれば、彼女等は、４名の元米兵の妻となることとなっていた。彼女等は、月給千ドルの秘書業務に東京で就くことになると告げられていた。このうち２名が、拉致されてから１年１ヶ月後、ベオグラードを訪問中に逃亡を果たしたのである。他２名は、元米兵のジェームズ･ドレスノック氏及びジェリー･パリッシュ氏に妻として「与えられた」。北朝鮮に残された拉致被害者のうち１名の母親は、この女性の所在を知るに至り、被害者の解放を求めて交渉した。ジェンキンス氏によれば、（ベオグラードで逃亡した）拉致被害者のうち１名は、北朝鮮を離れる際、パリッシュ氏の子を身籠っていた。このことで、彼女とその家族は困難に直面することになり、彼女は、子供の父親と暮らすため、北朝鮮に戻ることとした。

➢ ９６６：１９７８年：マカオでのタイ人女性の拉致

アノーチャ・パンチョイさんは、１９７８年7月２日、マカオで拉致された。北朝鮮でパンチョイさんの近所に住んでいたジェンキンス氏によれば、パンチョイさんは、マカオで無理矢理船に乗せられ、自らの意思に反して北朝鮮に連れてこられた。彼女の失踪から３日後の新聞記事によれば、パンチョイさんは日本人を装った男性と一緒に出かけたとのことである。この記事では、パンチョイさんの友人の発言として、パンチョイさんが当該友人に対し、自分が夕方６時までに外出から戻らなければ警察に通報するよう話していたことが引用されている。この情報は、パンチョイさんが北朝鮮に到着後にジェンキンス氏が聞いた話と整合性がある。パンチョイさんはアブシャー元米兵に「与えられた」。

➢ ９６７

本委員会は、２０１３年９月、タイのバンコクで調査を実施し、パンチョイさんの家族から証言を得た。タイ政府は、パンチョイさんの失踪を拉致事件と認めたことはなく、彼女の失踪を「行方不明者」の事案として捉えている。とは言え、タイ政府は、北朝鮮当局に対してパンチョイさんの情報提供を繰り返し要請しているが、何ら前向きな対応はないと述べている。２０１４年１月、タイの国家人権委員会は、パンチョイさん事件に関する報告書をとりまとめ、外務省が引き続きパンチョイさんの事案を追及するよう、タイ政府に勧告している。

➢ ９６８

本委員会は、パンチョイさんがマカオ滞在中に拉致され北朝鮮に連れて行かれたこと

を証明する十分な証拠が得られていると認識している。この結論の主要要素は、チャールズ･ジェンキンス氏の証言及びパンチョイさんも写っている同氏の家族写真等の証拠である。本委員会は、彼女が今日も北朝鮮にいるものと判断している。

➢ ９６９：１９７８年：マカオにおける中国人女性２名の拉致

コン・リイイン（別表記 Hong Leing-ieng）さんとスー・ミャオジェン（別表記 So Moi-chun）さんという中国人女性２名は、パンチョイさんと同時にマカオで拉致され、北朝鮮に連れていかれた。２名は、マカオの宝石店で一緒に働いていた。家族の説明によると、彼女等は、日本人と思われる男性とその宝石店で知り合った。この北朝鮮工作員と思われる男性は、気前がよく、彼女等を時々夕食や他の遊びに連れ出していた。

➢ ９７０

パンチョイさんがジェンキンス氏に語ったと伝えられるところによると、マカオからの船内には他の２名の女性のアジア人拉致被害者が彼女とともにいたが、彼女はこれら被害者らと話すことを許されなかった。北朝鮮到着の直前、これら女性３名は、服を脱ぐよう命じられた。服は、後日、きれいに洗濯されて返却された。到着時、３名は、一列に並んで上級指導員２名による審査を受けた。本委員会は、これら指導員２名の身元を把握している。伝えられるところによれば、幹部はそれぞれ１名の中国人女性を自分の車で連れていった。パンチョイさんは、その後、どちらの女性とも会うことはなかった。金賢姫元北朝鮮工作員は、コンさんから中国語を学んだと明らかにしている。拉致された韓国人女優の崔銀姫さん（既述参照）も、北朝鮮でコンさんと連絡があったとのことである。

➢ ９７１：１９７８年：シンガポールでのマレーシア人女性４名及びシンガポール人女性１名の拉致

「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会」によれば、１９７８年８月２０日、シンガポールにおいて、４名のマレーシア人女性、すなわちイェン・ヨケさん（２３才）、セエト・タイ・ティムさん（１９才）、ヤプ・メ・レンさん（２２才）、マーガレット・オン・グアト・チョーさん（１９才）と、シンガポール人女性のダイアナ・ン・クムさんが拉致された。日本人と称する男性２名が船上パーティーに５名の女性を派遣するようエスコート業者に依頼した。これらの１９～２４才の５名の女性は消え、船も二度と現れなかった。崔銀姫さんは北朝鮮で近所に住んでいたマレーシア人について聞いたことがあるとされている。

➢ ９７２

本委員会は、これらシンガポール及びマレーシア国民の拉致疑惑に関する更なる情報を求め、両国政府に対して質問を行った。シンガポール政府は、本件に関する情報を有しておらず、また、近親者から領事面での支援を求められたこともない旨回答した。マレーシア政府からは、情報提供に関する我々の要請への対応が得られていない。

➢ ９７３：１９７９年：ルーマニア人女性の強制的失踪

ドナ・ブンベアさんは、１９７８年、イタリアで失踪しており、北朝鮮にそそのかされて連れていかれたものと見られている。ブンベアさんは、イタリアで美術を学んでいた時、画商と称するイタリア人男性と出会った。同男性は、香港で展覧会を開催するようブンベアさんを説得した。二人は平壌経由の香港行きで出発したが、男性は平壌で消えた。ブンベアさんは、北朝鮮に留め置かれ、ドレスノック元米兵に「与えられた」。ブンベアさんは、北朝鮮で、二人の息子を残して死亡した。１９８１年生まれのリカルド・ドレスノック氏と１９８３年生まれのガブリエル･ドレスノック氏は、２００６年の「クロッシング・ザ・ライン」や２０１３年の「エイム・ハイ・イン・クリエーション」等のドキュメンタリーに登場している。ルーマニアのブンベアさんの家族はブンベアさんの子供に会いたいと願っているが、全く連絡が取れない状況が続いている。

➢ ９７４

ルーマニア政府は、本委員会に対し、チャールズ･ジェンキンス氏の２００６年の著作で北朝鮮におけるブンベアさんの生活について明確な証拠が提供されて以降、北朝鮮当局に対してブンベアさんに関する情報提供を要請したとしている。ルーマニア当局からの要請に対し、北朝鮮は、「現段階では、ルーマニア人が拉致されたことを確認する証拠やこれを示唆するものは存在しない」と回答した。

➢ ９７５：フランス人女性

本委員会は未確認のフランス人女性の拉致疑惑に関する情報を入手した。崔銀姫さんによれば、このフランス人女性は、フランスにおいて、アジアの富豪の跡継ぎと称する北朝鮮工作員と恋愛関係になり、そそのかされて北朝鮮に連れてこられた。この女性が平壌までその男性と旅行してきたのは明らかであるが、その後、この男性は、消息を絶った。彼女は、北朝鮮において、招待所に留め置かれた。金賢姫さんはこのフランス人女性を見たことがあるとされている。ジェンキンス氏は、映画撮影中に共演したフランス人女性を見たことを記憶している。しかしながら、彼は、その女性が拉致されてきたのかどうかは知らない。

１．帰国したレバノン人拉致被害者による同時期の報告によれば、レバノン人女性が

留め置かれたのと同じ北朝鮮の収容所に３名のフランス人女性がいた。

２．本委員会は、北朝鮮により他の外国人、特に女性が拉致された可能性が高いと認識している。前出のレバノン人女性は、帰還した時、レバノンの報道関係者に対して、収容所には３名のフランス人女性、３名のイタリア人女性、２名のオランダ人女性と他のヨーロッパ出身の女性及び中近東出身の女性を含む２８名の女性がいたと述べたと伝えられている。

（h）１９９０年代から現在まで：中国での拉致

➢ ９７６

１９９０年代から中国に多数の住民が流出し始めたことに対応して、北朝鮮の国家安全保衛部の工作員は、組織的な拉致を中国国内で実行した。被害者達は、北朝鮮内で強制的に失踪させられた。これらの被害者の主だった者としては、中国や中国経由で韓国に逃亡する北朝鮮住民を支援した中国人や韓国人に加え、外国や韓国当局へ機微な情報を伝える可能性のある北朝鮮の元当局者等がいる。

- キム･ヨンファン氏は、軍事境界線地域で積極的に活動した韓国の人権活動家であるが、少なくとも６名の韓国国民と多数の中国国民（そのほとんどが朝鮮系）が過去１５年間で誘拐された旨証言した。同氏は、また、拉致は北朝鮮住民のうち特定の背景を有する人々を標的にしていたと示唆した。

「少なくとも過去１５年間にわたり、多くの誘拐及びテロ行為が行われている。北朝鮮は、誘拐のための組織を立ち上げ、運用している。彼等は、誘拐のために人を（中国の主要都市に）送り込み、誘拐犯達は瀋陽のような都市まで行っている。しかし、彼等は、無差別に韓国人や北朝鮮人を誘拐しているわけではなく、以前に保衛部や警察に所属していたり国家と特別な関係を有していたりするような重要な人物を拉致している。彼等は、重要な地位に過去に就いていたり現在就いていたりする脱北者を標的とする。誘拐の標的とされた人物が特別な地位に就いていなかったとしても、中国において反国家的政治活動に従事していたことが分かれば、拉致の標的となり得る。」

➢ ９７７

本委員会は、北朝鮮の国家安全保衛部のために中国において拉致を行った工作員を有罪とする裁判所の判決を、一つは韓国で、もう一つは中国で入手した。拉致を実行した組織及び拉致の方法に関して判決で明らかにされた事実は、相互補完的であり、ま

た、本委員会が公聴会、秘密面談及び提出された文書によっても裏付けられている。

➢ ９７８

第一の判決は、２００５年に韓国のソウル中央地方裁判所によって下された。この裁判で明らかとなった事実は、容疑者である朝鮮系中国人の国家安全保衛部工作員の自白及び拉致事件に直接関わったことのある元北朝鮮工作員の証言を基礎としたものであった。当該事実は、韓国の牧師であるキム・ドンシク師、元日本人のリャン・チョオクさんとその家族、そしてその他１２名の北朝鮮住民の北朝鮮による拉致について極めて詳細に明らかにするものであった。 当容疑者は懲役１０年の判決を受けた。

➢ ９７９

第二の判決は、２００６年に中国の吉林省延辺朝鮮族自治州の中級人民裁判所によって下された。この裁判では、２名の北朝鮮人と４名の中国人が６件の拉致事件と１件の不法拘留の罪で有罪宣告を受けた。同判決は、被告人達が北朝鮮の国家安全保衛部の高官により北朝鮮から下された命令に従って拉致を実行したと裁断している。判決で言及されている被害者の中には、元日本人のリャン・チョオクさんと韓国のキム・ドンシク師が含まれている。国家安全保衛部の工作員を含む２名の北朝鮮人は、３年７ヶ月及び３年６ヶ月の懲役刑を宣告された。中国人の被告人達は、６ヶ月から２年間の禁固刑を宣告された。

➢ ９８０

これら判決及び本委員会が聴取した追加的な証言及びその他の入手した情報は、北朝鮮の国家安全保衛部の工作員及び中国人により構成されるチームが、北朝鮮のために、周到に組織化された多数の拉致を実行したことを示している。彼等は、北朝鮮の咸鏡北道の会寧に所在する国家安全保衛部の工作員に雇われ、その命令と緊密な作戦指揮の下で行動した。ゴクサン工場として知られる会寧の国家安全保衛部の「隠れ家」が、作戦基地として使用された。中国及び韓国での判決は、作戦を首謀した咸鏡北道に勤務する国家安全保衛部の司令官達の名を特定している。本委員会は、かつて中国にいた安全保衛部の元工作員及び北朝鮮から脱出する北朝鮮住民の支援活動を行っている他の証人から、同一の関係者達を示唆する情報を独自に得ている。

- ２０００年１月、国家安全保衛部のあるチームが、キム・ドンシク師を中国吉林省東部の延吉市で拉致した。キム師は、北朝鮮住民が中国から韓国へ脱出するのを支援していたため、北朝鮮の標的となった。国家安全保衛部の工作員は同師を罠に誘い込み、北朝鮮に強制的に連れていった。国家安全保衛部の工作員が北朝鮮内で同師を引き受けた。同師は、北朝鮮において、咸鏡北道会寧の地下尋問拘禁施設に拘

禁された。同じ地下監獄にキム･ドンシク師と同時期に拘禁されていたチョン・グァンイル氏は、そこでキム･ドンシク師と会い話をしたと本委員会に証言した。同師は松葉杖をついていて拷問を受けていることを示す怪我をしているように見えた。韓国統一研究所によれば、キム･ドンシク師は、２００１年２月、拷問による怪我の結果、拘禁されたまま死亡した。

- １９９９年２月、国家安全保衛部の工作員は、リャン・チョオクさんと３名の家族を拉致した。主な被害者は、１９６０年代に日本から移住し後に北朝鮮公民となった６１才の日本人女性であった。現場の工作員に対して発出された命令によれば、「仮にリャン・チョオクさんとその家族が日本に辿り着くことになれば北朝鮮にとって恥辱」となることから、会寧の国家安全保衛部は、あらゆる必要な手段を尽くして当該女性と家族を拉致すべしとの「最高命令（supreme orders)」を受領したとのことである。

➢ ９８１

１９９８年から２０００年にかけ、下記の人々が、北朝鮮の国家安全保衛部により命令され同部のために実施された周到に計画された作戦により、中国から拉致された。

- １９９８年３月、北朝鮮住民のチョン・ソン氏（中国名：Qian Cheng）は、中国吉林省延吉市で拉致された。国家安全保衛部が彼を韓国の情報当局と協力していたと考えたため標的とされたと見られる。

- １９９８年８月、元北朝鮮記者で北朝鮮を脱出し韓国国籍を取得していたチェ・チョンソク氏（中国名：Zhu Yuan）は、中国吉林省延吉市で国家安全保衛部に拉致された。

- １９９９年１月、リュ・ヨンボム氏は、中国吉林省竜井市で北朝鮮に拉致された。同氏と一緒に働いていたパク・ボンウクさんは、中国吉林省安図県で１ヶ月後に拉致された。

- １９９９年２月、ソク・トゥウクさんは、中国吉林省竜井市で北朝鮮に拉致された。

- １９９９年２月、ペク・ソンクク氏は、韓国の情報当局のために活動しているとの疑いを北朝鮮から受け、吉林省龍井市で拉致された。

- １９９９年２月、国家安全保衛部の工作員が、中国吉林省龍井市三河鎮に脱出して

いた朝鮮人民軍兵士を拉致した。

- １９９９年２月、国家安全保衛部の工作員が、２名の朝鮮人民軍治安部隊隊員と結託して中国吉林省竜井市で２名の兵士を拉致しようとして、失敗した。これら２名の兵士は北朝鮮から脱出する人々への支援に関わっていた。

- １９９９年３月、吉林省竜井市において、国家安全保衛部の工作員が、ホァン・ヨンチャン氏を拉致した。同氏は中国へ脱出前は平壌の高官であった。

- １９９９年３月、リム・インスクさん、夫のハン・インチャン氏、二人の娘２名、息子１名及び８才の孫は、中国吉林省安図県で北朝鮮に拉致された。

- １９９９年６月、キム・チャンロク氏は、国家安全保衛部により穀物盗難の疑いがかけられていたが、同部工作員により中国吉林省竜井市三河鎮で拉致された。

- ２０００年１０月、北朝鮮工作員が、中国吉林省延吉市から、中国国民（複数）Jin Zhonglu を拉致した（ママ）。被害者（単数）はかつて機密情報を持って北朝鮮から中国に脱出し、中国国籍を取得していた。

- ２００１年４月、北朝鮮工作員が、中国吉林省において、Jin Huzhe 氏を拉致した。彼等は、本来の標的である他の北朝鮮人の情報を得ようとして、同氏に対し、図們江でおぼれさせると脅迫した。既にその標的が中国から韓国へ移動していたことを知ると、工作員は同氏を解放した。

➢ ９８２

本委員会としては、北朝鮮による中国での拉致は、１９９８年から２００１年の間に実行されたこれらの拉致事案にとどまらず、より長い期間行われてきていたと信じるに足る根拠を有している。

- 最高指導者とその家族の護衛任務に就いていた北朝鮮護衛司令部の元メンバーは、１９８９年に中国に脱出したと証言した。彼が北京に到着した後、韓国の外交官を装った北朝鮮の工作員が北朝鮮大使館に彼を誘い込み、彼を強制的に平壌に連れ戻した。その後、彼は、最終的に解放されるまで、耀徳の第１５政治犯収容所に何年間も拘束された。

- １９９５年７月、アン・ソンウン師が拉致された。彼は後に北朝鮮のテレビ放送に

映ったが、その後の彼についての情報は得られていない。

- クリスチャン・ソリダリティ・ワールドワイドによれば、北朝鮮住民のキル・チマン、キム・チョルフン、キム・チョルス、シム・ソンシンが中国で２００３年４月に拉致された疑いがある。２００２年に北朝鮮から韓国に脱出したジン・キョンスクさんは、２００４年４月、中国を訪問中に拉致された。元北朝鮮軍士官のカン・ジョン氏とリム・ヨンハク氏は、北朝鮮住民の同国脱出を支援していたが、２００５年に中国吉林省延吉市で拉致された疑いがもたれている。

- 北朝鮮自由連合は、７０のＮＧＯが集結した組織であるが、中国の病院で北朝鮮工作員によって７３才の女性のリ・ジュイムさんが拉致されたと報告した。北朝鮮は朝鮮戦争時に若かったリさんを拉致していた経緯があることから、工作員は（この時も）リさんを標的にしたと見られる。２００８年４月、４２才の朝鮮系中国人のリ・ギチョン氏は 川辺で北朝鮮工作員に捕えられた。リ氏は、脱北者の支援に関わっており、新たに脱出した北朝鮮住民を国境から中国延吉市まで先導していた時に拉致された。

- 本委員会に対して、１名の証人が、中国吉林省延吉市における２０１０年のチュ氏（氏名は非公表）拉致事件について証言した。朝鮮系中国人のチュ氏も、北朝鮮からの脱出の支援に関わっていた。本委員会に提出された他の秘匿証言は、２００人に上る中国人（ほとんどが朝鮮系）が拉致された可能性があると示唆している。

- 他の数名の証人は、すべて中国側で北朝鮮脱出を支援して定期的に同地域を訪問しているが、国家安全保衛部の工作員が継続して滞在しており拉致の危険があると証言している。ある証人は、国家安全保衛部の工作員と名乗る者から２度の身体的攻撃を受けた。彼は、２度とも、危ない所で逃れることができた。他の証人達は、如何にして計画的な拉致から逃れたかを詳しく延べた。彼等は、中国治安当局の友好的な知人から特別な警告を受け取っていた。最近北朝鮮を脱出してきたある元北朝鮮政府関係者は、国境地域のいくつかの教会に助けを求めたが、教会の指導者らがこの証人を助けることにより、かえって自らが拉致被害者となることを恐れたために断られたと報告した。

- ある元政府関係者は、このことと関連して、タイに所在する北朝鮮政府関係者もタイに辿り着いた高いレベルの脱北者を発見し拉致するよう指示されていたと述べた。

２．失踪による苦痛、差別、迫害

（a）北朝鮮における失踪者及びその子孫の苦痛及び処遇

➢ ９８３

「強制失踪からのすべての者の保護に関する宣言」は、強制失踪を、世界人権宣言で宣言された人権及び基本的自由の重大かつ目に余る侵害として、又、人間の尊厳に反するとして分類している。失踪者たちは、北朝鮮から出国する権利の侵害以外にも、差別等、さらなる人権侵害に直面した。

➢ ９８４

北朝鮮に強制失踪させられた人々は皆、特別な監視下に置かれ、北朝鮮内での移動には制限が設けられている。彼等は法の下において人として認められる権利、及び拷問やその他残忍、非人道的又は名誉を傷つけるような処遇に晒されることのない権利も否定されている。朝鮮労働党及び朝鮮人民軍の様々な部署が、様々な拉致被害者のグループを監視する任務に就いている。例えば、（朝鮮労働党の）３５号室は拉致された人々を、５１９部隊（朝鮮人民軍）は多くの非朝鮮系の拉致被害者達を監視した。非朝鮮系の失踪者の監視には、すべての物音を記録するための家々の盗聴、警備員に囲まれた建物内での軟禁、監視員に同伴された週一回きりの外出許可が含まれている。朝鮮系の失踪者達（朝鮮民族及びその日本人配偶者）は、社会に同化し、通常レベルの監視下に置かれたが、職場や近所ではより厳しい監視下におかれてきた。失踪者は、「絶え間ない監視」下に置かれ、１９６８年に北朝鮮がアメリカの情報収集艦を拿捕したプエブロ号事件のような国際的な事件が起きた時期にはその監視が強化された、と報告されている。

➢ ９８５

北朝鮮による失踪者が北朝鮮から逃亡したことが疑われた場合、その家族に対する監視は強化される。オ・ギルナム氏（先述）の事例では、ドイツから他の韓国人をそそのかして北朝鮮に連行する任務への忠誠心の担保として、オ氏の一家は拘留された。オ氏が任務中に逃亡したことが北朝鮮に報告されると、彼の妻と二人の娘はヨドク政治犯収容所に送られた。

➢ ９８６

監視及び移動の制限は非常に厳しかったため、北朝鮮によって強制失踪させられ、逃亡した人々は、中国–韓国国境まで追跡され、強制的に北朝鮮に戻された。例えば、「地上の楽園」帰還運動に乗じて移住した日本人女性のリャン・チャオクさんとその家族は、共々中国にある彼女らの新居にまで追跡された。一家四人は強制的に家から連れ

出され、北朝鮮に送還された。

➢ ９８７

セクションⅣ．Ｂで述べたように、出身成分制度による差別は北朝鮮内に広く浸透していた。朝鮮戦争拉致被害者及び帰還しなかった捕虜の多くは、彼等の出自のおかげで社会に溶け込むことができたが、彼等は「敵対階層」に分類されたため、韓国出身という理由で、国家からだけでなく北朝鮮住民からの差別にも苦しんだ。例えば、ある捕虜の妻は、自分の出身成分を守るために捕虜である夫と離婚するよう、当局から圧力をかけられた。彼女はその後、警察官と再婚し、捕虜は失踪した。このような理由で、多くの人々が自らの出自を、時には家族にさえも明かさなかった。こういった国家及び北朝鮮住民からの二重の差別は、人間関係の制限、特別監視、移動の制限、教育及び就労の機会、食料、医療へのアクセスの制限をもたらした。

➢ ９８８

失踪者には、教育や雇用の機会へのアクセス及び投票権が与えられなかった。韓国人の失踪者は、この点において特に差別を受けた。彼等の子供達は軍隊や大学に入ることができなかった。

- 拉致被害者の漁師リ・ジェグン氏は、北朝鮮で生まれた息子が大学へ行けず、息子に教育の機会を与えるために、北朝鮮を離れた。「私が北朝鮮を離れたのは、彼らが私の息子に大学進学を許可しなかったからです。教育を受けさせなければ、子供達は出世できません。」

- ある帰還捕虜によると、失踪させられ鉱山で働かされていた韓国人の失踪者の子供達もまた、強制的に鉱山で働かされた。その捕虜は調査委員会に対し、たとえ北朝鮮社会に溶け込み、身分証明証を受け取っても、彼等は５年間の間、投票権を与えられなかった、と証言した。

➢ ９８９

強制失踪者の大部分は「敵対階層」に分類され、咸鏡北道といった僻地へ送られたため、僻地での厳しい処遇を生き延びた人々は、その低い社会的地位により、多くが１９９０年代の飢饉における最初の犠牲者となったと考えられる。僻地にて不十分な資金での生活を強制されたことは、不十分な医療施設へのアクセスも制限されることとなった。

➢ ９９０

非朝鮮系の拉致被害者たちは通常、平壌近郊に居住し、１９９０年代の飢饉の打撃は免れ、医療サービスも供給されたが、彼等は又別の侵害に苦しんでいた。北朝鮮社会へ溶けこむことは出来なかったため、労働の権利、居住地を離れる権利、社会を自由に移動する権利を否定され、子供達も教育の機会を選択することができなかった。又、監視員からの性的嫌がらせや強制結婚等、性的及び性差別的侵害も受けていた。

➢ ９９１

国家には、母親が強制失踪させられている期間に生まれた子供の全面的な保護に対する保障が義務付けられている。このような状況下で生まれた子供の出生は登録され、情報は親族あるいは法的後見人に提供されなければならない。北朝鮮はこうした必要条件を侵害しており、拉致被害者の子供を両親の出身国の国籍と併せて登録させないどころか、他国にいる親族との連絡も禁止している。

（ｂ）強制失踪者の家族の苦痛

➢ ９９２

強制失踪者の家族は、拷問やその他残忍、非人道的又は名誉を傷つけるような扱いを受けてきている。彼等は真実を知る権利、家族生活を営む権利、及び文化的慣習を実践する権利を含む人権侵害に対する適正な救済の権利を否定されている。

（ｉ）真実を知る権利の侵害

➢ ９９３

朝鮮戦争は６０年前に終わったが、今日まで連絡が取れず、状況を何も知らされていない朝鮮戦争拉致被害者や帰還を許されなかった捕虜の家族達にとっては、まだ終わっていない。戦後拉致被害者の親族達は調査委員会に対し、知らされないという拷問のような、未だに続く苦しみを吐露した。ある拉致被害者漁師の母親は調査委員会に、息子と連絡が取れない悲しみを語り、せめて手紙を送るか電話をかけられたら、という希望を述べた。

（ⅱ）家族生活を営む権利の侵害

➢ ９９４

人権法は、家族とは根本的かつ自然な個人の集団であり、その状態が全くもって保護される必要があると認識している。家族が一緒にいること、引き離された場合には再会させることは、公式な義務として明記されている。

➢ ９９５

南北朝鮮間の離散家族再会が成立したが、参加し、一時的にでも愛する者と再会することができた韓国の強制失踪者の家族はごく少数である。

➢ ９９６

離散家族再会に出席できる戦後韓国人拉致被害者の家族はごく少数だが、彼等には拉致について言及しない、という条件が付けられる。離散家族再会参加を申請した戦後拉致被害者の家族は、プロセスの一環として生存状態確認を受けるが、多くの場合、死亡もしくは不明という結果を受け取る。韓国出身者への高レベルの監視、及び、人民委員会（地域レベル）や 人民班 （近隣住民の監視）等、社会全体で監視するという北朝鮮の性質を考慮すると、調査委員会は、北朝鮮が出した生存状態不明という回答の信憑性はかなり低いと考える。

➢ ９９７

２００２年に帰還した５人の日本人拉致被害者を除くと、韓国以外の国の被害者に関しては、強制失踪者が家族との連絡及び帰還を許可するイニシアチブは何も取られていない。何人かの証人は調査委員会に対し、家族生活を奪われた苦痛を述べた。

- ８５歳の女性キム・ハンテさんは、他の人々が幸せな家族生活を送っているのを見て、自分も同じものが得られたら、と願う苦しみを述べた：

「せめて夫の遺体を見つけることができたら。私は一緒に寝そべって抱きしめるでしょう。...誰かが手を繋いでいるのを見る度、お祖父ちゃんと孫が手を繋いでいるのを見る度、私にも同じことができたら、と願うのです。お父さんに愛されている子供達を目にする度、そう、私の夫は悪くありません。もし彼が罪を犯し、そのために殴られて殺されたとしたら、これほど辛い思いはしないでしょう。ただただ信じられません。私は自分に起こったことを受け入れることができません。夫は良い人でした。真面目な人でした。夫をなくすと、妻は半身になるのです。腕を一本失ったようなものです。私は今も待ち続けています。娘と手を取り合い、夫の帰りを待っています。」

- １３歳で拉致された横田めぐみさんの母、横田早紀江さんは、新しい指導者が家族の権利について理解すること、及びすべての拉致被害者が帰還することを、いかに期待したかを調査委員会に述べた：

「金正恩も家族の一員です。彼は父親です。彼にも家族がいます。家族を、愛する人を失ったらどんな思いをするか、彼は理解すべきです。日本政府を通じて私が彼等に言いたいのは、そのことです。こんな間違ったことは、双方が止めるべきです。そうすれば、双方が平和な世界を築くことができるのです。」

（iii）文化的権利の侵害：死に関する文化的慣習を行えないこと

➢ ９９８

朝鮮戦争拉致被害者、捕虜、漁師、１９５０年代に失踪させられた帰還者等、史実に残る拉致の被害者の多くは、拉致されてから長い年月が経過したため、北朝鮮で既に死亡したとみられている。このような拉致被害者の家族達は、愛する者を失う計り知れない悲しみに耐えてきたばかりか、その死を十分に悼むことができないでいる。

朝鮮社会における死

➢ ９９９

南北朝鮮及び日本の文化的慣習及び来世信仰において、故人の死んだ日を知り、認めることはとても重要である。死後、死者の肉体は３～５日間家に安置され、友人や家族が集まり、死者及びその家族に別れとお悔やみの挨拶をする。この儀式を行えない家族は、自分自身だけでなく、地域社会、友人、親族にも、故人にさよならを言う機会を提供することができない。

➢ １０００

死者の遺体、遺骨もしくは遺灰は、死者の魂が成仏できるよう、安全な場所に置かれるのが伝統である。家族は故人を安らかに眠らせることに責任を感じているため、それができないと、故人の魂が平穏かどうか心配する。こういった責任を全うできないことを罪深く感じるのだ。

➢ １００１

死生観に関わる宗教的信仰に加え、大多数の韓国人及び日本人、そして少なくない北朝鮮人には、故人の魂は死んだ日から周年単位で家族の元を訪れ、再会するとの信仰がある。韓国語では祭祀と呼ばれるこの行事に備え、家族は死者が生前好きだった食べ物を用意し、死者の魂にお供えする。故人の死亡した日付を知らない家族は、この重要な慣習を実施することができず、故人の魂と再会するそれぞれの年の機会を失うことになる。韓国の暦では、太陰暦９月９日を重陽節（死者の日）と制定し、故人の死亡した日付がわからない家族が祭祀を行う日としている。しかし、祭祀を重陽節に

行うことは一般的ではなく、家族達はやはり死亡したその日に祭祀を行うことを強く好む。

➢ １００２

強制失踪者達の遺骨を捜し出し帰還させる個別の取組みは、６人の捕虜たちの遺骨を韓国に帰還させることに奏功した。文化・慣習の実践は悲しみへの対処につながるため、それを可能にしたこの遺骨帰還事業は、失踪者の家族にとって重要かつ建設的な一歩である。

（ｃ）強制失踪の性別を反映した影響

➢ １００３

調査委員会は、女性、少女、男性、少年が北朝鮮による強制失踪被害者となり、又、失踪者の親族が苦しんできたことを認識している。調査委員会はさらに、女性、少女、男性、少年が、ジェンダーの役割、慣習、文化により、それぞれが異なる苦しみを被っていることを認知している。

➢ １００４

戦争時の拉致、捕虜の帰還拒否、戦後の漁師拉致は、韓国から男性ばかりを過度に奪った。ジェンダーの役割が現代よりはるかに重要視されていた時代、１００，０００～１７０，０００人もの男性の失踪は、ジェンダーの役割が歴史や伝統に深く根付いた文化における女性、少女、少年達の生活に甚大な衝撃を与えた。多くの女性達が、突如として一家の大黒柱になった。失踪者の親族が監視下に置かれ、疑いをかけられる中、稼ぎ手を失った女性達は家計を一手に担わなければならなかった。

➢ １００５

ソウルでの公聴会において、調査委員会は失踪者の親族から、夫や父親が失踪させられた時の苛酷さについて話を聞いた。洋上で失踪させられた漁師の息子ナム・チャンホさんは、調査委員会に対し以下のように語った：

「母はできる限りのことをしてくれました。仕事をいくつも掛け持ちしていました。私達兄弟は十分な教育を受けられませんでした。私達は小学校しか卒業できませんでした。家庭状況が最悪だったので、私は小学校すら卒業していません。父がいなかったので、母は他人の畑からサツマイモやジャガイモを盗んで、私達に食べさせました。私は母のしたことを戒めたかった。だから家を出たのです。その方が母にとっても良かったと思います。私達子供はとても辛かったけれど、母はもっと辛かったと思うの

です。」

➢ １００６

調査委員会はまた、女性だからという前提で実行された戦後の女性の拉致は、ジェンダーに基づく暴力であると指摘する。この観点から、調査委員会は、八尾恵氏に下された、日本人拉致被害者の妻とするため日本人女性１名をヨーロッパで見つけ拉致すべき旨の命令、アメリカ脱走兵に妻として「与える」ための外国人女性７名及び北朝鮮にて性的搾取の被害者となったとみられているマカオからの女性２名の拉致について言及したい。調査委員会は、これら及びその他の北朝鮮により強制失踪させられた女性達が、過度に性的暴力の危機に晒されていた／あるいは晒されているという懸念を強調する。

（ｄ）子供に対する差別

（ｉ）拉致された子供達

➢ １００７

子供の強制失踪は「強制失踪からのすべての者の保護に関する宣言」で認められた多くの権利を侵害するだけでなく、子供に対する極端な形を取った暴力でもある。調査委員会は拉致被害者の多くが、拉致当時１８歳未満であったことを指摘する。以下に例を挙げる：

- 何千人もの朝鮮戦争拉致被害者が、拉致当時子供であった。

- １９６８年に漁船トクス２号から拉致された時、キム・インチョルさんは高校生だった。

- １９７７年及び１９７８年の夏、韓国の海岸から５人の韓国人高校生が連れ去られた。

- １９７７年１１月１５日、横田めぐみさんは１３歳で日本から拉致された。

➢ １００８

これらの子供達は失踪者にならない権利だけでなく、家族生活を営む権利、両親から引き離されない権利、両親に育てられる権利をも否定されてきた。調査委員会は、これらの子供達が、表現の自由、思想・信仰・宗教の自由に関する権利、プライバシー

の権利等、その他の基本的な権利も否定されてきたのではないかと懸念している。これらの子供達の両親も又、家族の権利及び子供を養育する権利を否定されてきた。

（ⅱ）残された子供達

➢ １００９

調査委員会は、北朝鮮による失踪者の子供達は、家族を築き維持する権利、及び両親から引き離されない権利を否定されてきたと認識している。調査委員会は何人かの証人から、幼いころに両親と引き離され、その後も再会できていない状況についての証言をいくつか得た。

- 大韓航空ハイジャック事件の拉致被害者ファン・ウォンさんの息子であるファン・インチュルさんは、調査委員会に以下のように述べた：

「私は２歳、妹は生まれてたった１００日でした。母は私達を女手一つで育てなければならなかったのです。私は父の行方について、母に何度も訊きました。父との思い出はありませんでしたが、私のことをとても愛してくれていたのは覚えていて、父が恋しかったです。だから、はっきりとした思い出があると言えます。私には父との思い出があるのです。私が父の所在について訊く度、母は、父はアメリカに出張中だ、と言いました。それが母の答えでしたが、私は何度も訊き、父を待ち続けました。小学校３年生の時、父の弟にあたる私の叔父から、父は飛行機に搭乗中拉致された、と聞きました。それ以来、私は父を恋しく思い、今日まで待ち続けているのです。」

➢ １０１０

何人かの証人が調査委員会に対し、彼等の両親の生死を知ること、及び、高齢のため死亡していると推測される両親の遺体を帰還させたいとの切望を訴えた。

３．調査委員会の主な調査結果

➢ １０１１

1950 年以降現在まで、北朝鮮は国家政策として大規模に、外国からの組織的な拉致、本国への送還の拒否、及びその後の結果としての強制失踪に携わってきた。200,000 人を大幅に超える人々が外国から北朝鮮に連れてこられ、「強制失踪からのすべての者の保護に関する宣言」で定義された強制失踪の被害者となっている可能性がある。被害者の人数をより信頼性をもって推定するためには、北朝鮮から情報が提供されなけ

ればならない。

➢ １０１２

他の民族国家と共に存続することを求める国にとって、他国の主権及び国際法下で保証された外国人の権利を無視した、そのような長期間にわたる行動は例外的である。

➢ １０１３

拉致及び強制失踪の大部分が、朝鮮戦争及び 1959 年に始まった在日朝鮮人の帰還事業中に発生乃至はそられに関連している。ただし 1960～1980 年代に、韓国や日本、他の国々の数百人の人々も拉致及び強制失踪させられている。さらに近年では、北朝鮮は中国から多数の北朝鮮人と韓国人を拉致した。

➢ １０１４

北朝鮮は陸軍、海軍、諜報機関を拉致及び逮捕の実行に使った。朝鮮戦争そして戦後においても作戦は最高指導者のレベルで承認された。被害者の大多数は北朝鮮の労働力及びその他国家のための技術力の獲得を目的として、強制的に失踪させられた。韓国及び日本からの一部の被害者はスパイやテロ活動にも利用された。北朝鮮はしばしば非朝鮮系の女性を女性であるという理由で標的にしており、これはジェンダーに基づく暴力であると考えられる。朝鮮人女性が異なる人種間の子供を生むようなことがないよう、ヨーロッパ、中東及びアジアから拉致された女性は他国の男性と強制的に結婚させられた。拉致被害者の女性の中には、性的搾取を受けた者もいる。北朝鮮は陸軍、海軍、諜報機関を拉致及び逮捕の実行に使った。朝鮮戦争及び戦後の拉致の両作戦が最高指導者のレベルで承認された。被害者の大多数は北朝鮮の労働力及びその他国家のための技術力の獲得を目的として、強制的に失踪させられた。一部の被害者はスパイやテロ活動にも利用された。朝鮮人女性が異なる人種間の子供を生むようなことがないよう、ヨーロッパ、中東及びアジアから拉致された女性は他国の男性と強制的に結婚させられた。拉致被害者の女性の中には、性的搾取を受けた者もいる。

➢ １０１５

強制失踪者の中には当初は自発的に北朝鮮に渡航した者もいる。暴力又は騙されて拉致された者もいる。その結果、彼らは皆北朝鮮を離れる権利を否定された。彼らは自由及び北朝鮮国内の移動の自由も大幅に奪われ、法の下において人として認められる権利、及び拷問やその他残忍、非人道的又は名誉を傷つけるような処遇に晒されることのない権利も否定されている。全ての強制失踪者は、厳重な監視下に置かれている。教育及び雇用の機会も否定されている。

➢ １０１６

韓国や日本から北朝鮮によって強制失踪させられた朝鮮系の人々は、その素性及び背景に対して差別を受けている。「敵対成分」と分類され、辺境の炭鉱や農場で働かされた。社会的地位が低かったため、彼らの多くが１９９０年代の飢饉における最初の犠牲者となった可能性が高いと考えられる。僻地にて不十分な資金での生活を強制されたことは、強制失踪させられ医療施設への不十分なアクセスといった結果を招いた。

➢ １０１７

非朝鮮系の拉致被害者は、厳重に管理された敷地内に拘束されていたため、北朝鮮の社会的及び経済的生活に溶け込むことはできなかった。働く権利、住居を離れる権利、地域社会を自由に移動する権利を否定され、自分もその子供たちも教育の機会を選択することができなかった。

➢ １０１８

強制失踪者の多くが、拉致あるいは逮捕当時１８歳未満であった。これらの子供達は強制失踪させられない権利だけでなく、家族生活を営む権利、両親から引き離されない権利、両親に育てられる権利をも否定されてきた。

➢ １０１９

外交的保護にかかる権利を行使しようとする海外にいる被害者の家族及び被害者の母国である外国政府は、被害者の安否及び所在を確認するために要請した情報の提供を北朝鮮から一貫して拒否されている。強制失踪者の家族は、拷問やその他残忍、非人道的又は名誉を傷つけるような扱いを受けてきている。彼らは真実を知る権利を含む人権侵害に対する適正な救済の権利を否定されている。強制失踪させられた子供達の両親は、家族生活を営む権利及び子供を養育する権利を否定されている。北朝鮮による失踪者の子供達は、家族を築き維持する権利、及び両親から引き離されない権利を否定されている。

➢ １０２０

国家の工作員による日本人１３名の拉致を認めたにもかかわらず、北朝鮮は国際的な拉致実行を行わなかったことに対する説明ができずにいる。１９９０年代以降、北朝鮮の工作員は、中国籍、韓国籍、そして少なくとも一つの事案においては元日本国籍１名を含む多数の市民・国民を拉致してきた。

➢ １０２１

調査委員会は、上述の被害者のほぼ全員が失踪したままであることを把握している。

被害者及びその家族に対する人権侵害は続いている。

Ⅴ．人道に対する犯罪

➢ １０２２

決議２２/１３は、調査委員会に対し、「特に、上述の人権侵害（注：決議２２／１３主文５に言及される人権侵害）が人道に対する犯罪に相当しうる場合には、全面的な説明責任を確保するという観点から」実施するよう要請している。決議２２/１３が言及している特別報告者の報告書のパラグラフ３１では、「調査は、特にそれが人道に対する犯罪に相当する場合には、（「重大、組織的かつ広範な人権侵害」）に関する組織及び個人の説明責任（institutional and personal accountability）の問題を検討しなければならない」、また、（同調査は）「人道に対する犯罪が行われているかどうかに関する詳細な調査及び法的分析」（を含み得る）と記されている。

➢ １０２３

調査委員会は、自らが裁判機関でも検察官でもないという事実を認識した上で、自身のマンデートにおける上記の要素に取り組んだ。調査委員会は、個人の刑事責任について最終的な決定を下すことはできない。調査委員会は、調査結果が、管轄権を有する国内又は国際的な司法機関による犯罪捜査に値するように、人道に対する犯罪が行われていることの合理的な理由を証明するかどうかを決定することができる。本章において、調査委員会が人道に対する犯罪に関し認定を行う場合、その認定は、「合理的な理由」立証基準に基づくものとして理解されねばならない。

➢ １０２４

調査委員会は、人道に対する犯罪の検討に当たり、本報告書の第Ⅳ章において断定されている調査委員会の事実認定が、特に差し迫った事案であることを証明する重大な人権侵害の様式を重点的に取り扱った。これに基づいて、調査委員会は、以下の６つの被害者グループに分析の焦点を当てた。

１．政治犯収容所の収容者
２．一般収容所組織の収容者、特にその中の政治犯収容者
３．国家転覆の影響を及ぼすとみなされた宗教信者及びその他の者
４．北朝鮮から逃亡しようとした者
５．飢餓状態にある国民
６．外国からの拉致及び強制失踪の被害者

➢ １０２５

人道に対する犯罪は、（１）故意による非人道的な行為であって、（２）広範又は組織的な攻撃の一部を形成することを要件とする。したがって、調査委員会は、６つの被害者グループの各々について、いかなる非人道的な行為が彼らに対して行われたかを最初に証明する。その上で、６つの被害者グループの各々に対する非人道的な行為が、なぜ文民たる住民に対する組織的かつ広範な攻撃の一部を形成するのかという問題に取り組む。この点に関し、調査委員会は、３つに識別できる国家による文民たる住民に対する攻撃が、北朝鮮における人道に対する犯罪の基礎をなしていることを証明する。

－　北朝鮮は、北朝鮮の政治体制及び指導部にとって脅威となるとみなされた者に対し、組織的かつ広範な攻撃を行っている。政治犯収容所及び一般収容所組織の収容者、北朝鮮から逃亡しようとした者、国家転覆の影響を及ぼすとみなされた宗教信者及びその他の者を対象とした人道に対する犯罪は、すべて当該攻撃の一部を形成する。

－　北朝鮮は、政治体制及びその指導部を維持する目的で、故意に飢餓状態を悪化させ、多数の無辜の一般市民の生命を犠牲にすることにより、一般国民に対する組織的かつ広範な攻撃を先導してきた。

－　北朝鮮は、北朝鮮の向上のための労働力及び技術力を獲得し、朝鮮半島の覇権闘争において北朝鮮を強化する目的で、多数の外国人を組織的かつ広範な方法で多数の外国人の拉致及び強制失踪を行った。

Ａ．国際法における人道に対する犯罪の定義

➢ １０２６

人道に対する犯罪は、人類の良心に衝撃を与えるような組織的規模及び組織レベルの重大な人権侵害を伴う。人道に対する犯罪の定義は、最初に、１９４５年のニュルンベルグ国際軍事裁判のための条例に最初に明示され、ニュルンベルグ裁判、東京裁判、旧ユーゴ国際刑事裁判所（ＩＣＴＹ）、ルワンダ国際刑事裁判所（ＩＣＴＲ）、シエラレオネ特別法廷（ＳＣＳＬ）及び国内裁判所から生じる膨大な法理によって形成されてきた。ＩＣＣローマ規程の採択及びその後の１２２か国による批准へとつながる交渉から発現する国家実行が人道に対する犯罪の定義を更に明確化及び精緻化してきた。大部分においては、ＩＣＣローマ規程第７条及び犯罪構成要件文書における規定が、今日有効である慣習国際法における概念としての人道に対する犯罪の定義を反映している。

➢ １０２７

人道に対する犯罪は、高い法的基準を有する。２つの構成要件が同時に満たされなければならない。

（ａ）個人が、必要条件である犯罪の意図をもって非人道的な行為を行わなければならない。

（ｂ）これらの非人道的な行為が、文民たる住民に対する攻撃であって広範又は組織的なものの一部を形成していなければならない。ＩＣＣローマ規程はまた、かかる攻撃が国若しくは組織の政策に従い又は当該政策を推進するためのものであることを要件としている。

１．非人道的行為

➢ １０２８

非人道的な行為に相当する行為の種類は、重大な人権侵害を構成すると認識される行為の種類と広く重複する。本調査の目的に関連する非人道的な行為とは以下のものをいう。

－ 殺人
－ 絶滅させる行為
－ 奴隷化すること
－ 住民の追放又は強制移動
－ 国際法の基本的な規則に違反する拘禁その他の身体的な自由の著しい剥奪
－ 拷問
－ 強姦、性的な奴隷、強制売春、強制妊娠、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力であってこれらと同等の重大性を有するもの
－ 政治的、人種的、国民的、民族的、文化的又は宗教的な理由、性に係る理由その他国際法の下で許容されないと普遍的に認識されている理由に基づく特定の集団又は共同体に対する迫害
－ 人の強制失踪
－ 身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与え、又は重大な傷害を加えることと同様の性質を有する「その他の範疇」の非人道的な行為。

➢ １０２９

非人道的な行為は、犯罪の意図をもって行われなければならない。ＩＣＣローマ規程によれば、かかる犯罪の意図は、加害者が、非人道的な行為を行う目的で行動すること又は通常の成り行きにおいて非人道的な行為に該当する結果が生じることを意識していることを要件とする。重大な過失又は不注意による無謀な行為は、人道に対する

犯罪が行われたとするには不十分である。

２．組織的又は広範な攻撃

➢ １０３０

上に列挙した非人道的な行為は、単発又は散発的な事件を構成するものである場合には、人道に対する犯罪に相当しない。非人道的な行為は、文民たる住民に対する大規模な攻撃の一部を形成していなければならない。ここでいう攻撃は、「武力の行使に限定されず、文民たる住民に対するあらゆる虐待を含む」。この攻撃は、広範であるか又は組織的かのいずれかでなければならない（実際には、その両方である場合が多い）。

➢ １０３１

ある攻撃は、「多数の被害者を対象として、相当程度の深刻さをもって集団的に行われる、大量、頻繁、大規模な行為」を伴う場合に広範であるとされる。

➢ １０３２

組織的な攻撃は、「共通の政策に基づき、規則的様式に従う組織だった行為であって、相当程度の公共又は民間の資源を必要とし、…何らかの形で予め考えられた計画又は政策が存在しなければならない」ことを要件とする。攻撃が組織的な性質を有することを示唆するものとして、以下のものが考えられる。

- その人権侵害が、根底にある政治上の目的と合致している
- 共同体を破壊、迫害又は弱体化するイデオロギーがある
- 高位の政治上及び／又は軍事上の権威者が、人権侵害を実行するための秩序立った計画の定義及び制定に関与している
- 犯罪が起きるような環境を生み出すために、プロパガンダ、教化又は精神的抑圧が用いられている
- 犯罪行為が、無作為に起きたとは考えられないほどに、極めて大規模に行われ、規則的様式に従っている
- 相互に関連付けられる非人道的な行為が、繰り返し、かつ絶え間なく行われている
- 行われた犯罪を隠蔽するために、組織立った努力がなされている。

Ｂ．政治犯収容所における人道に対する犯罪

➢ １０３３

入手した証言及び情報に基づいて、調査委員会は、北朝鮮当局が、政治犯収容所にお

いて、人道に対する犯罪をこれまで行ってきており、また、現在も行っているものと認定する。これには、絶滅させる行為、殺人、奴隷化すること、拷問、拘禁、強姦その他の重大な性的暴力、並びに政治的、宗教的な理由、性に係る理由に基づく迫害が含まれる。

１．非人道的行為

➢ １０３４

本委員会は、以下の非人道的行為がこれまで行われてきており、また、現在も行われているものと認定する。

（a）拘禁

➢ １０３５

国際法の基本的な規則に違反する拘禁は、適正手続の基本原則を遵守しない拘束を含む。当該原則は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（ＩＣＣＰＲ）の第９条及び第１４条に正式に記載されている。抑留者に対する適正手続の確保における軽度の瑕疵は、国際刑事法の下での拘禁には相当しない。しかしながら、独立の裁判を受けることも、何らかの罪で起訴、審理又は正規の有罪判決を受けることもなしに、人が長期間にわたり抑留された場合には、重大性の必要条件が達せられる。国際法に適合した正当な法的根拠なしに人が抑留された場合も、国際法の基本的な規則への違反となり、これには、収容者が国際法で認められた人権を行使した結果として拘禁された場合も含まれる。

➢ １０３６

調査委員会は、政治犯収容所の収容者を、拘禁罪の被害者であるものと認定する。収容者は、ＩＣＣＰＲ第９条（３）項及び（４）項に準拠した裁判を受けることなしに、通常の場合、生涯にわたり、収容所に拘禁される。彼らは、ＩＣＣＰＲ第１４条（１）項により必要とされる、法律で設置された権限ある独立かつ公平な裁判所による公正な公開審理に従った、起訴も、有罪判決も、拘禁刑の宣告もされていない。

➢ １０３７

さらに、収容者は、ほとんどの場合、国際人権法に準拠した根拠では、拘禁されない。多くの場合、彼らの唯一の罪は、政治的な問題について自己の考えを自由に表現したこと、自国を去ったこと、宗教上の信条を守ったこと、又は国際法の下で保証されているその他の人権を行使したことであった。多くの収容者は、個人的な不法行為の非

もない。彼らは、ただ、家族連座制の原則に則って投獄されている。中には、生まれながらの収容者もいる。

（b）強制失踪

➢ １０３８

国際刑事法は、「強制失踪」を、国の機関又は国の許可、支援若しくは黙認を得て行動する個人若しくは集団が、逮捕、拘禁、拉致その他のあらゆる形態の自由のはく奪を行う行為であって、その自由のはく奪を認めず、又はそれによる失踪者の消息若しくは所在を隠蔽することを伴うものと定義している。

➢ １０３９

入手した情報に基づいて、調査委員会は、北朝鮮の政治犯収容所の収容者を、強制失踪罪の被害者であるものと認定する。彼らは市民権を剥奪され、公式には存在を否定されている僻地の政治犯収容所に、外部との接触を断った状態で拘束される。ほとんどの収容者は、釈放の見込みなしに、生涯にわたり、拘禁される。抑留者の家族には、拘束されている家族の安否も所在も知らされない。北朝鮮当局は、通常、拘禁を認めることを全面的に拒否している。収容者が死亡した場合も、家族には知らされず、埋葬のために遺体を受け取ることも許されない。

➢ １０４０

政治犯収容所は、北朝鮮の法律に基づいて検察庁が一般収容所に対して行う監視から、外されている。北朝鮮当局はまた、国連の人権機関に対し、一貫して、政治犯収容所への接近を拒否し、かつそれに関する情報を否定している。当局は、政治犯収容所も収容者も存在しないとの、虚偽の主張をしている。これらの考察から、政治犯収容所は、国内法及び国際法の下で設立された監督機関が潜在的に行使できた可能性のある保護の機会を、収容者から長期間にわたり、剥奪していることが明らかである。

（c）絶滅させる行為

➢ １０４１

国際刑事法は、絶滅させる行為を、住民の一部の破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること（特に食糧及び薬剤の入手の機会の剥奪）と定義している。従って、絶滅させる行為の罪は、大量殺害を要件とする。これはまた、多数の人を拘禁し、結果として大量死が起きるよう、生きるために必要なものを与えないことによっても実行できる。大量殺害の閾値に達しているかどうかの判定においては、殺害が

時間的又は地理的に分散している場合でも、同一の絶滅させる行為全体の出来事に関連付けられる累積死亡者数を集計することができる。

➢ １０４２

多数の人の死は、犯罪の意図の要件を満たすためには、必ずしも加害者が求める目的である必要はない。調査委員会の見解では、加害者が、その生活条件が自然な成り行きにおいて大量死につながることを計算上認識しながら、そうした条件を課することで十分である。

➢ １０４３

北朝鮮の政治犯収容所に関する調査委員会の事実認定は、絶滅させる行為の定義に合致する。様々な収容所の全体で、政治犯に課された生活条件は、毎年数千人にのぼる収容者の死を引き起こしている。政治犯収容所の存続期間を通じて、数十万人が死亡している。

➢ １０４４

調査委員会は、政治犯収容所の生活条件を、大量死をもたらすよう計算されているものと認定する。収容者は、過酷な労働を強いられ、食料の配給を受けるが、配給があまりにも不十分なために、多くの収容者が餓死する。生き残った人々は、独自の対処法を工夫することで生き残っており、多くの場合、食料を盗むなど収容所内で禁じられ厳罰の対象となる手段に訴えざるを得ない。死亡者数は、処刑、拷問による死、適切な医療の拒否、多発する労働災害、風雨を凌げる場所がないこと、及び適切な衣服がないことによって、さらに悪化している。

➢ １０４５

政治犯収容所の運営当局は、自然な成り行きにおいて大量死が引き起こされることを認識している。元看守及び収容者により調査委員会に提供された情報から、政治犯収容所は、多くの収容者を死に至るまで働かせることによって、収容所の全住民を徐々に抹殺する目的を有していることが示唆される。政治犯収容所の元看守アン・ミョンチョル氏が述べたように、政治犯収容所の収容者は、「過酷な労働から収容所内で死亡することが予期されている」。これは、金日成が発し、収容所職員に指導される、階級の敵と派閥主義者は３代にわたり抹殺されねばならない、とする命令と合致する。

（d）殺人

➢ １０４６

国際刑事法の下では、殺人罪は、違法に人の死を引き起こすことを要件とする。加害者は、死若しくは重傷を引き起こす主観的な目的をもって行動するか又は、自然な成り行きにおいて、その疑いある行為の結果として死が引き起こされることを認識して行動するかの、いずれかでなければならない。

➢ １０４７

北朝鮮の政治犯収容所における個々の収容者の、即決処刑、鞭打ち、幼児殺害、故意による飢餓及びその他不法な手段による意図的な殺害は、すべて、殺人罪に相当する。

（ｅ）奴隷化すること

➢ １０４８

人に対して所有権に通常伴ういずれか又はすべての権限を行使することが、奴隷化することに相当する。強制労働の搾取は、被害者の法律上の人間性を事実上破壊するような状況の悪化を伴う場合に、奴隷化することに相当する。関連する状況には、拘束又は監禁、被害者の自律性に対して行使される統制の度合い、選択の自由又は移動の自由（逃亡を阻止若しくは抑止するために取られる手段を含む)、暴力の恐れ、権限の濫用、強制労働の期間、条件及び激しさ、被害者の脆弱性、過酷な扱い及び虐待への服従、並びに性に関する強い統制が含まれる。

➢ １０４９

調査委員会は、北朝鮮の政治犯収容所における収容者の経験が、奴隷化することの特徴のすべてを伴うものであると認定する。収容者は生涯にわたり、達成困難かつ危険な強制労働を課される。元収容者シン・ドンヒョク氏が彼らの運命について述べたとおり、彼らはまるで「家畜」のように扱われる。収容者は多くの場合、栄養失調と病気により衰弱し、文字通り、死に至るまで働かされる。収容者は、この状況から抜け出す機会を持たない。強制労働を遂行できなければ、即決処刑、拷問及び飢餓をさらに悪化させる配給の削減を含む、厳罰の対象となる。警備の厳重な完全統制区域からの逃亡は、ほぼ不可能である。逃亡を試みた者は、即決で処刑される。収容者は、収容所当局の完全統制下に置かれ、当局は彼らを定期的に拷問の対象とし、性及び生殖に関する権利を否定している。

（ｆ）拷問及び著しく非人道的な拘束状態への服従

➢ １０５０

ＩＣＣローマ規程では、拷問を、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わ

ず、抑留されている者又は加害者の支配下にある者に著しい苦痛を故意に与えることと定義している。

➢ １０５１

ＩＣＴＹで採用された、慣習国際法の下での拷問の定義は、身体的又は精神的な著しい苦痛の存在を要求するが、抑留又は支配の要件はない。代わりに、問題となる行為が、

「情報若しくは自白を得ること、又は被害者若しくは第三者を処罰、威嚇若しくは強要すること、又は被害者若しくは第三者を何らかの理由で差別することを目的として」いなければならない。

➢ １０５２

調査委員会は、身体的な拷問が北朝鮮の政治犯収容所の明らかな特徴であると認定する。そこでは、身体的拷問が、政治的、宗教的若しくは社会的な差別に基づいた理由で抑留されている収容者を処罰し、威嚇するために、広く用いられている。それは通常、特別に建設された処罰棟で行われる。看守もまた、違反とみなした収容者の行為に対し、著しい苦痛を与える処罰を、その場で課する権限と指示を与えられている。

➢ １０５３

国際的に、人を著しく非人道的な拘束状態に服従させることは、人道に対する犯罪を構成しうる。北朝鮮の政治犯収容所の場合、全体的な状況の非人道性は、特に、故意による飢餓政策により形成されている。これは収容者を生涯にわたり、身体的及び精神的苦痛に服させる。この著しい苦痛が、政治的な理由によって威嚇及び処罰するために収容者に課されていることから、調査委員会は、拷問の基準は、故意による飢餓のみを理由に、達せられるものと考える。

（ｇ）強姦その他の性的暴力

➢ １０５４

人道に反する罪は、強姦を含むことに、今や、異議はない。強姦は、形式上、禁止されているし、懲戒行為となることもあるが、北朝鮮の政治犯収容所では、日常的に、行われていた。強姦は、収容所の娯楽として生まれたものであり、一般的に、収容所の役人が楽しむ罪のない行為であった。だから、強姦は、収容所にいるものすべてに対して行われる攻撃の一部という形なのである。女性収容者は、力づくで強姦されている。女性たちは、厳しい労働分担を避けるためや、食糧を受け取るため、「合意の」性的関係を迫られることもある。そのようなケースも、国際法のもとでは、強姦と定

義されることになる。なぜなら、加害者は、収容所の高圧的な状況を利用して、女性収容者の弱みにつけこんでいるからである。

➢ １０５５

妊娠した女性収容者に承諾なく、強制堕胎させる賦課は、それが、直接の身体的危害になるだけでなく、女性の性と生殖に関する権利を妨げ、激しい感情的苦悩を起こしている。そのため、組織的な、広く行き渡った強制堕胎は、人道に反する罪となる重大なる性的暴力の一つの形と考えられなければならない。

➢ １０５６

差別的、政治的、またはジェンダー差別を理由にターゲットにされ、投獄された犠牲者の強姦や強制堕胎にともなう激しい苦痛や苦悩は、通常、ＩＣＣローマ規定や慣習国際刑事法のもとで、定義される拷問の基準に達する。

（h）迫害

➢ １０５７

国際刑事法は、迫害を、あるグループや集団の同一性を理由に、国際法に反して、基本的権利を意図的に厳しく剥奪すること、と定義している。剥奪は、犠牲者に対して、特別な意図をもって行わなければならない。ＩＣＣローマ規定と慣習国際刑事法はどちらも、人道に対する犯罪としての迫害の根拠として、政治的、または、宗教的な根拠を認めている。

➢ １０５８

北朝鮮の政治犯収容所における収容者は、総じて、迫害の罪の犠牲者であると、調査委員会は認識している。彼らは、彼らの宗教や政治的信念、あるいは、家族の社会的、政治的背景を理由に、恣意的拘禁、強制失踪、拷問、飢餓、強制労働等の甚だしい人権侵害を伴う刑罰に処されている。たとえ、政治犯が解放される、まれな場合でも、彼らが一般社会に再統合されたのちも、迫害は続く。なぜなら、彼らとその家族は、出身成分の最下層に位置づけられるからである。

➢ １０５９

女性の場合、政治的あるいは社会的理由による迫害は、性に根ざした迫害と相交わる。女性たちは、強姦や強制堕胎を含め、女性という性ゆえに、性的暴力の行為に選別される。強制堕胎の場合には、女性の生殖能力について、いわゆる「階級の敵」が生まれるのを避けるため、慎重に、組織的に、的をしぼられる。強姦の場合、迫害の意図

は、加害者個人の動機に根ざしているだけではない。それは、看守や他の収容者の間で、男性の加害者を罰する真剣な努力をしていない一般慣行を表している。彼らの行動が、北朝鮮刑法典のもとで、犯罪であり、承認されていない性的接触を禁じている収容所規則を破っているにもかかわらず、である。

２．国策にしたがった組織的、広範な攻撃

➢ １０６０

北朝鮮の政治犯収容所で犯されている非人道的行為は、そのような規模で、そのようなレベルの機構で行われているので、それらは、国策にしたがって、組織的、広範な攻撃に達している、と委員会は、認識している。さらに、政治犯収容所のシステムは、北朝鮮の政治システムや指導者たちへの脅威と考えられる人に対する、より大きな組織的、広範な攻撃の中心要素を構成している。

➢ １０６１

政治犯収容所は、中央の政治的目的を成し遂げるため、つまり、徒党を組む人や階級の敵の３世代を除去するために、設立された。看守やほかの収容所の当局者は、これが、金日成自身によって決められた、収容所の目的であると指示されている。政治システムやその指導者たちに脅威をなすものを、社会から一掃しながら、収容所はこの目的を果たし続けている。さらに、収容所の鉱山、農場、工場で、最小限のコストで、収容者から引き出された労働力は、エネルギーの生産、保安軍への物資の供給をふくめ、政治的に重要な経済的目的を実現し、支えている。

➢ １０６２

北朝鮮の政治犯収容所で犯されている非人道的行為は、大規模で起こっており、それらは、すべてにかかわる国策の一部をなしているという推論を生じさせる規則的な形式にしたがっている。北朝鮮のさまざまな政治犯収容所で、６０年のタイムスパンで、何十万人という収容者が、飢え、強制労働、その他の非人道行為のとても似通った形式に苦しんだ。今日、８０,０００から１２０,０００人の収容者が政治犯収容所に拘留されている。これは、北朝鮮の市民２００人に対し、ほぼ１人である。

➢ １０６３

政治犯収容所に勤める看守と保安員は、収容者は、もはや、市民権を享受しない、人間以下の敵であると教えられた。したがって、彼らは、収容者を慈悲なく、扱うよう指示された。このメッセージは、いわゆる、「人民の敵」に対する敵意を作り出す、朝鮮労働党の宣伝部や他の国家機関の行動によって、強化されている。特別な訓練によ

る教化と一般的な宣伝を組み合わせて、心理的環境を作り出し、看守がそのような非人道的行為を収容者にしなくてはならないよう、人間的な抑制を根絶させた。

➢ １０６４

北朝鮮は、かなりの資源を収容所の拡張と設立に費やした。国家安全保衛部と地方のエリートの保安員は、収容所員を見張ることと収容所の管理をする責任がある。国家安全保衛部全体が、この仕事を割り当てられている。何千人もの警備員と看守が配置されている。道路や鉄道の連携が建築され、収容所で生産されたものが十分経済に統合されうるようになっている。委員会が見た衛星のようなイメージは、収容所や保安施設やインフラを拡張することに継続的に投資していることを示している。北朝鮮の中央集権化された国家の性質にかんがみ、そのような大規模で、複雑な制度上のシステムが最も高度なレベルで認められた国策をもとにせず、運営されうると信じることは、不可能である。

➢ １０６５

調査委員会は、収容所システムは、国家の最高のレベルで支配されていると直接的に示している情報を受け取った。調査委員会は、最高指導者に、収容所への個人の失踪を引き起こす命令を追跡することができた。さらに、国家安全保衛部は、個人を収容所に送るかどうか、決めることができるのだが、それは、最高指導者の指示と緊密な監視にしたがう。

➢ １０６６

そのような努力は、ますます空しいものとなっているにもかかわらず、当局は、かなりのエネルギーを注ぎ、政治犯収容所の存在を隠そうとし、それらのなかで犯された罪についての情報が国際社会に届かないようにしている。収容所の存在とそこで蔓延していた状況の一次証拠を根絶するため、戦争や革命の場合には、すべての収容者を殺すようにとの北朝鮮当局による警告は、最高指導者からの命令に行き着く。

➢ １０６７

より短期間であり、異なる破壊的特徴を有するが、より近い類似性を有するものは、２０世紀の全体主義国家の収容所である、と調査委員会は、認識する。北朝鮮で、現在も存在し続けているそのような政治的収容所は、普遍的に共有されている人権、価値への侮辱であり、人道に対する犯罪である。これらの収容所は取り壊され、生き延びている収容者たちをこれ以上遅滞なく、解放することは、北朝鮮と国際社会の義務である。

Ｃ．通常の刑務所システムにおける人道に対する犯罪

➢ １０６８

証言者から受け取った情報に基づき、調査委員会は、人道に対する犯罪は普通の刑務所システムにも及んでいると認識する。特に、普通の刑務所（kyohwaso）と、程度は軽いが、さまざまなタイプの短期間強制労働拘留施設において、である。

１．普通の収容者に対して犯された非人道的行為

➢ １０６９

委員会は、以下の非人道的行為が行われてきた、そして、今なお、行われていると認識する。

（ａ）投獄

➢ １０７０

北朝鮮では、普通の収容者はほとんど、常に、国際法の基本的ルールに違反して投獄される、投獄の罪の被害者である。

➢ １０７１

普通の教化所（刑務所）への投獄は、普通、法的手続きに基づく。しかし、これは、国際法で要求されているような、法によって設立された、合法的で、独立した、公平な裁きによる、公平で公的な聴取を欠いたプロセスである。短期間の強制労働拘留収容所に投獄された人たちは、しばしば、まったく裁判を受けていない。

➢ １０７２

普通の刑務所の多くの収容者は、国際法に合致する、実質的な理由なしに、投獄されている。しばしば、彼らは、保護された全く犯罪とされるべきでない人権を行使する行為によって、投獄されている。彼らは、北朝鮮を離れる権利の他、布教する、外国映画を見る、国際電話をかけるといった、情報の自由の権利を行使している。

（ｂ）絶滅させる行為と殺人

➢ １０７３

多くの点で、北朝鮮の普通の教化所（刑務所）の収容者に課された状態は、政治犯収容所で認識された状態と類似している。収容者の扱いの違いは、しばしば、原則では

なく、程度の問題である。強制労働と故意の飢餓、不十分な医療、酷い衛生状態が組み合わさって、年に何千人もの収容者が死亡した。北朝鮮は、より人道的な、罪の償いのシステムを運営するために必要な収容力や資金が不足しているのではない。たいていの普通の教化所（刑務所）は、食料生産所である。しかし、食料は収容者に与えられず、彼らは、空腹のままである。さらに、収容所で行われる鉱業で生産された鉱物や製造物は、歳入を生み出しているのに、明らかに、収容所の適切な状態を生み出すためには、使われていない。調査委員会は、収容所の非人道的状態は、故意の国策の結果と認識している。

➢ １０７４

北朝鮮の普通の教化所（刑務所）では、収容者を排除するという、一般目的を有していないのかもしれない。普通の刑務所の法的に述べられた目的は、少なくとも、労働を通して、再教育することである。普通の教化所（刑務所）を管理するために、故意の十分な食料や医療の否定を含む方針が、刑務所人口の大部分の死を招くと通常理解されているにも関わらず、追求されている。このレベルの犯罪意図は、絶滅させる行為と殺人という人道に対する犯罪を構成するのに十分であると調査委員会は認識する。

➢ １０７５

調査委員会は、個々の正式な行為としての殺人行為は、秘密裏の処刑の例だけでなく、逃亡しようと試みた人たちの即決の処刑をふくめ、普通の教化所（刑務所）で起こっていたことを認識している。

（ｃ）拷問、強姦、その他の重大な性的暴力

➢ １０７６

拷問は、国際刑事法で定義されているように、北朝鮮の普通の教化所（刑務所）の確立した特徴である。拷問は、小さな部屋への単独の閉じ込め、訓練法としての極度の飢えの故意の付加、厳しい殴打、収容者を罰するための他の残虐行為の形でなされている。罰を悪化させるために収容者に課された長期間の飢えからくる苦しみは、拘留におけるほかの非人道的状態と相まって、一般的に拷問の領域に達する。

➢ １０７７

一般的な政策として支持されてはおらず、また、刑務所規則に違反するが、強姦が頻繁に行われていることは、人道に対する犯罪の全体的様式の一部をなす。政治犯収容所における、強姦は看守や他の役人が享受する不処罰と抑制の欠如の直接の結果である。妊娠している収容者が被らされる強制堕胎は、人道に対する犯罪として要求され

る基準に達する重大な性的暴力を構成する。

（ｄ）奴隷状態

➢ １０７８

強制労働の状態は、拘留施設のさまざまな種類により、異なっている。国際刑事法によって設定された奴隷状態の高い基準には、北朝鮮の普通の教化所（刑務所）のシステムにおける全てのケースが値するというわけではない。しかし、普通の教化所（刑務所）で収容者に強いられた、熾烈な強制労働の継続は、特に、刑務所の鉱山では、奴隷状態の領域に達する。この認識にいたるのに、調査委員会は、故意の飢え、非人道的生活状態、分担された仕事を達成できない者や、逃亡を試みた者に課された厳しい罰の全容を考慮している。調査委員会は、北朝鮮が人権委員会へ提出した提出物の中でしている、北朝鮮の普通の教化所（刑務所）の状態は、国際基準を満たしているとする主張を完全に否定する。

（ｅ）市民の強制移動

➢ １０７９

住民の強制移動に関する人道に対する犯罪は、国際刑事法で、国際法の下で許容されている理由によることなく、退去その他の強制的な行為により、合法的に所在する地域から関係する住民を強制的に移動させることと、定義されている。

➢ １０８０

北朝鮮の普通の刑務所の収容者は、個人の罪という前提に基づき、投獄されている。しかし、連座制による罪は、組織的に普通の刑務所（kyohwaso）の収容者の家族にも適用される。特に、平壌に住んでいる家族には、適用される。彼らの親族の罪のために、そのような家族は、悪い出身成分の住民グループと考えられる。彼らは、組織的に平壌から追放され、強制的に、はるかに遠い地方に移住させられる。そこで、彼らは、遥かに厳しい社会的、経済的状況を経験する。調査委員会は、普通の教化所（刑務所）で、大規模な第四刑務所は、平壌からの何千人もの収容者を住まわせている、と記録している少なくとも、何千人もの北朝鮮国民が平壌から、罪を犯した個人の家族のつながりをもとに、追放されている。

➢ １０８１

親族の罪にかかわっていない家族も集合的に追放するという北朝鮮の慣行は、北朝鮮の正式な法律の下において、根拠は無く、国際法に反している。調査委員会は、その

ような追放は、住民の強制移住に関する人道に対する犯罪となると考える。

２．国策に従った組織的、広範な攻撃

➢ １０８２

北朝鮮では、刑事司法制度と刑務所は、単に普通の犯罪を罰する役割を果たすだけではない。それらは、政治体制と指導者たちに脅威であると考えられるものに対する、国家の組織的で広範な攻撃の不可欠な部分でもある。事実、北朝鮮の普通の刑務所の収容者の多くは、政治犯である。金日成と金正日によって強調された、通常の司法制度の政治的機能は、北朝鮮の現在の憲法と刑事訴訟法に、正式に承認されている。これらの法は、国家と裁判所に対し、階級の敵に堅固に反対し、抑制するよう求めている。刑務所の強制労働の生産物は、貴重な物も、他の物も含め、輸出され、国家に重要な外貨を与えている。それらは、政治体制と、体制がその忠誠に依存しているエリートたちを支えるのに必要とされるものである。普通の教化所（刑務所）のシステムとそれが運営されている方法は、ふたつの中心的政治目的を果たしている。

➢ １０８３

普通の教化所（刑務所）内で拘留者が苦しむ非人道的行為は、看守個人や、特別な施設に起因されうる独立した事象ではない。広く刑務所システムにわたって、非人道的行為は、いかなる時点でも、何万人もの収容者を犠牲にする通常の様式に従っている、と委員会は認識する。

➢ １０８４

故意の飢餓や強制労働は、国中、異なる刑務所で同様の様式に従っている。それらは、中央レベルの命令に基づかれた行為のようである。大変似通った種類の罰の慣行や拷問施設（たとえば、小さな独房）は、様々な拘留施設で使われている。調査委員会は、何千人もの収容者が、北朝鮮で、毎年、飢えや極度の疲労、殴打、避けることのできた仕事上の事故、治療可能な病気で亡くなっていることを認識している。北朝鮮当局は、中央レベルもふくめ、このことに気付いている。飢餓のレベルは、規則的に、刑務所で測定されているのだから、気付かないはずはない。しかし、当局は、根底にある政策を変える手段をとってこなかった。北朝鮮刑法典の第３０条に従って、普通の刑務所の収容者の公民権は、部分的に停止されていると考えられる。このことが、さらに収容者の虐待を助長している。

➢ １０８５

不処罰はまた、収容者に対する非人道的行為が公式の政策であることを示している。

刑事司法制度の主要な柱の二つである、人民保安部と検察官が、普通の刑務所のシステムを管理、監督するが、北朝鮮当局は、拷問、強姦、処刑、その他収容者に対する非人道的行為の犯罪者に対しての不処罰を終わらせるための適切な努力をしていない。

➢ １０８６

寧ろ、北朝鮮は、刑務所システムにおける違反を住民や国際社会から隠すため、共謀した手段をとってきた。焼却炉と大量の墓が、刑務所で亡くなった人の遺体を処理するため、刑務所の中、あるいは、近くに設置されてきた。それは、投獄された親族の運命が、家族に発見されないようにするためである。国連人権メカニズムに協力する場で、北朝鮮の代表は、詳細な質問に答えて、刑務所システムのサイズや状況について、不正確な情報を与えた。北朝鮮はまた、一貫して、刑務所へのアクセスを否定した（あるモデル刑務所への、訪問を除いて)。刑務所施設を含め、北朝鮮へアクセスする、調査委員会による、繰り返しの要求は、すべて無視され、拒否された。

Ｄ．宗教の信仰者と国家転覆の影響を及ぼすと見做された者たちに対する人道に対する犯罪

➢ １０８７

証言者及び調査委員会が受け取った他の情報に基づいて、政治的、思想的に破壊的な影響を及ぼすと考えられた人々は、人道に対する犯罪を被っていると委員会は認識する。

➢ １０８８

一番の犠牲者に、国家が統制する数少ない宗教施設外で行う宗教の信者たちがいる。現代の北朝鮮では、そのような宗教の信者は、通常、中国の国境地域で運営する韓国語教会を通して、宗教に接し、独立したキリスト教徒のコミュニティを構成する。

➢ １０８９

その他は、大韓民国の国民との許可されない個人的あるいは電話でのコンタクトをした人たち、外国映画や、ニュースや娯楽番組を見たり、回覧させたり、外国からのテレビ番組やラジオ放送をフォローしている人たちを含め、破壊的影響を及ぼす人たちのグループである。

１．非人道的行為

➢ １０９０

調査委員会は、次の非人道的行為が行われ、今なお、行われていると認識している。

（a）投獄と拷問

➢ １０９１

当局は、彼らが敵対国と考える国家から発せられた宗教、映画、放送を、特に大韓民国と、その国民との承認されないコンタクトを、政治的に破壊的だと考える。国家は、そのような行動に携わったものを刑法典が示す「反国家、反国民罪」として有罪と考える。彼らの行為は、国際人権法に保護された範囲内である事実にもかかわらずである。もし、捕らえられれば、彼らは、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第９条に違反して、裁判官の前に連れてこられることなしに、数週間あるいは、数ヶ月、尋問目的で投獄される。その後、彼らは、市民的および政治的権利に関する国際規約の第１４条によって、規定された要求に欠ける裁判で、刑を宣告され、投獄される。あるいは、彼らは、裁判なしに、政治犯収容所に送られる可能性がある。

➢ １０９２

厳しい殴打、長期間の故意の飢餓、その他の拷問が、北朝鮮に破壊的要素を導入したことで非難されている人たちに組織的に課される。その目的は、自白を引き出し、他のものも有罪とすることである。

（b）殺人

➢ １０９３

当局によって特に重大であると考えられた場合には、キリスト教徒と外国映画及び素材の配給者は、処刑される。調査委員会は、そのような処刑は、殺人に値すると見出す。たとえ、法的宣告に基づいたとしても、根底にある行為は、国際人権法で守られており、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第６条が死刑宣告を限定する「もっとも深刻な罪」の一つには、相当しないからである。

（c）迫害

➢ １０９４

キリスト教徒はまた、迫害の犠牲者である。国家が統制している教会以外で、宗教を実践する人たちに被られた暴力と重い刑罰は、キリスト教徒が経験する、国家が後押しする差別の中核をなす。彼らの迫害は、北朝鮮が、宣伝と教育で、キリスト教を中傷する、全体的な差別的環境によって、形作られる。実際には、宗教的物資の輸入や

所持を禁止し、浸透する地下教会を探し、数少ない国家承認の教会で実践するのを許可する。彼らがどのように宗教を実践するのか、厳しい監視と制限をかけてである。キリスト教徒はまた、出身成分の「敵対階級」の最下層に位置づけられ、差別の体験にさらなる不利益を加える。

２．国策にしたがった組織的で広範な攻撃

➢ １０９５

北朝鮮の政治体制や指導者への脅威と考えられる住民に対する国家の組織的で広範な攻撃は、宗教を信仰する人たちや他の破壊的影響を及ぼす人たちに及んでいる、と委員会は認識する。これらのグループは、彼らの行為が、朝鮮労働党と指導者たちが強く主張する情報独占に異議を申し立てるため、特別な脅威を提起していると思われる。キリスト教徒の場合は、国家は、独立したキリスト教徒コミュニティの再導入を避けるといった追加的な政治目的も追求している。そのようなコミュニティは、過去の粛正で根絶されている。

➢ １０９６

国家当局は、キリスト教徒や破壊的影響を及ぼすと考えられる他の人たちの逮捕、捕獲、罰を確実にするための策を強化するにあたり、かなりの資金を費やしている。通常の実践として、中国から送還された人は誰でも、教会や大韓民国市民と直接の交流を持ったかどうか、組織的に選別される。調査委員会の調査結果によると、国家安全保衛部と人民保安省と朝鮮人民軍保安部が、連携して外国映画の流入に厳罰を実行している。そして、明らかに最高指導者から発せられた命令に従って、この目的のため、合同検閲グループを設置した。国家の最高の意志決定機関である、国防委員会に代わって、外国映画やテレビ番組を見たり、配給したりした人を、住民は、保安軍に報告するべきという宣言が発布された。通関当局は、組織的に、外国映画や外国放送を受信できる器具を見つけ出すため、流入する品物を調べている。国家安全保衛部の検閲チームは、洗練された技術を用いて、許可されていない中国の携帯電話の使用を追跡している。

➢ １０９７

北朝鮮当局は、国家統制の教会外で宗教を実践するキリスト教徒の迫害を国際社会から、隠そうとしている。彼らは、少数の国家統制の教会を指して、国内の宗教の自由と多様性の例としてあげ、迫害を隠そうとしている。

Ｅ．北朝鮮国外に逃げようとした者に対する人道に対する犯罪

➢ １０９８

調査委員会に寄せられた多くの証言や情報により、中国からの強制送還者を含む北朝鮮国外に逃げようとした者に対し人道に対する犯罪が行われ，また現在も行われていることを突き止めた。

１．非人道的行為

➢ １０９９

調査委員会は、以下に挙げる非人道的行為が行われ、また現在も行われていると認識している：

（a）拘禁

➢ １１００

北朝鮮国家安全保衛部（ＳＳＤ）と人民保安省（ＭＰＳ）は、北朝鮮からの脱出を試みて拘束された者や、北朝鮮に強制送還された者を尋問するため，標準的手順として時には数ヶ月に渡り組織的に拘禁していた。この間、市民的及び政治的権利に関する国際規約（ＩＣＣＰＲ）第９条３項に従って拘禁されている者が出廷することは通常ない。また、ＩＣＣＰＲ第９条４項で保障されているように、自分が拘束されたこと自体が合法なのかを法廷で問いただす機会も与えられていない。

➢ １１０１

被拘禁者は、北朝鮮から出国したのは職を探すため，または中国に住む親族からの援助を得るためだと国家安全保衛部や人民保安省の尋問官を説得することが出来れば、処罰（通常は裁判なし）の拘禁期間が短縮される。被拘禁者は自国を離れる権利を行使する唯一の手段を使おうとしたために処罰を受けており、北朝鮮は国際法に適合するような理由もなく懲罰を下している、ということになる。

➢ １１０２

キリスト教を信仰する者、大韓民国民と接触を図った者は、不利な裁判又は裁判にかけられることさえ無いまま一般収容所もしくは政治犯収容所に収監される。

（b）拷問及び殺人

➢ １１０３

調査委員会の調査結果によると，国家安全保衛部当局者は、国外逃亡中にキリスト教会や大韓民国民と接触した者を特定するために、北朝鮮に強制送還された者に対し激しく暴行する、故意に飢餓状態にさせる等の拷問を行っている。強制送還された者は、暴行や餓えが原因で拘禁中に亡くなることが多い。多くの場合、加害者は自分が相手を死に至らすほどの危害を与えていると認識しているため、このような死は殺人である。

➢ １１０４

国境警備隊は北朝鮮との国境を超えようとする者を許可無く射殺する権限を持っている。このような行為は殺人に値する。この国境警備は一般市民の事実上の完全な渡航禁止を維持するためのものであり、国際法に違反し、合法的な国境警備の手段であると正当化することはできない。また、違法越境を阻止するために故意に命を奪うことは、著しく不均衡な行為である。国際法で致死的な武力の意図的行使が許可されているのは、差し迫った危険から人命を守るために厳格にやむを得ない場合に限られる。

（ｃ）強姦およびその他の性的暴力

➢ １１０５

調査委員会の調査結果によると、強制送還された女性のうち中国滞在中に妊娠した者は、強制堕胎させられることになる。これは凶悪な性的暴力行為に値し、人道に対する極めて重大な罪である。強制送還され拘禁された女性に対する強制堕胎は拷問でもある。生まれた子どもを殺害した場合は殺人が犯されたことになる。このような犯罪行為は広く行われており、強制送還された者を対象とした尋問拘禁施設にはびこる不処罰の風潮により一層助長されている。また、個々の警備官による被拘禁者の強姦や他の性的暴力行為が処罰の対象とならないことも、同様の風潮に起因する。中国から強制送還された女性に対する強制堕胎や幼児殺人と言った犯罪行為は、どんな手段を使ってでも朝鮮人の純血種を存続させることを強調する政府のイデオロギーが加害者を駆り立てていると思われる。このような状況である故、中国人と性的交渉を持ち、その結果「不純」な子どもを身ごもった朝鮮人女性に対し、加害者は際立った敵意を示す。こうした理由から、上記のような非人道的行為は人種や性別上の理由による迫害という性質を併せ持つ。

➢ １１０６

北朝鮮の尋問拘禁施設では、計画的な戦略として強制送還された女性に対する性的侮辱が用いられている。個々の警備官は裁きを受けることなく、拘禁された女性に身体的または言葉による性的虐待（強姦に及ぶこともある）を行うことがまかり通ってい

る。また慣例として、強制送還された女性が尋問拘禁施設に収容される際、他の収容者や警備官の目の前で全裸にならなければならない。そして全裸のまま、様々な体勢でスクワットをするよう強要される。陰部に隠された金銭を取り出すのが目的である（“pumping”と呼ばれている）。調査委員会は、このような慣例が特定の被害者に対し繰り返し行われていることを考えると、人道に対する犯罪に値しうる極めて卑劣な性的暴力であると考える。

➢ １１０７

女性の警備官また時には男性の警備官が、既定方針に沿い被害者の女性器に指を挿入して金銭を探すという行為が行われている。このような侮辱的身体検査は一般の警備官によって不衛生な方法で行われている。身体検査は他の収容者や場合によっては異性の警備官がいる前で行われる。全裸で強要される“pumping”やそれに続く女性器内の検査を含め、身体検査の一連の手順は性的に屈辱的なものである。また通常この身体検査は、被害者が中国滞在中に稼いだ金銭を警備官が私的利益のために略奪する場にもなっている。調査委員会は、押収された金銭が司法手続きの証拠品として使用されたという例は一切確認していない。故に上述の行為は、犯罪の証拠を収集する目的の場合に限り身体検査を認めている北朝鮮の刑事訴訟法にも違反すると思われる。また、必要不可欠な場合に必要な部位に限り、適切な訓練を受けた者によってのみ、人道的な方法で身体検査をすることを認めた国際基準も満たしていない。さらに、身体検査に抵抗する者は服従するまで暴行を受けることになる。国際刑事法は、正当な理由なく被害者の生殖口を加害者の身体の一部によって強制的に侵すいかなる行為も強姦とみなしている。調査委員会は、北朝鮮の尋問拘禁施設で被強制送還者に対し行われている膣口内の侮辱的な身体検査は強姦にあたる可能性があるとしている。このような身体検査は北朝鮮の法律にも違反し、全面的に性的屈辱を伴う状況下で行われており、当然ながら正当化することは出来ない。

（ｄ）強制失踪

➢ １１０８

調査委員会の調査結果によると、北朝鮮国家安全保衛部の代理として行動している工作員は中国に逃れた北朝鮮国民および脱北を手助けした中国人や韓国人を拉致していた。国際機関および被害者の出身国が調査を行ったにもかかわらず、被害者の安否は未だに明らかにされていない。このような事例は国際刑事法の定義する強制失踪にあたる。

２．国家政策に準じた組織的で広範な攻撃

➢ １１０９

脱北者は、北朝鮮が国家の政治体制や指導部への脅威とみなす者に対し広く組織的に行っている攻撃の対象となっていると調査委員会は認識している。隔離、情報統制、洗脳などの策略が成功するか否かは、国民をいかに外の世界との接触から隔離できるかに懸かっているからである。脱北者が脅威とみなされるのは、まさに外界と接触を持ったためである。脱北者は、北朝鮮に残る者に朝鮮労働党や最高指導者の強いる正説に挑むような情報を送ることがしばしある。

➢ １１１０

この政治方針は、通常脱北者は反国家・反人民的犯罪の加担者とみなされることからも明らかである。さらに脱北者を処罰するという政策は、許可無く国境を超えた者には重い懲役刑を科すとした北朝鮮の刑法においても明確に支持されている。一般市民がＩＣＣＰＲ第１２条２項によって認められた北朝鮮を離れる権利を行使するという選択肢を事実上否定することになるにもかかわらずである。

➢ １１１１

１９９０年代に脱北者問題が深刻化して以来、最高指導者自らを含む官僚組織のあらゆる層が多額の資金を投入し、問題解決に力を注いでいる。金正日自らが処罰の段階に関する指針作成に関わっていた。２００９年の終わり頃、金正恩が病気療養中の父親である金正日の実質的な後継者として知られるようになると同時期に、現行の国境封鎖のさらなる強化と脱北を手助けした者に対する処罰の厳罰化が実施された。近年では、国家中枢が射殺の方針を変更（廃止ではない）するよう干渉した。これは、北朝鮮国境での発砲が中国領土内に与える影響について中国側が抗議をしたのを受けてとの見方がされている。国家安全保衛部が政治的に非常に慎重を期する拉致活動を中国領土内で行おうとしたことも、脱北者に対する違法行為が国家の最高レベルからの指示によるものだということを裏付けている。

➢ １１１２

北朝鮮政府高官や国営メディアも、脱北に成功した者を「裏切り者」や「人間のくず」などと汚名を着せ非難することを頻繁に行っており、このこともまた脱北者への人道に対する犯罪を助長し、さらには奨励するような心理的環境を作り出している。

➢ １１１３

北朝鮮は巨額の資金を投入し、北朝鮮に強制送還された数多くの者を裁きにかけ処罰してきた。これは中央集権化された国家政策の存在を示す更なる証拠である。中心と

なる治安組織（ＳＳＤ、ＭＰＳ、ＫＰＡ）は国境封鎖及び国境を越えた者の処罰を行うため緻密に連携している。国家安全保衛部（ＳＳＤ）は２０１２年より国境警備の過程全体の指揮を執っており、北朝鮮の指導部がこの問題に固執する政治的重要性を示唆している。多数の強制送還者を収容するために尋問仮収容施設を拡大し、また場合によっては新たな施設を建設している。

➢ １１１４

違反行為が広範に行われていること、また一定の様式に沿って行われていることも、国家の方針に基づいて行われているという調査委員会の調査結果を裏付けている。数多くの北朝鮮国民が中国へ脱出したこと、また中国が進める厳格な脱北者強制送還の方針を考慮すると、何万人もの北朝鮮国民が強制送還されてきたと推測できる。そして強制送還された者の大多数が非人道的行為の被害にあっている。捜査中および尋問の初期段階で被害者が受ける拷問、性暴力、そして非人道的な状況下での拘禁は標準的な手順に沿って行われていると思われる。また異なる治安組織間や収容施設間における強制送還者の移動も標準的手順に基づいて行われていると思われる。

Ｆ．飢餓

➢ １１１５

調査委員会が入手した多くの証言や情報から、北朝鮮の当局者は大規模な飢餓、餓死及び深刻な精神的・身体的危害を引き起す要因となる行為、決議及び政策を実行するという人道に対する犯罪を犯していたことが分かった。根本的な政策は国家の最高レベルで策定されている。この政策の内容の多くは大量飢餓と関連死数が最大となった１９９０年代後半に改正されたが、人道に対する犯罪につながる要素は依然として健在していることを調査委員会は危惧している。

１．非人道的行為

➢ １１１６

調査委員会は、以下に挙げる非人道的行為が行われてきたことを認識している：

（ａ）虐殺

➢ １１１７

人口の一部を壊滅させるため意図的に食料を得る手段を奪うことは、虐殺に当たる。具体的な数的基準は設けられていないが、「人口の一部の壊滅」の概念は大量の死者が

出ることが必須条件である。

➢ １１１８

犯罪が虐殺とみなされるのに必要な条件に関して言えば、多数の死者を出すことが本来の目的である必要はない。加害者が計画的に、またこのような状況下では自然の成り行きで大量の死者が出るだろうと自覚しながらも、人々に必要な食糧を与えない、というだけでも十分虐殺行為とみなすことが出来る。大規模な飢餓や餓死を引き起こしたり、現在の状況をさらに悪化させたりする危険性を顧みず何らかの決定を下すといったような単なる無謀さは、人道に対する犯罪としての虐殺にはあたらない。

➢ １１１９

特に１９９０年代後半に少なくとも数十万人の北朝鮮人を死に追いやった食料不足と大量飢餓の根本的な原因は、北朝鮮建国当時にまで遡る一連の政策にある。北朝鮮はこの一連の政策により、政治参加とグッドガバナンスの原則を無視し、重工業と投入集約的な集産化農業システム、そして個人の生活上の選択肢を厳しく統制することを過剰に重視した計画経済が強行された。また、過剰で持続不可能な治安組織の維持と、差別的な食糧分配の方式を支えた予算配分も原因であった。北朝鮮当局がこのような政策を取っていたのは、結果として生じる国内の食糧生産や関連農業の原料の不足を継続的に補填してくれるソビエト連邦、中国、そして他の社会主義諸国に依存していたからだと思われる。このような政策に本質的に備わっている食糧への権利や他の人権侵害は、人道に対する犯罪が展開する環境を作り上げてしまったのである。

➢ １１２０

食糧難は北朝鮮の歴史の中で繰り返し取沙汰される課題である。１９９０年代前半に起きたソビエト連邦と東欧社会主義諸国の崩壊と同時に、北朝鮮は深刻な食糧不足と大量飢餓に直面していた。これは１９９１年の「一日二食運動」と呼ばれる全国的な運動の施行を通じて北朝鮮自らがほのめかしていた。北朝鮮当局は中国や南アジア諸国に接近し援助を得ようとしたが、１９９３年の終わりには、大量飢餓や大規模な餓死を阻止するための対外援助を差し伸べてくれる国はないだろうことを認識していた。

➢ １１２１

飢饉が既に進行する中、北朝鮮の関連当局は国際法に違反する様々な決定や政策を打ち出し、飢餓を一段と悪化させた。その結果、餓死者の数は大幅に増加した。将来、北朝鮮の記録文書によりその根底にある動機が明らかになるかもしれない。調査委員会が現在入手可能な証言や情報を基にすると、北朝鮮政府当局が一般市民またはその一部を意図的に餓死させようとしたという結論にはいたらなかった。しかし、委員会

の調査結果によると、北朝鮮当局は１９９０年代に自らが下した多くの決定が大量飢餓を悪化させ餓死者数をさらに増やすであろうことを十分承知していた。それにもかかわらず、国家の政治体制の維持と最高指導者及び側近の支配層の保護を優先するためこのような政策決定を行っていた。上述の通り、このレベルの犯罪意思は虐殺行為とみなすのに十分である。

➢ １１２２

調査委員会は、国際人道機関に故意に虚偽の情報を伝えたり、国際食料援助団体が飢餓状態の市民に近づくのを妨げるといった行為は、多数の餓死者が出た場合、虐殺行為になると考えている。北朝鮮は、自国の資源だけで国民を餓えから救済することは不可能なことが明らかになった時点で、市民的及び政治的権利に関する国際規約（ＩＥＳＣＲ）第１１条に従って国際食糧援助を要請し、その援助活動を円滑に進める補助をする義務があった。１９９５年にすでに多数の餓死者が出るまで、この義務を果たさなければならないはずだった北朝鮮当局の責任者は国際社会に対し食糧援助の要請を行う努力を怠った。それまで北朝鮮当局者は、国内で飢餓など起きていないという虚偽の情報を提供していた。北朝鮮当局は政治的理由から、大量飢餓がどの程度進んでいるのかを明らかにしなかった。１９９６年の演説で、金正日は、飢餓は軍隊にまで広がっていることを自ら認め、この事実を明かすことは北朝鮮の軍事的惰弱性をさらけ出すことになることを示唆した。

➢ １１２３

北朝鮮がようやく国際支援を要請した後も、政府当局者は援助が緊急に必要な人々への接近を規制し、物資の運送や配給を妨害した。人道支援や安全保障の観点からもこの行為を正当化することはできない。北朝鮮政府の課した様々な制約により、多くの人道支援団体は人命救助活動を中止せざるを得なかった。このような失敗により国際機関からの食糧援助の到着は遅延し、必要とされた量よりも少ないものとなった。この結果犠牲者の数はさらに増えた。

➢ １１２４

委員会の調査結果によると、北朝鮮当局の責任者は経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ＩＣＥＳＣＲ）第１１条や他の国際法によって定められた、自国の保有する全ての資源を使い最優先事項として国民を飢餓から救済するという義務の遂行を怠った。それどころか、まだ飢饉が猛威を奮っていた１９９９年には、北朝鮮の食糧輸入量が減少していたことが資料から明らかになっている。飢饉が続く間も軍事支出が優先され、大量の外貨と国家予算が戦闘機、攻撃ヘリコプター、ミサイル、核兵器などの軍需品に注ぎ込まれた。北朝鮮はまた、１９９０年代から増加傾向にあっ

た多くの合法的・非合法的な活動で得た外貨収入を、必要な食糧の購入に費やすことはしなかったようである。代わりに、飢餓からの救済に使えたはずの巨額の外貨を核拡散防止条約に違反してミサイルや核兵器技術の連続開発に投入し、また最高指導者の個人崇拝と取り巻きの支配層らの生活水準の維持のために費やした。金日成の霊廟建設のために費やされた巨額の支出は、大量飢餓が広がる状態を考慮すれば不合理である。一般市民を飢餓の苦しみから救済することは、北朝鮮の政治体制を維持するための軍事力や支配力より優先されることは無かった。北朝鮮当局の責任者は、このような決定や政策が飢饉による犠牲者数をさらに増やすであろうことを十分に承知していたと調査委員会は認識している。

➢ １１２５

調査委員会は、北朝鮮当局の責任者はＩＣＥＳＣＲ第２条２項（２）と１１項が定めた、政治的、社会的理由による差別のない飢餓からの自由の権利を保障する国家の義務の遂行を怠っていたことを突き止めた。当局の責任者は、過去の迫害や強制移住の結果低い出身成分に属する人々が大多数を占める北西部の地域で、公営配給制度による食料の配給を停止した。北西部のこれらの地域では何十万人もの人々が餓えに苦しんでいるにもかかわらず、支援団体は同地域への立ち入りを拒否された。調査委員会は、入手可能な食料は政治的により価値のある平壌市民や朝鮮労働党の幹部、治安組織の上流階級などに優先的に流されていたという情報を入手した。国際食料援助の大部分は、もっとも必要とする人々に行き渡らずに、支配層の利益となった。この目的のために軍人や軍事資産が使われたとされるが、餓えに苦しむ一般の下級兵士に行きわたることは無かった。北朝鮮当局はこのような資源分配は一般市民に危害を及ぼすということを認識していた。しかし北朝鮮政府の政治体制と指導部を支える支配層と天秤にかければ、一部の国民は犠牲にしてもよいとされていたのである。

➢ １１２６

北朝鮮の当局者は、人々の移動を規制し、特に飢餓で苦しむ北西部の中国やロシアとの国境に近い地域に住む住民が食料を得るため、中国やロシアに出稼ぎに行ったり親類などからの援助を得たりすることを認めなかった。国内の移動も規制されたため、食料を探すために北朝鮮国内を移動することは困難であった。このような実行可能で確実な対処メカニズムの否定は、自国を離れる権利（ＩＣＣＰＲ第１２条２項）と飢餓からの自由の権利（ＩＣＥＳＣＲ第１１条）の侵害である。全面的な移動の禁止を維持するため、中国から強制送還された北朝鮮国民を厳罰に処すなど、厳しい措置が取られた。国内および国境を越える移動の規制により、仕事や親族からの援助を求めて中国に渡ることを阻止され、数え切れぬ程多くの市民が飢餓に苦しんだ。北朝鮮国民が大韓民国に渡航すれば、血縁や朝鮮民族同士の連帯感から援助を受けることが出

来たであろうが、そうした選択肢も北朝鮮政府が真剣に検討することはなかった。北朝鮮の当局者は、移動禁止の措置を続ければ、既に飢餓状態にある国民へ壊滅的な結果をもたらすであろうことを確実に認識していたが、国家の政治体制の崩壊を防ぐために措置は強行された。１９９６年の演説の中で金正日は、朝鮮労働党が「人民自ら食料問題を解決させてしまえば…党は大衆からの支持を失い、かつてのポーランドやチェコスロバキアのような崩壊を招くだろう。」と述べ、その政治的打算を自ら明かした。

➢ １１２７

朝鮮人民軍（ＫＰＡ）の幹部は、不十分な配給を補うため一般市民から食糧を略奪することを飢餓状態の兵士に奨励していた。中央政府はこうした犯罪への対処や、犯罪が発生する根本的な原因、つまり政府が兵士に十分な食料を供給していない現状を改善するなどの十分な対策をしていなかった。飢餓状態にある市民からの食糧の略奪を兵士らに実質的に容認することは、飢餓を一層悪化させ、一般市民の間に餓死が広がるであろうことを、政府当局者は十分に認識していたはずである。

（b）殺人

➢ １１２８

上述のような北朝鮮の指導者による様々な決定や政策は、国際刑事法の定義する殺人罪にも相当する。当局の責任者はより多くの犠牲者を出すことを十分に認識していながら、飢餓を悪化させたからである。

➢ １１２９

さらに、食料を盗んだり、餓えを凌ぐためその他の経済犯罪を犯したという理由で、多数の市民が公衆の目の前で処刑された。大量飢餓の状況を考慮しても、生き延びるための犯罪は「極めて重大な犯罪」にはあたらず、ＩＣＣＰＲ第６条も生き延びるために罪を犯した者への死刑の執行を規制している。また多くの場合、無裁判で、もしくはＩＣＣＰＲ第６条１４項が定めるように死刑適用の際に保障しなければならない公正な裁判をすることなく、即座に処刑が行われる。こうした理由から、飢饉を生き抜くための経済犯罪を犯した者に執行された公開処刑の多くは国際刑事法の定義する殺人に相当する。

➢ １１３０

このような処刑は飢餓状態の人々に対する攻撃の一環である。ミクロレベルでは、民衆から食料を奪取するという差別的な政策を、食料を盗むことによって回避したり抵

抗したりしないようにした。マクロレベルでは、多くの一般市民の命を犠牲にしながら政治体制と権力の存続に有利に働く政策を続ける上で、頻繁に行われる公開処刑が作り出す恐怖は必要不可欠な要素であった。既成の秩序の崩壊を招くことなく、また飢餓状態の市民が政治体制に対し反乱を起こすのを阻止する必要もなかったのである。

（ｃ）その他の非人道的行為

➢ １１３１

調査委員会は、上記のような決定、政策及び行為は何百万人もの人々の飢餓状態を悪化させ、餓えを生き延びた者にも深刻な身体的、精神的危害を与えたとの見解に至った。多くの被害者は身体に障害が残っており、特に顕著なのは妊娠中及び幼少期の慢性的な栄養失調が原因の発育不全である。幼少期の長期に及ぶ飢餓状態は世代間を越えて害を与えている。調査委員会は、多くの人々が飢餓やそれに伴う深刻な苦痛で苦しむことを承知の上で、飢餓を長期化、悪化させた事実は人道に対する犯罪を伴う非人道的な行為であると認識している。

２．国家政策に基づいた組織的で広範な攻撃

➢ １１３２

大量飢餓とそれに伴う餓死や苦痛、身体的危害を悪化させた決定、政策及び行為は、どんな手段を講じてでも、たとえ飢餓が悪化し多数の一般市民が犠牲となっても政治体制と統制力を維持するという国家政策に基づいた、一般市民に対する組織的で広範な攻撃の一環であると調査委員会は認識している。

➢ １１３３

調査委員会はこの結論に達するにあたり、一般市民に対する攻撃は人道に対する犯罪につながるが、必ずしも武力を行使して行われる必要はないと考える。市民への虐待を伴うだけで十分攻撃に該当する。北朝鮮の場合、こうした虐待行為は国家としての決定、政策、活動という形でなされ、飢餓や関連死をさらに増やすだけだと承知の上で、長期にわたる危機的な時期に実施された。こうした決定や政策は処刑やその他の暴力的な方法を使い実行された。飢餓やそれに関連した強制措置の一番の被害者は一般市民であるため、こうした虐待行為の標的は一般市民だったと言える。

➢ １１３４

このように北朝鮮国民の大多数を苦しめた市民への攻撃は、広範であるだけに留まらないと調査委員会は認識している。飢餓を悪化させた国家政策の多くは国家の中枢レ

ベルでしか採用することができないことを考えると、こうした攻撃は組織的でもある。食糧の購入よりも新たな軍用機材や国家指導部のために支出を優先させる、食糧配給をまず北西部の地域から停止する、国内の特定の地域のみで人道援助の立ち入りを認める、などといった決定は国家の中枢レベル以外で下されることはあり得ないのである。

➢ １１３５

国家政策のそもそもの狙いは、国民を飢餓状態にさせることでは必ずしもなかったかもしれない。しかし、国策の根底に一般市民に危害を与えるという狙いがなくても人道に対する犯罪は成り立つ。調査委員会の見解では、国家政策を制定した上級政策決定者が、国家政策とその政策が引き起こす危害の直接的な因果関係について十分認識していれば、罪は成立する。最終的には他の目的を達成するため国家が制定した政策だとしても、同様である。「国家犯罪」としての人道に対する犯罪はその本質から、国家の本来の政治的目的を達成するための手段として無節操に犯されることが多い。また、国家の最高レベルが危害について認識しているだけでも、それぞれの加害者が犯した非人道的な行為は、単に下級の役人が個人的に単独で行ったのではなく、国家に起因するとみなすのに十分である。

➢ １１３６

北朝鮮の場合、高度に中央集権化された官僚組織の間で伝達されていた報告書から、国家中枢の意思決定者は大量飢餓の規模とその犠牲者数について十分認識していたとの情報が調査委員会に寄せられている。金正日自身も国内の様々な場所へ赴く中で、飢餓の現状については自覚していたであろう。さらに、国家中枢の政策決定者らは、自ら策定した国家政策と飢餓の悪化及び餓死者の増加の因果関係に気づいていたと結論づける妥当な根拠がある。まず、飢饉の深刻さを踏まえれば、こうした因果関係は一目瞭然である。さらに、国家政策と餓死の関係は、人道支援組織の公式声明や北朝鮮の高級官僚への非公式の通達などを通じて上級政策決定者の耳にも入っていたはずである。

➢ １１３７

大量飢餓とその関連死に追い打ちをかけ、人道に対する犯罪を引き起こした国家政策の多くは、未だに継続されたままである。北朝鮮国内の特定の集団に対する差別、国内の人道的状況について信頼性の高いデータの意図的な隠蔽、困窮している市民との接触の妨害、そして差別的な財政支出と食料配給システムなどは特にそうである。深刻な飢餓と国民の栄養不良状態は未だに続いているが、全体的な状況は（少なくとも公表されたデータ上では）改善している。これは主に、ほとんど機能していない公営

配給制度に対処して市民が設置した非公式市場のおかげである。その他の要因としては、相当数の対外援助を得たことや立て続けに豊作が続いたことが挙げられる。しかし、更なる大量飢餓やそれに関連した人道に対する犯罪が犯される可能性は存続する。調査委員会は、二国間または多国間の仲介者、援助資金供与者、またその他北朝鮮当局者と接触が可能な者は、北朝鮮の政策決定者自らが下した決定が、北朝鮮国民の普遍的人権の享受にどれほどの影響を与えているかを明白に自覚させるため働きかけるべきだと考える。北朝鮮当局の関係者に、政策決定者が国民の飢餓を招き悪化させるような決定や政策を故意に採用したことによる、人道に対する犯罪への個人の責任を警告する。

G．外国人、特に国際拉致被害者に対して犯された人道に対する犯罪

➢ １１３８

調査委員会が入手した多くの証言や情報によると、北朝鮮当局は外国人、つまり国際拉致の被害者や本国帰還を拒否された者に対しても人道に対する犯罪を犯し、そしてその罪は現在も続いていることがわかった。

１．非人道的行為

➢ １１３９

委員会の調査結果によると、国際拉致や本国への送還の拒否、およびその結果としての強制失踪のほとんどは、１９５０年から１９８０年代半ばの間に起こった。刑事規定は過去に遡って適用してはならないという原則に従い（ＩＣＣＰＲ第１５条参照)、このような行為については、人道に対する犯罪の定義を基に査定を行う必要がある。

➢ １１４０

強制失踪は、１９９６年の国際法委員会による「人類の平和と安全に関する罪法典案」で初めて人道に対する犯罪の根底となる非人道的行為の一つとして明記された。人道に対する犯罪の国際刑事法における定義は、１９９８年に施行されたＩＣＣローマ規程の第７条２項（ｉ）でのみ、詳細に述べられていた。しかしながら既に１９４０年代後半のニュルンベルグ裁判で、現代の定義で言う強制失踪は非人道的行為に当たり、故に人道に対する犯罪を生み出す可能性があると認識されていた。

➢ １１４１

１９５０年頃に始まった北朝鮮の国家や指導者による拉致と本国送還の拒否は、強制失踪が伴う限り、人道に対する犯罪にあたる。これは国際刑事法上の罪の遡及的な適

用には相当しない。

➢ １１４２

国際刑事法下の強制失踪の定義はいくつかの点で国際人権法下の定義より厳密であり、以下の三つの要素を含む：

－ 国家又は政治的組織による、もしくはこれらによる許可、支援又は黙認による逮捕、拘禁、又は拉致する行為

－ その自由を剥奪していることを認めず、またはその消息もしくは所在に関する情報の提供を拒否することを伴う

－ 長期間に渡り法律の保護の下から排除する意図を持っている

➢ １１４３

調査委員会は、先述の定義に当てはまる多くの非人道的行為を北朝鮮当局が行っていたことを突き止めている。朝鮮戦争中には、およそ八万人もの民間人が北朝鮮軍に拉致された。解放され本国に送還されるべき何万人もの戦争捕虜は、拘禁された。戦争捕虜の多くは後に、拘禁に近い状態で炭坑の労働を強いられた。１９５９年からは、９３,０００人以上の人々が偽りの約束につられ日本から北朝鮮に移住した。北朝鮮に到着してから数年後には、日本に残る家族といっさいの連絡を取ることを拒否された。多くの者は北朝鮮国内の政治犯収容所やその他の拘留施設に入れられた。その中には北朝鮮を離れる権利を明確に保証されていた数千人の邦人が含まれていた。

➢ １１４４

朝鮮戦争の終結後、北朝鮮海軍は何百人もの韓国籍の漁師を海上で逮捕していた。漁師らはその後帰国することを認められなかった。１００人以上の日本人、韓国人、そしてその他の外国人が計画的な秘密工作の下、北朝鮮の特殊部隊や諜報員によって拉致された。暴力や詐欺的手段を用いて被害者を支配下に置いた。その後被害者の多くは北朝鮮の諜報機関の管理下にある「招待所」に拘禁された。拉致の被害者の中にはヨーロッパ、中東及びその他のアジアの国の出身の女性も多くおり、主に既に北朝鮮内にいる外国人の男性に妻としてあてがうために連れてこられた。委員会の調査結果によると、１９５０年から１９８０年代後半の間に北朝鮮に連れて行かれた可能性のある被害者は２０万人を超えるとみられる。

➢ １１４５

韓国の戦争捕虜８０人と漁師９人は北朝鮮からの脱出に成功し帰国した。韓国出身の映画監督申相玉氏と女優の崔銀姫氏、それにレバノン人の拉致被害者２人も脱出に成功した。朝鮮戦争の終結以来、戦争捕虜の遺体が韓国側に引き渡されたのはたったの６人であった。５人の日本人拉致被害者とレバノン人女性１人が本国に送還された。北朝鮮はさらに８人の日本人を拉致したことを認めたが、８人の安否や行方について十分かつ正確な情報を提供することはなかった。その他の事例については、北朝鮮は自由の剥奪について全て否認しており、従って失踪者の安否や行方につながる情報も提供されていない。他の国々、国際機関、拉致被害者の家族などから多くの情報に関する要請があるにもかかわらず、北朝鮮はこうした態度を改めることはなかった。

➢ １１４６

調査委員会はさらに、北朝鮮当局の責任者が被害者を長期間に渡り法律の保護を剥奪する意図を持って行動を起こしたと認識している。自由の剥奪を否認することは、結果的に国際法に沿って出身国が被害者を保護する機会を奪うことにつながる。またこれは国際法の権限に基づいて国際連合の人権機関が被害者を保護する機会をも奪うことになる。さらに、北朝鮮が自由の剥奪を公式に否認したということは、北朝鮮の司法の独立性と公平さの欠如を考えても、被害者が北朝鮮国内の司法制度に保護を求めても無駄ということである。

➢ １１４７

拉致、本国送還の拒否、そしてその後の強制失踪は恣意的な非人道的行為であり、人道に対する犯罪を伴う可能性があるという調査結果に関し、調査委員会は韓国、日本、そしてその他の国にいる被害者の家族が数十年に渡り受けて来た堪え難い苦しみも考慮している。北朝鮮当局の責任者は必死の親族から繰り返し接触を受けており、こうした被害者親族の苦しみについては十分承知していたはずである。北朝鮮の現在の最高指導者もかつての最高指導者も、被害者の家族が国際メディアや本調査委員会の公聴会等を通じて必死に訴え続けるのを目の当たりにして、被害者家族の苦痛に気づかないままでいるはずはない。

➢ １１４８

調査委員会は、被害者の多くは現在に至るまで正当な理由や手続きなく拘禁及びその他の深刻な自由の剥奪の対象となり、人道に対する犯罪にも苦しめられていたと認識している。このような自由の剥奪は諜報機関の管轄する拘禁施設や政治犯収容所、一般収容所、炭坑集落などで起こった。

２．国家政策に基づいた組織的かつ広範な攻撃

➢ １１４９

調査委員会は、外国人の強制失踪は政治的理由から国家政策に基づき行われた組織的で広範な攻撃であると認識している。強制失踪は数十年にわたって行われていたが、それぞれの失踪は共通の要素で結ばれており、故にすべての強制失踪は一つの大規模な攻撃であると考えるのが妥当である。

➢ １１５０

強制失踪は、国家を強化し、北朝鮮の言う、朝鮮半島における韓国との主導権争いへの影響力を高めるために必要な労働力と技能を獲得するという共通の政治的動機に基づいて行われている。

➢ １１５１

国際拉致活動は全て国家の最高レベルで認可されていたことを示唆する情報もある。こうした活動が国家の最高レベルで認可されていたことは、北朝鮮が陸軍、海軍、特殊部隊、そして諜報機関を駆使して拉致や逮捕を行っていたという事実からも裏付けられている。金日成は、捕虜の多くを本国に送還させず、その失踪の事実を外界から隠蔽するという決定を自ら把握し、支持していた。朝鮮戦争後の拉致に関して言えば、数人の当局者から得られた証言により、金日成やその後任命された後継者の金正日は自ら拉致命令に署名、承認していたことが示唆されている。さらに金正日は拉致被害者に個人的に接近し、そのうち映画監督の申相玉氏と女優の崔銀姫氏には金正日自らが製作責任者の北朝鮮のプロパガンダ映画を多数作らせた。韓国人や日本人の拉致被害者は北朝鮮の極秘諜報活動やテロ活動に利用され、このこともまた、北朝鮮の中央政府が拉致と失踪を承認していた事実を示唆している。

➢ １１５２

最後に、北朝鮮当局は被害者の家族や関係諸国に対し、外国人の強制失踪への一切の関与を否定するという共通の方針を数十年にわたり貫いてきた。この方針はどの時代の失踪被害者に関しても変わらず貫かれた。唯一の例外は、２００２年に当時の小泉首相が北朝鮮を訪問した際に、１３名の日本人の拉致を認めたことである。その他の被害者が北朝鮮を脱出し情報を漏らすことのないよう、北朝鮮治安当局は徹底した組織的監視体勢と規制措置を取った。調査委員会に報告された少なくとも２件のケースでは、中国への脱出に成功した被害者はその後再び拉致された。このような徹底した管理体制は、過去６０年間にたった９３名の被害者しか北朝鮮からの脱出に成功していないことからも裏付けられる。

➢ １１５３

北朝鮮当局者は、国際機関や被害者の出身国、被害者の家族からの強制失踪に関する問い合わせに対し、一切情報を提供しないか、一部の不正確な情報しか提供しないという姿勢を貫いてきた。調査委員会は、近年北朝鮮国民や、彼らが中国領土から逃げるための手助けをした外国人が拉致されたことからも証明されるように、北朝鮮当局が国家政策の手段として海外で拉致活動を行ってきたことについて一切否認はしていないという事実にも着目している。

３．人道に対する犯罪の強制失踪における継続的本質

➢ １１５４

外国人に対して行われてきた強制失踪は遠い過去の犯罪ではない。これは現在も継続している犯罪であり、被害者の消息が完全に明らかにされるまで終結することはない。自由の剥奪の事実を否定し、被害者の安否と行方に関する情報の提供を現在も拒否し続けている北朝鮮当局者は、実際の逮捕、拉致、拘禁に直接関与していなくとも、人道に対する犯罪への責任を負う必要が生じる可能性がある。調査委員会は、半世紀以上前、特に朝鮮戦争時代に被害にあった者の多くは、自然死、または他の原因で亡くなっているであろうことも考慮している。しかしながら法律上はこのことは無関係であり、現在も続いているという犯罪の本質は変わらない。強制失踪の場合、犯罪行為の全容が明らかになったときには被害者はすでに亡くなっていた、というのは残念ながら決して珍しいことではない。失踪者が実際に亡くなっていた場合、被害者の家族が気持ちに区切りを付けるためにも、当局者は失踪の状況を解明し被害者の遺骨を家族のもとに送還することに全力を挙げ、継続中の犯罪を終結させるべきである。

H．政治的な集団殺害（ジェノサイド）か

➢ １１５５

委員会の調査結果によると、過去５０年以上の間に何十万人もの収容者が、北朝鮮の政治犯収容所や他の場所で抹殺されていた。子どものいる家族を含む集団の全員が、自分が行った行為ではなく、自分が誰であるかという理由だけで収容所に入れられ、そこで死に絶えた。この事実は、集団殺害、または集団殺害と同種の国際犯罪が行われていたのではないかという疑念が出てくる。

➢ １１５６

国際法の定義によると、集団殺害は国民的、民族的、人種的、宗教的な集団の全部または一部を破壊する意図を持って行われる次の行為のいずれをも意味する：

（ａ）集団構成員を殺すこと。
（ｂ）集団構成員に対して肉体的または精神的な危害を加えること。
（ｃ）全部または一部に肉体の破壊をもたらすために意図された生活条件を集団に対して故意に課すこと。
（ｄ）集団内における出生を防止することを意図する措置を課すこと。
（ｅ）集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

➢ １１５７

北朝鮮の政治犯収容所の場合、主に政治的意見や国家が決めた社会階級に基づき抹殺が行われていた。このような理由での殺害は国際法の定める集団殺害の現在の定義には含まれていない。しかし、肉体へ致死的な危害及ぶよう計算された環境に意図的に追いやり、ある集団の全員を抹消するのは、「集団殺害」の概念を思い起こさせる。北朝鮮当局はさらに被収容者の生殖活動を禁止し、強制堕胎や幼児殺害を行うなどして集団内での妊娠や出産を阻止した。

➢ １１５８

このような犯罪は「政治的な組織の抹消（politicide）」と表現することができるかもしれない。しかし、上述の行為が一般的な意味合いでなぜ集団殺害に類推できないのか、といった疑問が出てくるだろう。調査委員会は、集団殺害の現在の解釈が拡張できる可能性には賛同する。しかし、人道に対する犯罪の多くの事例があることを踏まえると、必ずしもこのような理論上の可能性を探る必要はないと調査委員会は考える。人道に対する犯罪はそれ自体が重大な犯罪であり、当事国の責任を引き出すだけでなく、更なる犯罪が起きることのないよう、そして加害者が確実に責任を取るよう、国際社会全体が断固とした態度で対応する必要があるということを調査委員会は強調したい。

➢ １１５９

世界キリスト教連帯（Christian Solidarity Worldwide）は調査委員会への証言で、とりわけ１９５０年代から１９６０年代にかけて宗教的団体、特にキリスト教信者に対する集団殺害（ジェノサイド）が行われていたと述べた。北朝鮮自身の統計を基に委員会が行った調査により、北朝鮮国内で何らかの宗教を信仰する者（主にキリスト教徒、天道教徒、仏教徒）の人口に対する割合は、１９５０年の約５０％から２００２年には０.０１６％にまで減少したことがわかった。調査委員会はまた、１９５０年代から１９６０年代にかけて宗教の信者への迫害が行われていたという情報も入手した。しかし調査委員会はその立場上、当時の当局者が極度に暴力的な手段を使い、組織化された宗教そのものを弾圧しようとしたのか、それとも特定の宗教の信者を集団ごと抹殺しようとしていたのかを特定する十分な証拠を集めることができなかった。この

問題は、過去に遡る綿密な調査が必要であるが、北朝鮮の関連資料にアクセス出来ない限り非常に困難、もしくは不可能である。

Ⅰ．委員会の主な調査結果

➢ １１６０

調査委員会は、北朝鮮において国家の最高レベルで制定された政策に基づく人道に対する犯罪が行われていたことを突き止めた。これらの人道に対する犯罪の根源である政策、制度、そして不処罰の傾向は依然として存在しており、故に北朝鮮の人道に対する犯罪は現在も続いている。

➢ １１６１

政治犯管理所（収容所）や他の収容所に拘禁された者、北朝鮮から逃げようとした者、キリスト教などの信者、並びにその他国家へ破壊的な影響を及ぼすとみなされた者は人道に対する犯罪の脅威にさらされている。これは、北朝鮮の政治体制や指導部への脅威とみなされた全ての者に対し、国家による組織的で広範な攻撃の一部として行われている。この攻撃は、出身成分が基盤の差別的な社会階級制度の存在など、政治的目的による一般市民への大規模な人権侵害の一部を成す。

➢ １１６２

さらに、人道に対する犯罪は飢餓状態にある市民に対しても行われていた。この人道に対する犯罪は、普遍的な食糧への権利を侵害する決定や政策が根源となっていた。こうした決定や政策は現在の政治体制を存続させるため、飢餓をさらに深刻化させ、それに伴う死者を増加させるだろうことが十分予測されたにも関わらず、行われていた。また、国内の人道的状況に関する信頼性の高いデータの意図的な隠蔽、困窮している市民との接触の妨害、差別的な財政支出と食糧配給システムなど、人道に対する犯罪を生んだ政策の多くは依然として存在している。

➢ １１６３

最後に、人道に対する犯罪は、北朝鮮に必要な労働力と技能を獲得する目的で組織的に拉致された、もしくは本国への帰還を拒否された韓国人や日本人などの外国人に対して現在も行われている。彼らは現在も継続する強制失踪の被害者である。自由の剥奪の事実を否定し、被害者の安否と行方に関する情報の提供を拒否し続ける北朝鮮当局者は、実際の逮捕、拉致、拘禁に直接関与していなくとも、人道に対する犯罪への責任を負う必要が生じる可能性がある。

➢ １１６４

北朝鮮では、国際犯罪は国家の構造そのものに潜在していると思われる。その国家体制は近年の国際情勢において他に類を見ないほど無慈悲で、そして蔓延している。このような深刻な犯罪がこれほど長期にわたって行われて来たことは、普遍的人権に対する侮辱であり、これらの犯罪行為は即座に中止すべきである。これは北朝鮮の義務であり、それが不可能ならば、北朝鮮の犯罪行為を即刻に中止させるのは国際社会の責任である。

➢ １１６５

次の章では、調査委員会は人道に対する犯罪の所在およびその責任をいかに追及するかについて考える。

VI. とりわけ人道に対する犯罪における、説明責任の確保

➢ １１６６

人権理事会は調査委員会に対し、とりわけ人道に対する犯罪において説明責任を完全に確保するために、調査を実施するよう要請した。組織、および個人の直接の説明責任の問題の検討に加え、調査委員会は北朝鮮国民を人道に対する犯罪から守る責務に鑑みて、国際社会の説明責任も反映している。

A．組織的な説明責任

➢ １１６７

調査委員会は、実質的に朝鮮労働党の実質的な統制および指導下にある、国家ならびに中央および地方の朝鮮労働党機関の治安及び司法組織、国防委員会および最高指導者は、人道に対する犯罪に至るものを含めた、人権侵害に過去に携わってきており、また現在も携わり続けていることを突き止めた。

➢ １１６８

主な治安当局である国家安全保衛部、人民保安省、および朝鮮人民軍は、即決の死刑等の司法手続きによらない殺害、強制的な失踪、拷問、長期にわたる恣意的な拘留、強姦およびそれに匹敵する性暴力を含めた、甚だしい人権侵害と関連の人道に対する犯罪を犯している最も著名な機関である。朝鮮労働党の地方および中央機関、検察局および裁判官もまた、人権侵害の実行に大きく携わっている。

１．国家安全保衛部

➢ １１６９

国家安全保衛部は、人道に対する犯罪でもある体系的かつ広範囲で行われている甚だしい人権侵害のほとんどすべてに関与している。１９７２年の創設以降、社会のあらゆる組織およびセグメントに配置されている情報員の広大なネットワークに加え、常勤職員が何万人も働いている。保衛部は異なる支局に分かれていて、その責任範囲は重複する。国家安全保衛部はかつて国防委員会の下に置かれていたが、かつての職員やアナリストから情報がもたらされることから、最高指導者への直通の報告系統を保っていることが示唆されている。

➢ １１７０

北朝鮮刑事訴訟法にも規定されるとおり、国家安全保衛部は、「反国家および反人民罪」と公式に名づけられた最も重大な国事犯罪に対処する権限を有する、指定された主導機関である。よって、政治的意見の相違、外国からの「破壊」情報の流入、キリスト教の独立した儀式、その他政治システム及びそのリーダーシップにとってとりわけ深刻な脅威とみなされるあらゆる行いの同定・排除を率先して行う。直接の迫害を免れるため、もしくは人権侵害そのものに根付いている飢餓から自身または家族を救うために北朝鮮を脱出する人たちに対して行われた甚だしい人権侵害および人道に対する犯罪に深く携わっている。取調べ・拘留センター、とりわけ中国から強制退去させられた人々を最初に受け入れる尋問センターにおいては、拷問、故意の飢餓、性的暴力および非人道的な取り扱いが計画的に行われている。国家安全保衛部は政治犯収容所を管理し、上からの命令に従って、誰が政治犯収容所に収容されるかを決定する。ＳＳＤの部局は通信の包括的な監視、および外国からのテレビまたはラジオ放送の受信あるいは外国の携帯電話の使用の禁止の執行の責任を負う。少なくとも１９９０年代以降、ＳＳＤ職員は中国における誘拐に携わっており、北朝鮮人、韓国人、中国人および少なくとも１件で、かつての日本国民を強制的に失踪させた。

２．人民保安省

➢ １１７１

人民保安省（ＭＰＳ）は国内の治安、社会統制、および基本的な警察機能について責任を負う。ＭＰＳはすべての集落／都市街で警察署、そして都市、郡、地方および国レベルではより規模の大きい取調べ・拘留センターを運営している。人民保安省には２０万人以上の常勤職員がいると推定されている。ＭＰＳの拘置所局は通常の捕虜収容所と、短期労働拘置センターを運営しており、委員会はここで、人道に対する犯罪

を伴う甚だしい人権侵害が行われていると見なしている。２００６年までは、ＭＰＳはいくつかの政治犯収容所も運営していた。

➢ １１７２

人民保安省（ＭＰＳ）は単に中国で食糧または仕事を見つけるために北朝鮮を不法に脱出する者をさらに取調べ、そのうえで処罰する責務を負う。ＭＰＳ職員が下す行政決定に基づき、これらの人々はＭＰＳが運営する労働訓練所で処罰され、故意の飢餓その他非人道的な扱いを受けることになる。ＭＰＳは秘密裏に個人および家族の情報を記録する住民登録ファイルシステムを維持しており、これによって成分（国に関連付けられた社会階級）に固定された差別の根拠としている。ＭＰＳの職員は、北朝鮮内の移動および居住制限の施行ならびに国外追放命令の執行の責任も負う。

３．検察局および裁判所制度

➢ １１７３

検察局および裁判所システムは、人権侵害を正当化するうえで重要な役割を持っている。調査委員会は、これらの機関は根本的に不公正な審判を伴う法手続きにおいて、政治的非行により人々を訴追、処罰していたと考えている国家安全保衛部の一環をなす特別軍事裁判所は政治犯罪のうち最も注目を集めるものを取り扱い、不公正な審判の末に死刑を言い渡していたことを突き止めた。

➢ １１７４

検察局は、一般刑務所および取調べ・拘留センターにおける違反についても責任を負っていた。というのも、北朝鮮の法令の下であっても公判前の抑留者および既決囚が享受することができる限られた保護と権利を有効に監視し執行するという北朝鮮法に基づく義務の履行を体系的に怠っているからである。

４．朝鮮人民軍

➢ １１７５

朝鮮人民軍は、甚だしい人権侵害と関連する人道に対する犯罪に携わっている。とりわけ軍隊内で政治警察の役割を果たす国軍保安指令部がこれに該当する。国軍保安司令部は、人民軍兵士に直接は関係しない政治的非行への対処にも携わっている。出入国管理の主導権は２０１２年に朝鮮人民軍から国家保衛部に移管されたにもかかわらず、朝鮮人民軍国境保安司令部は、北朝鮮を離れるという国民の基本的人権を暴力的に否定するにあたってのキーアクターであった。人民軍の部隊は、軍将校の容認を受

けたうえでの、人道的支援の上級職員間での分配や一般市民からの食糧の略奪などを含め、食糧を得る権利の侵害および関連する人道に対する犯罪に携わってきた。

➢ １１７６

朝鮮人民軍は朝鮮戦争中に市民を拉致し、また戦争捕虜の本国送還を拒否して、朝鮮戦争終了後に「建設兵団」において強制労働させることを目的に不法に彼らを働かせた。人民軍の海軍部隊および特殊工作部隊は、朝鮮戦争後の韓国及び日本国民の強制失踪にも携わっていた。

５．朝鮮労働党

➢ １１７７

地方および中央レベルの朝鮮労働党における部局は、人権侵害、とりわけ表現の自由および結党の自由の侵害、ならびに食糧を得る権利の侵害に直接携わっている。宣伝扇動部が行う広範囲にわたる教化計画によって、党は市民の思想の自由と情報の自由を否定しようとしている。党はまた、大衆の組織化、子供および学生を対象にした教化計画、ならびにすべての国民の参加が義務づけられる毎日の教化と自己批判会合を担当している。地域住民による監視（人民班）の進入的なシステムは、朝鮮労働党の管理下にある地方人民委員会によって運営される。

➢ １１７８

党が運営する地域及び地方の人民委員会は、朝鮮労働党および関連省庁の指令に基づき、公共配給システムにおいて、差別的な食料の配給を実施した。日本、韓国その他の国の国民が強制的に失踪させられた秘密裏の拉致工作には、専門の朝鮮労働党の中央レベルの諜報部門が携わった。

６．人権侵害および人道に対する犯罪の一元的機関

➢ １１７９

朝鮮労働党のあらゆるレベルの治安および司法組織および機関全体が人権侵害および人道に対する犯罪に携わっていることは、これらの起案が自主的にではなく、中央政府の最高レベルが発する決定および上からの命令に従って活動していることを示している。証言および受け取った情報から委員会が見て取った、人権侵害を行う様々な国家機関同士の高度の連携を説明できるのは、この結論しかない。

➢ １１８０

調査委員会はまた、国及び関連命令系統の内幕は、とりわけ国が最も言語道断な人権侵害に携わっている領域において、甚だしくかつ体系的にわかりにくくなっていることを突き止めた。人権侵害の命令はしばしば口頭のみで伝達される。文書で行われる場合には、関連文書は一部の役人しか見ることができず、外部への漏えいを防ぐために特別の防衛手段によって保護されている。これらの構造化された呼ぶ手段もまた、中央レベルでの人権侵害の認識及び承認を示すものである。

➢ １１８１

北朝鮮への入国および役人との面会を拒絶されたため、委員会は中央レベルでどのようにして決定が下されるのか、そしてどのような命令系統を経て実行者に伝えられるのかを復元するのに大変苦労した。典型的に中央決定機構の権限は、互いの組織間の対向心を煽り、最高指導者に対する脅威となるものが出ないようにするという明確な目的のため、広く、また重複している。さらに、北朝鮮で最も影響力のある個人は、朝鮮労働党、軍および治安機構、その他公的な国家機関において複数の権能を持っていて、どの機関（個人の対比としての）が特定の決定につながる過程を支配しているのかを確信をもって示すことが困難である。有力な個人の粛清とその他の者が権勢を握ることは、正式なものではない、もしくは発表されない組織内の重大な事実上の変化につながる。

➢ １１８２

調査委員会はしかしながら、通常の意志決定の過程について、満足のいく結論に達することができた。この結論に達するために、北朝鮮憲法、北朝鮮労働党規約、ならびに北朝鮮政治機構の旧役人および専門家から得られた情報を分析した。

➢ １１８３

調査委員会は、北朝鮮における意志決定プロセスは、とりわけ甚だしい人権侵害および人道に対する犯罪が行われている分野については、極めて中央集権化されていることを見出した。最高指導者および朝鮮労働党と国防委員会の中央機関を率いる少数の人々によって支配されている。これらの人々の多くは軍における地位も高く、軍および治安機構において主要な地位を占めている。一部は最高指導者の親戚である。朝鮮労働党と国防委員会の主導的機関の互いに対する相互権限は、はっきりさせるのが困難で、時代によって行きつ戻りつしてきたようである。しかしながら、労働党と国防委員会の両方を率いる最高指導者の主な役割は、北朝鮮の政治制度において不動であり続けている。

➢ １１８４

最高人民会議は、名目的には国の最高機関でありながら、主として前記機関が既に下した決定を合法化するための手段として機能している。内閣は経済社会政策を形作る限られた権限しかなく、安全にかかわると考えられるすべての事項については、実質的に国防委員会にとってかわられている。

７．朝鮮労働党の主導機関

➢ １１８５

北朝鮮憲法第１１条は、「北朝鮮は労働党の主導の下あらゆる活動を行うものとする」として、朝鮮労働党の主権を規定している。主権を実施するため、朝鮮労働党は政策が確実に施行されるように、統治および社会のあらゆる領域とレベルに戦略的に浸透していった。軍、治安機構、司法システム運営および国営企業における意思決定者は概して、党の幹部から選ばれる。国民全体が党の強制的な大衆組織にグループ化され、教化及び宣伝活動を受けることとなる。さらに、党代表は、国家機関、とりわけ治安および司法機構の戦力的監視を行う地位に正式に置かれる。党はまた、地域及び地方レベルの人民委員会を支配し、政策及び指令を施行するための手段として用いる。

➢ １１８６

党は社会の草の根まで行きわたっているが、最高指導者によって中央集権的に支配されている。このことは朝鮮労働党規約にも明記されており、一党独裁の維持の重要性を強調している。規約はすべての党員に対し、首領（最高指導者）と一党独裁制度を固く守ることを義務付けている。２０１４年の「新年辞」において、金正恩は一枚岩となっての党の主導権を維持する必要性を強調した。

➢ １１８７

朝鮮労働党内の意思決定権は総書記、中央委員会の政治局常務委員会および最高指導者の信頼を得ている中央委員会のいくつかの部局が有している。金日成と金正日はいずれも総書記の称号を持ち、政治局常務委員会の委員も務めた。故金正日が「永遠の総書記」の称号を持っているため、金正恩は機能的には総書記と同等である、党第一書記という正式な称号を称している。また、政治局常務委員会の委員でもある。さらに、金正恩は党が朝鮮人民軍を監督するための中央軍事委員会の委員長でもある。

➢ １１８８

名目上、党大会が党の最高機関である。ここで中央委員会の委員を選び、中央委員会委員が政治局職員を選ぶと考えられる。しかし実際には、これらの機関は最高指導者の権限とそのより大きい政策を合法化していただけだった。このことは、党大会が６

回しか開催されたことがなく、前回は１９８０年までさかのぼることからも証明されている。中央委員会総会は金正日が政権を握っていた１９９３年から２０１０年の間は招集されなかった模様である。党組織は金正恩への権力の移譲を合法化するためにある程度再活性化された模様である。とりわけ中央委員会政治局は２０１０年および２０１２年に第３回および第４回党代表者会を開催し、金正恩への国及び党内の主要な地位の移譲を承認した。金正恩が最高指導者になってから権力の変化を公的に表す最も重要な出来事であるチャン・ソンテク（張成沢）とその支持者の粛清の決定は、労働党政治局拡大会議の正式な決定として紹介された。

８．国防委員会

➢ １１８９

国防委員会は１９７２年に設立された。金正日が金日成の確実な後継者として浮上し、権力に着いて以降、その役割はますます顕著になっていった。金正日は、主に軍および治安機関に権力の基盤を持つ役人に意思決定権を移動させていく先軍（ソングン）政策の一環として徐々に国防委員会を強化していった。この権限の移動は現在の北朝鮮憲法にも反映されている。憲法は国防委員会を国家権力の最高国防主導組織と認めている。調査委員会はさらに、まずは金正日が、そして２０１２年からは金正恩が務める国防委員会委員長が北朝鮮の最高指導者とみなされると認めている。

➢ １１９０

国防委員会の役割は、外部の脅威から国を守ることに留まらず、国内の安全保障に関する事項にも及ぶ。従って、国家安全保衛部、朝鮮人民軍および人民保安省は全て国防委員会の下に取り込まれている。国防委員会は首相が率いる現在の内閣よりも地位が高い。憲法は国防委員会に、自身の決定や指令に反する国家機関の決定や指令を無効にする権限を与えている。

９．最高指導者

➢ １１９１

党および国防委員会における支配的な役割を通じて権力を行使するほかに、最高指導者は自律的な意思決定機関としての役割も果たす。調査委員会に証言した北朝鮮の旧役人は、最高指導者が出した命令は規範的な命令とみなされ、他のすべての党または国家機関の決定を覆すと強調した。憲法は、最高指導者は、国防委員会委員長の権限において、「国のあらゆる事項（すなわち、国防にかかわらない事項も含めて）を指導する」と明記することによって、規範的根拠を与えている。最高指導者はさらに、命

令を発する憲法に基づく権限を有する。このような命令は、国の他のあらゆる機関の決定よりも権限が勝り、これらの決定を無効とする。金正日の治世下に、党の部や省庁が最高指導者に直接報告するという慣習が明らかに導入された。最高指導者がそれに署名すれば、その内容は最高指導者本人の指示だと見なされた。

➢ １１９２

最高指導者は国防委員会委員長の権限において、北朝鮮軍最高司令官の役割も務めた。さらに、国防分野において主要幹部の任命および解任の権限も持っている。金日成、金正日および金正恩はこの権限を用いて、数々の機会に国家保衛部、人民保安省、および朝鮮人民軍の主要な幹部を入れ替え、確実に個人的に信用信頼している人々だけが権力の座にあるようにしていた。調査過程全般にわたり、調査委員会は一回たりとも、これの幹部が、所属機関が甚だしい人権侵害または人道に対する犯罪に携わっているために免職されたという事例を特定することができなかった。実際、北朝鮮の旧役人は、人道に対する犯罪を伴う様式の一環をなす甚だしい人権侵害が明らかに最高指導者から直接命令された、数々の事例や工作を調査委員会に証言した。一部の場合では、国家保衛部、人民保安省、および朝鮮人民軍も最高指導者から、特定の個人またはグループをターゲットとして特別の組織を形成するよう命令を受けた。これらの事例の多くでは、甚だしい人権侵害を伴う活動の実行について、最高指導者に詳細な報告書を提出しなければならなかった。

１０．調査委員会の主な調査結果

➢ １１９３

北朝鮮は人権侵害と人道に対する犯罪の遂行が組織的な枠組みの中に深く根付いている国家だと考える。国家安全保衛部、人民保安省、朝鮮人民軍、検察局、裁判所および朝鮮労働党が人権侵害および人道に対する犯罪罪に携わっている。これらの人々は、朝鮮労働党、国防委員会および北朝鮮最高指導者の主導による効率的な統制の下、行為を行っている。

➢ １１９４

従って調査委員会は、北朝鮮で組織による説明責任を確保するためには、国の制度のトップおよび中心から始まる、抜本的な制度改革が必要だと考える。人権侵害を行うという目的のみに役立つ監視、教化および抑圧の構造全体を取り壊さなくてはならない。このためには、安全保障及び司法部門の改革だけでは十分でなく、これの根拠となっている意思決定プロセスをより透明に、有効なチェックとバランスに付されるようにしなければならない。調査委員会はまた、差別のない国民への必需品の供給が可

能になるように、経済システムも再構成されなければならないと考える。国の政策と計画を考慮するうえで、説明責任、差別がないこと、意思決定プロセスへの市民の参加、利用可能資源の最大限の使用および本報告書で論じたその他の原則が前面に押し出されなければならない。国際人権法に基づく義務をこの国に遵守させるため、国はすべての国民が経済的、社会的および文化的権利を享受できるよう、積極的な措置を講じなければならない。このためには、多くが人道に対する犯罪の企画に携わっている少数のエリートが利益を得てきた、厳しい社会経済的格差と関連する差別的な社会経済構造に対処するための特別な措置を講じる必要がある。

B. 個人の犯罪責任

➢ １１９５

人道に対する犯罪の禁止は、国際慣例法として国際社会全体に義務を負わせる確定的規範（jus cogens）の主部の一部を成す。従って、北朝鮮が国内法に人道に対する犯罪を組み込んでおらず、国際刑事裁判所ローマ規程（ＩＣＣローマ規程）の締約国でなくても、北朝鮮で人道に対する犯罪を行った個人は、国際慣習法に基づき責任を負う。調査委員会はまた、人道に対する犯罪を犯した者は、上位者からの命令で行ったことにより刑事責任を免れることはないことを指摘しておく。これほどに重大な犯罪を侵せとの命令は、明らかに不法だからである。

➢ １１９６

証言又は調査委員会が受け取ったその他の情報に人道に対する犯罪を実行、命令、懇請または幇助扇動した個人の氏名が記載されている場合、これらはしかるべく記録されたものである。調査委員会が人道に対する犯罪に携わった特定の部局、収容所または機関のトップを務めた個人の氏名を確認できた時にも、これが行われている。関連情報は調査委員会の機密データベースで保護されている。調査委員会の残務事務局を務める人権高等弁務官に対し、実行された犯罪その他の違反の説明責任を確保すること、侵された違反に関する真実を確立すること、もしくは特定の個人または機関に対し国連から権限を与えられた制裁措置の実行を目的に信頼性のある調査を行う管轄当局にこれらの情報へのアクセスを与えることを調査委員会は正式に認可した。調査委員会は高等弁務官に対し、証人その他の関係情報源が説明の上での同意を与えた場合、そして保護および運営上の懸念がしかるべく対処された場合にのみアクセスを許可するよう要請した。

➢ １１９７

２０１３年１２月１６日委員会は中華人民共和国に書簡を出し、北朝鮮国民の強制送

還に関する中国の政策と実践に対する懸念を手短に述べた。調査委員会はとりわけ、中国の役人が北朝鮮当局にこれらの人々に関する具体的な情報を提供していることに関して特に懸念を示した。調査委員会は中国政府に対し、そのような行為が、本国送還および情報交換が特に向けられている人道に対する犯罪の幇助扇動に至る可能性がある、もしくは北朝鮮における人道に対する犯罪の遂行を推進する目的を持つものだとして関連の当局者に警告するよう要請した。

➢ １１９８

２０１４年1月２０日、調査委員会は北朝鮮最高指導者の金正恩に手紙を出し、本報告書に含まれるすべての所見を共有した。調査委員会は、軍司令官および文民の上司はその実質的な統制下にある者によって行われた人道に対する犯罪を防止、抑制しなかったことについて個人的な刑事責任を負うことがあるとする、国際刑法における司令官及び上司の責任について、最高指導者の注意を喚起した。北朝鮮の最高指導者、朝鮮労働党第一書記、国防委員会第一委員長および朝鮮人民軍最高司令官としての資格に照らして、調査委員会は金最高指導者に、国家安全保衛部、人民保安省、朝鮮人民軍、検察局、特別軍事その他の裁判所、ならびに朝鮮労働党の幹部が、朝鮮労働党中央機関、国防委員会、究極的には最高指導者の実質的な統制下で活動するにあたり、人道に対する犯罪を行っていることを指摘した。調査委員会は金正恩第一書記に対し、これ以上の犯罪の遂行を抑制するために必要かつ合理的なあらゆる措置を講じ、管轄当局に行われた犯罪の事例を提出して、調査と訴追を行うよう要請した。

➢ １１９９

現段階では、北朝鮮では人道に対する犯罪が何の罰を受けることもなく行われている。国の最高レベルで承認された決定及び政策に基づいて人道に対する犯罪が行われていたことを考えれば、これは予測されたことである。北朝鮮において抜本的な制度改革が行われない限り、北朝鮮自身の機構では、国際法で求められるように人道に対する犯罪を有効に調査訴追することを望みもしないし、実行もできないと委員会は考える。かかる状況においては、国際社会が踏み込んで確実に加害者を裁判にかける責務を負うことになる。

➢ １２００

委員会は、朝鮮民主主義人民共和国で実行されていた長年にわたりかつ現在も進行中である人道に対する犯罪に対処するために、遅滞なく国際法廷又は裁判所が開かれるべきだと考える。国際社会は国連を通して行動し、保護責任に則り、北朝鮮において人道に対する犯罪に関して最も責任のある者が国際法廷で訴追され、裁きを受けるための規定を作成すべきである。

➢ １２０１

いずれも北朝鮮の同意を要しない２つの適切な選択肢が考えられる。

１）安全保障理事会は、ＩＣＣローマ規程第１３条（b）及び国連憲章第Ⅶ章に基づき、北朝鮮の事態を国際刑事裁判所に付託することができる。この事案を国際刑事裁判所で取り扱うことには、確立された制度的な枠組み、手続規則及び専門スタッフが既に存在しており、人道に対する犯罪に関して最も責任のある人物の不処罰に遅滞なく対処できるという実務上の利点がある。ＩＣＣに付託した場合、２００２年７月以前に行われた犯罪に対しＩＣＣの管轄権は及ばない。しかしながら、２００２年以前に行われた犯罪の責任者の多くは既に死亡または裁判に耐えることができないと思われる。

２）あるいは、国際連合が北朝鮮のための特別国際法廷を設置することができる。このような特別法廷は、２００２年７月以前に遡及して管轄権を行使し得ることから北朝鮮における人道に対する犯罪に網羅的に対処することができる。しかしながら、これには膨大な財源のコミットメント及び組織的な計画が必要となり、これは犯罪実行者の裁判がさらに遅れることになる。ＩＣＴＹ及びＩＣＴＲの設置に至った前例にならって、安全保障理事会は国連憲章第Ⅶ章に基づく権限を行使してこのような法廷を設置することができる。安全保障理事会がＩＣＣに事態を付託しない又は特別法廷を設置しない場合には、総会が特別法廷を開設することもできる。このためには「平和のための結集」決議でとりわけ認められた残余権限（residual power）と、人道に対する犯罪の実行者を普遍的管轄権に基づいて裁こうとするすべての国連加盟国の主権の結集に依拠することができる。

➢ １２０２

調査委員会は他に３つの選択肢を考えたが、北朝鮮の支配的な状況において、いずれも適切ではないと見なした。

１）人道に対する犯罪が行われた他の状況においては、国際的及び国内の検察官と裁判官を含める混成法廷が設置された。しかしながら、これらのモデルは関係国の同意に基づいている。北朝鮮がこのような同意をしたとしても、北朝鮮の政治および司法システムに抜本的な改革が行われない限り、このような混成法廷への参加を任命された北朝鮮の裁判官の中に、被告に非常に高位の役人を含むと思われる刑事裁判を行うのに必要な衡平性と独立性を持つ者はいないと調査委員会は考える。

２）安全保障理事会又は総会によって、北朝鮮の特別国際検察局を創設することも可能である。このような検察局が創設された場合、検察官がどの裁判所に起訴状を提出し、又は特定された被疑者を起訴するのかが不明瞭である。調査委員会はこの点に関して、裁判所が管轄権を行使するまでに証人の証言その他の情報を確保するための応急措置としての検察局の機能は、人権高等弁務官によって設置された非訴追用証拠書類作成機構及び後続の調査委員会と同様の作業方法によって行うこともできると指摘する。このような非訴追機構もＩＣＣまたは特別国際法廷の作業を適切に補完することになるであろう。

３）調査委員会は、最も責任を有する者が犯罪への関与を止めて、実行した犯罪にどのように関与したかに関する事実をすべて話すことと引き換えに訴追を免れることができる真実和解制度の選択肢を検討した。調査委員会はこのようなアプローチは人道に対する犯罪が絶えず行われている状況には著しく不適切であると見なした。これほどに重大な犯罪の主犯に対する恩赦もまた、被害者及びその家族への侮辱となる。さらに、刑事責任が課せられることによって期待される将来の犯罪の抑止効果も失われることになる。調査委員会はまた、人道に対する犯罪、特にかかる犯罪に最も責任を有する者に対する恩赦は、もはや国際法によって容認されなくなる旨留意する。

➢ １２０３

国際社会は必然的に、主犯のうちの限られた者にしか責任を問うことができない。北朝鮮における抜本的な政治および制度改革の実施プロセスが進行すれば、平行して朝鮮人が主導する移行期の司法手続が早急に必要となる。この段階では、必要な範囲で国際的な支援に頼りつつ、国内の特別検察局を創設して人道犯罪者の訴追手続を進めるべきである。当該手続には、中間及び下位レベルの犯罪者を摘発し、影響力を奪うために、自国が保有する真実を追求し吟味するための広範囲に及ぶ手段を含んでいる必要がある。この手続は、自分が享受する資格のある人権について無知のまま、彼らの国家自体がどのように人権を侵害していたかについても知らされていなかった一般市民のすべての世代の考え方を変えるための総合的な人権教育キャンペーンと連動しなければならない。

Ｃ．国際社会の責任

➢ １２０４

国連加盟国が数十年のスパンにわたって人道に対する犯罪を行ってきたとする調査委員会の所見は、国際社会の責任に関する問題も浮かび上がらせる。調査委員会は、２

２００５年世界サミットで集まった首脳は、それぞれの国が国民を大量虐殺、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する犯罪から守る責任を負うことを確認したことを指摘する。さらに、世界の指導者たちは、国際社会が負う補完的保護責任を維持することを約束した。

国際社会は、国連を通じて、適切な外交、人道その他平和的手段により、憲章第Ⅶ章およびⅧ章に従って、市民を大量虐殺、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する犯罪から保護するのを助ける責任も有する。これに関連して、平和的手段が不適切で国家当局が明らかに国民を虐殺、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する犯罪から守ることができていない場合、我々は安全保障理事会を通じて、第Ⅶ章を含む憲章に従い、ケースバイケースでかつ適切な関係地域機関と協力して、適時にかつ断固として、集団行動を取る準備もできている。

➢ １２０５

北朝鮮が明らかに国民を人道に対する犯罪から守ることに失敗していることに鑑み、国際社会は国連を通じて、第一に適切な外交、人道その他平和的手段を用いて、北朝鮮国民を人道に対する犯罪から守る責任を負う。北朝鮮の人道に対する犯罪が、組織的に拉致され、残された家族を含め強制的な失踪で苦しみ続けている多くの他国民にも影響を及ぼしていることがさらに国際社会の責任の正当な理由となる。これらの事例の多くで、拉致は他国の領土主権のあからさまな侵害を伴った。

➢ １２０６

調査委員会は、総会、人権理事会、経済社会理事会の人権委員会、事務総長および人権高等弁務官が、北朝鮮の人道に対する犯罪の根幹である甚だしい人権侵害を止めさせるため、多大な平和的努力を行ってきたことを指摘する。一方で、安全保障理事会は、国内の人権状況を有意義に改善することが、好戦的な対外姿勢を取るという北朝鮮の傾向を軽減させることになることを完全には正しく理解しないまま、朝鮮半島への関与を核不拡散と軍事紛争の問題に限定してきた。

➢ １２０７

総会は９年連続で、甚だしい人権侵害を止めるよう北朝鮮に要請する決議を通してきた。人権理事会及びその前身である人権委員会もまた、現在も進行中の深刻な、広範囲にわたる組織的な人権侵害を非難する決議を通してきた。これらの決議に基づき、事務総長、人権高等弁務官および歴代の北朝鮮の人権状況特別報告者は、人権に関する懸念をさらに詳述した詳細な報告書を提出してきた。長い時間をかけて、この状況に対する国際的な認識と懸念は拡大し、総会と人権理事会の最新の決議が投票なしで

採択されるまでになった。とりわけ、決議第２２／１３号による、投票なしでの本委員会の制定は前例のないものである。

➢ １２０８

これまでに行われてきた平和的努力は、北朝鮮が総会および人権理事会が体現する国際社会の統一された姿勢を拒否したため、不適切であることが判明した。北朝鮮は総会および理事会の決議を、「悪意のある政治的目的のために人権を乱用して北朝鮮の主権を侵害し、気高い社会主義制度を傷つけようとする馬鹿げた試み」および「通りすがりに一瞥することすら値しない政治的ごまかし」だとして手を変え品を変え拒絶している。さらに、北朝鮮はこの件に関しては、これらの決議に従って設立された機構、とりわけ国連人権機構に協力することも拒否している。調査委員会は、この国連に対する公然の無視は、この問題を疑う余地のないものにしていると考えるが、安全保障理事会は、現在進行中の国連制度の催促の努力の支援として、ターゲットを慎重に定めた行動を取るべきだと考える。

➢ １２０９

事務局の機関および国連機関から成る国連システムも責任を担わなければならない。２０１３年１２月、事務総長は市民が深刻な人権侵害のリスクにさらされている状況に国連が対処する方法を改善するための「最優先」イニシアチブに着手した。最優先には国連の回答についてより一貫したアプローチへの努力、および人権状況に関する衡平な情報の提供を含めた、国連の政府間機関との対話および関与の強化も含まれる。調査委員会は、北朝鮮における人権状況の深刻さは国連システムによる最優先戦略の採択および完全実施の正当な理由になると考える。

➢ １２１０

北朝鮮国民はあまりにも長い間苦しんできた。彼ら自身の政府による略奪行為から彼らを守るのは国際社会の責任である。国際社会は、人道に対する犯罪について最も責任の重い者をターゲットにした強い責任措置、北朝鮮当局との人権に関する約定の強化、および国民同士の対話および南北融和スケジュールに基づく漸進的な変化の支援を組み合わせた多面的戦略を追求することによって、保護責任を果たさなければならないと調査委員会は考える。調査委員会はこのアプローチを詳述する国際社会への勧告を作成した。これらの勧告は、調査委員会の主報告書に述べられている。

Ⅶ. 結論と勧告

➢ １２１１

北朝鮮では、過去にも現在にも、国やその機関、当局者による組織的、広範かつ重大な人権侵害が存在する。調査委員会が人権侵害と認める事案の多くは、人道に対する罪に相当する。これらは、単なる国家の行き過ぎた行為ではない。国が根ざす理想からかけ離れた政治制度の不可欠な要素になっている。こうした侵害の重大性、規模、本質は、同国が現代世界に類をみない国家であることを露呈させている。20 世紀の政治学者は、この種の政治組織を全体主義国家と特徴づけた。すなわち、一握りの人間による独裁支配に満足せず、そこから国民生活のあらゆる側面を支配し、国民を恐怖でねじふせようとする国家である。

➢ １２１２

北朝鮮は、全体主義国家としての多くの特質を示している。それは、1 人が 1 党を支配するルールであり、現・最高指導者が「金日成主義－金正日主義」と呼ぶ、緻密な指導思想の上に成立している。北朝鮮は国民を子どもの頃から洗脳し、公式イデオロギーに疑問を呈するあらゆる政治的表現、宗教的表現を抑圧し、国民の移動、国内外の通信手段を厳しく制限することにより、この指導思想を植え付けようとする。性別や出身成分に根差す差別を利用し、政治制度への抵抗を生み出しにくい硬直化した社会構造を維持している。

➢ １２１３

国による食料調達の独占は、政治的忠誠心を強要する上で重要な手段となっている。食料の分配は、さほど必要でないと目される国民の犠牲の上に、現在の政治制度の存続に有用な人間が優先されてきた。国民の国家への完全な依存は、近代史上、最大規模の一つとなる飢餓をもたらした。当局は最近になってようやく、市場を完全に押さえつけることはできないという事実を認めるようになった。しかし、北朝鮮は食料の権利を実現する改革を本格化させることはせず、非効率的な経済的生産と差別的な資源分配システムを維持している。そのため、必然的に、防ぐことのできるさらなる飢餓を国民の間にもたらしている。

➢ １２１４

その政治システムは、監視、弾圧、恐怖、処罰を戦略的に用いることにより、いかなる反対意見の表明も排除する、巨大な政治・治安機構が鍵となっている。国民を脅し屈服させる究極の手段は、公開処刑や政治犯収容所による強制失踪である。国家による侵害が顕在化した例が、国家ぐるみの他国民の拉致及び強制失踪である。このように国をまたいだ強制失踪は、その深刻さ、規模、性質において他に類をみない。

➢ １２１５

今日、北朝鮮を取り巻く世界は、政治的、経済的、技術的に急激な変化を遂げている。こうした変化が、国内の社会変化に次第に影響を及ぼし始めている。それに対応して、国外からの「破壊」分子の影響を取り締まるため、当局による深刻な人権侵害が行われている。こうした影響は、韓国や他国の映画、ドラマ、短波ラジオ放送、外国の携帯電話に象徴的である。同じ理由で、同国は暴力と処罰を用いて、国民の国外脱出の権利を阻止している。中国から本国に強制送還された国民は、拷問、恣意的拘禁、略式処刑、強制堕胎、その他の性的暴力の対象となるのが普通である。

➢ １２１６

調査委員会が報告した組織的、広範な侵害の多くは、長期にわたり、現在も進行中である。これは、国際法上の人道に対する犯罪の証拠として求められる高い基準に相当する。加害者は不処罰を享受している。北朝鮮は、加害者を起訴し、法の裁きの下に置くという国際的義務の履行に消極的であるが、それは加害者の行動が国策に則っているためである。

➢ １２１７

北朝鮮は国連の一員でありながら、数十年にわたり人道上の犯罪に絡む国策を推進してきたことは事実であり、国際社会の対応の不適切さが問題視されている。国際社会は、北朝鮮国民を人道に対する犯罪から保護する責任を負わなければならない。北朝鮮政府がその役割を負わないことは明らかなためである。特に、朝鮮半島の分断と朝鮮戦争という未解決の遺産により、国際社会（特に大国）が担う役割に応じて、この責任を果たさなければならない。このような不幸な遺産からは、人権状況の難しさだけでなく、なぜ有効な対策を取ることが喫緊であるかを知ることもできる。

➢ １２１８

国連は、北朝鮮で生じた人道に対する犯罪の首謀者に対し、説明責任を確実に負わせなければならない。この目的を達成するには、安全保障理事会による国際刑事裁判所への事態の付託や、国連による特別法廷の設置等の選択肢がある。説明責任確保のための緊急措置として、人権問題に関する対話を強化し、人的交流による変化の促進、和解に向けた南北間の協議を組み合わせていくべきである。

➢ １２１９

調査結果及び結論に基づき、調査委員会は以下のとおり勧告する。

➢ １２２０

調査委員会は、北朝鮮に勧告をする。

（a）最高指導者と朝鮮労働党の権力の上に、真のチェック・アンド・バランスを導入するため、抜本的な政治改革と制度改革を遅滞なく実施すること。こうした変化には、独立した公正な司法、多党政治システム、真に自由で公正な選挙から選出された、地方、中央レベルの選出者から成る議会が含まれるべきである。人権侵害に関わる将校団をすべて査察し、朝鮮人民軍の任務を外患からの国の防衛に制限することにより、治安部門を改革すること。国家安全保衛部を解体し、透明で民主的な監視の下に社会安全省を設置すること。このプロセスを推進するため、北朝鮮社会で人望を得ているメンバーによる憲法・制度改革に関する独立委員会を編成し、国外から適当な専門家の支援を受けるべきである。

（b）本報告書の中で調査委員会が記載している政治犯収容所も含めた、人権侵害の存在を認めること。国際的な人道支援団体や人権監視団体に対し、収容所への即時立入と生存する収容者への面会を許可すること。政治犯収容所を完全解体し、政治犯を全員釈放すること。また、追跡困難な失踪者の安否に関し、本格的解明を行うこと。

（c）刑法及び刑事訴訟法を改正し、定義が曖昧な「反国家」罪、「反人民」罪を廃止し、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に明記された公正な裁判を受ける権利と適正手続の保障を十分に権利として認めること。尋問の手段として、拷問、その他の非人道的手段を講じることを禁じ、これを違法とする刑法及び刑事訴訟法の既存条項を履行すること。自由を奪われたすべての被収容者に対し、拘留の人道的条件が確保されるよう、一般的な刑務所制度を改革すること。連座制による報復を廃止すること。有罪判決を受けた犯罪者の家族を強制移住させる慣行を即時撤廃すること。

（d）死刑判決及び死刑執行の即時中止を宣言し、実行すること。それに続き、遅滞なく、法律上及び実行上において死刑制度を廃止すること。

（e）独立系新聞社及びその他メディアの創設を許可すること。他国の大衆文化を含め、インターネット、ソーシャルメディア、国際通信、外国放送及び出版物を国民が自由に利用できるようにすること。また、大衆組織や教化集会への強制参加を廃止すること。

（f）国家、民族、政治的憎悪、戦争を賛美する、一切のプロパガンダや教育活動を廃止すること。

（g）キリスト教徒や他の宗教信者が、懲罰、報復、監視の不安なく、独立し、かつ公に信仰できるようにすること。

（ｈ）教育や雇用機会などの問題も含めて、政治的忠誠心や家族の社会政治的な背景の認識による国民差別をなくすこと。近隣住民による監視（人民班）、秘密住民登録ファイルシステム、政治弾圧の目的に資する、有効な司法的・民主的統制が働かない、人物及びその通信に対するあらゆる監視を撤廃すること。過去に実施した監視の範囲を公に認め、住民登録ファイルへのアクセスを国民に許可すること。

（ｉ）女性に対し、公的生活と雇用における平等な機会を提供するなど、ジェンダー平等を確保するための施策を速やかに講じること。女性に影響を及ぼす差別的な法、規則、実践を撤廃すること。家庭内暴力や、国家職員及び／又は、国家機関における性的暴力など、女性に対するあらゆる形態の暴力に対処する措置を講ずること。また、女性の売買に対する有効な措置を速やかに講じ、女性がそうした違法行為の被害を受けやすい構造的原因に対処すること。

（ｊ）国民が、食料やその他の経済的社会的権利を、差別なく享受できるよう確保すること。女性、ストリートチルドレン、高齢者、障害者などの社会的弱者に特に配慮すること。民主主義への参加、グッドガバナンス、非差別を土台とした農業政策、経済政策、財政政策を促進すること。国民が生活の糧を得られるよう、自由な市場活動、対内・対外貿易、その他の独立した経済活動を法制化し、支援すること。

（ｋ）統治者、軍隊、治安機構の過去の支出に照らして、優先事項を整理し、利用可能な資源を提供することにより、必要に応じて、軍役に就く者も含めて、国民を飢餓から救い、国民にとってその他の最低限度の基準を確保できるようにすること。

（ｌ）食料への権利の保障上、必要な場合、遅滞なく国際的な人道支援を求めること。国際的な人道支援機関が、有効なモニタリング目的も含めて、支援を必要とするすべての国民に自由にアクセスできるようにすること。また、不適当な目的のため、人道支援を違法に転用する国家職員に対し、説明責任を負わせること。

（ｍ）一般国民に対する事実上の海外渡航禁止を撤廃すること。越境行為の違法規定を撤廃し、国際基準に合った国境管理を導入すること。国境での射殺命令を撤廃すること。中国から本国に送還された国民を政治犯とみなさないこと。また、それらの国民に対する投獄、処刑、拷問、恣意的拘禁、計画的飢餓、違法な体腔捜査、強制堕胎、その他の性的暴力をやめること。国家による居所と雇用の強制指定、居住地域外への国内旅行の許可制を撤廃すること。

（ｎ）拉致その他の手段による強制失踪者のすべての家族及び母国に対して、これらの人々の安否情報、また、生存している場合にはその所在に関する完全な情報を提供すること。生存者及びその子の母国帰還を速やかに許可すること。家族及び母国との連絡を密にし、死亡者の物理的な遺骨等を特定し、送還すること。

（ｏ）国民が望む場所に旅行し、移住できるようにするなどして、離散家族の再会を実現させること。当事者らに対し、手紙、電話、Ｅ メール、その他の通信手段による、監視のない通信のための機器をすぐに提供すること。

（ｐ）人道に対する犯罪の首謀者とされる者を訴え、法の裁きの下に置くこと。このプロセスを監督する特別検察官を任命すること。被害者とその家族に対し、人権侵害に関する真相を知らせるなど、十分で迅速かつ有効な補償と救済を確実に提供すること。人権侵害に関する真相を立証するための、国民主導のプロセスを確立すること。成人及び未成年児童に対し、人権及び民主的統治に関する国内外の法令や実践につき、総合教育を提供すること。移行期の司法措置に関し、国際社会から助言と支援を求めること。

（ｑ）本報告書において調査委員会が提起し、また、国連総会及び人権理事会の一連の決議、普遍的定期的レビューの手続き、特別手続や条約体の報告書で提起されたあらゆる人権侵害に関し、これを即時中止し、人権問題の懸念に対処するあらゆる措置を講ずること。

（ｒ）「強制的な失踪からのすべての人々の保護に関する宣言」、「障害者の権利に関する条約」、「国際刑事裁判所に関するローマ規程（ＩＣＣローマ規程）」、国際労働機関の基本的条約を遅滞なく批准すること。

（ｓ）上述の勧告の履行を促進するため、国連人権高等弁務官事務所や他の関係国連機関のフィールドプレゼンス、技術支援を速やかに受け入れること。

１２２１
調査委員会は、中国及び他国に対して、以下のとおり勧告する。

（ａ）ノン・ルフールマン原則を尊重し、これに基づき、国際的人権監視団体により北朝鮮での処遇に明らかな改善が認められない限り、北朝鮮に対するいかなる者の強制送還も差し控えること。庇護や他の永続的保護の手段を、国際的な保護を必要とする脱北者に拡大すること。こうした人々が完全に平等に扱われ、差別から正当に保護されるよう確保すること。中国国内に居住する北朝鮮国民の活動や連絡先に関する情報を、北朝鮮国家安全保衛部及び他の治安機関に提供しないこと。国籍付与や他の保護措置を与えようとする他

国の外交官、領事代表機関に対し、北朝鮮国民が自由に接触できるようにすること。

（ｂ）国連難民高等弁務官及び関連人道機関に対し、接触を求めるすべての北朝鮮国民が完全に、自由に接触できるようにすること。

（ｃ）国際難民法が定める義務が遂行されるよう、国連からの技術支援を要請すること。また人身売買の有効な対策を確保すること。

（ｄ）被害者に当該国内にとどまる権利の提供、法的保護、基本的サービスへのアクセス提供を含め、自国民に提供するものと同等の医療的処置、教育機会、雇用機会など、被害者中心、人権重視のアプローチを採ること。

（ｅ）中国国民と結婚し、子どもをもうけている脱北者の地位を法で保護すること。こうして生まれた子どもが、出生登録、可能な場合は中国国籍を得て、差別なく教育及び福祉の権利を得られるよう確保すること。

（ｆ）北朝鮮当局員が、中国国土からさらなる拉致を実行できないよう、即時の対策を講じること。逮捕された拉致加害者を起訴し、適切に処罰すること。また、法に則った裁判が行われるよう、当該命令を発した者の引き渡しを求めること。中国は、北朝鮮の最高指導者、他のハイレベル当局者に対し、拉致問題、中国国籍の権利を有する子どもの殺害、送還女性に対する強制堕胎、中国からの送還者を標的とした他の人権侵害の問題を提起すべきである。

➢ １２２２

調査委員会は、朝鮮人民が南北間の対話を進め、段階的に和解に向けたスケジュールにつながるよう勧告する。南北朝鮮の対話は、友好的なスポーツイベント、学術交流やビジネス交流、北朝鮮からの若者に対する奨学金制度や職能訓練制度、学生交流、国内の赤十字社などによる市民社会団体の交流、専門組織や女性団体の交流、姉妹都市関係の発展、そして最終的には、輸送と通信手段の再建といったイニシアチブによっていっそう促進され得る。

➢ １２２３

各国，及び市民団体は，文化、科学、スポーツ、グッドガバナンス、経済発展などの分野で、人と人との対話と交流を深める機会を提供するべきである。このことが北朝鮮市民に、情報の交換と、外の世界を知る機会を提供するのである。北朝鮮及び他の各国は、人と人との交流を阻む障害を取り除くべきである。これには、国際人権法の

定める関連義務を無視した、旅行や人との接触を処罰する措置を取り除くことが含まれる。

➢ １２２４

北朝鮮の人権状況を改善するため、各国、財団及び関連企業は、人権侵害の記録や、それぞれの国内の情報を放送するなど、市民団体の活動の支援を強化するべきである。最終的には、該当する状況とみなされれば、そのような財団や企業は、国家の発展、国民生活の創造、人権状況の前進に向けた計画を一貫して推進する取り組みを行う中で、関係政府の力となるべきである。

➢ １２２５

国際社会及び国連に関しては、調査委員会は以下のとおり勧告する。

（ａ）安全保障理事会は、国際刑事裁判所がその司法管轄に従って手続きをとるよう、北朝鮮の事態を同裁判所に付託すべきである。また、安全保障理事会は、人道に対する犯罪の首謀者とされる者に対象を絞った、制裁を承認すべきである。一般国民の社会状況、経済状況が苦境に瀕していることに鑑み、調査委員会は、北朝鮮国民、あるいは北朝鮮経済全体を標的とした安全保障理事会が課す制裁や 2 国間の制裁を支持しない。

（ｂ）国連総会と人権理事会は、調査委員会の設置に先立ち、北朝鮮に関する特別な人権監視・報告メカニズムを拡大すべきである。これらは、事務総長及び国連人権高等弁務官の定期的レポート、北朝鮮人権状況特別報告者のマンデートを含む。そのようなメカニズムは、特に人道に対する犯罪に対し、説明責任の確保に重きを置いたマンデートが付与され、調査委員会の勧告履行状況に関する報告を行うべきである。

（ｃ）国連人権高等弁務官は、人権理事会と国連総会の全面的な支援を受け、北朝鮮における人権侵害、特にこうした侵害が人道に対する犯罪に相当するであろう場合の説明責任の確保に資する機構を構築すべきである。この機構は、当該犯罪について収集された証拠及び文書に基づくものであるべきである。当該組織は現地に適当なスタッフを派遣することにより、被害者や目撃者に対する持続的な接触を実現すべきである。人権報告メカニズムに関する情報提供や、関係者による提供情報の安全なアーカイブを提供するほか、こうした組織の業務は、人道犯罪の首謀者を国連が起訴し、説明責任を負わせる際にも有用となろう。

（ｄ）国連人権高等弁務官は、技術支援を行い、積極的な政策提言を行いつつ、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）による北朝鮮への関与を継続させるべきである。国連人権高

等弁務官は、特別報告者による戦略の実行を支援し、国連システムのあらゆる関係の人権メカニズムを関与させ、一貫して遅滞なく、国際的な拉致問題、強制失踪、本報告書に記載される関連事項に取り組むべきである。加盟国は、こうした戦略が確実に実行されるよう、十分な協力をすべきである。

（ｅ）国連人権高等弁務官は、本報告書に盛り込まれた調査委員会の勧告の履行に関して、人権理事会及び他の適切な国連機関に対し定期的に報告すべきである。

（ｆ）人権理事会は、調査委員会の結論及び勧告が、国際社会から絶えず注目を集めるよう確保すべきである。かつて多くの苦難が生まれ、今もなお生まれ続けており、行動を起こすことは国際社会全体が負うべき責任である。

（ｇ）国連事務局及び各機関は、北朝鮮と関わるすべての者が、調査委員会がまとめた報告書の内容を含めて、人権問題に効果的に取り組み、対処できるよう、共通の「Rights Up Front」戦略を緊急採択し、実施すべきである。国連は、北朝鮮におけるこの人道に対する犯罪の再発防止支援戦略を速やかに開始すべきである。この戦略は、事務総長が安全保障理事会に事態を付託する可能性を想定すべきである。

（ｈ）北朝鮮と歴史的に友好な関係を有している各国、主要ドナー国及び潜在的なドナー国、並びに六者会合の枠組みの中で既に北朝鮮と関わりを持っている各国は、北朝鮮における人権状況についての懸念を提起し、また状況改善のための実効的なイニシアチブへの支援を提供するため、人権コンタクトグループを形成すべきである。

（ｉ）各国は、北朝鮮に対する経済的圧力、政治的圧力を加えるために、食料の供給や他の基本的な人道支援を利用すべきではない。人道支援は、非差別原則など、人道と人権の原則に則って行われるべきである。支援は、無制限の国際的人道支援や関連のモニタリングが十分に保障されない場合に限り、抑制されるべきである。2 国間及び多国間のドナーは協力し、人道的アクセスと関連のモニタリングの適切な条件が北朝鮮によって提供されるよう確保すべきである。

（ｊ）北朝鮮が負う国際法の下のすべての責任の履行義務を損なうことなく、国連と朝鮮戦争の当事国が、ハイレベルの政治会合を招集するための手段を講じるべきである。この会合の出席者が検討し、同意を得られれば、人権と基本的自由への尊重を含め、すべての当事者に国連憲章の原則をコミットさせる戦争の最終的な平和合意を承認すべきである。地域の各国は協力を強化し、ヘルシンキ・プロセスの例にならうことを検討すべきである。